

ISBN 4-938664-46-1

高等教育研究叢書

46 1997年10月

ポスト大衆化段階の
大学組織変容に関する比較研究

有本 章 編



広島大学

大学教育研究センター

ポスト大衆化段階の
大学組織変容に関する比較研究

有本 章 編

広島大学 大学教育研究センター

は し が き

現代の大学は、急激な社会変化の中で、さまざまな社会的期待に応え、社会的存在理由を実際の教育、研究、社会サービス、管理運営などの活動を通じて十分説得しない限り、組織を全うすることは困難になりつつある。国際化、情報化、成熟化などは社会変化の一端であるが、変化に追随するだけでは、大学組織は次第に活力を喪失せざるを得ない。量的発展が支配的であった大衆化段階には、そのような組織的対応を許容する風土やメカニズムが存在したかもしれないが、戦後持続した右肩上がりの時代に翳りが生じ、経済的リトレンチメントが半ば恒常化し、社会からの大学組織に対する挑戦、アカウンタビリティの要請、あるいは市場原理を大幅に導入した高等教育政策が進行する時代には、そのような姿勢は組織の終焉をもたらすことに通じる。こうして、大衆化が深まり、成熟化を来たし、さらに質的見直しが模索されるべき段階に到達した現在、大学を中心にした高等教育機関はポスト大衆化の段階を迎えているのである。

大学を中心にした高等教育の発展過程を進学率を指標に辿ると、1970年代半ば頃までは戦後一貫して上昇を遂げたが、その時期からは停滞期に入り、1990年代には再び回復基調に転じている。その限りでは大衆化は持続しているものの、停滞の時期以降は量的発展を遂げた大衆化の矛盾や病理が次第に深まり、解決すべき質的な問題や課題が出現している。しかも、その解決は従来の直線的な発展観では到底実現できない状態になっている。伝統的学生の長期減少は、進学率の再上昇現象がある半面、総枠としての大学進学人口の減少をもたらす局面に入ったことを意味するし、とりわけ低経済成長に伴うパイの減少、資源の傾斜配分、就職難、国や地方自治体に見られる構造的赤字財政などの進行は、国公立大学を中心に高等教育機関全体の見直しを余儀なくする事態を帰結している。国立大学の場合には、特殊行政法人化の論議が起こる中で、今までにない強い逆風に晒されつつあるように見える。こうした現状を踏まえると、戦前・戦後に次ぐ第3の改革をいかに成功させるかは、個々の組織の生き残りのみにとどまらず、大学組織全体の存在理由、あるいは21世紀を睨んだ高等教育システムの存続を左右すると見込まれる。

社会から大学への期待やアカウンタビリティの要請が一段と高まりを示す今後の時代に、大学組織が十分な存在理由を保持するには、教育、研究、社会サービスの諸活動を活性化することによって社会発展へ貢献すること以外に特別な方法はないはずである。社会環境の急激な変化に対応して、大学組織が生き残るためには、新しい時代に要請される社会的期待と大学理念の間の齟齬を調整し、アカウンタビリティと「学問の自由」の間に生じる葛藤を整理し、大学組織固有の使命・役割を再考する角度から、具体的には合理化、効率性、開放性、柔軟性、多様性などの組織的改革を実現することが重要な課題となる。

本プロジェクトは、このように日本ばかりではなく世界的に社会と大学の関係が見直さ

れ、大学改革が進行している状況を背景にしながら、大衆化ならびにポスト大衆化段階における大学組織変容過程に国際比較の視点から注目して、教育、研究、社会サービス、管理運営組織の機能や構造に関する改革の現状や課題を明らかにすることを企図している。諸外国の実状を比較的に探ると同時に、日本の大学組織改革のあり方を模索するための基礎研究を提供することになれば幸いである。

終始熱心に研究に協力された研究協力者・分担者の諸氏に深く感謝する次第である。

1997年8月

プロジェクト代表者 有本 章

目 次

はしがき	有本 章	
第I部 理論編		
第1章 ポスト大衆化段階の大学組織改革 — 研究の意図と方法 —	有本 章	1
第2章 ポスト大衆化段階と新設私立大学 — トロウ・モデル再考 —	荒井 克弘	20
第3章 官僚制と専門家自治の相克 — accountability と autonomy の現在・過去・未来 —	羽田 貴史	28
第II部 日本調査編		
第1章 全国調査の意図と方法	山野井敦徳	39
第2章 管理運営組織の改革	橋本 学	45
第3章 大学における研究機能の現状 — 分析の枠組みと課題 —	佐藤 広志	60
第4章 教育組織の改革	村沢 昌崇	72
第5章 大学開放の実施状況	服部 憲児	84
第6章 大学改革に対する学長の意見	天野 智水	94
第7章 大学組織改革の全体的動向	山野井敦徳	99
第III部 外国調査編		
第1章 アメリカにおける大学組織改革 — 理事会に焦点をあてて —	小川 佳万	109
第2章 イギリスの高等教育財政制度改革 — イングランド 高等教育財政審議会(HEFCE)の組織と活動 —	安原 義仁	118
第3章 ドイツの大学における組織改革と財政自治	金子 勉	128
第4章 フランスにおける大学改革 — 大学教育の改革を中心に —	服部 憲児	138
第5章 オーストラリアの高等教育改革 — 大学の学校化? —	成定 薫	149
第6章 中国高等教育の管理体制改革と組織変容	大塚 豊	154
第7章 タイ国の高等教育大衆化と 高等教育の産業リンク形成との関連について	栗本 一男	165
総 括		
終 章 概括と課題	有本 章	177
資料編		
1. 自由回答抜粋		183
2. 「大学組織改革に関する全国調査」調査票		267

第 I 部 理論編

第1章 ポスト大衆化段階の大学組織改革

—研究の意図と方法—

有本 章

1. ポスト大衆化と大学組織改革

(1) ポスト大衆化の視座

ポスト大衆化(post-massification)という概念は、いまだ学問的市民権を獲得している概念とは言えないかもしれないが、文字通り高等教育システムの大衆化段階から次段階への移行を意味する。この段階の登場は、歴史的には1960年代の大衆化の急速な展開と後続の成熟期を経由した後に、ほぼ1980年代から徐々に開始されたと観察できる。その特徴としては、高等教育システムにおいて、①財政難とアカウンタビリティへの要請、②民営化の進行、③規制緩和と自己責任の強化、④市場原理の導入、⑤アクレディテーションの重視、⑥教育改革とその効果への期待、⑥大学人の心理的ストレスの増加、等が見られると指摘できだろう (Arimoto, 1996; Zemsky, 1997)。

日本と比較して大衆化が先行した米国の場合には、いち早く大衆化の次段階へと移行していると考えられる。江原は1975年以降にポスト大衆化の削減期に入ったと観察し、さらに「アメリカの高等教育がとくに急激に伸びたのは、60年代から70年代前半の期間である。その後の伸びはそれほど大きくなく、今日まで停滞状態が続いている。従って現在のアメリカの高等教育は、拡大のピークを通過した後の再編成の時期、つまりポスト大衆化の時期に入っているみてよいだろう。」(江原、1994b; 1996a も参照)と指摘している。ガンポート達は、世界の大学改革を主題に開催された最近の国際セミナーでの米国のカントリ・レポートにおいて、米国は1980年頃にポスト大衆化段階に到達したと論じた。その主な特徴として、①社会からのアカウンタビリティの要請、②大学への公的支援の後退、③高額授業料への消費者の抵抗、④学生の職業志向、⑤学生の退学増加と学位取得年限の長期化、などを指摘している(Gumport, et.al., 1997)。日本の場合には米国ほど鮮明に両時期を画することができないかもしれないが、やはり70年代後半から成熟期に入り、今日では次第に同様の時点を迎つつあると観察できるだろう。

このように大衆化段階との識別を行うのであるが、その理由には進学率の動態を中心にみる量的側面と量的発展に内在する矛盾や葛藤などを中心にみる質的側面が内包されると考えられる(Arimoto, 1996; 1997)。

第1に量的側面に注目し、高等教育システム(大学・短期大学)への18歳人口の進学率を基準に見た場合、1976年が両者を識別する分岐点となっていることが分かる。進学率は1963年の時点でマーチン・トロウの高等教育の発展段階説(Trow, 1974)に言うところの

エリート段階と大衆化段階を区別する境界線の15%ラインを超え、その後も一貫して増加傾向を辿り、1976年には39%まで上昇した。しかし、その後は女子の進学率は上昇したものの、全体的には減少に転じ、1992年に39%ラインを回復するまでは後退し続けたことが分かる。以降は再上昇に向かい、1995年時点では45%ラインを超えるまでになった。

こうした動向を読むと、1976年以前までを第1次大衆化とし、1992年以降を第2次大衆化とみなす観点を採用し、ほぼ15年間にわたる中間期を擁しながらも大衆化段階が連綿と持続しているとの観測ができないことはない。実際、市川は政策の視点から、大衆化の動向を考察した後に、「短期的にみれば大学の大学の大衆化は政策によってかなり左右される。しかし、長期的にみればそれは必然の流れであり、政策によって阻止することはできない。政策によって動かせるのは大学大衆化の速度を速めるか、遅らせるかということではしかない。」(市川、1995)と指摘している。この指摘を敷衍するならば、大衆化は半永久的に進行することになると考えることが可能である。実際、大学審議会の報告によれば、1996年度に大学・短大への進学率は46.2%であるが、臨時的定員の5割を恒常的定員化した場合に2012年には48.3%、さらに2017年には58.3%となり、徐々に増加すると推計されている(大学審議会、1996年)。

このように長期的・巨視的に見る視点に立てば、大衆化に一括して議論することは十分納得できる視点であるが、同時にそれは長いスパンをすべて同じ概念で包括するところに問題があることも事実であり、その点を留意するならば、大衆化の初期、中期、後期といった区別をするか、他のカテゴリーを使用するかして、大衆化の進展度にアクセントを置くことは方法的に必要であろう。トロウ・モデルの50%ラインを超えるユニヴァーサル段階をポスト大衆化段階の一応の目安にすれば、程なくその段階に到達するが、必ずしもその区別に機械的に従う必要はない。むしろ、大衆化の直線的な発展とは区別する質的側面を配慮して、あえてポスト大衆化の概念を使用することこそ有効であると考えられる。

第2に質的側面に注目すると、米国や日本の場合に見られるように、高等教育の大衆化段階が成熟期に移行した結果、それまでの大衆化段階に山積した量的発展の矛盾が露呈し、その解決のために種々の課題が出現している事実が観察できる。とりわけ高等教育の発展は、経済的要因を中心にした社会的環境の困難な状況を反映して、大衆化に特有な量的発展に翳りが生じ、その見直しを含めた質的発展を真剣に検討すべき時点に直面することが明白になるはずである。これらの事実を勘案すれば、現在は一方では第2次大衆化の傾向に窺えるような大衆化段階の持続的傾向を内包しながらも、他方では大衆化段階が一応の時点に達し、質的に異なる次段階、すなわちポスト大衆化段階を迎えていると考えられる。

上述したように、大衆化とポスト大衆化の間には連続性と不連続性の両方の特徴が併存的に存在する点を考慮し、連続性を重視する立場を強調するならば、必ずしも新しい概念を使用する必要はないのかもしれない。その意味では、例えばトロウ・モデルでは、大衆

化段階とユニヴァーサル段階が区別され、進学率が50%ラインを超えることが条件とされているが、現実には連続性を重視する視点からすれば大衆化によって一括することは不可能ではない。しかし連続性と同時に内在する不連続性を析出するために、そこに概念的区別を措定すれば、トロウ・モデル同様に一定の意味を持つに違いない。例えば、市川は群衆化、巨大化、多様化、細分化などの量的大衆化の中に、大学の存在理由を疑わせるような危機的状況の招来など質的大衆化を見ているが（市川、1995）、その側面を析出し、高等教育の問題点、困難性、病理、課題を明確にせんとすれば、その規定を試みる概念との関係が深い。また、量的に進学率の増加を推計している大学審議会が次のような現実を分析していることに注目する必要がある。「高等教育の伝統的な進学年齢層である18歳人口の減少によって、既に高等教育への進学者総数は減少しつつある。…今後、このような傾向はますます顕著になり、各大学等において、組織編成や教育内容等について、社会や学生の変化に即した十分な対応が図られない場合には、その存立基盤そのものが危機的な状況に陥ることも予想される。」（大学審議会、1996年、10頁）。

社会と高等教育の関係が18歳人口の急減、経済的なリトレンチメント状態の到来、国民経済における負担と投資の関係の問い直し、国際的競争の激化、等々に伴い次第に困難度を深め始めている現在、従来の延長線上のみに大学像や高等教育像を描けない時点を迎えている。質的側面から大学像を捉え直し、低成長やリストラが常態になる時代の大学改革を考えざるを得ない事実を直視するためには、大衆化に対してポスト大衆化の概念を意図的に措定する意義があるといえよう。

(2) 社会と大学の関係

そのような改革の必要性は、大衆化段階に早期に到達した米国、カナダ、日本などの先進国を先頭に後続の国々でも大なり小なり経験している現実であり、世界的に共通の枠組みや構造の中で捉えられる問題であるといっても過言ではあるまい。高等教育の社会的比重が一段と増した今日、大学を欠如した社会の存在が無意味であると同時に、社会を欠如した大学の存在もまた無意味であることは言うまでもない。両者の相互依存の必要性は情報化社会あるいは知識社会の到来によって拍車をかけられ、社会の発展が大学の発展を規定し、さらに大学の発展が社会の発展を規定する度合いは高まらざるを得ない。特に、研究、教育、社会サービスなどを本来の機能とする大学が十分にその機能を遂行することを期待される度合いが高まる時代には、大学の社会発展に及ぼす影響は高まるし、大学の社会的比重は一段と高まらざるを得ない。社会変化に対応した大学改革が不可欠であるばかりではなく、大学改革自体が社会発展の方向、内容、質を左右する意味合いもますます重要性を増しているとみなされる。カーは「高等教育は今や、新しい考え、高度な技術、文化の伝播、個人の志望の効用と充足、不一致の表明、リーダーシップの創造等を生み出す最大唯一の源泉である。それは、かつてない程に社会の一部と化し、社会から分離できな

くなっており、そのことは将来は一層真実味を増しそうである。」と述べている(Kerr, 1994, p.231)。

こうして現代社会では、大学を中心にした高等教育の量的発展に伴い生じた量的側面と質的側面の角逐が増大する中で、大学組織の質的見直しを余儀なくされているのであり、その点では世界的共通性がみられるし、その動向に比較研究の視点から注意を向けることは重要である。このような社会と高等教育の関係の見直し、あるいは大学の社会的機能の重要性の再認識、さらには大学の組織改革への期待等は、多少の差はあれ世界的に共通する現象となっており、大学の構造や機能を軸とした組織改革が進行している事実を認めることができるのである。国の高等教育システムレベルの改革はもとより、機関レベルの改革が頻繁に実施に移されている事実は、いずれの国々でも大学をとりまく社会環境が厳しさを増し、大学の存立基盤が問い直され、従来の哲学を再検討する試みが不可欠になったことに他ならない。タイヒラーが指摘しているように、世界的に1970年代では社会的発展に果たす高等教育の役割は悲観的に見られたが、1980年代からは再考される傾向にあるのである(Teichler, 1996, p.97)。したがって現在、各国の動向を研究すること自体に意味があるのはもとより、これらの国々の大衆化段階の発展状況の問題点や課題の分析も欠かせないし、とりわけ日本の高等教育の現実や将来の在り方を考えるために外国の実情の把握は欠かせない。

日本の場合には、戦後の高等教育の大衆化を支えた右肩上がりの経済状態に翳りが生じ、国や地方自治体の構造的財政負債が480兆円という巨額に達していると言われる現在、大衆化段階の時代に追究されてきた高等教育像や大学像の見直しが必要になっている。その哲学の再建、パラダイム転換とも言える徹底した改革の在り方が将来の大学の存亡、ひいては社会の存亡に影響をもたらすと予想される時点にさしかかっているとみてさしつかえあるまい。すでに財政基盤の悪化が急速に進行する中で国立大学を中心にした大学存亡の危機的状況にあるとの観察がなされても、それは決して過剰反応とは言えない状況が現出しているのである。一足先に状況が厳しさを増した諸外国、とりわけ欧米諸国に比して、日本の場合は比較的安定した状態にあったものの、今後は一層条件が厳しさを増すと見込まれるのであり、いわゆる大学淘汰が生じる条件がすでに山積していることを十分認識するとともに、大衆化段階からポスト大衆化段階への移行のなかで類似の問題や課題に直面している諸外国の事例に学びながら、必要な組織改革を断行しなければならないはずである。

(3) 研究の背景——大学の社会的条件とポスト大衆化

社会と大学の関係が問い直される場合に、分析的には、①大学の社会的条件、②大学の社会的機能、③大学の社会的構造、の各側面が問われることを意味する。①に関しては、社会変化が大学に影響を及ぼす側面を指し、社会の発展段階が大学の存亡を規定すること

を示唆している。②に関しては、大学の社会に果たす使命や役割が問題になる。③に関しては、大学制度や組織の内部に存在する社会構造、社会過程などの社会的事実が問題になる。これらの各側面は単独に作用すると同時に、相互に有機的關係をもって作用するので、両方の作用に配慮した研究が欠かせない(Arimoto, 1996)。

これらの側面の中で、高等教育の大衆化段階からポスト大衆化段階への移行を問題にする視点からすると、とりわけ大学が社会発展によって規定される側面、つまり大学の社会的条件を問題にする必要がある。その点、これまでの先進国の大学は比較的順調な発展を遂げてきた事実を観察できる。その典型の一つは米国に見られるが、経済、政治の活況は戦後、米国が教育投資に成功を収め、初等、中等教育について高等教育の世界において未曾有の発展を遂げたことに証明される。世界に先駆け、高等教育の大衆化段階を達成し、大学レベルの教育機会の均等化を追求し、ユニヴァーサル・アクセスを達成することに成功し、さらにその延長線上において、ユニヴァーサル・アテンダンスを追求する段階に足早に到達した(喜多村、1995)。このような大衆化段階への急速な移行が、教育の民主化と大衆化を追求するその他の国々に与えた影響力は計り知れない。例えば、カナダや日本などは米国を追走する国々として台頭したし、米国の経験と自国の伝統とを合わせ鏡としながら大衆化の過程を深めた。これらの大衆化先進国に比較すると、いまだに大衆化の初期段階にとどまる国々、さらには大衆化段階の前段階に存在する国々も少なくなく、社会発展と高等教育の關係は多様な様相を展開していることも否めない事実である。

当然ながら、社会発展が大学の発展を規定する以上、社会発展の現状に見合った目的、目標、課題、政策があるはずであり、その点では国々によって様々な様相が現れるはずであるが、その実態を実証的に分析し、比較し、現状に関する知見を整理することは、大学の社会的条件を研究する観点から意義がある。同時に社会発展と大学の異なる類型を観察することによって、日本の大学改革を逆照射することが可能となる。

社会発展には個々の社会に固有な政治、経済、科学技術、文化などに関連を持つ側面があり、固有の社会体制を含めた種々の要因が複雑に絡まる点を考慮しなければならず、その分析は必ずしも容易なことではない。巨視的な観点から、各国の社会発展と高等教育の關係を観察するためには、各種統計を活用した数量的比較研究が有効であると考えられ、その角度からの比較の指標の設定は重要であるが、同時に単なる数量的比較では、各社会の中身を十分に解析することは困難であることも容易に想像できるところである。事例研究、参与観察、定性分析といった質的観察を必要とするのは当然である。

こうした両方の手法を導入し、マクロ分析とミクロ分析によって各社会の変動と高等教育の発展の關係を指標、構造、過程に即して解析することができれば、主題に関するダイナミックな比較分析が可能になると考えられる。指標に関して言えば、現代社会では、社会変化は種々の指標で把握することができるはずである。例えば、情報化、国際化、財政緊縮(あるいは拡大)、学生人口減少(あるいは増加)等々であり、これらの指標からみ

た社会変化が大学へ影響を及ぼし、大学改革を帰結する点を観察できるに違いない。中国やシンガポールなど経済発展が急速に進行している国々では財政は比較的豊富であろうが、それでも合理化や効率性の観点からの大学改革が推進されていると観察できるし、他方、米国や日本のような経済発展にブレーキがかかっている国々は深刻な財政緊縮の煽りをうけて効率、合理化、アカウントビリティ、クレジットビリティなどの観点からの大学改革が一層要請されていると観察できる。特に大衆化を大幅に推進してきた米国や日本に注目するならば、従来の右肩上がりを土台にした大衆化段階型の大学発展モデルでは現在の緊縮・縮減期に見合う大学発展モデルを構想することはできないことが察知できるはずである。そこでは、高度成長型から低成長型への転換の中で大学組織見直しが大学改革の重点事項として浮上しているのであり、この改革は、大学自体の存亡と直接関わるのはもとよりであるとしても、それ以上に結局は社会発展を左右する点を考慮すると、それに対して社会の側からも大きな関心が示されざるを得ないといえる。

(4) 日本の大学組織改革

日本の場合には、経済的側面からの大学への社会的要請が急速に高まっているし、それを無視して大学が存在することはますます不可能になりつつある。端的には、国立大学民営移管論、市場原理の導入、競争主義、優勝劣敗といった経済、経営、効率の観点が重要性を高めつつあると観察できる(Arimoto, 1997)。今日のこうした論調の淵源は、決して新しいとは言えない。なぜならば、それは日本はまだ右肩上がりを楽しんでいる段階ではあったものの、英国をはじめ諸外国が深刻な赤字や財政難に悩み、経済の構造改革に乗り出し始めた1980年代に、それを他山の石として改革論議が開始された経緯に読みとれるからである。換言すれば、ポスト大衆化段階への移行過渡期にいち早く大衆化の次段階の改革を帰結するシナリオが用意されつつあったと見ることができる。いわゆる臨調の経済合理化路線の文脈の中で大学政策が画期的な展開を示したのであり、実際の効力発揮までには時間を要したとはいえ、仕掛けはかなり早い時期に行われたのである。つまり臨時教育審議会答申、それに基づいて発足した大学審議会、さらにその提言を踏まえて政策に盛り込まれた結果具現した1991年の文部省令へと連動する潮流の中にその動き察知できるのである。

そこには、クラーク・モデルを援用すれば、政府、大学教授（アカデミック・ギルド）、市場の3角関係が、政府統制の緩和を媒介に大学教授や市場への志向を強める方向で動き始めたことを意味している（クラーク、1994；Arimoto and de Weert, 1994）。政府の責任が大学の責任へと転換され、さらには市場のメカニズムに委ねられる度合いが顕著になった。新しい高等教育政策の動向には、具体的には、①大綱化・規制緩和、②量より質の見直し、③大学による自主改革路線の尊重、④自由化、個性化、合理化の強調、⑤大学間競争を軸とした市場原理の導入、⑥大学評価の奨励、などの特徴が刻印されている。

規制緩和が表向きの理由にされながら、大学が拡充よりも淘汰や衰退の危機感を募らせる背景には、社会変化の中に人口減少、特に18歳学生人口の逡減という直接に進学率を減少させ、大学の経営を圧迫させる要因が内在されている事実に起因する面もある。だが、それ以上に、総じて市場原理が導入され個性ある大学改革によって大学像あるいは UI を鮮明にし、アカウントビリティを発揮しない組織体は淘汰される可能性が増したことが大きいと推察される。その意味で、大学組織改革の直接的な原因は、政府やスポンサーや消費者が上や外側から全面的に大学組織の生き残りのための面倒を見るのではなく、各大学組織が下や内側から固有の自助努力、自主採算路線がなされる必要性が明確にされた点に起因しており、まさしく経済の論理やメカニズムの浮上を物語るという他ない。

こうして、さまざまな環境変化の中でも、直接的には経済的理由に直撃されながら、大学は重い腰を上げて組織改革に乗り出さざるを得なくなったことは否めない。文部省令の導入された1991年以前に多少の大学は自らの組織改革を手がけていた事実はあり、その点は本報告書の大学調査分析の結果に具現しているところであるが、しかし大半の大学にとっては、いまだバブル経済を謳歌し、右肩上がりの眠りから醒めやらぬ最中にいきなり行進ラッパが鳴り響いた。半信半疑、右往左往、総論賛成各論反対、見よう見まね——全国の大学を通じて表面的には平静でありながら、深層では混乱しつつ足並みの揃わない改革ゲームが一挙に開始された、という印象は払拭できないのである。

政策は規制緩和と自己点検・評価をワンセットにした改革指令を帰結したが、これは大学組織の存立の論理からすれば当然であるから、正面から大学側の反対を招来するはずはなく、現実にも表面的には平静を保った。実際には大学の自由裁量が十分になされるほど規制緩和が徹底していたのではない半面、自己点検・評価は制度化され、大学設置・改組・拡充の認可の窓口や過程を通じてきびしく点検・評価される事態を招いた。大学の独自性、自発性、主体性を尊重しているはずの自己点検・評価は実際には文部省の窓口行政を通じて準義務化ないし義務化の途を辿ることになったし、個別大学によるその忌避はいかなる改組・拡充計画も達成できない仕組みを徐々に強化することになった。この事実の進行は、それだけ社会の大学を見る目が厳しさを増した証拠といえなくはないが、政府が迫りくる財政難の時代を先取りして自らの責任を軽くし、大学側に責任を預ける政策に転じた側面も色濃く反映されているし、あるいは上述した経済的論理から観察すれば、政府を中心にした社会の側に財政的余裕がなくなり、大学にアカウントビリティを問う必要性が増した結果でもあると解される。少なくとも、1991年以降の大学組織改革の動向を観察するならば、政府から大学へ改革の責任が預けられ、大学は市場原理の中で競争と淘汰が生じる構図の中に置かれ、自主的に組織改革による生き残りを模索しなければならなくなったことが認められるのである。

2. 研究の目的

(1) 研究の意図と必要性

本研究では、こうした内外の動向や問題点を踏まえて、大学組織改革の現実を実証的に調査し、いかなる改革が進行しているかを把握することに主たる意図がある。その必要性は主として次の点に由来すると整理されるであろう。

①大学は、大衆化段階の成熟に伴い社会的比重を高めるとともに、対社会的な合理化要請（アカウンタビリティ）に十分応えなければ存在理由を十分説明できない事態を迎え、しかも概して厳しい経済的情勢のもとで市場原理の導入や強化が進行する中で限られた資源をめぐる競争が激化していること。

②大学は、基本的に専門分野を軸とした教育・研究・社会サービスの諸活動の追究（学問の自由）を通じて、学問的生産性（academic productivity）を上げることによって、社会的貢献を果たすことが期待されていること。

③こうした①を主とした国や社会の側の要請を主として構成される環境的要因と、②を主とした学問の府に固有に期待される学問的要因との間に生じている矛盾、緊張、葛藤の圧力が大学組織改革に反映されるものと推察されること。

④大学組織には、以上の①②③の諸力を反映した結果、新しい大学組織への改革や変容の過程を帰結する力学が存在する。

したがって、これらの各側面の現実や展開の動向に関する研究を具体的に推進することは、大学の社会的条件や組織改革に注目することに他ならない。

(2) 組織改革の構成要因

大学組織の変容過程を考察するには、大学組織の基本的構成要素とその性質に注目するべきであろう。大学の諸活動は学習、教育、研究、社会サービス等を展開するが、これらの活動は知識を基礎あるいは素材に成立する以上、知識あるいは上級知識としての専門分野（academic discipline）の性質に注目せざるを得ないし、専門分野を基盤に大学組織が成立することを重視しなければなるまい。換言すれば、大学組織は知識あるいは専門分野の機能や構造に相応した機能や構造を果たしている点が重要であると考えられる。その知識の機能と領域に注目すると次のような特徴が見出される（クラーク、1994；有本、1989；Arimoto, 1997）。

第1に、知識の機能は主として生産、伝達、応用、統制の四つの役割に区別できる。生産は研究、伝達は教育、応用はサービス、統制は管理運営の側面を指す。知識を媒介に成り立つ学問の府すなわち大学は、これら知識の機能に即応した機能を遂行しており、それらの機能を遂行するために独自の集団、組織、制度を成立させている。研究機能は研究者・学者・科学者の集団や組織、教育機能は教育者・教師の集団や組織、サービス機能は奉仕者（学識経験者、啓蒙家、審議会委員、講師など）の集団や組織、統制機能は管理運営

者の集団や組織をそれぞれ構成している。したがって、大学組織改革を問題にする場合には、全体的かつ包括的な組織と同時に個々の機能に即した組織である研究組織、教育組織、サービス組織、管理運営組織の各レベルの組織改革を分析対象に設定することが不可欠となる。

①研究組織

知識の生産に対応する研究組織は研究機能を最も有効に遂行する組織として発達することが制度的に期待される。専門分野は学問の論理に従って新陳代謝を繰り返しながら発展するが、それは細分化によって個別の専門分野を叢生させるメカニズムを持っている。各専門分野の組織（講座、学科、学部など）は他の同様の組織との有機的関係を保持することが期待されるが、概して他との連続性を喪失し、独自の学問的論理を追究する。一般に、研究者集団は研究室、講座、研究所、学科、学部といった専門分野を機軸にした組織に括られている。日本では、研究大学を中心に小講座制が発達したが、現在では大講座への移行や学科制への改編が進行している。あるいは学部の中で教育組織と一体化している研究組織を分離する方向も模索されている。これは米国の場合に見られるように、研究組織であるデパートメントと教育組織である学部との区別を意識する動きとして捉えることができるが、現在まだ事例としては少ない段階に留まっている（清水、1997）。

②教育組織

知識の伝達に対応する教育組織は、本来は知識の発明発見に対応する研究組織とは一線を画される性格のものである。新陳代謝と増殖を特色とする研究が研究組織を形成するのに対して、そうした不断に細分化を遂げる研究成果を個々バラバラのままに学生へ伝達するのではなく、適切なカリキュラムに編成し、しかるべき教育方法や技法によって学生へ伝達するには研究組織とは異なる教育組織が必要である。日本の場合は、学部の中に研究と教育とを統合するドイツ型の組織が定着したため、これら両者の分離を試みる動きは十分に生じないまま今日を迎えたが、学部への両組織の同居型は大衆化段階の大学では限界を来すことは明白である。研究者である教員が発明発見の最先端の成果を学生に直接提示しても、基礎学力、資質、学習技術が多様化し、研究方法や学習方法において研究者との間に乖離が生じている現在は、消化不良や勉強嫌いを増加させる結果に終わる可能性は少なくない（有本編、1997）。

高等教育のエリート段階に醸成された研究者・学者・科学者としての教員と学生の間を橋渡しする予定調和的な教育や学習では解決できない時点を迎えている以上、研究組織と教育組織の意図的分離は不可欠になったといわざるを得ない。個々の研究組織へ教員が所属し、学生の教育を意図した共通の教育組織へと出向して、適切なカリキュラム、教育技法、教育文化を構築する努力をしなければ、現在の大学組織は高等教育機関としての役割

を喪失してしまいかねない時点に来ているのである。

③社会サービス組織

知識の応用に対応する大学の対社会サービス機能は、教育機能よりも一層立ち遅れた段階に低迷しているのであるから、サービス組織は教育組織よりも曖昧な段階にあることは言うまでもない。大学開放、生涯学習、産学協同、地域サービス、といった研究とも教育とも多少異なる機能が社会から大学に期待される度合いは増大しつつある。いわゆる大学のグレイゾーンと言われる機能に対して、大学は従来十分な対応をしておこなったが、これらの対応は大学の社会的アカウンタビリティが問われ、社会サービスが要請される時代には必要性を一層高めるものと予想される。

④管理運営組織

知識の統制に対応する管理運営組織は、研究、教育、社会サービスの各機能や組織を包括的に処理する性格を付与されている。社会変化との関係で大学経営が厳しさを増し、組織の存亡が問われる時代には、管理運営の問題は最も大きな問題として、改革の対象になるはずである。知識を大学管理運営組織の上位から統制する中央集権型の構造と下位から統制する地方分権型の構造が区別できる。トップ・ダウン型とボトム・アップ型である。前者は理事会や学長の権限が強い型、後者は教授会や学部の権限が強い型を示している。これらの管理運営組織の改革を国際比較の観点から分析するならば、伝統的なヨーロッパの大学では学部自治が強く、同時に文部省が強い反面、学長の権限が比較的弱い構造を備えていたのに対して、米国では理事会が発達し、教授の権限が弱い代わりに理事会や学長の権限が強い伝統を備えている（クラーク、1994）。

学長レベルで見れば、権限の弱いヨーロッパのレクトール型と権限の強いアメリカのプレジデント型が識別できる。日本は、国公立の大学の場合を中心に学部自治が強い構造と文部省が強い構造とを併存させた2極型であるが、最近では学長の権限を強化する動きが見られる。レクトール型からプレジデント型への移行は、日本だけではなく、ヨーロッパや英国でも最近の動きとして観察できる。そのような動きには、産業社会の企業組織の論理が次第に大学組織へと導入される傾向が読みとれるかもしれない。市場原理、規制緩和、民営化のコンセプトが顕著になる時代を迎え、概して大学組織のトップ・ダウンの権限を強化し、学部レベルの自治よりも大学レベルの自治や自主性を尊重する方向が採用されているように見えるが、実際には国によって様々な特色が見られるのであり、具体的な考察による比較が必要である(Goedgebuure, et.al., 1994; 有本・江原編、1996)。

以上のように知識の機能に関連して、組織の類型や性格が捉えられるのに対して、第2に、知識の領域では、知識の深さと広がり、つまり順次性と領域性が区別できる。これは知識の分化と統合という観点からの組織編成を分析対象にする必要性を導くはずである。

知識は研究機能によって発明発見がなされ、縦横への無限の分化を遂げる性質がある。垂直的分化は上下への分化を意味し、水平的分化は左右への分化を意味するといってもよからう。したがって前者が知識の順次性、後者は知識の領域性と置換できる概念である。知識の順次性は組織の垂直分化を意味し、学部と大学院の組織編成、知識の領域性は知識の水平分化を意味し、講座、学科、学部の組織編成をそれぞれ問題にする。その意味で、前者は学部と大学院の組織改革を軸に両組織の構造的かつ機能的分化と統合の関係が国際比較の観点から問われるのに対して、後者は、講座、学科、学部組織の改革を軸に、これら組織の分化と統合の関係が国際比較の観点から問われるはずである。

3. 比較研究の分析視点

(1) 社会と大学の関係——大学の社会的条件

上述したように、社会と大学が関係を密にし、大学改革が不可欠となり、とくに大学組織の存亡をかけた構造・機能改革が回避できない段階に到達している。本研究では、そのような社会と大学の間を視界に入れ、大学組織改革の社会的背景もしくは条件を追求することに主眼を置く。その際、マーチン・トロウが公式化した高等教育発展図式を基礎にしながらも、その視座の再考を含めながら、現在の大学の発展段階を究明することは避けて通れないと考えられる。その点、上でも多少説明したように、本研究では、エリート段階、大衆化段階、ユニヴァーサル段階と規定された発展段階を踏襲しながらも、大衆化段階が成熟し、さまざまな要因により内的矛盾を露呈し、一方ではユニヴァーサル段階を模索しながらも、他方では量的発展の限界を踏まえた質的充実を模索する状態に直面している事実に注目し、それをポスト大衆化段階と捉えることにした。量的拡充は抑制され、発展を持続した構造はリストラの対象になり、解体、縮小、改組、再編成、合併吸収などの改革過程に組み込まれている事実に、そのようなポスト大衆化段階の抜き差しならぬ現実が横たわっていると観察できる。

これらの現実を各種の文献、調査、資料、参与観察などを媒介に観察し、分析し、問題点や課題を明確にする作業が必要である。日本の場合に大学組織改革の必要性が喚起されている背景には、社会的変化の要因が強く作用していることを論じたが、外国の場合の実状に関しても比較研究の視点から分析のメスを入れる必要がある。本研究では、米国、フランス、ドイツ、英国、中国、シンガポール、オーストラリア、そして日本の国々を対象国に設定している。これらの国々は、中国を除いて、概して大衆化段階に入り、その前期、中期、後期の各時点を通りつくと観察できる。米国と日本は、後期の時点、つまり成熟段階を経由して、ポスト大衆化段階へ移行していると観察できるはずである。

特に、高等教育の大衆化段階を先駆した米国の場合には、日本の大学組織の発展に与えた影響が少なくない点でも、現在の動向が注目される。経済的、財政的に厳しさを増している現実の中で、従来型の拡充政策は不可能とみなされ、見直しを余儀なくされ、各種の

大幅なりストラが進行している。その構造的転換と内容的拡充がいかなる実態にあるかは検討されるべき課題である。他方、他の国々も大同小異であり、ポスト大衆化という枠組みでは比較が困難である国々も少なくないが、大衆化の進展状態を中心に現在生じている改革の動向を把握する作業が必要である。

(2) 大学組織の改革

大学が社会変化の影響を受けて、社会的機能の見直しと同時に組織構造改革を志向する事実を踏まえ、実際の組織改革の動向を分析する必要がある。大学の社会的機能は、主要には研究、教育、社会サービスであるから、それを意図的、計画的、体系的に支える組織体の役割分担に注目すると、研究組織、教育組織、社会サービス組織が分析的に区別できる。大学組織全体は、これらの下位組織を統合して成り立つ全体組織であるから、したがって、大学組織改革の分析は、全体組織の分析であると同時に、これら下位組織の分析でもある。各国の組織改革では、これらの側面にいかなる動きが生じているのかを分析対象にする必要がある。具体的には、上述した組織類型に即した分析である。

① 研究組織・教育組織

まず第1に、研究組織と教育組織に注目すると、大学組織は、学士課程と大学院課程から構成される傾向が強まり、現在は大学院の比重を強化する動きが窺える。いずれも教育組織であるが、大学院は高度な教育を志向しており、米国型を典型に教養教育に比重を置く学部段階に対して専門教育に比重を置く。また、大学は研究と教育の機能を持ち、両者を有機的に統合する機関であるが、ドイツを中心とした欧州型の大学は、そうした統合を主として学部段階で追求してきた。他方、米国は世界の国々に先駆けてすでに19世紀後半に大学院を設立し、「科学の故郷」と言われる強力な研究拠点を形成した経緯があり、教養教育の拠点である学士課程との機能分化を達成している。

米国の場合、研究組織はデパートメント（学科）である。それが研究者集団である以上、研究の比重の高い大学院は密接な関係にあり、研究者は大学院の学科に所属を希望する傾向がある。学科に所属する教員は、学科から出て教育組織を媒介にした大学院課程と学士課程の教育機能に携わっている。こうして研究組織と教育組織を分離しながら、両者の関係を有機的に接続せんとするところに米国型の大学組織の構造的特徴が見出される。こうした基本的な構造に対して、最近では研究パラダイムが支配的になり、大学院重視の傾向が高まり、学士課程の教育への関与と改革を意図的に強化する動きが見られ、学士課程における教養教育の重要性が問い直されている（ボイヤー、1996）。

翻って日本の場合は、戦後、米国モデルを移植しながらも、戦前からのドイツモデルの影響力が強く、学士課程と大学院課程の組織的分化は十分に達成されなかった経緯がある。しかし最近の改革では、大学院の制度化を名目から実質的なものに推進する点に大きな特

徴が見られる。政策的に大学院拡充が打ち出されるとともに、大学院設置がラッシュとなり、修士課程はもとより博士課程の数量が急激に増加していること、あるいは研究大学を中心に大学院重点化を模索していることなどは、その証左である。いわゆる学部で教員が所属し、大学院を併任する形態から、大学院に所属し学部を併任する形態が出現したのをはじめ、独立大学院・研究科・専攻なども台頭している。大学審議会は「近年、独立大学院、大学院独自の教員組織を整備した独立研究科・専攻、他の研究所と連携する大学院、連合大学院など多様な編制の大学院が増加している。これらを含めた新たな編制の大学院の構想にも積極的に対応して行くことが必要である。」と指摘している（大学審議会、1996b、13頁）。これらは、大学院の重点化政策の一形態でもあるが、大学院の制度的性格からすれば研究機能や組織の強化を示唆しているのでもある（市川・喜多村編、1995、参照）。日本の学術研究の国際的競争力を強化するには、上述した学問の論理に十分対応したこの種の組織改革によって学部段階の教育研究の充実を極力担保しながら、大学院の一層の拡充が不可欠である。

大学院の改革に重点が置かれるあまり、学部段階の比重が低下することは回避されなければならない。従来、学部では伝統的に研究と教育が統一されることを目的としたため、教育組織と研究組織は未分化であった。しかしながら学部の中で教育と研究を両立させる意図は、実際には教員の研究志向が強いために、名目的には教育が重視されながらも、実際には形骸化される傾向が生じた。現在の大学組織改革は、大衆化段階の深まりと関連させながら、このような教育と研究機能との関係からみた教育組織と研究組織の分化と統合の問題を解決することにあるはずである。その点から考えると、日本の大学組織改革は大学院重点化政策の進展と相俟って学士課程と大学院課程の分化を推進することによって、両組織の分化を推進しているように見えるが、実際には従来の学部組織を大学院に移行させたのみである場合も少なくなく、今のところ学士課程における教育の形骸化に十分な歯止めがかけられたと言い切れる保証は何もない。研究組織と教育組織を明確に分化させ、両機能を徹底する方向での改革を遂行しなければ、従来の慣行がそのまま持続する危険性が少なくない。

国際比較から見ると、米国の組織と日本の組織の相違は、こうした機能分化の相違に具現していると観察できるだろう。大衆化段階が成熟し、ポスト大衆化段階では、ベクトルとしては一方でユニヴァーサル志向と他方では質的見直しとその保証という課題がある以上、量的な学生層の増加に対峙しつつ、むしろ教育の品質保証の確保が問われるのは必至である。具体的な方策としては、学部のみ単層構造から学部と大学院の重層構造への転換による量的解決と機能的解決を同時に遂行する以外に適切な方法は見当たらない。その点、日本の急速な大学院拡充政策は、米国が1世紀前に実現した組織改革に遅ればせながら着手しはじめた後追い政策を意味しているが、これは端的には学部と大学院を分離し、研究の比重を高める側面の改革であるから、こうした組織改革によって教育と研究との機

能分担を明確にする試みである。額面通りに遂行されれば、学士課程は教育の比重を高め、大学院は研究の比重を高めるものと解釈されうる。このような改革は、実際には筑波大学の組織に見られる分離型の事例、あるいは九州大学の白書（九州大学、1996）に見られるような研究組織と教育組織を意図的に構築せんとする改革が散見されるものの、全体には少ない状態に留まっている。

これらのことを勘案すると、学部と大学院の組織改革の在り方は、将来の日本の教育研究の質を左右する意味を持っていることが分かるが、現在の大学教員がどのような選択をしているかは、国立大学協会の調査が参考になる。それは、「大学院を学部と接続させる伝統的な積み上げ方式は、修士課程のみを含めると61%、博士課程を含めると39%となり、大きな比重を持つ。他方、修士課程と博士課程を含めた大学院を学部から独立させる方式は29%にとどまるが、博士課程のみを独立させる方式だけを見ると55%となるので、これも大きな比重を持つことになる。今後、いずれの方式を選択するかは、制度組織改革のポイントとなる重要な課題であり、調査結果を見る限りでは、教員の選択が多様化していることから、いましばらく慎重な論議が必要であると考えられる。」としている（国立大学協会大学院問題特別委員会、1996、70頁）。

②社会サービス組織

第2に、社会サービスに注目すると、社会サービス組織は、大学が社会的な期待に応えて各種のサービスを遂行する側面であり、大学の社会開放との関係で改革が進行している。日本では、国際化、成熟化、生涯学習化などとの関係で、大学組織の見直しが着手されているが、大学組織の社会サービスへの開放や他大学との連携化などの改革は概して立ち遅れた状態に置かれていると推察される。地域との密着度の高い公立大学が地域サービスへの開放度が高いと予測されるが、セクター間の比較をしても、いずれも立ち後れが大きい点ではそれほど大きな格差はないものと推察される。諸外国の実状を調査し、国際比較をするならば、同様の社会的期待が高まっている点で共通の問題や課題を持っていることを明確にするはずである。

③管理運営組織

第3に、研究、教育、社会サービス以外に管理運営組織に注目する必要がある。なぜならば、社会的な要請が厳しさを増し、社会変化に対応した組織の生き残りを画策することが直接的間接的に研究や教育の本来の機能を十全に発揮させる必要条件となりつつある現在では、管理運営組織の改革が大学改革の中心的課題とならざるを得ないからである。大学組織全体の生き残りをかけた改革は、教育、研究、社会サービスなどをトータルに見直す管理運営組織の権限、リーダーシップ、政策決定、実践能力に依存する度合いは極めて大きい。したがって、この点を視野に入れたセクター間や機関間の比較研究が欠かせない

はずである。

日本の大学の威信構造あるいは権力構造は、国公立大学と私立大学では異なる。国立は上でボトムアップ型とみなしたように、主として学部教授会、評議会、学長と権限は下から上へと積み上げる方式が慣行として強く作用していると考えられる。戦後の組織改革の課題は、広島大学大学教育研究センターの先行研究に見られるように、管理運営組織の合理化と民主化との調整の問題であった（組織運営プロジェクト編、1976）。しかし、その時期を含め学部教授会やその代表から構成される評議会が実質的な管理運営の主導権を付与されているため学長の権限が概して弱い点が認められたが、その後それが改革の一つの焦点になり始め、最近では副学長、学長補佐、部局長会議などを強化し、学長の権限やリーダーシップを補強ないし、強化する動きが見られる。その背景には、社会的なアカウンタビリティが問われ、政府、納税者、消費者、スポンサーからの要請が厳しさを増している現実が作用していること、さらには少なくとも大学自身が個性化やUIの確立を模索して主導性を発揮する必要性が問われていること、と無関係ではない。市場原理が強まり、社会的要請が高まり、大学の自助努力が要請される時代の到来は、世界的に大同小異であり、諸外国の管理運営組織の改革の背景、現実、問題点、課題などを分析する必要がある。

4. 研究の枠組みと方法

研究の枠組みは次のような基本的構図を持つ。

(1) 研究対象国

本報告で対象とする国々は日本、米国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、中国、シンガポール、タイである（シンガポールの分析は本報告に含まれていないが）。これらの国々の中で、日本、米国、ドイツ、中国、シンガポールは、現在別途スイスを加えて取り組んでいる世界6カ国の高等教育に関する国際プロジェクトに含まれる国々と重複している。その研究成果に関しては、1997年2月に国際セミナーを開催し、その報告書を作成したので、それを参考にさせていただくことにしたい（RIHE、1997）。したがって、本調査の対象国ならびに研究者は6カ国国際プロジェクトと若干重複している部分があると同時に、本報告で十分に分析が達成されなかった問題や課題に関しては、そのプロジェクトを通じて今後継続的に研究されることが期待される。

(2) 研究対象

研究対象に関しては、すでに上の記述の中で指摘してきたが、具体的に簡条書き的に述べると、次のようになる。

- ①大学組織改革を高等教育・大学システムのレベルにおいて総合的对象として設定し、

分析的には研究組織、教育組織、社会サービス組織、管理運営組織を対象にすること。

②大学組織の垂直的方向の改革として、学士課程と大学院課程というティア間の組織改革を対象に設定すること。

③同時に、必要に応じて組織間のヒエラルヒーに関する改革に対しても分析対象に設定すること。

④大学組織の水平的方向の改革として、国立、公立、私立などセクター間の組織改革を対象に設定すること。

⑤研究室、講座、学科、学部などのセクションに関わる組織改革を対象に設定すること。

(3)分析の枠組み

日本の大学組織改革に関しては、社会変動に対応したトータルな大学改革の方向を6つの指標—高度化、連携化、社会化、国際化、学際化、情報化—から捉えることにした。すなわち、それは、

- ①大学の質的水準の高度化に関する改革の推進、
- ②他大学との交流による連携化に関する改革の推進、
- ③地域社会への開放と交流による社会化に関する改革の推進、
- ④大学の国際化に関する改革の推進（人事も含む）、
- ⑤知識や学問的变化に対応した学際化に関する改革の推進、
- ⑥情報化社会に対応した情報化に関する改革の推進、

の各指標である。これらを次の4つのレベルでそれぞれクロスさせて改革の進展度を測ることにした。すなわち、それは、①研究、②教育、③管理運営、④社会サービスの各レベルである。例えば、研究レベルでは、高度化、連携化、社会化、国際化、学際化、情報化がどの程度進展しているかを測ることによって、組織改革の度合いを分析する判断にしている。

また、具体的な組織改革の推進の度合いを測るために、大学組織の①多様性、②柔軟性、③開放性、④効率性の各指標を設定し、それらと①研究、②教育、③管理運営、④社会サービスの各レベルとクロスさせて改革の進展度を測ることになっている。例えば、研究レベルを事例にすれば、多様性、柔軟性、開放性、効率性がそれぞれどの程度進展したかを測定することになっている。単純にクロスさせることができない指標とレベルが出来る場合には、その部分は除外した。例えば、研究、教育、社会サービスの各レベルでは、効率性の概念は馴染まない側面を考慮して、それを除外した。同様にして、管理運営と社会サービスのレベルでは多様性と柔軟性を除外し、管理運営レベルではそれ以外に開放性も除外した。したがって、これらの指標を除外すれば、管理運営レベルでは効率性が改革の指標となるし、社会サービスのレベルでは開放性が指標となることが分かる。

このような分析枠組みは、主要には全国の大学と学部を対象とした「大学組織改革に関する全国調査」大学用（学長・事務局）、学部用（学部長・事務局）、大学用（学長）において、それぞれ用いている。この日本調査を国際比較に援用することが所期の目的であるが、現段階では同様の調査を実施する段階には到達していないので、同質の調査を行うことはできなかった。上述のプロジェクトの範囲内で実施できれば、今後何らかの形で実施し、日本との比較を可能にしたいと考えている。したがって、外国の場合の枠組みとしては、基本的には研究者の考える枠組みを基本にした事例研究が中心となるが、日本調査と同様の枠組みと関連させた分析視点から各国の改革の動きを分析することに留意することになっている。

(4) 調査方法

本報告で用いた調査方法は、日本で行われたアンケート調査を主体にするが、さまざまな方法を平行して活用しており、同様に外国の調査では日本と同様のアンケート調査は実施する段階に至っていないものの、その他の各種方法を活用している。全体に活用した主な方法としては、①文献調査、②統計資料分析、③アンケート調査（日本の場合）、④参与観察、⑤訪問調査（聞き取り調査）、⑥その他、などに類別できる。

5. 研究結果

本報告の成果は「ポスト大衆化段階の大学組織変容に関する比較研究」として、以下の各部・章に展開されている通りである。報告書の構成は、第1部理論編、第2部調査編、第3部外国編の3部構成からなる。なお、学長アンケートの自由記述欄の回答に関しては、日本の現在の大学改革の陣頭指揮の任にある学長の生の声を反映した貴重な資料であるので、付録として掲載することにした。

第1部は、ポスト大衆化段階の大学組織論を展開したものであり、第1章は序章をかねて全体の研究意図と方法を述べ、第2章は大衆化段階とポスト大衆化段階の理論的構造を述べ、第3章は国家と大学の関係から大学組織論を述べている。第2部は、大学組織改革に関する全国調査の全貌を展開したものであり、内容的には、調査意図と方法（1章）、管理運営組織（2章）、研究組織（3章）、教育組織（4章）、社会サービス組織（5章）、大学改革に関する学長の意見（6章）、大学組織改革の動向（7章）、等を扱っている。第3部は、諸外国における大学組織改革を展開したものであり、アメリカ（1章）、イギリス（2章）、ドイツ（3章）、フランス（4章）、オーストラリア（5章）、中国（6章）、タイ（7章）、に関してそれぞれ研究成果を報告している。最後に終章で若干の総括と課題を検討している。

参考文献

- 有本章 1989 「大学教授職の国際比較研究における専門分野の視点」『大学論集』第18集。
有本章編 1997 『学生像と授業改革』広島大学大学教育研究センター。
有本章・江原武一編 1996 『大学教授職の国際比較』玉川大学出版部。
市川昭午 1995 「大学大衆化と高等教育政策」市川昭午編 1995『大学大衆化の構造』玉川大学出版部、9-57頁。
江原武一 1994a『現代アメリカの大学——ポスト大衆化をめざして』玉川大学出版部。
江原武一 1994b『大学のアメリカ・モデル——アメリカの経験と日本』玉川大学出版部。
喜多村和之 1995 『現代アメリカ高等教育論』玉川大学出版部。
九州大学 1996 『九州大学 教育と研究Ⅱ』
クラーク、B. R (有本章訳) 1994 『高等教育システム—大学組織の比較社会学』東信堂。
国立大学協会大学院問題特別委員会 1996 『国立大学院の現状と課題』
大学審議会 1996a 『高等教育将来構想部会における審議の概要』(部会から総会への報告)
大学審議会 1996b 『大学院の教育権の質的向上に関する審議のまとめ(報告)』
ボイヤー、E. L (有本章訳) 1996 『大学教授職の使命—スカラーシップ再考』玉川大学出版部。
清水畏三 1997 「学士教育と一般教育」清水畏三・井門富士夫編『大学カリキュラムの再編成』玉川大学出版部、80-97頁。
組織・運営プロジェクト編 1976 『大学の組織運営に関する総合的研究』(大学研究ノート26号)。
Arimoto, Akira, 1996, Cross-National Study on Academic Organizational Reforms in Post-Massification Stage, *Research in Higher Education—Daigaku Ronshu*, No.25 (March 1996):1-22.
Arimoto, Akira, 1997, "Massification of Higher Education and Academic Reforms in Japan", *Academic Reforms in the World: Situation and Perspective in the Massification Stage of Higher Education*, RIHE, Hiroshima University.
Arimoto, Akira and E. De Weert, 1994, "Higher Education Policy in Japan", in L. Goedegebuure, F.Kaiser, P.Maassen, L.Meek, F.van Vught and E.de Weert (eds), *Higher Education Policy: An International Comparative Perspective*, Oxford: Pergamon Press, pp. 162-187.
Clark, Burton R., 1995, *Places of Inquiry: Research and Advanced Education in Modern Universities*, University of California Press.
Goedegebuure, L, F.Kaiser, P.Maassen, L.Meek, F.van Vught and E. de Weert (eds) 1994, *Higher Education Policy: An International Comparative Perspective*, Oxford: Pergamon Press.
Gumpert, Patricia J., Maria Iannozzi, Suzan Shaman, Robert Zemsky, 1997, "The United States Country Report: Trends in Higher Education from Massification to Post-

- Massification", *Academic Reforms in the World: Situation and Perspective in the Massification Stage of Higher Education*, RIHE, Hiroshima University.
- Kerr, Clark, 1994, *Higher Education Cannot Escape History: Issues for The Twenty– First Century*, State University of New York Press.
- Research Institute for Higher Education (RIHE, Hiroshima University) 1997, *Academic Reforms in the World: Situation and Perspective in the Massification Stage of Higher Education* (RIHE International Seminar Reports, No. 10).
- Teichler, U., 1996, "Changing Nature of Higher Education in Western Europe", *Higher Education Policy: The Quarterly Journal of the International Association of Universities (IAU)*, Vol.9, No.2, June, Pergamon Press.
- Trow, M. 1974, "Problems in the Transition from Elite to Mass Higher Education", *Policy for Higher Education*, OECD, 1974, pp.51– 101.
- Zemsky, Robert, 1997 "Seminar on Post-Massification", *Academic Reforms in the World: Situation and Perspective in the Massification Stage of Higher Education*, RIHE, Hiroshima University.

第2章 ポスト大衆化と新設私立大学

— トロウモデル再考 —

荒井克弘

はじめに

戦後一環して量的拡大の道を歩んできたわが国の高等教育は、18歳人口に代表される学生市場の縮小を前にいよいよ歴史的な転換に迫られている。1960年代にはじまった急激な量的拡大をそのまま大衆化の過程と考えれば、縮減期は文字通りポスト大衆化の時代を予見させる。縮減期にはいつて、収容力の拡大は抑制されるとしても、現存の高等教育規模のもとで進学率は急上昇し、新しい入学者層が掘り起こされることになる。

かつての量的拡大を第一の大衆化と呼ぶなら、今次の縮減期におこる進学率の上昇は第二の大衆化とも呼ぶべきものである。M.トロウ流に言えば、「高等教育の大衆化」はその量的規模に見合う構造変動を含みこんだ概念であるが、果たして、日本の場合は第1次の大衆化の時期において当該段階にふさわしい構造（制度）をもつに至ったのかどうか甚だ疑問が残る。18歳人口の減少が現実のものとなり、学生市場の厳しさが明らかになってはじめて、改革への端緒が開かれたといえるのではないか。

1991年の設置基準の大綱化を皮切りとする90年代の大学改革は「ポスト大衆化」ではなく、じつは「大衆化」のはじまりだとみるのが、妥当ではないだろうか。そうだとすれば、就学率15%に達した1960年代半ばから数えて30年遅れの改革ということになる。すでに論じ尽くされた感もあるが、トロウモデルをテキストにしてポスト大衆化がいかなる意味をもった段階なのか、本章ではそれを考察することにしたい。

1. トロウモデルからみた大衆化とユニバーサル化

(1) 大衆化のメカニズム

高等教育の発展段階を示すエリート、マス、ユニバーサルの区分は、アメリカの高等教育学者 M.トロウによって提唱され、1970年代はじめにわが国に紹介された¹⁾。大学の大学の大衆化を現代社会の当然の帰結と考えるトロウの理論はそれまでの「大学の大学の大衆化＝大学の崩壊」と考える大学人の考えを180度回転させるものであった。しかし、トロウモデルは広く喧伝され一般にも知られた分だけ単純化して受け止められ、段階区分に使われる指標のみがひとり歩きした印象が否めない。量的規模の拡大が高等教育の構造、性格に一定の変革圧力を及ぼすことは事実としても、わが国の高等教育が格別の理由もなく就学率15%でマス段階に移行し、50%でユニバーサル段階に移るといえるのはいかにも唐突である。なぜ15%なのか、なぜ50%なのか。そのあたりから検討をはじめてみたい。

「大衆化」に関しては、1963年にトロウが発表した論文「中等教育の構造変動」が貴重な示唆を与えてくれる²⁾。トロウはこの論文のなかで、アメリカの中等教育が19世紀から20世紀にかけてどのような発展を辿ってきたかを丹念に分析し、中等教育の普及が高等教育の拡大へ、また逆に高等教育の拡大が中等教育の構造にいかなる影響を及ぼしたかを明らかにした。アメリカにおける当時の大学進学ルートは伝統的な私立進学校（プレップスクール）に占められており、恵まれた家庭の子弟は多く大学進学のためにそこで教育を受けた。公立ハイスクールは一般市民の手の届く最高の教育であり、完成教育として20世紀はじめに全米的に普及した。ところが、1930年代にはいり、中等教育就学率が50%を過ぎるあたりから、大学進学を望むものが増加し、公立ハイスクールにおいても進学圧力は高くなった。これに呼応するように、州立大学をはじめ多数の新設大学がこの時期に誕生し、大学の顔触れも大きくかわった。ハイスクールの卒業生の多くはこれらの新設大学に吸収されたが、彼らの進路選択、受験準備をめぐる試行錯誤はハイスクールの教育課程にも影響を与えずにはおかなかった。

大学進学者の増加はやがてハイスクールのカリキュラムを完成教育型から進学準備型へ転換させる圧力を生じさせた。これがトロウのいう「中等教育の構造変動」にあたる。他方、これらの学生を受け入れる大学のほうにも変化が生じた。多様な学生の参入に合わせて、新しい学部の設置、職業専門教育の強化、教授法の改善が進められた。当然のことながら、ハイスクールと大学とをつなぐ大学入学制度もこの時期に大きな転換を経験した。少しでも優秀な学生を選抜するという従来の課題にかわって、大量の進学志願者に十分な情報を与え、彼らが自分の志望に定め、それに合致した学部へ進学できるよう指導することが大学入学制度の最大の眼目となった。進学にあたっての交通整理を適切におこない、入学後の進路変更者、中退者をできるだけ少なくする努力が必要になったのである。

進学志願者の学力プロフィールと彼らの希望を正しく把握し、それと大学の教育プログラムとをマッチングさせることに積極的な努力を払ったのは、アイオワ大学にいたリンキスト教授を中心としたグループであった。彼らは後に ACT (American College Testing Program) を創設(1959)することになる。全米の新しい受験者層と新興の州立大学を主な顧客とする教育診断のテスト (ACT) は、またたく間に市場を駆け年間 100万人規模の受験者を獲得することとなった³⁾。1900年以来、中等教育と高等教育とのより良き接続に貢献してきたカレッジボード、ETS はむしろ老舗ゆえに新しい情報提供システムの構築に遅れをとった。今日では ETS (Education Testing Service) の進学適性テスト (SAT) はより選抜性の高い大学に、ACT の教育診断テストは「大衆化」した大学に、一種の棲み分けをして利用されている。

以上が、アメリカの高等教育就学率15%の前後に起きたことの概略である。翻って、日本の事情をみてみよう。戦後日本の高校進学率は40%台から単調に増加を続け、1960年代半ばには70%に及び、高等教育への就学率も15%に近づいた（就学率は進学率よりもやや

低めの数値になる)。戦後の新制高校は高等教育に開かれた学校であり、どの学科からも進学は可能であったが、進学コースと目された普通科には志願者が多く、当時でも高校生徒の7割が収容されていた。進学準備を想定した教育課程に多数の非進学者が入学してくれば、履修困難な者が増え多数の落ちこぼれもでてくる。その結果、高校と大学進学者が増加する過程で、普通科の教育を多様化させ、非進学者の履修を容易にさせるよう圧力が生じた。アメリカの高校教育に働いた圧力とは丁度逆の方向になる。落ちこぼれ救済のために学習指導要領の見直しが要請され、1970年に改訂された新指導要領では学力の多様性に合わせて必修科目が減らし選択科目が導入された。しかし、折からの受験競争の過熱の中では、この改訂によって進学校の現実のカリキュラムが影響されることはほとんどなかった。少なくとも1970年代までは、大学は高校で生じた教育課程の多様化と量的拡大の変化のうち、後者、すなわち進学者の増加による圧力のほうだけを受けとめることになった。

日本の大学は1966年に戦後の第1次ベビーブームの波とぶつかり、志願者の数は空前のものとなったが、対応は専ら間口の拡大に追われた。とくに1966～68年には文部省が計画した人口急増対策のもとに急激な入学定員枠の拡大が図られたが、それでも間に合わず、私立大学は定員の1.8倍の学生を受入れてこれに対応した。就学率15%の前後、日本の大学は収容力の拡大にのみ終始し、学生の教育的な配置や教育内容、教授法を検討する余裕は到底なかった。量的規模からいえば、すでに大衆化段階に達していたにもかかわらず、大学の構造、制度の「大衆化」には及ばなかったのである。しかし、この時代の日本の大学がエリート段階そのままであったかといえば、そうではない。1948、49年に発足した新制大学は戦後の学制改革により、旧制の大学とはさま変わりしていた。この新体制によって、1960年代の量的拡大に日本の大学は対応できたのだともいえるし、これをもってしても内容的な対応までは困難であったのだといえるべきかもしれない。

戦後の新制大学は物理的な収容力を拡大するばかりで、根本から大学の構造、制度をかえようとする意欲に欠けた。いずれの大学も自らを「大衆化段階の大学」として自己認知していたわけではなく、旧制大学の伝統をもつ大学の形態に自らの大学を近づけるべく、より大学らしい大学を求めて大学院の設置にも力を注いだ。大衆化大学の理念形がみえないために、ひたすら伝統的な大学をめざして画一的な努力を続けられた。量的規模からいって明らかに大衆化の段階にあり、「大学の学校化」の時代と揶揄されるなかにおいても、大多数の大学は学校から真性の大学へ向かって「学校の大学化」の努力をつづけるというパラドックスが生じたのである。つまり、エリート型を志向する大学の構造のなかへマス段階規模の学生を物理的に収容する努力だけが重ねられた。"はじめに"で述べたように、日本の大学が学生の「教育への期待」や進路に関心を向けはじめたのは1990年代に入ってからである。人口変化による学生市場の縮減が現実のものとなってきたときに、大学はようやく大衆化へ向けての調整努力に着手した。その意味では「ポスト大衆化」は「大衆化」以外の何物でもないといえよう。

(2)ユニバーサル化とポスト大衆化

高等教育への就学率が50%をこえる段階をトロウはユニバーサル段階と呼んだが、1970年代に入ってアメリカで顕著になったのは社会人学生の増加であり、パートタイム学生の増加であった。「非伝統的な学生」の増加によって就学率を目安とするトロウモデルの適用はしだいに困難となったが、1980年代になると、パートタイム学生の数はフルタイム学生と肩を並べるまでになり、トロウ自身もユニバーサル段階の表現をユニバーサル・アテンダンス型とユニバーサル・アクセス型に分けて論じるようになった⁹⁾。つまり、50%をこえる就学率といっても、新卒者の進学率が50%をこえるユニバーサル・アテンダンス型と、人々が必要に応じてさまざまなライフステージで高等教育を享受するユニバーサル・アクセス型の2つを分けて理念型として用いた。今日、アメリカの高等教育はユニバーサル・アクセス型への志向が明らかとなっているが、わが国の場合はまだそのどちらのタイプになるともはっきりしていない。

当然のことながら、2つの理念型のどちらを選ぶかによって、高等教育の構造は異なってくる。例えば、大学の入学者選抜にしても、アテンダンス型では、高校新卒者の半数以上が進学するために同じ分野をめざす学生の間にも相当な学力差が生じる。その結果、大学によって入学難易度の違いが生じ新たな階層化は避けられない。アクセス型では、一定数の新卒進学者を除いて、高校卒業後に必要に応じて入学してくる社会人によって学生がしめられる。彼らは社会経験を積んでいる分だけ専門的な学習の動機づけは高く、学力の分散もむしろ小さいと予想される。ある種の教科成績の換算は必要になるとしても、アメリカ大学の場合、社会人学生もパートタイム学生も、入学要件は新卒のフルタイム学生と変わらない。入学基準を特別に下げたり、卒業基準を下げたりしないのは教育の付加価値を正当に評価してもらえなくなるからである。教育的な付加価値を職業的な処遇にとりこむシステムのある社会では、社会人学生の就職も当然不利にはならない。しかしアテンダンス型ではなかなかそうはいかない。わが国の社会人学生の場合をみても就職はけっしてラクではないし、また、年齢人口の50%以上が一度に卒業してくるとなれば、景気の好・不況によってときに供給過剰になることはすこしも不思議ではない。

わが国のユニバーサル段階は、ユニバーサル・アテンダンス型へ進むのか、それともアメリカのようなユニバーサル・アクセス型に進むのか、まだ判然とはしないが、職業と教育の現状からすれば前者のタイプが有力にみえる。問題は大学・短大の社会的威信と高校生の大学進学意欲がどこまで維持されるのかである。進学者の増加傾向が止むことがないとすれば、大学短大とそれ以外の教育機関との競合が厳しくなろう。例えば、職業的な専門性、技能養成に重点をおく専門学校等との競合は分野によっては相当に厳しいものとなろう。学術的な専門教育が職業的な専門教育よりもつねに優位であるとは限らない。どちらが社会的な需要が高いかである。社会人のアクセスは日本ではもともと専門学校のほう

が優位であった。専門学校を高等教育の陣営に含めて考えるのか、分けて考えるのかによって、ユニバーサル化の見通しも変わってくるが、高等教育の種別化は避けて通れない道でもある。高等教育の多様化の観点からすれば、これからの段階をユニバーサル化と呼ばず、「ポスト大衆化」と呼ぶことにも意味があろう。

2. ポスト大衆化と大学モデル

(1) トロウの二元モデル

トロウ理論は二元モデルだ、ということをつまづの紹介者でもある天野郁夫氏が指摘している⁹⁾。二元モデルとは、高等教育のエリート、マスのそれぞれの段階を担った中心的な大学群が段階ごとに異なっていたという事実を指している。存在する大学がなべてエリート型から大衆化型にかわるわけではなく、それぞれの時代と段階に応じてふさわしい大学群が登場するという図式である。つまり、エリート段階から大衆化段階へ移行したときに、新しい課題を担ったのはエリート段階に中心的であった大学ではない。例えば、大衆化段階の大学としてトロウが注目したのはアメリカのランドグラントカレッジ（国有地交付大学）、州立大学などの公立大学群であった。これらの大学は学生の希望が多かった農学部、工学部を設置し、教員養成にも尽力し、高等教育の拡大期を支えた。その役割はエリート段階で人文系の学部を中心に教養主義的な教育を行った東部の伝統的な大学とは違うのである。

わが国では、天野郁夫氏がトロウと同様の観点から旧制私立専門学校に着目し、日本の戦後における大学の多衆化の構造を分析した。戦後に大規模化し、1960年代の量的拡大期に圧倒的に多くの学生を収容したのは、戦前に旧制専門学校としての伝統をもつ私立大学群であった。空前の拡大期にもかかわらず、抑制した伸びしか示さなかった国公立大学などに比べれば、私立大学は時代の要請を一身で受け止めた、まさに大衆化段階の大学といえた。

(2) 戦後派の新設私立大学は第三の大学モデル足りうるか

平成8年度のわが国の私立大学は425を数え、18歳人口の減少期に入ってからでも大学、学部の新增設が続いている。新制の私立大学が発足した当初は100そこそこの大学数であり、そのすべてを旧制大学、旧制専門学校等の旧制の高等教育機関がしめていた。現在はその割合が3割足らず、残りの7割余は戦後に新設された高等教育機関で占められている。もともと学生数のうえでは旧制の伝統をもつ私立大学が依然として6割をしめる。伝統のある大学は一般に規模が大きく、新設大学は学部数も少なく規模も小さい。1960年代の量的拡大が旧制の伝統をもつ大規模私立大学で担われてきたとすると、これからのわが国のポスト大衆化時代はどんな大学担われるのか。第3の大学モデルとして戦後派の新設大学を吟味してみたい。

〔新設私立大学の母体〕⁶⁾

旧制の専門学校之母体が各種各様であったように、新制の私立大学の母体もさまざまである。はじめから大学として設置されたものもあれば、初等、中等教育の学校からスタートして、それを母体として大学設置にまでこぎ着けたもの、最近では専修各種学校（1976年以前は専門各種学校）や幼稚園を母体とする法人が大学を設置する事例も少なくない。以前とちがって大学も随分身近な存在になったが、それでもひとつの大学をつくるには膨大な準備と莫大な資源がいる。広大な土地を要し、専門に必要な施設設備が要り、多くの優れた教員、職員の確保が必要となる。したがって、新興の学校法人は、企業が傘下の企業グループを育てるように学校を増やし、内部資本を蓄積して大学設置のチャンスを待つ。はじめから大学法人の認可をとり、大学を設置できるというケースは宗教法人、医療法人、企業法人などが設置主体である場合に限られ、稀なことである。

何も母体がない状態で、単独に大学が設置されるケースは新設大学のおよそ1割、戦後派の大学法人の多くをしめるのは中学、高校を母体として発展した学校法人であり、半数近くがこれにあたる。これに次いで多いのは短大を母体とするものである。比較的設置基準の緩い短大をまず設置して、その後に大学をつくる。これがやはり全体の1割余をしめる。最近のパターンとしては専修各種学校や幼稚園を母体とする大学も増え、これも1割ほどに達している。

〔新設私立大学の経営行動〕⁷⁾

旧制の伝統をもつ私立大学と戦後派の私立大学とを比較対照させてみると、戦後派の私立大学の特徴はまず併設校の多いことである。しかも、傘下校の種類は中学、高校、短大というようにいくつもの学校段階にわたり、専修各種学校等を含めて学校の種類も多い。いわばフルセット型の学校法人が最終的なゴールとして大学をつくる。第2は、つくられた大学は文科系の単科大学が多く、規模も小さい。これはしかし、創設から間もないためでもあり、ある程度、時間が経過してみなければわからない。第3に、大都市圏での大学立地が長く規制されてきたために、新設大学の大半は地方に立地している。第4に、学校法人のいわば記念碑的な事業として大学がつくられたケースがままあり、経営的な収支を度外視した（小さな）規模で運営されているところもある。併設校のバラエティが豊富であることは経営実績の確かさを示唆するが、記念碑的につくられた大学は、新しい構想の大学をつくるという意図よりも、伝統的な類型の大学への執着が強く、新設の大学らしい斬新さに乏しいことが少なくない。

総じて、戦後派の新設大学には学校法人経営のゴールのような意識がつかまい、設置認可の枠内ですんなりまとめあげる大学タイプがどうしても多くなる。率直なところ第3の大学モデルとしては甚だインパクトが弱いといわざるをえない。従来の大学像をこわす

ようなものでなければ、新しい大学モデルとはなかなかいいがたい。むしろ、看護学校、衛生大学校等から4年制大学への移行を進めている最近の公立の看護・医療系の大学、労働省の雇用促進事業団が進めている職業能力開発関係の大学構想、あるいは専修学校等が計画を進めている専修学校の専門大学（仮称）化などのほうが今後の参考になる。いずれも職業専門性を教育の基本としたもので、職業的技術、技術を教えることを主とするものである。学術的な専門性にたつ大学ではなく、職業的な専門性を身につけさせる大学（高等教育）の需要は進学率50%のボーダーでは今後高くなると予想される。

まとめ

本論文では2つの点を述べた。第1はトロウの発展段階モデルについてである。わが国の大学に関してもしばしばトロウモデルに即して大学の大量化が論じられてきた。問題はわが国の大学が果してトロウの枠組みに該当していたのかどうかである。確かなことは、トロウのいうところの量的規模では高等教育の構造変動は起きなかったことであろう。大量化への調整はユニバーサル段階に入ろうという時点でようやく取り組みがはじまった。したがって、ポスト大量化とはわが国では「大量化」とそのまま重複した意味をもち、その観点から考察が必要である。第2は、トロウの二元モデルを参考にしながら、第3の大学モデルとして、戦後派の私立大学が新しい大学像を構築する可能性について検討した。これらの大学の多くは中学・高校を母体として発展してきたものが多く、法人の記念碑的な事業として大学を設置するケースが多かった。地方に多く立地しているという属性からしても、また長年の悲願として大学設置認可を受けるといった事情からも比較的無難な構想になるものが多く、これからの時代の要請を受けとめるには少々弱いという印象であった。新設私立大学がポスト大量化を担うのでなければ、第3の大学モデルとして登場するのは何であるのか。急増している公立の看護医療系の大学、雇用促進事業団が計画する職業能力開発型の大学、専修学校延長型の専門大学など、いくつか有力候補が考えられるが、これらの詳細については、稿を改めて検討することにした。

注

1. マーチン・トロウ（天野郁夫・喜多村和之訳）『高学歴社会の大学』東京大学出版会、1976
2. マーチン・トロウ「アメリカ中等教育の構造変動」J.カラベル&A. H. ハルゼー編（潮木守一・天野郁夫・藤田英典編訳）『教育と社会変動 上・下』東京大学出版会、1980
3. 荒井克弘「大学入試」牟田博光編『高等教育論』放送大学教育振興会、1993
4. 喜多村和之「高等教育機会の展開方向」斎藤諦淳『大学改革・2010年への戦略』PHP

研究所, 1996

5. 天野郁夫『高等教育の日本的構造』序章「高等教育の発展段階論と制度類型論」玉川大学出版部, 1986
6. 荒井克弘「新設私立大学・短大の供給メカニズム」市川昭午『大学大衆化の構造』玉川大学出版部, 1995
7. 荒井克弘「新設私立大学の供給構造」天野郁夫・吉本圭一『学習社会におけるマス高等教育段階の構造と機能に関する研究』放送教育開発センター, 1996

第3章 官僚制と専門家自治の相克

— accountability と autonomy の現在・過去・未来—

羽田貴史

1. 現在

戦後最大規模の大学改革が進行する昨今、大学の管理運営の改革も議論にのぼりつつある。論点のひとつは、非効率とされる大学の自治への批判と明確な意思決定、執行体制の確立の必要性であり、学長・学部長などのリーダーシップの強調である。大学審議会「大学運営の円滑化について」（1995年9月18日）は、その端的な表明である¹⁾。それは、大学の管理運営の特質として自治の存在を認めた上で、閉鎖的・硬直的な大学の自治では、社会変化に対応できず、かつ意思決定や責任の主体が不明であると述べ、「大学内の円滑な意思決定と実行」を提言する。内容は、きわめて常識的かつ妥当のようでもあるが、リーダーシップの強調に見られるように、合議制の管理運営に代えて、行政組織一般の原理にもとづく再構成が示唆されているようにも思える。

確かに、長くてかつ冗長な会議、不明確な意思決定は、多くの大学教員の悩みの種である。だが、現象的な問題と原理的な問題とを混同してはなるまい。大学の自治は、一元的階層的行政組織に対比して、構成員の参加による意思形成を基本とする点で、民主性原理に分類できよう。西尾勝が指摘するように、民主性と能率性とは、戦後官僚制の指導原理であり、法制上並列されたり（国家行政組織法第1条、国家公務員法第1条、地方自治法第1条）、行政改革提言においては、しばしば対立的に把握されたりという悩ましい関係にある。だが、「それにもかかわらず、能率の概念は、あいまいな合意のままに、明確かつ操作的な定義なしで用いられるのが通例である」²⁾。答申のいう「組織として時宜に応じた適切な意思決定」にも、西尾の指摘があてはまるように思われる。

そもそも「責任」論は、誰の、何に対する、どのような種類の責任かの検討を抜きに語ることはできない。政治責任、行政責任はそれぞれ質が異なる。大学が果たすべき役割も、独自の性質を帯びている。よく大学の「アカウントビリティ」なる用語が使われるが、それは納税者に対する責任概念を示すものであり、国会に対する行政の責任として第一義的にあらわれる。

従って、ことからは、立法府における予算審議及び決算を通じての行政権へのチェック機能や会計検査院の検査機能、行政府内部におけるチェック機能、および行政府と大学との事務配分の見直しを通ずる重層構造をなしており、大学をめぐる政策決定—執行過程の吟味の上に大学内部の管理運営の検討がされなければならない。だが、大学外の諸機関を含んだ政治過程や行財政機能との関連において大学の管理運営の改革を論じる視点は、答

申に限らず、大学のアカウンタビリィ論からまったく欠落しているのである。この様な視点を欠落した学長のリーダーシップ論に関して、吉川東大総長が、「大学の裁量の拡大があるとき、そしてそのときに限り、学長のリーダーシップの発揮が意味をもつ」³⁾ 発言しているのは、けだし当然であろう。

また、阪神大震災、薬害エイズ、日本海重油流出など、およそここ数年の国家レベルの危機管理をみても、意思決定の不明確さは、行政組織や企業組織全般を通じて日本特有の普遍的現象だといっても不思議ではない。大学が非効率なのは、自治が悪いのか、自治が十分ではないゆえなのか、判然としがたいのである。なぜなら、国立大学の非効率さは、稟議制による決裁方式ひとつ取ってみてもわかるように、行政組織そのものの中に胚胎しているからである⁴⁾。大学の自治の強化が「お役所的」な大学行政を規制して、研究教育活動に対応した運営を可能にし、効率化に寄与していることもないとは言えない。大学行政が効率化しないで一番被害を被るのは、当の大学教員だからである⁵⁾。これらの点について答申は、「教育研究活動の支援」「事務組織等の在り方について自己点検・評価を行い、不断に見直し・改善を行うこと、専門的な事務体制の整備を検討すること、研修機会を充実すること」などを提言している。だが、大学改革に伴う体制＝組織への視角と「事務簡素化」一般や、改革に対応する事務組織の強化は謳われるが、研究教育活動を支える恒常的な事務のあり方を窺うことは出来ない。

自治か効率か、などという対立項を離れて見れば、責任の観念とそれが果たされるべきしくみは単純ではない。足立忠夫は、責任を「任務的責任」「応答的責任」「弁明的責任」「受難的責任」に区分して、それぞれの性質と関係を吟味している⁶⁾。

足立の考察によると、アカウンタビリィとは弁明的責任に属し、外面的な結果が召命者の指示した基準に合致していることを弁明しなければならぬところに成立する責任である。他方、「応答的責任」とは、果たすべき職務としての責任（任務的責任）にもとづいて行為者が要求者の要求に応える責任であり、道徳的規範、法規範、および社会的規範などの行為準則を伴うとされる。医者・弁護士などの専門的技術的職業などの社会集団における責任は、〈職業的責任〉として、道徳的責任、法律的責任、社会規範的責任と技術的責任を総称した倫理的性格を持っている⁷⁾。

足立の考察を借用すれば、意思決定の効率化は、大学が社会から問われる責任の一部に過ぎない。責任の一側面のみが協調されれば、職業的責任など他の局面の責任とのジレンマも発生するはずである。「現代民主制下の行政責任の問題は官僚制組織の古典的モデルでは処理しきれないものになっている」（西尾勝）⁸⁾ という指摘に耳を傾けるべきであろう。

他方、目を広く転じてみれば、こんにちほど、科学技術が行政と結びつき、審議会などの形態を通じて多数の専門家が多様な領域の行政活動に関わり、その結果、国民生活に対する巨大な責任を負っている時代はあるまい。その責任の持ち方によっては、一連の薬害

(非加熱製剤によるエイズ1983年以降；感染者2000名以上400人以上死亡、ソリブジン1993年秋；15人死亡など)に見られる如く悲惨な結果をもたらす。大学が問われるべき責任とは、このような科学技術と産業・経済および社会生活とが深く関わり合った局面で、科学者の責任をも含んで成立すべき問題なのである。にもかかわらず、近時の大学の管理運営の効率化論議に、科学技術の責任も行政組織の問題もとりあげられないのは、実に驚くべきことである。

2. 反省

ここで反省しなければならないのは、大学自治論そのものの理論的軌跡と到達点である。大学自治論は、「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている」（最高裁昭和38年5月22日大法廷判決）とする理解を前提に、60年代から70年代にかけての大学紛争を背景に、参加の問題に関心を注いできた。また、学問の自由の解釈論として、大学以外の学校自治への拡張も論じられてきた。その結果、自己決定・自律性の重要性以外に、具体的な問題を処理するような提言を、ほとんど見出すことが出来ない。たとえば、比較的最近の大学自治論にしても、大学という組織体の自由として、外的勢力（公権力、設置者の権能等）の制約・拘束から解放し、自主的自律的に遂行するものとされ、主眼は、自律性および自主決定にある⁹⁾。

だが、現代の科学技術の発展は、地球生態系全体を破壊しかねない原子力エネルギー、神に代わって人間を創造しうるクローン技術、他人の死を前提とした臓器移植など、想像を超えた領域に至っている。医療にせよ工学にせよ、それらは科学者の興味関心と自己決定に委ねるにはあまりに大きい問題である。遺伝子工学などの科学技術活動に対し、科学者の自己規制と職業倫理によるチェック、法的規制、及び市民統制の組み合わせによる統制の提案が行われている局面から見て、あまりに楽天的であろう¹⁰⁾。

大学以外への自治の拡張に対しても、杉原泰雄は、「現にある大学の「教授の自由」がどんな水準の、いかなるものであるかを問わず、それと同じものがあらゆる学校の教師に保障されていることを、憲法論として主張することは、かなり困難であるだろう」¹¹⁾と批判している。教育法学を中心に蓄積されてきた学校自治論や教育の自由論については、正当な評価を払う必要があり、軽んじるべきではない。だが、精神的自由のカatalogに属する学問の自由からのみ演繹する大学自治把握、さらにその延長に学校自治一般を構築する志向は、大学における自由の職能的性格が視野に入らず、大学や外部社会との関連で大学責任を検討する視角を弱めてきたのではないか¹²⁾。

また、大学の設置、学部・学科の増設、財政の配分などは、価値判断を含む政策決定であり、これらを全面的に大学の自律性に委ねるべきともいえない。問題は、大学が社会から問われている責任の構造がどのように把握されるのか、その構造のもとで、大学の自治がどのような位置を占めるのか、ということであろう。通俗的に理解されるように、大学

の自治、専門家自治は、果たしてアカウンタビリティや効率の対立物であり、効率的の反対概念であるとい概に言えるのか。

3. 起源

先に述べた「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている」という理解は、憲法上の解釈論、論理的に正当ではあっても、歴史的に妥当だろうか。合議制機関そのものは帝国大学成立時点で、文部当局者によって制度化されていたのであり、その理由は、学問の自由の保障ではなかった。

帝国大学令制定時の文相森有礼は、帝国大学を含む直轄学校長を前に、「学政ノ目的モ亦国家ノ為メト云フコトニ帰セサル可ラス」¹³⁾と述べ、大学のオートノミイよりも国家目的の優先を説いていたように理解されがちだが、国家有用の学問を優先するがゆえに、大学教官の自発的努力大学の自律性を期待し、自治の育成を行った¹⁴⁾。

森が自己の政策原理として一貫して強調していたのは、教育制度と運営の効率性であった。それは「学制ハ国設教育トシ其政ハ国家経済ノ要理ニ本ツクヘキコト」（「学政要領（成案）」明治18年頃）と教育政策の冒頭に置かれ、県立学校の開校式において、学校の盛衰の原因は、「要スルニ教員其ノ人ノ良否ト経済其ノ法ノ如何ニ基カザルハナシ」¹⁵⁾と語られ、東京女子師範を合併する際にも、「専ら管理上と経済上の点より」¹⁶⁾合併するのだとされ、師範学校長達を相手に、「経済ト云ヘル文字ノ定義ハ……人ノ使方金銭ノ使方物品ノ使方」¹⁷⁾であるとして、その効率的な運用を説く、といった風に展開してきた。その主張は、効率性を支える管理運営の組織原理でもあった。

たとえば、彼は、それまで師範学校教頭幹事が知事の随意に任命されていた手続きに、校長の推薦を加える。そして、教員の任命は教頭が推薦し、書記舎監の任命には幹事が推薦する仕組みを導入する。任命権を有する知事が独占的に権限を行使するのではなく、直近の上司が人事に関わる手続きはなぜ進められたのか。それは、「各共責任ヲ盡サルヘカラサハルコトヲホスニ在リ、若シ之ニ反シ校長ハ教頭幹事ノ推薦ヲ竣タスシテ教員書記等ヲ採用スルトキハ使フ者モ亦使ハルル者モ十分ノ働ヲ呈スルコトヲ得ス、十分ニ働ヲ呈スルヲ得サルハ経済ノ法ニ合ハサルナリ」¹⁸⁾ということであり、決して学校の管理権を認めるからではなかった。

要するに、「統御法ハ各職員ヲシテ其担当部内ノ事業ニツキ常ニ整理開進ノ考按ヲ盡サシムル様仕向ケルコト」だからである。そのためには統制的管理ではなく、自発的な参加と責任分与のシステムが必要だったのである。すなわち、「凡ソ人ヲ統御スルニハ須ラク暗々裏ニ之ヲ命令ヲ下スモ詮ナシ、命令ニテハ其執ルヘキノ事業我物トナラスシテ多クハ行ハレ難タシ、命令ヲ発セスシテ十カ十迄行ハルニ非サレハ固ヨリ経済ノ法ニ合ナフト謂フヲ得ス」¹⁹⁾というのである。

ところで、帝国憲法の制定と施行に対応し、地方自治制度が実施されると、森は、この

ような学校管理の理念を経済主義としてではなく、地方自治制度と結びつけて説明する。

たとえば、東京府下の公立小学校長学務課員郡区長及び府会議員に対する演説で、校長の任命に際しては、府知事の「相談役ヲ設ケ」²⁰⁾で行うこと、府下常置委員は、「教育者ヲ選フ事ニ対テハ適当ナル委員ニ富ム時モ富マザル時モアリテ深ク頼ミト為スヲ得ザルモノ」なので、東京府教育会を設置し、教員経験者や教育に盡力した者を会員とし、校長の推薦を行わせようと言うのである。「此選挙法ハ実ハ一昨年以來各所ノ学校ニ於テ之レヲ実行シ、又文部省ニ於テモ現ニ実験シテ其成果ハ是ナリト認メテ可ナル迄ニ至レリ、且此選挙法ハ今回發布ノ地方自理ノ制度ニ暗符スル所アルガ如シ」²¹⁾。

帝国大学にしても同様であり、「帝国大学教官に対する演説」（明治21年4月25日）でよく知られるように、「大学ノ事業ハ一般行政事務トハ差違アレバ大学ハ大学自身ノ力改良ヲ企ツヘキモノナラン、然レバ文部省別ニ見ルアルモノヲ大学ノ自動ニ任スコトヲ欲スルナリ、此事モ想フニ諸教授ノ注意ヲ要スヘシ」²²⁾と、大学教官の自主的な改良努力への期待となつてあらわれる。

つまり、近代日本において大学の自治は、大学の事業の特殊性に対応した効率的な運営の手段として導入されてきたのである。これらの自治は、明治19年の帝国大学令における文部大臣の任命する評議会の設置や、分科大学諮詢会の廃止などによる統制の強化とアンビバレンスに存在するものではなく²³⁾、森文政における手法の変化ないし進化として理解されるべきであろう。帝国大学令によっていったんは消失したはずの教授会が以後も存続して学生の転入学、留学生、外人教師、講師の依嘱・解任などを審議しており、のちに井上毅によって法制化されたことも、運営の手段としての自治の性格を示している。

4. 分化

大学自治に新しい局面変化が訪れたのは、東京帝大・戸水事件（明治38-39年）、京都帝大・沢柳事件（大正2年）の二つの事件を通じて、教授会の人事自主権と総長の学内公選制が慣習法として確立したことであった。

ここで特に注目しておきたいのは、戸水事件において、主として東京帝大法科大学教授によって展開された教授会人事自主権の論理である。『国家学会雑誌』第19巻第10号（明治38年9月）は、特集を組んで戸水事件に関する論文を掲載した。論点は、いくつかに収斂する。

第1には、戸水の休職処分が教授会に諮問されず、慣習法を破壊したということ、第2に、休職の根拠となった文官分限令の解釈の問題、第3には、大学教授の言論の自由の問題である。

ところで、彼らの主張した「大学ノ独立」と「学問ノ自由」とは、それ自体が固有の価値と意味を持つ近代的自由権の一部たる精神的自由、「その学問的研究にもとづいて、どのような学問的見解（学説）をもとうと自由であり、この自由は、思想および良心の自由

に含まれるともいえる」²⁴⁾と理解されるものではない。帝大教授達は、後世のように教授の自由を、「学問的見解についてのみみとめられるのであり、実際政策的見解にはかならずしもおよばない」²⁵⁾とは考えていなかった。「学説ト政論、學術講演ト政談演舌、學術雑誌ト政治雑誌トノ區別ヲ為シテ其取扱ヲ異ニスルノ点」について疑問を呈する寺尾亨は、両者を区分するなら、「学問其物モ元来無用ノ長物ナルヘク之ヲ学フ学者ハ素ヨリ全ク世ニ不用ナルヘシ」²⁶⁾という。言論活動を自由に行い、世論に対して指導的役割を果たすことが、学者の職務として当然であるという共通の認識が成立していたのである。そして、山田三良は、「大学ハ教授ノ言論ノ自由ヲ俟ツテ始メテ大学タルノ光明ヲ發揮スルモノナリ」²⁷⁾とまで言い切る。

けれどこれら自由論は、森によって唱導された「国家ノ為メ」の大学・学問と対立するものではなかった。山田三良は、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トスハ帝国大学令ノ劈頭第一ニ明言スル所ニシテ大学カ能ク国家ニ貢献スルコトヲ得ル所以ハ一ニ此目的ヲ遂行スルカ為メナリ」と述べ、そのために「国家ハ斯言論ノ自由ヲ公認スルモノナリト謂ハサルヘカラス」²⁸⁾と説明していた。

従って、教授の言論活動も、明治国家そのものの原理に抵触する場合には、制限されることを容認する論理を含んでいた。小野塚喜平次は、「抽象的議論トシテハ學術ノ発達ニハ無限ノ自由ヲ学者ニ与フルコト最便宜ナル可シト雖モ、為ニ国家ノ運命ニ実害ヲ及スカ如キ両者抵触ノ場合ニ於テハ学者自由活動ノ範圍モ国家ノ制限ヲ蒙ルハ誠ニ止ムヲ得サル所ニシテ予モ亦之ヲ是認スルニ躊躇セサルナリ」²⁹⁾と述べていた。後年、森戸事件や京都帝大・河上肇、東京帝大・大森義太郎、九州帝大・向坂逸郎らの追放が起きる。これらについて、「森戸事件は、東京帝国大学が自ら学問の自由を放棄した結果と見るほかなく」³⁰⁾とか、「大学自治の歴史に汚点を残すもの」³¹⁾という評価が与えられている。

しかし、それは、戦前の大学自治論そのものから演繹される結果でもあったのである。寺尾は、「若シ夫レ国家ノ安寧秩序ヲ維持スルノ点ヨリ見ハ、単純ナル学説ト雖モ之ガ發ヲ監視スルノ必要アルベシ、夫ノ「アナシリズム」「ニヒリズム」ノ意見ヲ公然發表スルモノト如キ是ナリ」³²⁾といい、金井延は、「惟フニ学者ノ言論ニシテ皇室ノ尊嚴ヲ汚瀆シ政体ヲ變懷シ若シクハ明ニ朝憲ヲ紊乱スルモノハ之ヲ別問題トシ」³³⁾と述べていたのであった。そこで述べられている自由と自治とは、人権としてのそれではなく、職務としての自由であり、職責であったのである。

5. 構造

ところで、この問題は、文官分限令など官吏法制との関係における整合性という問題が浮上せざるを得ない。中川孝太郎は、「大学教授ハ固ヨリーノ官吏タリ」という身分の問題に関し、「吾人ハ教授ノ職務ハ一般行政官吏ノ職務ニ比スレバ事実上全ク別種類ニ属スルモノニシテ、從テ国家ハ之ニ特別ノ待遇ヲナサル可ラザルコトヲ信スルモノナ

り」³⁴⁾と述べ、裁判官のような身分保障制度を参考とするように主張していた。

特に、官僚機構が天皇大権を前提として組み立てられている以上、教授会の人事自主権であれ、総長の学内選挙制であれ、天皇の任命権と抵触せざるを得ない。この論点が正面から登場したのが、臨時教育会議であった。

大正7年5月3日の会議で、江木千之がこの点を取り上げ、「大学ノ総長、分科大学長ノ任命ニ付テハ唯行政官ノ考ノミヲ以テシナイヤウニスルト云フコトニシタイト云フ意見ガ表ハレテ居リマスルガ、是ハ私ハ最モ同感デアルノデアリマス、併シナガラ是ハ其ヤリ方ニ付テハ形式ハ余程考ヘナクチャナラヌコトデアラウト考ヘル」と発言していた³⁵⁾。平沼淑郎も、「是ハ余程慎重ニ御調査下サリマセヌト、私ハ此総長ノ互選ノ如キモノハ或ハ憲法上ノ任免ノ大権ニ関係スルガ如キ結果ヲ生ジハシナイカト云フコトヲ深く心配イタシテ居ルノデアリマス」³⁶⁾と懸念を表明し、議論はそれ以上発展しなかった。

翌大正8年7月、東京帝国大学総長候補者選挙内規が制定されたが、それはあくまでも「候補者」の推薦であって、任命権自体は、天皇に帰属していたのである。候補者推薦制が、昭和13年7月までの時点で全6帝国大学に普及していたことは、『厳秘 帝国大学内規集』（昭和13年8月）の存在によってわかる。このとき、荒木文相による総長推薦制への圧力が加えられ、11月には、東京帝国大学総長候補者推薦内規が代わって制定された上、第21条が「本内規及其ノ執行ニ付テハ秘密ヲ厳守スルモノトス」と定められたように、天皇制官僚機構下においては、選挙制は、密教に属する部分であったのである。

帝国憲法下の官吏は、身分的に天皇に隷属し、その服務義務は、官吏服務規律（明治20年7月30日、勅令第39号）が定める如く、「天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ従ヒ各其職務ヲ尽スヘシ」（第1条）とされ、忠誠義務が最大の倫理とされた。戦前有力な公法学者のひとりである佐々木惣一は、織田萬の官吏義務論を引き継ぎ、官吏の義務を「職務上ノ義務」と「分限上ノ義務」とに区分し、「職務上ノ義務」としては「盡職ノ義務」と「服従ノ義務」を掲げた³⁷⁾。「盡職ノ義務」とは、「官職ノ執行ノ妨害ト為ルヘキ行為ヲ為スヲ得ス」というもので、本属長官への命令遵守義務（第2条）、本属長官の許可なく居住地を離れることの禁止（第6条）など、官吏服務規律に定める禁止義務であり、してならないことの列挙である。「服従ノ義務」とは、「勤務命令ニ服従スヘキコト」をいう。そして、その服従義務の例外として、裁判官と並び、「技術官及ヒ専門學術教官」があげられている。この論理構成は、美濃部達吉においてもほとんど変わらない³⁸⁾。

この義務論からは、積極的に官吏がなすべきことを職能性の発揮と見る見地は、生まれてこない。官吏法制から言えば、独立して自主的な判断を行い、上司の命令から自由に行動することは、あくまでも例外に過ぎないのである。身分的官僚制は、職能制と本質的に対立するものであり³⁹⁾。官僚制を支える原理は、身分制的な上下関係であって職能上の必要性ではないといわれる所以である。そこでは、職能上の自由として主張された大学教

授の自由論も、官僚制の原則においては、逸脱ないし例外としてしか成立しないものであった。

6. 改革

上述のささやかな分析は、大学管理運営の改革と、職能的自由の確立は、官僚機構の改革と照応して完結する性格を持つことを示唆する。確かに戦後大学改革は、大学の自治に関する戦前の慣行を法制化した。しかし、公務員法の制定にもかかわらず、憲法変わって行政法変わらずといわれるように、その転換は十分ではなかった。

慣行の法制化を支えた原理は、小学校から大学まで、国公立の学校教員を一括して規定しようとした教員身分法の諸法令案に読みとることが出来る⁴⁰⁾。「教員身分法（学校教員法）要綱案」（昭和22年4月28日）は、「教員が自己の使命を自覚して職責の遂行に努めることができるようにその身分を保障するとともにその待遇の適正を図ること」を目的とし、任用手続きにおける自治と、「服務」として、研究及び教育の自由を定めようとした。「第15条（研究及び教育の自由の保障とその限界）教員は、研究及び教育の自由を有する。但し教育〔「授業」と加筆）については、法令に別段の定めがある場合においては、それによらなければならないこと」は、その具体化された条文である。

だが、フーバー調査団の「ナショナル・パブリック・サーヴァンツ・ロー」制定要求によって、教員身分法構想は挫折し、紆余曲折を経て、1949年にいたって教育公務員特例法が制定され、大学の自治の一環として、国公立大学教員の人事に関する教授会の権限が確定するが、それは、公務員法性に対するあくまでも特例たる位置にとどまったのである⁴¹⁾。大学自治それ自体の改革は、学校教育法上のわずかな規定を除いては、大学管理法の未制定もあって、現在にまで残された課題となっている。

では、公務員法をはじめとする行政組織そのものの改革は、徹底したのであろうか。冒頭述べたように、行政国家の肥大化が進む中で、国民への責任を果たすべき行政のあり方は、大学以上に迫られていると言わなければならない。戦後改革時に、フーバー調査団が提示した公務員法の原理、責任ある行政のイメージは、「無責任の倫理性」とでも言うべきものであった⁴²⁾。つまり、行政官個人の倫理観・価値観ではなく、組織と完全に同化し、人間的な価値判断が否定された非倫理性こそ、政治に判断を委ねて、その意思を体現して執行する「理想的」な行政官僚であったわけである。「規則・権限が逐一「目的」に照らしてではなく、“それ自体「価値」として”尊重されるという側面にこそ、近代官僚制の本質的な強さが存在」（西尾隆・280頁）するというわけである。

だが、このような行政官僚それ自体が、理想に属するものであり、現実には、規則や権限の自己目的化が進行した。行政の政治への従属ではなく、政治の行政への従属など、現代官僚制が逢着している問題は、大きい。西尾隆のスケッチによれば⁴³⁾、この段階での新しい行政責任論は、行政に対する統制論を含み、「機能的責任」（専門家集団・科学者

集団によるチェック)、「政治的責任」(公務員の自律的・内面的責任)の概念や、政府関係機関、議会・司法、利益集団、市民などによる多様な形態の統制形態の類型化が試みられている。西尾勝の行政責任の構図においても、専門家集団の専門的技術的な標準に基づくサンクションが想定されている⁴⁴⁾。これらと対比して簡単にいえば、行政組織・活動全般が、専門家集団の関与と統制を含めて責任論を構成しているのに、大学行政については逆の傾向が見られるということである。それは現在の自治のあり方が、あまりに非効率的であるがゆえに生じている現象なのであろうか。

しかし、現代社会において大学が果たさねばならない責任は、自己点検・自己評価の隆盛にみられるように、地域社会や利益諸集団の要求、専門分野の学術・文化の進歩と教育内容への反映など、より日常的なレベルでの自己変革でもある。このようなレベルでの責任は、一体的な意思形成と執行の確立によって果たされるのだろうか。集権が望ましいのか、分権が望ましいのか、こうした問いにこたえる実証的な研究蓄積はまだない。大学管理運営の改革は、いまだ端緒に就いたばかりといわねばなるまい。

《注》

- (1) この議論は、必ずしも大学教員の支持と共感を得ていない。大学審議会答申のリーダーシップ論に関し、『IDE 現代の高等教育』1996年5月号は特集を組んだが、疑問を呈する意見があいついだ。「トップダウンにしるボトムアップにしる全学の意思形成を図ることが最大の責務」(黒田壽二金沢工業大学学園長・総長)「教授会は、奇妙な集団であることは認めるが、独裁をふせぐ役割を果たしているのである。だから、大学の歯車を回すには時間がかかるのである。時間をかけるというのは民主主義の重要な要素であることは認めざるを得ない」(濱田陽太郎立教大学名誉教授)というように。
- (2) 西尾勝「効率と能率」『行政学講座』第3巻、東大出版会、1976年、251頁。
- (3) 吉川弘之「大学の意思形成とリーダーシップ」『IDE 現代の高等教育』前掲号。
- (4) 最近、パソコンによる決裁方式の実験が始まった(「お役所仕事にハンコは不要」『朝日新聞』1997年4月2日夕刊)。逆説的に稟議制がコンピュータ時代を生き延びるというブラックユーモアかもしれない。また、財政運用に関して、拙稿「国立大学財政制度研究序説」『大学論集』第23集、広島大学 大学教育研究センター、237-238頁。
- (5) 自治についての「まじめな」大学教員の思いは、アンビバレントである。経験や友人・知人の話を総合して言えば、大学自治の非効率さへの批判は、大学の管理運営に積極的にコミットせず、委員会や公務を手抜きする教員から発せられることが多い。勢いそういう人には、入試や教務など重要な委員会は回ってこず、まじめな人間が重宝されるので、忙しい人は益々忙しくなり、研究や教育の時間は確保されないが、公務の重要さ

- を自覚せざるを得ない。かくて、苦渋に満ちながら自治を実行している人の上にあぐらをかいて、さぼる人が大学の自治批判を「気楽に」振りまくという構図が成立する。また、リーダーシップを発揮したがる管理職もいるが、その判断は常に適切とは限らず、集团的合意のもとにおいてのみリーダーシップは有効である。
- (6) 足立忠夫「責任論と行政学」『行政学講座』第1巻、東大出版会、1976年。
 - (7) 足立・前掲書、229頁以下。
 - (8) 西尾勝「政府機関の行政責任」『岩波講座 基本法学5 責任』1984年、197頁。
 - (9) 野上修市「学問の自由と大学の自治」『憲法と教育法－永井憲一先生還暦記念－』エイデル研究所、1991年。
 - (10) 保木本一郎「科学技術の公法的統制論－遺伝子工学を中心とする知の自己統制－」『高柳信一先生古稀記念論文集 行政法学の現状分析』勁草書房、1991年参照。
 - (11) 杉原泰雄『憲法Ⅲ 憲法が保障する権利』有斐閣法学叢書10、1993年、206頁。
 - (12) 教育法学に、教育条理論と特殊法学論をもって体系化に寄与した兼子仁の場合、初期の『教育法』（法律学全集16、有斐閣、1963年）では、教師の教育権を、職務権限と見ていたが（126-127頁）、『教育法〔新版〕』（1978年）では、教育の自由論に傾斜している（273-274頁）。
 - (13) 『全集』第1巻、663頁。
 - (14) 寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』評論社、1978年、121頁以下。
 - (15) 明治18年10月27日「新潟県明訓学校開校式演説」『森有礼全集』第1巻、473頁。
 - (16) 明治18年10月「師範学校合併に関する示諭」前掲書、476頁。
 - (17) 明治20年3月「尋常師範学校長に推薦せられたる者に対する演説」前掲書、516頁。
 - (18) 前掲書、517頁
 - (19) 前掲書、517頁。
 - (20) 明治21年9月25日「東京府公私立小学校長学務課員郡区長及び府会議員に対する演説」前掲書、632頁。
 - (21) 前掲書、633頁
 - (22) 616頁。
 - (23) 寺崎・158頁以下。
 - (24) 宮沢俊義『憲法Ⅲ〔新版〕』有斐閣、1972年、395-396頁。
 - (25) 宮沢・前掲書、396頁。
 - (26) 「学説ト政論」『国家学会雑誌』第19巻第10号（明治38年9月）。
 - (27) 山田三良「大学教授ノ職責」前掲書、64頁。
 - (28) 前掲書、63頁。
 - (29) 「学者ノ独立ト学者ノ責任」、前掲書、31頁。
 - (30) 家永三郎『大学の自由の歴史』塙書房、1962年、52頁。

- (31) 伊ヶ崎暁生『新版大学の自治の歴史』新日本新書、1980年、65頁。
- (32) 『国家学会雑誌』第19巻第10号、12頁。
- (33) 「学者ノ言論ニ圧迫ヲ加フルノ不可ナルヲ説ク」前掲書、4頁。
- (34) 「学術上ノ言論ニ就テ」、前掲書、49頁。
- (35) 「臨時教育会議（総会）速記録第16号」『資料 臨時教育会議』第4集、24頁。
- (36) 前掲書、81頁。
- (37) 佐々木惣一『日本行政法原論』有斐閣、明治43年、528頁以下。
- (38) 美濃部達吉『行政法撮要総論』大正13年、有斐閣、第2章第3節4。
- (39) 鶴飼信成『公務員法〔新版〕』有斐閣、1980年、11頁。
- (40) 拙稿「戦後教育改革と教育・研究の自由」『教育学研究』第54巻第4号（1987年12月）。
- (41) 拙稿「教育公務員特例法の成立過程（その1）」『福島大学教育学部論集』32号の3（1980年12月）、「（その2）」同34号の3（1982年12月）、「（その3）」同37号（1985年2月）参照。
- (42) 西尾隆「行政統制と行政責任」『講座 行政学』第6巻、有斐閣、1995年。
- (43) 西尾隆・前掲書、282頁以下。
- (44) 西尾勝・注(8)、201頁以下。

第Ⅱ部 日本調査編

第1章 全国調査の意図と方法

山野井敦徳

全国調査の意図

第Ⅱ部においては、わが国の大学改革に関する実態について明らかにするために、本センターにおいて実施した「大学組織改革に関する全国調査」（大学用調査票A・B並びに学部用調査票A・B）に基いて第一次の報告を目的としている。

平成3年（1991）の大学設置基準の大綱化以来、わが国の大学改革は明治期、第二次大戦後に続く第三期の大改革を迎えている。前者二つの改革は主として、外国の圧力と国家の主導という、いわば外からと上からの改革であった。これらに比較して今回の第三期の大学改革の特徴は、相対的にみてどちらかと言えば、内からのかつ下からの改革が要請されているところにある。

前者の内からの改革圧力として、18歳人口の急減期は、とくに私立大学の将来に大きなインパクトを与えていることも確かである。最近の入学者将来予測によれば、入学志願者が過去の推移と同様に向上するとしても、10年後には志願者数と入学定員にほとんど差がなくなると予測されている。すなわち大学に行きたければ、贅沢さえ言わなければ全員がどこかの大学に入学できることを意味する。しかし、日本の経済と同様、わが国の大学志願率が順調に増大するとは限らない。わが国の家計に対する教育負担は現在でも限界に達しており、高齢化社会の比率も次第に増大し、若年層の労働力が期待される。それだけに大学進学率も予測される60%水準までに一直線的に到達するかどうか議論の余地がある。学生市場が自由化されるだけに、学生定員が縮小されない限り、学生の確保は困難である。とくに優秀な学生の確保は大学間の競争を一層激しいものとするだろう。このような自由競争時代においては、入学定員やさらに優秀な学生を確保するためには、それぞれの大学自体が改革を通じて自助努力しない限り未来はないことになる。超高齢化社会に伴う18歳人口の急減は、その速さと規模において先進国の世界に例を見ないわが国独自の要素である。

内からの改革圧力として、第二の要素はわが国の経済的要因である。最近のわが国の将来的経済予測にみられるように、わが国の政府予算は大規模な国債赤字に認められるように、国家財政が硬直化しつつある。このような情勢を受けて、国立大学の法人化が論議されはじめている。行政改革に伴って大きな政府から小さな政府に移行せざるを得ないとすれば、投入した予算の50%台しか回収できない国立大学はプライバタイゼーションの対象にされやすい。わが国の高等教育は各セクターの多様な構成に特色があり、国立大学は教育の機会均等にそれなりの役割を果たしてきたことも事実である。それだけに従来

大学の役割を踏まえた上での大学改革が要請される。今後の大学改革は国立大学を巻き込んだ大規模な高等教育改革が予測される。

これに対して、後者の下からの大学改革は各個別大学の努力が要請されている。これは端的なキーワードで言えば、規制緩和（リグレレイション）や自由化である。大学設置基準の大綱化において認められるように、大学の自己点検・評価は各大学の自主性にまかされている。国立大学の設置者は政府文部省であるが、国立大学が斬新なアイデアを通して概算要求を提出しない限り、大学改革のための予算は認可されない傾向にある。私立大学においては自らの予算によって自主改革がかなりの程度可能であるが、国立大学の改革の予算は国立大学の改革如何にある。大学設置基準の大綱化と自由化が近い将来方向づけられ、大学の自己責任で大学改革が推進されるようになれば、わが国の大学環境は大きく変化することになる。

このように、わが国の第三期の大学改革は内からかつ下からの改革が要請されている。改革の方向は、たしかに高等教育の先進国たるアメリカの高等教育を教科書とするような改革も多い。しかし、アメリカの高等教育は社会全体と有機的に絡んでおり、かつ問題も少なくない。そこにはわが国独自の視点や個別大学独自の改革が要請されているのである。現在のわが国の大学改革、とりわけ20世紀末までの大学改革は、18歳人口が120万人に近づく2010年を踏まえるための改革であると言われている。それだけに本センターの「大学の組織改革に関する全国調査」も、この視点にたって現在の実態を考察したいと思う。

全国調査の枠組み

さて「大学の組織改革に関する全国調査」を実施するにあたって、われわれは現在の全国の大学改革がどの方向において改革が要請されているか、各種の審議会や答申、あるいは大学改革の調査を参考に分析の視点と対象に関する枠組みを理論的に模索した。それを一つの枠組みで表したものが表－1である。

わが国の大学改革の方向性は、高度化、個性化、効率化の三大柱が大学審議会の答申や文部省の改革動向の整理にも認められる。この場合、個性化の概念は大学総体をめぐる集合的概念であって、その下位概念は複雑である。また組織の効率化は組織の多様性、柔軟性、開放性などの概念とも関連する。さらに高度化の概念は対社会的な要請として大学の研究機能の高度化、すなわち大学院改革を意味する。しかし対社会変動への対応は高度化のみに限定されない。しかも大学改革において社会的説明責任（アカウンタビリティ）や信用性（クレジッタビリティ）の概念も重要である。

したがって、われわれとしては大学改革進捗状況を分析するためにいくつかの分析軸を設定してみた。

第一には社会変動に対応する軸である。表－1においては左端に垂直軸として各概念を提示した。社会変動に対応する概念として、高度化の他に連携化、社会化、国際化、学際

表－1 大学組織改革の分析の枠組み

大学組織の構造 と機能レベル		大学の個性化 (U.I.あるいは C.I.)			
		多様性 diversity	柔軟性 flexibility	開放性 openness	効率性 efficiency
社会 変動 への 対応	高度化	教育組織と機能 研究組織と機能 管理・運営組織と機能 社会サービス組織と機能			
	連携化				
	社会化				
	国際化				
	学際化				
	情報化				

*大学全体の評価を通じて信用性（クレジットビリティ）、社会的説明責任（アカウンタビリティ）が問われる。

化、情報化など6つの概念がこの軸に該当する。高度化の概念はすでに述べたが、ここでいう連携化とは研究・教育・社会サービスなどにおいて各大学間の連携がどの程度達成されているかを測定する改革概念である。具体的には大学間の単位互換制度の改革、共同研究、コンソシアムなどである。同様に社会化とは大学と地域社会との関係性に関する改革の度合いを示す概念である。教育レベルにおける具体例としては地域住民に開かれた生涯学習、研究レベルとしては地域社会や企業、地方自治体との共同研究並びにそれらを促進するセンターの設置が該当する。また国際化とは教育レベルでは国際交流協定の締結や海外大学との教育交流、研究レベルでは研究者交流、共同研究などが該当する改革である。さらに学際化とは従来の個別的に独立していたディシプリンを融合した教育カリキュラムや研究に関する改革の度合いを示す概念である。最後に情報化とは、現在は情報化時代と称されるように、大学社会の情報化がどの程度達成されているかを把握する改革概念である。これらの改革軸は具体的に社会変動に対してどのような具体的な制度・組織の改革がなされているかによって、各大学・学部の改革の進捗状況を把握することができるだろう。

さて第二の軸は、第一軸の実態を踏まえた上で各大学組織の機能の様相を提示したものである。この軸には大学組織と機能の多様性、柔軟性、公開性、効率性の四つの概念を設定してみた。この第二軸は同時に、表の内枠に示した教育組織と機能、研究組織と機能、管理・運営組織と機能、さらには社会サービス組織と機能の四つの改革領域との関係も視野に入れている。現在の大学は、大学の組織や機能において、多様で、しかも柔軟性に富み、誰にでも開かれた、しかも効率性をめざした大学改革が要請されていることは明らか

であろう。

第三の軸は大学の個性化（ユニバーシティ・アイデンティティ、コーポレイティブ・アイデンティティ）に関する改革概念である。大学の個性化は第一軸、第二軸を受けた集合的な改革度合いの概念として設定している。大学の個性化は、大学の部分的な改革によって達成されるというよりも、むしろ大学の総体として達成されるものであろう。

最後に第四の軸として大学の信用性（クレッジタビリティ）、社会的説明原理（アカウントビリティ）を設定している。これらの改革概念は、大学の個性化以上の上位概念である。各個別大学の存在性自体が問われる改革度合いの概念である。そのためこれらの概念は欄外に示して置いた。もちろん、こうした分析枠組みは各学部レベルにも適用される。

以上のように、本調査の枠組みは四つの軸を重層的に展開することによって設定を試みた。以下では具体的な調査手続きについて述べておきたい。

調査の内容

全国調査においては、以上のような分析枠組みに従ってアンケート調査を作成した。すなわち各大学用と各学部用の調査票Aと調査票Bの4種類のアンケートである。

まず、各大学用の調査票Aにおいては、大学全体レベルの組織改革を把握するために、表-1の第一軸に関連した高度化、連携化、社会化、国際化、学際化、情報化のうち大学全体レベルに関係した具体的な改革事例を提示しながら、その改革の進捗状況について回答を求めた。それに第二軸の公開性や効率性に関する具体的な改革動向について設問した。このアンケートについては、大学全体の改革状況を把握できる立場にある学長ないしは本部事務局の担当者に回答していただくよう要請した。

各大学用の調査票Bについては、上記の分析枠組みの第二・三・四軸に基づいて作成した。このアンケートは、具体的な改革に基づいて大学組織と機能の多様性、柔軟性、公開性、効率性について、どの程度改革が進行しているかを大まかな5段階で評価していただいた。なお、個性化についてはどの程度改革で達成しているかを5段階評価してもらった。さらに信用性とアカウントビリティについては、対社会に対して各大学がどの程度獲得しているかを5段階評価してもらった。これらは大学全体レベルの評価なので各大学用の調査票Aを踏まえ、かつ他大学の状況や大学審議会の答申等を考慮に入れながら、各大学の学長に回答していただいた。

他方、各学部用の調査票Aにおいては、大学全体レベルの改革ではなく、学部レベルにおいて実行される組織改革について回答を要請した。上述の表-1の第一軸に関連した高度化、連携化、社会化、国際化、学際化、情報化のうち学部段階の責任において実質的に改革され、かつ実行される研究組織、教育組織、管理・運営組織あるいは社会サービス組織等の改革について言及されている。ここには学科・課程及び専攻（コース）などの組織改革が含まれるばかりでなく、全学レベル的な組織を個別学部が担当している場合には個

別学部の改革として分析している。研究機能にせよ、あるいは教育機能にせよ、全学レベルと学部レベルのそれぞれの責任において改革されたものは、それぞれそれに対応した質問紙に回答をお願いした。

同様に、各学部用の調査票Bについては、各大学用の調査票Bと同様、上記、表-1の分析枠組みの第二・三・四軸に基づいて作成した。このアンケートは学部の最高責任者である学部長に回答を要請した。各学部の調査票A票の具体的な改革の進捗状況を基本的に踏まえ、かつ回答学部長が所属する学部と関連する分野の学部改革状況や大学審議会の答申等を配慮に入れながら、各学部長にはB票の回答をお願いした。これらの配慮はA票の質問紙の内容がいずれも具体的なものであるのに対して、B票の質問紙の内容がいずれも抽象的なものに対する評価であるからである。回答のための大まかな基準を設定することによって回答者の回答の容易さを促進するためと同時に、回答結果の妥当性や信頼性を確保するためである。

以上のように、本調査のねらいは、ポスト大衆化段階におけるわが国の大学組織改革の変容過程を少しでも明らかにすることの一つの目的がある。そのためアンケート調査では1)各課題についての主だった改革の年代の特定、2)現在、進行中の組織改革の状況（完了・予定・未完了）、など改革の進捗状況と改革年代を把握することによって、わが国の第三期の大学改革期の特徴を把握したい。

いずれにしても4種の調査票の具体的な内容については本書の最後に資料として提示しているので参照されたい。

調査の方法と手続き

さて、本調査は1996年6月20日に全国調査対象大学及び学部へ発送した。回答締め切り日は7月20日（土）としたが、夏期休暇や回答者の出張等のため最終的には8月20日に延期した。本調査の最終的な回収率は表-2の通りである。対象となった大学・学部は、平成8年版『全国大学一覧』（文部省高等教育局監修）に基づいた。対象大学・学部のうち回答辞退を申し出たのは、国立大学5学部、公立大学1校、公立大学4学部、私立大学3

表-2 アンケート調査回収率

設置形態	大		学		部	
	対象大学	有効回答	回収率	対象学部	有効回答	回収率
国立大学	98大学	89大学	90.8%	319学部	258学部	80.8%
公立大学	51	39	76.4	69	48	69.5
私立大学	412	221	53.6	648	341	52.7
合計	561	349	62.2	1034	647	62.5

(注) 対象大学・学部のうち回答を辞退した大学・学部は除く。

校、私立大学5学部であった。これらの多くは設置審議会の認可や大幅な改組に伴って大学改革が拘束されていることを理由としている。また、回答辞退の申し出がない場合で無回答のケースにおいても設置審議会によって学部段階で大学・学部は少なくとも4年間の拘束期間があるため無回答となっている場合もある。なお、本調査においては大学院のみから構成されている大学院大学並びに部局としての研究科は調査対象から除いた。

さて、第Ⅱ部 調査編においては以上の各大学の調査に基づいて報告を行いたい。まず第2章においては「管理運営組織の改革」（人事制度・組織を含む）、第3章においては「研究組織の改革」、第4章においては「教育組織の改革」、第5章においては「大学開放の実施状況」、第6章においては「大学改革に対する学長の意見」をそれぞれ取り上げる。大学の基本的機能である研究・教育・管理運営・社会サービスについて、大学並びに学部のA調査アンケートを中心に報告することにした。そして最後の第7章においては「大学組織改革の全体的動向」と題して大学や学部のB調査を中心に報告する。

第2章 管理運営組織の改革

橋本 学

はじめに

平成3年(1991)、大学審議会に組織運営部会が設置されて以降、同部会を中心に、大学における組織運営の活性化を図るべく本格的な検討が始められたことは周知のとおりである。以来、そこでは教員人事、教員組織、大学評価、社会との連携、運営の円滑化など諸方面からの検討が加えられてきた。「教員採用の改善について」(平成6年)、「大学運営の円滑化について」(平成7年)、「大学教員の任期制について」(平成8年)の、これら3件の答申は、その成果に他ならない。いずれにしても、平成6年(1994)以降、毎年1件という答申速度は、大学院部会・大学教育部会など審議会内の他の部会における状況に比して群を抜くものであり、ここにも本課題がもつ重みと緊急性とが示されている。

以上のような大学審議会における取り組みは、直接には取りも直さず昭和62年(1987)の臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」に基づくが(『総覧』上巻, 257～269pp)、改めて論じるまでもなく、大学組織の管理運営問題自体はすでに新制大学発足(昭和24年)直後から存在しており、国立大学管理方案問題、大学紛争を契機とする大学改革論議のなかで幾度となく提示されてきた経緯がある(『大学史』, 225～300pp)。問題は、にも関わらず、「大学の自治」に象徴的な困難な課題が介在するがゆえに、結局は根本的な解決の方途を見出し得なかったということであろう。

ただ、昨今の大学を取り巻く情勢は、18歳人口の減少と社会不安の増大など極めて厳しく、さらに来るべき「大学のポスト大衆化段階」への対応など、大学に課せられた課題はむしろ増大しつつある。「国公立大学の安泰」とはすでに過去のものであり、「大学設置基準の大綱化」がなされた今日、上記答申内容に如何なる姿勢で臨むかは個々の大学の判断と責任とに任されている。

むろん、大別して国公立大学と私立大学とは、設立母体・財政基盤・管理運営システムの面で大きく異なるがゆえに、当面する課題は必ずしも一致しない。ただ、答申の内容からも判明するように、一部を除いてはほぼ大学一般を対象としているのであって、共通の課題と認識すべき点も少なくない。本科研グループが課題遂行に当たって作成実施したアンケート調査も、この認識に立つものである。

そこで本章では、このアンケート(調査票A)における管理運営関連項目の結果分析をとおし、最近の改革実施状況について全国的な動向並びに上記答申と改革実施との関係を明らかにするとともに、必要に応じ、他機関による類似調査の結果とも比較検討することで、「設置基準の大綱化」以後における改革の特色と課題について考察を試みる。

なお、これに当たっては、まず第1節で全国的な改革体制の整備状況を概観し、第2節でとくに(1)学長補佐体制と意思決定の円滑化、(2)開かれた運営、(3)私立大学における理事会と学長の3点から、「大学運営の円滑化」への取り組みを、また第3節で基本的に軌を一にする「教員採用の改善」「教員の任期制」の実施状況を取り上げる。

1. 改革体制の整備状況

平成3年(1991)年6月の「設置基準の大綱化」が、全国的な規模での組織等の改革を促す契機となり、実際、各高等教育機関において着手・推進されていることは、すでに各誌において公表されているとおりである。例えば、各機関による『自己点検・評価書』の公刊状況及び内容によっても、その一端を見ることができる(『大学資料』No.126, 1～58pp, No.131, 1～58pp)。

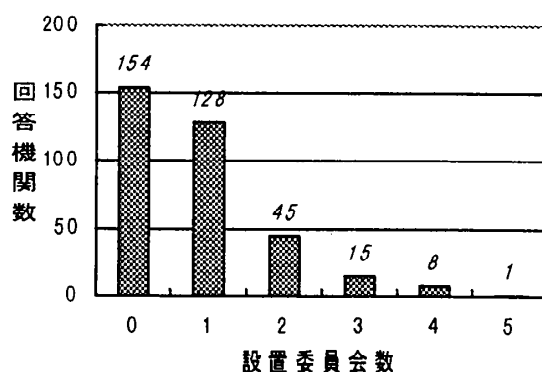
では、具体的に検討を進めている委員会は、各機関にどの程度設置されているのか。また、そうした改革推進のための事務局体制は整備されているのだろうか。以下、このことについて、今次アンケート結果をもとに見ておきたい。

(1) 全学的特別委員会の設置状況

まず、大学用アンケートの設問IA-4の結果をもとに、全学レベルでの大学改革に向けた特別委員会の設置状況を見ると、設置済み、あるいは設置を予定しているとして委員会名を明記した機関数は、351大学中197大学と56.1%に上っていることから、少なくとも半数以上の大学ですでに全学的な改革を進めていることが判明する。

これを各機関ごとの設置委員会数で見ると図Iのようになる。従って、197大学中128大学(65.0%)までが1委員会のみを設置であり、2委員会の設置が45大学(22.8%)とこれに次いでいる。最多設置は5委員会であるが、該当機関はわずかに1大学であった。回答された委員会の総数は300である。

図I 全学的特別委員会の設置状況

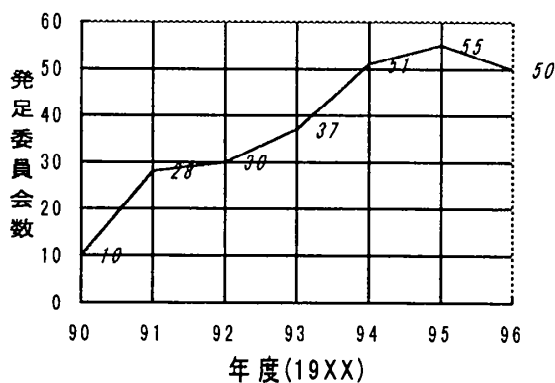


次に、この300の委員会について発足時期（年度）を見ると、回答範囲は1954～98年度と実に幅広いが、89年度までの総数は38（12.7%）と全体の約1割程度である。しかも89年度以前の場合、83年度までは各年度0～2件と散見できるに過ぎず、委員会の発足が恒常化し始める83年度以後について見ても89年度までは2～5件で推移するに止まっている。

いずれにしても、発足状況に一つの特徴が現れるのは1990年度以後のことである。98年度に予定されている1件を除けば、発足年度はすべて96年度までに収まっており、従って、90～96年度の発足総数は261（87.0%）と、全体の9割近くがこの間に集中していることになる。同期間中の発足状況を年度ごとの推移で見たのが図Ⅱである。

ここから判明することは、第一に90年度以降95年度まで一貫して発足数が増大しているということ、第二に「設置基準の大綱化」がなされた91年度の増加率（前年度比18増）が、上記期間中の最高値を示しているということである。なお、増加率の第2位は、前記答申「教員採用の改善について」が提出された94年度の前年度比14増であるが、同年度を含めた96年度までの3カ年の発足数が156（52.0%）と、全体の半数以上を包含していることにも、近年における改革急増の一面を見て取ることができる。

図Ⅱ 全学的特別委員会の発足状況
（年度別推移）



なお、各機関が挙げている委員会の名称として最も頻度の高いのは「自己点検・評価委員会」の類であり、「21世紀委員会」「将来構想委員会」など大学の長期計画を検討する委員会類がこれに次いでいる。

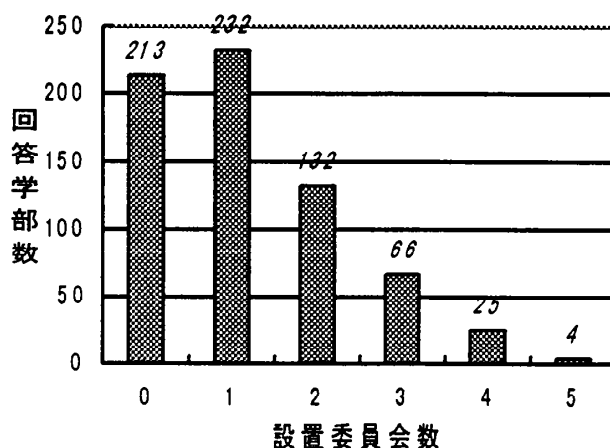
(2) 学部内特別委員会の設置状況

次に、学部用アンケートの設問Ⅱ-1の結果をもとに、学部レベルでの組織改革に向けた委員会の設置状況を見ると、まず学部数では、すでに設置しているものと設置予定のもの

の（1998年発足予定：2例）を含めた総数は459学部で、回答学部総数672の68.3%と7割近くに上っている。当該学部が回答した委員会総数は814である。各機関ごとの委員会数は図Ⅲのとおりである。

従って、委員会を設置している学部について言えば、1委員会のみ設置している場合が232（50.5%）と半数を占め、以下2委員会132（28.8%）、3委員会66（14.4%）となっている。なお、最多設置は5委員会だが4学部に止まっている。

図Ⅲ 学部内改革関連委員会の設置状況



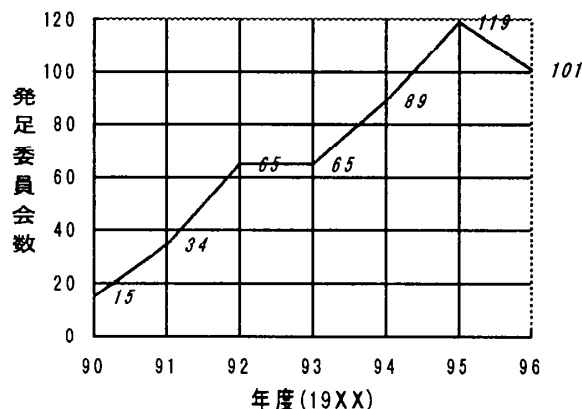
ただ、こうした組織改革関連委員会814には常置委員会も含まれている。要するに、とくに別途委員会（特別委員会等）を設けるのではなく、既存の委員会において改革問題を扱っている場合であり、こうした例は委員会数にして247、またこうした方式のみをとっている学部は102存在する。しかしながら、こうした例は、回答された委員会群の中ではあくまで少数派であって、特別委員会である場合が大半を占めている。当該学部数は357（設置学部総数比77.8%）、当該委員会数は567（設置委員会総数比70.0%）であり、1学部平均では設置数約1.6となる。

ここで、これら特別委員会567の発足状況を年度ごとで見ると、範囲は1965～98年と広範にわたっているが、79年までは併せて10件、各年0～2件で推移しており、散見されるに過ぎない。また80～89年は併せて67件で、87年（12件）、89年（18件）のように突出している例もあるが、全般的に各年1～9件で推移している。ただ、90年代に入って以後の発足数の増加状況には、全学レベルの場合と同様、際だった特徴が認められる。90年以降については図Ⅳのとおりであり、ここでも95年がピークである。

従って、91～92年度と94～95年度の両期間に飛躍的な増加現象を認めうる点で、全学レベルの委員会の場合と若干異なるが、95年度に向かって年度ごとの発足数がほぼ増大して

いること、また94～96年度の発足数が309（54.5%）と全体の半数以上が同期間に集中しているなどの点で、全学的委員会との類似性を見て取りることができる。

図Ⅳ 学部内特別委員会の発足状況
（年度別推移）



(3) 大学改革推進担当組織の整備状況

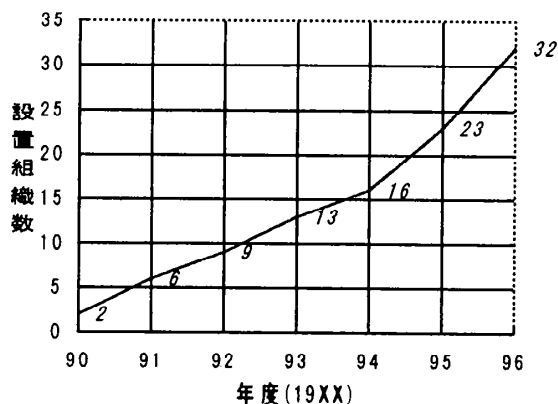
以上のような教員組織による大学改革への取り組みを支援すべく、事務組織でも改革推進体制作りを進めていることが、大学用アンケートの設問ⅠA-7の結果により判明する。

このことを示すのが、図Ⅴ、すなわち年度別発足数の推移状況である。これは、「大学改革を推進するための担当組織（企画調査室など）」を本部事務局に設置しているとした大学の当該組織発足状況（予定を含む）を、1990～96年度についてグラフ化したものであるが、この期間中、一貫して年度ごとの発足数が増加していることが分かる。ちなみに、当該組織の総数は104で、最も早い発足は59年となっているが、89年までは同年（4件）を除き、各年0～2件、この間の合計16というのが実情である。なお、設置予定も含め、年度を明記した機関は113、また設置予定状況を見ると、96年度下半期13、97年度6、98年度2、時期未定9となっている。

これら名称については、「企画室（又は課）」「企画調査室（又は課）」「企画広報室（又は課）」の類が大半を占め、主に自己点検・大学改革・将来構想における企画立案というのを設置目的に挙げている。

従って、上記教員主導による委員会とこれら事務系組織との関係は必ずしも明確ではないが、95年度と96年度というピークのずれは認められるものの、少なくとも発足率がこの時期に向って上昇している点では、傾向が似通っている。

図 V 大学改革推進担当組織の発足状況
(年度別推移)



しかしながら、そうした類似点を認めうる一方で、相互に若干の相違点が存在することも否定できない。同じく設問 I A-7 における全回答状況をまとめた表 I に、それを見ることができる。

表 I 大学改革推進担当組織の設置状況

回 答 内 容	実数	比率
すでに設置している	104	29.6%
現在、設置を検討中である	30	8.5%
現在のところ、設置の予定はない	182	51.9%
無回答その他	35	10.0%
合 計	351	100.0%

ここから分かることは、「設置済み」104に「検討中」30を加えた数134は、全体351大学の約38%と4割にも満たないということであり、「設置予定なし」の182に遙かに及ばないという事実である。逆に、「設置予定なし」は51.9%と過半数を占めており、このことから、事実として本部事務局側と教員組織側の改革への取り組みに、ずれの存在を認めざるを得ない。極めて興味深い事実である。

2. 「大学運営の円滑化」に向けた方策と取り組み

大学審議会は平成7年度答申「大学運営の円滑化について」において、改善方策の第一に「学内の円滑な意思決定と実行」を掲げているが、なかでも傾注している点は学長の役割と学内における位置、すなわち機関の長としての役割を十分に果たすためにリーダーシップを発揮することの重要性である。そして、①学長の選任と任期、②学長の補佐体制、③学内組織上の工夫、④予算配分、⑤教員人事など多岐にわたる前提条件が提示されている。また上記答申では、改善方策として、この他に「開かれた運営」「学校法人における

理事会等と教学組織との連携」についても言及されているが、いずれも長年にわたり、各機関において検討されてきた重要課題である(各機関自己点検白書類を参照)。

ただ、ここでそのすべてにわたって最近の動向を見ることは困難であり、第一の「学内の円滑な意思決定と実行」に関しては、とくに学長の職務の一端を分担するがゆえに、リーダーシップ発揮とより密接な関係を有すると見られる補佐体制の整備状況を、また第二の「開かれた運営」については外部評価の導入状況を軸に、さらに第三点の「学校法人」をめぐっては理事長職と学長職の関係に注目することとする。

(1) 学長補佐体制と意思決定の円滑化

周知のとおり、今日のように学長補佐機関の設置が議論に付されるに至った原因とは、昭和35年(1960)の文部大臣による「大学教育の改善について」を受けて行われた中央教育審議会が、その審議過程と答申「大学の管理運営について」(昭和38年)において、以下の見解が示されたことにある。すなわち、「大学規模の拡大と構成の複雑化に伴い、全学的な教育研究計画の樹立推進など管理運営上の重要な分野において学長を補佐するため、必要な大学には、例えば副学長のような補佐機関を設けるべきである。なお、副学長は、学長が教授のうちから選考するものとする」である(『中間報告』, 100pp)。しかしながら、こうしたなかで立案された「国立大学運営法案」(昭和37年)も実現には至っておらず、「副学長」職が法的根拠を獲得する(昭和48年、学校教育法改正)までにはさらに10年を要している(『中間報告』, 58pp, 『大学史』, 225~300pp, 『必携』, 348~350pp 等参照)。

とは言え、これ以前に学長補佐体制が存在しなかったわけでないことも、想起されねばならない。東京大学における「総長室」のように、一部国立大学が大学紛争を契機に補佐体制の整備に着手しており、このほか私立大学でも早くから「副学長」その他補佐職を設置した例を認めうる(『教育法』, 161~162pp, 『問題資料3』, 238~239pp)。今次アンケート調査において、副学長制の導入を1953年、学長補佐体制の導入を1939年と回答している機関が存在することも、こうした歴史の証左に他ならない。

なお、国立大学で一早く副学長制を導入するのは筑波大学(昭和48年開学時に導入)で、このほか昭和48年以降に新設された単科大学(医科・教育・技術科学系等)が開学と同時に導入しているが、「設置基準の大綱化」以前の導入例は私立大学を含め概して多くはない(『十年史』, 8pp, 『新版必携』, 60~61pp, ほか各機関自己点検白書類を参照)。今次アンケートにおいて、最も多くの大学が副学長制を導入しているのは平成6年度(1994)の13件である。ちなみに、平成8年(1996)5月現在で、副学長制を導入している国立大学は31大学(在任者60人)であり(『職員録』)、公・私立大学では、平成5年(1993)5月現在でそれぞれ1大学(1人)、107大学(309人)となっている(『ニュー

ース』 No.14, 30pp)。

ここで大学用アンケートの設問IA-1の結果をもとに、今日の副学長制導入状況とその特色を見ておきたい。

副学長制を「導入している」または「導入予定」と回答した127大学(36.2%)について、1機関当たりの設置人数に注目した結果が表Ⅱであり、各機関が副学長職務として挙げた内容数によって整理したのが表Ⅲである。なお、両表において無回答が存在する原因は、導入を予定してはいるが、人数あるいは職務内容が現時点で未決定であるためと考えられる。

両表から判明することは、第一に1機関当たりの設置人数では1人あるいは2人が大半を占めており、127大学中116大学(91.34%)と9割強に達するということである。ちなみに最多設置数5人は筑波大学の1例であり、これ以外の国立大学では大半が2人、一部で1人となっている(名古屋工業大学・鹿屋体育大学及び3大学院大学の5例)。

また第二の判明点は、設置人数2人以下が大半を占めている一方で、職務内容を3件以上提示した例が43大学(33.858%)と、約3割に上っていることである。従って、設置人数と職務内容数の不一致は明らかである。実際、記述された職務内容を見ると、1件のみ提示している場合の9割以上が「学長補佐」あるいは「学長職務の代行」を挙げており、具体性を欠いている。また、2件以上提示している場合でも「学長補佐」をその一に挙げている例が多いこと、単に職務内容を羅列しているに過ぎない場合が少なくないことから、現実には職務内容の各人による分担が不明確である場合が少なくないと推察される。

表Ⅱ 副学長制導入状況(1)

設置人数	機関数	比率
1人	63	49.61%
2人	53	41.73%
3人	4	3.15%
5人	1	0.79%
無回答	6	4.72%
合計	127	100.00%

表Ⅲ 副学長制導入状況(2)

職務内容件数	機関数	比率
1	36	28.346%
2	39	0.709%
3	20	15.748%
4	11	8.661%
5以上	12	9.449%
無回答	9	7.087%
合計	127	100.000%

ただ参考までに、記述内容において職務分担の明確な例を紹介すると、以下のようになる。まず、筑波大学では5人がそれぞれ教育・研究・医療・厚生補導・総務を分担しているが、3人の場合、①学務・学生・総務、②教育・診療・研究(医科大学)の2例が存在する。また2人の場合には、①教務(又は学務、学事)・総務(又は財務、経営、行政、管理)、あるいは②医療・教育等(医科大学)の2つに大別できる。これが判明点の第三である。

ところで、副学長制以外の学長補佐体制を導入している例も少なくない。大学用アンケ

一トの設問ⅠA-2における結果をもとに概観すると、「導入している」または「導入予定」との回答を寄せた大学は96大学（27.4%）であるが、記述された名称で最も多いのは「学長補佐」で、「学部長会議」「部長会議」等の部局長連絡会議の類がこれに次いでいる。構成員数では、1人が13大学で最も多く、2人が11大学、3～8人が各5～8例となっており、なかには17人という例もある。発足年度については91大学が回答しているが、最頻値は95年の15件であり、次いで96年（12件）、94年（10件）の順となっている。従って、この三か年だけで発足年度回答総数の38.5%と、4割近くを占めていることになる。

なお、「学長補佐」職だけに絞ってみると、大半が教授から選出されているが、私立大学の場合には、一般理事や事務部長といった非教務関係者が含まれている例も認められる。

加えて、副学長制とそれ以外の学長補佐体制が併存している例も少なくない。国立大学における例としては、東京大学における前記「総長室」及び「総長補佐」と副学長を挙げうるが、私立大学においてもそうした例が少なくとも25大学において認められる。

東京大学では、こうした併存の根拠として、「総長は、近年、単なる部局間の調整役にとどまらず、大学が直面する課題に対して、東京大学としての責任ある態度・方向性を示すことがますます要求されるようになってきている。すなわち、大学運営における総長のリーダーシップがますます求められるようになってきているのである。これに対応して、総長をサポートする体制の重要性が高ま」っていることを挙げている（『現状と課題2』, 266～267pp）。

今次アンケートでは、さらに132大学が、評議会、学部長会議、部局長連絡会議等以外にも、「全学レベルの意思決定において実質的に大きな影響力のある連絡協議会等」があるとの回答を寄せているが（大学用設問ⅠA-3）、これらの多くもここ数年の間に発足しており（93年14件、94年9件、95年13件、96年11件で、4年間に47件、35.6%）、従って、上記学長補佐体制整備と軌を一にするものと考えられる。

いずれにしても、評議会・教授会等で、規定改正の実施や、専決事項・審議事項の内容の明確化、審議の在り方（資料の事前配布等）についての検討により、意思決定の円滑化を図ろうとする動きが認められることは事実である（大学用設問ⅠA-6及び学部用設問Ⅱ-2）。しかし、表Ⅳに見られるように、なお課題が存在することも否定できない。学内における意思決定の円滑化は必ずしも容易ではないようである。

表Ⅳ 教授会審議の効率化に関わる改革状況

回 答 内 容	実数	比率
すでに実施している	128	19.0%
現在、検討中である	184	27.4%
現在のところ、実施の予定はない	342	50.9%
無回答その他	18	2.7%
合 計	672	100.0%

(2) 開かれた運営

戦後、大学の管理運営制度の検討が進められるなかで、絶えず論議されてきた課題の一つが、「学外者を加えた機関」の設置である。これは「管理委員会」「商議会」など名称の変化とともに構成員及び権限を微妙に変えながら、常に法案の一部を占めてきた。前記中央教育審議会答申「大学の管理運営について」においても、とくに「学外者を加えた機関」の一項目を設け、その意義を以下のように説いている。

「民主社会における大学は、社会に対して閉鎖的であるべきでなく、積極的にその関連する社会の連けいを深め、特に地域社会のために寄与することが望ましい。よって、必要に応じて大学に学外者を加えた機関を設けるべきである。この機関は、公開講座等の大学の拡張、産業経済界と大学の連けい、教育の向上および文化の発展等に関し、大学と地域社会とがその協力関係を進めるため相互に意見を交換する機関とする」（『中間報告』, 103pp）。

従って、大学審議会による答申「大学運営の円滑化について」における第二の改善方策「開かれた運営」とは、「学外とのコミュニケーション」と言葉こそ異なりこそすれ、実にも上記中教審答申を基本的に踏襲するものに他ならない。

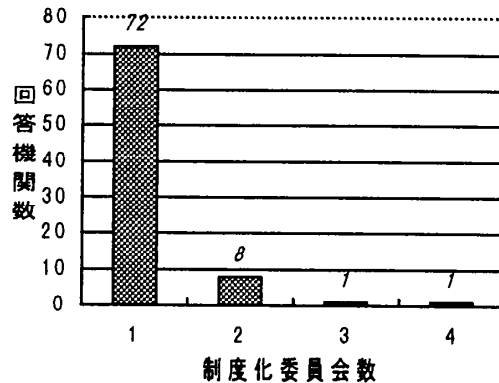
かつて、こうした機関の設置は「大学の自主性を損う」との懸念から、とくに国立大学において敬遠されてきたのだが、昨今の大学を取り巻く情勢が、そうした印象を払拭しつつあることは確かであろう。現実には、この種の機関を設置せんとする動きは少なくない。表V及び図VIは、そうした状況の一端を十分に示している。

これらは、「全学レベルにおいて大学の管理運営等について大学外部の意見を反映する何らかの常設的な委員会等」の制度化の有無を問うたのに対する回答状況であるが（大学用設問IA-5）、設置予定も含め、回答を寄せた大学は82、制度化委員会数は併せて95に上っており、従って複数の委員会を有している例も存在する（図VI参照）。また発足年度の範囲は1950～96年であるが、表Vに従えば、90年代以後の設置数は56件（58.3%）と、回答された制度化委員会総数の6割近くを占めることが分かる。特に93年以降の設置数は各年10件以上に上っており、近年における飛躍的な伸びは、この点からも明らかであろう。

表V 常設委員会の制度化状況

制度化時期	実数	比率
1969年以前	10	10.5%
1970年代	19	20.0%
1980年代	7	7.4%
1990年代	56	58.9%
不明	3	3.2%
合計	95	100.0%

図 VI 学外意見を反映させるための
常設的委員会の制度化状況



データを補う意味で、参考までに平成5年（1993）5月現在の統計値を紹介すると、国立大学では35の大学で、参与会（筑波大学）・参与（新設単科大学及び2大学院大学）・懇談会を含む「学外の有識者等の意見を反映させる諮問機関」が設置されており、公立9大学、私立大学29を併せ、この時点ですでに95大学と、当時の大学総数534の17.8%に達していることが分かる（『ニュース』No.14, 30pp, ほかに『新版必携』, 65～67ppを参照）。

なお、設置目的の大半は、結局上記中教審答申における意義につきるのであるが、最近の傾向として、「外部評価」を目的とする例や「自己点検・評価委員会」のメンバーに外部の人員を含め評価活動の活性化を図ろうとする例も認められる。また、私立大学の例であるが、評議員会・理事会への外部者の出席例も存在するようである。

(3) 私立大学における理事会と学長

答申「大学運営の円滑化について」において改善方策の最後に掲げられている課題が「学校法人における理事会等と教学組織との連携」である。要するに、私立大学における問題であり、理事長を代表者とする学校法人＝管理運営組織と学長を代表者とする教学組織の相互関係をいかに円滑なものとするか、これが私立大学における管理運営の円滑化への前提であるということであろう。私立大学が学校法人を設置者とする点で、国公立大学と性格を大きく異にすることは言うを待たない。しかしながら、答申にもあるように、教育機関である以上、設置者の如何に関わらず、「公共性が確保される」べきこともまた自明であり、私立大学における円滑な運営の保持はこの意味においても極めて重要である。

では、私立大学は今日いったいどのような形で改革を推進しようとしているのだろうか。今次アンケート結果をもとに、現状と課題について考察を進めたい。

まず、当該大学の理事長職と学長職の関係は、「理事長・学長兼任型」「経営・教学分

離型」「学長付託型」のいずれか（大学用設問IB-1）、また過去における類型変更の有無、変更前の類型（同IB-2）について、私立大学220機関にたずねた結果を整理したのが、表VI及びVIIである。なお、類型を変更した年度の範囲は1950～96年度にわたっているが、88年度までは各年0～2件であるのに対し、89年度以降は1～5件と、ここ10年における変更頻度が以前に比して若干高くなっている。

表VIより判明することは、第一に「理事長・学長兼任型」の減少と「経営・教学分離型」の増大であり、「学長付託型」は結果的に増減は認められないということである。また第二点としては、順位に異同は認められないものの、「理事長・学長兼任型」と「経営・教学分離型」の差異は61から98へと大幅な拡大を見ているということである。

表VI 私立大学における理事長職と学長職の関係

回 答 内 容	原 型		現 在	
	実数	比率	実数	比率
理事長・学長職兼任型	51	23.2%	33	15.0%
経営・教学分離型	112	50.9%	131	59.5%
学長付託型	55	25.0%	55	25.0%
無回答その他	2	0.9%	1	0.5%
合 計	220	100.0%	220	100.0%

この変化状況を変更形式によって分類したのが表VIIである。従って、「理事長・学長兼任型」の減少は「経営・教学分離型」と「学長付託型」への変更によること、とくに前者への変更が大半を占めていることが分かる。また「経営・教学分離型」増大の因は、「理事長・学長兼任型」と「学長付託型」からの変更によるが、主因は前者からの変更である。

表VII 理事長職・学長職の関係に関わる変更状況

変 更 前 の 類 型	変 更 後 の 類 型			合計
	理・学兼任型	経・教分離型	学長付託型	
理事長・学長職兼任型	* (23)	22	6	28
経営・教学分離型	5	* (106)	1	6
学長付託型	4	3	* (48)	7
不明	1	0	0	1
合 計	10	25	7	42

(*()内は不変機関数で合計外数)

従って、原因の特定は困難だが、「理事長・学長兼任型」の場合には「経営・教学分離型」「学長付託型」に比して問題が生じやすいのに対し、「経営・教学分離型」では大きな問題が生じにくい等によるのではないかと推察される（『ニュース』No.13, 51pp を参照）。

ただ、ここで興味深いことは、「経営・教学分離型」及び「学長付託型」から「理事長

・学長兼任型」へと変更している例も存在するということであり、結局220大学中42大学（19.1%）と約2割の大学が類型変更を行っており、従っていずれの類型を採った場合でも、内部的な問題が存在しないわけではなかったことが判明するのである。

理事会に対しても、評議会に対しても構成員に対する問題点が指摘されているが、前者については教学関係者の増員、後者に対しては理事・事務系職員の参加を挙げている点からも、私立大学が管理運営の円滑化に苦悩している可能性を見ることができる（大学用設問IB-4及びIA-6）。ともあれ、各大学の変更原因については今後の課題である。

3. 教員人事の活性化

以上、答申「大学運営の円滑化について」に沿って大学の改革動向の考察を進めてきたが、教員人事の問題がこれと密接に関わっていることは、すでに触れた同答申の内容からも明らかである。大学審議会による「教員採用の改善について」「大学教員の任期制について」の2件の答申は、ともにこの教員人事を内容としているが、前者においては外国人教員、社会人及び女性の教員の採用、並びに教員の流動性について、後者では前者の教員の流動性を重視する立場から任期制導入の有効性について検討を行っている。

そこで、最後に、大学における人事の活性化に向けた取り組み状況を見ておきたい。表VIII～Xが今次アンケート調査における結果である（学部用設問II-4）。まず表VIIIは外国人、社会人及び女性教員の採用促進についての対応状況をまとめたもの、次に表IXは母校出身者採用に当たっての基準設置＝インブリーディング回避への取り組み状況を、また表Xは任期制の実施状況についてまとめている。

表VIII 大学教員人事の活性化への対応状況(1)

回 答 内 容	外国人教員について		社会人教員について		女性教員について	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
すでに実施している	185	27.530%	156	23.214%	213	31.696%
現在、検討中である	87	12.946%	90	13.393%	47	6.994%
現在のところ、実施の予定はない	373	55.506%	388	57.738%	359	53.423%
無回答その他	27	4.018%	38	5.655%	53	7.887%
合 計	672	100.000%	672	100.000%	672	100.000%

表IX 大学教員人事の活性化への対応状況(2)
—母校出身者採用の基準について—

回 答 内 容	実数	比率
一定の基準がある	24	3.571%
現在、検討中である	17	2.530%
現在のところ基準はない	605	90.030%
無回答その他	26	3.869%
合 計	672	100.000%

表X 大学教員人事の活性化への対応状況(3)
—任期制の導入について—

回 答 内 容	実数	比率
すでに実施している	41	6.101%
現在、検討中である	60	8.929%
現在のところ、実施の予定はない	550	81.845%
無回答その他	21	3.125%
合 計	672	100.000%

以上より判明することは、外国人、社会人及び女性教員の採用促進についての対応は、実施済みと検討中を含め、36～40%の大学に上っているが、母校出身者の基準設置、任期制への取り組みはほとんど行われていないということである。とくに母校出身者の基準及び任期制の問題は、上記答申に従う限り、教員の流動性を促すとされているだけに、大学審議会が期待しているであろう効果は、少なくとも近年中に出る可能性は希薄であろう。

参考までに任期制をすでに導入している41大学について、その実施状況を見てみると、助手を対象としている場合が33例と最も多く、任期期間は1～8年と様々だが、ただ3年以内としている大学が25例と75.8%を占めている。助手に次いで多いのが講師の12例であるが、教授・助教授を対象にしている例も認められる。答申には「特に、若手教員の育成の観点から、助手への任期制の導入は重要である」とあるが、その意義は別として、歴史的にも、また実績という点でも、助手は他の職階に比して、任期制とより近い存在であるとの印象を禁じ得ない。

ただ、言えることは、公募制の採用等によるインブリーディングの回避・任期制を含め、教員人事の活性化もまた、他の課題と同様、中教審によって昭和38年以来問題に付されてきたということであり(『中間報告』, 101～103pp, 『基本的施策』, 68～69pp)、その解決には相当の困難を伴うであろうということである。

おわりに

以上、近年における大学改革の動向と具体的な取り組み状況について、本科研グループが実施したアンケート調査結果の分析を軸に考察を進めてきた。これにより判明したことは、平成3年の「設置基準の大綱化」を契機として各機関における改革は急速な進展を見たのであり、とくに管理運営組織方面に関する限り、大学審議会組織運営部会になる3件の答申は第2の契機であったということである。ただ、課題の多くは「大学の自治」と密接に関わっているがゆえに多くの困難を抱えている。本質的な問題が新制大学誕生以後も未解決のまま来たったことの代償は決して小さくないということであろう。

なお、本稿では、筆者自身の限界から、広島大学教育研究センターがかつてプロジェクトを組織して取り組んだ『大学の組織・運営に関する総合的研究』の成果を十分には踏ま

えることができなかつた。その実施時期（1973～76年度）を考えれば、20年余の隔たりが存在するがゆえに比較は容易でないにせよ、それに対してほとんどアプローチできなかつたことは自明であり、本稿における今後の課題である。

《主要参考文献》

1. 国立大学協会『大学の管理運営に関する意見および中間報告』，1966年6月
* (附)資料: (1)「大学の管理運営について（中央教育審議会答申）」
(2)「国立大学運営法（案）」
(3)「国立大学運営法の施行に伴う教育公務員特例法等の一部を改正する法律（案）」
 2. 『東大問題資料3・東京大学改革準備調査会報告書』，東京大学出版会，1969年10月
 3. 文部省『教育改革のための基本的施策—今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について（中央教育審議会答申）』〔広報資料65〕，1971年6月
* 付録:「当面する大学教育の課題に対応するための方策について（中央教育審議会答申）」
 4. 大学法令研究会編『大学運営の法律問題と基本知識』，学事出版，1972年12月
 5. 広島大学教育研究センター組織・運営プロジェクト編著『大学の組織・運営に関する総合的研究—日本の大学における意思決定過程の現状と課題』〔大学研究ノート，通巻26号〕，1976年11月
 6. 有倉遼吉編『新版 教育法』〔別冊法学セミナーNo.33・基本法コンメンタール〕，日本評論社，1977年9月
 7. 宮地貫一編『大学運営必携 今日の大学運営』，文教ニュース社，1983年2月
 8. 『回顧編・筑波大学十年史』，筑波大学総務部総務課，1984年10月
 9. 阿部充夫編『新版 大学運営必携』，文教ニュース社，1987年9月
 10. 教育政策研究会編著『臨教審総覧』上巻，第一法規，1987年11月
 11. 大崎仁編著『戦後大学史—戦後の改革と新制大学の成立』，第一法規，1988年10月
 12. 文部省高等教育局企画課大学審議会室編『大学審議会ニュース』No.11（1993年6月），No.13（1994年7月），No.14（1995年10月）
 13. 文部省高等教育局監修『大学資料』No.126（1995年7月），No.131（1996年9月），文教協会
 14. 『文部省職員録 平成8年版』，文教協会，1995年12月
 15. 文部省高等教育局大学課監修『平成8年度 全国大学一覧』，文教協会，1996年7月
 16. 大学審議会『大学教員の任期制について（答申）』（1996年10月29日）〔別刷〕
 17. 東京大学編『東京大学 現状と課題2』，1997年2月
- ※ その他、各機関による自己点検白書類を使用。
※※上記書名に付した は、本文中の注で使用した部分（略称）であることを示す。

第3章 大学における研究機能の現状

－分析の枠組みと課題－

佐藤広志

1. 課題の設定

本共同研究の大きな問題設定である「ポスト大衆化時代の大学組織改革」という観点からすれば、大学の研究機能を独立した分析対象として設定することには些かの戸惑いを覚える。それは上記のテーマ設定自体に由来している。本プロジェクトの根本的な枠組みを構成している「ポスト大衆化」の概念は、必ずしも明確な概念規定を伴っているとは言い難い。問題の出発点は、大学にとって最大の顧客である進学該当年齢人口の減少と高等教育財政の緊縮とによって促された、大学諸機能の合理化と効率化である。18歳人口の減少は、受け入れ可能な学生層の「多様化」をもたらした。1970年代後半から1980年代にかけて、高等教育進学率は一定の水準で頭打ちになっていたが、18歳人口が実際に減り始める頃から再び上昇の機運を見せ始めていた。大学の大学大衆化現象をこの進学率という指標に一元化して表現し得るならば、進学率30%台後半で維持されていた上述の時期は、いわば「大衆化」を達成した第一段階であり、その後1990年代から始まった再度の拡大傾向に対して、それまでにひとまず達成された大衆化の次のフェーズとして「ポスト大衆化」の名を冠することはできる。

周知の通り、当該年齢人口の減少が大学経営にとって深刻な事態をもたらすと認識された時から、大学は既存の学生数を確保するために様々な戦略を採用し、実施してきた。入試制度の多様化はそのひとつであるが、受験生の獲得戦略として採られた入試科目の削減や一芸入試等は、結果的に、入学者の学力水準面での「多様化」をもたらした。留学生や帰国子女あるいは社会人への門戸開放もまた、学生の「多様化」の一面であるが、いずれの場合でも、大学内で実際に行われる教育面での改革を促すものとして作用した。曰くカリキュラム改革、教授方法の改善、教育課程ガイダンスの徹底（シラバスの充実等）、学生による授業評価の導入等である。このように、デモグラフィックな構造変化に由来する外圧は、専ら、大学の教育機能の改革を促進する動因として作用したものと考えられる。そのため、それが直接に大学の研究機能に作用したとは考えにくいという意味で、前述した「ポスト大衆化」概念と大学の研究機能の関係を論じるには違和感があるのである。

無論、間接的には、こうした新しい学生層の出現が大学の研究機能に及ぼす影響を想定することはできよう。後述するように、大学教員の日々の活動の中で、教育業務等に割かれる時間資源が増大することによって、必然的に研究のための時間を圧迫するであろうという問題設定などがその一例である。また、学生の質の問題は、いずれ大学院教育の質の

問題に容易に転化するという点で、研究機能の問題と結びつく。即ち、大学院における教育と研究の総体がいかなる変化を遂げるかという点は、学部教育の場合と同様に、大学院に進学してくる学生層如何にかかってくることは明白である。

しかし、研究者養成の観点から大学院をとりまく諸問題の今日的状況を記述するというアプローチは、研究機能の分析というよりは研究と教育の両機能の相互関係を分析する作業となる。1990年代以降を対象として専ら大学の研究機能のみに限って問題設定をする限り、研究者養成の問題は一応対象外としておきたい。

一方、高等教育財政の緊縮に由来する諸問題は、大学の研究活動に直接影響を及ぼすという点では、問題として切り出しやすい。研究費の増減もさることながら、その内訳（校費／科研費等）の変化などは、直接、大学における研究活動を左右する要因として容易に指標化できる。間接的には、事務系職員の削減等に由来する研究支援体制の後退が第一に予想される。教育・研究職以外の大学職員の減少が、大学の管理・運営面での機能縮小ないし合理化を伴わない限り、必然的に、大学教員がその一部を肩代わりすることによって、教員の業務負担に変化を生ぜしめる。この構造は、教育業務の増大がもたらすものと同じである。

その他、大学の研究機能を担う組織の変容に関しては、それが前述したような「ポスト大衆化」の時期設定と時間的には重なるとしても、それが「ポスト大衆化」のメルクマールたる諸要素と構造的に連関していると考えねばならない理由はない。それらは、単に1990年代以降顕著になった研究体制全体の諸傾向として記述することはできても、大衆化の新局面がもたらしたものとして関連づけする必然性はひとまずない。産学協同研究や外部研究費への依存状態は90年代に特有の傾向ではないし、時期的に90年代にその出現が集中したとしても、それは大学大衆化がその直接の原因ではない（間接的に影響を及ぼしている可能性については前述した通りである）。そこに想定される構造連関は各分野ごとの研究の発展段階や社会的なニーズ等に対しての方が強いと思われる。研究活動も教育活動もともに大学の基本機能としてその成立以来遂行されてきたが「大衆化」現象が要求したのは、専らその教育機能に対して向けられていたというのが、本章の取る基本的な立場である。したがって本章では、大学の研究機能は、何らかの形で大衆化ないしポスト大衆化の影響を受けているとしても、一応それとは独立した問題設定が可能と考える。したがって考察すべき課題は、1990年代半ばの時点で観察できる大学の研究活動の現状がいかなるものか、そうした研究活動がどのように評価されているかということであり、現状において大学の研究機能に関してどのような問題群が存在しているかをさぐることに限定される。

2. データ

今回のプロジェクトでは、国内の大学および各学部に対する質問紙調査を試みているが、前節に述べたような理由から、その焦点は大学の教育機能と管理運営面を中心にした組織

改革に当てられている。同様に、併せて行われた各大学発行の資料収集も管理運営組織面を記したものにウエイトが置かれている。したがって本章が依拠する資料群としては他の章とはやや違ったものとなる。ところで、大学の研究機能の現状とそれに対する評価を照覧する資料として、現在利用可能なものにはどんなものがあるか。問題の立て方によるが、大学間の比較を可能ならしめるような包括的かつ体系的な資料というものは、管見する限り存在しない。大学の研究活動は、大学の誕生以来連綿として着実に遂行されてきているはずであり、各大学の教員が発表した研究業績等について、それ自体独立した報告書として刊行している大学も少なくない。例えば、比較的古くから年次報告書を刊行している主な大学として、筑波大学、慶應義塾大学、早稲田大学などが挙げられる。しかし逆に言えば、すべての大学が教員の研究業績一覧を公表しているというわけでもない。

これに関連して、各大学がいわゆる自己点検・評価に関わる報告書を積極的に刊行し始めたのはごく最近のことである。それが大学大衆化の結果もたらされたものだとすれば、先程来述べている間接的な効果というものが働いていることになる。が、そうした報告書内で言及されている各大学の研究活動状況というものは、ある一定レベルで資料としての価値がある。

問題は、そうした研究活動に関する状況報告は、ある一定のガイドラインに沿って、比較的似通った評価項目が並んでいるとはいうものの、なお体系性に欠けているということである。徹底した形態をとるならば、全ての大学が何らかの共通フォーマットに基づいて大学人の研究活動を記述し、相互比較のためのデータを呈示できていれば都合がよいのであるが、おそらくそれはこれから先の課題となるものであろう。むしろ各大学は、それぞれの大学ないし学部の特色に応じて、必要不可欠な評価項目と考えるものを取捨選択して記述している。結果的に、過去に出された学術審議会答申（参考資料の1、55-63頁）が示す諸項目に近くなっていくのは、論理的な帰結であるとも言える。

以下では、本研究プロジェクトに関連して収集した各大学の自己点検・評価報告書等から、2、3の興味深い事例をとりあげ、その中で、大学の研究活動に関する記述がどのようになされているかを考察する。

3. ケース1：広島大学 ― 教員アンケートによる問題の抽出 ―

「広島大学白書2」（参考資料の2）の章構成は「Ⅰ学生の受け入れ」「Ⅱ学部の教育活動」「Ⅲ学生生活」「Ⅳ大学院の教育研究」「Ⅴ研究活動」「Ⅵ教員組織」「Ⅶ国際交流」「Ⅷ社会との連携」となっており、このほかに「アンケート調査等関係資料」「自己点検・評価関係資料」が付記されている。このうち、ここでとりあげるのは「Ⅴ研究活動」であるが、そこでは学内の研究活動に関する分析項目を大きく「研究環境」「研究活動の状況」「研究活動の成果」に分けて整理している。学内各部局で発行している自己点検・評価報告書を参照しつつ、独自に実施された「教員へのアンケート調査」を一つの柱

にして、研究活動に関わる様々な要素が検討対象になっている。以下順を追って、そこで抽出されている研究活動の実態と問題点がいかなるものかを見ていこう。ここには、国立総合大学が抱える諸問題の最大公約数的な部分が記述されていると考えることができる。

(1) 研究環境

端的に言えば、これを構成する諸要素とはいわゆる「ヒト・モノ・カネ」である。報告書は、アンケート調査時期に重なる特殊事情として、大学の統合移転の問題を指摘しつつ論点を整理している。

まず研究設備機器の充実度については、教員へのアンケート調査から、過去10年間において「向上した」という意見が「悪化した」という意見を量的に上回っているというデータを示している。その上で、移転に伴う機材の一括更新という特殊事情を勘案するとしても、パソコン等情報機器の整備は文理を問わずいずれの学部でも順調に進んでいると評価している。確かにパソコン等の情報端末は今やいかなる分野の研究者にとっても必需品とさえ言い得る状況であり、同時に、そうした情報機器のソフト・ハード両面の技術的進歩がめざましく、個人用端末の更新頻度は平均的にみて相当高まっているであろうことは容易に想像できる。したがってこの部分での「モノ」の整備は研究活動を支えるコアの部分として最早当然視すべき部分になっていると思われる。

問題は、個人用端末のような比較的安価な物品に関する整備状況にあるよりは、専門的なメンテナンスを必要とする共同利用の高額機器類に対して表明されている。すなわち、そうした設備の維持管理と研究支援のための要員の確保の部分で、教員アンケート調査は状況の悪化を訴えている。

学問の分野を問わず、近年ニーズが高まっていると予想されるのは、学内 LAN を媒介にした情報通信ネットワークの利用であり、それをサポートする情報処理技術スタッフの充実である。報告書では情報支援のシステムとして図書館の利便性と電子ネットワークの整備とを同等に扱って記述している。いずれも、移転に伴う段階的整備がひとつの制約条件になっているとしながらも、図書分散、(教員による) 図書館施設の利用状況、所蔵図書検索システム等々について、また、学内 LAN が提供する情報サービス(電子メール、opac、ftp その他のアプリケーション、インターネットを通じた学外ネットワークへのアクセス)の利用状況について調査している。特に後者の利用頻度については、教員の年齢との相関が指摘されており(若い層ほど利用頻度が高い)、学内 LAN の定着にとってはユーザインターフェースの改善と操作方法に関する「啓蒙活動」等の必要性が訴えられている。

この点については筆者にも経験がある。情報処理センターの学内向けサポート体制は現状の人員構成を考慮するとかなり充実していると思われるが、その絶対量という点では尚不十分である。この種の支援体制は、研究環境の整備という点では、今後も緊急度の高い

領域であろうと思われる。情報機器をとりまく技術的進歩は今後もおそらくは加速度的に進展すると見込まれるため、その都度ソフトウェア上の操作技術の習得に追いつくだけでも意外と時間を浪費するものである。「道具」としての便利さを頻繁に更新することで、貴重な研究時間が奪われるとしたら、それは本末転倒以外の何物でもない。こうした煩雑さを避けようと思えば、ソフトウェア技術の幾ばくかがブラックボックス化するのもある程度はやむを得ず、これを「外部」のサービス機関に依拠することもまたやむを得ない選択であろうと思われる。とりわけ人文系の多くの領域ではそうなるであろう。それだけに、情報関係の支援体制整備は一過性の課題というよりは、相当程度恒久的な性質の責務であると思われる。

(2) 時間という資源

上記のことと関連して、報告書は研究環境の構成要素として「空間」と「時間」を挙げている。前者は端的に研究スペースが狭くなったという不満に集約されている。それ自体も問題には違いないが、報告書がより重点を置いているのは後者に対する教員の不満である。

大学教員の時間使用に関する研究はいくつかある（例えば参考資料の5～7など）。有本らによる国際比較研究（参考資料の5ほか）によれば、日本の大学教員は相対的に研究活動に対して自らの職業的アイデンティティを見いだす傾向が強い。教育と研究および管理的・サービスの業務等々に対する大学教員の時間配分傾向とともに、そうした時間配分に対する大学教員自身の意識を比較検討すると、大学教員の多くが、本来望んでいる研究時間のいくばくかを犠牲にして教育業務を行ったり、各種の委員会や会議に出席したりしている構図が読みとれる。無論、教育活動にしる管理的業務にしる、ないがしろにしてよい性質のものではない。しかしながら、教育者としてよりも研究者としての自己規定を強くする大学教員のマジョリティが、可能ならば研究時間を最大化しようとするのは自然であり、研究以外の諸活動には、それに対する責任感をもちつつも二次的な位置づけをしてしまいがちである。このような心理を想定すれば、客観評価ないし他者との比較によって研究時間が十分あるように見える教員でも、研究以外の諸活動に煩雑さとストレスを感じるであろうことは容易に予想される。

報告書が指摘する研究時間に対する不満には、こうした心理が背景にある。と同時に、実際に研究時間を削減せざるを得ない契機が昨今の大学内では確かに増えている。カリキュラム改革や授業改善のための研究会や会議が確実にそれ以外の時間から捻出されている。教育改革が実際に必要で、これに対してまじめに取り組もうとする教員ほど、必然的に教育業務にかかる時間が増し、その分だけ確実に研究時間が減少する。自己点検・評価のために費やされる時間も馬鹿にはならない。もしその必要がなければ当然研究に回していたであろう時間を費やして、その種の点検・評価を実施しているのだとしたら、こんな本末

転倒なことはない。研究時間が確保できないという不満の表明のために、研究時間を削っているのだとしたら、それは時間という資源の浪費以外の何物でもない。

報告者が依拠しているアンケート調査の集計は、実際に教員の活動時間についてのデータを呈示している。それによれば、全体平均として見れば、研究時間、教育時間、各種学内業務の3カテゴリーについて、教員の活動時間はほぼ等分されている。勿論職階によってその様相は若干異なる。予想されるように、助手層では教育に当てられる時間が他の職階層より少なく、その分研究時間の占める比率が4割強と最も高くなっている。しかしその一方で、各種学内業務に当てられている時間も3割を越えており、他の職階と比べても遜色はない。一方、助教授層と教授層とを比べてみると、助教授層では、各種学内業務に当てられる時間は2割程度で講師・助手層と比較しても最も少なく、教授層では、研究、教育、各種学内業務それぞれがほぼ3分の1ずつを占めている。

報告書は、こうした数値があくまで平均値であることを断った上で、部局ないし専門分野別の事情の相違も大きいとしている。さらに同じ部局・分野内でも個人差が相当大きく、同じ職階といえどもその活動時間配分はきわめて多様であるとしている。例えば、教育学部と学校教育学部は他学部に比べて教育時間の比率が高くなっていたり、或いは医学部や歯学部では各種学内業務（診療等？）の時間が多くなっている。これらは学部や分野の性格に由来する相違であろうが、個人差については各人が組織内で置かれている立場によってその役割分担が一様でないであろうことを示唆している。

とはいえこの個人差レベルで問題を考察するとなれば、最早統計的な作業の域を越えてしまうので、当面の報告書の守備範囲外でもあろう。しかしこの種の分析でもっと本質的な問題は、回答者の主観的な記述に基づく時間カテゴリーの分類はきわめて曖昧なものにしかならない、ということである。会議や委員会の所用時間、移動時間、講義やゼミや実験のため実際に教室に拘束される時間などは、タイムテーブルに基づいて厳密に測定しようと思えば測定できるであろうが、おそらく誰も、そんな厳密な測定をもって回答してはいないだろう。また会議や授業のための準備に費やされる時間もある。専門の研究のためというより、自分自身の視野の拡大のためになされるような読書その他の諸々の情報収集活動は、研究のための時間と言え言えるし、そうでないとも言える。要するにそうした曖昧模糊とした時間の各フラクションが、ほとんど直感的に割り振られているのが実状であろう。そうした場合、集合されたデータが示すものは、現実の時間使用状況を反映しているというよりも、回答者の日々の不満や規範観念によって歪曲されていると考えるべきである。

研究のための時間が就業時間内かそれとも就業時間外にはみ出しているか、といったことも質問され集計されているが、「主に就業時間内」という回答は平均して2割以下である（勿論部局によって傾向は若干異なる）。これらは研究者の労働条件の一端を示すものとして重要ではあるが、研究者にとっての就業時間そのものが通常の公務員の感覚で明瞭

に切り取られる性質のものでないことは言うまでもない。研究活動が決して「お役所仕事」などではなく、研究者自身の強烈な問題意識と興味関心から発するものであるかぎり、研究が就業時間外に行われているからといって、それが「サービス残業」的なニュアンスとして認識されることはまずないと言ってよい。むしろ、「就業時間」内にやらざるを得ない教育業務や各種学内業務に対して不満が振り向けられるのはある意味で当然でもある。

(3) 研究費

研究費については、校費と校費以外に分けた質問項目が用意されている。職階別の校費依存度（回答者の主観評価）のデータが示され、その現状に対する満足度が問われている。全体平均では4割近くが研究費の「大部分」を校費に依存している（職階別では助教授・教授層で45%前後、助手・講師層で25～30%の者が「大部分」という選択肢を選んでいる）。同時に、やはり全体平均では4割近くが、最近10年間で校費に関して「悪化した」と答えており、「向上した」という意見が1割程度しかないことを踏まえて、事態を問題視している。

一方、校費以外の研究費については、文部省科学研究費補助金（以下、科研費と略す）の利用頻度が校費依存度と表裏の関係にあることを示している。こちらも回答者の主観評価であるが、科研費に関しては事態が「向上した」とする意見が全体で28.3%、「悪化した」が14.2%で、校費の場合とちょうど逆の数値傾向が報告されている。「客観的な」データとしては、最近5年間の科研費採択率、そのうち「科研費採択なし」の部局別・専門分野別教員比率が示されている。過去5年間で「科研費採択なし」の比率は全体平均で50%近くに達しており、総じて人文社会系の部局・分野で「採択なし」の率が高くなっている。

報告書は、校費および科研費以外の外部研究費についても全学教員のおよそ3分の2が、最近5年間でこれに無縁であったと述べており、科研費のより積極的な申請を促すと共に、その他の諸研究費にも目を向けて、校費依存度をできるだけ低下させることの必要性を訴えている。

(4) 研究活動

研究活動の指標としては、加入している国内学協会の数、国内の学術集会への参加回数、学協会における役職経験、学内研究者との共同研究（その実施者の比率）、学外公的研究機関との共同研究、企業との共同研究、学外での私的研究会等の実施等々が、部局別・専門分野別に集計されている。当然、分野によって傾向がかなり違う。例えば学内レベルの共同研究を見ると、どの部局でも6～7割の教員が、最近5年間に何らかの学内共同研究に携わっているが、学外機関との共同研究、とりわけ企業との共同研究を見ると、文系学部と理系学部との相違が顕著である。人文社会系および教員養成系の各学部では、企業等

との共同研究実施者はそれぞれ当該部局の1割程度ないしそれ以下であるが、自然科学系の各部局では最も少ない理学部で2割、最も多い工学部で6割近くの教員が企業等との共同研究に参画している。逆に、学外での私的研究会の参加者は、人文社会系学部でそれぞれ半数を超えており、多くて4割程度の値を示す自然科学系学部とは好対照をなしている。

(5) 研究成果

研究成果については、件の教員アンケート調査以外にも各学部・部局が発行している自己点検・評価報告書の記述や、日本科学技術情報センターが提供しているデータベースなどを多面的に取り込んで報告がなされている。研究業績については、各部局紀要類の発行部数、教員の過去数年間における発表論文数、それらの講座単位ないし一人当たりの平均件数、世代別ないし職階別の発表件数などが図表として呈示されている。このスタイルで教員の業績データを示している大学の例は多い。学問的生産性を計る直接的な指標として業績の数を整理することは、手続き上もっとも標準化しやすい方法という意味で有効であろう。但し、ここにも本末転倒の危惧がないわけではない。数だけが問題視されてくると、価値の低い論文の大量生産という事態を招く危険性があることはかねてから指摘されている。悪貨が良貨を駆逐するのである。報告書では、研究の質を考慮に入れた指標として「(自然科学系の)海外データベースに収録されている文献件数」を他大学との比較を伴って呈示している。

4. ケース2：北海道大学 — 研究評価指標の精緻化と「比較」の重視 —

以上に見た広島大学は、教員へのアンケート調査を通じて、研究活動上に生じる種々の問題点を抽出しようとしているところに特徴がある。但しこの種のアンケート調査が不可避免的に抱える問題点として、データの根拠が回答者の主観に大きく左右されるということがある。研究活動の評価についての客観性を保証するために、どのような指標が有効かという問題は、まだ確定的な回答をもちえていないと言える。それゆえ多くの大学で実施されている研究活動の概括と評価は、教員の研究業績一覧からなる分厚い報告書に、前節でも取り上げた科研費採択状況、学会活動状況、業績発表の頻度といった諸統計が付加されたスタイルに落ち着く。ローデータの呈示の方が不用意な加工より害が少ないとも言えるのである。

北海道大学の年次報告書(参考資料の3)では、この研究活動指標の再吟味を試みている。同時に研究実績を他大学と比較する方法についても検討し、部局単位で他大学と比較した場合の長所と短所を整理している。無論、標準的な統計指標も概ね揃っており、指標の厳密化という点でひとつの到達点を示しているという意味で、事例として大変興味深い。

北海道大学では同タイトルの年次報告書を既に過去3年間にわたって公表しており、その都度、自己点検・評価の方法を深化させてきたとあってよい。研究活動について記述し

ている章の中でも、単に自己評価自体に意義があった時期から、自己評価の方法を再検討して、必要ならば第三者評価ないし外部評価が求められる時期にきているとしている。

研究評価の指標として、論文数が用いられるケースは多い。多くの大学で、教員の発表論文が一覧できる業績目録が刊行されていることは周知の通りである。北大の報告書は、分野をまたがる比較評価において、単純な量的指標の一律な適用には疑問を呈示している。そこで、各部局に対し、どのような量的指標が自部局の研究実績を測定するものとして妥当であるかを回答させ、その傾向を説明している。

それによると、比較指標として最も多くの部局が挙げているのはやはり「論文数」である。20部局のうち14の部局がこれを挙げている。次いで科研費採択数（10部局）、学会特別講演・招請講演・教育講演数（9部局）、レフェリー制雑誌論文数、論文掲載雑誌インパクトファクター（研究人口の多い分野ほどインパクトファクター＝衝撃因子が高い）、「論文引用率」「受賞数」「著書・論説数」などが多く挙げられている。また和文発表よりも英文発表の方が一般に価値が高いとされているが、分野によっては必ずしもそうではないし、英文ジャーナルでも国際的評価が高くないものもある。その他研究指導能力の指標として「大学院学生数」「研究生数」「外国人留学生数」「学位授与数」なども挙げられている。

ここから統計資料として実際にグラフ表示されているものをいくつか見てみると、文理間の研究スタイルの相違からか、量的指標として現れているものにも随分と違いが見られる。例えば「学術論文のレフェリーの有無の割合」を見ると、文系では「レフェリーあり」が20.8%に過ぎないのに対して、理系では実に83.5%が「レフェリーあり」である。また、「著作物の単著、共著の割合」を見ると、文系では76.0%が単著であるのに対して、理系では82.0%が共著である。研究業績の評価基準が文系と理系とで異なっており、一律に比較できないことがわかる。

文部省科研費の採択状況については、採択件数・額ともに確実に増加していることを認めつつも、科研費全体の伸び率を下回っていることを併記し、改善策として申請の促進を訴えている。学術講演数や学術に関する受賞状況も年を追って増加しており、この点については肯定的に評価している。

このほか研究交流の実態として内地研究員制度についての記述があり、研究生や受託研究員の受け入れ状況等について詳しい説明が付されている。

北大報告書がとるもう一つの基本姿勢は「比較」の徹底である。評価は他との比較において本来の意味をもつという発想に基づき、報告書は各部局に対し、他大学と比較した上での長所、短所、長所を伸ばす措置、短所を是正するための方策を回答させ、その結果を箇条書き的にまとめている。それを見ると、長所として挙げてくる主なものは、学術賞の受賞実績、各種の研究評価指標で上位にあるという客観的評価の呈示、具体的な研究

テーマの呈示、その独自性の顕示などである。短所としては、論文等著作数の不足、人材不足、人事の硬直化、立地条件に由来する不活性化に対する懸念等が挙げられている。そしてそれらへの対応策としては、共同研究・国際交流の推進、意識改革等に重点が置かれている。報告書はそのまとめの部分で「ほとんどは、物、資金、人の要求ではなく、研究者の意識改革とその意識からくる現体制でできる行動が指摘されている」としている。研究支援体制の必要を痛感しつつも現状においてその要求がなかなか叶えられないことを認識した上での選択行動であるとしているのである。

この点では、先に見た広島大学の教員個人に対するアンケート調査の問題設定とは異なる部分もある。広大のケースで重視されていた研究時間確保の困難さについては、北大のケースでは明確な記述としては医学部からの指摘があるのみである。この辺の違いは、個人宛ての意識調査であるか、部局単位の代表意見の聴取であるかという違いに由来するものでもあり、分析視角の相違と考えることができるものである。どちらも大学の研究体制が抱えている問題点を指摘しているという点では同列に扱いうる。

5. ケース3：関西大学 ― 私学の研究支援体制 ―

最後に私立大学の事例を簡単に紹介する。とりあげたのは関西大学のケースである（参考資料の4）。大学教員の研究活動を組織としての大学がどのようにサポートするかは、大学の組織形態によって当然違ってくる。国立大学の校費に相当する研究費が私学の場合にどのように拠出・配分されているかは、当然のことながら大学によって様々なパターンがある。学外研究費として科研費が重要な位置を占めるのは確かであるが、組織的な共同研究を組みやすい国立総合大学等と比較すれば、当然その採択件数やその獲得規模の面で大きな開きが観察される。科研費以外の学外研究費の調達方法も多様であるし、その運用上の規定についてもまちまちである。その意味で関西大学の事例が私学の標準的なサンプルであるのか否かはまだ検討の余地がある。もっとも、私学において研究体制がどのように整備されているかといった類の情報は、昨今の大学自己点検・評価の浸透・一般化によってようやく公表され始めてきたにすぎない。それだけに私学に関するこの種の情報収集は未だに不十分であり、その体系的な情報の整備が第一の課題となる。

関西大学の報告書の中で研究活動を扱った章では、その前半部分を教員組織構成の記述に費やしており、そこでは教員の学部ごとの規模、性別構成、年齢構成、非常勤講師の比率等が示されている。こうした教員の属性に関する記述が研究活動を記述する章に含まれていることは、大学内の研究活動において、研究実施単位としての個々の大学人＝研究者個人が重視されていることを暗示している。

それと同時に、この前半部分では教育補助者（および研究補助者）として大学院学生を活用していること、各種の学内研究所の人的構成、教員の授業担当時間数、教員一人当たりの学生数等も記述している。これらは、個々の教員が研究活動を行う上でどのような環

境条件の下に置かれているかを間接的に示している。その他、専任教員、非常勤講師の出身大学等の比率、教員人事の機構、人事計画の記述等があり、学内外の研究ネットワークの考察にとって手がかりとなる情報が併記されている。

研究活動そのものに関する記述は、個人研究と共同研究に大きく分かれている。個人研究編では、研究設備の状況として、個人研究室、資料室、研究用機器その他の消耗品に関する記述に始まり、研究員・研修員の制度（実質的なサバティカルタームを含む外国出張等）の制度紹介と過去5年間の運用実績、そこから派生する課題が順次説明され、次いで個人研究費（学会出張旅費と個別図書資料費の弾力的運用実態）、学内奨励研究費（創立100周年記念による助成基金）、文部省科研費の採択状況、学内における学術雑誌の出版状況、それら諸々の運用実態にまつわる問題点の指摘等が見られる。

共同研究については、学内共同研究のための研究費、個人研究にも見られた創立100周年記念基金による共同研究費、海外学術研究、国際交流助成、学部外研究所における研究の概要等が順次報告され、共同研究の特に研究費をめぐる運用実態とそこから派生する問題点を整理している。

個人研究、共同研究ともに指摘されている問題点は、研究助成を受けた研究者がその見返りとして研究成果を速やかに公表しているか否かという点に重点が置かれている。研究成果の公表義務については明確な年限設定があるものとなないものがあり、複数の助成システムの相互乗り入れ、その弾力的な運用実態などから、モラル・ハザードの問題が派生することが指摘されている。実際、報告書中の付表を見ると、過去5年間に研究助成を受けた研究の数と、同じ5年間にその成果の公表を達成したものの件数との間に、著しいアンバランスが見いだされるケースがある。研究支援体制のいくつかはごく最近になって始動したものもあり一概には言えないが、この種の報告書内で問題が告発されていることは重視してよいと思われる。一般に、国立大学校費や文部省科研費の場合は、その運用の自由度を些か犠牲にするほどの厳密なガイドラインが引かれているし、研究成果の公表についても遵守されていると思われる（そうでなければ次年度以降に有形無形のペナルティが課され、研究活動にとって死活問題につながる）。制度運用の実効性を確保し、マクロな意味での経済効率を最大化するためには、その運用を監査するシステムは当然必要であるが、同時にその運用方法にある程度の弾力性がなければ実際の研究現場で研究の自由度が損なわれる危険もはらんでいる。要はバランスとモラルの問題なのだが、関西大学の報告書の記述は、ある意味で貴重な問題提起をなしていると言える。

6. まとめ ― 今後の課題 ―

大学における研究活動の現状分析を行うためには、その活用できる資料の範囲がなお不十分であるということが出来る。とりわけ私学の情報についてはその収集作業の徹底を図ったとしても網羅的たりうるとは言い難い。また、教員個人の意識の聞き取りも部局単位

での集合的意見の検討も共に重要ではあるが、問題抽出のための方法論はいかようにも設定できる。逆に言えば、分析手法の構造化が今後の課題にもなると言える。研究活動の測定指標についても、北大の試みが示すように、全学問分野を通分したような都合のいい指標というものは一朝一夕には形成されない。それだけにそのこと自体が研究課題になりうる。各大学の研究実績の自己評価を踏まえて、それらを統合するような手法が確立すれば、北大報告書が指摘するような第三者評価の信頼性も確保されると思われる。

<参考資料>

1. 『大学における研究機能の発展と変容に関する調査研究』（平成6年度科学研究費補助金 総合研究（A）研究成果報告書 研究代表者：山本眞一）、1995年3月。
2. 「Ⅴ研究活動」『新しい大学像を求めて－教育と研究との創造的展開－』（広島大学白書2）、1995年7月、115-154頁。
3. 「Ⅱ研究活動」『北大のルネサンスを目指して～北海道大学の現状と課題～』（平成6年度）、1994年3月、105-146頁。
4. 「第Ⅴ編 研究活動」『関西大学「学の美化」自己点検・評価報告書』1993（平成5）年度－1994（平成6）年度、1996年3月、123-152頁。
5. 有本章・江原武一編著『大学教授職の国際比較』玉川大学出版部、1996。
6. 藤村正司「大学教員の時間使用に関する国際比較研究－カーネギー国際調査から－」『大学論集』第25集、257-275頁、1996年3月。
7. 『大学等における研究者の生活時間に関する調査研究』（平成7年度科学研究費補助金 総合研究（A）研究成果報告書 研究代表者：宅間宏）、1996年3月。

第4章 教育組織の改革

村沢昌崇

1. 本章の目的

本章では、アンケート調査の分析を通じて、日本の大学における教育組織の現状と課題を考察する。

平成7年の大学審議会答申にも見られるように、高等教育を取り巻く状況は大きく①小児化による18歳人口の減少にともなう学生の質の多様化、②学問の高度化・専門化・総合化・学際化傾向の進展、③新産業・新職業の増加・発展などに見られる社会・経済状況の変化、④生涯学習ニーズの高まりの4つの変化を迎えている。

折しも、各高等教育機関では、平成3年2月8日の大学審議会答申を受ける形で大学設置基準が大綱化されたのを契機に、さまざまな改革への取り組みが進行中であり、そうした一連の改革がどの程度進行しているのか、そして現在どのような問題が浮かび上がっているのかについて、具体的な状況を把握することは必要であろう。

この意図は、単に高等教育政策がどの程度実現されているかを評価するだけにはとどまらない。個々の高等教育機関にはマクロレベルの政策とは半ば独立した形で、独自の大学政策、いや大学運営戦略というものも存在するであろう。そして高等教育の実態は、マクロレベルの政策や個々の大学の意図に刺激されながらも、常に意図せざる結果を生む可能性を孕んでいる。そうした個々の運営戦略とマクロレベルの高等教育政策と、「社会現象」としての高等教育と周囲の状況との関係について、何らかの普遍的な原理なり構造なりを抽出し、その場限りの、近視眼的でない、長期的な高等教育の在り方を問うための序章的な分析として、本研究を位置づけていきたい。

2. 分析に使用するデータ

調査に使用するデータは、文部省科学研究費一般研究 A（代表者：有本章）の交付を受けて実施されたアンケート「大学の組織改革に関する全国調査」の B 調査（学部用）のサンプルを使用する。アンケートの対象学校数及び回収状況は以下の通りである。

表1 アンケートの対象学校数及び回収率

	対象学校数	回答あり	回収率
国立大学	319	258	80.8
公立大学	69	48	69.5
私立大学	646	341	52.7
合計	1034	647	62.5

アンケート調査では大学教育の改革動向を中心に、以下の事柄についての実態把握を試みた。

学部全体レベルの改組、再編とそれに伴う名称変更の実施状況

学科レベルの改組、再編とそれに伴う名称変更の実施状況

大学院の設置形態変更の実施状況

学生の所属組織の構成単位の実態

学部外の受講科目とその単位認定の実態

授業改善の実施状況

シラバスの導入

学生による授業評価

セメスター制の導入

補習教育の導入

専門教育カリキュラムの改革の実施状況

本稿ではこれらの質問項目から得られたデータを記述することにより、大学における教育改革の実態に少しでも迫ってみたいと思う。これまでも大学改革の実施状況に関する調査報告はいくつかなされておき、その概要はかなり明らかになっている。本調査は、そうした先行調査が網羅していない部分、特に大学院関連の改革について、学部レベルのデータを収集しているので、ここでデータを丹念に記述することの意味は大きいと思われる。

3. 分析結果

(1) 学部・学科の改組・再編

まず、学部レベル、学科レベルの改組、再編がどの程度の大学で行われているのかを見てみよう（表1）。本アンケートでは、最近10年間に学部全体レベルの改組・再編を実施したかどうか、最近10年間で学科（課程）レベルの改組・再編を実施したかどうかを尋ねている。これを見ると、学部全体レベルの改組・再編については（列合計を参照）「すでに実施した」と答えた学部が226学部で36.4%、「現在検討中である」と答えた学部が206学部、33.2%、「現在のところ、実施の予定はない」と答えた学部が189学部、30.4%となっており、全体の3割強が学部の改組・再編に着手していることがわかる。一方、学科レベルの改組再編については（行合計参照）、「すでに実施した」と答えた学部が255学部、41.1%、「現在検討中である」と答えた学部が177学部、28.5%、「現在のところ、実施の予定はない」と答えた学部が189学部、30.4%となっており、全体の4割弱が学科の改組・再編に着手していることがわかる。

では、学部レベルの改組・再編と、学科レベルの改組・再編との間の関係はどうかというと、セル度数を見てもわかるように、圧倒的に右下がりの対角線上に度数が集中してい

ることがわかる。つまり、学部レベルの改組・再編と学科レベルの改組・再編はほぼ同時進行であるということがわかる。

では学部レベルの改革に着手したときに、同時に名称変更を実施した学部はどの程度あるのか。学部の名称変更は、その学部でなにが学べるかということを端的に表現したものであるという点で、実質的な機能を持っている。同時に、これは言葉遊びに近いものがあるが、（教育内容は別として）奇抜さや目新しさで受験生にアピールするという点で、象徴的な機能をも持つものでもある。そのどちらの機能を（あるいは両方）意図しているのかまではわからないが、本アンケートでは27学部、有効回答数全体の4.2%が学部全体レベルの改組・再編にともない、学部の名称を変更している。

表2 学部・学科の改組・再編の実施状況

		学科（課程）レベルの改組・再編を			
		すでに実施した	現在検討中である	現在のところ、実施の予定はない	合計
学部全体レベルの改組・再編を					
すでに実施した	度数	177	21	28	226
	行%	78.3	9.3	12.4	100.0
	列%	69.4	11.9	14.8	36.4
現在検討中である	度数	43	140	23	206
	行%	20.9	68.0	11.2	100.0
	列%	16.9	79.1	12.2	33.2
現在のところ、実施の予定はない	度数	35	16	138	189
	行%	18.5	8.5	73.0	100.0
	列%	13.7	9.0	73.0	30.4
合計	度数	255	177	189	621
	行%	41.1	28.5	30.4	100.0
	列%	100.0	100.0	100.0	100.0

※カイ2乗検定の結果、1%水準で有意である。

(2) 大学院

社会の急激な変化に対応するべく、高度な専門的知識・技術を持った人材の養成、学術研究のより一層の推進が必要となり、そうした機能が今後大学院に一層期待されることは自明である。そこでここでは各大学の学部が大学院の改革をどのように進行させているのかを見てみよう。

本アンケートでは、学部の上に単独で設置された既存の大学院の設置形態を変更したかどうかを尋ねている（表3）。すでに変更していると答えた学部は現在検討中も含めると271、47.6%となり、半数近くが大学院の改革に取り組んでいるということになる。

表3 大学院の設置形態の変更

	学部数	%
すでに変更している	93	16.3
現在、検討中である	178	31.3
現在のところ、変更の予定はない	298	52.4
合計	569	100.0

変更された大学院の設置形態の内訳を見ると（表4）、もっとも多いのが部局化された研究科（大学院大学も含む）で23学部、26.1%、ついで他学部・研究所等も加えた研究科の形態をとるもので21学部、23.9%、そして独立研究科が16、18.2%と続く。他大学との連合大学院（5学部、5.7%）、大学外の研究機関と連携した大学院（4学部、4.5%）はまだ多くは設立されていない。

表4 大学院の設置形態

	学部数	%
他学部・研究所等も加えた研究科	21	23.9
部局化された研究科(大学院大学を含む)	23	26.1
独立研究科	16	18.2
他大学との連合大学院	5	5.7
大学外の研究機関と連携した大学院	4	4.5
その他	19	21.6
合計	88	100.0

これら大学院の開講形態は（表5）、昼間開講のみの研究科が62学部、69.8%、昼夜開講制の研究科（大学院設置基準第14条適用含む）が28、29.3%、夜間大学院の研究科が1学部、0.9%となっている。

表5 大学院の開講形態

	学部数	%
昼間開講のみの研究科	62	69.8
昼夜開講制の研究科(大学院設置基準第14条適用含む)	28	29.3
夜間大学院の研究科	1	0.9
合計	91	100.0

(3) 学部における教育課程の現況と改革の進行度

進学率の不可逆的上昇と18歳人口の絶対的減少によって、高等教育の大衆化が進行している。同時にこの時期は高校教育改革の進行時期でもあり、高校は個性化、多様化、国際

化等といったスローガンを掲げ、学習指導要領改訂によって生徒の選択幅を大幅に拡大した教育課程を編成し、1994年から実施している。

以上のような状況が複合することによって、学生は学力の分散がますます拡大するという意味での「多様化」と、志向性の面での「多様化」とがますます進行することになり、高等教育機関は、こうした学生の多様化にどのように対応するのかを問われる時期に来ている。そこでここでは大学・学部における教育課程の現況と改革状況について、特に授業一般に関する改善の進捗状況、専門教育カリキュラムに関する改革の実施状況、学部外での受講科目の単位認定の実態について素描してみたい。

①学生の学部外での受講科目と単位認定

学生の多様化が進むことに対応する方策として、学生の選択幅を拡大することが指摘されている。単位互換制度は、そのような選択幅拡大の一方策である。

近年の具体的な例としては、多摩地区国立5大学単位互換制度があげられる。この制度の整備を進めている多摩地区国立5大学単位相互制度実施計画推進協議会は、単位互換制度について以下のような意義付けを行っている。

「この単位互換制度は、学生に異なる学風のもと、多様な授業科目の履修機会を提供することにより、学生の知的欲求を触発し、勉学における自主性を育て、一つの教育課程の下で異なる傾向を持つ多彩な人材を育てようとする高等教育の新たな方向である。

この制度は、直接的には学生への勉学機会の拡大や学生間の交流を促すものであるが、間接的には教育を通じての大学間の交流が各大学における教育方針の改善や研究交流により影響を及ぼすことが期待される。」

さて、実際にこのような単位互換を行っている大学はどの程度なのだろうか。表6を見ると、国の内外の特定大学との単位互換制度協定によって特定の単位認定が可能な大学は284校で全サンプルの42.6%を占めている。放送大学の開講科目の単位認定が可能な大学は、65校で全サンプルのわずか9.7%にしか過ぎない。専門学校、大学、その他学術機関等の所属大学以外の単位認定が可能な大学は173校、25.7%を占めている。所属大学の他学部の専門科目を自由に受講でき、特定の範囲内で単位認定が可能な大学は344校、51.6%にも上る。学内の他学部、他大学でも協定を結んだ大学の単位を認定する大学は比較的多いが、放送大学、（協定を結んでいないであろう）他の専門学校、大学、学術機関等の単位を認定している大学は少ない。これは単位の質についての社会的信用度が大きく関係していると考えられる。

表6 学部学生の学部外での受講科目と単位認定について

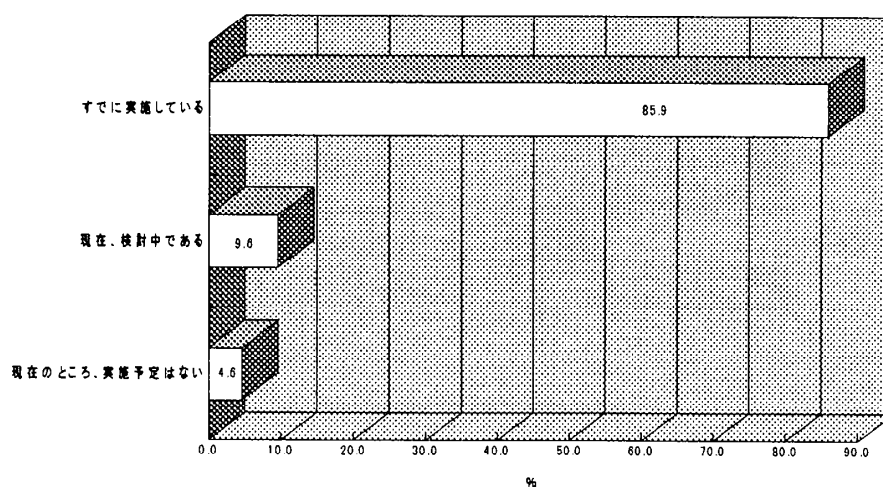
	実施している	実施していない	合計
国の内外の特定大学との単位互換制度協定によって特定の単位認定が可能である	284(42.6)	383(57.4)	667(100.0)
放送大学の開講科目の単位認定が可能である	65(9.7)	602(90.3)	667(100.0)
専門学校、大学、その他の学術機関等の所属大学以外の単位認定が可能である	173(25.9)	494(74.1)	667(100.0)
所属大学の他学部の専門科目を自由に受講でき、特定の単位認定が可能である	344(51.6)	323(48.4)	667(100.0)

②学部の授業改善について

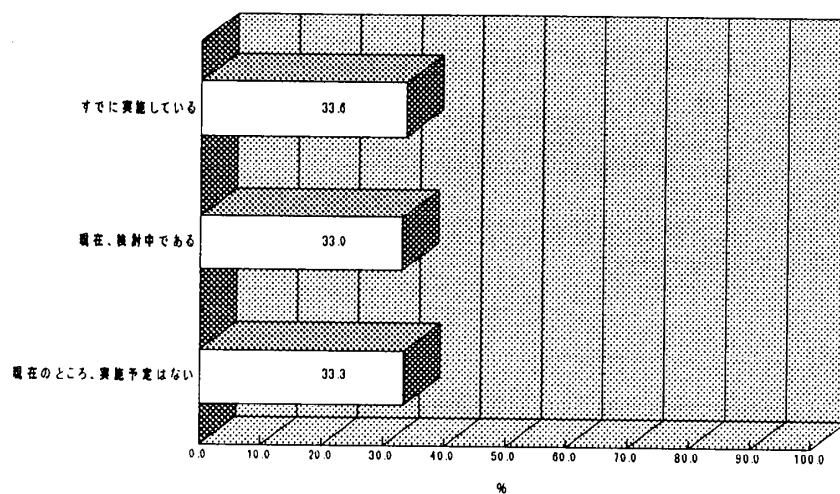
シラバスの導入は566校、85.9%の大学がすでに実施している。現在検討中も合わせれば、95.5%にまで達していることがわかる。

学生による授業評価は、222校、33.6%で、シラバスの導入に比べるとまだ実施率が低い。「現在、検討中である」と答えた学部は218学部、33.0%、「現在のところ、実施の予定はない」と答えた学部は220学部、33.3%となっている。学生による授業評価は、教員が一方的に教えるだけでなく、学習する側の意見を積極的に採り入れることが重要だという見方や、学生は教員の授業内容を評価できるようなレベルには達していないので必要ないという見方などもあり賛否両論だが、この結果は、敢えて言うならば、学生による授業評価賛成派、慎重派、反対派がほぼ均衡状態にあるとあって良い。ほぼ均衡状態だけに、高等教育機関全体の趨勢が今後どのように変化するのが興味を惹かれるところであろう。

図① 学部の授業改善 シラバスの導入状況(N = 659)

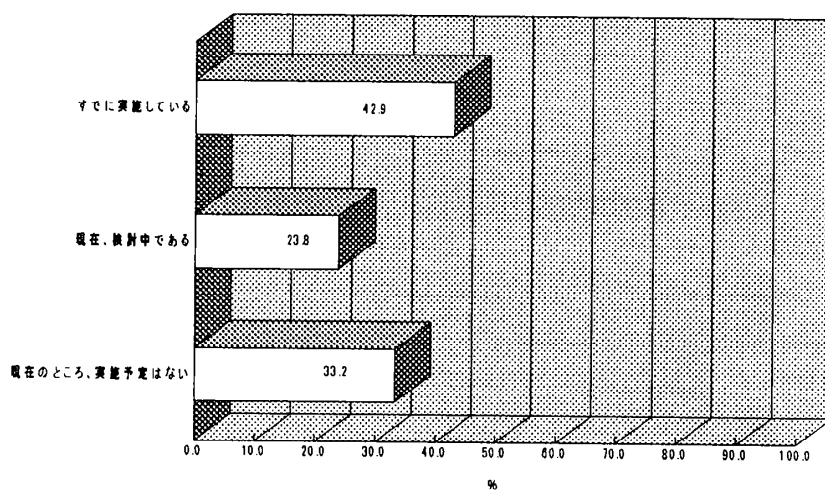


図② 学部の授業改善 学生による授業評価の導入状況 (N = 660)



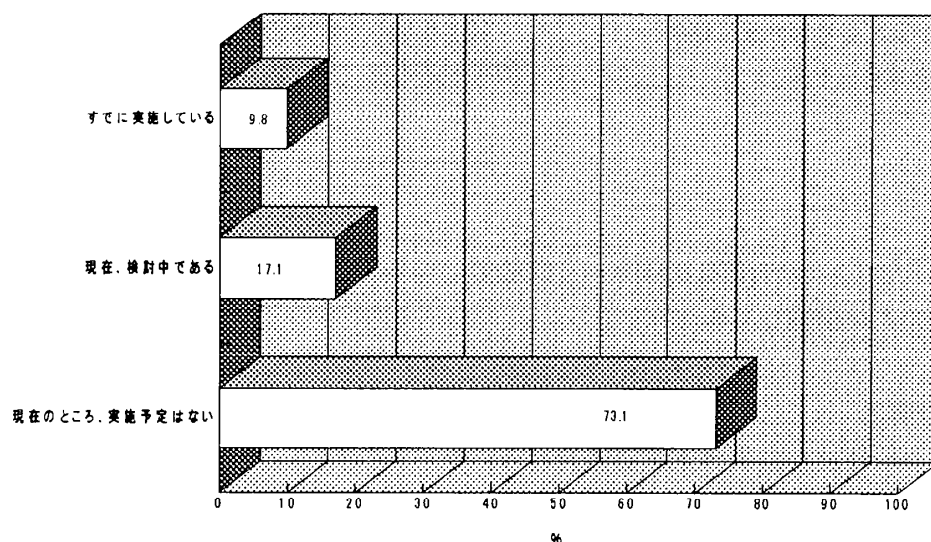
セメスター制を導入している学部は279学部、42.9%で半数近くが導入しているが、現在検討中が155学部、23.8%、実施予定のない学部が216校、33.2%と少なくない。

図③ 学部の授業改善 セメスター制の導入 (N = 659)



補習教育については、導入している学部は64学部、9.8%とまだ少ない。一方で実施予定なしの学部は478学部、73.1%にも達している。

図④ 学部の授業改善 補習教育の導入(N = 654)



③専門教育カリキュラムの改革状況

これまでは授業一般の改革の動向を見てきたが、では、各学部の「売り」でもある専門教育カリキュラムについての改革は、どのような状況にあるのだろうか（図5）。

もっとも実施率が高いのは「専門教育の必修・選択の見直し」であり、549学部、82.3%にも達している。ついで「専門教育科目の名称変更」で、480学部、71.4%にのぼる。

「専門教育科目の単位計算の見直し」「専門教育科目区分の見直し」は、先に挙げた2項目と関連が高いものであり、実施率が高いことが予想されたが、以外にもそう高くはなく、全体の約5割程度の実施率であった。「特色ある専門教育科目の設定」を実施している学部は266学部で4割弱である。これらに比べると、「ボランティアあるいは社会経験の単位認定」についての改革を行っている学部は極端に少なく、42校で10%を切っている。ボランティア、社会経験は大学の出す単位としてはまだ認められていないようだ。

図⑤ 専門教育カリキュラムの改革・検討状況

	行っている	行っていない	合計
専門教育の必修・選択の見直し	549(82.3)	118(17.7)	667(100.0)
専門教育科目の名称変更	480(72.0)	187(28.0)	667(100.0)
専門教育科目の単位計算の見直し	355(53.2)	312(46.8)	667(100.0)
専門教育科目区分の見直し	375(56.2)	292(43.8)	667(100.0)
ボランティアあるいは社会経験の単位認定	42(6.3)	625(93.7)	667(100.0)
特色ある専門教育科目の設定	266(39.9)	401(60.1)	667(100.0)

4. 結論

以上、アンケートの分析結果を素描してきたが、ここでその傾向をまとめておくとともに、若干の気づきを指摘しておきたい。

(1)分析結果の要約

これまでの分析結果を以下でまとめておこう。

- ・学部全体レベルの改組・再編は約三割強、学科レベルの改組・再編は4割程度である。
- ・学部と学科の改組・再編の実施、検討はほぼ同時進行で成されている。また、学部レベルでの改組・再編の実施予定がない場合は、学科レベルも同様である。
- ・学部全体レベルの改組・再編にともない、学部の名称を変更しているのは4%程度である。
- ・既存の大学院の設置形態を変更は約半数の学部で実施あるいは検討中である。
- ・変更された大学院の設置形態の内訳でもっとも多いのが「部局化された研究科（大学院大学も含む）」で、ついで「他学部・研究所等も加えた研究科」、「独立研究科」となっている。「他大学との連合大学院」や、「大学外の研究機関と連携した大学院」はまだ希少である。
- ・変更された大学院の開講形態は、多いものから順に「昼間開講のみの研究科」「昼夜開講制の研究科」「夜間大学院の研究科」となっている。
- ・単位互換制に関しては、学内の他学部間、他大学で協定を結んだ大学の単位を認定する学部は比較的多い。しかし放送大学や（協定を結んでいないであろう）他の専門学校、大学、学術機関等の単位を認定している大学は少ない。これは単位の質についての社会的信用度が大きく関係していると考えられる。
- ・シラバスの導入は現在検討中も合わせれば、その割合は90%を超える。
- ・学生による授業評価は、賛成派、慎重派、反対派がほぼ均衡状態にある。
- ・セメスター制については、半数近くの学部が導入しているが、実施予定のない学部も

3割を越え、少なくない。

- ・補習教育については、導入している学部は1割に満たない。一方で実施予定なしの学部は478学部、7割を越える。
- ・専門教育カリキュラムの改革・検討状況については、「専門教育の必修・選択の見直し」を実施している学部が最も多い。ついで「専門教育科目の名称変更」、「専門教育科目の単位計算の見直し」、「専門教育科目区分の見直し」、「特色ある専門教育科目の設定」である。「ボランティアあるいは社会経験の単位認定」についての改革を行っている学部は極端に少ない。こうしたボランティアや社会経験は、大学の出す単位としては社会的信用性の問題があるか簡単には認められない状況にあるようだ。

(2)補習教育と単位互換に見られる学部の「ホンネとタテマエ」

以上の結果を概観して、若干の気づきを指摘しておこう。分析結果の中で、特に注目されるのは、補習教育の実施率の低さ、放送大学や専門学校、（協定を結んでいない）大学、その他学術機関等の所属大学以外の単位認定実施率の低さ、ボランティア・社会経験の単位認定実施率の低さである。

近年、受験生の絶対数の減少を見越して、経営戦略の一貫として、理系にもかかわらず数学や物理を入試に課さない、文系にもかかわらず日本史や地理を入試に課さないことを実施している大学、学部等が増加し、その弊害が学部教育との不連続という結果を招いた、との指摘は確かにある。加えて、平成9年春以降は、多様化・個性化を盛り込んだ新学習指導要領の申し子たちが新たに学生として大学の門をたたき、学生の学力分散が大きくなると同時に、学生の志向性の分散もいっそう大きくなることが予想される。補習教育実施の名目は、こうした高校教育と大学教育との間の不連続性を是正するというところにある。

本分析に使用したデータは、そのような多様化の申し子を受け入れる以前のデータであるから、補習教育の実施率は低くて当然かもしれない。むしろこのデータから得られた数値の意味は、今後個性化・多様化の申し子たちを受け入れた後のデータと比較するための基準とすべきところにある。

しかし、スクリーニング理論、シグナリング理論に代表される、大学あるいは大卒学歴の象徴的価値（機能）を強調する諸理論からみれば、補習教育の実施率の低さは、ある意味当然かもしれない。社会が大学に対して選別・配分機能にだけ過大な期待をかけ、教育にさほど期待が寄せられてないという「ホンネ」がある以上、補習教育をして専門教育との連続性を保とうという動機が起こりにくいからだ。そうすると、高校教育と大学教育とが連続性を持つものであるという考えは、「タテマエ」となってしまう。

そうすると補習教育の実施は、日本社会において、高等教育機関の教育内容が、それを受ける学生や、社会に対して実質的にどれほど役に立っていると「思われている」のかに

左右される部分が多いのではないか。

さらにもう一つ指摘すべき点は、全体としては補習教育実施率が低いにも関わらず、実施した学部が存在するという事実である。補習教育が実施されたということは、経営安定や定員確保を優先することで、本来はその大学・学部の授業を受けるに足る学力を備えた学生を選抜するはずの入学試験が、選抜としての機能を十分果たし得ていないことを、間接的に社会に公表しているようなものであるということに留意すべきである。

一方、放送大学や専門学校、（協定を結んでいない）大学、その他学術機関等の所属大学以外の単位認定実施率の低さ、ボランティア・社会経験の単位認定実施率の相対的な低さは、単位の社会的信用性の問題から慎重になっていることの現れだとも解することができる。しかし大学教育が空洞化して、企業からはともすると「教育してくれるな」と注文を付けられるような大学教育の単位に、もともと社会的信用性があるのかという疑問が生じざるを得ない。もっと根本的なことを言えば、確かに単位には社会的信用性があるのだが、それは少なくとも①授業を受けてそこから知識・技術を習得した証としての信用性と、②授業から知識・技術を習得したかどうかは不問で、大学入試で選抜された結果、在学4年間、波風たてずにおとなしく卒業した証、という二面性があり、経験的には大学が提供する単位は②の性格が強いという印象を与えられる。そうすると、放送大学やボランティア、社会経験を互換性のある単位として認めないのは、単位の中身を問題にしているというよりもむしろ、大学の威信を保つために「差異化」を図っているという見方もできる。

以上、これまでに多少データから逸脱した乱暴とも思われる論を展開してきた。これまでの論を検証するかどうかはさておき、先にも指摘したように、本稿及び本稿で使用したデータは、高等教育の転換期に得られた貴重なデータであり、今後同様の調査と比較検討することで、高等教育の将来を実践的・理論的に考える基盤となれば幸いである。

参考文献

- 1) 天野郁夫, 1995, 「減少期高等教育の課題」金子元久編『シリーズ「現代の高等教育」③近未来の大学像』玉川大学出版会, 235-246頁.
- 2) 青木宗也、示村悦二郎, 1996, 『大学改革を探る 大学改革に関する全国調査の結果から』財団法人大学基準協会.
- 3) 荒井克弘編, 1996, 『大学のリメディアル教育』（高等教育研究叢書42）広島大学大学教育研究センター.
- 4) 有本章・山崎博敏編, 1996, 『学部教育の改革と学生生活 — 広島大学の学部教育に関する基礎的研究(2) — 』広島大学大学教育研究センター.
- 5) 大学審議会, 1995, 『第4期大学審議会答申・報告集』文部省.

- 6) 金子元久・山内乾史・小方直幸, 1994, 『卒業生からみた広島大学の教育 — 1993年の卒業生調査から — 』
- 7) 米沢彰純, 1994, 「大学・短大のリストラクチュアリング」『IDE 現代の高等教育』民主教育協会, 18-25頁.

第5章 大学開放の実施状況

服部憲児

1. はじめに — 第3の機能としての大学開放 —

大学の伝統的な使命である「教育」と「研究」の機能を果たすことに加えて、特に近年において、第3の機能として、大学の「開放」が求められている。第一法規から出版されている『新教育学事典』によれば、「大学は社会全体に奉仕する義務があり、研究成果の社会的発表をより直接的に即時的に行い、大学教育を開放して成人教育を果たすことは、大学の重要な社会的責任であるとする立場から、大学の開放を第三の機能と考えるのである。大学の開放は世界的動向となっているし、時代の要請でもある」¹⁾とされている。

大学が大衆化し、もはや象牙の塔たりえなくなり、社会に対して大学が貢献することが要請されている。その要請に応えることの是非、あるいは、どの程度それに応えるかを判断することは、必ずしも容易ではないであろうが、社会に対する大学の開放、社会サービス機能の強化を求める強い圧力が存在している状況にあると言えよう。

以上の点については、大学と社会の関係を論じている先行研究においても、指摘されている。喜多村和之は、最も広く支持されている大学に対する要求は「『開かれた』大学論」であるとして、この要求およびそれによる変化に対応するには、中等後教育のシステム化が必要であるとしている。喜多村の「開かれた」大学論の中には、大学は社会に対して閉鎖的であるから、もっと開放的なものにするべきである、という主張が見出される。この「開かれた」大学論が大学に要求するものは、「“正規の”学生ばかりでなく、これまで大学教育の機会を得られなかった勤労者や年配者、子育てを終った主婦、転職者や新しい知識・技術を求める成人、さらにはもう一度大学に戻ってきたいと望んでいる社会人にも、その機会を開くこと」とされる。このような要求に対して、大学が応じてきた開放の具体的なものとしては、夜間学部の開設、公開講座、聴講生制度、社会人入学などが挙げられている²⁾。

喜多村の大学開放論・中等後教育システム化論は、生涯学習化の傾向を背景としているため、教育機能を中心に大学開放が論じられている。これに対して天野郁夫は、高等教育の急激な量的拡大がもたらした変化（特に1980年代以降）を論じる中で、大学とその外側との関係について触れている。そのうち本稿のテーマと関連すると考えられるのは、「大学と企業」の関係および「大学と社会」の関係である。前者は大学の研究面、後者は教育面に関するものである。

まず研究面においては、国家に十分な資金をあおげなくなったことから、研究面での資金提供を企業に求める傾向が強まったと指摘する。そして、「産学共同」の研究・教育が

様々の形で進められるようになったとしている。次に教育面については、学生層の多様化に伴う変化として、パートタイム制、実用的・職業的教育への要求の強まり、高度市民教育・教養教育への期待が高まりを挙げている。また世界的な傾向としての学習の生涯化・学習社会の到来の中で、中核的機関としての大学の重要性、大学のいっそうの開放が要請されるとしている³⁾。

ここで引用した喜多村および天野の研究は、今日、教育面・研究面における大学と社会とのかかわりが重要度を増していることを示しており、現代大学が直面している重要課題の1つを指摘している点で、非常に意義が大きいと言えよう。しかし、そこにおいては、個々の大学が大学開放のためにどのような活動を行っているのか、組織的にいかなる対応がなされているのかについて、必ずしも具体的に示されているとは言えない。そこで本稿においては、まず、上記の議論を踏まえて、各大学の自己点検・評価報告書類および白書類から、組織的に実施されている大学開放のための施策を抽出し、その分類を試みる。次に、「大学の組織改革に関する全国調査」のデータを用いて、現時点における我が国の大学における組織的な大学開放の実施状況を概率的に把握する。さらに、社会人入試の実施、大学開放に関連する組織の設置状況について、主として1990年代以降の動向の分析を行う。以上は、近年の我が国の大学開放の進行状況を把握するための基礎的作業として位置づけられるものである。

2. 大学開放のための施策

まず最初に、喜多村や天野の先行研究をもとに、各大学の自己点検・評価報告書類および白書類を検討してみると⁴⁾、大学開放と関連する活動は、主として「社会との連携」あるいは「大学と社会」といった表題の部分で取り上げられている。ただし、ほぼ同一内容と思われる活動でも、大学ごとに区分の仕方は必ずしも一様ではない。ある大学では「社会との連携」や「大学と社会」の部分で触れられている活動が、別の大学では教育や研究に関する部分で触れられたりしている。

これらを全て含めて、大学開放と関連する活動を抽出してみると、以下の表1に示されるように、大まかに、①教育関係の活動、②研究関係の活動、③社会サービス活動に分類される。①の教育関係の活動は、公開講座、社会人コース、生涯学習センター等の設置といった、主に生涯学習との関連が深い活動である。②の研究関係の活動は、受託研究、産学交流会の開催、地域共同研究センター等の設置といった、学外との共同研究や研究協力をその主たる内容としている。③の社会サービス活動の内容は、附属図書館の開放、体育施設等の開放、各種相談室の設置などであり、①および②の活動と比較して、教育・研究機能との結び付きが比較的弱いものをここに分類した。①および②に分類される諸活動は、臨時教育審議会（以下、「臨教審」と略す）や大学審議会の諸答申において、特に重点的に強調された活動であるのに対し、③の諸活動は必ずしもそうではない。

表 1. 大学開放に関連する活動の分類

<p>①教育関係の活動</p> <p>公開講座・放送講座・講演会・市民大学への協力 聴講生・研究生・科目等履修生の受け入れ 社会人特別選抜・社会人コースの実施 昼夜開講制の実施 生涯学習関係のセンターの設置^{*1}</p>	<p>^{*1} エクステンション・センター、 大学教育開放センター、 大学開放実践センター、など</p>
<p>②研究関係の活動</p> <p>共同研究・受託研究・奨学寄附金・寄附講座 受託研究員の受け入れ 研究フォーラム・シンポジウム・産学交流会の開催 地域共同研究センターの設置^{*2}</p>	<p>^{*2} 高等技術の教育・研修、 研究開発等の技術相談、 学術情報の提供、などの実施</p>
<p>③社会サービス活動</p> <p>博物館や記念館等の公開・所蔵資料の公開 附属図書館の開放 体育施設等の開放 スポーツ教室の実施 専門的講習会実施^{*3} 各種相談室の設置^{*4}</p>	<p>^{*3} 社会指導主事、教員などを対象とするもの</p> <p>^{*4} 法律相談、教育相談、障害者に対する相談、 など</p>

これら以外に、報告書・白書類の「社会との連携」「大学と社会」等の部分に掲載されている比較的少数派の活動としては、(1)地域保健医療への協力、研修医等の受入、臨床研究等（医学部）、(2)高校生を対象とする1日体験入学、(3)学外意見の反映に関するもの（参与制度、協議会など）、(4)後援組織、(5)出版活動や教科書類の執筆、などがある。また、多くの報告書・白書類において、地域の各種委員会・審議会等の委員を当該大学の教員がつとめていることが挙げられている。これについては、教員の個人的活動である場合が多いので、表1には掲載していない。さらに、社会とのかかわりという意味で、社会人教官の採用や学生の学外実習といった、大学が社会の資源を活用するという逆方向のものを記述している報告書・白書類もあった。

3. 大学開放の実施状況 — アンケート調査から —

「大学の組織改革に関する全国調査」の質問票では、上記表1に含まれている諸活動のいくつかについて、その実施状況が質問されている。大学用の質問票においては、生涯学習センター等の設置状況（問Ⅱ-9）、地域共同研究センター等の設置状況（問Ⅱ-7）、中央附属図書館開放の実施状況（問Ⅱ-10）がこれに該当する。表1との関係では、それぞれ、①教育関係の活動、②研究関係の活動、③社会サービス活動に対応する。学部用の質問票においては、社会人入試の実施状況（問Ⅳ-1）、公開講座、生涯学習センター、リカレント教育制度、リフレッシュ教育の実施状況（以上、問Ⅳ-2）が該当する。学部用の質問票の該当部分は、いずれも教育関係の活動に分類される。

(1) 教育関係の活動

大学用の質問票の問Ⅱ－9では、生涯学習センター等の組織の設置状況が質問されている。この質問票に対する回答によれば、下の表2にあるように、「現在のところ、設置の予定はない」が最も多く、約6割がこのように回答している。国公立別では、「すでに設置している」との回答は私立大学が最も多く、ついで公立大学、国立大学の順になっている（ただし公立大学についてはサンプル数が少ない）。しかし、国立大学のうち4分の1にあたる25.0%の大学が「現在検討中である」と回答しており、これと「すでに設置している」とを合わせた数字は、国立大学と私立大学とで大差はない。

表2：生涯学習センター等の設置状況（大学用）（%）

	国立	公立	私立	全体
設置	13.2	17.9	20.6	18.6
検討中	25.0	7.7	20.2	20.0
予定なし	61.4	74.4	59.2	61.4

次に、学部用の質問票で関連する設問（問Ⅳ－1、Ⅳ－2）の回答状況を要約したのが表3である。表3においては、「社会人入試選抜制度」「公開講座」「生涯学習のための学部独自のセンター」「リカレント教育制度」「リフレッシュ教育制度」について、実施しないしは設置しているとの回答率が、設置者別、学問系統別に示されている。ただし、表の右側部分の「文系」「理系」「医系」は、すべての学部を網羅するものではない。これらは比較的回答数の多かった学部を統合して分析もので、「文系」には文学部・人文学部・教育学部・法学部・経済学部・経営学部、「理系」には理学部・工学部・農学部、「医系」には医学部・歯学部・薬学部が含まれている。

表3：生涯学習関係施策の導入状況（%）

国立	公立	私立	全体		文系	理系	医系
28.0	39.6	49.9	40.5	社会人入試選抜制度	51.7	31.0	8.6
65.9	52.1	46.8	54.7	公開講座	54.0	61.2	49.4
2.3	10.4	7.0	5.4	生涯学習のための学部独自のセンター	7.9	1.7	4.9
14.8	16.7	11.5	13.2	リカレント教育制度	14.7	16.4	12.3
17.8	0.0	7.0	10.8	リフレッシュ教育制度	12.8	19.8	4.9

さて、学部単位で実施されているこれら5施策のうち、実施しているとの回答が比較的多かったのが「社会人入試選抜制度」と「公開講座」である。前者については、設置者別では私立大学の割合が高く、系統別では「文系」が最も多く「医系」は少なくなっている。後者については、設置者別では国立大学、系統別では「理系」において、実施されているとの回答率が高くなっている。各カテゴリーごとで極端な差は見られないが、設置者別では国立大学で、系統別では「理系」で割合がやや高くなっている。

上記2施策に対して、「生涯学習のための学部独自のセンター」「リカレント教育制度」「リフレッシュ教育制度」は、実施しているとの回答率が相対的に低くなっている。

「生涯学習のための学部独自のセンター」は、サンプル数の少ない公立大学でわずかに10%をわずかに越えているほかは、いずれのカテゴリーにおいても1割未満となっている。

「リカレント教育制度」は、この3者の中では最も実施されているとの回答率が高く、カテゴリー間の差異が比較的小さくなっている。逆に「リフレッシュ教育制度」はカテゴリー間の差が比較的大きく、設置者別では国立大学の割合が高くなっている。系統別では「理系」が比較的多いのに対し、「医系」はその4分の1程度の4.9%となっている。

(2) 研究関係の活動

研究関係の活動に該当する質問は、大学用の問Ⅱ-7である。ここでは、「外部社会の機関の共同研究する『地域共同研究センター』等の全学レベルの組織」の有無について問われている。この設問に対する回答状況は表4に示されている。全体では「現在のところ、設置の予定はない」との回答が最も多く、68.5%となっている。しかしながら、設置者別で見ると大きな差異があり、公立大学および私立大学では、それぞれ86.5%、79.5%が予定なしとしているのに対して、国立大学では、半数以上の57.0%が「すでに設置している」と回答している。

表4：地域共同研究センター等の設置状況(%)

	国立	公立	私立	全体
設置	57.0	2.1	12.9	23.1
検討中	9.3	10.8	7.6	8.4
予定なし	33.7	86.5	79.5	68.5

表5：中央附属図書館の開放の状況(%)

	国立	公立	私立	全体
開放	87.5	82.1	42.4	58.4
検討中	3.4	5.1	22.1	15.4
予定なし	9.1	12.8	35.5	35.5

(3) 社会サービス活動

表1の社会サービス活動に該当するもので、質問票に含まれているものは、中央附属図書館の開放である。大学用の質問票の問Ⅱ-10では、「中央附属図書館は地域社会の人たちが利用できるように開放されて」いるかどうか質問されている。この問に対する回答状況は表5に示されている。全体では「すでに開放している」との回答は6割弱であるが、設置者別に見ると、その内訳は大きく異なっている。私立大学では開放しているとの回答は4割程度で、「現在、検討中である」を合わせても64.5%であるのに対して、国公立大学は、開放しているとの回答が8割を越えており、国立大学87.5%、公立大学82.1%となっている。

4. 大学開放関連施設の設置時期

前節における大学開放のための施策の実施状況は、アンケート調査実施時点におけるそれである。近年において大学開放がどのように進行してきたかを知るためには、上記の諸施策がいつから実施されるようになったか、あるいは実施状況の変化を明らかにする必要がある。そこで本節では、そのための1つの手がかりとして、前節で示した施策のうち、近年における社会人入試の実施状況の動向、国立大学における生涯学習センター等および地域共同研究センター等の設置時期を検討することとする。なお、生涯学習センター等および地域共同研究センター等に関する分析は、文部省高等教育局大学課監修『全国大学一覧』（平成8年度版）に基づいているため、いわゆる省令施設に限定されている。したがって、学内措置で設置されているものは含まれていないことを予めお断りしておきたい。

(2) 社会人入試の実施状況

政策的には、生涯学習は「生涯教育」の名称で、1971年の社会教育審議会および中央教育審議会、1981年の中央教育審議会の答申で提唱されている。これが「生涯学習」の名で登場したのは臨教審においてである⁵⁾。「生涯学習体系への移行」は同審議会の答申を貫く大きな柱となっており、高等教育関係では第2次答申において「社会人の受入れのための弾力化の措置を講ずること」等が提唱されている。さらに、大学審議会の答申「高等教育の改善について」（平成3年2月）においても、臨教審の提言を具体化する形で、コース登録制・科目登録制、昼夜開講制、大学以外の教育施設等の学習成果の単位認定、編入学定員の設定といった、生涯学習関係諸施策が提示されている。

表6：社会人入試実施学部数の変化（1993年度～1997年度）

	国立	公立	私立	全体	97/93
人文系	6 → 9	7 → 11	52 → 105	65 → 125	1.92
社会系	12 → 22	7 → 15	102 → 180	121 → 217	1.79
理工系	13 → 18	0 → 0	20 → 36	33 → 54	1.64
その他	0 → 6	1 → 5	13 → 43	14 → 54	3.86
合計	31 → 55	15 → 31	187 → 364	233 → 450	1.93

※枠内左側が1993年度、右側が1997年度の実施学部数

さて、社会人入試の実施状況であるが、晶文社から出版されている『全国 社会人のための大学案内』に、社会人入試を実施している学部の一覧表が掲載されている。その1993年度版と1997年度版をもとに、この4年間の動向を示したのが表6⁶⁾である。同表では、1993年度および1997年度に社会人入試を実施した（実施予定の）学部数が示されており、

その数の変化を知ることができる。例えば、国立大学の人文系については、1993年度に社会人入試を実施していたのは6学部であるが、1997年度実施予定は9学部に増えている。いずれの категорияにおいても、この4年間で実施学部数は増加している。全体としては、1997年度の実施学部数は、1993年度の2倍近くになっている。

(3) 生涯学習センター等の設置年度

アンケート調査をもとにした、国公私立すべての大学における生涯学習センター等の設置状況については前節で示したとおりであるが、ここでは、そのうち国立大学のいわゆる省令施設に限定して、その設立年度および設置状況の検討を行う。表7にあるように、「生涯学習教育研究センター」「大学教育開放センター」「大学開放実践センター」を「生涯学習センター等」に該当するものとした。分析対象となった13センターのうち、東北大学の大学教育開放センターのみが教育学部附属教育研究施設で、他はすべて学内共同教育研究施設である。

表7：生涯学習センター等の設置年度

年度	大学名	センター名	備考
1973	東北大学	大学教育開放センター	教育学部
1976	金沢大学	大学教育開放センター	学内共同
1978	香川大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
1986	徳島大学	大学開放実践センター	学内共同
1991	宇都宮大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
1992	福島大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
	茨城大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
1993	島根大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
	長崎大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
1994	滋賀大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
1995	宮崎大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
1996	弘前大学	生涯学習教育研究センター	学内共同
	富山大学	生涯学習教育研究センター	学内共同

表7は、生涯学習センター等の設置年度、設置大学、センターの名称等を示している。設立年度に着目してみると、東北大学大学教育開放センターが1973年に最初に設置されてから、14年の間に4センターしか設置されなかった。これに対して、1990年代に入ってから、設置のペースが速まり、毎年1～2大学の割合で、生涯学習センター等が設置され

ている。すなわち、ここで取り上げた13のセンターのうち、9センターまでが1991年から1996年までの6年間で設置されているのである。

(4) 地域共同研究センター等の設置年度

地域共同研究センター等については、上記の大学審議会では、詳細には触れられていない。しかしながら、臨教審の第2次答申第4章第2節「学術研究の積極的振興」の「大学と社会の連携の強化」の部分で、この点について言及されている。そこでは、地方自治体・地元企業と大学・研究所との有機的な連携、社会協力のための窓口の設置、共同研究を推進するための共同利用センターを附置すること、などが提唱された。これらを受けて、近年、多くの国立大学で地域共同研究センター等が設置されている。

表8に示されるように、ここでは、名称に「地域」という言葉が含まれていないセンター、例えば「共同研究センター」や「先端科学技術共同研究センター」も分析対象としている。本稿のテーマが大学開放であり、必ずしも大学とその周辺地域との関わりに限定されるものではないことから、これらを含めて分析を行っても問題はないであろう。

表8：地域共同研究センター等の設置年度

年度	大学名	センター名	年度	大学名	センター名
1987	富山	地域共同研究センター	1992	北見工業	地域共同研究センター
	神戸	地域研究開発センター		山形	地域共同研究センター
	熊本	地域共同研究センター		電気通信	共同研究センター
1988	室蘭工業	地域共同研究開発センター		福井	地域共同研究センター
	群馬	地域共同研究センター		鹿児島	地域共同研究センター
	東京農工	共同研究開発センター	1993	岩手	地域共同研究センター
	岐阜	地域共同研究センター		秋田	地域共同研究センター
	名古屋	先端技術共同研究センター		信州	地域共同研究センター
1989	茨城	共同研究開発センター	鳥取	地域共同研究センター	
	宇都宮	地域共同研究センター	大分	地域共同研究センター	
	名古屋工業	共同研究センター	1994	埼玉	地域共同研究センター
	九州工業	地域共同研究センター		千葉	共同研究推進センター
	佐賀	科学技術共同開発センター		愛媛	地域共同研究センター
1990	山梨	地域共同開発研究センター		九州	先端科学技術共同研究センター
	三重	地域共同研究センター	宮崎	地域共同研究センター	
	京都工芸繊維	地域共同研究センター	1995	金沢	共同研究センター
	岡山	地域共同研究センター		大阪	先端科学技術共同研究センター
	長崎	地域共同研究センター		広島	地域共同研究センター
1991	横浜国立	共同研究推進センター		高知	地域共同研究センター
	新潟	地域共同研究センター	琉球	地域共同研究センター	
	静岡	地域共同研究センター	1996	北海道	先端科学技術共同研究センター
	山口	地域共同研究開発センター		帯広畜産	地域共同研究センター
	徳島	地域共同研究センター		東京	国際・産学共同研究センター
			島根	地域共同研究センター	

※各センターとも学内共同教育研究施設

地域共同研究センター等が国立大学に設置され始めたのは、1987年である。すなわち、このようなセンターの創設を提唱した、先述の臨教審第2次答申が出された翌年に、富山神戸、熊本の各大学に初めて設置された。その後これを皮切りに、年に5大学（1996年度は4大学）の割合で設置され、1996年度においては、国立大学98校のうち、およそ半数にあたる47大学に地域共同研究センター等が存在している。この割合は、前節のそれよりも少ないが、前節で用いたアンケート調査の回収率が100%でないこと、学内措置のセンターがここでの分析に含まれていないこと等のために、数値に差が出たものと思われる。

5. おわりに

伝統的に大学は、教育と研究を主たる使命としてきた。その場合でも、人材を育成して社会に輩出すること、研究成果が社会で応用されること等によって、社会的に貢献してきたことは明らかであるが、現代大学においては、より直接的な社会的貢献が要請されており、大学の第3の機能として、大学開放が求められている。

この点に関して本稿では、まず、各大学の自己点検評価報告書類・白書類を用いて、諸大学が実施している大学開放のための施策を整理した。そして、これによって示された活動のうち、生涯学習センター等の設置、社会人入試の実施、公開講座の開催、地域共同研究センター等の設置、中央附属図書館の開放などについて、「大学の組織改革に関する全国調査」のデータを用いて実施状況を分析した。さらにこのうち、社会人入試、生涯学習センター等の設置、地域共同研究センター等の設置について、近年における実施状況の変化を提示し、大学開放に関連するこれら3施策が、特に1990年代以降、急速に発展していることが明らかにされた。

これらの作業によって、現代の我が国における大学開放の進行状況を把握する1つの手がかりが得られたと考える。大学開放の進行状況を十分に把握するためには、さらなる分析が必要であることは言うまでもない。今後の課題として、以下の3点を提示しておく。まず第1に、本稿で分析できたのは、第2節で示した活動の一部であり、ここで取り扱わなかった大学開放関連活動について検討を加えることが必要となろう。第2に、本稿で取り上げた活動だけみても、その実施状況には差異が見られた。例えば、社会人入試選抜制度の実施、公開講座の開催、中央附属図書館の開放については、相対的多くの大学・学部で取り組まれているが、他の活動はこれらと比べると実施されている度合いが少ない。このような活動ごとの実施状況の差異について考察しなければならないであろう。第3に、同種の活動であっても、その内容が大学ごとで異なる可能性がある。例えば、図書館の開放について言えば、開放の程度、開放の範囲、必要な手続き、利用実績等、各大学で全く同じであるとは考え難い。大学ごとの具体的な活動内容や規模等の違いを、量的および質的な面から詳細に分析する必要があるだろう。

最後に、より大きな課題としては、大学開放のあり方について検討することがあげられる。これには2つの要素があると考えられる。1つは、大学開放の実施法の検討であり、諸施策の評価と関連する。例えば、社会人入試で入学した者の進路はどうであったか、共同研究の進め方は当該分野の研究発展に有効であったか、等を吟味した上で、大学開放の実施の仕方を検討することである。いま1つは、大学における大学開放の位置づけと関連する。大学開放の要請が高まっているが、それは伝統的な使命である教育・研究活動の縮小を正当化するものではないし、望むものでもない。これまでの機能に新たに加わっているものだけに、大学の教職員の負担は少なくはないはずである。教育活動・研究活動と大学開放との兼ね合いを十分に吟味することも重要な課題として位置づけられるであろう。

註

- 1) 塚本哲人「大学の開放」細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編『新教育学大事典』第5巻、第一法規、1990年、45頁
- 2) 喜多村和之『高等教育の比較的考察』玉川大学出版部、1986年、162～164頁。
- 3) 天野郁夫『日本的大学像を求めて』玉川大学出版部、1991年、33～36頁。
- 4) ここでの分析においては、国立大学47校（95冊）、公立大学7校（9冊）、私立大学14校（15冊）の自己点検・評価報告書類および白書類を用いた。
- 5) 拙稿「臨教審関連政策の背景」白石裕編『地方政府における教育政策形成・実施過程の総合的研究』多賀出版、1995年、31～33頁。
- 6) 表6の「人文系」「社会系」「理工系」「その他」の分類については、『全国 社会人のための大学案内』の分類をそのまま採用した。それぞれに該当する主な学部名は以下の通りである。

人文系：文、人文、外国語、教育、学芸、人間社会、国際文化、仏教、など

社会系：経済、経営、商、法、法文、社会、政治経済、国際関係、経営情報、など

理工系：理、工、理工、情報科学、芸術工学、など

その他：家政、生活科学、芸術、農、医、薬、看護、体育、など

第6章 大学改革に対する学長の意見

天野智水

「大学の組織改革に関する全国調査」調査票Bの問VIIは、「貴大学における個性化とは具体的にはどのような改革となるでしょうか」として、学長の意見を自由記述のかたちで尋ねている。いわば学長の考える個性化戦略を組織改革面に限らず問うたものだが、各大学によって置かれている状況や直面している課題は異なっており、当然その内容や視点は多岐にわたっている。したがって、それら全てを網羅することは容易ではなく、本章においては特に意見が多くみられた、「教育」「研究」「社会化・国際化」「組織編成・権限」の四つの項目を中心に、主たる論点および特徴的な事柄を整理することにする。

教育

1. 教育体制上の工夫として、少人数教育等をあげた意見が多くみられる。例えば、「全教官による少人数学生を対象とするアドバイザーシステム、教育効果を高め、強めるオフィスアワーの設定」、「学生の研究指導に複数教員指導制の導入、研究指導委託や Semester 制の導入による集中した履修方法」（以上、国立）、「講義時間の画一化を避け、科目の特色に応じて50分授業、90分授業等を設ける。クラス規模の画一化を避け、20人以下の少人数クラス（特に語学）、100人以下の中規模クラス及び100人以上の大規模クラスを構成する」（私立）、といった改革が実施されていることが示されている。

2. また、語学や情報処理といった基礎的技能の習得を強調する意見もみられる。「日本語表現能力、外国語（とくに英語）、情報処理能力の強化」（国立）、「これからの時代に必要な最低限の技能（例えば、パソコン、英会話など）を身につけさせる」、「英語教育、情報教育を重点施策として本学の特徴を出す努力を行っている」（以上、私立）、といった記述に代表されるように、情報化・国際化という社会的すう勢を視野に入れた基礎教育の強化が志向されている。

3. 職業教育と教養教育の、いずれを志向するかという点に関して、私立大学を中心に相反する見解が提示されている。まず、職業教育志向の意見としては、「本学の UI に関して高校生はどう見ているか、また本学在校生はどう実感しているかについてアンケート調査を実施した結果、法学部、経営学部、歯学部を通じて教育に関しては『実学を重んじ、各種の国家資格を取得できること』という回答が最も多かった・・・その線に沿って改革を推進したいと考えている」、「地方の大学が魅力ある大学として存続発展するには、学生の就職率を高めることが必要である」と考える。現在行っている就職講座や国家資格取得講座を充実させると同時に教員、学生、父母、後援会等にも周知させて、協力体制を作り

上げたい」(以上、私立)、といった記述がみられる。

逆に、教養教育を主張する見解として、「本学のような場合には、education oriented institution に特化して行く方が賢明と思います。・・・本学に限らず、日本で今必要なのは、本当の意味での "liberal-art and science" college です」(公立)、「人目を引く『実学』部門に偏った『個性化』では、単に社会的養成とかニーズに応じただけであって、人間教育を根底に据えた高等教育を目指す大学の真の『個性化』とはならない」、「柔軟な志向、的確な判断力を身につけさせるリベラル・アーツ教育」、「徹底したリベラルアーツカレッジにしたいと思う。卒業生の50%は大学院に進学する優秀な学生を育てたい」(以上、私立)、といった記述がみられる。

肯定的に捉えれば、こうした方向性の分化は、一様ではない進学者のニーズに応えうるものとみなすことができる。そして、こうした動きは、入学者動向が経営上、最も大きな影響を与える私立大学を中心に生じている。

4. 上記以外にも、私立大学の学長意見の中には、特徴的な意見がみられる。例えば、「教員一人一人の意識改革が急務であり、従来型の、優れた研究者＝優れた教育者という幻想を教員に棄てさせなければならぬと考えている・・・ミニ東京大学志向から脱することである」、「父兄との連絡を密にして、毎年一度行われる各県支部総会には数名の教職員が学生の資料をもって父兄と学生指導についての面談を行います」、といった記述である。これらは私立大学ならではの、革新的な意見と言えるだろう。

研究

1. 後述の組織編成の問題とも関わってくるが、学際分野の研究進展を望む声がみられた。例えば、「研究の多様化による各講座間の壁の撤廃、共同研究の促進、グローバルな立場での基礎的研究の確立」、「研究の推進にあたっては部局の壁を越えたチーム作りを目指すこと、従来の学部の枠を破った新しい分野を拓くこと」、「学部間にまたがった境界領域の研究・教育を充実させ特色を出す」(以上、国立)、といった記述に代表されるものである。

2. また、特定領域の研究進展を図ることで、大学の発展を目指す考えも提示されている。その代表的なものとしては、「当大学が従来より有する優れた研究業績を積み重ねた歴史と伝統を有する特殊性のある部署を更に個性豊かな独創性に富んだ研究の実現可能な部局に発展させること、またその時代の変化に伴う新しい研究分野において、独創的創造性を有する研究を展開し、その領域の研究メッカに進展させること」、「教員集団を総花的に集めるのではなく、ある特定の領域—それは学部の伝統や本学の立地等を考慮—を研究する研究者を集め、そのことによってその領域では日本で、ひいては国際的にも、本学がメッカであるというようにしたい」(以上、国立)、「学際的、独創的な研究への重点的予算配分を拡大するとともに、大学院における研究機能の充実を図り、研究水準の向上に努

める」、「特定の研究領域についての質を高め、国際的な拠点化をはかる」（以上、私立）、といった記述があげられる。特色ある研究分野に取り組むことは、とりわけ研究大学としての規模を持たない大学にとっては、研究面で評判を獲得する方途として重要であろう。

社会化・国際化

社会化や国際化の方向を進めていくことで、個性化を図るという意見が多くみられる。そこで、社会サービスおよび教育研究の観点も含めて、改めてこの項目を設けた。

1. まず、国公立大学を通じて、生涯学習推進への取り組みが述べられている。具体的には、「リフレッシュ教育としての大学院における現職教員の受け入れ拡大及びリカレント教育の一端としての公開講座の充実」（国立）、「『交流センター』を中心に生涯学習のためのオープンカレッジを実施」（公立）、「夜間短大を含め昼夜間大学をめざす。単位貯蓄制により、生涯教育を実践する」（私立）、といった施策である。

2. 生涯学習の観点以外にも、地域社会との連携、地域社会への貢献を目指す意見として、「地方大学の特色をより明確にしておく事が益々必要となる。これまでの実績に基づき、大学における独創的で地域に根ざした研究分野の構築が必要」、「地域の自然・人情の特質に根ざす教育。地域産業と協同発展する研究」、「産・官・学共同研究等を通じ、地域産業の復興、活性化に寄与しうる地域密着型の大学づくりを目指したい。具体的な1つの例として・・・情報関連産業の引力となる基礎及び雇用研究が可能な体制づくりをしたい」（以上、国立）、「地域に見合った研究所の充実をはかり、地域の視点より国際的に発信できるよう研究成果をあげていく」、「地域の産業界に対する情報提供、技術支援を積極的に行う組織、体制を整えること」（以上、公立）、「学生の多数が本県出身であることを考え、地元各界との連携を密にし、地域社会のニーズにも対応していきたい」、「県、市などの行政課題に対して学問的立場からの支援を一層強める」（以上、私立）、といった記述がみられる。国立大学には研究面で地域との連携を目指す傾向が伺える。公立大学はその設置形態からして地域との連携が各面で強調されているが、私立大学においても教育、サービス面を中心に地域への貢献が提示されている。

3. 国際化に関しては、「留学生の積極的受け入れによる世界の人材の養成」（国立）、「国際化を一層進めて、外国人留学生を増やし、外国の大学との交流を盛んにする。本学の教員にも外国人をもっと多く採用したい」（公立）、「充実した語学教育のもとに、海外姉妹校への留学制度を設けており、さらに外国および国内の地域研修がカリキュラムに組み込まれている」（私立）、といった意見がみられる。

組織編成・権限

1. 組織編成に関しては、学部自治の堅固さを批判的に捉える内容の事柄が述べられてい

る。例えば、「横断的な研究組織の構成（可変）」、「組織がセクショナリズムを助長しないよう、組織横断型の協力や対話を確保するような工夫や新しい組織を生み出していく先見性と柔軟性を常に意識する必要がある」、「全学的教育企画・調整機関の設置」（以上、国立）、「学内の教育・研究情報を公開するとともに、教育・研究の学部間交流を促進し『学部』ではなく『大学』に対する帰属意識の高揚を図り、教職員の連帯感を強める」（私立）、といった記述である。これらの大学では、部局間の調整が大きな課題の一つとなっていることが伺える。

けれども、一方では、各学部の特色を強調する意見もみられる。例えば、「それぞれの学部の伝統と果たしてきた役割とに基づく個性的で多面性を有する大学づくり」、「各学部が画一的に同レベルを保つ必要はなく、それぞれの特色をもつようにしたい。そのような形で相互に競い合い、かつ相互に補完しあえるような姿にもっていききたい」（以上、国立）、といった記述である。大学により、学長により、その方針は一様ではなかった。

2. 機関内の権限に関しては、教授会の権限が強いことを反映した意見がみられる。「学長の裁量権は国立大学ではかなり限定されており、学長自身が考え、全学が納得、同意したとしても、裁量権が極めて限定されているために実行に移しえないのが現状です」（国立）、「第一は、多数学部のうち、一部でおきた改革の小さな芽に、目に見えるインセンティブで報いること、たとえば当該学部における研究・教育の充実・改善のために特別な資金的支援を行うこと。そのためには学長の手元に一定のファンドが必要となるのである。第二は、教授会を通さなくてよい『改革』を外部から進めて、教授会に間接的、側面的な圧力を加えること、たとえば外部講師による『英検講座』、『各種国家試験講座』などを開設して外国語教育、各種の専門教育に反省を迫ることが考えられる」、「①理事長の権限強化。②教授会の責任と権限を各種委員会へ移譲することによって教授会の効率化をはかる。③大学の教学担当者（学長、学部長、学科長）の責任と権限の明確化」（以上、私立）、といった記述である。これらは学長の権限強化を求めるものと言えようが、教授陣には安易には認められない方向である。中央集権化かあるいは分権化か。これは大学改革を考えるうえで避けては通れない問題であるが、明確な解答は出ていない。だが、大学の組織体としての戦略・意志決定が重要な意味をもつことになる現在にあっては、学長のリーダーシップを求める意見をよく耳にする。その中で、学長資金等による教授会誘導策の提案がみられたのは、興味深いことである。

3. 文部省の権限に関する、大学制度全体の問題に言及する意見もみられる。例えば、「大学に競争原理を導入する（外部資金の導入を考える）。努力が報われる国立大学にする（やらないものには予算を減らす）。大学による序列化、予算の規格化の撤廃」（国立）、「本学は・・・学内の大改組に努力している。・・・しかし、これは、今、日本中の大学改革と全く同じ方向であり、文部省の指導方針に沿うものである。その方向以外は、文部省の原則抑制方針のために新設が困難な状況だからである」（公立）、「学部・学科

等の新增設は申し上げるまでもなく原則抑制です。これの例外措置は人文学系では『外国人留学生の確保』の一点に絞られています。・・・大学の個性化はこの点からみても一定のフレームの中に傾きがちです」、「文部省の廃止まで含む各種の規制の廃止のみが個性化への道である。最も重要なことは補助金を大学に与えるのではなく、学生個人に与え、学生が対価として、教育サービスを考えるマインドを持たせることである」（以上、私立）、といった記述である。1991年に行われた大学設置基準の大幅な改訂により、教育課程の見直しを中心とする改革が各大学でみられるようになった。これは、規制緩和による市場原理の導入とみなされている。しかし、さらなる規制緩和と平等な条件下での自由競争を求める意見は、決して少なくはなかった。

以上、個性化を目指す改革に対する、様々な学長の意見を紹介してきた。しかし、これらの回答とは異なり、「個性化を目指す改革」という質問自体に対して、疑問を唱える意見も提示されている。例えば、「本学における個性化は・・・伝統に裏打ちされたものであり、敢えて個性化を主張せずとも本学の現体制の中にある多様な流れを意味する」（国立）、「改革そのものが目的化することは甚だ危険です。目的は、『より良い大学にすること』であって、現状が良好な面は改革の必要性は乏しいわけだから、改革達成度は低くて差支えないのです」（私立）、といった記述である。

逆に言えば、「個性化」を最も強く意識する大学は、熾烈化する生存競争を強く意識しなければならない立場にある大学なのであろう。「個性化」は各大学が生存競争に勝ち残る戦略として位置づけられる。それは研究大学を頂点とする階層構造の中で上位を目指す競争ではなく、学生の多様化に対応した多様な方向を目指すものであり、一面からみれば階層分化をさらに進めるものでもある。各大学の変容によって生じるこうした全体構造の変動を、肯定的に評価するか否定的に評価するかは、意見のわかれるところであらう。だが、それは大衆化段階後の大学システム像として目指されているものである。

参考文献

高等教育研究会編集『大学の多様な発展を目指してⅡ ―― 「平成5年度以降の高等教育計画」と「大学院の整備充実」 ――』ぎょうせい、1991年。

天野郁夫「高等教育システムの構造変動 ―― 計画モデルから市場モデルへ ――」『大学論集』第24集、広島大学大学教育研究センター、1995年。

第7章 大学組織改革の全体的動向

山野井敦徳

本章においては、大学改革の全国調査A・Bに基づいてわが国における大学改革の全体的動向について整理しておきたい。すでに序章において指摘したように、全国調査は学長や学部長に回答をお願いした。具体的には大学改革の進捗状況を5段階でその評価を要請したものである。設問の詳細については後述することにして、以下では、教育組織、研究組織、管理運営組織、社会サービス組織の対社会変動への対応的改革や各組織の多様性、柔軟性、開放性、効率性等について考察したい。これらの分析枠組みや概念等については第1章を参照されたい。

1. 社会変動への対応から見た大学改革

現在の大学は社会の急激な変化に対応して大学自体の改革が要請されている。具体的には、昭和62年9月に大学審議会が設置されるとともに、10月には同審議会に対して「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」という諮問がなされている。本全国調査では、社会変動の視点として高度化、連携化、社会化、国際化、情報化の六つの指標を設定した。以下では教育、研究、社会サービス、管理運営のレベルから検討することにした。

(1) 教育組織の改革動向について

まず、ここでは四年制大学を設置者別に検討してみた。表-1は、その結果を整理したものである。表の数値は設置者別に見た5段階評価の平均である。すなわち、改革の進捗動向について、「ほとんど達成していない」(1点)、「4分の1くらい達成した」(2点)、「半分くらい達成した」(3点)、「4分の3くらい達成した」(4点)、「ほとんど達成した」(5点)の5段階の評価を組織の長に回答してもらった。したがって、数値の値が大きいほど大学改革の進捗状況は推進されていることを意味している。以下、特別に説明を加えないかぎり、各指標の5段階評価による大学改革の進み具合は、このスケールにしたがって評価されている。

全体的傾向をまず把握しておきたい。平均点によれば教育組織における大学改革で最も推進されていると学長によって判断されているのは、情報化2.97、高度化2.94などであろう。情報化や高度化は大学改革の目標として4分の3くらい達成したと大学の責任者は判断しているようだ。情報化については私立大学の改革が最も達成されていると回答している。教育組織の高度化に関する改革では公立大学において3.0を越えている。これに対し

て、国際化や学際化は国立大学において最も高い値を示している。しかし、地域社会への開放は、社会化の指標によって把握することが可能であるが、大学と地域社会との社会的・心理的距離は公立大学において最も近い。私立大学においては平均値は2.72である。公立大学は地方自治体の予算によって支援され、同時に地域住民へのアカウンタビリティが要請されていることが改革の進捗状況に反映していると考えられる。他方、これらの指標の中で最も改革が遅れていると判断されるのは、国内における各大学間での連携化である。単位互換や教育上の相互協力、あるいは教育交流は、国際化による外国大学との交流と比較してもむしろ促進されていない。平均値でも1.97と2点台を切っている。とくに公立大学は1.81と最低値を示している。この背景には次のような事情が考えられる。すなわち設置形態からみてもその絶対数は全国的にも少なく、地域社会となる都道府県内においても少ない。そのため公立大学は全国的にも、地域的にも大学間の教育的連携を促進する機会が少ないと判断される。以上は全体的な傾向であるが、設置形態間における有意差を検定して見ると、情報化と社会化の指標において設置者間での有意差が認められた。

表－1 設置者別に見た社会変動と教育組織改革の動向

	教 育		組		織	
	高度化	連携化	社会化 *	国際化	学際化	情報化 **
国 立	2.99	2.15	3.04	2.75	2.76	2.94
公 立	3.07	1.81	3.06	2.44	2.31	2.91
私 立	2.91	1.92	2.72	2.70	2.62	3.00
平 均	2.94	1.97	2.83	2.68	2.62	2.97

χ^2 検定 *0.1水準 **0.05水準 ***0.01水準の有意差。

では、A調査の具体的な改革事例と上記の各指標との関係を検討しておきたい。ここでは教育の高度化の指標としてFDの制度化、教育の連携化の指標として単位互換やコンソシアムの制度化、教育の社会化の指標として生涯学習センターの制度化、教育の国際化の指標として交流協定の設置、教育の情報化の指標として情報ネットワークの設置をそれぞれたずねた。表－2は、それぞれの具体的な改革が設置されていると回答したグループ、検討中と回答したグループ、まだ設置していないと回答したグループの三者に分けて、5段階評価の平均点を示したものである。これによれば、連携化と単位互換、社会化と生涯学習センター、国際化と交流協定、情報化と情報ネットワークにおいて関係が深く、それぞれの大学の具体的な改革の進捗状況と大学改革に関する学長の自己評価との間に有意の差が確認された。高度化、連携化、社会化、国際化、情報化等の概念に対応する具体的な改革はこれらに限定されないが、あくまでも各概念の代表的な改革の一例として取り上げた。

表－2 社会変動と具体的改革（教育組織）

	教		育		組		織
	高度化	連携化	連携化	社会化	国際化	情報化	
	FDの継化	単位互換 ***	コンソリアム	生涯学習センター **	交流協定 ***	情報ネット ***	
設置	3.17	2.41	2.31	3.02	2.83	3.14	
検討中	2.87	1.83	1.88	2.28	2.36	2.72	
未設置	2.94	1.85	1.95	2.78	1.97	2.37	
平均	2.94	1.97	1.97	2.83	2.68	2.97	

(2) 研究組織の改革動向について

さて、表－3は研究組織の改革について、各大学の改革進捗状況を各学長に自己評価してもらったものである。表の数値は表－1と同様に5段階評価による回答である。

表－3 設置者別に見た社会変動と研究組織改革の動向

	研		究		組		織
	高度化	連携化 **	社会化 **	国際化 ***	学際化 *	情報化	
国立	2.81	2.33	2.90	2.89	2.93	3.03	
公立	2.87	1.97	2.84	2.41	2.44	2.84	
私立	2.84	2.04	2.48	2.57	2.58	2.90	
平均	2.84	2.11	2.62	2.63	2.65	2.93	

表－4 社会変動と具体的改革（研究組織）

	研		究		組		織
	高度化	高度化	連携化	社会化	情報化		
	研究基金	大教センター	コンソリアム	地域共研センター ***	情報ネット ***		
設置	2.95	2.89	2.08	3.08	3.14		
検討中	2.90	2.90	1.97	2.63	2.57		
未設置	2.81	2.82	2.13	2.47	2.28		
平均	2.84	2.84	2.11	2.62	2.93		

全体的傾向をまず把握しておきたい。平均点によれば研究組織における大学改革で最も推進されていると学長によって判断されているのは、情報化2.93、高度化2.81などであろう。教育組織の改革と同様、情報化や高度化は大学改革の目標として4分の3くらい達成したと大学の責任者は判断しているようだ。情報化については国立大学の改革が最も達成

されていると回答しており、私立の教育組織と国立の研究組織と対照的であることは興味深い。研究組織の高度化に関する改革では3.0を越えている設置形態はいずれもない。同様に、国際化や学際化は国立大学において最も高い値を示している。研究組織改革では教育組織改革と相違していずれの指標も国立大学の改革が進んでいると学長によって判断されているようだ。他方、これらの指標の中で最も改革が遅れていると判断されるのは、教育組織の改革と同様、国内における各大学間での研究の連携化である。とくに公立大学は1.97と最低値を示している。以上は全体的な傾向であるが、設置形態間における有意差を検定して見ると、国際化、連携化、社会化及び学際化の指標において設置者間での有意差が認められた。

次に教育組織と同様研究組織の改革についても、A調査の具体的な改革事例と上記の各指標との関係を検討しておきたい。

ここでは研究の高度化の指標として研究基金、大学教育研究センター、研究の連携化の指標としてコンソシアムの制度化、研究の社会化の指標として地域共同研究センターやコンソシアムの制度化、研究の情報化の指標として情報ネットワークの設置をそれぞれたずねた。表-4は、その結果である（分析方法については表-2を参照されたい）。これによれば、社会化と地域共同研究センター、情報化と情報ネットワークにおいて関係が深く、それぞれの大学の具体的な改革の進捗状況と大学改革に関する学長の自己評価との間に有意の差が確認された。

(3) 社会サービス組織と管理運営組織の改革について

社会サービス組織については、大学間の連携化と大学と地域社会との間の関係、すなわち社会化に関する組織改革の進捗状況について検討しておきたい。

表-5 設置者別にみた社会サービスと管理運営組織の改革動向

	社会サービス組織		管理運営組織
	連携化	社会化	情報化
国立	2.17	3.05	2.71
公立	2.00	3.18	2.78
私立	1.97	3.03	2.78
平均	2.03	3.04	2.75

表-5によれば、社会サービス組織における社会化の組織改革の進展具合はすべての指標の中で最も高い値を示すグループの一つである。とくに大学の設置者別に検討してみると公立大学の社会化が最も促進されていることが理解される。3.18という値は設置者別に

みた各指標の中で最高値であった。公立大学は地方自治体によって維持されているだけに、地域社会との密接な関係が要請されているのであろう。しかし、これは公立大学ばかりでなく他の設置形態である国立大学や私立大学においても同様である。平均でも3.04と各指標の中で最高値を示している。これに対して各大学が連携して行う地域への社会サービスの組織化はそれほど進んではいない。近隣の大学との連携化は、地域社会における大学の数によっても左右されるが、わが国では教育にせよ、研究にせよ、あるいは社会サービスにせよ、大学間の連携は今後の課題として残されている。具体的な実践例とすれば、京都、北九州、熊本、松山などが挙げられるが、大学コンソシアムは総合的な機能を展開する可能性がある。

一方、管理運営組織における情報化は、設置形態による相違は認められないものの、平均して高い値を示す結果となった。研究や教育の情報化には多少の遅れを示しているが、平均して2.75の値を示した。

表－6 社会サービスと管理運営の具体的改革

	社会サービス組織		管理運営組織	
	連携化	社会化	効率性	情報化
	コンソシアム	図書館	企画室	情報ネット
			*	**
設置	2.19	3.15	2.62	2.89
検討中	2.11	3.00	1.88	2.51
未設置	1.99	2.86	2.48	2.47
平均	2.03	3.04	2.47	2.75

A調査における具体的な改革案と各指標との関係を検討してみると、社会サービス組織における連携化の具体例として、何らかのコンソシアムが結成されているかどうかをたずねた。それによれば有意の差は無かったものの、設置した大学、検討中の大学、まだ設置していない大学の値は、2.19、2.11、1.99であった。同様に、地域社会への図書館サービスについての三者の値は3.15、3.00、2.86で平均して3.04であった。社会サービス組織における連携化と社会化の改革促進は、その具体例においても対照的であった。

他方、管理運営組織における改革の具体例を見ると、管理運営の効率性に関係すると思われる企画室や、同様に情報ネットワークの設置の有無は、その値において有意の差を示していた。情報ネットワークという情報化の指標は、教育、研究、社会サービス、管理運営などを設置形態や改革の推進状況のいずれから見ても有意の差が認められる。改革の進捗状況をよく示していることになる。

2. 組織の特性から見た改革動向について

次に組織改革の第二の視点として、組織の特性から見た改革動向について言及しておきたい。ここでは教育、研究、社会サービス、管理運営組織の多様性、柔軟性、開放性及び効率性に関する改革を見ておきたい。

まず、大学の全学レベルから見た組織特性の改革進行状況については、表-7の上欄に示した。ここでの全体的傾向について概観しておきたい。第一には社会サービス組織の開放性の改革進捗は最も進行していると学長によって評価されている。とくに公立大学の社会サービス組織の開放性は唯一3.00を越えている。他の設置形態においても相対的に高い値を示している。第二に教育組織と研究組織とを比較して、差はそれほど大きくはないが研究組織よりも教育組織の改革が進んでいると学長によって判断されている。第三に教育・研究組織の開放性や管理運営組織の効率性に関する改革は、相対的に言って最も進行していないと評価されている。いずれにしても、これらの全学レベルにおける傾向は設置形態別にみて有意の差は確認されなかった。

表-7 組織の特性から見た改革

大学 レベル	教育組織			研究組織			社会サービス組織	管理運営組織
	多様性	柔軟性	開放性	多様性	柔軟性	開放性	開放性	効率性
国立	2.74	2.59	2.66	2.69	2.43	2.79	2.95	2.46
公立	2.61	2.57	2.79	2.50	2.43	2.55	3.00	2.52
私立	2.66	2.63	2.54	2.53	2.51	2.47	2.71	2.47
平均	2.67	2.60	2.59	2.57	2.47	2.56	2.79	2.47

学部 レベル	教育組織			研究組織			社会サービス組織	管理運営組織
	多様性	柔軟性 **	開放性	多様性 **	柔軟性 ***	開放性	開放性	効率性
国立	2.97	2.83	2.63	2.90	2.84	2.68	2.59	2.56
公立	2.55	2.52	2.64	2.64	2.46	2.68	2.54	2.25
私立	2.74	2.62	2.53	2.58	2.51	2.48	2.49	2.44
平均	2.82	2.70	2.58	2.72	2.64	2.58	2.54	2.47

他方、各学部レベルの学部長による改革進行状況の評価は、学長による全学レベルの評価よりもかなり相違している傾向にある。各学部レベルにおける学部長の改革進捗状況の評価結果は、表-7の下欄に整理している。これらによれば、第一に社会サービス組織の開放性に関する改革は全学レベルの学長回答と比較して対照的にきわめて低い。第二に教育と研究組織における多様性と柔軟性は国立大学の学部において高い値を示している。第三に教育と研究組織の開放性と管理運営の効率性についての改革はあまり進捗していない

という判断で、全学レベルと同様であった。さらに第四として全学レベルと相違する点は設置形態によって学部組織特性の改革の進み具合が相違している。とくに教育と研究組織における柔軟性と研究組織における多様性の改革においては統計的にも設置形態によって有意の差が確認された。

3. 大学の個性・信用及びアカウンタビリティ

次に大学や学部の組織改革によって産出されるアウトプットとして3つの次元から学長及び学部長に改革の進展について5段階評価を要請した。

表-8 大学・学部の個性、信用性及びアカウンタビリティ

大 学 レベル	アイデンティティ	クレジットビリティ	アカウンタビリティ
旧帝大	2.67	4.50	3.00
旧国大	2.59	3.69	3.38
新国大	2.77	3.74	3.41
公立大	2.76	3.40	3.34
旧私大	2.63	3.82	3.38
旧専大	2.58	3.44	3.06
新私大	2.88	3.39	3.19
平 均	2.76	3.54	3.24

学 部 レベル	アイデンティティ **	クレジットビリティ ***	アカウンタビリティ **
旧帝大	3.25	4.38	3.62
旧国大	2.58	3.71	3.33
新国大	2.73	3.78	3.30
公立大	2.54	3.49	3.28
旧私大	2.67	3.58	3.30
旧専大	2.60	3.61	3.01
新私大	2.61	3.38	3.23
平 均	2.68	3.66	3.27

まず、第一の次元は大学・学部の個性化に関する改革の進捗状況である。設問では「個性化のための組織改革がどの程度達成されている」かを上述の5段階スケールで評価してもらった。同様に第二の次元として大学・学部で取得した単位（クレジット）が他大学との単位互換した場合、どの程度社会的信用性（クレジットビリティ）を獲得しているか5

段階評価を依頼した。そして第三に大学や学部のトータルな社会的説明責任（アカウンタビリティ）について学長及び学部長に自己評価してもらった。

まず全体的傾向によれば、単位の社会的信用性については大学・学部ともに平均3.50以上の高い値を示している。旧帝大クラスでは4.5前後の最高値を示し、とくに学部単位で評価してもらった場合、大学間の威信の相違によって有意の差があった。これに対して個性化の改革は学長、学部長いずれも進捗状況の回答は最も低く、威信間の相違もそれほど大きくない。威信別に見て最高値を示すのは新私大の2.88で、個性化は単なる大学の伝統や威信からは説明できないところは興味深い。これら両者に比較して中間的な評価になっているのはアカウンタビリティである。大学全体の平均値も3.24（学部単位3.27）で両者の中間にある。また威信間のばらつきも平均的である。いずれにしても、大学全体を対象とした学長評価よりも各学部を対象とした学部長評価の方が威信間において有意の差が確認された。このことはある面では学部単位に比較して大学単位の評価の難しさを示唆しているのかもしれない。

4. 学長のリーダーシップについて

最後に大学における管理運営の効率化について検討しておきたい。大学の管理運営システムはドイツ型の学部自治中心とアメリカ型の理事会方式とに大きく分類できる。前者はいわゆるボトムアップ式的意思決定過程であり、後者はトップダウン式のそれである。学長タイプで言えば、前者はいわゆるレクトール型の学長で所有する権限は弱く象徴的である。これに対して後者はいわゆるプレジデント型の学長で実行力を伴った強い権限を有すると言われる。

わが国の大学は18歳人口減に伴う大学学生市場の縮小や大学の普遍化等によって急激な大学改革が各大学に要請されている。そのためわが国の伝統的な学部自治的なボトムアップ型の大学運営よりもトップダウン型のより効率的な大学運営が要請されていることも否定できない。

このような状況においてわが国の学長はどのようなリーダーシップに関する改革意識を持っているのであろうか。まず改革不要論は設置者別に大きく相違する。国立大学では改革不要論はきわめて少数派であった。それだけ国立大学では学長のリーダーシップが強く要請されていることを示唆する。これに対して私立大学の場合には、伝統的な大学ほど改革が求められている。公立大学と新設私立大学においては三分の一は改革不要論を主張している。

改革派大学は国立大学においては、新設国立大学が補佐体制充実を要請しているのに対して、伝統的な国立大学は学長自らの権限強化やその他の方策が相対的に多く求められている。この点は私立大学においても同様であって伝統的な旧私立大学は学長の権限強化相対的に多い。これらは伝統的な大学ほど多様な学部を抱える大規模が多く、強力なリーダー

ーシップが学長自らによって要請されていると結論づけられる。

表-9 管理運営におけるリーダーシップ

	権限強化	補佐体制	各種委員会	改革不必要	その他	計
旧帝大	2(33.3)	2(33.3)	0(0)	0(0)	2(33.3)	6(100.0)
旧国大	7(41.2)	8(47.1)	1(5.9)	0(0)	1(5.9)	17(100.0)
新国大	18(27.7)	31(47.7)	3(4.6)	8(12.3)	5(7.7)	65(100.0)
公立大	9(27.3)	13(39.4)	0(0)	10(30.3)	1(3.0)	33(100.0)
旧私大	9(37.5)	7(29.2)	4(16.7)	3(12.5)	1(4.2)	24(100.0)
旧専大	11(21.6)	16(31.4)	5(9.8)	13(25.5)	6(11.8)	51(100.0)
新私大	25(19.1)	43(32.8)	17(13.0)	41(31.3)	5(3.8)	131(100.0)
計	81(24.8)	120(36.7)	30(9.2)	75(22.9)	21(6.4)	327(100.0)

注) 0.01水準の有意差が確認された。

第Ⅲ部 外国調査編

第1章 アメリカにおける大学組織改革

－理事会に焦点をあてて－

小川佳万

1. はじめに

「ポスト大衆化」をどう定義するかに関わらず、近年高等教育機関の改革が世界規模で進行していることは誰もが承認しうることである。ただし、これら一連の改革が、来る21世紀をにらみながらの大学側のイニシャティブで行われたものではなく、ほとんどが景気後退による大学財政の縮小という厳しい現実直面での国家主導による改革であることも周知の事実である。このような世界的な景気後退の波からももちろんアメリカも例外ではありえず、州政府による教育予算の大幅な削減は、現実に学費の値上げという状況になって跳ね返ってきている。また高等教育に対する従来の信頼は、大卒者の失業という目に見えるかたちで揺らいできていいる。

大学が「象牙の塔」と呼ばれ、社会と距離を保つことが許されていた時代は去り、どの国においても、大学経営の効率化が焦眉の課題となっている。もちろん、アメリカの大学もこうした「冬の時代」になす術なく静観しているわけではない。第2次世界大戦後、特に60年代から70年代にかけて急激な量的拡大を経験したアメリカの高等教育は、その後18歳人口の減少を向かえ、むしろ逆に、女子学生・マイノリティ学生、成人学生等「新しい学生」を受け入れたり、短期教育・パートタイム就学を拡大させるなど、大学としての生き残りをかけて積極的に対策を講じていると言える。こうした戦略は学生募集面だけにとどまらず、大学管理運営面、教育・研究面にも及んでいることは言うまでもない（江原、1994、p48）。

世界規模で大学改革が進行する中、諸外国に先駆けて大衆化段階に達したと言われるアメリカの高等教育機関が近年の「ポスト大衆化段階」に組織面でどのように変化してきているのか、言い換えれば90年代のアメリカの大学組織改革の動向を追うこと、これが本稿の目的である。特に本稿において注目するのは、社会（政府）と大学の「接点」にある理事会（及びその相当機関）の動向である。

2. 理事会の役割

(1) 大学をとりまく社会の変化

本研究プロジェクトの代表者有本によれば、ポスト大衆化段階では「大学と社会の関係が厳しさを増し、大衆化からユニバーサル化への発展が模索されながらも、佇立を余儀なくされるばかりか、アカウントビリティ(accountability)の視点に立った大学改革の必要性

が問われる」(Arimoto, 1996, pp.21)。この視点を議論の出発点にすれば、まず我々が注目しなければならないのは、大学と社会との関係である。州立大学が主として州の公的資金によって運営され、州内の住民に対して高等教育を提供し、専門的職業人を養成することをその主たる機能としている(徳永、1992、p4)とすれば、社会の側から大学に対してアカウントビリティを要求する根拠をもっているといえる。大学だけが社会から遊離した存在ではなく、多くの企業と同様、一つの社会制度である以上、公的な資金をどのように使っているのか、州の住民に対して何らかのかたちで還元されるようになっているか(アカウントビリティ)は当然問われるべき問題である。この点こそ大学と社会を結びつけ、かつ近年の財政削減期に両者の関係を一層厳しいものにしていくと言えるのである。そこで、まず考えなければならないことは、ではその社会の要求は大学のどこでまず受け入れられるのか、言い換えると、大学で何らかの改革を行う場合、どこで意思決定がなされるのか、という点である。

(2) 最高意志決定機関としての理事会

アメリカの高等教育機関は、現在約4000校におよび、その種類・目的・規模等においてきわめて多様である。州により、また州立か私立かによって大学組織は大きく異なっているため、ここで「アメリカの大学」として一括して論じることは禁欲的であればならない。ただし、そのような多様な中にも共通している部分がある。それは管理運営面での「理事会管理方式」である(高木・村田、1973、p113)。これは、1 理事会が、大学管理の基本的権限を握る。2 理事会に雇われる総長以下の管理職が、理事会の決定に基づいて、あるいは理事会の権限の委任にもとづいて、大学を管理運営する。3 大学自治の中心的な担い手である教授団は、法制上「被傭者」として理事会に従属する、方式である。

理事会では基本的な政策の立案を行い、政策の執行については、学長以下の管理部に権限が委任されることが一般的であり、個別の事項に対する権限の現実の所在については大学によって異なっている。また評議会規定集をみれば、教育内容については、教員の代表によって構成される評議会(academic senate)で決められていることがわかる(例えば The Manual of Academic Senate University of California)。さらに、私立大学の理事会と州立大学のそれでは大きく異なっていることも事実である。ただし以上のような違いを考慮しても、なお法制上あらゆる政策の最終的な決定権限が理事会にあることには変わりがない。教育内容の面にしても最終的には理事会の承認が得られないと効力を発揮しない仕組みになっている。(ただし、理事会は通常、委員会(committees)を通して影響力を発揮する。理事会の会議は年4回程度、各委員会は月1回程度開催される。)したがって、大学が社会の要求に沿うかたちにしろ、無視するにしろ、大学改革を行う最終的な権限は理事会が握っていると言えるのである。

(3) 理事会構成員

この法制上最高権限を有する理事会において、さらに注目したいのは、村田等も指摘するとおり（高木・村田、1973、p 113）、理事会を構成する理事の大半が学外者(layman)であるという事実である。理事会の構成メンバーは、数人の規模から70人以上にも及ぶものまで様々であるが、大半が学外者という点は共通している。理事の構成員としては、州知事、市長、総長等の職権理事と、州知事、市長等(governor)によって指名された州内の住民とに大きく2分できる。例えばカリフォルニア大学理事会の場合、理事30名のうち、州知事、副知事、同窓会会長、総長等の職権理事7名、州議会の同意を得た上で知事によって指名された理事12名（任期12年）、さらに学生理事1名（任期1年）という構成になっている（本多、1993、p37）。各理事会の構成員については、それぞれの理事会の規定集をみれば具体的に明らかになるが、どの理事会でも理事の多くは学外者(layman)であるという事実は共通している。これは、陪審員制度にもみられるアメリカ民主主義の特徴が、ここにも生きていることを意味する。アメリカの大学にとって「開かれた運営」とはまさにこのことを意味し、社会の要求に敏感に反応していける（いかざるを得ない）仕組みはここにあるのである。

3. 理事会の統合と分散

(1) 理事会の統合

日本語の理事会に相当する英語には boards of trustees, boards of directors, boards of governors, boards of managers, boards of visitors, advisory boards など様々であるが、これらは基本的に一つの大学を管理している名称である（The international encyclopedia of Higher Education, 1977）という点で共通している。もともと一つの理事会が一つの大学を管理するのが原則であった。

これもまたアメリカ大学史から明らかなおおり、州財政が減少する時期には、理事会を統合して管理運営を効率的に行おうとする動きが強まってくる。

第一の統合の形式は、現実には大学が合併・統合される場合による理事会の統合である。この場合、統合形態として主に2種類考えられる。一つは、学長等の管理職だけを統合させることによって管理コストを削減するものである。各キャンパスにはそれぞれのアイデンティティが残ることになる。アラスカ、ノース・ダコタ、モンタナ等の諸州がこのタイプの統合を行っている。もう一つは大学を完全に統合するものである。連邦市立ティーチャーズ・カレッジとワシントン工科大学が統合してコロンビア区大学になっている。このタイプの統合は、管理職だけでなく、重複する分野の教員や教育内容まで削減することができ、改革としてはよりラディカルなものとなる。

以上の大学の合併・統合は近年少なからず起こっている事例であり、財政削減下の大学経営を考えた場合、今後もこうした事例が増えると予想される。そして大学が統合され

ば、必然的に理事会も統合されることになる。

第二の統合形式は、大学の統合ではなく、もっと積極的に理事会だけを統合しようとするものである。これにも大きく2種類考えられる。一つは、州内の同じタイプの大学群を一つの理事会の管理下に置くもの（例えば、The University of California System, the University of Wisconsin System）で、通常「大学システム」と呼ばれている。同じタイプの大学の理事会統合なので運営にそれほど困難をきたさないことが予想される。州政府からみると、州内にはこうした「システム」の理事会が複数存在することになる。

もう一つは、州内にある州立大学全体を一つの理事会で管理しようとするものである。州内には1つの理事会しか存在しないため、政府側（社会）の意向がより反映させ易くなるという長所がある。また州全体を見渡せる位置から意思決定を行うので、財源の配分等が効率的に行えることになる。

(2)調整を目的とする理事会（相当機関）

以上述べてきた統合形式は、理事会の法的権限(governance)が「上へ」移行してきていることに注目したものであるが、理事会の動向はさらに複雑になって、「調整」を主たる目的とするものが増加してきていることである。

理事会の機能を、法的に権限のある管理(governing)を主とするものか、それとも法的に権限のない調整(coordinating)を主とするものかに注目して分類した、シュミットとベルダールによれば、統合には主として3タイプに分かれる(Schmidttlein and Berdahl,1992)。

第一のタイプは、従来各大学にあった理事会を廃止し、州内の州立大学の管理を一つの理事会(state boards of trustees, boards of regents)に集中させ、管理運営の権限と責任をこの理事会(Consolidated Governing Board (CGB))にもたせるものである。これは(1)で述べた理事会の統合のタイプである。80年代にこの方式は20州で採用されていた。もし、このシステムのもとで、各大学に理事会があったとしても、それは助言的な機関となり、法的な権限はない。この方式は、調整機関と異なり政府の意向を直接に反映させやすいという長所がある。各州立大学の権限を集中させることにより、意思決定のプロセスも迅速になる。

ただし、各大学の最高意思決定が大学と離れたところで行われることに対して大学の自治との関係で問題にされることになる。そこで個別大学の自治をある程度守ろうとする第二のタイプが登場する。それは、各大学に意思決定権限をもつ理事会を残し、政府と大学の間にとって、計画上の、財政上の助言を行う理事会（委員会）（Advisory Coordinating Board (ACB)）をつくることである。これらの多くは1960年代に設けられ、13州でこの方式を採用した時期もあったが、80年代では6州で採用されるにとどまっている。当然のことながら、第一のタイプと逆に州政府の意向を反映させにくいという短所がある。このタイプの理事会の数が伸び悩んでいるのは、州政府の力の強さと密接に関係していると言えよう。

そして第三のタイプとして、両者を折衷した理事会 (Regulatory Coordinating Board (RCB))がある。これは基本的に二番目のタイプと同じ調整を主とする理事会であるが、ACB と異なり、アカウントビリティの問題に関連する特定の分野に最終的な権限が与えられている。ある部分の自治を確保しながら、政府側にもアカウントビリティと効率を要求できる方式であると言える。80年代では20州でこの方が採用されている。

以上から、明らかになることは、もはや各大学レベルだけで意思決定が自己完結をするような仕組みは過去のものとなり、権限をもつにせよ、もたないにせよ、各大学レベルを越えた州レベルに理事会 (相当機関) が設けられていることがわかる。財政削減の時期には特に限られた資金を州全体の大学を見渡して効率的に配分する必要がでてくるため、州レベルの理事会 (委員会) の重要性はますます増大してくることが予想されるのである。

(3) 理事会統合の中での新たな動き

これまでみてきたのは、近年大きく変化してきていると言われる州立大学の理事会 (Eddy, 1992, 41pp.)のケースであったが、これまでも景気後退の時期には組織および組織の権限が集中してきたことが歴史的に確認されている (Novak, 1996, pp.19-22)。とすれば、財政削減がますます厳しさを増している90年代は、さらに権限の集中が起こっているのではないかという予想がたつ。この最新の動きについて若干レビューすることにするが、結論を先取りすれば、権限集中の動きがある一方で、分権の動きがあることも見逃せない事実となっている。60年代70年代と理事会の統合を強化してきたアメリカが今その点検・反省の時期に来ていると言えそうである (Novak, 1996, pp.36)。

ノバックによれば、1980年代後半から90年代前半にかけて理事会の管理方式を改革しようとした州は16州にのぼる。そのうち、権限集中の方向にむかったのは6州である (Novak, 1996, pp.36)。例えば、メリーランド州では既存のシステムを統合し11キャンパスメリーランド大学システムを作り、新しい権限をもった高等教育理事会 (委員会) を設立した。ミネソタ州では3システムを統合し、新ミネソタ高等教育理事会をつくった。またテキサス州では既存のシステムをテキサス A&M システムに統合している。

その一方で分権化 (decentralization) の動きも顕著である。上述の16州のうち、9州は分権化の方向にむかっている。例えば、ウェスト・バージニア州では州立大学全体を管理する理事会を廃止し、州立カレッジを管理する理事会と州立大学を管理する理事会を新設した。マサチューセッツ州では、州立の大学全体を管理する理事会を、引き続き管理権をもつが主として調整的な働きをする理事会 (協議会) に再編成している。このためマサチューセッツ大学システムの管理権はなくなっている。またイリノイ州では、1960年代以来の二つの大学システムを廃止し、7つの理事会に編成している。

数の上からだけでは、近年の傾向はやや分権化に向かっていると言えるが、今後改革を予定している州がどちらを選択していくかは全く不透明であると言わねばならない。州レ

ベルの理事会から各キャンパスレベルの理事会まで分権化されること（州内の理事会の数が増加すること）は、それだけ教員、学生、地域との距離が近くなり、実情を理解した上での意思決定がなされるという長所を考慮した結果であったのかもしれない。政府の側でも、これまでの権限集中を反省し、大学自治に理解を示してきた結果であることも予想される。

ただし、ここで注意すべきことは、権限を持つにせよ（管理）、もたないにせよ（調整）、州レベルに何らかの理事会相当機関が存在していることである。80年代に調整的な機能をもつ理事会(coordinating board)が20以上の州で存在していたように、最近の増減を考慮すればなおのこと、（仮に理事会の権限が各大学に移ったにせよ、）法的には存在しない調整を主とする理事会が数多く存在していることである。それはもはや各大学レベルの決定だけではすまないほど、アメリカの大学と州政府は密接に関係していることを示すものであり、それが良い意味でも悪い意味でもアメリカの大学の特徴となっている。これは大学と州政府の間を仲介する緩衝機関(buffer agency)としての理事会が今後ますます脚光を浴びることも意味するのであり、この緩衝という言葉こそ、政府と大学がますます対立を深めている「ポスト大衆化」段階のキーワードの一つとして浮上してきたのである。高等教育に関する論文で90年代に盛んに登場するのはまさに「緩衝」という言葉なのである。

(4) 緩衝機関としての理事会

考えてみると理事会は奇妙な存在である。理事会はそこで大学についての意思決定がなされるという点においては確かに大学の一部であるといえるが、理事は学外者であり、学外者が意思決定をしているという点に注目すれば大学の外にある機関であると言える(de Rudder, 1992, pp.51)。特に複数の大学を管理している理事会や州全体の大学を管理しているそれを大学の一部であると呼べるのかという問題がある。（またこのような機関を日本語で「理事会」と呼べるのかという問題もある。あるいは「委員会」と訳した方が適切であるかもしれない。ここで「理事会」とは「理事会相当機関」を指している。）そして、この曖昧さにこそ緩衝(buffer)という役割を担う理事会の姿がみえてくるのである(de Rudder, 1992 :Wasser, 1992)。

程度の差はあれ、世界中の大学は大学自治(autonomy)を基本として成り立っていることは言うまでもない。しかも、アメリカの州立大学は州立といえども法人組織であり、そのことによってかなりの自治を与えられている。一方、州の税金を使っていることを根拠として州政府側にも大学にアカウンタビリティ(accountability)を求めることは至極当然のことである。こうして、大学にアカウンタビリティを求める政府側と大学の自治を盾に対抗しようとする大学側には常に緊張関係があると言え、この緊張関係を和らげるために重要な役割を果たしているのが緩衝機関 (buffer agency) としての理事会なのである。つまり、

あらゆる面において州政府の力が強いアメリカにおいて、理事会は大学側の立場から州政府の政治的圧力を和らげる役割を果たし、一方州政府の側から、州の利益に対するアカウンタビリティを要求するという「複雑」な役割もになっていると言える。

結局理事会を統合させるが分散させるかという問題はどちらにするのが正解というものではない。各州の現状にあわせて選択していくべきものである。近年多くの州で理事会の管理方式を変えてきていることは、理事会の統合が一段落した90年代の「ポスト大衆化」段階に、州政府・大学が実状に適したよりよい方法を模索しているからであろう。

(5)理事会の改革

そして、緩衝機関として注目されてきている理事会も改革の対象として浮上してきていることは言うまでもない(Novak, 1996, pp.42-47)。それは、理事会の内部評価と外部評価を導入しようとする意見が声高に叫ばれてきていることからわかる。理事会が学外者によって構成され、学外者が高等教育を統制していること(lay control)はアメリカ的な特徴と言える(de Rudder, 1992, pp. 51)と述べた。だがこのため、いきおい社会の要求が強くなるという問題も抱えており、現実問題として、ワッサーも現実の理事会を例にして述べているとおり(Wasser, 1992, pp.46)、理事の多くは州知事等に指名されているので、特に州知事や市長の意向に左右されやすくなることがある。そして数の少ない大学人側は大勢の影響に左右されてしまうことになる。理事に選ばれることは少なからぬ影響力を行使できることになるので、社会的な利益集団(労働者、少数民族、女性、議員)の政治的な論争の場にもなりやすい。

またエディも指摘するとおり(Eddy, 1992, pp.41)、高等教育における主たる問題の一つは理事会における理事長(chancellor)と学長(president)との対立が深まっていることである。これは見方を変えれば、州政府側と大学側との対立ともとれ、理事会権限の集中化は、両者の対立を一層厳しいものになっているようである。

理事をどのように選ぶかは大学の将来にとってたいへん重要な問題であるが、これまであまり注意の払われてこなかった。理事会のメンバーの選出手続きを改革し、公正さを保つことは焦眉の課題であり、今まさに問われているのは理事会としての適切な意思決定ができていくかどうかという問題である。

4. おわりに

以上本論で大学と社会(政府)の接点に位置し、かつ最高権限を有する理事会の動向についてみてきた。州立大学の場合、元々各大学にあった理事会は、州レベルの理事会に統合されていき、各大学に理事会が残っている場合でも、州レベルで調整を行う理事会が重要な役割を果たしていることが明らかになった。全体として州政府と理事会の距離が近くなっていることは指摘できそうである。

ただし、権限の集中化や分散化は、あくまで最高意志決定機関としての理事会（及び相当機関）に関してのそれであって、大学内部の管理運営が集中化しているのか分権化しているのかを述べたものではないことは注意する必要がある。各大学レベルの理事会に決定権が「下降」したとしても、その理事会が大学内部のあらゆる事項について決定しているとしたら、普段、教育・研究に携わっている大学教員からみた場合、それは「権限が集中している」ことになる。さらに、ノバックも指摘するとおり、理事会権限が集中しても各大学の意思決定が守られているケース（ペンシルバニア州高等教育システム）や逆にイリノイ州のように分権化しても実質的に調整理事会が権限を持っている場合もあり、状況はまさに多様であって、個々の大学のケースを丹念に調べてみなければ、このような問題は明らかになってこないだろう。

90年代に入って行われたカーネギー大学教授職国際調査結果を再分析した江原によると（江原、1995、p22）、アメリカの大学は日本の国立大学に比べ、全般的に権限が集中していることを指摘し、特に州立大学の教員も私立大学のそれも予算の決定に関しては非常に中央集権化していると考えていることを指摘している。この時、重要な役割を果たすのが、法制上理事会に雇われ、理事会から多くの権限を委任された学長である。理事会の決定を具体的な場面で執行していく行政官として、学長は強力な補佐体制及び多数の行政管理の専門家に支えられながらもますます的確に判断しながら、効率的に具体的な日常業務に対処していかなければならない。そこで大切なのは大学自治を支えている教授団の意見をどの程度反映させていけるかであろう。教育行政において民主化と効率化は矛盾しない概念となっている（高木、1994、p3-21）。大学の学長は理事としてではなく、大学教員の代表として、機械的（時間的）な効率だけにとどまらず、教員側の意思を付度してどの程度民主的な効率化を達成できるかが、大学の将来を決めることにもなる。

【参考文献】

江原武一『現代アメリカの大学』玉川大学出版部、1994年。

江原武一「大学の管理運営に関する日米比較 ― 国立大学における管理運営活動を中心に ―」『高等教育機関の組織運営に関する比較研究』平成6年度教育研究学内特別経費研究報告書、平成7年。

高木英明・村田鈴子「アメリカの大学管理機関の権限と運営上の役割」『国立教育研究所紀要 第83集 大学の管理運営に関する比較研究 高等教育総合研究・比較研究部門 第1次報告』国立教育研究所、昭和48年。

高木英明編『地方教育行政の民主性・効率性に関する総合的研究』多賀出版、1994年。

徳永保『アメリカの大学の管理運営』平成4年。

本多卓也「カリフォルニア大学バークレー校の事例」『高等教育研究紀要』第14号、1994

年。

- Arimoto, A. "Cross-National Study on Academic Organizational Reform in Post-Massification Stage" *Research in Higher Education- Daigaku Ronshu* No.25, 1996.
- de Rudder H. "Buffer Institutions in Public Higher Education in the Context of Institutional Autonomy and Governmental Control : A Comparative View of the United States and Germany" *Higher Education Policy* Vol.5, No.3, 1992.
- Eddy, E.D. "American Public Higher Education : Changing Patterns in Governance" *Higher Education Policy* Vol.5, No.3, 1992
- Knowles, A.S. "GOVERNANCE AND ADMINISTRATION" *The international encyclopedia of Higher Education*, 1977.
- MacTaggart, T.J. "Restructuring and the Failure of Reform" MacTaggart ed. *Restructuring Higher Education : What Works and What Doesn't in Reorganizing Governing Systems*, Jossey-Bass Publishers, 1996.
- Novak, R.J. "Method, Objective, and Consequences of Restructuring" MacTaggart ed. *Restructuring Higher Education : What Works and What Doesn't in Reorganizing Governing Systems*, Jossey-Bass Publishers, 1996.
- Schmidtlein, F.A. and Berdahl, R.O. "The State/Higher Education Interface in the United States" *Higher Education Policy* Vol.5, No.3, 1992.
- Wasser, H. "Boards of Trustees As Buffers : The Case History of the City University of New York" *Higher Education Policy* Vol.5, No.3, 1992.

第2章 イギリスの高等教育財政制度改革 — イングランド高等教育財政審議会(HEFCE)の組織と活動 —

安原義仁

はじめに

イギリスの大学・高等教育が今、地殻変動的な構造変革を経験しつつあることはよく知られている。大衆化が急速に進行するとともに制度構造も大きく変化し、大学・高等教育のあらゆる局面で「改革」が押し進められている。そうしたさまざまな改革の動きのなかでそれらの底流に存在し、このたびの改革の基本的問題となっているものといえば、やはり大学と国家との関係であり、とりわけ財政（国庫補助金）をめぐる問題であろう。

大学と国家との間の「緩衝装置」として機能し、国庫補助金の配分にあたるとともに大学発展計画の立案に大きく関与してきた大学補助金委員会(University Grants Committee, UGC)は、まず大学財政審議会(University Funding Council, UFC)とポリテクニク・カレッジ財政審議会(Polytecnic and College Funding Council, PCFC)に改組・解体され、次いで両者の統合によって高等教育財政審議会(Higher Education Funding Councils, HEFC)が設置されるに至った。その間の経緯はどのようなものであったのか、それぞれの委員会・審議会の性格・活動内容はどうか等々は、現代イギリス高等教育制度およびその改革の動きを理解するうえで不可欠の課題であろう¹⁾。

本稿はそのための予備作業の一環としてまず、3つある審議会のうちのイングランド高等教育財政審議会(Higher Education Funding Council for England, HEFCE)を取り上げ、高等教育財政審議会とはどのような組織であり、いかなる活動をしているのかについて、主として HEFCE の年次報告書²⁾に依拠しながら、その概要を紹介するものである。

1. 高等教育財政審議会の性格と組織

(1) イングランド高等教育財政審議会の設置

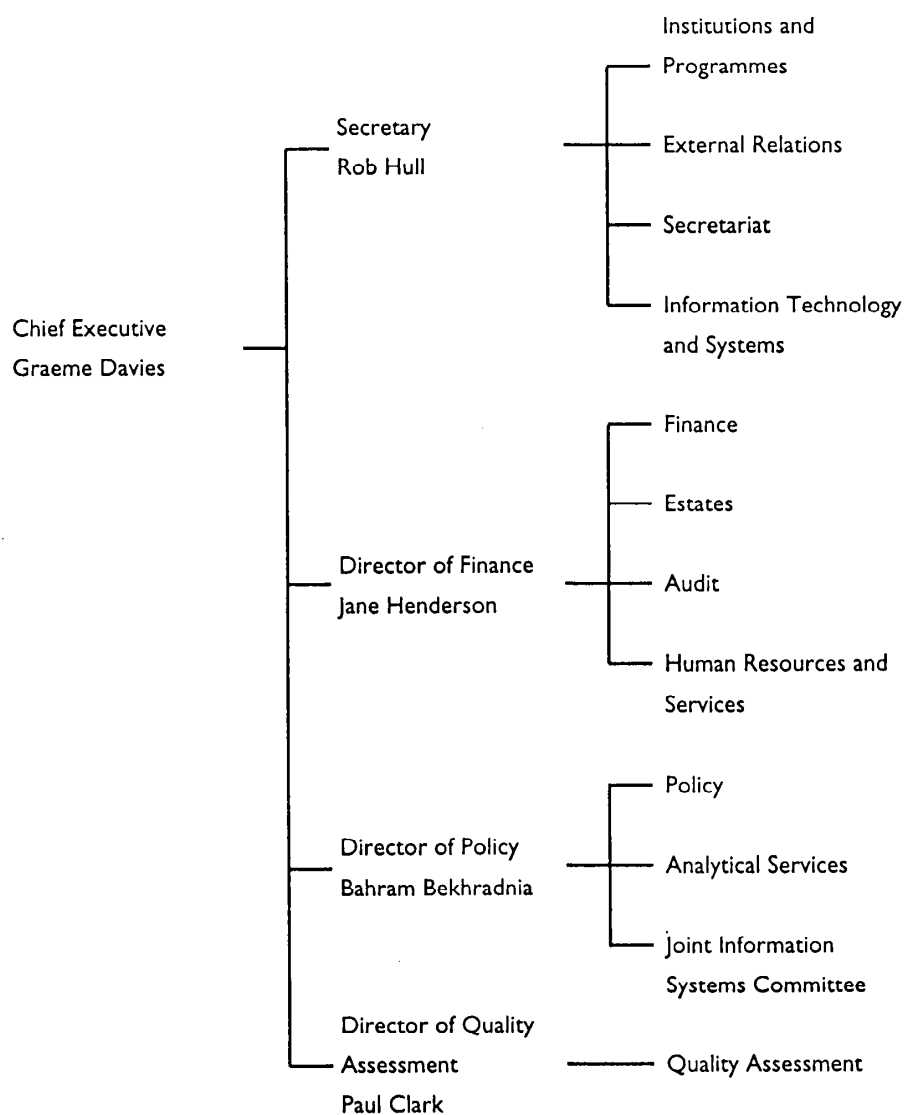
HEFCE は1992年継続・高等教育法(Further and Higher Education Act 1992)により1992年5月6日に設置された。政府の定める高等教育政策・財政政策の枠内で機能する non-departmental public body である。そして、大学財政審議会ならびにポリテクニク・カレッジ財政審議会の後を引き継いで 1993年4月1日より、イングランドの高等教育財政を所管している。その主たる機能は、高等教育機関の財政需要について教育・雇用大臣(Secretary of State for Education and Employment)に助言し、各機関に教育、研究その他の活動のための資金（国庫補助金）を配分することである。

HEFCE の活動に対しては、さまざまなかたちでアカウントビリティが求められるよう

になっている。まず、教育・雇用省(Department for Education and Employment,DFEE)との公的な関係は Financial Memorandum ならびに Management Statement において規定されており、教育・雇用大臣は HEFCE の活動について議会に報告する責任を負っている。議会はまた、National Audit Office の長としての Comptroller and Auditor General を通じて、HEFCE を監督・検査する権限も有している。Comptroller and Auditor General は HEFCE の会計簿(accounts)を検査し、その財源の使い方の経済性、効率、効果を吟味する責任を負っているのである。

HEFCE の Chief Executive は、教育・雇用大臣により HEFCE に対して配分される資金についてその責任を負う Accounting Officer であり、立場上、時に下院 Public Accounts Committee に出頭するよう求められることがある。

表1 The Structure of the HEFCE



(2)組織・機構

法人団体(corporate body)としての HEFCE の管理・運営は Chaiman ならびに Chief Exective を含む委員全員の共同責任であり、HEFCE はその活動方針を定めるとともに、それらが 1992年継続・高等教育法の規定および教育・雇用大臣の指針や通達に適合しているかどうかについての確認も行う。

このように、HEFCE の活動ならびにその管理・運営については細かくチェック機構が設けられており、強くアカウンタビリティが求められているが、大学・高等教育機関への国庫補助金の配分に際してその効率的、効果的、適合的使用を要求する立場にある機関としては、「隗より始めよ」ということなのであろう。

ブリストルの西イングランド大学のキャンパスの一面に本拠を置く HEFCE には、約 180 人のスタッフが勤務している。その組織・機構は 表 1 に示したとおり、Chief Executive のもとに 事務局(Secretary)、財政、政策、質の評価(Quality of Assessment)の 4 つの部門が置かれ、さらにその下にさまざまな課が設けられている。

2. 高等教育財政審議会の使命・目的とイングランド高等教育の概要

(1)使命・目的

HEFCE の使命は「国家の必要を顧慮しつつ、財政的に健全な範囲内で、質が高く費用効率のよい教育・研究活動を促進する」ことである。この使命を達成するため、HEFCE は以下のような活動をおこなうこととされている。

- (1) 個々の大学・高等教育機関に対し、教育・研究活動の質を評価し高めるいっぽう、学生からの需要に効率的に応えるよう奨励する。
- (2) 高等教育へのアクセスとその機会を拡大して、高等教育における多様性を奨励する。
- (3) 個々の大学・高等教育機関の自治を十分に認識しつつ、それらとの積極的な協同(partnership)を発展させる。
- (4) 個々の大学・高等教育機関がそれぞれの強みを確立し、その地方的(local)、地域的(regional)、国家的、国際的役割を拡大するよう奨励する。
- (5) 個々の大学・高等教育機関が、その運営能力の強化ならびによく検討された戦略計画の立案を通じて、上記の目的を支援し、その基金ならびに施設設備が効果的かつ効率的に使用されているか、経費に見合った価値が得られているかについて確認するよう奨励する。

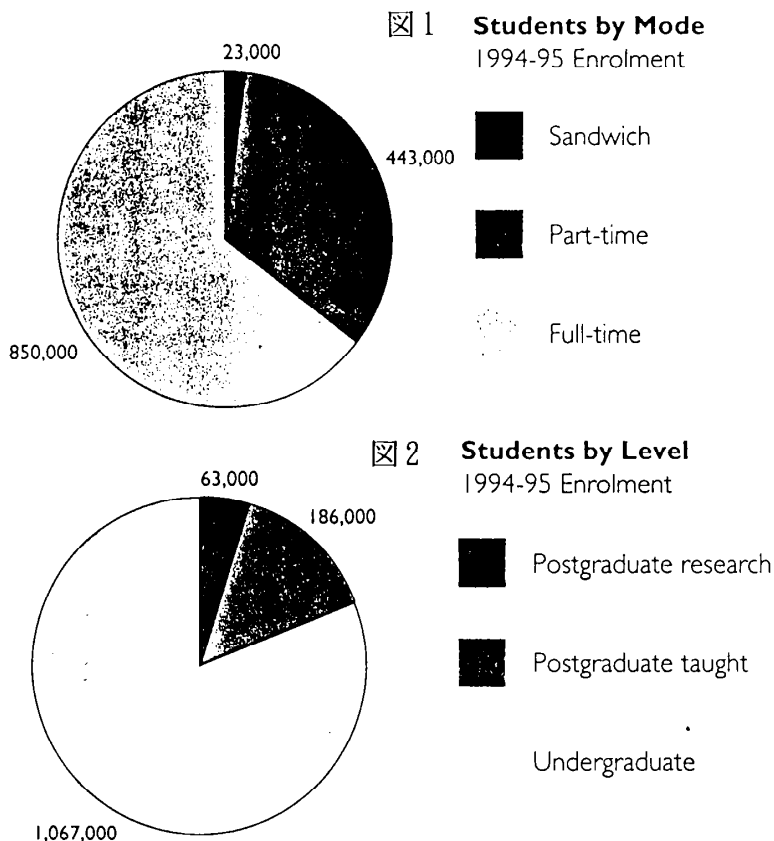
(2)イングランド高等教育の概要

では、HEFCE はこのような活動をどのように具体的に展開しているのだろうか。次に

この点についてみてゆくことにしたいが、その前に HEFCE が管轄するイングランドの高等教育についてざっと概観しておこう。

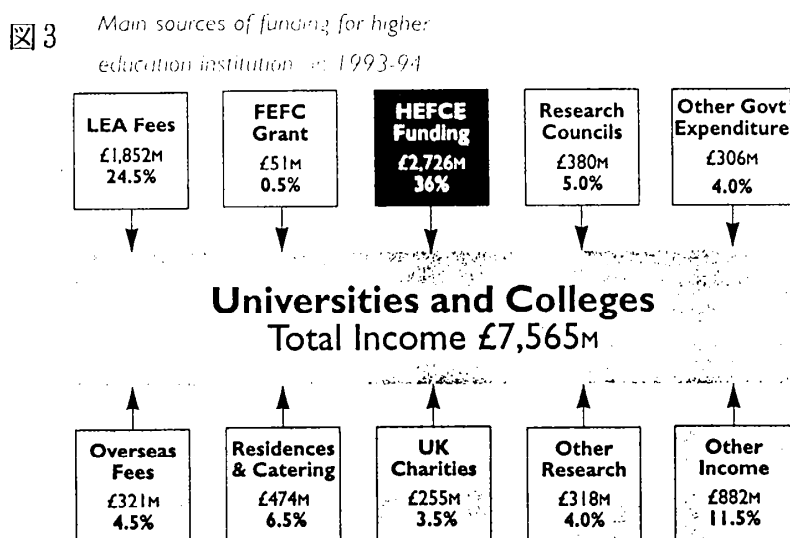
HEFCE が国庫補助金の配分対象として責任を負うのは計147の大学・高等教育機関と、部分的に高等教育レベルのコースを提供している計74の継続教育カレッジ(further education colleges)である。147の大学・高等教育機関の内訳は大学(universities)が72、ロンドン大学を構成する個々のカレッジ・スクールが27、高等教育カレッジ(colleges of higher education)が48となっている。

これらの大学・高等教育機関に学ぶ学生数は約130万人。その内訳を就学形態でみると、約三分の二がフルタイムおよびサンドイッチ・コースの学生で約三分の一がパートタイム学生となっている(図1)。注目すべき傾向としては、最近入学した学生のうちの半数以上は21歳以上のいわゆる成人学生であり、また1990年以降、パートタイム学生が20パーセントを超える増加率を示している、という点が挙げられる。履修コースのレベルについてみると、約80パーセントが学部レベルで、約20パーセントが大学院レベルとなっている(図2)。最近の傾向では大学院レベルの学生の増加率が高く(1993年度から1994年度の間10パーセント増)、今や学生数全体の19パーセントを占めている。男女比は約半々(女子学生49パーセント)で、女子学生の比率が増加傾向にある(1990年度以降7パーセント増)。留学生(EC 諸国以外の国出身者)は約76,000人(学生数全体の6パーセント)で、1993年度から1994年度の間増加率は12パーセントであった。



いっぽうスタッフについてみると、1994年度の場合、教師 (academic and academic-related staff) が計 81,000人で、その他のスタッフが 83,000人の計164,000人という状況であった。

イングランドの大学・高等教育機関は種々の公私の財源から資金を得ているが、図3からも明らかなように、全体として HEFCE からの国庫補助金はそうした財源のなかで、かつてとは比較にならない程減少しているとはいえ、なお最大の比率 (36パーセント) を占めている。



3. 高等教育財政審議会の活動

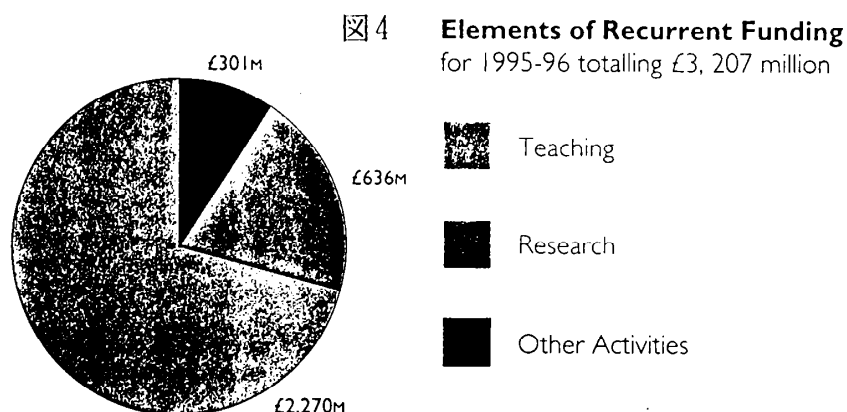
(1) 経常経費の配分

高等教育財政審議会はさまざまな活動を行っているが、その主要なものは個々の大学・高等教育機関に対する教育・研究活動資金 (経常費) の配分である。1995年度 (academic year で、1995年8月1日から1996年7月31日まで) の場合、HEFCE が大学・高等教育機関に配分する国庫補助金の額は総計で£ 3,207 millionであった (1995年3月に HEFCE が公表)。HEFCE はこれを各大学・高等教育機関に配分するのである。それぞれの配分額は、1994年11月の Budget Statement の時期に教育・雇用大臣が公表する今後3年間 (financial year) の財政支出計画に基づき、1994年12月から1995年2月までの期間に HEFCE によって決定された。

個々の機関への国庫補助金の大半は、大学・高等教育機関側代表との協議を経て決定される一定の方式にしたがって配分されるが (formula funding)、その際、配分の基本方針と方式について公開の原則で臨むというのが HEFCE のポリシーとされている。HEFCE は

*A Guide to Funding Higher Education in England: How the HEFCE Allocates its Funds*³⁾を出版・公表し、配分方法についての詳しい情報を提供するのである。

資金は UGC の場合と同様、一括補助金のかたちで配分される。各機関が内部でこれをどのように配分し支出するかは、資金の目的に適合する範囲内において、それぞれの自由裁量に任せられている。資金の用途としては教育、研究、その他の活動と3領域あるわけだが、£ 3,207million の内訳は教育£ 2,270million、研究£ 636million、その他£ 301million というものであった(図4)。



(2) 教育に関する質の評価

教育に関する質の評価も HEFCE の重要な活動である。HEFCE は、所管する大学・高等教育機関において提供される教育の質を評価する義務を負っており、教育の質評価委員会 (Quality Assessment Committee, QAC) の助言を受けて、教育の質評価部門 (Quality Assessment Division, QAD) が評価の実施にあたることとされている。

評価の目的は、教育の質を一定の水準以上に保つことだが、評価の結果、水準以下と判定された場合には HEFCE からの資金は配分されないというように、評価と財政は直接リンクされている。これはイギリスの大学評価の大きな特徴であろう⁴⁾。すなわち、ある大学・高等教育機関のある学科について評価が実施され、その結果、教育水準が十分満足するものではない(unsatisfactory)と判定された場合には、事態改善のため12ヶ月間の猶予期間が与えられるが、その後も状況が変わらなければ、その学科に対する HEFCE からの資金は配分されないことになる、というわけである。

個々の大学・高等教育機関における教育の質を向上させるための方策として HEFCE は、各機関による自己評価の実施を奨励したり、個々の学科についての実地査察に基づく評価結果報告書の刊行などを行っている。とりわけ評価結果報告書は、あちこちにおける良き慣行例や具体的な改善策なども盛り込んだもので、各機関に対し有益な情報を提供するも

のとなっている。

HEFCEによる査察評価(assessment visits)は1993年からいくつかの学科ごとに順次始まった。以来、1995年夏までに社会人類学、応用社会福祉、建築学、経営学(business and management)、化学、コンピューター科学、英語学、環境科学、地理学、地質学、歴史学、法学、機械工学、音楽、社会政策の計15の学科について評価が実施された。これら15学科において実施された査察評価は全体で976件(うち実地訪問は554件)に及んだ。そのためにリクルートされ一定の訓練を受けて評価の実施にあたった各学科の専門査定委員(subject specialist assessors)は総勢で950人。その85パーセントは連合王国の高等教育機関で研究・教育活動に従事する大学人(academics)で、残る15パーセントは産業界、商業界、専門職、継続教育カレッジの人々であった。査察評価を受けた学科のなかでこれまでに不合格(unsatisfactory)と判定されたのは11学科。このうち5学科は再評価を受けて合格とされた。すなわち、6学科がHEFCEからの資金配分停止措置を受けたことになる。実質上、学科の廃止・閉鎖といえよう。

大学を評価することは容易なことではない。とりわけ教育の質の評価は難しい。どこをどのように評価するのか、教育評価に際しては公正かつ客観的な評価の方法が大きな課題とされる。この問題に関する取り組みもHEFCEの重要な活動である。HEFCEはより良い方法を模索して、1995年4月から実施する査察評価では新たな方法を導入した。従来と異なる点は次の二つである。一つは評価対象の学科すべてについて実地訪問査察を実施すること(上述の15の学科の場合には実地訪問を受けたのは全体の60パーセントのみであった)。そしてもう一つは、評価の観点として①カリキュラムのデザイン、内容、組織、②教授、学習、評価、③学生の進歩と達成度、④学生に対する支援とガイダンス、⑤学習の資源、⑥質の保証と強化、の6つの側面を特定した。これら各側面について4段階評価が為され、それらをふまえて総合的な評価が為されるのである。

このような新たな点は導入されたが、しかし、HEFCEによる教育評価方法は、基本的には従来どおり、以下のような原則に基づいて行われている。すなわち①各大学・高等教育機関の目的・目標(aims and objectives)に即した評価、②学生の学習経験と達成度についての評価、③同僚による相互評価(assessment by peer review)、④各機関による内部自己評価と外部からの査察評価との組み合わせによる評価、の4点である。

新方式による評価は1995年4月から1996年9月までの期間に実施される評価について適用されることになっており、社会学、イベリア言語・イベリア学(Iberian languages and studies)、化学工学、ドイツ語・ドイツ学、言語学、フランス語・フランス学、ロシア語・ロシア学、東欧語・東欧学の8学科がその対象とされている。

(3) 高度な研究の推進と研究費の重点傾斜配分

先にも述べた、HEFCEが配分する国庫補助金(経常費)の総額£ 3,207millionのうちの

£ 636 million は、研究活動のなかでもとくに基礎研究 (basic research) と研究者の養成・訓練のためのものである。研究には基礎研究、戦略的研究(strategic research)、応用研究(applied research) とあるが、HEFCE が助成の対象とするのは後者二つの研究の基礎となる基礎研究である。また、イギリスの研究活動に対する助成はいわゆる「二重支援システム」(dual support system) と呼ばれ、常勤のアカデミック・スタッフの俸給や施設設備などは HEFCE が助成し、直接研究に要する経費は研究審議会(Research Councils, RC)を通じて配分するというかたちで行われている。わが国における校費と科研費の関係とみてよかろう。HEFCE が関わるのは、基礎研究のための恒常的な経費なのである(戦略的研究や応用研究に対しては RCs や産業・商業界、各種財団などから資金が提供されている)。

しかし、基礎研究のための恒常的な資金だからといって各大学・高等教育機関に一律平等に配分されるわけではない。HEFCE はその研究のための資金の大半を、研究評価(研究の質と量の実績)に基づいて重点傾斜配分方式で配分する。したがって、それぞれの機関の使命・目的とも関わるが、多額の研究資金を配分されるところもあれば、ほとんど配分されないところもある。実際、HEFCE が所管する計147の大学・高等教育機関のうち、研究資金0というところは1995年度の場合、19を数えた。

HEFCE が 1995年度に配分した研究資金の総額£ 636million の内訳は、質関連研究費(Quality-related Research funding, QR)が£ 600 million (全体の94パーセントを占める)、開発研究費(Development Research funding, DevR) £ 16 million、総合・協同研究費(Generic Research funding, GR)£ 20 million というものであった。QR の場合、その配分は研究評価の単位(units of assessment)でもある72の学問領域(subject area)ごとに行われている。

HEFCE による大学・高等教育機関の研究評価(Research Assessment Exercise)も、教育評価の場合と同様、研究者仲間相互による同僚評価(peer review)によるもので、3ないし4年ごとに実施される。1992年と1996年がこれまでの実施年であった。研究評価においては基礎研究、戦略的研究、応用研究の間での区別はなく、すべて均等に評価の対象とされる。評価方法は UGC による研究評価が始められて以来、より良いものを目指しての試行錯誤の繰り返しだが、今では研究評価の目的は生産性ではなく、あくまで研究の質を評価するところにあるとされている。したがって、各機関の教授スタッフによる研究成果・出版物の数についての情報はもはや求められない。それぞれの大学・高等教育機関は各スタッフごとに、過去4年間(人文学(arts and humanities)関係の学科の場合には6年間)に公表された4点の出版物ないしその他のかたちの成果をリストアップして HEFCE に提出する。これが評価の対象とされるのである。個々の大学・高等教育機関はまた、HEFCE からの研究資金を学内でどのように配分したかについて、毎年 HEFCE に報告するよう義務づけられている。

(4) 効率的運営とアカウントビリティ

管轄下の大学・高等教育機関が配分された資金を適合的に使用し、会計簿を整えて健全な財政運営をおこなっているかどうかを確認するのも HEFCE の重要な活動である。その一環として、HEFCE は会計検査事業(Audit Service)を実施しており、1994 年度の場合、40 を超す機関に出向いて会計検査にあたっている。大学・高等教育機関のなかには問題となるような財政運営をしているケースもあり、そのような場合には HEFCE は改善勧告を出すことになる。たとえばハダースフィールド大学では厳しい財政事情にもかかわらず、学長(Vice-Chancellor)のための退職手当(severance package)を計上していたが、HEFCE はこれを除去するよう勧告した。そしてこれを契機に、管轄下すべての機関に対し、1994 年度以降、高額の俸給を得ているスタッフについてその俸給額ならびに退職手当の実態を明らかにするよう求めている。

HEFCE は財政危機に陥ったりその危険性のある大学・高等教育機関についてモニター調査の実施にもあたる。1994 年度当初の時点で、きわめて深刻な財政危機に直面していた大学・高等教育機関は 6 存在したが、HEFCE によるモニター調査を受けて改善に努めた結果、2 つの機関は年度末には危機的状況から脱出したという。HEFCE はまた、大学・高等教育機関をいかに効率的・効果的に運営するかについてのガイドラインの発行や、良き慣行例の紹介なども行っている。

(5) その他の活動

HEFCE はその他、資本経費(capital funding)の配分による施設設備などインフラストラクチャーの整備・充実、情報システムならびに図書館の整備・発展等々、研究・教育に関わるさまざまな活動を展開している。

おわりに

以上、本稿ではイングランド高等教育財政審議会(HEFCE)を取り上げ、その性格・組織と主要な活動について概要を紹介した。費用効率の良い方法で、かつ研究・教育の質・水準を高く維持しつつ、急速に高等教育の大衆化をはかろうというのがイギリス高等教育の基本的な方向である。この難しい課題に取り組むなかで、高等教育財政審議会が果たす役割は大きい。「援助すれども統制せず」(support but no control)を標榜し「国家と大学との緩衝装置」とされた、かつての大学補助金委員会(UGC)とは異なって、HEFCE は「効率」や「アカウントビリティ」を活動の基本方針としている。その立脚点・立場も大きく国家・政府側に傾斜している。イギリスの大学・高等教育の将来は、HEFCE その他を含む高等教育財政審議会が今後どのような活動を展開するかにかかっている、とって過言ではない。その行方が注目されるのである。

【注】

- (1) この間の経緯についてはさしあたり拙稿「イギリスの大学・高等教育改革 — ロビンズ改革から1992年高等教育・継続教育法へ —」『IDE 現代の高等教育』No. 385, 民主教育協会、1997年3月号、pp. 28-33頁、同「イギリス高等教育のマス化と二元制度の解体」『IDE 現代の高等教育』No. 345、1993年5月号、pp. 74-80頁、森 晃憲「高等教育制度の一元化」にみるイギリスの高等教育政策」『IDE 現代の高等教育』No. 346、1993年6月号、pp. 72-8頁を参照のこと。
- (2) *Promoting Excellence, Annual Report 1994-95*, HEFCE, September 1995.
- (3) 最新版は 1996-97年度版で、1996年4月に刊行されている。
- (4) イギリスの大学評価については馬場将光「イギリスの大学評価と財政制度」『教育制度学研究』（日本教育制度学会紀要）第2号、紫峰図書、1995年、pp. 195-209 および村田直樹「英国における大学評価」『IDE 現代の高等教育』No. 385、1997年3月号、pp. 34-45頁を参照のこと。

第3章 ドイツの大学における組織改革と財政自治

金子 勉

1. はじめに

本報告では、ドイツにおける大学組織改革の最近の動向について紹介したい。特に、2つの改革、つまり70年代から80年代にかけて行われた管理運営組織に関わる改革と、90年代にはじまった会計制度改革とかかわる大学組織上の問題を扱う。もっとも、後者を90年代の改革とするのは早計であろう。会計制度の改革は現在進行している途中であるうえに、州ごとに事情が異なっているから、暫定的な完結をみるとしても、それは21世紀のことになると思われる。しかし、90年代か21世紀かという年代の区分の何れが適切かという問題は措くとして、今時の改革を大学紛争前後にはじまった管理運営組織の改革とは区別しておいた方がよいことは間違いないであろう。

改革の手續に着目して、2つの改革の特徴を挙げるならば、70年代の改革が立法化を推進力とする改革であったのに対して、90年代の改革は規制緩和にとまなう改革といえる。また、70年代以来、連邦が立法を通して州の高等教育政策に関与していたが、90年代になってからは連邦のイニシアチブが比較的弱まった状態で改革が進められているといえてよい。もちろん、連邦が大綱的立法権を失ったのではなく、むしろ各州の自律的な動きが先行するようになったと見るのが妥当であるし、会計制度が州の事務とされていることがそもそもの原因であろう。

そのような近年の状況をふまえて、ここでは次の手順で論述を展開したい。あらかじめドイツの高等教育機関の種類、法的性格および管理運営組織のあらましを説明したうえで、まず、70年代から80年代にかけて行われた管理運営組織にかかわる改革の内容を解説し、次に90年代に始まった会計制度にかかわる改革の進捗状況を説明する。そして最後に両者を関連させて、大学組織の近い将来を展望したい。

2. 大学の種類と法的地位

(1) 高等教育機関の種類

ありふれた表現であるが、ドイツの高等教育機関（以下の記述では、単に大学という）の主要部分は総合大学(Universität)であり、総合大学やこれに匹敵するステイタスをもつ大学は、おおむね州立大学である。もっとも主要部分という表現には語弊がある。伝統的なタイプの大学の方が適切かもしれない。

現在のドイツの大学は均質的ではなくなっていて、法律上いくつかの種類に分類されている。その詳細な種別は州により若干の異同があるけれども、多くの州において総合大学、

芸術大学および高等専門学校に大別される。

総合大学は学術的大学 (wissenschaftliche Hochschule) と同義で用いられることがある。英語で表記するならば “scientific university” となる。ドクトルの学位や教授資格 (Habilitation) を授与することなど、大学の要件を完備している機関をいう。その概念は狭義の総合大学のほか、工業大学、総合制大学、神学大学、教育大学などを包含する。

一方、高等専門学校 (専門大学と訳されることもある) は技術系の中等教育機関を昇格させたものが多いが、現在では教育の分野が多様化している。高等専門学校はドクトルの学位や教授資格を授与する権限をもたない機関であり、非学術的大学 (nichtwissenschaftliche Hochschule) と考えられている。

特別な位置にあるのは総合制大学と芸術大学である。総合制大学は学術的な課程と、高等専門学校の課程を併設している大学である。また、芸術大学は学術的大学と高等専門学校のいずれにもあてはまらない大学である。

このような分類が存在するのであるが、法律の体系をみると、一般的な高等教育法がある場合、機関の種別毎に法律が定められている場合、個別機関の設置法がある場合などさまざまである。もちろん一般的な高等教育法がある場合であっても、その第1条の定める適用範囲の中に分類があるので、この場合を含めるなら大学の分類は法律上の区分といえる。ただし、多くの法律は、州立大学を直接の対象にしており、州立以外の機関の名称を法律の条文中に見出すことはできない。

州立以外の大学は “nichtstaatliche Hochschule” と呼ばれる。つまり国立ではない大学という意味であって、純粋に私立の大学と、教会によって維持される大学とがある。ドイツの大学の主要部分は、おおむね州立大学であるという場合に、それは総合大学を中心とする伝統的なタイプの大学についていえることである。およその割合を示すならば、総合大学の1割、高等専門学校の4割が州立の機関ではない。一方、教育大学と芸術大学はすべて州立であるが、神学大学はそのほとんどが教会の維持する大学である。

(2) 大学の法的地位

このように例外は少なくないが、ドイツの主要大学は州立の機関であり、財政面において国家財政に依存し、職員の身分は国家公務員として扱われる。しかし、大学の組織を州の機関と見るだけでは、その性格を十分に理解したとはいえない。ここまでドイツの大学が州の機関であることを強調してきたが、ドイツの大学の法的性格を論ずるとき、このことのみを前提とすることはできない。その理由は、大学の法的地位が単に州の機関であるだけでなく、公法上の団体の性格を併せもつことにある。公法上の団体とは社団のようなもので、成員資格をもつメンバーで構成される。例えば、地方公共団体がこの範疇に含まれる。公法上の団体は法人格をもつと考えられているから、州の機関であることと公法上の団体であることは論理的には両立しない。しかし、大学は両方の性格を併せもつとみな

され、大学の二重の性格とよばれている。大学の二重の性格は、連邦や各州の法律に明文化されている。連邦法の条文を例示するならば、「大学は、公法上の団体であり、同時に国の機関である。大学は、法律の範囲内で自治行政の権利を有する」となっている（高等教育大綱法第58条）。総合大学であれ高等専門学校であれ、機関の種類に関わらず、二重の性格をもつのである。

もちろん、大学が自治行政権を有する公法上の団体であるとはいえ、財務と人事の領域では、この性格は限定的になる。大学と州との間に事務の分担がある。つまり、アカデミックな内容をもつ自治事務 (Selbstverwaltungsangelegenheiten) と財務や人事を含む国の事務 (staatliche Angelegenheiten) に加えて、両者の中間的な性格をもつ事務に区分されている。かつて自治事務は公法上の団体たる大学の自治組織によって処理され、国の事務は州の機関として国家行政組織によって行われた。現在では大学が州の委任を受けて国の事務を処理することになるので、特に委任事務 (Auftragsangelegenheiten) などとよばれることがある。公法上の団体たる大学の自治行政の行為に対して、州は合法性を点検するにすぎないが、国の事務にかんしてはさらに合目的性におよぶ監督に大学が服することになる。つまり国の事務に関する部分において、大学はなお州の機関としての性格をもつといえる（高等教育大綱法第59条）。

このような意味で、“Dualismus” は、現在でも管理運営組織を記述する上で不可欠の概念となっている。

3. 組織の改革

(1) 大学の二重の性格

このような二元的な組織は法的には70年代まで残存したが、その形態は多様であった。ふつう4つに類型化される。つまり、学長と並んで独任制つまり単独で職務を行う学監 (Kurator) が置かれる場合、合議制の理事会 (Kuratorium) が置かれる場合、運営委員会 (Verwaltungsausschuß) が置かれるもの、自治行政機関でもある学長と評議会が国の事務を併せて処理する形態である。

4つの類型の中で、二元性が最も明確であったのは学監によるものである。学監が置かれた大学では、学長は自治事務のみを管理し、一方、国の事務は大臣の出先機関である学監が行った。学監制は元々プロイセンの大学において広く行われた制度であったが、第二次世界大戦後になると衰退した。

第二の類型である理事会は合議制の機関である。理事会は、もともと国、都市、大学の間の調整機関としてフランクフルト＝アム＝マインとケルンの公立大学に設置された。戦後になるとベルリン自由大学やヘッセン州のギーゼン大学などに理事会が置かれ、これらの州立大学において国の事務を処理した。

第三の類型は運営委員会である。バイエルン州の大学の中には、運営委員会が国の事務

のための機関として設置されるものがあった。運営委員会は2種類に分類される。ミュンヘン大学とヴュルツブルク大学の運営委員会は、評議会と並立する独立した機関であり、エルランゲン大学では評議会に附属するひとつの委員会であった。どちらの運営委員会も、学長のほか比較的長い任期で選出された数名の教授を成員とする合議制機関であったから、運営委員会の構成は評議会のような自治行政機関に類似していた。

第四の類型は、二元的管理の原則からもっとも遠く位置づけることができる組織形態である。つまり、学長と評議会が国の事務を処理し、そのための独特の機関をもたないものである。この形態は南西ドイツシステムといわれ、バーデン＝ヴュルテンベルク州のハイデルベルク大学、フライブルク大学、テュービンゲン大学を典型とする。しかし、これに類似する形態であっても、学長が大臣を代理する機関として国の事務を処理した大学もあり、この場合の学長は評議会に対して責任を負わなかった。

以上のように、自治事務と国の事務というように二元的に捉え、これに組織を対応させるのが、大学の管理運営を理解する上で常套手段となっていた。このような二重の性格は現行法においても部分的に残存している。例えばバイエルン州の高等教育法には「大学は、団体として固有の事務 (eigene Angelegenheiten) を遂行し(団体の事務 (Körperschaftsangelegenheiten)、州の機関として国の事務を遂行する」との規定がある。この法律では国の事務として人事、予算、組織など8項目を列挙するとともに、団体の事務について「他に定めのない限り、大学のすべての事務」と定めている(バイエルン州高等教育法第5条)。

しかし、ドイツの大学の特性であった管理運営の二元性は、現行の法律が一元的管理を原則としているため、多くの場合にはあまり目立たなくなった。1968年の学術審議会の勧告等により、かつての学長と学監の権限を併せもつ新たな統轄機関として総長 (Präsident) を置くことが構想されたのである。

(2) 一元的管理

70年代から80年代にかけての改革で問題となったのは、一元的管理における統轄機関の形態であった。その類型については、高等教育法で定められている。連邦の法律で定められている組織の類型には4種類あり、学長 (Rektor)、学長部 (Rektorat)、総長 (Präsident)、総長部 (Präsidialkollegium) と呼ばれている(高等教育大綱法第62条)。これらの機関は、名称が同じであっても、権限と資格などは厳密には同じでなく、その法的および実態的概念は一義的ではない。ここでは、さしあたり3つの点について、次のように整理することができる。

第一に、学長は、もともと大学に所属する教授が1年の任期でつとめる職であったが、これを学外者から選任され、任期が比較的長期にわたる総長へ移行させることが試みられた。第二に、自治行政の機関として学長が単独で団体としての大学を統轄する独任制の形

態から、補佐的な職を設けるか、または合議制の機関を設けて大学全体を統轄するようになった。第三に、1960年代に各州で高等教育に関する立法がはじまったが、統轄機関の形態について各州・各大学における展開は多様であった。

上記の学術審議会勧告にはじまる立法過程には複雑な要因がかかわっていたが、ともかく1976年に施行された高等教育大綱法の特徴は、大学の統轄機関の形態を、ほぼ改革の議論で用いられた概念としての総長または総長部と定めたところにある。一方、学長および学長部は例外的に認められたにすぎない（高等教育大綱法第62条第5項）。

高等教育大綱法が標準とした独任制の総長および合議制の総長部が置かれる場合の総長に要求される資格の特徴は、当該大学の教授であることが要求されないこと、つまり学外者を総長にすることができることに新しさがあつた。しかし、現実としては学外者が総長になる事例は稀であり、むしろ、その大学の教授の中から総長を選任する、いわゆる教授総長(Professoren-Präsident)が通常であつた。総長には学術、経済、行政または司法における能力が要求される。当初の構想からすれば、学術の分野での経験を充たす者として教授が総長になれることは抜け道ともいえるが、州の高等教育法の中には総長の資格を当該大学の教授に限定するところさえあつた。とりわけバーデン＝ヴュルテンベルク州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ザールラント州の3つの州では、何らかの形で、この職に求められる資格を教授に限っていた¹⁾。

このようなことから1976年の定めはプログラム通りには普及しなかったと評価することができる。むしろ、1985年の高等教育大綱法を改正する過程においては、学長部の形態が支持された。すなわち「高等教育大綱法の効果の調査研究に関する専門家委員会」の報告を受けて、学長および学長部の導入が可能とされたのである²⁾。いうまでもなくこれは教授総長のようなものである。そして、これを受けて1985年にこの法律が改正されると、州の高等教育法により選択肢が部分的に制限されることはあるものの、基本的に学長、学長部、総長、総長部の4種類を、すべて同等の選択肢とすることになった。

実際には、統轄機関の種類は名称が同一であっても、意味するものが異なることがあるから、名称のみからその性格を判断することはできなくなっている。ともかくここで統轄機関にかかわる変化の要点を提示するならば、次のことが言えよう。つまり、この時の改正により定められた4種類の統轄機関は、総長だけでなく学長も専任の職であるところに特徴があり、この点において当初構想された総長および総長部の系譜に属する。しかし、教授が学長または学長部の成員となることを通常の状態と定めている点において、従来の学長および学長部の要素も含んでいるといえる。一方、学長の任期は少なくとも2年以上とされ、総長の任期が4年以上であることを考えれば、新たな学長の任期も長くはないが、それでも高等教育法が整備される以前の学長と比較するならば統轄機関の連続性が重視されている。

以上が70～80年代にかけての統轄機関の形態の変遷である。しかし、ドイツの大学の統

轄機関の性格については、そのほかに、一元的管理との関係も考える必要がある。この原則により、大学は国の事務にかかわるものである場合にも、一元的管理によってその任務を遂行するものとされている（高等教育大綱法第58条）。

この場合に、学長なり総長なりと、事務局長(Kanzler)との関係が問題となる。例えば、総長のもつ管理運営能力の問題がある。すなわち、行政における職業経験は総長としての適性として要求されるいくつかある選択肢のひとつにすぎないから、総長を選任する上で必須の要件ではない。したがって、事務局長をめぐる権限関係は多様であるにしても、大学の事務局長が統轄機関の下で、あるいは合議制統轄機関の構成員として、専門的な管理の知識を如何にして発揮するかが重要な意味をもつことになる。

4. 会計制度の改革

(1) 予算の諸原則と包括予算

このように、学外者による総長制は挫折し、かえって教授が学長または総長となることの重要性が改めて確認された。もっとも、組織的にはそうであっても、大学の予算について見るかぎり、これが国の事務に属することから、大学の裁量の余地は依然として小さい。

大学の裁量の余地が小さいということは、予算に関するいくつかの原則に拘束されるということである。つまり、総計予算主義に基づいて大学の予算は州の予算の一部に含まれて法律の形式で定められる。そして、特定性原理(Spezialitätprinzip)によって項目ごとに使用目的が指定されるとともに、予算単年度主義(Jährlichkeit)が適用される。予算単年度主義は、債務負担授権により緩和される。ただし、債務負担授権は予算に見積もられることが必要であるから、必ずしも柔軟な制度ではない。

しかし、予算原則の例外として、予算単年度主義に対する予算の繰越(Übertragbarkeit)と、特定性原理に対する予算の流用(Deckungsfähigkeit)がある。

予算の繰越とは、通常、財務大臣の同意を得て、余った資金を翌会計年度に持ち越すことである。また予算の流用とは、一定の目的を指定された資金を、定められた条件の下で、別の目的にも使用できることを意味する。しかし、予算の繰越は予算削減の理由となりうるし、また予算の流用は、予算の通覧性(Haushaltsübersicht)を妨げるなど、それぞれ適用に消極的にならざるをえない要素を含んでいる³⁾。

これらの予算原則が大学に適用されるのは州立大学の宿命であるといつてよい。特に、州立大学は州の予算から独立した大学固有の予算をもたない点において、同じく公法上の団体でありながら予算高権を有する地方公共団体と性格を異にする。ただし、特に例外的な性格をもつものとしてベルリン州の大学がある。すでにのべた通り、ベルリン州の大学には、大学と州が協力するための機関として合議制の理事会が設置され、州からの補助金(Zuschuß)を財源として、大学の理事会が予算高権を行使する。このことについてベルリン州の高等教育法では「大学は、その任務を果たすために、ベルリン州の補助金を受け」、

「ベルリン州の予算に見積された補助金に基づき、理事会が大学の予算を定める」と規定する（ベルリン州高等教育法第87条および第88条）。

このようなベルリン型の理事会制の意義について、かつてのベルリン州学術相シュタインは、教授の招聘手続きと比較して、次のように指摘している。やや長いが引用したい。

大学の教員招聘の手続きでは、招聘候補者名簿の作成は、権限を有する大学の機関で行われ、名簿中の氏名と順位は、大学が自己の責任で自律的に確定する。それに対して、この招聘候補者名簿から招聘されるべき者を選出することに責任を負うのは、所轄する大臣のみである。したがって、教授招聘過程の後半の部分は、大学にとってはまったく外部による決定である。……（中略）……また、大学における予算の査定(Haushaltsansätze)は全体にわたり外部による決定の要素が強い。それは、政府および最終的には議会が決定する州の補助金の範囲内でなければならないからである。もっとも補助金が包括的に与えられ、大学が資金の分配に対して細部に至るまで強い影響力をもつならば、自律性は比較的高い。例えばベルリンでは、資金の分配を大学と州からの同数の代表で構成される理事会で行う。この「自律性」は確かに限定的だが、大学の予算が所轄する省において経理される他の多くの州よりもはるかに大きい⁴⁾。

なお、ベルリンにはいくつかの州立大学があるが、ベルリン州高等教育法で定められている理事会制は、元々この州のすべての大学で採用されていたのではない。1990年にベルリン州高等教育法が改正されるまで、自由大学、工業大学、芸術大学の3大学のみにも理事会がおかれ、その他の機関——社会事業・社会教育高等専門学校、工業高等専門学校、経済高等専門学校、行政・司法高等専門学校——は理事会をもたなかった。この改正が行われる以前の法律では、高等専門学校の収入および支出は、ベルリン州の予算に盛り込まれるものとされ、さらに、高等専門学校にベルリン州の予算制度の規則が適用されるものと規定していたから、理事会が置かれる大学と比較して、高等専門学校は団体としての自律性が小さく、他州の大学と同じく州の機関としての性格が強かった（ベルリン州高等教育法第113条）。1990年に行われた法改正の特徴のひとつとして高等専門学校の地位の向上が挙げられるが、その一環として高等専門学校にも理事会がおかれることになったのである。

ところで、現在、ベルリン州以外の大学にも、クラトリウムという同じ名称をもつ機関がおかれることがある。そのような理事会は、地元や経済界との協調を目的とし、大学の管理運営について勧告等を行う参与会的な機関であり、これはベルリン型の理事会とは性格を異にする。

しかし、ふつうの州立大学で、予算上の自由を拡大しようとする考え方として包括予算(Globalhaushalt)がある。包括予算を上述のベルリン型の理事会制と比較するならば、理事会制では国の事務を行うために特別の機関を設けて独自の予算を編制するのに対して、包括予算制度では理事会のような特別の機関を置くことなく、大学の自治行政機関に委ね

るところに特徴がある。包括予算が採用されると州が予算の総額を決定し、大学がこれを分配することになり、自治行政の領域が拡大することになる。しかし、その反面、高等教育の実態を考慮することなく、財政状況を理由に大学の予算が削減されるのではないかと問題点が指摘される。また、大学内部で包括予算の分配に関わる事務を処理する評議会や学部会議などの自治行政機関に、過大な負担を要求することになるのではないかともいわれる⁹⁾。しかし、このような課題が指摘される包括予算ではあるが、近年になっ普及しつつある。

(2) ノルトライン＝ヴェストファーレン州における財政自治

ただし、包括予算という合い言葉ではじまった90年代の財政改革は、実施される段階で財政自治と言い換えられるようになった。ここでは、この財政改革の先行事例となったノルトライン＝ヴェストファーレン州の場合について紹介する。このモデル実験は「大学と財政自治(Hochschule und Finanzautonomie)」と呼ばれている。ノルトライン＝ヴェストファーレン州においてどのような理由から包括予算という呼び方を財政自治に改めたのかは定かでないが、ヘッセン州においても包括予算を財政自治と言い換えており、こちらのほうはその理由が分かっている。それによると、定員という考え方を存続することにより、予算に一定の枠組みを残すところが財政自治の特徴である。つまり財政自治は包括予算の柔軟性を抑制していることになる。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、まず1990年にノルトライン＝ヴェストファーレン州の学術研究大臣アンケ・ブルンがモデル実験を予告した。そして1992年にボッフム大学とヴッパータール大学で実験が開始された。ボッフム大学の創設は1969年で、ヴッパータール大学は1972年であるから、どちらも比較的新しい大学である。そして2年後の1994年にドルトムント高等専門学校とニーダーライン高等専門学校に実験を拡大し、さらに1995年にデュッセルドルフにあるロベルト＝シューマン音楽大学が加わり、同時にすべての総合大学が財政自治を獲得した。計画によれば1996年にその他の芸術大学に拡大し、ノルトライン＝ヴェストファーレン州のすべての州立大学が財政自治を獲得することになる。

当初、この財政自治の内容には3つの柱があった。それは「収入を大学に残す」、「流用することができる」、「人件費を柔軟に使うことができる」ということである。

第1の柱である「収入を大学に残す」とは、聴講料金や利用料金などが州の予算に収納されないことを意味する。したがって、大学は収入をあげようと努力することにより、支出を増大させることが可能になる。

第2の柱である「流用」とは、人件費、物件費および投資費を相互に流用することができることを意味する。そして、予算制度上は、ある領域でしかるべき節約をした場合に、別の領域で当初の請求額を超えて支出することを授権するものと解される。これにより大

学は予算を効果的かつ能率的に投入することができる。

第3の柱である「人件費予算の柔軟性」とは、財政自治の枠組みの中で、大学が追加的なポストを設けることができることを意味する。これは予算定員を約5%超過することができるというものである。もちろん、物件費および投資費において節約された場合に限り、定員を超過することができるのであり、また、議会の予算制定権を保障するために、定員は5年後に再び元の状態に戻すことができるものとなっている。逆に定員が利用され尽くされない場合には、節約した人件費を大学が使用することができる。

学術研究省によると、ポッフム大学とヴッパータール大学における試行の初期における評価は、直面している問題に迅速かつ効果的に対応できるとして肯定的であった。もっとも、ヴッパータール大学の学長ヘードルは、次の会計年度へ繰越することができないことが、最大の欠陥であるとして、大学の予算の1%を限度とする繰越を提案している。一方、ポッフム大学の事務局長ヴィーベルは、人件費予算の柔軟性を活用することが困難であると指摘している⁶⁾。

このようにモデル実験は課題を抱えていたのであるが、1996年になると上述の3つの柱に加えて第4の柱が新設され、前者の問題が解消した。それは「積立金の形成」である。これにより、予算規模の1%について、投資目的のための積立金を設けることができるようになり、毎年度末生じる「12月フィーバー(Dezemberfieber)」を抑制するとともに、大学は単年度原則から離脱することができるのである⁷⁾。

5. おわりに

このように、財政自治についてはノルトライン＝ヴェストファーレン州において対象となる機関の範囲が広がり、また規制緩和も進展した。ドイツのほかの州でも、包括予算または財政自治が論議されている。このような90年代の財政改革は、70年代以来の組織改革にとって代わる形で注目されるようになった。

しかし、今後の展望を試みるならば、包括予算ないし財政自治という財政制度改革に続いて、再度、組織上の改革の必要性が高まってくるであろう。財政改革により規制緩和が進むことにより、管理運営組織の改革を余儀なくされるのである。ノルトライン＝ヴェストファーレン州において、改革の最中にだれもが冊子“Weniger Staat für die staatlichen Hochschulen”の中では、財政自治とならんで統轄機関の改革が掲げられている。ここでは事務局長の位置づけが議論されたことが記されているが、一致した見解には至らなかったようである。

一方、ヘッセン州では明らかに大学の組織の変更を求める見解がまとまっている。つまり、ヘッセン州の大学には独任制の総長“Präsident”が置かれ、事務局長は総長の下で職務を行っていたが、合議制の統轄機関である総長部または学長部を設けることにより、事務局長を統轄機関の成員とし、補助する機関としてよりも、分担する機関としての性格を

高めることを求めている⁸⁾。

会計制度の改革が今後どのような段階に進むのか、またドイツの他の州にどのように影響するのかは、まだ分からない。しかし、会計制度の改革は組織上の改革を誘引すると予想している。かりに組織改革なしに会計制度改革を行うことができないとしたら、これまでの段階で州によりまた大学により異なっていた管理運営組織の状況により、その進む方向も変わってくるのではないか。そのような意味で、ほかの州の動向についても今後注目していくことが必要と考えている。

註

- (1) Avenarius, Hermann, Hochschulgesetzgebung, 1979, S. 72-74. なお、ブレーメン州では学長の名称を使用しているが、この職は実質的には総長に相当する（ブレーメン州高等教育法第78条）。
- (2) Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft, Bericht der Expertenkommission zur Untersuchung der Auswirkung des Hochschulrahmengesetz (HRG), 1984, S. 78-85.
- (3) Schuster, Hermann Josef, Haushaltsrecht. In: Flämig, Ch./ Grellert, V./ Kimminich, O. u. a. (Hrsg.), Handbuch des Wissenschaftsrecht (HdbWissR), 1Bd., 1982, S. 333-335.
- (4) Stein, Werner, Zwischen Kontrolle und Selbständigkeit – Zur Autonomie der Universität. In: DUZ, 1969, 17/18, S. 1.
- (5) Müller, Burkhard, Finanzverfassung. In: Karpen Ulrich (Hrsg.), Hochschulfinanzierung in der Bundesrepublik Deutschland, 1989, S. 70-72.
- (6) Dettmar, Rainer, Globalhaushalt. Freiheit in Grenzen. In: DUZ 5/1993, S. 18-19.
- (7) Ministerium für Wissenschaft und Forschung des Landes Nordrhein-Westfalen (Hrsg.), Modellversuch Hochschule und Finanzautonomie, 1995, S. 8.
- (8) Hessische Ministerium für Wissenschaft und Kunst (Hrsg.): Autonomie und Verantwortung. Hochschulreform unter schwierigen Bedingungen, 1995, S. 338-339.

第4章 フランスにおける大学改革

—大学教育の改革を中心に—

服部憲児

1. フランスにおける大学改革の背景

フランスにおいては、全国大学評価委員会 (Comité national d'évaluation:以下 CNE と略す) の創設 (1985年) と CNE による大学評価、国と大学との契約政策、新種の高等教育機関新設、免状改革など、様々な大学改革が進行中である。

これらフランスの大学改革には、経済的な要因が強く影響しているとされる。近年フランスにおいては、EC 統合が現実味を帯びてきたことも相まって、国際的な視点での経済的競争力の増強が重要な課題となっており、大学に対しては、高度な知識・技能を持った人材の養成が求められている。しかし現実には、資格を持った人材、研究技術者や技師が不足している一方で、学生の職業生活への対応が遅れており、資格を有しない者が長期にわたる失業に直面していることが問題となっている。つまり、大学に入学したものの、何の資格・免状 (diplôme) も取得することなく離学する者が多く、職業と資格の関係がより明確であるフランス社会においては、離学者達にとって就職はより困難となるのである¹⁾。

経済的な観点からは、フランスの教育制度の多様化が、技術教育・職業教育のために十分機能していないとされている²⁾。特に大学教育については、大学に登録したものの、とりわけ第1期課程において離学する者が多く、社会的に必要とされる人材養成を行っていないこと、研究については、大学教員の半数近くの者の研究活動が有名無実化していること等が指摘され、大学が非効率的な存在となっており、生産性が低く、教育と研究という大学の重要な使命を十分に果たしていないと認識されているのである。

また、一方では、西暦2000年までに、バカロレア取得者を同一年齢人口の80%にまで高めようという「大学2000年計画」の影響もあり、原則として入学選抜のない大学では、近年、学生数が大幅に増加している。その結果、大学の特に第1期課程において教育環境が悪化し、さらに「ねじれ現象」³⁾ともいえる状況を生じるにいたっている。

このような状況において、フランスでは、大学の、特に大学教育の、とりわけ大学第1期課程の教育改革が、最も緊急の課題の1つとなっており、実際にいくつかの改革が実行に移されている。この点については、石村雅雄、夏目達也、服部憲児などによって、全国的な視点から既にその概略が紹介されている⁴⁾。しかしながら、これらの研究では、個々の大学における改革や、改革の実施にあたって個別大学で生じた問題点の指摘を欠いている。したがって、本稿においては、まず、近年のフランスにおける大学教育改革の動向を整理し、次いで、個別大学で実施された改革と、その問題点を事例的に紹介することを主

たる目的とする。さらに、これらに加えて、教育以外の大学改革についても、若干の言及を行う。

2. フランスにおける大学教育改革⁵⁾

フランスにおける大学教育改革の大きな特徴の1つは、大学教育の「職業教育化」である。それは、大学入学者に、とりわけ実用的で職業と結び付いた資格を取得させることにより、離学者を減らすと同時に、必要とされる人材の養成を行うことを狙いとしている。そのために、職業志向の短期高等教育機関の設置、免状の改革、学生に対する情報提供・指導の強化とモジュール制の導入がなされている。

(1) 高等教育機関の新設

職業教育を志向した新しい種類の短期高等教育機関の創設は、近年に始まったものではない。古いものとしては、1960年代に創設された技術短期大学部 (**Institut universitaire de technologie**: 以下 IUT と略す) があげられる。IUT は、1960年代に始まる高度経済成長に必要な人材の養成を目的として、1966年に作られたものである。したがって、より産業に密着した、電子工学、機械工学、情報学といった第2次産業部門、および、企業実務、商品化技術といった第3次産業部門の教育が行われている⁶⁾。IUT は「学生に現実的な職業教育を提供するという関心と、変化しやすい要請に対応する科学的・文化的教育を学生に提供するという強い関心とを結び付ける」⁷⁾ものと評価されている。

近年においては、1991年に、大学附設職業教育センター (**IUP : Instituts universitaires professionnalisées**) が創設された。これは、第1学年修了者の中から選抜された学生を対象に、企業との密接な協力の下に、少なくとも6カ月の企業実習を含む3年間の教育を行う機関である。行政、財政管理、商業・流通(とりわけ販売とアフターサービス)、情報・通信、テクノロジーの5領域において、企業実習等を取り入れた専門的職業教育を通じて、上級技術者養成をめざすものである。また、企業派遣の教員が登用されていることも大きな特徴の1つである。

この他にも、大学において教員養成を行うための機関である大学附設教員養成センター (**IUFM : Instituts universitaires de formation des maîtres**) が諸大学に新設されている。さらに、例えば、法学研究センターや一般公務員試験準備センターといった、公務員試験等への準備を行うための機関もあり、学生に職業資格を取得させることを目的とした機関の新設がなされている。

(2) 免状改革

免状改革は、具体的には、大学一般教育免状 (**Diplôme d'études universitaires générales**: 以下 DEUG と略す) の改革と、大学科学・技術教育免状 (**Diplôme d'études universitaires**

scientifiques et techniques: 以下 DEUST と略す) の創設である。すなわち、より応用的・実用的で、職業に傾斜した、いわば手に職をつけることを視野に入れた免状の新設が行われたのであり、ここでも、機関新設の場合と同様に、大学教育の「職業教育化」が目指されている。

DEUG の改革は1970年代に始まる。具体的には、伝統的な学問分野の DEUG 専攻に加えて、新たに学際的性格を持つ専攻が新設されたことをその内容とする。大学第1期課程修了を認定する DEUG は、この頃から、「実生活への準備を行う短期教育を認定する修了免状と、リサンス (licence) やメトリーズ (maîtrise)、さらには高等教育研究免状 (DEA: Diplôme d'études approfondies) や高等専門教育免状 (DESS: Diplôme d'études supérieures spécialisées) へと進むことができる長期教育への準備を認定する免状とを同時に兼ねる、多目的資格として公的に考えられる」⁸⁾ ようになった。そして1970年代において、「社会科学用応用数学 (mathématiques appliquées aux sciences sociales)」、「経済・社会行政学 (administration économique et sociale)」などが設けられた。

さらに、1984年には「保健学」専攻と「コミュニケーション・言語学」専攻が設けられた。「保健学」専攻については省令⁹⁾で「職業実習」が、「コミュニケーション・言語学」専攻については同じく省令¹⁰⁾で「文献・資料の分析・作成」が必修科目となり、伝統的な講義形式での教育だけでなく、実践的な教育が合わせて行われることとなった。

同じく1984年には DEUST が創設された。DEUST は、「科学的方法および基礎的語学に対する教育と、職業資格の教育訓練とを認定する」¹¹⁾ 免状である。これを目指すコースは、大学の第1期課程の「職業化した短期コース」¹²⁾ と評されるように、職業資格教育を行うことも可能である。また、コースを設ける際の申請書類に「学生の教育と就職とを保証するために、職業界との間に確立した関係」や「予測される就職口との関係で決定される受入能力」を明示することになっており¹³⁾、学生の就職が強く意識されている。

(3) 情報提供・指導とモジュール制の導入

新しい教育機関や免状が創設されたからといって、直ちに無資格離学者、すなわち、いわゆる学生の「蒸発 (évaporation)」の問題解決につながるとは限らない。そこで、上記の改革を補完する形で、学生に対する情報提供・指導の強化とモジュール制の導入が行われた。例えるなら、新しい機関や免状の創設がハード面の改革とすれば、これらはソフト面の改革と言えよう。

CNE は、1989年の報告書において、学生への情報提供と学生の指導が緊急性を要する課題であることを指摘した¹⁴⁾。そして、情報提供と指導を行うことが、1992年5月26日の国民教育省令「DEUG、リサンス、メトリーズに関する省令」¹⁵⁾において定められた。同省令の第13条において、大学は、新入生の受け入れおよび情報提供週間を準備しなければならないこと、また、この期間に、教育組織、大学の専門分野、予想される就職口に関

する情報が提供されることが規定された。さらに、在学生との会見、図書館の見学、体育および文化活動の紹介もこの期間に行われることになっている。

学生に対する情報提供と指導は、進路変更が行われることを視野に入れている。それを容易にするために導入されたのがモジュール制である。モジュールは、CNE によって提唱されたもので、「学問的特徴が明確な教育のグループであり、科学のおよび教育的一貫性をもつもの」¹⁶⁾とされ、いくつかの関連する科目を同じ学問分野グループに再編成したものである。それは、従来の履修単位制よりも広い教科領域をカバーし、しかも累積可能であるため、DEUG あるいは医学や薬学の第2期課程への進級に失敗した場合、進路変更した学生が既得のモジュールを維持することができ、再登録した際にそれまで学習したことが無駄にならずにすむことになる、あるいは、学生のレベル等に合わせて学習期間を延長したり短縮したりできる、といった利点がある。またモジュール制は、編成の仕方次第では、例えば、教育困難な学生用の補習教育モジュール、能力の高い優秀者向けのモジュール、研究者志望の者向けの方法論モジュール、長期教育を希望する技術バカロレア向けのモジュールといった形で、学生のレベル、将来の展望、要求への対応が可能となる。

CNE が提唱したこのモジュール制は、実際に導入されることになり、上述の1992年5月26日の省令の第5条および第6条において、モジュールが、進路変更、再履修、パートタイムの就学を可能にするものではないこと、「それぞれ DEUG は、特別の規定を除いて、8～10のモジュールで構成される」ことが規定されている。そして、第1期課程を2段階にわけ、さらに第1段階、すなわち第1学年を2つの期間にわけ、第1期および第2期の修了時に学生が指導を受けることができるようにするとされている。

3. 個別大学における教育改革とその問題点

前節においては、大学教育改革のための全国的政策を概観した。そこで、本節においては、各大学レベルに焦点をあて、事例的にいくつかの大学を取り上げて、教育改革の動向について検討を行う。その際、まず、4大学（アンジェ大学、リモージュ大学、リヨン第1大学、ポー大学）における教育改革の動向を、前節(2)の部分で触れた職業志向の免状を中心に提示し、次いで、第1期課程を中心とした教育改革の問題点の指摘を行う。

(1) 各大学における大学教育改革 — 職業志向の免状と資格試験への準備を中心に —

① アンジェ大学¹⁷⁾

アンジェ大学は、文学・人文科学、法学・経済学・社会科学、環境科学、構造・材質科学、医学・薬学の5つの教育研究ユニテ (unité de formation et de recherche: 以下 UFR と略す) と、1つの IUT で構成されており、学生数は約1万8千人 (1995年度) となっている。

アンジェ大学の特徴は第2期・第3期課程の職業志向のコースにある。文科系では、

「観光学」のリサンス、メトリーズおよびマジステール(magistère)¹⁸⁾と、「応用外国語」のコースが提供されている。理学系の第2期および第3期課程では、伝統的な理学系のコースの大部分は、しばしば周辺地域や職業指導と結び付いた、より専門的な教育へと変わっており、「応用生物心理学」(リサンス・メトリーズ)、「社会科学用応用数学」(リサンス・メトリーズ)、「イノベーション」(科学技術メトリーズ= MST)、「電気機械・品質管理」(リサンス・メトリーズ)、「植物技術」(DESS)といった教育コースが提供されている。

また、アンジェ大学の法学研究センターにおいては、国立司法学校 (Ecole nationale de la magistrature) や弁護士養成センター (Centre de formation aux profession d'avocat) の入学試験への準備が行われている。この他、公務員試験、小学校教員、中等教員免状 (古典文学、英語、現代文学、歴史・地理学) への準備教育も実施されている。

②リモージュ大学¹⁹⁾

リモージュ大学は、5つの UFR (法学・経済学、医学、薬学、理学、文学・人文科学) と IUT 1校で構成されており、学生数約1万5千人 (1995年度) を擁している。

リモージュ大学では、いくつかの職業志向コースが設置されており、独自の専門的教育が行われている。短期コースとしては、「保健衛生」「農産物加工」「応用地理学」の大学免状 (diplômes universitaires) がこれに該当する。長期コースとしては、例えば理学系の第1期課程の「構造・材質科学」DEUG、それにつながる専門的な第2期課程教育(「セラミック」「水質処理」「遠距離通信」の科学技術 MST)、さらに第3期課程の DEA (「電子工学・遠距離通信」「セラミック材質」など) が該当する。また、法学・経済学分野においても、「居住・生活環境」の DEUST・MST・DESS や、「スポーツ職」DESS といった職業教育コースが設置されている。この他、伝統的なコースにおいても、特に数学、地理学、言語学においては、「応用的指導」が実施されている。

資格試験については、語学 (英語、独語、スペイン語)、古典文学、現代文学、歴史学、地理学、数学の中等教育教員の全国採用試験への準備教育が行われている。また、一般公務員試験準備センター、大学附設市町村地域研究センター (Centre universitaire regional d'études municipales)、法学研究センターといった大学附設のセンターにおいて、公務員試験への準備が行われている。

③リヨン第1大学²⁰⁾

リヨン第1大学は、およそ2万7千人 (1995年度) の学生を有する、医学系の学問分野中心の大学である。主たる学問分野は医学、歯学、薬学であるが、職業目的の免状コースも新設され、「工業・生産コンピューター科学」「マイクロコンピューター・工業論理」の MST・DEUST や、「社会科学用応用数学」のリサンス・メトリーズも提供されている。

また、中等教育教員の採用試験（中等教育免状、アグレガシオン）への準備教育も行われている。

④ポー大学²¹⁾

ポー大学は、法学・経済学、文学・言語学・人文科学、理工学の UFR と、IUT で構成されており、学生数は約 1 万 4 千人（1995 年度）である。

学際的な新しい DEUG 専攻としては「応用現代語」「社会科学用応用数学」「経済・社会行政学」「芸術・考古学」などが提供されている。この他「スポーツ・レジャー」DEUST も新設された。これら DEUG に続くメトリーズは、それぞれの UFR に配分されているが、学際性格のものであるために、各 UFR 内の学問分野間²²⁾での調整が必要とされる。そこで、各 UFR に「調整役教員 (enseignant coordinateur)」が任命されており、様々な教育に協力する学問分野間に必要な交渉を担当している。

ポー大学では、このような DEUG・DEUST の新設とともに、「学生情報提供・指導室」を設け、また「観察学期」を組織することで、学生の「蒸発」を減少させることに努めている。その結果、登録して講義の始めに姿を見せた学生数の「蒸発」率が 25% 程度にとどまり、講義に姿を見せて第 2 学期の始めに登録した学生の「蒸発」率が約 20% から約 3% に減少したことが報告されている。

(2) 大学教育改革の問題点 — ポー大学の事例を中心に —

CNE によるポー大学の個別大学評価報告書では、同大学の教育改革の問題点が指摘されている。この点に関して、「ポー大学の教育政策は…（中略）…民主化と職業教育化の要求を大学教育に取り入れることを提起しているが、問題は解決には程遠い」²³⁾とするなど、他大学の報告書と比べてかなり批判的に評価されている。また、同報告書において、ポー大学の問題が「日常的な義務に対処し、科学的使命と職業的使命および初期教育と継続教育を調整するために、大部分の大学が直面している困難を十分に示している」²⁴⁾とされていることから、同大学の事例を中心に、大学教育改革の「現場」での問題点を指摘することにする。

上述のようにポー大学では、いくつかの学際教育コースが設置されており、「調整役教員」を設けて学問分野間の調整を行っている。しかしながら、このための部屋が確保されておらず、支援体制も十分でなく、一群のポストも割り当てられていない。そのため、調整が十分に行われず、教育が「分散」する傾向にあることが指摘されている。このような状況は、大学高等審議会 (Conseil supérieur des universités) が昇進決定の際に考慮しないような教育に対しては、常勤教員が非協力的な傾向があることと関連している。そこで、この種の教育に協力を得るための「重心」として、専用のセンターの創設を検討することが求められている。

別の問題点としては、新しい学際的な免状コースに進む学生は、伝統的なコースに進む学生と比べて、「弱い(fragiles)」バカロレア取得者の割合が多いことがあげられる。「弱い」バカロレア取得者とは、技術バカロレア取得者や評価が「可」であった者を指しており、免状を取得するためには、普通バカロレア取得者や成績優秀者以上に努力しなければならず、この種の教育に対する教員の協力・指導スタッフを強化がいつそう必要となる。

このような状況は必ずしもポー大学に限定されたことではない。一般に、改革を進めるに当たっては、それを支援するための適切な物的・人的手段が必要とされる。しかしながら、全国的に教員・非教員スタッフや設備が要求水準に達していない²⁵⁾ことが、CNEの全体報告書においても指摘されている。

この他、ポー大学では「観察学期」を設けており、学生の「蒸発」対策として有効であったことを先に述べた。しかし、これについても、逆にかなりの学生がこの期間を「長すぎる」と感じ、不満に思っており、全国的にはこの期間が短縮される傾向にある。

4. フランスにおける高等教育の大衆化と人材養成

以上のように、近年におけるフランスの大学教育改革においては、職業教育目的の短期高等教育機関や、実用的・応用的な職業教育志向の免状を新設し、それを学生に対する十分な情報提供や手厚い指導で補っている。また、大学において初等中等教員の養成を行ったり、公務員試験への準備教育を実施していることも大きな特徴である。これらは、大学進学者が増加する中、何の資格・免状も取得することなく離学する者を減らし、大学において、より効率的な人材養成を行うことを目指したものと見えよう。つまり、個人的視点においては資格・免状を取得させることで就職の可能性を高め、社会的視点においては必要とされる高度な人材をより多く輩出しようとしているのである。

このような政策の下で、大学において新たに養成されるようになった人材は、上級技術者、学際的な応用的分野の人材、初等中等教育教員、一般公務員・地方公務員などである。つまり、大学教員、研究者、弁護士、医者といった、歴史的に大学が養成してきた専門的知識人ではない領域の人材を養成することが大学に求められるようになってきているのである。大学の大衆化が進行すると、学生数が伝統的な専門的知識人の需要を上回ることになり、必然的に、将来それ以外の分野に進む学生が増大することになる。フランスにおいては、このような学生達に対する教育の拡充が取り組まれていると言えよう。

これまで述べてきたように、フランスにおいては、学生数の増加に伴い、大学に対して職業教育機能が強く要請されている。この新たな機能を担うことで、大学における学術研究が全く影響を受けないとは考えにくい。また、大学における教育・研究が、すべて実用的あるいは職業的なものとなることが正しい方向であるとは言い切れないであろう。フランスの大学が、伝統的な学問分野と新しい学問分野とをいかに調和していくのか、いかなる比重でこれらを取り扱うのか、今後の動向に着目する必要がある。この点の検討につ

いては今後の課題としたい。

5. 補論 — 教育以外の部分の大学改革 —

前節までは、フランスの大学における教育改革について検討してきたが、以下、教育以外の部分の改革を概略的に示すことにする。具体的には、契約政策と、管理運営組織の改革について取り上げる。本節では、これらを教育以外の部分として取り扱うが、改めて述べるまでもなく、教育と全く無関係のものではない。

(1) 契約政策²⁶⁾

近年のフランスの高等教育においては、契約政策が実施されている。すなわち、国と大学が契約を結ぶことによって、通常の国の補助金 (subvention) 以外に、付加的な補助金が国から大学に提供されるのである。契約には全学契約 (contrat d'établissement) と研究契約 (contrat de recherche) の2種類があり、前者は1989年から、後者は1983年から実施されている。契約の期間はいずれも4年間である。例えばブルゴーニュ大学の場合、契約による補助金は、契約外の補助金の6.5% (1993年：1992年は5.2%) となっている²⁷⁾。

契約を行うに当たって、大学は自らの現状分析を行って、全学計画あるいは研究計画を作成し、それに基づいて国との契約交渉が行われる。交渉を円滑に実施するために、高等教育機関の参与 (conseillers d'établissement) が設けられており、大学の現状分析や全学計画の作成に加わって、全学計画の中に全国的な政策の主眼が組み込まれるよう大学を手助けする一方で、大学側の視点を中央行政に伝達する役割を果たしている。また省内にも、全学契約・全学計画に対応して、大学に対して部局ごとではなく総合的な取り組みを行うために、各部局を調整を行う調整役 (coordonnateur) が設けられている。

契約政策は、大学が現状報告、自己評価、計画化を行うことで、国と大学との契約を仲立ちとして、活動のための資金と一定程度の自治の獲得を可能にするものである。しかしながら、全学契約と研究契約の統合、契約の対象領域の拡大 (厚生補導関係、継続教育、附属機関など)、大学における各種の試行的実践に対する柔軟な対応、計画化の浸透、中央行政の組織・行動原理の再考など、数多くの課題を抱えていることも事実である。最初の全学契約が結ばれてから、まだ10年に満たない。契約期間4年間の契約政策の是非を、現時点で論じることは容易ではない。今後の契約政策の動向に着目する必要がある。

(2) 管理運営組織の改革

現行の大学の管理運営組織は1984年高等教育法において定められている。同法においては、かつての「大学評議会 (le conseil d'université)」が3つの評議会、すなわち、研究分野を担当する「学術評議会 (le conseil scientifique)」、教育の分配・組織、学生の構成等の分野を担当する「教務・大学生生活評議会 (le conseil des études et de la vie universitaire)」

その他一般的な管理を担当する「管理評議会 (le conseil d'administration)」に分けられ、管理運営の多元化が図られた²⁸⁾。1993年には、右派バラデュール内閣下で、1984年高等教育法において一律的に規定されている管理運営方法を柔軟にする議員立法が成立した。しかし、憲法評議会がこの法律に対して違憲判決を下したため、廃案となっている²⁹⁾。

評議会以外については、先に示した契約政策・全学計画作成との関係で、学長の役割強化の必要性が示されている。その1つとして、各大学において全学計画を作成・実施するために、学長の作業グループ (équipe présidentielle) が設置されている。この作業グループは、大学ごとに、学長の性格ごとに、その規模や構成員が異なっている³⁰⁾。

また、別の観点、すなわち、大学の管理運営の効率化を図る観点からは、コンピューターを用いた管理運営の発達が求められている。そのため1991年10月に、公共利益団体「大学・高等教育機関管理運営情報機構 (Groupement pour l'informatique gestion universités et des établissements)」が設立され、数多くの大学がこれに加盟している。

註

- 1) 拙稿「現代大学における教育のあり方についての試考 — フランスの大学教育を素材として —」『関西教育学会紀要』第18号、1994年8月、256頁。
- 2) Comité national d'évaluation, *Université: les chances de l'ouverture, rapport au président de la République*, 1991, p.113.
- 3) 本来、長期課程教育を想定されている普通バカロレア取得者が、教育条件の悪い大学第1期課程を回避して短期高等教育機関に進学し、第2期課程から大学に登録する。このため、本来、短期課程教育を想定されている技術バカロレア取得者が閉め出され、入学選抜のない大学に進学し、免状取得が困難となり離学につながる。「ねじれ現象」とは、このような状況を指している (拙稿「フランスにおける大学第1期課程改革の方向性 — 職業教育化と教育の適性化に焦点をあてて —」関西教育行政学会編『教育行財政研究』第22号、1995年、25～27頁、参照)。
- 4) 石村雅雄「フランス全国大学評価委員会の活動について — 大学教育への影響を中心に —」『関西教育学会紀要』第18号、1994年、石村雅雄「フランス全国大学評価委員会活動下の大学教育改革について」京都大学高等教育教授システム開発センター編『京都大学高等教育研究』創刊号、1995年、夏目達也「高等教育における大衆化の進展とその対策 — 大学改革を中心に —」小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂、1997年、拙稿、前掲書 (1995年)、参照。
- 5) 以下本節の記述については、拙稿、前掲書 (1995年)、参照。
- 6) 本間政雄「高等教育制度」原田種雄・手塚武彦・吉田正晴・桑原敏明編『現代フラン

- スの教育』早稲田大学出版部、1988年、143頁。
- 7) Comité national d'évaluation, *Où va l'université*, 1987, p.75.
 - 8) Comité national d'évaluation, *ibid.*, p.89.
 - 9) 国民教育省令（1984年8月9日）「大学一般教育免状；保健学専攻」。
 - 10) 国民教育省令（1984年8月14日）「大学一般教育免状；コミュニケーション・言語学専攻」。
 - 11) 国民教育省令（1984年7月16日）「大学科学・技術教育免状」第1条。
 - 12) Comité national d'évaluation, *l'Enseignement supérieur de masse*, 1990, p.17.
 - 13) 国民教育省令（1984年7月16日）「大学科学・技術教育免状」第6条。
 - 14) Comité national d'évaluation, *Priorités pour université*, 1989, p.173.
 - 15) 拙稿「フランスの大学教育をめぐる新たな動向」関西教育行政学会編『教育行財政研究』第21号、1994年3月、参照。
 - 16) 1992年5月26日の省令第5条。拙稿、前掲書（1994年3月）、参照。
 - 17) アンジェ大学については、Comité national d'évaluation, *l'Université de Angers, rapport d'évaluation*, Paris, 1987.12,を参照した。
 - 18) マジステールは DEUG 取得後3年で取得できる免状である。
 - 19) リモージュ大学については、Comité national d'évaluation, *l'Université de Limoges, rapport d'évaluation*, Paris, 1987.6,を参照した。
 - 20) リヨン第1大学については、Comité national d'évaluation, *l'Université de Claud Bernard - Lyon I, rapport d'évaluation*, Paris, 1988.6,を参照した。
 - 21) ポー大学については、Comité national d'évaluation, *l'Université de Pau et des pays de l'adour, rapport d'évaluation*, Paris, 1986.10,を参照した。
 - 22) ポー大学の場合、法学・経済学 UFR には法学、経済学・経営学の2学問分野、文学・言語学・人文科学 UFR には歴史学、地理学、言語学、文学の4学問分野、理工学 UFR には生物学・生態学、地質学、数学、コンピューター科学、物理学、化学の6学問分野があり、評価報告書においては UFR ごとではなく、これら学問分野ごとに評価がなされている。
 - 23) Comité national d'évaluation, *op. cit.*, 1986.10, p.29.
 - 24) Comité national d'évaluation, *ibid.*, p.29.
 - 25) Comité national d'évaluation, *op. cit.*, 1990, p.19.
 - 26) 契約政策については、アラン・アベキャシ「国と大学の契約政策 — 静かなる革命の進行 —」OCDE 編／拙訳『高等教育における評価と意思決定過程 — フランス、スペイン、ドイツの経験 —』（広島大学・大学教育研究センター、1997年）参照。
 - 27) ジル・ベルトラン「ブルゴーニュ大学の経験」、OCDE 編、前掲書、41頁。
 - 28) 石村雅雄「フランスの大学自治における『参加』原理と『教授の独立』 — 1984年高

等教育法の一部規定についての憲法評議会判決を素材として——」『日本教育行政学会年報』12、教育開発研究所、1986年、239頁、石村雅雄「フランスにおける大学改革の動向——質(qualité)の確保要求と民主化要求の関係に着目して——」筑波大学・大学研究センター『大学研究』第5号、1989年、108頁。

29)小野田正利「現代フランスにおける教育改革の方向と理念」『理想』No.658、理想社、1996年、62頁。

30)アラン・アベキャシ、前掲書、10～11頁。

第5章 オーストラリアの高等教育改革

—大学の学校化?—

成定 薫

日本の大学・高等教育は、しばしば「大学設置基準の大綱化」と一括される1991年の文部省による政策の大転換によって、かつて例をみななかったほどの激動の時期を迎えるに至った。現在、オーストラリアの大学・高等教育も、我が国のそれに匹敵する、いやそれ以上の激動と試練にさらされている。

ホーク首相率いる第三次労働党内閣は、1987年、大胆な行政改革を断行し省庁を統合した。その結果、教育省は廃止され、雇用教育訓練省(Department of Employment Education and Training, DETT)が発足した。DETTの下に、国家雇用教育訓練局(National Board of Employment, Education and Training, NBEET)が、さらにNBEETの傘下に高等教育を所轄する高等教育審議会(Higher Education Council, HEC)が設置された。

DETTの大臣に任命されたJ.S.ドーキンスは、1987年12月に『高等教育緑書』*Higher Education: a policy discussion paper (Green paper)*を、翌1988年には『高等教育白書』*Higher education: a policy statement (White paper)*を矢継ぎ早に出した。この二つの文書がオーストラリアの高等教育に革命ともいふべき大変革をもたらしたのである。ドーキンスはかねてから、高等教育を国家目的に沿ったものにすべきだと考えており、雇用教育訓練相就任にあたってその考えを実行に移したのだった。ドーキンスに主導された高等教育革命とはどのようなものだったのだろうか? K. J. ケネディは次のように要約している。

政策転換の結果、オーストラリアの高等教育に生じた変化は広範なものだった——二元制度が解体された；卒業後授業料を支払うという高等教育費負担制度(Higher Education Contributory Scheme, HECS)によって利用者支払い制度が導入された；企業経営的手法が制度の改変、政策立案、企業的发展と質の管理といったプロセスを推進している。今や、学長(Vice Chancellor)たちは学術的で真正な組織の守り手というよりも大企業の経営者のようにみられている(Kennedy, 1995, p.5)。

こういった変化を順次みていこう。

二元制度の解体と教育重視

オーストラリアには1989年、76の高等教育機関が存在したが、現在では37大学に統合された——そのうち2大学のみが私立大学である(Franke, 1991)。すなわち、改革以前には、オーストラリアの高等教育は職業教育を重視する高等教育カレッジと伝統的な大学が併存

する二元制度 (binary system) から成っていたのだが、1989年にこの制度が廃止されたのである。

ほぼ同時期にイギリスでも二元制度が廃止されたが、イギリスの場合はポリテクニクの「大学昇格」という意味合いが強かった。そのためイギリスでは大学がほぼ倍増した（グリーン, 1994, 「解説」）。一方、オーストラリアの場合は統合・合併による教育研究資源の効率的な配分と運用、すなわち「規模の経済」の追求が目指され、高等教育機関が半減することになったわけである。

このようにして新しく統合された大学(comprehensive universities)は、従来以上に教育を重視するようになった。

教育重視の方針は、大学は国家経済の発展に役立たねばならないとする政府の強い方針によってもたらされたものである。例えば、大学教育振興会議 (Committee for the Advancement of University Teaching, CAUT)が設置されて、大学における教育改革を目指す数多くのプロジェクトに資金を提供するようになった。また、高等教育基準会議 (Committee for Quality Assurance in Higher Education, CQAHE)が設置されて、大学における教育研究やサービスの質が厳しく審査されるようになったが、CQAHE が最も重視しているのは教育である。

大学 (人) の使命が「研究と教育」にあることは言をまたないが、19世紀以来最近まで、大学人の関心がややもすれば研究重視に傾きがちであったこともまた周知の通りである。しかし、大学教授職をめぐる最近の論議は、従来の狭い意味での研究重視の考えに疑問を呈している。例えば、アメリカの教育学者で大学論・大学政策に大きな影響力をもつアーネスト・ボイヤーは、大学人の仕事は、発見の学識(scholarship of discovery)、統合の学識(scholarship of integration)、応用の学識(scholarship of application)、教育の学識(scholarship of teaching)の四つの機能があると論じている (ボイヤー, 1996, p. 39)。このうち、発見の学識は狭い意味での「研究」にほぼ重なるが、ボイヤーはそれだけでは現代の大学人の責務を果たすことはできず、後の三つの機能、特に教育の学識を強調して次のように述べている。

教育はまた、教師の理解と学生の学習とに橋渡しをする類推や隠喩や概念を含むダイナミックな努力でもある。教授方法は、注意深く計画され、絶えず吟味され、しかも教えるテーマに直接関係あるものでなければならない。教育家のパーカー・パーマーは、知ることと学ぶこととは協同行為だと、適切な見解を述べている。この見解によって、偉大な教師は、知的関わり合いの共通の基盤を創り出すのである。彼らは、積極的な、受け身的でない学習を刺激し、学生が批判的で創造的な思考者になるように、さらに、そのようにして培われた能力を駆使して、彼らが大学を卒業した後もずっと学び続けるように励ます (同書, p. 50)。

オーストラリアの大学における教育重視は、このような大学人自身による論議の積み重ねの結果というよりも、政府による上からの指導という色彩が強い。とはいえ、オーストラリアにあっても、大学教育が「エリート」段階から「大衆化」段階に拡大し、さらには今回の改革によって「ポスト大衆化」段階を迎えつつある現実を踏まえれば、多くの大学人にとってボイヤーの言う意味での「教育の学識」の研鑽が喫緊の課題といえよう。

効率の重視 — 企業原理の導入と企業との連携 —

ドーキンスによる大学改革の狙いは「規模の経済」の追求にあった。すなわち、大学・高等教育に配分される資源を、合併・統合を通じてより有効に活用し国家経済の発展に役立てようというわけである。前述したように高等教育機関は半減し、逆に1校あたりの学生数は平均14,000人を越えるようになった。「規模の経済」の追求は、当然にも、投入された資源の効率を重視し、大学のアカウントビリティ（責任）を問いかけることになる。

実際、各大学は毎年、教育に関して CQAHE に次のような項目について活動報告 (portfolio) を提出しなければならない (Tennant, 1995, p.3)。

学部および大学院教育の全体計画

カリキュラム

評価

学習結果

革新的な学習・教授法の利用

学生に対するサービス、図書館やコンピュータなどの教育サービス

教員の任用、昇進、研修

卒業・就職

CQAHE は各大学から提出された報告書をガイドラインに照らして評価し、その結果は次年度の各大学に対する予算配分に反映されるという。もちろん、同様のことが研究についてもなされる。投資に見合う、あるいはそれ以上の仕事（教育研究）をした大学には多くの資源を配分し、そうでない大学に対しては投資を減らすというやり方である。大学に企業原理が導入されたといっても過言ではあるまい。

大学への企業原理の導入は、教育改革への熱意を鼓舞し、大学に活力と新たな資源をもたらした。一方、カリキュラムを含めて大学の教育研究が、経済発展に役立つかどうかという観点からのみ評価されるようになった。そして、大学は一個の企業のようになり、先の引用文にもあったように、学長は企業経営者のように振る舞わねばならないわけである。

大学は企業原理を導入しただけではない。大学教育がより実践的な職業教育を志向するようになったことによって、これまで以上に企業との連携が求められるようになってきた。

すなわち、情報化社会の進展によって高度化した企業現場で実践を通じて学ぶことは学

生にとって大きな教育効果をもたらすであろう——企業現場での実践は「生きた知識」、あるいは言語化しにくい「暗黙の知識 tacit knowledge」を学ぶ絶好の機会となる。一方、大学は一旦社会に出た人々の再教育の場として、あるいは生涯学習の場として活用されねばならない、というわけである。

大学と企業との連携を促進し、投資効率を高める観点からすると、コンピュータの発達と普及、そして情報化社会へ向けての基盤整備が不可欠だということになる。そこで、オーストラリア教育ネットワーク(Education Network Australia, EdNA)という組織が設立された。EdNAは、1999年までにすべての学校をリンクすることを目指している。

公平の原則と学生数の増加——「ポスト大衆化」段階の大学——

二元制度の解体にせよ、職業教育の重視と企業との連携強化にせよ、今回の高等教育改革が労働党政権によるものであることを反映している。すなわち、高等教育からできるだけエリート的色彩を少なくしようとする方向で改革がなされているわけである。換言すれば、政府の介入は、高等教育に公平の原則なり平等主義を持ち込もうとてなされているともいえよう。もちろん、このような努力は1987年以前からもなされていたのだが、改革によって一気に加速されたのである。

その結果、これまで相対的にみて高等教育の機会の少なかった人々——女性、アボリジニ、障害者、遠隔地在住者、移民、下層階級——にも大学の門が大きく開かれ、こういった人々を対象にしたカリキュラムも用意されるようになった。かくて1982年に約34万人だった学生数は10年後の1992年には約56万人に増加し、しかも1988年の改革以降5年間の伸びは42%にも達するという(杉本, 1995, p. 75)。オーストラリアの高等教育は「ポスト大衆化」段階を迎えつつあるといえよう。

また、1988年以前には無料だった大学の授業料が、高等教育費負担制度(学生は在学中、授業料を国から借金し、卒業後、一定の収入を得るようになってから返却する。収入が無かったり、少ない場合は返却しなくてよい)によって有料になったが、これも「受益者負担」という形での公平原則の適用のように思われる。

しかし、「公平の原則」に基づく非伝統的な学生の増加は、大学教育に多くの問題を提起している。例えば、英語を母国語としない学生が勉学に困難を感じるといった具合に、せっかく入学したのに、なかなか進級できなかつたり、卒業できなかつたりするという事例が増加しているのである。

このような事態を改善していくためにも、前述したような、大学における教育の重視、教育方法の改善といった努力が迫られているわけである。

結語

オーストラリアの高等教育は、歴史的な経緯から当然のこととはいえ、教育研究の理念

の上でも、管理運営の面でもイギリスの大学をモデルとしてきた(Morgan, 1996)が、1980年代末以降、政府の強力なリーダーシップのもと、大きな変容を遂げつつある。1980年代末以来の広範な政治的・経済変動とそれに伴う価値観の変化の波を大学も避けるわけにはいかないからである。

そして、以上に略述したオーストラリアの大学の変革を一言にして要約するならば、「大学の学校化」ということになるのではなかろうか。すなわち、「学問研究の自由」を掲げるエリート的な大学ではなく、公平の原則に基づいて、職業につながる有益な知識や技術を効率的に教授してくれる大学＝学校が追求されているのである。同じ事は1991年の「設置基準大綱化」以降の我が国の多くの大学についてもいえるかもしれない。もしそうなら、大学の学校化は「ポスト大衆化段階」の大学に共通した特徴といえるだろう。

われわれ大学人の旧態依然たる大学観は見直しを迫られているのである。

追記：今回、この報告執筆にあたっては、文献資料のみに依ったが、いつか機会を得て、変貌するオーストラリアの高等教育の現状を直接見聞したいと願っている。

参考文献

- 杉本和弘「1990年代のオーストラリアの高等教育改革」, 『IDE 現代の高等教育』, No. 370 (1995年10月号), pp. 72-77.
- V. H. H. グリーン (安原・成定訳) 『イギリスの大学：その歴史と生態』法政大学出版社, 1994.
- E. L. ボイヤー (有本訳) 『大学教授職の使命』玉川大学出版社, 1996.
- A. H. Franke, "Private Universities in Australia", *Minerva*, XXIX(No.3), 1991, pp.294-320.
- K. J. Kennedy, "Teaching and Learning in the University: New Directions for Australian Higher Education", *Higher Education Quarterly*, 49(No.3), 1995, PP.191-209.
- K. Morgan, "Management and Administration of Universities in Australia and Britain" (Seminar Paper), 1996.
- M. Tennant, "Comments on Higher Education in Australia" (Seminar Paper), 1995.

第6章 中国高等教育の管理体制改革と組織変容

大塚 豊

はじめに

中華人民共和国建国後の1950年代、高度に中央集権的な計画経済体制を創り上げるため、全国の主要な大企業は全て中央政府の各関連行政機関の直接管理の下に置かれた。同時に、いくつかの総合大学、理工系、師範系および外国語系の大学が中央教育部によって管轄された他は、医科大学は衛生部、農業大学は農業部というように、多くの単科大学が当該学問内容に直結した分野の行政を司る中央各省庁によって設置運営される体制ができあがった¹⁾。以来40数年を経た1994年の時点で全日制の普通高等教育機関1,054校、同在籍者290万6,429人のうち、国家教育委員会所管校35校、同在籍者27万409人に対して、中央各省庁所管校は323校(30.6%)、同在籍者100万1,031人(34.4%)を数える。

また、50年代後半からは、地方経済の発展に伴い、各省・自治区・直轄市も各々の地区に経済発展のニーズに基づき、それぞれ独自に高等教育機関を設置運営するようになり、その数は次第に増加していった。これらの地方政府が設置運営する高等教育機関も、教育主管部門の管轄校とその他の行政部門の所管校とに分かれることは、上述した中央所管校の場合と同じである。そして1994年現在、地方所管の高等教育機関は606校(57.5%)、同在籍者は163万4,989人(56.3%)にのぼっている。

ところで、このように中央の教育主管部門である国家教育委員会と他の省庁、ならびに地方政府がそれぞれ独自に高等教育機関を管轄し、中央と地方という垂直的にも、教育主管部門とその他の行政部門という水平的にも、高等教育の設置運営の主体が分割された構造(これを中国語では「条塊分割」の体制と呼ぶ)は、近年多くの弊害が指摘されるようになってきた。すなわち、機関間や設置専攻間の重複であり、各専攻の守備範囲の狭さであり、そこから養成される人材の適応性の低さであり、さらに運営効率の悪さである。こうした弊害に鑑み、現在、高等教育改革の一環として進められている管理体制の改革は、中国の大学組織や構造の根本的変容をもたらす可能性を含んでいる。現在進行している管理体制改革が、上述した建国初期の50年代初めに全国規模で実施されて大学組織の再編成、いわゆる「院系調整」に続く、「実質的に第二次院系調整である²⁾」といわれる所以である。そこで、小論では、こうした近年の中国における高等教育の管理体制改革の展開を跡付け、改革のダイナミックスを解明することとする。

1. 高等教育の発展目標と改革理念

1996年4月に国家教育委員会が公表した「全国教育事業第九次五か年計画および2010年

発展計画」では、2010年までの今後15年は「わが国が社会主義市場経済体制を打ち立て、現代化建設の第二ステップの戦略目標を完全に実現するとともに、第三ステップの目標に向かって邁進するカギとなる時期である³⁾」と性格規定され、九年制義務教育の普及、青壮年層の非識字者一掃、職業教育や現職研修の積極的展開など、この期間中における各教育段階での発展目標が示された。発展目標は第九次五か年計画期（1996～2000年）の5年間とそれ以後2010年までの10年間との二段階に分けて記述されている。高等教育に関する部分を見ると、まず前5年間には、1995年現在の全日制高等教育機関1,054校に、定時制や通信・遠隔教育手段を通じて勤労成人のための教育機会の提供を目的とする成人高等教育機関1,156校を加えた全高等教育機関2,210校の在籍者547万7,000人を650万人前後まで約100万人増加させることにより、18歳から21歳までの高等教育該当年齢人口中の粗就学率6.5%を8%前後まで引き上げるという目標が掲げられている。このうち、2000年時点の4年制以上の本科課程と短期の専科課程を合わせた全日制高等教育機関の在籍者は350万人と設定されている。これは94年の290万人に比べて60万人の増加である。次いで、10年後の2010年までには、いわゆる成人高等教育機関在籍者を含めた高等教育在籍者を950万人に増やし、人口10万人当たりの高等教育機関在籍者数は700人、同一年齢人口中の粗就学率を11%前後にまで増加させるという目標が示されている⁴⁾。

ここで、文革以後の中国高等教育の発展状況を振り返っておくと、文革直後の1978年に機関数598校、在籍者数85万6,322人であった全日制の普通高等教育は、その後の急激な増加を経て、現在までに機関数でほぼ倍増し、在籍者数で3倍以上の伸びを示したのである。とりわけ、80年代前半の伸びは劇的であり、毎年100校あまり、平均して4日に1校という高速度で新設校が現れ、80年代末には機関数は1,080校にまで達した。新設校の多くは中等専門学校が昇格したものや既存の大学が設けた分校を基礎にしたものなどであった。このように高等教育機関の新增設によって発展を遂げる方式は外延的（原語は「外延式」）発展と呼ばれるが、数の増加に質の維持・向上が追いつかないという欠陥をやがて露呈することになる。このため1986年以降は大学新設には歯止めがかけられ、86年制定の設置基準を満たさない既存の機関は整理していく方針が打ち出された⁵⁾。また、国家教育委員会は91年にも「普通高等教育機関の分校（分院、授業拠点）を点検整理することに関する通知」を出し、第八次五か年計画期（1991～95年）には原則的に全日制高等教育機関の分校などを設けることを許可せず、既存の施設に対しても点検整理を実施する旨を明らかにした⁶⁾。

外延的発展に代わって提唱されてきた方式は、内包的（原語では「内涵式」）発展と呼ばれる。これは、既存の高等教育機関の潜在力を掘り起こし、内部的に運営効率を高め、既存の機関の学生定員を増やすことで高等教育の全体規模を拡大していこうとするものである。そこでは基盤の脆弱な新設校の開設やいわば巢分かれ的な分校設置に象徴される分離・分散の方向とは逆に、凝縮し結合することで実力を蓄え、より強力かつ効率的な運営

を可能にする方向が目指されている。こうした方向での発展が模索される中で、1機関では施設・設備、経費、教師陣などが不十分であっても、複数機関の連携、協力、合併によって、有無相通じることが検討されたのは自然な成り行きであった。加えて、上述した高等教育の設置運営の主体が複雑に分割された構造に対する反省に立って、異なる行政機関の壁を越えた連携や協力関係、さらには合併までが考えられるようになった。

つまり、内包的発展による高等教育規模の拡大、とくに全日制高等教育の安定的成長を保障する措置として高等教育機関の管理体制全般にわたる改革が重視されるようになってきたのである。管理体制の改革に関連して、1985年に中国共産党中央から出された教育改革に関する綱領的文書である「教育体制の改革に関する決定」では、「当面、高等教育の体制改革のカギは、政府が大学を統制しすぎるといふこの管理体制を改革して、国の統一した教育方針と計画の指導のもとに、大学の運営自主権を拡大し、大学と生産部門、科学研究部門、社会その他の各方面との関係を強化」することであり、「各行政部門、各地方が連合して大学を運営することも積極的に提唱しなければならない⁷⁾」と指示されている。続いて1993年に中国共産党中央・国務院によって公布された「中国教育改革・発展要綱」でも、「高等教育の発展は内包的な発展を主とする方法を堅持し、学校の運営効率の向上に努めなければならない」と指摘されるとともに、「中央各行政部門の職責の変化および政治と企業の分離に伴い、中央各行政部門所管の学校は社会に目を向け、その運営体制と管理体制はさまざまな状況に応じて、引き続き中央行政部門による運営、中央行政部門と地方政府による連合運営、地方政府に運営を委譲、企業集団の参与と管理など異なる方法を採用すべきである⁸⁾」と記され、上記の「決定」よりいっそう具体的な運営方法の多元化が示唆された。その後、上記の「計画」では、「第九次五か年計画期には『共同建設』（原語は「共建」）と『連合運営』（原語は「聯合办学」）を主要な形式として大学への投資のルートとサービスの対象となる地域や分野を拡大し、大学の単一的所管関係を緩和・変更する。省レベルの政府による統一的計画と中央各省庁所管校と地方政府所管校との結びつきを強化し、条件の整ったところでは実質的な合併を実行し、専門面で通用性が高く、地方建設に必要な中央所管校は省政府の管理に移すことができる。2010年までには、中央政府は少数の代表的な基幹大学と、専門性が強くて地方政府による管理が適当でない幾つかの大学のみを管理し、かなり多くの高等教育機関を地方政府の管轄ないし主として地方が管理するものに変えていく⁹⁾」として、中央各省庁と地方政府との大学の共同管理、とりわけ地方政府の役割に重点を置いた管理方法が提唱されたのである。

2. 管理体制改革の実践例

管理体制改革の具体的実践となると、80年代以降、実にさまざまな試みが実行に移された。高等教育改革の実践を編年体でまとめた忻福良編『中国高等教育改革大事記（1978—1989）』（同済大学出版社、1991年刊）などの資料集を中心に、管理体制改革関係の事項

を選び検討してみると、それらの実践は次の4つの類型に分類しうられる。

(1) 大学間協力

この類型に属する事例は、複数の高等教育機関が協力関係を結び、あるいは連携することによって、教育・研究の充実を図ろうとするものであるが、所管関係の変更を伴わない。つまり、地理的に接近した複数の高等教育機関が、いわば足りないものをお互いに融通しあう種類のものであり、他の類型の実践に比べて比較的容易に行われうるように思われる。但し、こうした大学間協力でさえ、改革・開放政策の下で初めて活発化する機運が現れたのであり、従来は異なる機関間での連携を阻む気風が支配的であった。

【事例1-1】上海の40校余りの高等教育機関が協力関係を樹立した。協力の具体的内容は、①授業計画や教育管理に関する経験の交流、②教員を相互に非常勤で招聘、③高度な内容の授業および選択科目の相互聴講、④共同研究の実施、⑤学術交流における相互の便宜供与、⑥図書、情報資料、実験設備の相互利用であった。同年春には、中国科学技術大学、合肥工業大学、安徽大学など安徽省合肥地区の7校の間で大学間協力委員会が設置され、教育、研究、設備、図書・情報、教員研修、国際的学術交流の各方面での協力が実施された¹⁰⁾。

【事例1-2】南開大学、天津大学、南京大学、南京工学院は全面的な大学間協力を実施し、そのための協力委員会を設置し、相互に教員の研修を行い、新しい専攻の開設を共同準備し、連合して大学院クラスを設け、共同研究を実施した他、図書等の相互貸借や外国の大学との交流における協力などを実施した¹¹⁾。

【事例1-3】南京大学と南開大学はその後、交流、協力を強化するための協定書に南京で調印した。この協定書によれば、教員を相互に派遣して授業を担当しあったり、研修を受けさせる他、優秀な卒業生を推薦しあって教師陣を充実させ、博士・碩士の大学院生については相手校の推薦があれば無試験で受け入れることとし、また共同で大学院生を養成したり、共同研究を実施し、さらに実験室の相互開放、共同で外国人専門家を招聘し、国際・国内学会を開催するなどの内容が盛り込まれている¹²⁾。

【事例1-4】大連市は1981年12月に高等教育機関協力委員会が設置されて以来、広範に大学間協力を展開し、横の連携を深めた。数年来、各校は基礎科目および専門科目担当の教員延べ500人を相互派遣して、新たに31科目を開講し、文理の相互浸透を図るために教員40数名を派遣しあって、12科目の選択科目を開講した。また、図書資料や科学技術情報を相互利用しあうため、各校の図書館に共通な閲覧カードを発行した¹³⁾。

【事例1-5】首都の8校の高等教育機関は実験室の相互開放、共同研究の実施、欠けている領域の教員の相互招聘、教材の交換、他校の授業の聴講承認、教員研修での協力、図書資料の相互貸借など横の連携と協力を行った¹⁴⁾。

(2) 産学協力・提携

第二の類型である企業ないし産業界と高等教育機関との提携は、人材を渴望する前者と必要経費の供給源を求める後者とのニーズが合致したところに生まれた形態であるといえよう。これもまた80年代の段階では、所管関係の変更を伴わない点では、第一の類型と共通性を有する。

【事例2-1】 西北大学と中国石油化学総公司は協定を締結し、前者が20年間に後者のために5,000人の人材を養成することを取り決めた。このための新入生募集は国家計画の中に組み込まれ、学生は卒業後に石油化学総公司に職場配置されるというものであり、その見返りとして、西北大学は石油化学総公司から設備建設費として1,000万元ならびに学生数に応じた事業費（経常費）を提供されるのである¹⁵⁾。

【事例2-2】 国家経済委員会、国家教育委員会、中国科学院が連合で「大企業・中企業と中国科学院および高等教育機関との協力を推進することに関する通知」を発し、1986年には100の大・中規模の工業系企業と中国科学院および高等教育機関との協力を推進し、重要な100の技術開発プロジェクトに関する協力計画を策定することを要求した。同通知はその最後に、こうした横の協力・連携を調整し、指導するために、国家経済委員会、国家教育委員会、中国科学院が「経済・科学技術協力調整グループ」を設置することを決めたと述べている¹⁶⁾。

(3) 共同建設・共同管理

第三の類型として分類した事例の要点は、設置ないし管理母体の異なる高等教育機関間の連携ということである。時期的には相対的に遅く80年代後半に入ってから現れたものである。とくに中央省庁と地方政府が共同で高等教育機関の建設や管理を行うものに限って「共建」と称する狭義の解釈もある。

【事例3-1】 陝西省では高等教育機関が所管の行政機関の壁を越え、所在地区の境界を越え、高等教育機関と企業や研究機関との間、あるいは高等教育機関同士で運営面の協力を行うことが広がってきた¹⁷⁾。

【事例3-2】 華東地区の高等教育機関は所管関係を越えた協力により、すでに3,000人余りの大学生を養成した。具体的には、山東省、安徽省、福建省、上海市には工業心理学、発酵工学、医学・栄養学といった専攻が少ないことから、杭州大学、浙江工学院、浙江医科大学などに委託して養成してもらい、逆に浙江省には高級看護師、計画・統計、装飾美術などの専攻を欠いていることから、これらの分野については上海第二医科大学、山東財経学院、南京芸術学院などが浙江省からの委託を受けて人材の養成を行うというものである¹⁸⁾。

(4) 合併

第三の類型のいっそう発展した形態として、90年代には大学の合併が行われるようになった。四川聯合大学のように四川大学と成都科学技術大学という共に国家教育委員会所管の大学同士の合併もあるが¹⁹⁾、合併のほとんどのケースは所管関係の完全な変更を伴うものである。そうした合併の事例としては次のようなものがある。

【事例4-1】河北医学院、河北中医学院、石家庄医学高等专科学校が合併して河北医科大学となり、河北财经学院、河北经贸学院、河北商业专科学校が合併して河北经贸大学となり、河北农业大学、河北林学院が合併して河北农业大学となった例がある²⁰⁾。

【事例4-2】江蘇農学院、揚州師範学院、揚州医学院、江蘇水利专科学校、江蘇商業专科学校の7校が合併して揚州大学が発足した²¹⁾。

【事例4-3】上海では、①上海大学（上海工業大学、上海科学技術大学、もとの上海大学、科技专科学校の4校の合併）、②上海師範大学（上海師範大学と上海師範专科学校の合併）、③華東師範大学（華東師範大学、上海幼児師範学校、上海教育学院、上海第二教育学院的合併）、④同済大学（同済大学、城市建設学院、建材学院の3校の合併）、④上海鉄道大学（上海鉄道大学と上海鉄道医科大学の合併）といった事例がある²²⁾。

3. 管理体制改革の力学

管理体制改革は時期的に見て、大学間の相互便宜供与や協力に始まり、産学の提携を経て、共同建設や合併へと推移してきたと言える。今日でも大学間協力や産学の提携は引き続き実施されているが、近年来とくに注目を集めているのは複数行政部門、とくに中央省庁と地方政府との大学の共同建設・共同運営ならびにその一形態である場合が多い大学の合併である。

冒頭に述べたような高等教育機関の設置運営の主体が分割された複雑な行政構造に対して変革を急速に促したのは、政府の機能の変化と社会主義市場経済の発展であった。すなわち、市場経済体制が確立するにつれ、経済や企業に対する政府の管理機能に重大な変化が生じ、直接管理から間接管理へ、微視的管理から巨視的管理へと変わり、さらに許認可や経費・物資の分配を司るものから計画、調整、監督、サービスだけを行うものへと政府の機能は変わってきたのである。もとの中央省庁の中には、例えば航空航天（宇宙）部が航空工業総会社と航天工業総会社に改組されたように、企業や実業団体に変わるものが出てきた。また、企業までとはいかなくとも、もとの紡績鉍業部が紡績総会に変わり、軽工業部が軽工総会に変わった例に見られるように、非営利の事業体となった省庁もある。さらに形式的には引き続き中央省庁のままではあるが、計画、調整、監督、サービスといった業務に徹するところも増えてきた。

こうした風潮の中で、利潤の上がない高等教育機関の施設建設への投資をはじめ、各省庁が支出する非営利的投資は大幅に減少した。1991年の37省庁に関する統計では、1990

年の高等教育機関への投資額が1986年に比べて平均で26.6%減少したとされる。また、1993年10月に実施された281校の直轄高等教育機関を抱える36省庁の教育への投資状況に関する調査の結果、状況は大きく三つに分かれるという次のような事実が判明した。すなわち、全体の50%に相当する第一グループの18省庁は127校の直轄高等教育機関を運営しているが、必要経費の支出に困難を極めており、所管の高等教育機関における基本建設費と呼ばれる校舎・施設等の建設整備費は数年連続して減少した後、93年にはさらに大幅な落ち込みが見られ、少なからぬ省庁は所管高等教育機関への補助金支給もままならない状況である。第二グループに属する11省庁（31%）は全て4年制以上の課程の90校を擁するが、これらの省庁が当該所管校の基本建設費として支出しうる額はほぼ前年の水準を保って推移しているとはいえ、物価上昇を考慮すれば、実質額はやはり大幅に減少しているといわざるをえない。そして、64校の直轄校を有し、第三グループに属する7省庁（19%）のみが基本建設費も往年の水準を維持しており、一定額の特別補助金の支出も行っている。こうした財政状況の良好な省庁には、交通部、鉄道部、郵電部、石油化学総公司などが含まれる²³⁾。

一般的に、各省庁はこれまで人材自給の必要性から自ら所管する高等教育機関を手放すことには消極的であった。しかし、市場経済の大きなうねりの中で、非営利的分野への財政支出を抑えざるをえない上述の状況の下、連合、共同建設、合併が改革のスローガンとして提唱されるにつれ、他の中央省庁ないし地方政府との間で所管大学の合併に応じるようになってきたのである。そして、こうした連合、連携、合併に拍車をかけたのが「211プロジェクト」（原語は「211工程」）であった。1992年11月に北京で開かれた全国普通高等教育工作会议において、当時の李鉄映国家教育委员会主任は、今後の一定期間、政府は100校前後の重点大学および一部の重点学科の集中的な充実を図り、それらを今世紀末までに世界の先進的水準に到達させるという目標を明らかにした。21世紀を目指し、100校を集中強化するという意味を表す「211プロジェクト」の開始宣言であった。その後、95年から96年にかけて、100校の重点大学を選び出すための予備審査が実施され、各地の名門校はその座をめぐるしのぎを削った。211プロジェクトの対象校のリストに加えられることは、中央政府による重視と更なる発展のための十分な経費的保障が約束されることである。この重点校選出の過程において、選出可能性のある各大学が予備審査合格のための努力を傾注したのはもちろんのこと、「おらが省の大学」意識も手伝って、当該校の所在省は大学の整備充実のため、財政的テコ入れを行うところが少なくなかった。ちなみに、北京大学、清華大学の2校が早々に予備審査を通り、第九次五か年計画期における重点校中の重点として世界の一流大学となることを目指し、集中的な充実を図るために各3億元の経費補助を与えられたのは例外的であり、予備審査に合格した数十校の大学への補助金は多いところで5,000～6,000元にとどまった。

高等教育機関が主体的に合併、連携を進める背景ないし状況としては次の3つの場合が

あるという。第一に、もともと当該高等教育機関の規模が小さかったり、条件が悪く、市場主義経済体制の熾烈な競争という条件の下で、現実に存続が難しく、危機に瀕していた場合である。第二は、もともと一定規模をもち、運営状況もある程度よく、存続の危機といった問題がないが、いっそうの発展は難しい場合である。第三は、相当規模の、国内では一定の知名度をもっているが、一流大学となるには問題がある場合である²⁴⁾。そして、211プロジェクトの予備審査合格を目指す大学の中には、全国の高等教育機関の序列における自校の従前の地位からの飛躍的な上昇をねらいとした合併を行う第三のケースに当てはまるところが少なくなかったのである。

但し、実際に合併や共同建設を行うに際して、最大の問題はやはり経費に関するものである。すなわち、裕福な省庁や地方政府とそうでないところとの間の共同建設の場合、合併校の間で教員手当をはじめとする条件の違いが顕在化しているのである。例えば、経済発展の著しい上海市にある中央省庁管轄校と上海市管轄の高等教育機関が合併し、前者の経費が後者に比べて従来余り潤沢でなかったような場合、合併後にも教員の基本給は同じであっても諸手当の大きな差がそのまま残ることになる。こうなると、同一校に勤務しながら、待遇に格差が生じることになり、低い待遇の教員の間にも不満が顕在化することになる。この問題を回避するため、広東省のようにもとの中央所管校と広東省所管校との手当を前者を後者に合わせる形で引き上げ同一にしたところは例外的であり、多くのケースは問題を残したまま合併を行っているのである。ちなみに、広東省では、1993年から全省各市のうち貧困地域を除いて、第二次産業、第三次産業からの歳入総額の1%を省財政に吸い上げ、主として教育予算に回すことを行っている。この結果、高等教育予算は毎年2億元であったものが5億元増の7億元になった。この増加分のうちから、省政府は1,000万元を高等教育機関の重点学問領域の充実のために支出した。同時に、3,000万元を高等教育機関教職員の待遇改善のために支出し、教授の月給は1,000元前後になり、公費で賄われる医療費の額も従来の年額160元から240元に増加したのである²⁵⁾。

合併の方式は、①同一地域に所在する地方政府管轄校同士の合併、②ある一つの省庁が所管する高等教育機関数校の合併、③複数の省庁と地方政府所管校の間の合併、の三つが考えられる。このうち、第三の方式の合併に最も大きな困難が伴うのである。中央所管校が地方移管される場合に往々にして見られる反対論ないし消極的態度は、次に挙げる中央省庁の一つ対外貿易経済合作部所管であった上海対外貿易学院が1993年4月に上海市に移管されたケースに典型的に見られる。

上海対外貿易学院は外国貿易の行政に明るい李嵐清副首相の積極的指導もあって、1995年下半期に上海市に移管された。これは中央所管校が地方移管された最初の例である。同校で見られた消極論の背景にあったものとして、まず中央所管校としての格式ないし有利な地位の喪失に対する不安である。中央所管校として上海対外貿易学院はこれまで専門人材の養成において優勢を誇り、社会的にも公認されてきたが、地方所属となることでこう

した地位が揺らぐのではないかという思いである。第二に影響力の衰退に対する不安である。同学院は華東地区にあるものの、従来は全国を視野に入れ、かなり強い影響力を及ぼしてきた。しかし、地方所属となると、まず地域の経済に奉仕することが第一義的目的となり、影響力が弱まるのではないかとの思いである。第三に外国貿易系統との繋がりが弱まることへの不安である。同校はこれまで外国貿易部や関連の全系統との間に広範な連携を保つことを通じて、専攻の設置、専門の情報、外国への派遣や在外研修の機会、新入生の供給源や卒業生の就職などでいずれも良好な環境にあったが、外国貿易部との直接の関係が絶たれることで、こうした有利な状況がなくなるのではないかとの思いである²⁶⁾。

この他、合併をめぐる問題状況としては、合併後の次のような点も指摘される。すなわち、上海にある国家教育委員会所管の6校は1996年末までに全て共同建設を終了したが、中央省庁所管校は上海市所管校との共建を希望する一方、上海市政府から見れば、金を出している割には上海の発展に寄与するところが少なく、効果が上がっていないと考えられるというのである。さらに、従来余り人気のなかった分野の大学、例えば農業、石油関係の大学とそれ以外の大学との間の共建、合併にも問題が付随する。つまり、前者は各関係省庁が所管していたため、曲がりなりにも必要な人材を供給することが可能であった。しかし、合併後に管轄関係が変わり、石油部、農業部などの手を離れると、当該分野の人材供給への関心が薄まり、最近の市場が必要とする分野のみの拡大が図られるといったことも起こっている。例えば、農業学院の中に金融やコンピュータなどの系が開設されるといった具合である。

おわりに

以上、近年の中国における高等教育改革の焦点といっても過言でない管理体制改革の展開を考察してきた。1997年1月14日に開催された1997年全国教育工作会議において、国家教育委員会の朱開軒主任は、「今年も引き続き共同建設と連合運営を主要な形式とする高等教育管理体制の改革を推進しなければならない」と述べ、96年中に全国で60校余りの高等教育機関が中央と省・市との共同建設を実行し、8校は地方政府へ管轄換えとなり、118校が合併により50校になったことを明らかにしている。この結果、全国の全日制高等教育機関は数の上では前年の1,054校から1,032校に減少したのである。また、各種形式の連合運営を実現したところは200校余りにのぼったという²⁷⁾。共同建設や合併はなお引き続き実施される勢いにあり、新たな合併の構想として、杭州大学と浙江医科大学を浙江大学に合併し、浙江大学の総合化を図る計画もある。これが実現すれば、博士学位授与権を有する専攻などの数において清華大学を越えることになる。また実現の可能性は薄いといわれるが、北京大学、清華大学の合併により世界の一流大学に十分に伍していける大学を創り上げるという案すらある。これまでの改革の結果、機関数は減少したものの在籍者数は増加の一途をたどっており、管理体制改革を通じての内包的発展というねらいは成功し

ていることが分かる。あの膨大な人口を考えれば、同一年齢人口の15%を越える者が高等教育機関に在籍する状況を想像することは容易ではない。しかし、絶対数から見れば、中国の全日制高等教育機関の在籍者数は現在でもすでに日本の大学・短大在籍者数に匹敵する数に達しており、いわゆる成人高等教育機関を含めれば、遥かに上回っている事実を忘れてはならない。管理体制改革を通じて高等教育機関の運営効率がさらに上がり、内包的な発展が続けられるとすれば、既存の定義による高等教育の大衆化は望み薄にしても、中国がきわめて巨大な規模の高等教育人口を抱える国家になることは確実に有り得るのである。

【註】

- 1) 建国初期の高等教育制度の基本構造の形成に関しては、大塚豊『現代中国高等教育の成立』（玉川大学出版部、1996年刊）において詳述しており、とくに中央、地方の複数の行政機関が高等教育機関を設置管理する方式の確立過程については、その第4章「行政における多数省庁所管方式の導入」を参照されたい。
- 2) 蔡克勇「積極推進高教管理体制改革」、『上海高教研究』、1995年第5期、6頁
- 3) 中華人民共和国国家教育委員会計画建設司編『全国教育事業“九五”計画和2010発展規画』、人民教育出版社、1996年、4頁
- 4) 同上書、8～9頁
- 5) わが国の大学設置基準に相当する「普通高等学校設置暫行条例」（1986年12月15日公布）の全訳は、大塚豊『中国高等教育関係法規（正文と解説）』、広島大学大学教育研究センター、1991年、41～45頁に所収。
- 6) 金鉄寛編『中華人民共和国教育大事記・第3巻』、山東教育出版社、1995年、2055頁。なお、本文中で「授業拠点」と訳した原語は「教学点」である。
- 7) 『教育体制の改革に関する中共中央の決定』、外文出版社、1985年、19頁および22頁
- 8) 中共中央・国務院「中国教育改革・発展要綱」の全訳は、苑復傑「中国の高等教育改革像」『放送教育開発センター研究紀要』第10号（1994年刊）の附録資料として、79～93頁に所収。
- 9) 前掲、『全国教育事業“九五”計画和2010発展規画』、10頁
- 10) 忻福良編『中国高等教育改革大事記（1978－1989）』、同済大学出版社、1991年、66頁（同資料集記載の日付は1980年1月24日。以下、同様）
- 11) 同上書、73頁（1985年3月16日）
- 12) 同上書、81頁（1988年7月15日）
- 13) 同上書、74頁（1985年10月12日）

- 14) 同上書、78頁 (1987年7月7日)
- 15) 同上書、70頁 (1984年8月27日)
- 16) 同上書、76頁 (1985年6月6日)
- 17) 同上書、78頁 (1987年5月19日)
- 18) 同上書、78頁 (1987年12月5日)
- 19) 四川聯合大学は、聯合大学という名称が近年いくつかの地域で見られた既存大学の分校など基盤の比較的脆弱な機関同士の合併により生まれた大学を連想させるものであり、母体の四川大学のような知名度がないことから不人気であり、やがて四川大学の校名を復活させることになった。
- 20) 劉兆吉「抗戦時期聯合大学的經驗及其啓示」、『上海高教研究』1995年第5期、76頁
- 21) 周丕創・周長春「高校聯合的目的分析」、『上海高教研究』1995年第1期、4頁
- 22) 1997年1月9日の上海市高等教育研究所でのインタビューに基づく。
- 23) 1997年1月14日に筆者が中国国家教育委員会教育發展研究中心で実施した聞き取り調査で得た情報による。
- 24) 周丕創・周長春、前掲論文、4頁
- 25) 「国家教委批准広東高教改革試点方案」、『中国教育報』1993年5月25日
- 26) 皮耐安・夏斯雲「由“条挽分割”走向“条塊有機結合”」、『上海高教研究』1995年第2期、52頁
- 27) 『人民日報』（海外版）1997年1月18日

第7章 タイ国の高等教育大衆化と 高等教育の産業リンク形成との関連について

栗本一男

この小論はタイ国における近年の高等教育の実態の変化において、高等教育の大衆化現象というものが高等教育の産業労働市場へのリンクの形成とこれを容易にするための教育機関の多様化にほかならないことを論じることを目的とする。

筆者は、大学大衆化という現象は、単に高等教育段階に該当する年齢層の多数が進学する事を意味するだけではなく、大学の社会におけるありかたが変貌し、大学の教育と産業社会との間に密接な人材養成のリンクが形成される段階であることを意味することであり、ポスト大衆化の大学とは、この形態がさらに進んで、高等教育の形態・内容の決定において大学が社会からの干渉を受けずに伝統的な自治的決定を行なうプロセスを離れ、直接的、あるいは間接的に外部需要を考慮し、または政策により教育・研究分野や手法・内容が大幅に規制されるものに移行することであると考えている。したがって高等教育機関の種別が多様化し、その管理運営に関しては従来の大学主導の管理理念・大学自治の手法等がすべての高等教育機関の管理に関する指導理念にならなくなる過程として類別できるのではないかと考えている。

このように考えると、高等教育レベルの教育機関への進学率が該当年齢人口の15%を越えなくても、十分大学大衆化が進展していると考えうる内容を備えているシステムもありうるし、高等教育の就学率が50%を越えなくても、ポスト大衆化の高等教育の内容をもつ大学が数多存在する教育制度がある現実によりよく対応するのではないかと考えている。また、ポスト大衆化段階的の大学が大衆化段階の大学と併存するとする概念設定は十分に考えられ、これによって大衆化段階の大学とポスト大衆化段階の大学の概念規定の曖昧さを軽減することができるのではないかと考えている。

このような意識の上にとってタイ国の高等教育の変化の実態を検討してみようとするものである。筆者は1996年2月から3月にかけて、アジア開発銀行の開発援助事業の一環として理工系大学院充実整備の問題を中心にタイ国の大学省や大学、政府機関、専門機関等の訪問調査を行った。そのときの知識・見聞や入手資料がこの小論の基礎になっている。

背景としての地域の経済変化

タイ国の高等教育のありかたを規制してきたものはその経済社会システムのありかたであった。タイ国の経済社会は近年激しい変化を遂げている。この変化はアセアン地域一帯

の変化の一部であり、日本の高等教育が日本の国内に限った問題として論じられてきた場合と同じように、タイ国だけを切り離し論じることは難しくなっている。タイ国の経済活動は、多国籍企業や合弁企業によって先進国の経済活動に組み込まれている他に、具体的な人の流れや物資と情報の流通において、東アジア・アセアン諸国の地域的な経済に密接に組み込まれている。この地域全体の産業構造の変化は次のように要約されるし、その変化に対応した人材が各産業に必要となっている。

1960年から1990年の30年間に、開発途上国の中でも工業化で先行した韓国では農業従事人口が61%から18%に、製造産業従事人口が10%から35%に、サービス部門が28%から47%に変化している。シンガポールでは農業人口が7%からゼロレベルに低下、製造産業従事者が23%から36%に、サービス部門が70%から64%に変化している。マレーシアでは農業労働人口が63%から27%に、製造産業が12%から23%に、サービス部門が25%から50%に伸びている。工業化の後発国であるインドネシアでは農業労働人口が75%から55%に、製造産業が8%から14%に、サービス部門が18%から31%に変化している。タイ国では農業労働人口が84%から64%に低下、製造産業が4%から14%に、サービス部門が12%から22%に伸びている。1990年以降はさらに激しい工業化の波がその地域の諸国を襲っている。

上記の農業部門、製造産業部門およびサービス部門の就業人口比率に見られるように、タイ国はインドネシアとともに、アセアン諸国のうちでは未だに農業部門の比率が大きい国である。したがってこの地域の他の途上国が高まる賃金水準の圧力で高い附加価値を求めて産業構造の高度化を図るなかでその産業高度化努力に追従する必要があるとともに、賃金水準の低い周辺国（ベトナム、中国等）への労働集約型生産業の流出を阻む良質の労働力の蓄積を図る必要が出てくる。またタイ国の産業構造は、15%が多国籍企業、70%が二国間合弁企業、あとの15%が国内資本による企業である。これらの企業が要求する技術者、専門家の技術水準は国際水準の技術者、合弁企業での中間管理職や技術者、地方産業を支える管理者や技術者など極めて多様な人材要求に対応できるものでなければならなくなっている。これに加えて、国内の産業構造の変化が急激であっただけに、大学は企業内で訓練を積み重ね技術を習得してゆく新規卒業者を出すだけでなく、直接管理事務に携わることのできる完成度の高い管理職、技術者を作り出す責務を背負うことになる。これが近年の教育制度を動かしてきた原動力になっている。

タイ国の高等教育制度の発展過程

タイ国は6-3-3制度を採用しており、最初の6年が義務教育であり、この段階の就学率が高い。現在義務教育の9年制の導入が考慮されている。小学校の卒業者の約半数が中学校に進学する。中学の卒業者はほとんど高等学校へ進学している。高等学校卒業者の約43%が大学の入学試験を受験し、約三分の一が高等教育機関に入学している。入学試験

を課す国立の大学は45,000人の定員で、他に超大型のオープンユニバーシティが二校あり、他は私立大学に流れる。大学入学資格は初等・中等教育12年の課程を卒業したことで、周辺地域の振興のために地域出身者の優先入学の枠を設けている国立大学もある。

現在入試で入学者を選抜する国立大学が22校、入試合格を入学資格としないオープン・アドミッションの国立大学が2校、学位授与資格をもつ私立大学が31校存在している。これらの大学はすべて大学省（英語では **Ministry** という訳語が使用されているが、タイ語で厳密に言えば大学庁で、日本の科学技術庁のように省レベルの扱いになっている。）が所轄し、他に文部省が所轄している高等教育レベルの職業専門学校、農業専門学校、師範学校がある。看護学院、仏教学院、軍学校、警察学校など他の省庁の所轄になる高等教育機関も存在する。

タイ国の主要な伝統的大学はチュラロンコーン大学（1916年創立、法学・政治学・経済学・商学会計学・コミュニケーション学・文芸学・美術学・教育学・工学・建築学・理学・医学・歯科学・看護学・薬学・畜産学・衛生学等の17学部と大学院のほか22の研究施設を擁する総合大学）、カセツァート大学（農林科学の専修大学として1943年創設、現在では農・林・水産・畜産・農業工学等の諸学、社会・人文科学、教育、経済学の諸学のほか大学院を設置している。）、医学のマヒドーン大学（1943年創設、現在は医科・薬学・歯科・看護学・環境学のほか理科・工学・人文社会等12学部と大学院を設置しているほか関連分野の11研究所がある）、芸術大学のシルパコーン大学、（1943年創立、考古学・建築・諸芸術学科のほか教育・産業技術・薬学・理学部等9学部大学院をもつ）であり、これらは日本における旧制の帝国大学的な存在で、初期には王国の官僚の養成を目的とした。事実この国は先述の産業構造の項目にも見られるとおり、農業が主体であり、近年にいたるまで農民か町の小商人以外は、医師を含めて役人以外に高等教育を受けたものが就ける職業が殆どなかったのである。この農業の比重の大きさは現在も産業構造にもその蔭を落としている。

しかし1950年代も後半にはいと次第に発展する製造産業を支える技術者、技師が大量に必要となり、周辺地域の開発をねらった大学が北部の中心地チェンマイ（1964年）と東北部の中心地コンケーン（1964年）にそれぞれチェンマイ大学（理工、医薬、人文社会諸科学を含む12学部と大学院）およびコンケーン大学（同様な14学部と大学院）として設置され、プリンス・オブ・ソクラ大学が（1967年に、医科・薬学・歯科のほか理工学・人文社会・教育等の11学部と大学院）南部地方の中心都市ソクラに設立されている。これらの大学は、大学のバンコック集中を避けるとともに、それぞれの地域の中高等教育終了者の進学を奨励するために優先入学させる制度を採用している。殆ど同じ時期に拡大する製造産業の発達を支援するための技術者養成を目的としてモンクート王工科大学がトンブリ（1960年）、北バンコック（1959年）とラクラバン（1971年）に設置された。3校はそれ

ぞれ重複しないように工学分野の専門分野をわけあっている。

経済生活の向上により、1960年代後半から高まった市民の高等教育への進学要求に応えるために、政府は入学試験を受けずに志願できるオープン・ユニバーシティを二校開校している。ラムカムハン大学（1971年創立、経営・経済・教育・人文・法学・政治学・理学の諸学部）とスコタイ・タマティラト大学（1978年創立、農業実習・コミュニケーション・経済・教育・衛生学・家政学・法学・自由学芸・経営学・政治学の10学部）である。これらの大学は入学者が極端に多いし、このことがその学位に対する社会的威信にも影響をあたえている。同時に政府はそれまで厳格に規制してきた私立大学の設立を振興させるために1969年に規制緩和を実施した。私立大学は1970年にはいって急速に増加している。

高等教育に分類される教育機関は上記の教育機関のほかには文部省の監督下にラジャマンガラ工科学院とラジャバット学院がある。(Rajamangala Institute of Technology and Rajabat Institutes) ラジャマンガラ工科学院の教育機関の前身は、地方におかれていた師範学校が主で、1984年に4年制の大学となり、1992年に大学に昇格された。この大学は全国28ヶ所に分校があり、学位レベル、修了書レベル、ディプロマ・レベルの教育・訓練を行なっている。ラジャバット学院は職業訓練機関で全国36ヶ所に分校があり、地方産業の雇用者を理事会に参加させ、地方の技術需要に対応するものである。

このほかに近年新しい形の大学が設置されている。特にスラナリー工科大学（1990年設置、農業工学・産業工学・資源工学・理学・社会工学の5学部編成）と最近設置されたヴァライラック大学等は、高度な訓練を経た先端産業の技術者の育成を目指した理工系の大学で、教官は伝統的の大学での給与条件を制約してきた公務員身分を離れ任期性の勤務契約を結ぶことで一般の国立大学教官に比べてはるかに高額の給与を支給されている。外国の大学理学、工学の博士号を取得し研究経験のある専門家を集中的に集め、実業界で勤務する場合に近い給与と処遇を与えている。したがってこの大学の経営には私企業経営に近い経営手腕が要求されることになる。また、採用された専門家はこの待遇に見合った外部での仕事の制限と実業界並みの授業担当、研究実績をあげる責任を課されている。

各高等機関の機能の違いと役割

上記の教育機関の高等教育制度全体に占める役割をみるために各機関の在籍者の数を下に掲げる。

下記の教育機関に在籍対照となる18歳－24歳の人口は1993年に857万8000人と推定されているが、これにあてはめると現在在籍の130万6,600人は大体16%となるし、18歳－22歳の4年間の人口を572万程度と考えられるので、学部教育以下の在学者（1,262,643）の該当年齢の人口に対する比率は22%になる。1990年の世銀の報告も指摘しているように、タイ国の高等教育機関の構成は極めてユニークであるも、高等教育システムのマス化は高度

に進んでおり、かなりの学生に高等教育の機会を提供している。(JeePeng Tan, 1990, P.171) 研究大学としてはチュラロンコン大学が諸分野で目立った中心的存在であり、このほかに先述した諸大学がそれぞれの分野で国際的な協力関係を結べる水準である。

1994年度全教育機関在籍者数と取得資格 (大学省政策計画局資料)

教育機関種別	職業証書コース (ディプロマ)	学位取得 コース	B. A/B. Sc より 上位資格コース	合計
国立大学 (入試あり)	2,509	130,902	38,892	172,303
国立大学 (入試なし)	0	488,929	1,434	490,363
私立大学	7,895	120,693	3,629	132,217
職業専科学院	82,014	997	—	83,011
ラジャバット学院	63,514	214,747	—	278,261
ラジャマカラ工科学院	38,441	14,261	—	52,702
私立専門学院	97,741	—	—	97,741
合計	292,114	970,529	43,955	1,306,598

私学での教育は人文社会科学の教育が主であり、理工関係の科目は少ない。理工関係の科目がある場合でも大きな設備投資を必要としないコンピューター諸科学を中心に行っている。また上記の学生比率に見られるように大学院が弱く、したがって研究分野では貢献があまり期待できない。現在31大学あるなかで、バンコック大学 (1962年創設、会計学部・経営学部・コミュニケーション科学部・経済学部・芸術学部・人文科学部・法学部・理学部と大学院を設置)、デュラキプンディット大学 (1968年設置、会計学部・経営学部・コミュニケーション科学部・経済学部・人文学部・法学部と大学院)、タイ商工会議所大学 (1971年設置、会計学部・経営学部・コミュニケーション学部・経済学部・工学部・人文学部・理学部と大学院)、スリパトム大学 (1970年設置、会計学部・経営学部・コミュニケーション学部・工学部・自由学芸学部・法学部と大学院)、アサンブション大学 (1969年創立、芸術学部・経営学部・看護学部・コミュニケーション学部・工学部・保険学部・法学部・理工学部と大学院を設置) の5大学が中心的存在で、この5校で私立大学の学生の約50%を占めている。

現在のところ、国立大学の学生数17万2千は私立大学の学生数13万2千余りより多い。しかし、1977年に国立大学の学生が80%、私立大学が20%の比率であったものが、1992年の比率では64%と36%に、二年後の1994年に57%と43%に接近していることを事を考えると近い将来その数は逆転すると思われる。

国立大学のうち入試を入学の条件にしない大学はラムカムハン大学とスコタイ・タマテ

イラット・オープン・ユニバーシティである。この2校で上記に見られる49万人近い学生を収容している。したがって学生の学習条件、教官の教育条件には厳しいものがある。

産業化の急激な進展と人材供給のアンバランス

タイ国の教育の近年の最大の問題は大学院レベルでの理学・工学教育の振興である。この問題は高等教育の制度が急激な産業構造の変革に対応しきれなかったことからくる。アジア開発銀行のプロジェクト関連の聞き取り調査で商工会議所筋の専門家から受けた説明によると、大まかに見て現在のタイ国の企業の15%が多国籍企業、70%が外国企業との合弁事業、残りの15%が土着産業であるとのことであった。

タイ国の大学や他の高等教育機関での従来の学生の専門分野への割り振りは、上記の15%の土着産業への人材供給に関しては対応できるものであった。しかし急激に国外の先進産業国での技術水準に見合った熟練工、技術者、中堅技師、中間管理職、経営専門家等が大量に求められると、これに対応できるのが高等教育が供給できる人材だけに限られてくる。したがってこれに対応する様々な教育機関の変化が見られた。従来の文部省管轄下の師範学校・職業訓練機関が理工科の中堅技術者養成のラジャパット学院、ラジャマンガラ工科学院に変化したのはこの人材供給への圧力であった。同様に、従来の各専門分野の大学にも理工関係の科目がおかれた。地方の中心大学は理工関係科目が主体に構成されている。

産業構造の変化とこれに対応する人材の問題は単に数量的なものではない。40年ばかり以前、産業構造の変化を経験していた日本では「経済の二重構造」という文字が新聞の紙面に見られない日はなかったほどである。当時は産業の近代化部門の生産性と在来部門の生産性の違いが問題とされていた。タイ国の高等教育が直面している問題は、在来産業が要求する人材、外国資本の製造産業が要求する水準の人材、これに加えて急速に展開する先端産業部門の要求する人材等、いわば三重構造とでもいえそうな多様な人材の訓練水準である。このために先端産業部門の人材が払底し、新規卒業者の高い給与での採用、若手専門家の引き抜きが日常化した。

しかし、理工関係の卒業生の初任給が人文系の給与を大幅に上回り、とくに電子工学、コンピューター科学の卒業生の初任給が博士号を持った新任大学教官の給与を上回るようになる、学生の青田買いどころではなく若手の教官の高給での引き抜きがおこり理工系の学部が壊滅しかねないことになった。若手の教官を引き止める給与は、日本におけると同様に国立大学で教官に公務員身分を保障する限り、公務員の給与表によらざるを得ず、その体系は産業社会の給与に対して明らかに低いものである。参考までに現行のタイ国公務員全体に対し使用される給与体系のフレームワークを下に示す。この数字は基本給で月額であり手当を含まない。

タイ国公務員給与表 (月額、単位パーツ)

1 等級	4, 1 0 0 – 7, 2 6 0	(2 9 段階)
2	4, 9 0 0 – 8, 6 9 0	(2 6)
3	6, 2 0 0 – 1 3, 1 8 0	(3 9)
4	7, 3 8 0 – 1 6, 1 0 0	(3 9)
5	9, 0 4 0 – 1 9, 7 4 0	(3 9)
6	1 1, 1 2 0 – 2 4, 4 4 0	(3 9)
7	1 3, 6 8 0 – 2 9, 8 1 0	(3 9)
8	1 6, 8 0 0 – 4 2, 1 7 0	(4 7)
9	2 0, 0 4 0 – 4 4, 9 3 0	(3 9)
1 0	2 5, 3 7 0 – 5 3, 1 3 0	(3 7)
1 1	2 9, 6 9 0 – 5 7, 1 9 0	(3 1)
1 2	4 2, 1 2 0 – 5 9, 0 9 0	(1 9)

この給与表は最下級の（1等級）給与から、本省事務次官、大学学長クラスの（12等級）給与まで職種に応じて割り当てられている。この給与表は一般の公務員、大学教官・事務職員、議会・司法関係職員、警察、一般教職員、地方公務員等のすべてにわたって適用されるものである。大学教官の任官時点での給与は、基本給で3等級から7等級までに位置づけられ、初任給は新任講師採用の場合は保持する資格によって次のように限定される。

学位のみを有する者	3等級、2年後4等級に昇任
MA、MS cを有する者	4等級、2年後5等級へ
Ph. D.	5等級、1年後6等級へ

つまり、修士号保持者が大学で講師に就任する場合、初年度は月額7,300パーツ、2年後9,040パーツの給与を受ける。助教授の給与は6－8等級、教授(Associate Professor)は7－9等級、正教授は9－11等級の給与とされている。1996年当初の調査時に、電子工学の学部卒業生が月額15,000パーツを提示されたことが何ヶ所かで話題になっていた。従来大学の大学新規卒業生の標準的な給与は確かな数字が手元にないが上記の公務員給与表3等級が事務職に採用される場合の一般的な給与であることから、外資系でない企業の給与は7,000パーツ見当であると考えられる。

新しい大学構想

従来の手法による大学の改革が理工系の大学院レベルで特に困難となっているため、産業界が提供している給与に近い給与条件を提示することで有能な教官を確保している新

しい大学が設置されるようになってきている。先述したスラナリー工科大学、ヴァライラック大学や学位授与機能の確保の関係でタマサート大学に付置されている SIIT（シリンドン国際技術研究所）等がこれである。SIIT を例にとると、この研究・教育機関は現在英語で学部教育を行なう唯一の大学であり、タマサート大学、タイ国産業連盟、日本の経団連が支援している教育機関である。土木・機会・電子・産業技術・情報工学の5部門を持ち、学生は各部門各年60名、合計各年300名で運営費は授業料が主体（学生一人当たり年13万バーツを徴収、他の国立大学では授業料は年間約4,500バーツから5,500バーツ、オープン・ユニバーシティでは年間（6コースとして）1,200バーツ程度である）、公的援助なしで、研究費の25%は政府補助を受けているが、後はタイと日本の企業（タイ大林、住友、JICA 等）が支援している。教官はすべて博士号保持者を集めているが、そのために給与体系は35,000から70,000バーツとなっていて、40,000-50,000バーツが平均的な給与である。（最近50,000バーツ給与を支給していた教官をテレコムに月給70,000バーツで引き抜かれたと指摘していた。）この大学では、他の大学と異なり教官の勤務も厳しく、外部での仕事は週一日に限定、そこから派生する収入の20%を大学に還付するほか、年間8単位の授業を担当、週16時間のコンタクト・アワーと研究論文を年2編が義務づけられている。契約は任期制で、公務員としての身分保証はない。実業社会と同じ水準の給与を保証する代わりに、これと同じ水準の生産性を求め、学生にたいしてもその教育に見合った財政負担を要求している新しい概念の大学である。

いくつかの他の大学で教官の公務員身分をはずし、高い給与と厳しい勤務条件の任期制に移行する可能性が議論されたが、安定した公務員身分をはなれることに対する教官のためらいが多く、伝統的大学の制度的改革を遅らせている。このことは伝統的な総合大学に自らの組織の改革で新しい社会的要求に応じた高等教育機関に変身するのを期待するのは無理ではないかと考えさせられる。新しい運営機能を備えた高等教育機関を設置し、旧来の大学から良い条件で人材を引き抜き、機能しなくなった機関は財源を縮小して立ち枯れさせる方向に世界的な流れがあるとさえ考えさせられるものである。

大学改革に対する行政的対応

タイ国の各大学は、日本の現行制度のように大学の設置、組織、運営を規定する法規、規則で包括的な規制を受けず、日本の旧制のシステムのように勅令によって設立された背景があるので、大学の間一律の改革を導入することが難しいし、その様に思考されることはない。したがって各種の改革に日本の大学の金太郎飴的な相互の類似性がなく極めて多様な存在になっている。

これ以外に大学を所轄している大学省が大学の存在自体より新しい存在であり、大学に対して強い始動性を発揮しにくい立場にあることも考慮すべきであろう。政府と大学間の調整機関として国（公）立大学事務局－Office of Public Universities－が設置されたの

は1972年にでた国家執行委員会の政令によるもので、この機関は最初総理府のもとにおかれた。同じ政令で私立大学は文部省内の私立教育委員会事務局の責任とされた。1974年に政令が改正され、この私立大学の指導助言は国立大学事務局が扱うものとされた。同事務局は1977年に大学局－ the Office of University Affairs －となり、1982年、大学省に昇格し現在にいたっている。したがって日本の場合のような文部省が帝国大学を設置し当初は事務局まで省内部に抱え込んでいたような背景からくる国家の行政による強い指導性を発揮する立場にはない。

この国の高等教育行政の特徴は様々な決定に閣僚を含んだ行政委員会の権威に依存している点がある。二、三例をあげると、教授の任免、昇任、給与の決定に大学人事委員会がかかわり、この委員会の議長は首相であり（通常副首相が代行）大学省大臣が副議長である。大学委員会は大学省次官が議長で国家予算担当次官、人事院事務次官等がメンバーである。ここで教育政策、高等教育計画、カリキュラムの水準、大学・学部真偽の設置・認可、私立大学の認可、予算の認可等に関する決定が月例会で行われる。この委員会は審議のための委員会ではなく、行政決定を行なう機関である。大学の予算は大学省が取りまとめているが、その調整機能について訪問聞き取り調査したところでは、大学委員会が決定した基本的な方針を各大学に通知するが、実際の調整は同省予算担当スタッフの数、学歴、職業的背景、事務の実際から判断して、大学が作成した予算原案の不整合ヶ所のチェック以上のものではないと考えられた。また、大学省の要職は大学から抜擢され、任命されたアカデミック・スタッフによって占められている。大学教育が重要な変革の時期にあるとき、強い行政的指導力を発揮できないことは制度的な弱点であると言えなくもないが、逆にこのことが高等教育全体の産業社会への対応を多様で柔軟なものにしたとも考えられる。日本のように金太郎飴的に何もかも画一化してあつかうのは大学だけではなく産業社会も同じことであり、これまでとられてきた画一的な大学改革の手法ももう一度考えなおす必要があるのではないか。

タイ国の高等教育の改革の展望

タイ国が社会・経済的変革期を乗り越えるための高等教育の改革は長期的視点によるべしとの理由で「タイ国高等教育長期計画（1990－2004）」なる15ヶ年計画が立てられている。そのなかに見られる改革の方向は、異なった人材需要にみあった多様な教育機関の存在であり、各機関の官僚的規制からの解放である。国家による画一的な教育機関の統一や水準設定は考慮されていない。具体的な方策としては、高等教育全体を代表して政府とブロック・グラント予算を交渉する機関の設置、大学・高等教育機関の自立運営のための財務・人事・学術研究上の自治機能の拡大とこれに見合う自主的な資金調達と学生の将来の受益に見合った適切な受益者負担水準への授業料の設定、私学の振興のために外国の大学との提携、大企業との提携等への道を開くこと、私学と官学の相互交流を容易にすること、

コミュニティの代表が大学管理のあらゆる面で参加することによる高等教育の経営効率と社会的需要への対応、最高水準の専門家を大学にひきつけ、留ませるだけの処遇と最高水準の大学管理者を（外部から）招請し十分な期間その職に留ませる措置、大学の資源の柔軟な有効利用を図るためカリキュラムをプロジェクト・ベースで構築すること等があげられている。大学大衆化時代への対応は高等教育機関の多様化と社会との密接な関係の構築に求められている。

結論

以上、簡単にタイ国の高等教育の変化を中心に大学と産業社会の対応を見てきた。一国の制度の発展はその国の歴史的・経済的・社会的・文化的な諸要因によって左右される。タイ国の高等教育の制度に見られる多様性は、日本の今後の高等教育改革を考える上で大変興味深いものである。社会の高等教育に対する需要が多様で急激であったために多様な高等教育機関と多様な管理運営の手法を生むことになった。このように考えると日本の金太郎飴的に画一化された大学制度は社会制度・産業制度のゆっくりした拡大に便利な手法であった。同じ手法で右肩上がりの社会構造の変化が一段落した社会の多様な需要に対応できるのか。このことは大学だけでなく産業社会も同じことであり、最近の経済界の新卒者通年採用等就職メカニズムの見直しもこの新しい方向の模索であろう。これまでとられてきた画一的な大学改革の手法ももう一度考えなおす必要があるのではないか。

近年における大学の変化を大学大衆化という進学率の延びと学生の質の変化だけを問題にする安易な概念構成では、今後の高等教育の変化を読み切れなくなると考える。アメリカにおける経済活動の変化と教育との関連に於て観察された高等教育への進学比率の上昇と高等教育機関の教育・研究や組織運営上の変化は、アメリカの社会と異なった社会組織を持ち、経済変化を異なったかたちで経験する他の国々、特に開発途上国においては異なったかたちであられる。したがって就学率が15%や50%のレベルに達しなくても、アメリカで起こった高等教育機関と社会の関連の変化と同様の変化が（またこれに見合った大学の教育・研究、組織運営手法の変化が）、それぞれの国の高等教育に起こりうるものであるし、高等教育機関における産業社会との新しいリンクの形成が確立している場合もあるし、ポスト大衆化の様相であると筆者が考える高等教育への財政支援に見合った大学管理運営に対する外部の参加や規制が極度に進んだ形態を持つ国もある。したがって、高等教育への就学が該当年令層の15%を越えるとき大学大衆化が始まり、その比率が50%を越えるときポスト大衆化時代が始まるとする理論的枠組みにおける数字自体へのこだわりは、現在の高等教育の変化の本質を見誤ることになると筆者は考える。タイ国の高等教育での苦闘はこのことをわれわれに指し示しているのではなかろうか。

参照文献

- Ministry of University Affairs (MUA), *General Information*, Bangkok, 1992
- MUA, *Thailand's Long-Term Plan for Higher Education (1990–2004)*, Bangkok, 1992
- MUA, *National Case Studies on Higher Education in Thailand*, Bangkok, UNESCO Regional Office for Education in Asia and the Pacific, 1986
- MUA, *National Seminar Report on Internationalization of Thai Higher Education*, January 28–30, 1991
- Tan, Jee-Peng, *Thailand's Education Sector at a Crossroads, Selected Issues*, Washington, The World Bank, 1990
- UNESCO, *Policy Paper for Change and Development in Higher Education*, Paris, 1995

総 括

終章 概括と課題

有本 章

本報告書は、理論編、日本調査編、外国調査編の3部構成になっている。各編は、研究主題である「ポスト大衆化段階の大学組織変容過程の比較研究」をそれぞれ追究する点では共通の土俵に立っているのはもとよりであるが、同時に各編が個々の独自性を備えている点も特徴として指摘できる。終章では、このような報告書の性格を考慮しながら、全体を通じての概括とそれに関連した課題について若干の検討を行うことにしたい。

(1) まず、理論編では、第1章と第2章において、大衆化とポスト大衆化の概念を掘り下げて論じており、大衆化とポスト大衆化を区別することの必要性、意義、問題点などに関して議論を展開している。本報告のスタンスは、両者の意図的区別を行う観点に立つが、その場合でも、その区別は量的指標のみに依拠して単純に行えないことに注意を払いながら、質的側面へ注目する見解を示している。少なくとも、大衆化とポスト大衆化の識別が量的側面からのみでは不十分であること、大衆化からポスト大衆化への直線的な発展ではなく質的な内容を含みながら、いわば螺旋的な発展を辿ること、等はかなり明確になったのではあるまいか。そのことは、例えば、①量的発展の帰結に内在する葛藤や病理の側面、②大衆化段階の成熟段階での教育改革の成否、③大衆化段階に含まれるエリート、大衆、ポスト大衆化の分化傾向、等の見解によって裏書きされるに違いない。③の論点に関しては、いまだ大衆化段階に着手したばかりのタイの高等教育にポスト大衆化的現象がほの見えるとする点にも窺えるし、いまだエリート段階に位置づくと思われる中国の場合にも必ずしもエリート段階に限定できない状況が現出しており、画一的な分類の適用では把握できない質的多様化が進行している事実が認められる。その点では、量的に類似した発展段階を辿っているように見える日米両国の場合でも、軌を一にした軌跡を描くのではなく、単純にマスからポスト・マスへと移行するという図式が成り立つとは言えない。

その意味では、アメリカの高等教育の発展を基礎に構築されているトロウ・モデルに従えば、エリート、マス、ユニバーサルの各段階は高等教育進学人口を指標にして直線的な発展を遂げるとされるが、そこには自ずから限界がある。それを社会や文化の異なる他国へ適用して国際比較を試みようとする場合には、自ずから限界を内包しているのであり、各システム特有の質的内容を考慮しながら使用することが必要であろう。

国際比較は、できるだけ共通の概念や指標を使用して、同じ枠組みの中に位置づけて特殊性と普遍性を析出することが必要であるはずであるから、そのような視座に見合うような適切な比較可能な中範囲の概念や指標を考案し、実際に比較に使用することは現実的な

試みである。したがって、ポスト大衆化の概念もまた、その種の概念の一つとしての有効性を持つと考えられる。

第3章では、ポスト大衆化の直接的な論議ではないが、現段階の大学組織改革を推進する場合に中心的な論点として位置づくはずのアカウンタビリティとオートノミーの関係を日本の大学管理運営改革を中心に論考したものである。その分析を通じて、巨視的な観点からの議論が行われた結果、大学管理運営の改革と職能的自由の確立は、官僚機構の改革と照応して完結する性格を持つことを示唆している。

(2) 第Ⅱ部では、今回の研究で行われた全国調査の第1次分析を行い、最近の組織改革の動向を明らかにしている。社会変動の指標—高度化、連携化、社会化、国際化、学際化、情報化—に対して、大学の個性の指標—多様性、柔軟性、開放性、効率性—が大学組織—教育組織、研究組織、管理運営組織、社会サービス組織—の各側面において、いかに達成されているかを検討している。

全体の分析を通じて最近の大学改革の動きを捉えると、管理運営組織の項で分析されているように、改革体制の整備はいわゆる大綱化（1991年）以降に集中的に行われ、大学運営の円滑化、教員人事の活性化等への取り組みが推進されつつあることが理解できる。大学自治や学問の自由との関わりで、改革の課題が山積していることも明確になった。

研究組織は、教育組織改革に比較して、大衆化の影響が比較的少ない領域であるが、今日の大学改革では、研究時間をやりくりして教育や各種の会議に時間を回している事実が読み取れる。教育組織改革は、学部の改組・再編、名称変更、大学院の設置形態変更、学内外との単位互換、シラバス、セメスター制、専門教育カリキュラム、等では何らかの改革が行われつつある。他方、補習教育、放送大学や専門学校等との単位互換、ボランティア・社会経験の単位認定などは殆ど実施されていない。表面的なタテマエ的な改革は確かに進行しつつあるが、大衆化段階の量的発展に対応して改革すべき教育を中心とした質的整備に関しては不十分な段階にとどまっているのである。ポスト大衆化の本質とかがかわる量的発展に起因する教育病理の克服という教育の実質的な中味に関する改革は、必ずしも十分な改革が行われているとはいえないと読める動向となっていることが分かる。社会サービスと関連した大学開放の施策では、社会人入試、生涯学習センター・地域共同研究センター等の設置は、1990年代に急速な発展を示した事実が判明している。生涯学習への大学側からの質的な接続に関しては、いまだ立ち遅れた状態に置かれていることが分かる。

管理運営、研究、教育、社会的サービスの各組織とかがかわる全体の傾向については、このような動向が認められるが、国・公・私立のセクター間には差異が存在する事実も明確になった。このことは、同じポスト大衆化段階といっても、システム間にはかなりの相違が見られるのと同様に、同じシステム内にもセクター間にはかなりの相違が見られる事実を指摘している。

大学組織改革の全体的動向に明確にされているように、学長の見解では、社会変動へ対応した各組織改革には、セクター間にはかなりの差異が認められる。教育組織で最も進展しているとされる情報化では、私立大学が先頭に立ち、最も立ち遅れているとされる連携化では国立大学が積極的である。他方、研究組織では、最も進展している情報化では、国立大学が率先し、その他の指標でも概して国立主導になっている。社会的サービスの社会化の指標では全体に進展度が高いが、その中では公立大学の進展度が高い。こうした相違には、国や地方自治体の政府との関係の強い国・公立と、市場原理の影響の強い私立との改革への取り組みの相違が具現していると読める結果になっていると解される。

セクター間に加え、セクション間にも差異や格差が見られる。学長や学部長の意見を分析した結果、大学間や学部間に意見の相違がかなりある事実が指摘されていることから、さらに細かく分析するならば、専門分野間での相違もかなりあると予想される。ヒエラルヒー間に注目すれば、約560校を数える大学の成層間にも相違がある。大学成層に関しては、学長の見解の分析に多様性が具現しているように、研究志向を強めている研究大学と大衆化段階に対応した教育改革が一層期待される研究大学以外の大学では自ずから改革のアクセントが異なると予想される。同じ大学というカテゴリーで括れる組織も、実際には研究、教育、社会的サービス、管理運営の諸側面において、セクター、セクション、ヒエラルヒー、ここでは言及しなかったティアの各側面において、多様な役割や活動を遂行している事実が観察できる。すでに同じ大学でありながら、実態としては種別化が進行しており、それに見合う個性化が模索されている実態が察知できるのではあるまいか。そのことの詳細に関しては、第1次分析では掘り下げていないが、第2次分析によって調べることによって、改革の深淺の度合いを解析し、今後の改革の方向性を明らかにすることが不可欠であろう。

(3) 第Ⅲ部の外国調査編では、各国の大学組織改革の主要な問題を文献、調査資料を踏まえて、事例的に分析している。

アメリカは、3,400校に及ぶ多様な大学機関が存在するので、個別大学の組織改革の分析は困難である。このことを勘案して、現在最も大きな関心を集めている管理運営組織中の大学自治とアカウンタビリティの接点にある理事会に焦点を合わせることは、適切であろう。特に州と大学との摩擦が深まりを示す中で、両者の間の緩衝装置としての理事会の役割が重要性を帯びていること、理事会への権限集中の動きとそこから生じる理事長と学長との対立の激化をいかに調整するかがポスト大衆化段階の課題になっていることが明らかにされている。産業社会の経営の論理をアカデミズムの世界に最も効率的に取り入れているとみなされるアメリカに現実に起こりつつある葛藤は、他の大学システムが大なり小なり直面しつつある問題だけに、その動向から目が離せないだろう。

イギリスは、大学補助金委員会から次段階の委員会を経て、高等教育財政審議会が設置

され、今日の高等教育財政改革に重要な役割を果たし、特に経常経費配分、教育評価や研究評価に基づく研究費配分等に関与していることが分析されている。費用効率の向上と教育・研究の質の向上の両立によって、効率とアカウンタビリティを軸に高等教育の大衆化を図る政策が進行している事実が明確にされている。全体にアカウンタビリティへの改革が急ピッチに進行している中で、大学側からのオートノミーの問題がいかに対応しているかは、イギリスに関する今後の研究課題として注目されるばかりではなく、他の国々にも共通の関心を引き起こすに違いない。

ドイツは、規制緩和と関わる管理運営組織の改革から今日では会計制度改革への展開が見られるという視点に立って、両者の分析が行われている。大学管理は従来の二元的管理から一元的管理への改革が模索されたが、結局は、教授から学長または総長になることの重要性が再確認される結果となった。他方、会計制度は国の事務に属し、大学の裁量の余地は少なかったが、最近では包括予算ないし財政自治などの財政改革が論議され、規制緩和が進行しており、今後さらに組織改革の誘因となる見通しとなっている。このような全体の動きの中で事例的に各州の改革の状態を紹介しており、同じ州立大学でも州によって、また機関によって特徴が見られることが分かる。ドイツにおいても、アメリカやイギリスと同様、アカウンタビリティとオートノミーの角逐をいかに解決するかが問われることが分かる。

フランスの場合も、大枠としては同様の構図が適用される。国と大学の間で財政的な問題としては、契約政策が導入され規制緩和が行われていること、他方、大学の管理運営の多元化が行われていることがあるかたわら、学長の役割強化や管理運営の効率化が図られていることが指摘されている。さらに、他の国でも、進行しているはずであるが、この度の報告では十分に触れられていない教育改革に関する分析も行われている。つまり、現在の大学組織改革の焦点として教育改革が詳しく論述されている。1985年に設置された大学評価委員会による大学評価が進行しているのははじめ、大学教育の職業教育化を軸とした大学教育改革が重要視されており、特に高等教育機関の新設、免状改革、大学における情報提供の必要性、などのシステムレベルの改革が進められている事実が認められる。他方、中央集権化の強いフランス高等教育システムの中で、各大学の取り組みは伝統や性格を反映してかなり多様であることの事例が種々紹介されており、問題点や課題が大学によって異なる現状も窺われる。

オーストラリアは、イギリスと同様に、かなり大胆な改革が進行している点で注目に値する。報告では、高等教育緑書や白書の発表が高等教育革命をもたらし、特に従来の二元制度を解体し、「規模の経済」による高等教育機関の半減を招いたこと、こうして統合された大学は以前にくらべて教育重視に転換したこと、などが指摘されている。総じて、大学人の論議を踏まえて改革であるよりも政府の上からの指導の色彩が強い改革である点に特徴が見出される。公平や平等の原則に立ち、高等教育からエリート色を少なくする労働

党政権の政策が、このような二元制度解体、職業教育重視、大学の企業との連携強化、に作用しており、その結果、急速に高等教育の大衆化あるいはポスト大衆化が加速されている。そこには、学問研究の自由を標榜するエリート的大学観からの転換、大学の学校化への進行が認められるという。

中国は、高等教育の設置運営主体の分割方式の見直しによる管理体制改革が進行し、従来の外延的發展から内包的發展が提唱されるに至り、中央省庁と地方政府との大学の共同管理、地方政府の役割に重点を置いた管理方法が提唱されるに至った経緯が述べられている。これら管理体制改革の実践例として、大学間協力、産学協力・提携、共同建設・管理、合併の各方式が紹介されている。こうした動きに拍車をかけた「211プロジェクト」によって紹介されているように、重点大学をめざして省庁間や大学間の競争が激化し、世界一流を目指す北京大学や精華大学を頂点にした大学成層の再編成が起りつつあることが窺える。機関の内的潜在力を重視する内包的發展が成功しつつあるとの評価が与えられている。

タイは、アセアン諸国の中で、農業部門の比率が大きい国であるが、1960年代の後半から高等教育への需要の高まりに対応して、オープン・ユニバーシティが二校開設されており、全体の在籍者数（130万人）の約4割が在籍している。このことは興味深い事実である。いわゆるオープン・アクセス型よりもオープン・アテンダンス型の学生層の存在を示唆していると考えられるからである。タイは量的な指標からすれば、いまだ大衆化段階に位置するはずである。にもかかわらず、このような現象を観察できるとすれば、大衆化の次段階にポスト大衆化段階があると考えるよりも、大衆化段階が緒についた段階で、少なくとも機能的にはすでにポスト大衆化段階が並行して進行しているとも読める動きである。タイの高等教育改革の展望が多様な人材需要に見合う柔軟な方向を模索している一つの証左と解されるし、国内資本系が15%で他は外国資本系をとる産業構造の性格を反映した世界とリンクした高等教育システムを潜在的に構築しているとも解される。

（4）最後に、今後の研究課題としては、上でも指摘しているが、それを除いて以下に4点ほど指摘しておきたい。第1には、大衆化段階とポスト大衆化段階の概念分析を深める必要性があることを指摘できよう。本報告では、トロウ・モデルを踏まえ、その所説と限界を検討し、一応の整理をした上で、マスとポスト・マスを試験的に使用しているが、その妥当性を含めて一層の研究が欠かせないはずである。

第2に、大学組織改革の動向に関しては、分析枠組みに基づいて分析し、研究、教育、社会的サービス、管理運営の各組織水準の特徴をセクター別を中心に把握することができたが、専門分野、地理的条件、大学成層、等の指標による詳細な分析は残されている。セクター間のみでも、かなりの差異や格差が見られることから推して、セクション、ヒエラルヒー、ティアなどを指標を適用して分析すれば、一層の差異や格差が具現するものと予

想される。同時に、各組織改革の具体的な分析も残されており、例えば、管理運営組織を例にすれば、アカウンタビリティとオートノミーの巨視的な分析を考慮しながら、大学管理運営組織改革がいかに関進されているかの分析が行われる必要がある。

第3に、日本の改革の実状と諸外国の改革の実状をできるだけ等質の指標によって比較することも、大衆化やポスト大衆化の進行の差異と広がり把握するために欠かせない。今回の報告で明らかになったように、各国にはさまざまな相違点が見られ、ポスト大衆化の枠組みで一律に論じられない現実が存在することは明白である。その点を明らかにする試みは一応の成果を得たといえるが、さらに個々の相違と共通性を明確にする作業が必要であろう。一様の比較が困難な実情が厳然と横たわることから、アカウンタビリティとオートノミーの調整の問題、規制緩和や市場原理の導入の問題、といった共通の問題点や課題も存在していることも見逃せないし、そこに比較研究の大きな可能性があるに違いない。

関連して、第4に、各国の特徴を比較することによって、日本の高等教育政策への提言を可能にすることが期待される。各国の最も重要な改革の動きを中心に報告がなされている点から理解できるように、主として国家社会と大学の関係を基軸にした管理運営体制や組織の改革に今日の重要な問題が存在していることが分かると同時に、それは効率や能率を志向する国家や社会の側の論理とオートノミーを重視する大学側の関係の問題と化している点では共通性が認められる。能率、効率、アカウンタビリティ、市場原理、民営化が追究され、経済的合理性と教育、研究、社会的サービスなどの広く学術水準の維持とをいかに両立するかが、各システムで問われていることが分かる。その意味では、理論的にあるいは実態的にさまざまな大衆化段階あるいはポスト大衆化段階が各高等教育システムにおいて展開されていながら、エリート段階、大衆化段階、ポスト大衆化段階の区別を超えた、現時点でのグローバルな共通課題が存在していることが見えてくるのではあるまいか。そのことが各国報告の集約から得られる一応の理解だと強調すれば、さらに、それらの進展具合を同じ土俵で検討する視点を徹底し、共通性と差異を明確にし、今後の高等教育計画・政策に資する糧にすることは、比較研究の成果として期待されるはずである。

資料編

自由記述欄

国立大学・学長

◆設問が目標の高さによって定量的な意味を持たないと思う。すなわち、インクレメンタルな改革をやるのか、文明の転換を見据えた革命的な変化を目ざしているかによって全く異なる自己評価が出て来ると思う。近代の二百年が地球容量の限界に打ち当たって、その生長を止めつつある。「一定の手順によれば一定の結論に達する」ことを目標として学問体系を組み立て、地球上のあらゆる活動を理解し、その運用を計ろうとして来た。その駆動力の中心をなすものは近代科学技術であり、大規模単様な生産技術と高速大量輸送技術に支えられた比較的粗放なものであり、地球上の空間をそれぞれの目的に分けとって縦割り社会とすることによって有用性を発揮し、人類の大増殖を可能にした。近代の大学も縦割りの産業分離にほぼ対応する学部・学科システムをとり、限定された範囲の中で有効性を発揮する定食型のメニューで学生を教育して来た。地球上（社会）に余裕のあるうちはそれですんだが、はびこりすぎた人類が自然と共生し、縦割社会を複合化・融合化して、学問と資源を有効に使う新しい倫理と論理を作ろうとすれば、いかにして古典的なデパートメントシステムを脱するかが鍵である。学部4年一貫教育は総合化・基礎化によって融合化をどこまで進めるかが鍵である。国際化によって、貿易のインバランスならまだ何とかなるが、将来に情報発信のインバランスに至ったとしたら、資源小国の日本は世界の10%位のオリジナルな情報を発信しないと、残りの90%を使わせてもらえなくなる。創造的な大学院教育の充実のみが、その恐れに 대응する途であると思う。学部の基礎化・融合化と大学院の先端化の途は、今歩みが始まったばかりである。次の文明(Enviromentalle Equated)を作る大学を目標としている。

◆本学は***を5つのキャンパスでネットワークする特異な形態の大学であり、このことを前提とした個性化を考える場合は、それぞれの地域に所在するキャンパスが、それぞれの地域的特性や自らの歴史的特性を活かした形でユニバーシティ・アイデンティティの形成につとめる必要がある。この点に関する「改革」は今その緒についたところである。また、このような「5分校体制」そのものに関する見直しも改革

の視点の1つではあるが、このことに関する論議はまだ開始されていない。

◆(1)少なく教えて多くを考えさせる教育の徹底。工学全般にわたり、人文社会系科目を含む基礎教育科目と、各専門学科における基礎科目の修得を重視し、これらの基礎を系統的なカリキュラムにより、演習・実験・宿題等を通じて『考えさせる』教育システムに改め、いわゆる工学部卒業者にふさわしい人材養成に努める。そのためには、専門学科における従来の必修科目を精選し、整理統合する必要がある。(2)セメスター制度の導入。1週間に1科目1回の講義形式を改め、通常の講義科目の修得は2~2.5ヶ月で終了させることを原則としたい。[社会における通年採用に対応できるような、履修形態があつてよい。卒業期(学位授与式)は春の一回のみではあるが、現在でも、3ヶ月毎に卒業認定を行っている。](3)大学院における独創的研究分野の整備充実。総合大学における大学院重点化の推進に伴って、地方大学の特色(個性化)をより明確にしておく事が益々必要となる。これまでの実績に基づき、大学における独創的で地域に根差した特異な研究分野の構築(形成)が必要。目下、学内で議論の途上であり、現段階で学長が個人的な具体策を述べることは不相当と判断し記述は差し控えさせて頂きます。

◆畜産学・獣医学を中心とする単科大学であり、改革以前に個性化を達成しております。今後は、連合大学院を解消して、それぞれの独立大学院の博士課程に再構成されない限り、教育・研究の面ではこれ以上個性化を訴えることはできないでしょう。

◆①広く人材を社会に求めるために、社会人入学・学士入学などの特別選抜を、平成10年度を目標に実施する。②医療機関であるので、関連教育病院において学生の臨床実習を担当している臨床上の力量ある医師へ「臨床教授」の称号を付与して、実習指導の意欲を高める。③一般大学を卒業した者のみに受験資格を与える。④地域との交流を密接にし、医科大学の特性を十分に生かした健康科学センター機能を新しく設け、予防医科学的見地から地域住民の健康管理に積極的に当たり、21世紀の命と健康を守る医療機能の維持に努める。

◆①学部教育では、21世紀の国際化時代を想定し、教養教育と外国語教育を重視した特色ある国際化教育を実施したい。そのための組織改革とカリキュラム改革を進めつつある。②大学院教育(研究)では、高度化に視点をおき、県内

の重点産業事項等と共同研究を行い、その分野での世界先端研究で個性化を図る。現在、県等の21世紀総合計画プランと合議をすすめている。

◆20世紀は、科学技術の発展に伴い商品生産力が向上し、それが国家の力と化して国家同士が覇権を競った時代といえる。しかし、その路線の限界は地球環境の破壊や南北格差の拡大を通じて明らかであり、人類が人類を破壊させかねない状況まで作り出している。21世紀は新しいパラダイムに基づく平和共存と持続的発展が可能となる社会を再構築する時代となろう。大学は、その実現に向けて創造的な教育研究の場とならねばならない。来るべき21世紀の社会が具体的にどのようなものであるべきかは、まだ誰も知らない。恐らく21世紀の初めの1/4ほどの期間は、模索の時代であり、様々な提案や実践が繰り返され、その中で最良のものが次第に選ばれて行くことであろう。大切なことは、社会各層に自由な発想と試行を許すことであり、規制や統制を極力外すことであろう。大学は、自らの存立する地域社会の独自の発展の道を創り出す知的活動の場となるべきである。地域交流（国際交流を含めて）を推進し、そこからその地域独自の問題と係わりを強めつつ、先述したような21世紀の社会の構築に寄与することが重要である。大学の構成単位である学部は、その独自の教育研究目標を立てて、その専門性を磨き上げ、かつ学部間の協力等を自在に行える柔軟性のある組織に改革される必要がある。個性化とは、他との差異を出すことだけを求めて行うべきものではない。自己の存立する地域との交流の中で、教育研究が発展すれば、地域とはそもそも個性的なものであるのだから、大学も個性化の道を必然的に辿るとというのが私の考え方である。

◆研究中心大学としての教育 入学試験の改革 教官の個性のアピール 個と個の接触を教育の原点と考える

◆それぞれの学部の伝統と果たしてきた役割りとに基づく個性的で多面性を有する大学づくり。

◆21世紀の本学の在り方を考える討議を開始したところではあるが、個人的には下記のごとく考えている。①教員集団を総花的に集めるのではなく、ある特定の領域—それは学部の伝統や本学の立地等を考慮—を研究する研究者を集め、そのことによってその領域では日本で、ひいては国際的にも、本学がメッカであるというようにしたい。②教育の面では徹底的に基礎学力をつけることに力を注ぐ。語学や概論等を、少数対象に錬磨する。この手作りの教育と特色と

したい。

◆(1)教育については専門性の強化 (2)研究については基礎研究と先端的応用研究の両面の強化、大学院の充実 (3)生涯学習、地域サービスの強化

◆本学は、***を母胎とし、大学に対する社会的要請に応え、学際性、開放性、国際性を持つ新構想大学として創設された。従って、本学におけるユニバーシティ・アイデンティティとは、この建学の理念に基づき、新しい社会的要請に応える大学改革の担い手として、常に前進することにあるものと考えている。また、本学は我が国の科学技術開発の拠点である***に設置されて新しい地域社会の発展に大きな役割を果たしている。国家プロジェクトとして***を成功させることが、本学のアイデンティティを強化することになると思う。

◆[個性化を進めるには] 1.高度化—教育、研究面を充実し、大学院の発展を基本的に考える。2.連携化—外国、他大学、各学部、各研究室の融合、交流を促す。3.社会性—高度な教育、研究ポテンシャルをあげることによる外国人留学生の受け入れ、教員の交流、姉妹校の促進、推進、単位互換性の確立。4.学際化—研究の多様化による各講座間の壁の撤廃、共同研究の促進、専門性、人事の交流（大学間を含めて）、グローバルな立場での基礎的研究の確立、大学院生の交流、生涯教育の充実。①個性を発揮するには、今までの規制撤廃が必要。②大学に競争原理を導入する（外部資金の導入を考える）。③努力が報われる国立大学にする（やらないものには予算を減らす）。④勤務してよかったと思われる大学、教育研究に熱中すれば未来に希望を見出し、学生と教職員が感動と夢、生きがい、幸せを共有できる大学にしたい。⑤大学による序列化、予算の規格化の撤廃。⑥外部の意見を充分聞くこと、卒業生が自分の母校を誇れる大学、卒業してよかったと思う大学にしたい

◆従来の改革目標：***大学教育システムの確立 1 全学的教育企画・調整期間の設置 2 教養教育と専門教育の一体化 3 教養教官と専門教官の区別の廃止 4 学部、学科の壁を超えた教育交流、単位互換の推進 5 多種多様な学生の入学を可能にする。社会人、外国人が学習しやすい教育環境の整備、カリキュラム編成 6 転学の自由を保障するシステム 7 学内自己点検・評価機構の恒常的活動 学生の自主的学習を促すカリキュラム構成 以下省略（以上平成5年度自己点検評価報告書より） これから

の改革目標：教育・研究から見たキャンパスの機能の見直し、大学（機能）の活性化 本学は、3キャンパスに分かれ、かつ教養部廃止以後新学部が設置されるまで、1キャンパス1学部であった。しかし、学際領域の教育研究が増加し、学部間の交流推進が叫ばれ、また学部自体が多様になりつつある現在、学部・学科を超えて、総合大学としての機能を如何に発揮すべきかとの観点から、各キャンパス機能の点検をする必要がある。

◆1)本学がいわゆる新制大学として設置され、今日に至った経緯と現状を考えれば、教官が学生に対する教育・指導に現在以上の情熱と努力を傾注し、また大学院学生をも包含した研究活動をより活性化させるような教育・研究環境を形成することが重要と考えている。2)本学の卒業生あるいは大学院修了生は、「何」については強いと言いつつような特色を生みだしたい。3)各学部が画一的に同レベルを保つ必要はなく、それぞれの特色をもつようにしたい。そのような形で相互に競い合い、かつ相互に補完しあえるような姿にもっていききたい。

◆本学は教員養成を主たる目的とする単科大学であり、教員養成ならびに学校教育にかかわる分野での研究・教育において拠点としての役割を果たしていくことであると考えている。そのため、制度の上でも研究の施設・整備の上でもその趣旨にふさわしい整備を行うことが重要であり、その趣旨の達成できるような運営を行っていくことが課題である。

◆本学は農学部と工学部の2学部で構成されている。農業と工業という二大基礎産業とのかかわりの深い諸科学者の研究・教育を行ってきた大学であり、今後とも農・工の発展を学問的に支える技術系大学としての発展を図る。農・工いずれの産業分野からも、学部構成をこえた研究展開の要望がある。農学分野への工学的手法の導入、生物機能の工業的利用等にかかわる研究展開、研究者の養成にこたえるため、生物システム応用科学研究科を独立研究科として発足させているが、両学部でも学際領域の研究・教育をより一層充実させ、発展させる方向に本学の個性化の道は求められている。

◆理工学と人文学の融合：社会理工学研究科の発展でほぼ達成 学際分野の更なる発展：総理工の改組で現在進行中

◆本学は平成8年4月から新たに海洋環境学科を発足いたしました。将来、この分野の教育研究が既存の分野と共に本学を特徴付ける重要な柱となるよう育てていきたいと考えています。

◆本学は国立女子大学という特性があるので、その存在意義、社会に占める役割りを明確にしていく必要がある。特に、今後は女子のライフサイクルに配慮した生涯教育の充実を志すべきと思う。

◆本学は、開校以来、情報と通信の技術を中心とし、その応用ならびにその基礎となる科学の諸領域における教育研究に特化した大学として発展してきており、教育・研究面においては、すでに個性化されているといえる。しかし逆にそのことが研究・教育の幅を狭くしているうらみがある。将来に向けて、科学技術の動向をも考慮しつつ科学技術と社会・人間・環境との融和をはかるような研究教育を強化することを目指したい。

◆本学における個性化は120年の伝統に裏打ちされたものであり、敢えて個性化を主張せずとも本学の現体制のなかにある多様な流れを意味する。個性化は意図的に目指すものではなく、世界と日本の社会の要請に誠実に応えようとする姿勢のなかから必然的に結果として生ずるものである。したがって、現在行われている本学の諸改革は、すべて結果として個性的なものとならざるをえないと考えられる。イノベーションを志向する研究・教育の両面での改革は、すべて本学の個性化を示すことになるであろう。

◆国際社会の中における日本の大学の位置付けを明確にしておくことが大切である。それでない日本は単なるアジアの教育代行機関に終わってしまうかもしれない。本学としては国際的教育プログラムを充実させるだけでなく国際的研究に積極的に参加し一方、日本人の国際感覚と協調能力の教育に努め、環太平洋の一角にあってアジアと欧米の架け橋となるような大学に育てばと思っている。これからは研究中心大学と教育中心大学、あるいは、スペシャリスト養成大学とジェネラリスト養成大学などに独自の教育目標を掲げる大学がでてくると思うが、本学がどのような道を選択するのかは、本学の実状を踏まえながら構成員全員の論議をもとに決めていきたい。あまり様々な要素を兼ね備えることは、大学のアイデンティティを希薄にするからである。基本的には、学生の心を把握した個性的な教育方法をとる大学、つまり学生側に立って学生の知的な興味や素質の向上を助ける大学ということである。このためには、人間的に尊敬できる使命感のある教官の多い大学、将来性のあるユニークな夢のある教官のいる大学、そして何よりも国内外に向かって価値ある情報を正確に多く発信する大学であること

が大切と考える。

◆大学の個性化にはいろいろありますが I これからは 1) 研究や大学院教育を主とし、学部教育を従とする大学、2) 研究や大学院教育と学部教育を同等に重視する大学、3) 学部教育を主とし、研究や大学院教育を従とするか、大学院をもたない大学、の3種類に大別されるかと思えます。どちらを選ぶかは国立大学では文部省がきめ、私立大学では大学自身が選ぶことになるのかもしれませんが。一般に学部教育を主とする大学を低くみる傾向がありますが、立派な学部教育を行う大学があるとすれば大いに尊重すべきであり、大学自身も誇りを持つことができるよう周囲の環境作りをすべきでありましょう。II 残念ながら大学の個性化を計ろうとしても学長の裁量権は国立大学ではかなり限定しており、学長自身が考え、全学が納得、同意したとしても、裁量権が極めて限定されているため実行に移しえないのが現状です。徒に大学の個性化を計ろうとしても、それほどに効果はあげえないところが多いように思います。

◆***大学は科学技術教育の複線化にとまなう戦後の高等専門学校を主とする教育システムを充実し、高等教育研究を成し得る大学として21年前に発足している。この目的のため、学生の構成（大学院生、学部3年次入学者）、学部課程の構成等、様々な新構想が採用されている。これは戦後の新学制への移行による各大学の画一化とは事情が異なり University identity は大変明確なものである。しかし、問題はこのようなわが国での科学技術教育の振興、特に実践的な工業技術研究者の育成を考えた場合、21世紀に向けて、科学技術化社会が如何にあり得るべきか、特に自由経済社会機構に画一化される国際情勢、東南アジア、中国等を主とする工業化社会に対応し、単に日本の工業技術がいかにあるべきかと言うことを超えて、人類がいかに科学技術を世界的視野の上で適用していくかが問われよう。総合大学におけるような多面的価値を内蔵する大学の場と異なり、科学技術教育研究、しかも、専門教育の複線化を生かす教育研究の場として、本学自体がその機能を充実するとともに、異なった価値観を内蔵し得るかが問われるようになる。その意味で工業化社会とその適性、人間自体と技術化社会の係わり等、総合大学とは異なった意味での多面的視野を構築することが必要である。その上ではじめて先端的、かつ実践的な技術とその裏付けとなる科学の教育、研究を展開し得ると考えている。本学の個性化を考える場合、これらの事柄が必須である

う。

◆1. 本学は1978年新構想の教員養成大学として、戦後の教員養成の在り方を見直す方向で設立されたものである。したがって、基本的には教師としての専門的教養に加えて、教育に携わる使命感や人間愛を身に付けた教師像を目指してきた。教育や教師をめぐる社会的批判も高まる中で、むしろ積極的に現代的な教師像を追求し、それを目指す教師教育の実現を図っていくことをもって、大学教育の基本方針とする。2. 学部においては、初等教育教員の養成を基本とするが、現段階ですでに第一段階の改革を終えて実施に入った新しいカリキュラムは、教養教育と専門教育を連動させ、その中に、選択制ではあるが情報教育とカウンセリングの教育を積極的に修得する方向を取り、教育現場の厳しい採用条件をクリアできる現実的な課題と取り組める専門的職業人としての教師育成を進める。3. 修士課程においては、定員300人の3分の2を現職教員が占める特色を生かして、学部からの進学者も、より実践的な課題として取り組めるようにゼミナールなどを通じて臨床的研究にウエイトを置く。また、各県教育センターなどと結んだ共同研究の推進、現場で発生する教育的課題に対応する総合科目の充実、また、教育研究者として生涯教育に力を入れる修士のための制度も充実し、教員であると同時に社会におけるリーダーとしての資格を修得し、21世紀の生涯学習社会に対応できるようにする。4. 今後の社会を展望し教員としての資質を向上させるために、4年制から修士課程への連続を配慮した6年制コースを検討し、教育実践を織り込んだ一貫カリキュラムを構想することによって、優れた教師教育コースとする。

◆本学は一県一医科大学構想に基づいて、昭和50年10月、***大学より薬学部（当時、創立80年）、***研究所（同、10年）が移行し、新設の医学部と共に***大学として開学し、建学の精神として医薬の統合と、東西医学の融合が継承されて来た。特に***研究所、***学講座は国立大学では唯一の組織であり、この面での教育・研究・診療に多大の成果をあげて来た。さらに平成5年度より看護学科が新設され、平成9年度概算要求に修士課程の開設を要望している。現在医療をめぐる問題は、行政、教育、研究、診療すべての面で急速な変換期にあり、本学も医・薬・看を一体化した医育、研究、医療機関として、新たな役割を担うことになった。すなわち医学では初期研修の見直し、薬学部では臨床薬学の重視と臨床実習（6ヶ月

間)の必修化、看護領域では認定専門看護婦制度の導入等が要望され、変革しつつある医療の現状に対応し得る医薬教育の改革とレベルアップ、チーム医療の確立が重視されつつある。このような背景と将来への要望として、上述した本学の建学の理念を遂行するためには、医・薬・看の横断的な構想を加えることにより、本学の個性化に向けた改革を意図している。1.教育について：医療人（医師、薬剤師、看護婦等医療従事者の総称）としての人格形成、教養教育の強化のため、総合科目として生命倫理学、医の倫理教育を充実させる必要があり、1年次ですで行っている医薬学概論（Early exposureを含む）を内容的に再検討し、また高学年ではインフォームドコンセプトを中心とした、患者の自己法定権を尊重する医の倫理を、総論のみでなく、臨床実例を対象に両学部で行う。新たに腫瘍学、薬剤副作用学、院内感染症等、医薬共通カリキュラムを高学年でも実施し、医薬教官が共同で講義を担当する。2.研究について：従来医薬共同研究は、夫々の分野において各研究者レベルで個別に行われて来たが、医薬共同による中期的な研究プロジェクトとして癌、遺伝子、脳科学を重点課題とし、教育研究特別経費（学長裁定経費）を重点配分する方針をとっている。

◆1.地域の自然・人情の特質の根ざす教育 2.地域産業と協同発展する研究どちらかといえば pragmatic で非協調的でありながら、声を挙げることの少ない県民性があり、教育についても他地域のそれに頼る傾向がある。長い目で見て、地域の歴史にふさわしい文化を根づかせるためには、いわゆる「後に立たぬ」研究・教育を目前で維持するように向けるべきではないかと考える。当面、県民性と一致する部分で大学との共生を進め、次第に、深みのある文化を育てていくのに、役立つ大学となって行きたい。

◆大学の個性化と云うことが最近云われるが、本学の立場から考えると、先ず大学としての役割を十分に果たすことが重要と考えます。本来の大学の役割が果たされた後に、大学の特徴を伸ばし、その結果として個性化と云うことが云われるのではないかと思います。

大学の役割を十分に果たすと云うことは、抽象的には理解できても、実際に役割をどの程度果たしているかを客観的に判断することは困難であり、実際的にも「十分に」と云うことは極めて難しいことと考えられる。他の大学であまりやっていないことを導入することを以て、その困難さから逃れようとするところがあるのであれ

ば問題ではないかと思えます。

◆地域のもつ個性に適合していること、歴史的な課題に適合していることが大事かと思えます。今私の大学では地域で進んでいる「情報化」との関連で個性をもつ大学づくりをしたいと考えています。

◆画一的な医学教育だけでなく、社会医学などに重点を置いた医科大学もあり得ると考えています。また国際交流を重視した教育も可能と思っており、特にアジア諸国との交流に重点を置いた医科大学を目標として検討を行っています。◆立地条件を活かした教育・研究を学部を超えた形で具体化し、総合大学としての意義を高めること 学生が頭を使う教育を行い、これからの時代に対応できる人材を育成すること

◆産・官・学共同研究等を通じ、地域産業の復興、活性化に寄与しうる地域密着型の大学作りを目指したい。具体的な1つの例として、県が進める“高度情報基地***（情場）”づくりに呼応して、情報関連産業の牽引力となる基礎及び雇用研究が可能な体制作りをしたい。国立大学で初めて“地域”を研究対象とする“地域科学部”が設置されるのを機に、従来の既存の学問領域にとらわれず、学際分野にも積極的に取り組み、多角的視野を持つ人間の育成に努力したい。

◆(1)大学院の教育研究の質的向上 1)大学院医学研究科の改組充実 ①研究領域別に編成替 4専攻→5専攻 入学定員 30名→40名に増員 ②高度化のための学部の学科目・講座の大講座制の検討中 ③医科学専攻（修士課程）の設置 ④連携大学院構想 2)国際貢献機能の強化 ①独創性の高い優れた医学研究者の育成 ②留学生の積極的受け入れによる世界の人材の養成 3)大学院カリキュラムの設備、シラバスの作成 4)研究指導方法の改善 (2)看護学科の大学院（含むCNS）設置計画

◆実践的指導力を持つ教員の養成。リフレッシュ教育としての大学院における現職教員の受け入れ拡大及びリカレント教育の一端としての公開講座の充実。「いじめ」や「不登校」の問題の解決を中心に児童・生徒の発達を支援し、学校教育の諸問題に対処できる教員の養成や、地域の教育力を高めるための支援・研究活動の活性化を図る。教科教育学を中心とした実践的な教育・研究の推進を図り、実践的な教育の研究者を育成することを目的とした「大学院博士課程」の設置。総合研究プロジェクトの推進と組織化。

◆①21世紀に向けての大学院の充実 独立専攻

の設置 ②学部・大学院の国際化のための学科及び大学院講座の新設 ③教養課程の組織改革等、その大学に適合した、ユニークな計画を行っている。この成果を基に、社会の基盤となる大学に改善していきたい。

◆本学は新構想の大学として発展し、平成8年には開学20周年の節目を迎えるところです。学部学生の約8割を高等専門学校から受入れて第3年次に編入学させ、残りは普通高校と工業高校の卒業生を第1年次に入学させています。入学者の選考には半数の推薦入学制度を採用しています。社会の新しい要請に対応するために学際的な教育分野を編成し、学部から大学院までの一貫教育を行っています。入学制度の多様性、クサビ形教養教育、社会に開かれた大学をめざすリフレッシュ教育や地域との連携に係わる諸事業を活発に行ってきました。現在、全国で行われている大学改革の先端的役割を果たして来たと自負しています。しかし、その個性的な存在感が最近では薄れて来たと感じますので、開学20周年の機会に再度の個性化に向けて下記の事項について改革の実現を図りたいと考えています。1)授業の国際化と国際貢献 2)横断的な研究組織の構成(可変) 3)大学運営組織のスリム化、効率化 4)マルチメディア教育の充実と地域社会との連携(いつでも学べる)

◆調査研究ご苦労様でございます。こうした活動がわが国の大学の成長に資することを確信し、お仕事に敬意を表させていただきます。ただ、水を差すわけではありませんが、多少疑問等ありましたので以下述べさせていただきます。私は、個性化というのは目的ではなくて結果であると考えております。昨今ただ単に「他とは違う」ということを「個性化」と呼び、それをもって主目的とする風潮があります。しかし児童生徒の教育の場という限定された範囲で個性尊重が周囲の大人の配慮すべき問題となる、ということはあるにしても、一般的に言えば、「個性」というものは、個人にしても大学にしても、やるべきことやりたいことを誠実にやっていくうちに自然に現れるものであって、それ以上でもそれ以下でもないのではないのでしょうか。こうした考えはあるいは現代の忙しい世相には合わないかもしれませんが、いつまでも妥当なことだと思います。したがって貴質問への回答になるかどうか分かりません。本学としては、当然各教官が研究・教育にいっそう力を入れることを主目的としていますが、これは他の大学でもおなじことでありましょう。ただ、その一方で、調査・研究に関して①地域との連携を大

学ぐるみで進めていること、②国際交流を強く推進していること、などが現状でしょうか。失礼ながらアンケートにお答えする際に質問の意味がよく分からないものがありました。Ⅲの「個性化のための」が上述した意味でひっきりなし、Ⅵの「学長のリーダーシップをよりいっそう発揮するために…」も、何のためにリーダーシップを発揮しなければならないか、の項目なしにはどうも答えにくい質問でした。さらにⅡとなると、よく理解できませんでした。*例えば、研究や教育レベルについての大学組織の多様性に関する改革というのはなにを指すのでしょうか。どうも、研究や教育の多様性でもなさそうですし、レベルの多様性となるとよく分かりませんし、しかもそれらについての大学組織の多様性となるとなんでしょう。学部以外に研究所やセンターを考えるとといったことでしょうか。

◆***大学は、経済学部と教育学部の2学部より成る。それぞれの学部は歴史と伝統をもっているが、改革(リストラ)を進めている。教育学部は現在の状況を踏まえて、大幅な再編計画をまとめた。教員養成課程の一本化と教育心理を重視した内容によってより質の高い教員養成を目ざしている。経済学部は6学科という大世帯をどのように再編するかを鋭意検討中であり、個性的な学科(ファイナンス学科等)を発展させたい。第3の学部として、社会工学部(仮称)の計画を進めている。これは、両学部の協力(振替を含む)の下に、21世紀の工学を意識したソフトな工学系学部を目ざしている。3学部の体制を進め、各学部とも学際性と国際性を盛りこみ、地域への貢献を充分意識した研究・教育を進めたい。

◆医科大学における教育は、医師あるいは看護の国家試験に合格させるために、教育内容は一般的に平均したものが必要である。したがって、個性化はスモールグループによる実習重視の教育方法を行うことによって発揮したいと考えている。研究に関しては、本学は講座とは別個に研究センター(分子神経生物学研究センター)を有しており、これを中心に神経系の研究が学内外の人達によって共同して行われてきた。単科医科大学では定員やスペースに制限があるので、広域かつ多量域の研究を助成することは困難である。したがって、神経その他の2、3の領域に重点をおいて、集中的に育成をはかるのが適当であると考えている。時代に応じた教育・研究を行うために、保守的な講座制の改革や教官選考の自由度を高めることなど、教官人事

の再検討は是非必要である。

◆当大学は“研究大学”としての歴史を持っており、それを一層促進することが個性化の方法であると考えている。そのために(1)教育の面では、創造力のある人材を育成するためにどうするか、教養教育をどのようにするか、が大きい課題となる。またグローバリゼーションの時代にあつては、国際感覚を如何に育てるかも重要な問題である。(2)研究面では、競争原理を導入し教員の選考にあたって公開公募制を原則とするべきである。しかし教員の選考は学部自治に委ねられているので、なかなか実現の難しい部局もある。研究の推進にあたっては部局の壁を超えたチーム作りを目指すこと、従来の学部の枠を破った新しい分野を拓くこと、できるだけ他者による評価を行うことが重要であろう。

◆国立大学であり、教員養成系の大学であるという制約が大きく、個性化は容易ではない。当然やるべきこと、つまり、教員養成の質的充実、現職教員の研修、社会教育・生涯学習の領域への参加、国際交流活動の推進、地域に開かれた大学の実現等のことを真面目にやっていった結果として、独自性のある大学になればよい、と考える。

◆地域産業の学問的背景としての存在は継承しつつ、実験、実習を重視し乍ら、今迄に稍、弱い面であった、物の本質を究める姿勢の教育に移行していきたい。視野の狭い学生を作るよりも、直ちに役に立たなくても、物の本質をじっくり考える人材の養成こそが、今本学にとって重要であると考えている”遅くても良い。粘り強い根気のある人材の育成”こそが本学のモットーであって欲しいと思う。この点が教官を始め、学生共々改革を要する最重要なところである。学科、学部間の壁を出来るだけ低くし、広い知識を大学学部4年の間に獲得させ、視野の広い、時代の変化に対応できる学生を育成することを主眼に、造形、情報、物質変化系を三中心とした教育体系を特徴として本学の独自性を推進したい。

・大学院に独立専攻を拡充して、学際間領域の教育・研究を展開して行きたい。

◆基本的な考え 改革に当たって社会の多様なニーズに応えるために斬新な教育課程の創出に努めることは個性化への道の一つではあるが、社会の特定のニーズはうつろい易いものであるから、教育課程自身は広い幅のニーズに永続的に応える多角的な内容が望ましいであろう。その結果、発足当初はともかく、暫くすると他の大学にも広がって独自性が失われる方が、先見

性があつた証拠になる。また、大学の個性化とは、何か集団として際だった特徴を持った卒業生を作り出すことではない。結局、大学の個性とは、人格高潔で社会の発展に寄与することができる卒業生が育ち、一方、大学はたえず創造的な教育研究が行われることによって、自ずから具わる品格であると考えている。将来へ向かつて 若い人が伸び伸びと個性を作り上げ能力を展開して行くことができるような教育研究組織を作ることが大切である。そのためには、組織がセクショナリズムを助長しないよう、組織横断型の協力や対話を確保するような工夫や新しい組織を生み出していく先見性と柔軟性を常に意識する必要がある。また、大学の核心を形成する基礎分野の充実には産学協力その他の外部との協力ではカバーできるものではないことを強調した上で、連携大学院、客員講座、共同研究等の制度をフルに活用して外部の研究機関との相互浸透をはかり基礎から応用への広がりを実現したい。これは当然充実すべき公開講座、社会人教育等とは少し違った意味での開かれた大学を目指すものである。

◆言語は社会における人間の行動様式や生活態度を規定する基本的な力である。人間は言語を絆とし、一定の文化的枠組みと社会適性度を持った共同体を形成している。このような共同体は世界に多種多様にある。本学は言語をはじめとする共同体の文化的枠組みおよび社会的制度や他の共同体との関係などを多角的、総合的に研究、教育し、あわせて世界の数多くのこのような共同体が共存しつつ互いに交流を深め、新しい世界秩序を構築していくための原理を追求して行くことを改革の究極的な目的としている。

◆120余年の歴史を持つ教育系大学として、時代や社会の変化・発展に即応し、「教職の専門職化」に対応する Specialist 養成の学部・大学院 (School of Professionals) と「総合的専門性と高い教養・学識」に対応する Generalist 養成の学部・大学院 (Schools of Discipline) の2つのアスペクトを調和・融合させ、相乗的効果を発揮できる二学部・二大学院研究科の構築を企図している。従って、大学の教育と研究の個性化は、伝統の継承と更新に立ち、基礎と臨床、総合性と専門性、学術と人間性の「真の統合」により培養されるものと考えている。そのためには、大学の内部努力と同時に、文教当局の柔軟な対応を期待している。

◆大学における個性化とは、教育面では広い教養教育を前提としたそれぞれの分野の基礎教育を徹底させることによって、学生の潜在的な創

造性を導き出すことにあると思う。研究面では教官の自立的研究体制の確立、世界的な規模での学部等の枠を越えた真に先進的な研究の推進によって初めて成り立つものである。そのためには、現在のような教授の数が相対的に多くなりがちな教官組織を、より多くの若い研究者を結集できるような体制への変換を図ることが、大学の個性化へつながる本質的な対応であると考ええる。

◆十分に個性的であり、今後は社会との連携においてその個性を一般的にしたい。

◆(1)1994年、教員養成を主としない総合文化科学課程を設置したが、最近の教員需給の関係からも、近い将来教員養成課程のあり方が再検討にせまられると考えられる。(2)学部、大学院における教員養成とともに、現職の教職員の再教育・リフレッシュの場を作るため、カリキュラム上及び組織上の改革にせまられるが、最小の単科大学として、極めて特殊な改革となるであろう。(3)本調査でいえば、Ⅱの大学組織の多様性(1)、開放性(3)に関する改革の推進が必要となるが、そのためにも、Ⅰ大学の質的水準の高度化に関する改革に深く留意しなければならないと考えられる。

◆世界に共通した真理の探求の他に、地域に根ざし、地域のかかえる問題を解決し得る知的指導性のある大学であるべきである。この意味で当大学乾燥地研究センターは世界の砂漠化に対して重要な情報発信基地となるとともに、砂地農業のあり方についての地域の問題にも解決の道を示している。また、医学部では、医学の中におけるバイオテクノロジーを専門とする生命科学科があり、遺伝子治療など最先端医療に貢献できるユニークな学科として発展しつつあり、これらを重点的に伸ばしていくことも個性化につながるものと考えられる。

◆大学の個性化は、該当大学が独創的創造性を有する特殊性を発揮顕彰することにある。大学の個性化には研究と教育の2つの面があり、当大学が従来より有する優れた研究業績を積み重ねた歴史と伝統を有する特殊性のある部署を更に個性豊かな独創性に富んだ研究の実現可能な部局に発展させること、またその時代の変化に伴う新しい研究分野において、独創的創造性を有する研究を展開し、その領域の研究メッカに進展させることである。これには立派な研究者である人材が必要である。教育においては、豊かな感性と個性を発揮させ、独創的創造力を育成するために効果的教育を実施することである。しかし、教官が学生に個性豊かな独創的創造力

を育成するには、いかなる教育を実施するかが重要な課題である。独創的創造力を育成するには、前段階として、基礎的学力と論理的思考力及び判断力を修得させることが必須不可欠で、これなしでは独創的創造力はありません。このために、個々の教官は基礎的学力を養う授業の中に、物事を論理的に思考させ、判断力を養う講義とするために思考思索し、創意工夫をこらすべきで、そして、物事の本質を解明する学問に興味と熱情を湧かせる魅力的な講義とすべきである。現在の我が国の教育改革の理念を教官は深く理解し、意識改革の下で新カリキュラムが作成され、その中の一般教育はもとより専門教育も現代に対応できるものに再構築すべきである。教育の成果の最終点は学生にある。現代の大学生の一般的質は、努力を避けて成功を望み、気力と活力に欠け、無責任で信頼し難い。現在の学生に必要なものは、第1に自立の精神で、これは自分を自分で律し、自分の気ままだを抑えて、規律、規則を守る厳正な精神である。第二は倒れて後已むの気概で、これは旺盛な責任観念のもとに本分を果たす精神である。この気概を教官が優れた教育者としての全人格的薫陶によって学生に育てることが第一義的で、個々に大学生らしいバイタリティ溢れる活動が生まれ、個性が発揮される。

◆既存の「大学」の概念を改めるべく、他から求められた大学「改革」ではなく、大学そのものの改革、個性化が問われている。学部教育が、高度の教養を身につけた社会人の養成を目指すのであれば、目前に21世紀を控える時代に対応したすぐれた研究者と高度な職業人を養成する教育を本来の使命とする大学院の充実が緊急の課題といえよう。本学に設置された医療薬学(独立専攻)に続いて、同一キャンパスに医学部(医学科、栄養学科)、歯学部、薬学部を擁し、至近距離に工学部、総合科学部を持つ特徴を生かして、医療・臨床機械工学(独立専攻)を新設して、地域医療の発展を目指したい。また既設の地域共同研究センター及び新設されたサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを有効利用し、両施設の運営委員会と連携をとりつつ、地域企業との共同研究のさらなる発展をはかりたい。さらに、すでに学術交流協定を締結している諸外国の大学研究機関との共同研究を推進し、国際協力を高めていきたい。

◆教育系大学(教員養成大学)における個性化の問題としては、1)学部・大学院(修士課程)一貫の教員養成体系(6年制)が具体化されればと考えて検討しております。2)現職教員の研

究体系、リフレッシュ教育を大学院（修士課程）の運用にあわせて検討し、通信衛星利用を通じて、将来現職のままの研究を可能にする方途を検討したいと考えております。3) 教員免許制度と教員採用制度をどう調整するのか、教員養成上の基本にかかわる問題として、抜本的に検討を要すると考えております。

◆本学においては、教育入試の分野で特色ある方策を打ち出し、その成果が徐々にできており、これが大学の個性化や伝統につながっていると思う。教育の面では一般教育（1年次）：自然科学、心身科学、総合人間学、（人文科学、情報科学、医学概論、コミュニケーション学、レビューコース）、学際医学に分け、選択自由科目を多くし、選択制の幅を広げている。1) 2年次で特に研究医学で各教室で学生に自発的に研究テーマを選ばせている（週1回）。

2) 2年次で自主研究は、医の倫理のテーマをグループで発表させる。3) 一般教育で、テーマ別系統講義を実施している。4) 6年次で4ヶ月間、クラークシップに相当する個人上級ポリクリを実施、学内、関連教育病院の他、県下中大病院、外国（ニューキャッスル、カルガリ大学の臨床研修）へ希望に応じて行かせることができる。大学院：大学院総論講義を行う。基礎医学を含め、高い定員充足率を示している。入試：推薦入試に問題解決型面接を取り入れている。研究：特色ある研究テーマ（プロジェクト）としては、1 脳機能の病態生理学 2 分子生物学の基礎的臨床的応用研究 3 循環器の超音波診断 4 血圧調節機構 5 肺移植の基礎的研究 6 癌関連遺伝子の病理学的研究などがある。

◆新しい時代が必要とする人材を養成し、地域社会の産業と文化に貢献できる大学の役割において大学で基本的に違いはないと考える。***大学では教育の改革とその実践を通じて個性化をめざす。日本語表現能力、外国語（とくに英語）、情報処理教育の強化と全教官による少人数学生を対象とするアドバイザーシステム、教育効果を高め、強めるオフィスアワーの設定、全学共通テキスト、教材の制作、学外フィールド、実践的教育の強化などが例示できる。

◆医学の単科大学であるので、如何なる個性的ドクターを育てるかと言う視点になろうかと思う。一県一医科大構想で創られた大学である点から、1) 県内医療の質を向上できること、此のために ①一般医としてプライマリーケアを体した医師の育成 ②研究的診療のできる医師の育成 をめざしている。2) 医学の質の向上のため ①世界的な基礎研究成果を挙げること ②

難治あるいは未知疾患への治療法の開発 をめざしている。3) 地域社会の健康、福祉向上をはかるため ①予防医学 ②公衆衛生思想の普及をはかるための活動を盛んにする などを達成することを目指している。

◆1. 大学院重点化構想の実現 (1) 時流を先取りした、大学院研究・教育組織の改革と学際的研究科の編成 (2) 学士・修士一貫教育コースや修士・博士一貫課程研究科と飛び級制、学部間編入、移動に自由度を得るための教育組織の改革 (3) 大学院重点化に伴う学部教育に配慮した教育・研究組織の分離と九大方式（新システム）の導入 2. 教官の研究・教育評価による重点的支援と教官の意識改革 3. 総長のリーダーシップが発揮出来るような管理・運営の改革 * 個性的大学構築には法的その他の規制の緩和が不可欠である。

◆「芸術工学」は現状でも十分個性的であると思う。今後は、この理念が社会に広く受け入れられるよう、大学のあらゆる面での活性化が必要。

◆本学は、工学部と情報工学部の工学系2学部から構成されている。工学部は、3大学科、情報工学部は、5学科より成り立っており、従来はそれぞれの学科単位で教育研究活動が行われてきた。すなわち、学科のアンデンティティが主体であって、学部は単にそれを束ねるにすぎなかった。今後は、情報工学部は更に学科を統合し、両学部はそれぞれの学部としてのアンデンティティを確立し、これを明確に打ち出すことによって大学の個性化を図りたい。更に、両学部の特色を融合した新しい研究科を設置し、教育・研究の高度化並びに活性化を図ることによって、大学の個性化を目指した改革を実現して行きたい。

◆***大学は4学部から構成される地方の総合大学であるが例えば、下記のような各学部で他大学にないような教育研究体制を構築しながら、その積み重ねにより個性化を深化できるよう努めるべきであると思う。(1) 国際文化の深い理解と高い外国語能力の涵養・地域の生活環境や健康福祉、美術・工芸に関する知識と技能の修得、生涯学習時代における人間発達に関する理解力の養成（平成8年10月から発足する文化教育学部）(2) 理学を基礎にし、工学を学修させる理工融合によるクロス履修の教育システムの充実、エネルギー関係分野、材料関係分野、情報科学関係分野に重点を置いた教育研究体制の充実による地域産業界への貢献（理工学部）(3) 大学院への社会人入学の推進、社会

人、短期大学、高等専門学校からの3年次編入（理工学部、経済学部、農学部、文化教育学部）（4）地域に密着した研究の積極的な推進と地域社会への貢献度を重視（各学部と附置研究センター）（5）国際環境科学特別コースによる外国人留学生の大学院教育の強化（工学系研究科、農学研究科）ならびにサマースクール開講による米国人留学生に対する日本語の研修制度の拡充（全学）

◆単科の医科大学では、医療（病気、健康不安に対する対応）のための教育・研究という使命があるので個性化には、国民のニーズに応えるという意味から制約が生じる。本学では、地域に対して徹底的に開かれた大学、それができる実践的医師を育てるための教育、その教育を支える研究を目ざして、種々の改革を行いつつある。しいていえば、これらをもって個性化といえるかもしれないが、別の言い方をすれば、当然のこと、（長い目で見れば普遍的な）をしているのかもしれない。

◆現時点では、教育課程の改革ということを主眼にして、検討が進んでおり、間もなく、教養部および各学部の改組により、組織としての枠組みは変わることになる。しかし、真の改革は、これが出発点であって、中身の問題が一杯残されており、これで、本学の改革は終わりということにはならない。たとえば、総合大学としての教育研究組織の在り方にしても、従来の組織や学問の枠組みのままではよいのかという問題がある。本学の規模からして、すべての学問分野で教官陣が十分であるわけではなく、自ずから制約はあるものの、取り敢えずは、これから総合大学としての機能をフルに発揮するためには、学部を超えた教育研究活動を、出来るところから進めていく。そして、人文社会科学系と自然科学・技術系の交流・連携をはかりながら、学問の進展、社会や時代の変化に対応した教育研究の展開と、学際分野開拓の方策を進めていく。従来このように各学部や専門分野が、自分の殻に閉じ籠もるというたこ壺状態では、本学の将来への展望も開けない。一方、卓越した研究活力をもち、教育ポテンシャルの高い学部や組織については、重点的に、さらにレベルアップをはかる。そして、十分に力を発揮できていない組織を刺激し、好ましい競争意識の高まりを期待したい。大学の機能は、最終的には、人によって決まる。有能なスタッフが多ければ多いほど、大学の活力は高まり、これが、さらに、資質の高い教官、研究者、及び、学生を惹き付ける原動力となる。こういう状況を実現するため、

先ず手をつけるべきことの一つは、教官選考の適正化である。時間はかかるが、大学を良くし、個性化を実現するために極めて重要である。

◆本学創設時からの基本構想として、医学科専門基礎、臨床講座及び看護学科における大講座制が取り上げられる。大講座制では、講座のタテとヨコ関係を組み合わせて、教育・研究・診療面での効率化を図ることが出来る。看護学科はこの体制で学年進行中であるが、19年目を迎えた医学科では、我が国社会の特徴であるタテ関係が漸次強くなる傾向にある。今後ヨコ関係に留意して仕事の分担・効率化を進め、ひいては資質の高い医師・医学研究者・ナースの育成につとめたい。また、これからの医療では、医師とコメディカル、特にナースとのチーム医療が必要である。本学には両学科が併設されているメリットを利用し、学生の時から出来るだけ、両者合同の教育、実習を試み、チーム医療の基礎を身につけさせたい。研究に関しては、本年6月に上梓された本学の将来計画（中間まとめ）第2次改訂版において7つのセンター構想が打出されている。これらの研究体制の実現を推進し、本学における研究面でのアイデンティティを確立したい。

◆1. 本来学問は普遍的なものであるから、外来条件では変化しないものとする。したがって自ら学ぶことの出来る素養を身に付ける教育を充実させ、応用がきき実際問題に柔軟に対応出来る人材が養成できる大学としたい。そのためのカリキュラム等の工夫を検討している。2. 小大学（工学部・農学部・教育学部の3学部）の特色を生かし、学部にこだわらない研究・教育が出来る大学としたい。それには学部間にまたがった境界領域の研究・教育を充実させ特色を出す。3. 生涯にわたる学習意欲の高まり等、社会の要請が複雑多岐にわたって来ているので、これに対応できる組織に改革する。これによって開放された大学を目指し、地域に根ざした大学としたい。4. 地域産業への技術開発、人材の養成及び産業基盤の向上などについて地域は大学に大きな期待を持っている。大学はその期待に応えると共に地域に対してその責任を担っている。これらの責任を果たし地域にとって是非必要な大学としたい。

◆個性化は他大学にはない独特な“もの”をもつことであると思います。ここでいう“もの”とは学術研究に関する特殊な専門分野の先端的発想や技術および研究の実践であり。また、地域性を活かした特異な研究分野（テーマ）についての教育・研究を遂行することを指していま

す。教育方法についても、独自の取組み方など工夫すれば、学生への動機づけおよび個性化へつながる活動となり、教育活動、研究活動を活性化することが期待されますので、個性化は大学における教育改革の中でも重要な課題と受けとめています。

◆明確な教育目的・目標の設定。それから達成するためのベストの管理方式と、plan, do and see, then revised plan, do……。全学の目標設定がポイント。設定された目標に凡てを動員する方式を採用することは容易となる。

◆1. 多様な学生の受け入れ（第一期受け入れ、情報科学研究科、平成5年4月、バイオサイエンス研究科、平成6年4月）：卒業大学卒業年次および専攻分野にとらわれず積極的に勉学、研究に取り組む意欲のある者、社会で活躍中の研究者、技術者など幅広い分野から学生を受け入れている。そのため、入学試験は専門に関する筆記試験は行わず面接試験のみで年3回行っている。社会人入学者（リフレッシュリカレント教育）が30～40%を占めている。2. 教育の重視：多様な分野からの入学者に対応し先端科学技術分野の幅広い知識や、基礎から最先端までの理論や技術が修得できるように、幅広い講義・ゼミナール・課題研究など教育重視のカリキュラムを編成している。また、学生の研究指導に複数教員指導制の導入、研究指導委託やセメスター制の導入による集中した履修方法など可能な限り弾力的な運用が図られている。3. 多様な教員：広く公募によって、大学及び民間の研究所などにおいて、先端的研究実績のある優秀な若手研究者を教員として採用している。

◆本学は11の大学共同利用機関との連携協力により博士後期課程の教育研究を行っています。この活動は大体軌道にのり、本年3月末までに、226名の課程博士を送り出しました。学生の教育には視野の広さと柔軟な思考に意を用い、11の機関と一緒に諸々の全学プログラムを走らせています。この他に、11の機関の人材、設備等を統集して新しい学問分野を創り出す計画もっています。この実現のために***の本部に第4番目の研究科を準備しています。以上国内外に開かれた高度の研究機関との協力により、質の高い大学院教育研究を指向、実現するのが本学の特色で、他に類をみないと思います。

公立大学・学長

◆***大学は大学としてのスタンダードを十分に念頭におくもので、これを弾力化する個性化は考えていない。上級年次の教育と教員の研究とについてどのような個性化を実現するかに関しては修士課程の積み上げとの関連で考えている。学生の課外活動の領域まで含めれば資源の余力に合わせて個性化の芽を伸ばすことに一貫して留意してきた。

◆1) 医学教育カリキュラムの改革の中で平成7年度から次のことをスタートしている。(1) 医学総論：低学年から自己勉学、少人数方式の授業を採用し、各種のテーマ 例えば医師と患者の関係、インフォームドコンセント、プライマリケア、救急医療、僻地医療、脳死など20以上のテーマについて学生グループ毎に学習、発表、報告、討論、福祉施設実習など、教員指導下に活気のある授業が行われている。(2) 総合科目 例えば神経科学、免疫化学、医学英語など複数科で担当するなどの工夫のほか選択科目を設け、臨床実習を5、6年2年間とするなど改革した。2) 地域社会の要請に応えるためには、医育機関として専門医の養成と共にいかにバランスよく一般医の養成に比重をおくか、卒前卒後教育の改善に務めている。3) 大学院教課の改善と2)と関連して基礎医学の振興、医学研究活動の維持と活性化、国際交流の促進を図る。4) 保健医療学部（看護、理学及び作業療法学科）の平成5年度開設に伴い、地域の要望に応えるコメディカル人材の養成と、その分野での指導者、研究者を養成するために大学院研究科（修士課程）の開設を予定している。

◆本学は文学部3学科（国文、英文、美学美術史）、その上に日本文学、英文学、芸術学の3専攻を有する大学院文学研究科（修士課程）からなる小規模の大学であり、学科制によるディシプリンは比較的多い教員数によって、かなり徹底してはいるが、反面、学科制ゆえの閉鎖性が学際的な方向を妨げている面もある。学科制は両刃の剣であって、現在進められつつある広領域のコース制では、失われがちなディシプリンを保持すると共に、現在、そこに学際カリキュラムを導入して、より柔軟な、時代の要求にも応えうる面をもあわせ保持してゆくことが必要と考えられている。目下検討に着手したばかりであるが、そこに本学における個性化の道が開かれるものと信じている。〈付記〉大学改革は無限のものであり、不断の営為であるとすれ

ば、このアンケートのような1/4達成とか3/4達成とかほとんど達成といった質問はもともと発想がおかしいと思う。はじめからある程度の改革達成の目安を予定しているのでなければ、本来答えられないものとする。従って判断結果としての数字には根拠が乏しいことをおことわりしておく。

◆1. 研究の領域で勝れた成果をあげることが第一であるとする。これまで入試日程の調整などを考えてきたきらいがあるが、そうした技術的なことよりも、大学の値をどうあげるかがこれからの大学の基本問題であると考えている。2. その上で、本学の立地条件を活かした特色を形成していかなければならないと思っている。その第一は、本年4月より発足した地域政策学部の充実、発展である。ご承知のように、群馬県は近代産業の推進にあたって先導的な役割をつとめた県である。養蚕業、製糸業など日本をリードした先進地であった。そうした資料の調査・分析などによって、地域に見合った研究所（理産学研究所）の充実を図り、地域の視点より国際的に発信できるよう研究成果をあげていく必要があると考えている。***大学のここにあると思うからである。

◆大都市圏にある工学系公立単科大学として：
1. 地域の産業界に対する情報提供、技術支援を積極的に行う組織、体制を整えること。とくに大学と民間企業との人的交流の実現、研究費等の利用の流動化をはかる。2. 今後の日本の産業を支える一つの基礎は、卓越した技術をもちつつ、かつ理論的思考に通じた技術者にあると考える。そのため、大学の教育体系を専門高校あるいは高等専門学校と連繋し、一貫した教育理念のもとに機能的な教育体制をつくり上げる。本学はその上位にある大学として位置付けるように改革をはかる。

◆1. 学生と教職員との個人的交流を深める 2. 教職員、学生を含め活気に満ちた大学 3. 地域社会との交流

◆絵画、彫刻、デザイン、工芸等専攻毎の不可侵的独立性が強く相互の間で激しく意見をぶつけあい、切磋琢磨するの気風が足りないと思うが、此の点で個性化よりも個々の上昇志向が大切であるように思われる。これに関しては学生による評価の影響という方法も考えられる。個性化については美術工芸大学の工芸という部分が一つの特色であると思うし、地域としてもそのような特色を有している。此の工芸のもつ、素材美に対する追求、制作技法に対する開拓精神、技術の修練等を重視しこの特色を美術、デ

ザインに及ぼすことも考えられていい。また他専攻との選択的な実技参加を進めることもいいのではないか

◆***大学は「魅力ある大学」「個性ある大学」「開かれた大学」を基本理念として掲げています。これら三つの基本理念の達成が、本学にとっての広義の「個性化」であると考えています。大学の個性化は第1にレベルの高い教育・研究の実を挙げることにあると考え、この点に力を入れています。第2に、本学の立地条件を考え、環日本海諸国との学術交流を進め、現在、中国1大学、韓国2大学と学術交流の提携を結んでいるが、将来、さらに中国1、ロシア1大学と交流を結びたいと考えています。第3に、学学と同時に、「交流センター」を中心に生涯学習のためのオープンカレッジを実施し、かなりの成果をあげているつもりです。なお、このアンケートの回答には1/4、1/2、3/4といった基準が示されていますが、?割程度とした方が答えやすいと思います。また、本学は今日のような「大学改革」の流れを事前に折り込んで設置された大学（平成4年4月開学）ですので、「改革」の意味が古い大学とは異なります。一歩先んじているつもりです。

◆本学は、前身が***という事情もあり、教員養成は大学の大きな柱であった。実際のところ、十数年前までは卒業生の9割が教員を志望し、さらにその9割が実際に教員となって巣立っていった。従って戦後の教育界にはかなり大きな貢献をしてきたと自負しているが、最近の少子化傾向は教員の余剰という形になってあられ、教員養成だけではとても立ちゆかない状況になってきた。大学に個性というものがあれば、これまでの本学はすぐれて个性的であったと言えるが、今はむしろそれがゆらぎつつある。伝統的な教員養成から脱却するのではなく、その性格は十分に残しつつも、もっとはばの広い性格を獲得したい。従来の初等教育学科、国文学科、英文学科の既存3学科のほかに、社会学科、比較文化学科を最近になって増設したのはそうした意味合いをこめたものであると考えている。

◆本学は単科の専門、しかも国家試験（薬剤師）を受験し得る大学であることから、薬剤師に関しての個性化は普通であるが、大学院課程の中に医療薬学コースを取り入れているが、この分野は高度の薬剤師養成のためのコースであるために、特徴的と考えることができる。が、医療法改正とともに日本の薬学の個性化であった創薬を主体とした薬学教育から、薬剤師養成

のための薬学教育に比重が多く、重くのしかかっている。こうした背景の中での個性化を考えて行かねばならぬ。自然に恵まれた大学だけに、薬用資源の開発という点での個性化が必要であるが、大学全体としての個性化は問題点が多いと思う。歴史的な学風が個性を出していくのが本来の個性化であり、例えば「強く、正しく、明朗に」が本学の学風である。社会のニーズを長期的に分析し、同時に大学本来の姿を見つめての個性化が必要である。模索中の本学といえるが、地方における文化を発信する大学であるよう必要な問題に取り組んでいきたい。

◆1. 教養教育の改革：本学は文系2学部、理系2学部よりなる総合大学で、教養教育は完全な全学支援体制のもとに行われるように改めた。その目的とするところは、人間、社会、自然のバランスのとれた理解を深め、文明社会のあるべき姿を学ばせることにある。その運営には学長はじめ全学部長全研究科長が責任をもって当たるようにしてある。2. 学問と技術教育のバランス：専門教育は良く各学部の理念と目標のもと、四年一貫の教育責任体制により行われているが、社会が要求する語学力、コンピューター技術は、特別なコースを設けることによって習熟させる方針である（準備中）。3. 公立大学としての特色：公立大学は地域の必要とする人材養成が基本的に重要であるが、学術のレベルを高く維持しつつ、地域の文化、知的レベル、産業、健康等に関するコミュニティサービスが重要である。その両面に努力し、評価される大学であり度い。

◆本学は、平成10年度を目指して、学内の大改組に努力している。その内容は、情報科学部という新学部の設立や、日本文化学科（文学部）、ドイツ学科、中国学科の新設（外国語学部）、昼夜開講制の導入などを中心とするものである。これは、社会の情報化、国際化、生涯教育の充実等、時代の要請にこたえたものである。しかし、これは、今、日本中の大学改革と全く同じ方向であり、文部省の指導方針に沿うものである。その方向以外は、文部省の原則抑制方針のために新設が困難な状況だからである。このため、大綱化にうたわわれているような、大学の個性化・独自性をすすめることがむずかしく、全国的にみて、個性化は一層うすれていきつつあると思われる。

◆1. 学部内組織の見直し 1) 専攻コースの改編 2) 総合コースの設置 2. 学部間をまたがる研究・教育組織の設置 3. 大学院の充実化と博士課程の設置

◆人口の都市集中が世界規模で進んでいる中、都市型大学として都市の抱える諸々の問題を全学的に捉えたいと考えている。副学長などではなく学長に対して自由な考えで***市のあるべき姿や***大学についての忌憚のない意見を受け、現在の***大学のあり方の是非について考えて行きたい。そして21世紀を間近にした地球規模で起こりつつある幾つかの問題点解決の一助となる様に努力することが、本学独自の存在感を広く世に示して行くことにつながると信じる。

◆本学は公立の医科大学であり、世界に通じる医学・医療を地域住民に還元する役割を持っている。従って本学の個性化はこの基本線上に置かざるを得ないが、まずユニークな国際的評価の高い医学研究の推進を通じて、本学の個性化を計って行きたいと考えている。

◆第2次世界大戦終結の翌年の1946年本学は***学校として設立され、文化、学術で***市を復興し、国際化を目指しました。1949年に大学に昇格、地域学（area studies）や外国語、外国文化研究を本学の個性として来しました。ちょうど日本全体が国際化の方向へ進み、創立以来順調に発展し、外国語大学としては50年間で博士課程まで設立し、全国的にもその名が知られるようになりました。しかし近頃は全国多くの大学が国際化を目標にしてきているので、本学としての identity が薄れてきています。これからどのような特色を出すか、目下模索中ではありますが、やはり次のような点を特色としたいと考えています。1. 国際化を一層進めて、外国人留学生を増やし、外国の大学との交流を盛にする。本学の教員にも外国人をもっと多く採用したい。2. 情報化教育を充実したい。3. 本学が位置する研究学園都市に集まる他の8大学との連携を強化して、単位互換、施設の相互利用など充実したい。

◆大綱化は目下実施中であるが、一般教育関係のスタッフを中心とする新学科の創設を中心として、複数学部を設置すべく改革案を鋭意検討中である。国際化、情報化、地域との関わりを視座に据え、柔軟な研究・教育体制を確立したいと考えている。作業は「大学整備実施委員会」なる専門委員会で行っているところである。

◆地方大学の地域性を生かした公教育を行い、公立大の範と雄になるよう努めている。勿論、国際性は言うまでもない。

◆当大学は開設したばかりで、学部は完成次をむかえ大学院は申請中なので、開学の精神がまだ生々と生きています。すなわち

「Global にものを考え、Local に活動できる」人材の育成と地域に密着した研究課題の取り組み、地域の関連諸機関との連携など自治体立の大学の特色を前面に出しているのが個性だと思います。それでいて、一地方大学ということではなく、研究においても教員の識見（社会 needs への対応に関する）においても全国水準を越える質を保ち、将来のリーダーを育てる教育についても世界を視野においたものにするということが、いまのところ実現していると考えています。長期的評価は今後の動向を見定める必要がありますが、学外者も含めた評価を続けてゆきたいと思います。

◆〔単科医科大学として〕人材を育成し、層の厚い大学にすることを第一義とし、単講座制を排し大講座制にすること、教官は全て講師以上の処置をすること、教官は全て任期制にすること。付属病院を大学から切り離し、病院は独立採算制とし、学生の臨床教育に関しては病院に嘱託する形をとる。大学に臨床担当教授を置き病院側との調整にあたる。医科大学への入学資格は4年制大学（理系、文系を問わず）の卒業生に限る。従って医科系専門課程は4年となる。夢のまた夢でしょう。個性化とか改革という意味が自分自身の中で理解が不十分だし、いわんや醸成にはほど遠い。paradigm shift に踊らされたくない気持もある改革よりも学長の理念を如何に生かして行くかということの方が重要だと思う。

◆○学部教育における基礎教育の強化 ○大学院教育における高度専門教育と高度教養教育の強化 ○アカデミズムと地域プラグティシズムの融合

◆「研究は地域に根ざし、教育は世界を目ざす」が理念なのでそれに集約されるように学部学科の改革が必要。

◆①人間性の尊重 ②生活者の視点の重視 ③地域との共生 ④国際化への対応 以上4点を基本といたしたいが、とりわけ②と③を本学の特徴といたしたい。

◆1.（県立大学として）県内の他大学に存在しない学問領域の強化。2. 大学の研究・教育・運営等全体への県民参加。3. 県の施設に反映できる調査・研究の充実。

◆公立大学としての役割を果せること、具体的には 1. 地域の各大学との連携・交流の要となること 1. 市民に開かれた大学（公開講座、社会人入学枠の拡大 etc）

◆中期的展望としては、大学院大学としての女子大学の方向を進むものと思われる。

◆本学は典型的な college ですが、教員の間（学生も含めて）、education oriented institution と、research oriented institution の区別、重要性が理解されていません。本学のような場合には、education oriented institution に特化して行く方が賢明と思います。しかし、教員は educator or teacher よりも researcher にあこがれ、そのフリをしていると思います。本学が、本当の意味で個性化をするためには、米国の良い pre-medi school (Austin College, Sherman Tex.) のように、医師、法律家の基本を提供する College になれば、日本にとって一番有益でしょうが、このようなことは、だれも理解することが不可能でしょう。本学に限らず、日本で今必要なのは、本当の意味での“liberal-art and science” college です。

私立大学・学長

◆1. 設置基準の体網化が高唱されてすでに5年を経過しました。本学は目下新学部、新学科、大学院の設置申請を行っています。認可を受ける側の願望というスタンスはさげられませんので、一概には言えませんが、認可条件はやはり厳しいことを痛感いたします。学部、学科等の新增設は申し上げるまでもなく原則抑制です。これの例外措置は人文学系では「外国人留学生の確保」の一点に絞られています。全国のこの種の大学が必死になってこの問題に奔走せざるを得ないのが現実です。これは一例ですが、大学の個性化はこの点からみても一定のフレームの中に傾きがちです。2. 本学は大学の理念目的にかかわる具体目標として、(1) 地域に根ざし世界に貢献する精神を養う大学 (2) 多様な個性をのびし、充実したキャンパスライフを送れる大学 (3) 学生一人ひとりに目標をもたせ、それを達成させる大学 (4) 生涯にわたって学び続ける力をそだてる大学 (5) 豊かな感性とたくましい活力を身につけさせる大学 (6) 教師と学生、そして学生間の関係を強める大学、上記の目標達成の理論と実践（方法論も含む）が個性化の一つと思っています。3. 具体化の全容は紙幅がありませんので一例を示します。まず、教育研究環境としてのキャンパス総面積205,000m²（この中に35,000m²の自然林＝起伏豊かですから冬は歩くスキーコースを林内に設定、体育の授業で活用し好評）の中プールを除くスポーツ等全種目の施設・設備＝団体予選にも利用

されている（地域社会との連携）＝があり、課外活動の活性化を支えています。上記目標具体例としてゼミ並びに少人数教育の徹底は自明のことながら開学（1967.4）以来実施の教養ゼミ（学部横断、1～4年まで学外研修旅行）＝日常のゼミ運営はもちろん、研修旅行の計画、実施、事務処理（教養ゼミ論集に収録）すべて学生の手で実施、この立体的カリキュラム、動きのあるキャンパスライフは上記目標達成の一例と体験を通じて自負しています。個性化の抽象論、理想論をあげても説得力に欠けますので、あえて具体例を二つあげさせてもらいました。

◆昭和53年開学当初から、文・経・工など横並びの学部構成でなく、美術学部及び社会福祉学部というきわめてユニークな2学部構成でスタートしたのをはじめ、教育課程編成の力を高令化・国際化・情報化社会対応の教育と少人数とにおいた。平成2年からは基礎教育科目として、情報科学論、国際関係論、実務英語各4単位を設け4単位以上の習得を義務づけた。また、美術という特殊分野の教育研究には道中圏が適切であるとの観点から**町にある***大学短期大学部に隣接して美術学部の新学舎を建設、平成8年4月に**市から移転した。UIは、以上の経過のように、特色ある学部構成と教育課程、少人数教育、国際交流、各種施設設備の近代化などが着々と進行中であり、今後は更に、自己点検評価の進展に合わせて下記の改革に取り組みたい。即ち、大学院の設置をはじめとする教育研究の高度化、近代化と25校に及ぶ海外姉妹提携大学との学術交流のより積極的推進、本学3つの国際研究所（福祉、意匠、建築）の整備充実、内外他大学との単位互換制度の導入、生涯学習社会への適切な対応等を軸として、建学の精神である「百折不撓」の精神を身につけた、かつ21世紀の国際社会で活躍できる人材の育成を図る。

◆1. 大学固有の目的・理念をそれぞれの学部学科がカリキュラムなどの教育システムにとり入れる努力を具体化すること。2. 同様にこれを研究目的（共同の）にむすびつけ実行すること。3. 大学全体に共通のプログラムを企画し実行すること。以上の事が併行して行われれば個性化は可能になると思います。

◆1. 21世紀に向けて、社会が急速に変化すると予想される。その内容を予測することは難しいが、グローバル化と情報化の2つの現象が大きな波として押し寄せてくるに違いない。従って大学はこのような時代の変化に対応する教育を考えなければならない。2. このような時代に要

求される人材は、右へならえで一斉に方角に向かって仕事をするような、いわゆる優等生型のものではなく、それぞれの立場において、独創的な思考力と判断力を持つ個性的な活動をする人材が要望される。3. 本学の建学の精神は、創立以来、このような思想の持主を養成することが中心であったので、入学から卒業までの教育の中に、従来と違った、個々の学生の能力を伸ばすような人間的触れ合いを重視する教育を強化したい。

◆本学は商学部商学科という単科大学であり、市内には一工業大学、一工高専があり地域的には補完的である。その意味で地域のニーズには応えている。個性化の出発点にはこのような地域的制約がある商学科として今後「流通」を基本的柱としていくことになるが、それは情報化・国際化を不可避なものとする。結果的にインターネットの充実化を計らねばならないが、それは本学の如き地方の一小大学が宿命的に持つ中央とのハンディを縮小していく大きなメリットをもたらすことは確実である。しかし、単一学科ではどうしても地域のニーズに応じるには受け皿が小さすぎる。法・文系の学科／学部への要望も確実に存在するので、将来的にはその方向への拡充を計る必要がある。但し、その前に現在の一学科を複数学科増設し、先ず、商学部の充実を当面の目標とすべきである。幸か不幸か本県の進学率は全国最低レベルと言われる。然し、これは逆に今後求められる一可能性を意味する。地元指向の傾向と共に本学にとっては将来的に大きなプラス要因と考える。個性化は地域的条件の中で行われるべきと考える。

◆学術の発展に伴う学際的、国際的に創造を発揮することは勿論、わが大学の置かれている実情に鑑み、より地域に密着した地域産業の振興に貢献しうる研究や教育を行うことが、改革の果実として評価しうると考える。

◆キリスト教主義教育を柱として、文学部を土台に社会福祉学部を増設し、地域の必要性に対応できる人材を育成すべく準備中である。

◆“大学を取り巻く社会と一体感に立った大学作り”は小職のモットーであり、地域住民に対する奉仕ということを基盤とした、より充実した地域医療を実践することは医の原点であり、本学の重要政策の一つとして重点的に進めている。昭和55年に開設され、24時間体制で運営されている本学の救急センターは、爾来順調に成果を上げており、地域住民に与える安心感は計り知れないものがある。来春業務を開始する循環器医療センターは、多忙な経済的犠牲を払っ

て推進する大事業であり、心疾患患者に対する大いなる福音となることを確信している。県立病院の常勤医師の60%（約300名）は本学出身者で占められ、地域医療を支援することは医療への人的資源の補給ということで、正に地域に対する本学の建学の精神「良医を育成して、新附の蒼生を慈恵せよ」を堅実に遂行しているものである。以上の様に、地域社会のニーズに応じた医学教育の改革を認識し、また医学大学との密接な連携をもった関連病院等で、学生に充実した Primary care を修練させることが、医科大学の教育上きわめて有用であり、世界の趨勢であることから、時代に即した、地域に密着した本学としてのアイデンティティの確立のため鋭意改革を重ねて行きたい。

◆1. 建学の精神が標題としてあるだけでなく、日常の教育の上にもいつも生きて働いているものであるように努めることで、本学の企図する人材育成をはかること。2. 地域に根ざした研究と教育の推進を通して、大学の個性と特色を打ち出し、それによって個性化をはかること。本学は***にあり、***、***、***らを生んだ文化的風土のもとにある。この文化的風土に学び、さらに研究を進めることで本学の存在感を増すものとしていきたい。そのための一環として「比較文化研究センター」の充実も期していきたい。

◆1. 体育学部健康福祉学科を新設しているが、健康福祉学科の質的充実が重要。2. 指導者養成が中心課題であるが、高度の専門的指導者を育成するため大学院をつくること。3. 教員の教育・研究の質的向上をはかるための学術（概説）を活性化すること。

◆I. キリスト教大学としての充実と発展。1) キリスト教礼拝とキリスト教学の充実。（各専門分野との対話可能な授業の展開とそのために必要な教員の充実）。2) 宗教センターの設置。II. 国際的視野と、価値観をもって地域社会にあらゆるニーズに対応できる高等教育機関でありたい。1) 研究者、公務員、企業各界において主として中堅幹部の地位で活躍する者が主であったが、指導的立場に立つ人材育成にも努力したい。2) 特に、***の東北地方における重要性と学生の多数が本県出身であることを、考え、地元各界との連繫を蜜にし、地域社会のニーズにも対応していきたい。

◆地方都市にある大学として、教育面においては、健実、真面目、努力型の卒業生を出す一方において、研究面においては、各専門分野において国内、国外に知られた研究者を擁する大学

であって欲しい。

◆本学はへき地に働く医師を養成することを目的として創設された医科大学であり十分な個性化を有していると考え。

◆本学の建学理念である雑草精神（あらくさだましい）を基本として人間教育に重点をおいています。踏まれても踏まれても伸びていく雑草のような不屈の精神を培うために、学生の個性を尊重し、少人数単位の教育を重視し、1年次に対語ゼミ、2年次に教養ゼミ、3・4年次に専門ゼミをおき、ゼミナールを中心とした授業を実施しています。父兄との連絡を密にして、毎年一度行われる各県支部総会には数名の教職員が学生の資料をもって父兄と学生指導についての面談を行います。また、成績不振学生を父兄同伴で大学に呼び出して学生指導についての話し合いを行い、成果を上げています。本学は比較的小規模な大学で教職員のまとまりもよく、小規模大学の利点を生かした大学の改革、アイデンティティの確立を目指しております。

◆21世紀は、高度情報化と技術革新、国際化及び高齢化社会が時間を追って進む。この社会では、人間の資質の向上が一層求められる。各学部教育の中に、共通として、科学技術の見方、文化的感性の陶冶、異文化理解及びボランティア活動と生涯教育など取り上げることが必須となる建学の理念を核に、社会のニーズを的確にとらえたカリキュラム編成を柔軟に進めていきたい。また、研究の成果を社会に積極的な還元を計りたい。

◆1. ***大学は、今年で10年目の創立記念日を迎えるが、このさい、あらためて、建学の理念について検討し、これを21世紀に向かってルネサンス化したい。それは、現理事長の尊父の***氏が、大正初期、アメリカのアマースト大学とイエール大学に学んだ教育観、人間尊重、愛情教育、進取の精神等である。2. ***県西部地区及び***県全域にわたって、県・自治体・大学の三点を中心教育ネットワークをつくり、地域貢献をすること、そのさい大学が言わば知的拠点として役立つべきことを検討している。

◆本学は人類の生き方についての「未来からの挑戦」が認識されるようになった時期、1970年の創立にかかる。従って当初から建学の精神として、総合的見地から国際未来社会を切り拓く創造性豊かな人材を養成し、研究を推進することが掲げられて来た。この精神は全地球的交流、高度情報化の一層進んだ今日において、一層強調されていることは言うまでもないが、科学技

術の偏重に陥ることなく豊かな人間性を育み、国境や言語や体制の壁を越えて、人間としての理解と相互扶助の精神を発揮する機会と仕組みを徐々に積み重ねて来た。留学生の受入、本学学生の派遣留学、海外研修も、外国人研究者・教員の受入、本学教員・研究者も年を追って盛んになっている。本学は、多数の学生について言うならば、先端的研究者を多数育てるよりも、国際的、学術的に広い視野をもち、それぞれの専攻分野の知識・技能を生かした、常識ある社会人、職業人の育成を旨としている。しかし、より高度の知識・技能の習得を旨として、歯学部には既に大学院歯学研究科が設けられ多数の博士の学位取得者を出して居り、他の3学部のそれぞれ大学院研究科開設の準備中で研究者養成も近い将来の射程に入っている。

◆当大学は創立7年を過ぎたまだ若い大学であり、設備、教員、カリキュラムなど充実をはからなければならない課題が多い。特に教育面においては、学生の質にバラツキが大きく、大半の学生は大衆の知的水準の学力を有するものであり、当大学は、大衆化された大学に典型的な大数派の学生によって構成されている。そのため旧来の大学の講義をそのまま実行することは、学生に消化不良を起こさせないと考えている。そのため本学では少人数大学の特徴を生かし、教員一人ひとりに、学生を個人的に指導する機会を多く持たせることにより、学生一人ひとりの個性を発揮させ、自信を持って社会で活躍できる基盤となるような能力を学生自身に自覚させたいと考えている。そのためには、教員一人一人の意識改革が急務であり、従来型の、優れた研究者＝優れた教育者という幻想を教員に棄させないなければならないと考えている。極論を言えば、本学は、研究にもなにも教育につながる、教育中心の大学をめざすことが個性化だと考えている。ミニ東京大学志向から脱することである。

◆本学は、開設以来13年目の若い大学である。学長自身も1995年4月より副学長として就任し、1996年4月から学長に就任したばかりである。従って大学の個性化についてもこれからの問題であるが、***大学の名称のとおり日本のみならず世界各国から主として武道に関心のある留学生を多数受け入れたいと思っている。更には現在、体育学部のみ体育系大学であるが将来は複数の学部を持つ総合大学にしたいと考えている。

◆国際的で、清新でのびのびした個性的なキャンパス、それが、本当に自立した私学の魅力で

す。教授会のあり方、カリキュラムの編成、講義の内容など、21世紀に生きる若い世代が学ぶにふさわしい知的な環境のもとで、豊かな自己を形成し、多彩な人間関係をつくっています。

(1)人文学部・経営情報学部の両学部が、相互に乗り入れ可能なプログラムである。国際的で、総合的な学問と教育への意欲的な試みである。

(2)大学院は、日本とアメリカ文化及び比較文化の教育・研究を通して、国際文化について、高度の専門的職業の育成をめざしている。また、女性学研究は日本では初めてであり、新しい学問のジャンルを開拓し、高度でフレッシュな専門的女性研究者を育成している。***大学は、充実した語学教育のもとに、海外姉妹校への留学制度を設けており、さらに外国および国内の地域研修がカリキュラムに組み込まれている。そして、欧米およびアジア諸国から留学生を迎え、充実した日本語と日本文化の勉学と研究の場を提供しています。学校法人***に属する国際文化教育センターは、***大学と共に本学と海外六校の姉妹校・提携校との教育・研究の交流や教授および作家の招聘、国際会議および寄付講座の開催を積極的に行っています。

◆①21世紀に必要な自然言語・人工言語そして特に本学の特色として会計言語を含め3言語を特色としたい。②夜間短大を含め昼夜間大学をめざす。③ダブル・スクールを実現していく。

(トワイライト・コースとよぶ。)④単位貯蓄性(銀行生を導入)により、生涯教育を実現する。⑤PL法宣言により教育責任を明らかにする。

◆本学は、100有余年の伝統に支えられ、先輩諸氏のパイオニア清新で開拓された道を歩んで来たが、通常努力だけではすまされない時期にさしかかっている。私達は、今、共通の目標に向かって行動する association の意識を持って、共通の目標を設定し、構成員の責務において機能性を高め、激変に対応する必要に迫られていると考える。教育面においては、学際的な臨床医、研究者の人材育成を心掛ける必要がある。その際には、リベラル・アーツを踏まえた歯科教育カリキュラムの再編、教育内容の再検討、最先端の学問領域の取り組みの検討、基礎学力と応用力の向上を図る方向を目指していく。研究面においては、来るべき21世紀に向けて、次の世代をにない得る創造性にあふれた歯科医学者の育成と同時に、私学情報あるいはオーラル・ヘルス・サイエンスの基盤の設備・確立を目指す。研究業績の的確な評価、研究プロジェクトの編成、最先端技術の導入、学際的研究の推

進などに努力し、中・長期計画を進め、一定の果実を得るシステムを構築する。臨床面においては、歯科臨床の高度化・精密化への対応、疾病構造の変化や老年看者への治療指針の確立、口腔と全身の健康状態との相互関連に配慮した医科医学の構築などを目指し、知・情・意のバランスのとれた歯科医師の養成を心掛ける必要がある。また、世界的にも注目されている本学附属の総合病院（470床）において、歯科大学としては類例のない臨床医学との大胆な取り組みを模索し、歯科医学への新たな試みとして、これまでにない全く新しい研究活動を行っているのは、本学における個性化の一つの事例であると考える。

◆***大学人文学部は、日本語・日本文化学科、英語・英文科学科、福祉心理学科の三学科からなり、その三学科を貫く共通理念として、諸文化の研究や人間の内面的な考察から、人間そのものの深い理解への到達をめざすこと、言葉を変えるならば、ヒューマンティーの追求とういことが挙げられる。すなわち、自己革新を行いながら他者や異文化を理解し、他者と共生する能力を持つ人材の育成ということがその教育理念に強く関わっており、またこのような柔軟な人間理解に富んだ人材の育成は、学園創立の精神である「徳を成す」人材の育成と理念において深く繋がるものである。こうした理念のもとに、国際化、情報化、老年化を迎えた現代日本社会の様相、特に多様化した個人の価値観の変化に柔軟に対応でき、人に暖かく接することのできる人材を養成するための基本として、まず日本人としてのアイデンティティを確立するための自国文化の理解、その上に言葉や生活様式をことにする異文化の理解を重ね、さらに、複雑な人間関係の理解の上にとっての他者や弱者への理解、またそのことを実践することができるためのコミュニケーション能力や多様な情報に対する分析能力を身に付けることをその主な教育目標とする。また、これらのことは***大学人文学部のさきに挙げた三学科の成立の要因ともなるわけである。

従って、平成9年度からの新教育課程への移行に伴うカリキュラム改革において上記の教育理念、基本方針が充分反映されるよう実施する予定である。

◆女子大学という、これまである程度制約ないしは先入見があった中でいわゆる良妻賢母型教育理念は通用しなくなった。しかも女性の社会的進出には目ざましいものがある。しかし社会の構造変動に伴ってどこまで女子大学がこれに

対応するかといった基本的立場はまだ確立していない。一部女子大学では、言うなれば文系家政系から社会学系に重点をおくようになったが、これとしても大学一般の安易な改革に視点を合わせたにすぎない。こうした中で、個性化を打ち出すことはきわめて困難である。本学では特色を出すことによって個性化を推進するため学科としては女子大学では異例の「国際社会学科」の設置申請にふみきることにした。これが実ればユニークな学科となるであろう。但し、こうした学科には社会科学のいわば総合化に基づく内容を伴うカリキュラムの編成が必要とされる。この点で、一部教養課程の改組を含むだけに教員に適任者を求めることに苦慮している。

◆本学の理念、目標は「地球規模の視野にもとづく正しい認識を持って見ずら問題を発見し、解決する知恵と力を持つ人材を育成する」ことにあるので、以下の視点に基づく教育研究組織制度の改革が必要である。1. 建学の方針であるキリスト教に基づく人間形成 2. 教育、研究における国際化の一層の促進 3. 生涯教育の充実 4. 高度情報化の一層の促進 5. 学生の教育研究指導体制、教育法法の充実 6. 大学院教育研究機能の充実 など、なお改革を進めるためには、自己点検、評価を強化する事により改善充実を計りながら、上記理念目標を達成すべきであると考える。

◆建学理念「日本及びアジアの文化社会の研究と建設的実践に重点を置き、もって亜細亜融合に新機軸を打ち出す人材を育成するをその使命とする」を具体化するため、点検・評価活動により再確認し、本学創立の原点である「アジア」を念頭にいった特色ある教育活動を展開することが、本学の独自性・個性化を発揮できる道と考えている。具体的な改革は以下の通りである。1. 教育課程（カリキュラム）の改革：本学の指命を果たすためには、日本及びアジアの社会・文化を中心とする教育・研究活動を展開できる体系的なカリキュラムの構築。2. アジア諸国への留学制度の充実・強化：本学は世界の共通語である英語教育とその他の外国語の開設科目数（12カ国語）とその教育方法については、すでに改革の実があがっている。特に、本学の教育の使命を達成するためにはアジア系言語を中心とした教育の充実・強化が重要である。現在、本学が実施しているアジア地域大学との派遣・交換留学制度を提携校との連携を図りながらさらに拡大し、アジア各国に対する理解や国際感覚に優れた人材、いわゆる「アジアに強い人材」の育成を図り、社会のニーズに応え得

る教育を展開したい。3. グローバルネットワークの推進（研究体制の強化）：アジア各国の大学、研究所など教育研究機関を中心とするグローバルネットワークを構築し、学生、研究者の相互交流など学術交流を積極的に行い、研究機関としての質的向上を図り、アジア地域における研究機関の拠点として中心的な役割を果たしたい。

◆本学建学の精神「キリスト教主義教育に基づく国際人の育成」の具体化を目指して改革をしてきた。本学にとっての個性化は、21世紀を目前にして次世紀を「地球規模の共生」のときとして担う人材を学際的に育成することと考える。その観点から学部では一層幅広い教養を強化すること。研究科では高度な職業人育成教育を強化する事を課題として取り組んでいる。

◆一般教育：・生命科学系の大学にふさわしい一般教育内容（コアカリキュラムの設定、自然科学教育の在り方を明確にすること等）とする。
・大学院レベルの高度研究能力を発揮しうるための幅広い視野と物の見方、考え方を一般教育において培う。専門教育：・生命科学を医学、生物学、化学、薬学、獣医学、水産学等の分野を通じ、総合的に教育研究する。

◆変化しつつある現代社会において積極的・主導的に活躍する女性が身につけるべき専門的知識・能力を育成するよう、カリキュラムの改革を遂行し、女子大学としての個性をさらに明確にする。

◆本学は学部学生約850名、大学院学生約50名からなる小規模な単科大学である。本学の薬学部を卒業した学生はほぼ全員が薬剤師国家試験を受け、約8割の学生は病院や薬局などに就職している。最近、病棟業務、医薬分業の進展などにより、医療の場における薬剤師の職務は大きく変わってきている。このような変化に対応するために、本学は学部の医療薬学関連科目の充実をはかり、病院実習のプレトレーニングとして、学内に設置した模擬薬局における教育を徹底し、社会の要請に応えられる薬剤師の養成に力を入れている。一方、高度の薬剤師を要請するために病院における長期の実務研修を取り入れた医療薬学系大学院の充実にも努めている。更に米国のワシントン大学などと提携して国際交流の輪を広げている。今後、老朽化した建物を建て直して最新の設備を備えた教育・研究の場を作る予定である。全国の大学薬学部をみると、医療薬学関連分野、あるいは大学院大学を指向した研究分野に対する特色を打ち出すことに腐心しているように考えられるが、本学では

従来通り研究分野も重視するが医療薬学関連分野にその特色を発揮する必要があると考えている。

◆世界の超一流高等教育機関として存在するために、将来の地球環境（すべてのシステム）をデザインする人材である①文明の継承②知的生産③人格の陶冶、についてより高いレベルを求めていくこと。大学がこのことを研究・教育の両面で継続していくことによって社会に貢献し、かつその存在意義がでてくる。更に社会のニーズに応えることは当然であるが、知的生産を高めることによって、将来における社会のありようについて提言、発言して行くことを目指したい。そのためには、大学における研究・教育領域の見直し（自然科学系をどのように位置付けるかがポイントになる）と、学部と大学院課程の学生定員の再配分について検討する必要がある。

◆本学園建学（1929年）以来の教育の「三本柱」といわれる「キリスト教」「国際理解」「園芸」（環境）を現代社会のニーズに応え、どのように「知的に展開していくか」当面の課題としては社会科学系の学科の新設、情報化教育・施設の強化が構想されており、それが「改革」の第一歩となろう。

◆1. UI 委員会を設置し、さしあたりシンボルマーク、ロゴなどの採用によって VI を強化する。2. 都市型大学の特色を生かし、公開講座、昼夜開講制、社会人入学、編入学の拡大などに力を入れる。3. 二部の教育を一層充実する。4. 学生の父母との連携によって、教育のキメ細やかな配慮を深める。

◆付置機関である日本文化研究所と大学院及び学部により、日本文化の世界に対する創造的発信の基地としての役割をもてる大学にするための改革を念頭に今後、進めて行きたいと考えている。

◆1. 情報化社会において、リベラルアーツ教育を強化する。2. 現代世界の直面する危機状況に回答する学問様式を創造する。3. 学生、教職員構成の国際化を定着させよ。

◆私立大学の役割は、独自の建学の理念に基づく、独特な教育を通じて、有為な人材を育成し送り出すことにある。本学の建学の精神は、「不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為な人を養成する」ことで、高い常識をもって実践に強い気魄あふれる21世紀を担う人材の育成を主眼としている。具体的には、識魂『文武両道』を

スローガンとして掲げ、演習（ゼミナール）を必修とし、徹底した少人数精鋭の教育を行うと共に、武道教育を4年間で自由に選択できるカリキュラムを設置している。また、課外活動においても活動拠点になる施設・設備等を供与し、奨励金を支給するなど積極的にその活動を支援することにより、学生生活をより充実させ、常に自己啓発に励み、社会福祉に貢献しうる人材の養成に努めている。

◆・仏教とりわけ禅的教育“一行学一如”を基盤として人格形成の教育を行う。・また本学がオリンピック公園に隣接した自然環境に恵まれた立地条件を生かし、都市型中規模大学を目指す。・教職員、学生からのロゴマークを募集し駒澤大学アイデンティティの高揚に努める。

◆今日の科学技術の発展で最も重要なことは、人と自然、個性と社会、理性と感性、個別性と総合性等さまざまな関係において、「いかにして自然の摂理と調和していくか」ということを、人の英知を集めて探ることであると考えている。本学の場合、開設型の工学部と総合的、横断的に捉えるシステム工学部を擁し、工学系総合大学として、科学・技術の価値判断の出来る技術者の育成を目指すと共に、真に人類に貢献できる科学技術を身につけることを目的として、技術を創り、それによって独創的な科学技術を育てて行くことが本学の教育理念である。人類に貢献するテクノロジー、即ちヒューマンテクノロジーを目指す。

◆・キリスト教系大学として、学生に4年間で、学問的にキリスト教を勉強させる（道徳的価値観、人生観はおのずと身につけてゆくことを前提として）。・女子大学の存在を再検討し、本来の人類平等を自覚させ、女性の自立を促す教育を徹底する。

◆ある程度の長い歴史を有し、多数の学部を抱える大規模大学では「学部自治」の原則が固まって居るため、「貴大学における個性化のための改革」と「学長ご自身の自由なお考え」とは、理念においても方向性においても、一致するとは限らないから、この設問への回答には難渋せざる得なかった。「改革」とは、既存のシステムに馴れしたしんだ教職員に、その「馴れ」との断絶を要求するものであり、必ず痛みを強いる。志願者の顕著な減少のように、経営の基礎について危機感をよびおこす「外圧」がなければ、安逸の気分を一新するのは難しい。官僚制を槍玉にあげて「省益あって国益なし」と評する論者が、大学内部では「学部益あって大学益なし」という精神構造で行動しても、誰も不思議に思わないのが大学の世界である。全くの一例であるが、外国語教育における「コミュニケーション能力の育成」を学長自身が重視しても、教員採用にあたるのは、第一義的には当の外国語担当教員の組織であるから、その組織が学長の意図に反して、「教育能力よりは研究能力」という方針のもとで候補者を推薦してきた場合、大変な抵抗・混乱を覚悟してでなければ推薦に最高を求めることには躊躇せざる得ない。あえて行えば別の面での改革を阻まれるからである。新設学部・学科では、既存の学部とは断絶したところで実験的な試みを行うことはある程度可能であり、マスコミの注目を浴びることはあるが、その試みが既設学部・学科のあいだに不満を醸成しえないとは限らない。長い時間をかけ、全学的な合意形成に向けて説得を続ける以外に道はない。こうしたシステムの場合、考える実践的「改革」の方途は二つある。第一は、多数学部のうち、一部でおきた改革の小さな芽に、目に見えるインセンティブで報いること、たとえば当該学部における研究・教育の充実・改善のために特別な資金的支援を行うこと。そのためには学長の手許に一定のファンドが必要となるのである。第二は、教授会を通さなくてよい「改革」を外部から進めて、教授会に間接的、側面的な圧力を加えること、例えば外部講師による「英検講座」、「各種国家試験講座」などを開設して外国語教育、各種の専門教育に反省を迫ることが考えられる。

いづれにせよ、「大学の個性化」と「学長個人が自由に考える個性化」とのあいだには大きな隔たりがある。この種の設問は、学長のおかれた困難な立場を十分理解した上で問いの形式を工夫していただけるとありがたい。

◆1. 独創的かつ大胆なカリキュラムの改革 2. 理事会の権限強化 3. 教授会の責任と権限を各種委員会へ委譲することによって教授会の効率化をはかる。4. 大学の教学担当者（学長、学部長、学科長）の責任と権限の明確化

◆***大学の特徴は、変革に対して大学組織からの抵抗がなく、組織風土として改革への前向きな姿勢が根付いていることである。創設以来、次々に改革を続けてきたが、変身を続ける***大学の特徴はこれからも残っていくであろう。現在の課題は、英語教育の充実と、新設学科の設置に向けて、既存学科のカリキュラムを含めた再編成である。

◆大学の個性化が叫ばれて久しい。確かに就学人口の減少等、私立大学を取り巻く環境は厳しく、生き残りのためには他大学との差別化＝個

個性が重要であることは、疑うべきもない。しかし、本学が加盟している TAC（***アカデミックコンソーシアム）の構成大学（***大学、***大学、***大学）はいずれも優れた特色と個性をもっている。本学も幸い「日本最初の女子留学生***が創立者」、「英語の***」、「女子高等教育のパイオニア」等々の評価を受ける個性的な大学であると自負している。個性の象徴である校章・校歌、創立以来持たないことも、いかに個性的であるかを証明していると言える。ところが、最近、本学の持つ特色が受験生などの若い層に理解されていない傾向があるように思えてならない。一つには、強烈な個性をもつがゆえに、それを正しく分かりやすく伝える努力をやや怠っていたことが原因だと思われる。さらに、最近の共学大学への指向の強まり、他大学の学部の多様化などの状況の中では、これまでとりたてて説明してこなかった女子大学の意義や学芸部の意味・内容等についても、その見解をはっきり打ち出すことが本学の責務であると考え。今まで当たり前としてきたことを検証し、その上で本学の誇る個性を、現代社会にマッチする方法で広く訴えかけていくことが急務であると思われる。もう一つ忘れてはならないことが、社会情勢を的確につかんで大学の個性を再構築していくことではないだろうか。女子大学の意義とも関連するが、女性のライフスタイルに合わせた生涯教育の発展、女性の社会進出への支援等、女性のエンパワーメントという理念を具体化する諸施策を実現していくことが重要であると考え。

◆創立者***の建学の精神である KVA（知識、徳性、技術）精神の現代的意義を問い直しながら、1. 物をつくることの大事さを重視し、技術と知識の総合を図る 2. 学生の偏差値よりは、個性値・人間値を評価する 3. 徳性（特にボランティアの心や社会貢献の心）の涵養を重視する 4. 人間生活中心の主体的生活者の形成をめざす

◆卒業生が誇れるような大学とする。

◆当大学は医科大学であり、一般の大学とは必ずしも同一に論じられない面が多いことをご理解頂きたい。その上で、個性化：建学の精神の再確認（病気を診ずして、病人を診よー注 患者さんの人格を尊重し、患者中心の医療を行う） 教育に関して：講座の統廃合による活性化と柔軟性 研究に関して：機構改革にかんする活性化と新しい分野への対応 診療：臨床講座機能のうち診療機能を一応分離し、病院は診療科方式とし医療の進歩に対応

◆高度な学問的水準を維持しながら、あくまで「女子大学」であること。そして、宗教的関心の奥行きをもった人格の陶冶を第一主義的なこととしてめざすこと。

◆真に生き生きとした自主的な考え方が自由に発揮される環境や人間関係があり、互いにその異質なものを尊重しあう文化的交流の中からこそ、創造的な考えや独創的な発想力が生まれ育つものとする。目下、本学ではそのような個性を尊重する教育環境を形成すべく、必要と思われる点検・評価によって、組織や制度、教育課程その他の見直しによって大学改革を進めている。

◆本学は創立以来、社会にでて実際に役立つ科学者、技術者の育成に努力してきた。その為、各教員派伝統的に非常に細かく学生の面倒をみて親切に指導する傾向があったが、他面、学生を各々の学科に囲いこんで、学生の自主性を失わせている恐れもある。今後学生が主体的に自由に勉学できる体制を創ると共に、いらずらに多くの知識をつめ込むことをやめ、学んだことは根本から完全に理解するようにさせたいと思っている。又国際化時代を迎え、所謂 Global Engineer であるように、特にアジア地区に進出した企業においても、現地の人々と積極的に交流しながら活躍できる技術者を養成するように努めたい。

◆本学は古い伝統をもつ薬学部に加えて3年前更に生命科学部を創設し複数学部をもつ大学として新たに第一歩を踏み出した。もとより生命科学は生命の根源を追求する学問であり、薬を通じて人類を病から解放し、健康の保持に貢献する薬学とはまさに不即不離の関係にある。生命科学も薬学も人類に幸福な未来を与えるサイエンスでなければならない。本学の建学の精神である人類の福祉への貢献というヒューマンイズムの精神をもって新しい教育・研究体制を柔軟に模索しながら基礎薬学に裏付けされた医療人としての高度な知識と心をもった新しい薬学徒や先端技術の担い手として高いレベルの技術、システム、およびコンセプトの開発考案の出来る人材育成を目指すべく努力している。

◆教育に関しては、既存の学問を効率よく次世代に伝えるのではなく、物事の本質をよく理解することができるような教育課程を構成する。従って、学生の科目選択の自由度を増すと共に学生の理解度を重視する授業を行い、学生の入学試験による選別よりは、卒業時の学力重視即ち入り口管理よりは出口管理を重視することにより個性化をはかりたい。

研究に関しては、教員の自由な発想に基づく個人研究は大学の研究として不可欠なものであるが、このような blue sky research あるいは第1世代研究に加えて上記研究を基盤とする組織的、計画的な研究、即ち strategic research あるいは第3世代研究を推進する。研究費は学生の授業料より支弁することは困難と思われるので、外部資金によらざるを得ないが、第一世代研究には文部省の科学研究費を、第3世代研究には文部省の中核研究拠点形式プログラム、私立大学ハイテク・リサーチセンタ整備事業、日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業、新産業技術・エネルギー総合研究機構、新技術事業団等の事業に参加することにより確保していく。また学生の授業の理解度を含め、授業内容の質的向上をはかるためにマルチ・メディア情報技術の教育への導入を積極的に推進していく。

◆私は常々不易流行の精神に、則り大学の運営を考えております。不易とは120年前の創立当時、創立者***の説く東洋の精神と文化の継承にあります。またこれに現代的・国際的視野を当てるのが流行と理解しております。この二つの要素をふまえたのが、本学の特色と言えるでしょう。文学部は中国文学科・国文学科の二つの学科ですが、一・二年時は国際政治学部の学生とともに国際感覚と視野の広い教養を身につけるようにし、三・四年時に東洋学に基づいた専門コースを選ぶようにしています。また国際政治学部では、国際的視野の学問を手にしながらも、東アジア・東南アジア・西アジア・アフリカ等アジア・アフリカの地域研究に重きを置いております。それも学生が主体的に講座・コースを自ら選ぶようにし、個性の確立を期待しております。

◆大学の個性化を考えると、まず大学にとって個性、特徴、特色をどこに置くべきかを確認することが前提を考へる。私学は建学の精神を掲げ教育・研究を行うが、その基本にあるのは真理の探究であり、その観点からみるとすべての大学は共通の理念の下に置かれていることになる。従って、教育・研究を行うに際しての姿勢、在り方こそが、大学の個性化発揮として真価が問われる部分であると考え。本大学は、すべての学問分野を網羅する14学部を擁する総合大学として、学部間の壁を越えた有機的な連携による総合性を発揮し、学際的な教育・研究を推進することが特色であると考え。その方策として、①学内の教育・研究情報を公開するとともに、教育・研究の学部間交流を促進し「学部」ではなく「大学」に対する帰属意識の

高揚を図り、教職員の連帯感を強める。②総合大学でなければできない学際的な教育・研究に重点を置き、大学としての奨励・支援する。③本大学は学部が散在しているが、学部間交流を一層図るために、全学的なネットワーク化を行うなど、OA 機器等を有効活用し、教育・研究環境の改善を推進する。

◆本学の教育理念「愛と研究心をもった医師及び医学者を育てる」の具体的なカリキュラムを検討中であります。

◆私ども***大学は厚生省から指導的福祉従事者の養成を委託されている準国立大学です。その意味で個性化といっても他の私立大学とは異なった方向しか考えられません。委託枠の中で国民の付託に応えられる質の高い福祉リーダーの養成を第一目扱い、国際学流の要として、また行政とアカデミック世界をつなぐ架橋としても厚生省のご支援下で、特に同窓会のご協力を得て努力を続けてまいる所存です。

◆本学は、赤十字理念を建学精神とする。この赤十字理念は、赤十字基本原則（人道、公平、独立、中立、奉仕、単一、世界性）の中に極めて端的かつ明快に表明されている。赤十字基本原則は、その第一の原則「人道」を実践するための一連の活動原則である。「人道」の原則の目指すものは、究極的に「個人の尊重」である。赤十字基本原則は、組織体の活動原則であるが、本学においては、これを個人の行動原理としてもよい。さらには、学生を尊重させるべき個人として育成する際の教育原理としても把握し、この理念のもとに教育的、教育方針、教育課程を定め、一貫性のある看護教育を行うことをモットーとする。しかし、人道の原則にいう苦痛の軽減とはすべての医療の原点であり、赤十字の独占とはいえない。では、赤十字基本原則がもつ独自性とは何か。それは医療の原点であり、赤十字の独占とはいえない。①人類普遍の原則を原則として、明示的にかかげることそれ自体の中にある。②基本原則が実践的に構造化されているところにある。この建学精神を教育活動の中に活かすべく本学においては、大学設置（1986）以降、カリキュラムを二度にわたり改善した。又、大学院修士課程（1993）、博士課程（1995）を設置したが、具体化するに当たって、期待した成果を得ていない。従って、本学の建学精神を下に世界の中で活躍する医学人育成の実現の為、もう一度建学の精神を具体的にレベルで教職員一同が学ぶ機会を得て、平成10年4月から発足できるようにとりかかっている。以上に述べたカリキュラムの改善ばかりで

なく、施設の設備拡大を改善を具体化することにより、我が大学の個性化に達しようと思う。

◆1. 研究・教育の多機能化（マルチパーシタニティー化） 2. 特定の研究領域についての質を高め、国際的な拠点化をはかる。

◆本学は、立地条件に恵まれた便利な都心に位置し、しかもキャンパスが緑の多い閑静な環境にある。来るべき21世紀の成熟社会においては、生涯学習、生涯教育がますます重要な度を加えていくものと思われる。一方、薬系大学においても、医療を取り巻く状況の急速な変化に伴い、卒前のみならず卒後教育の充実強化がつよい社会的要請となっている。本来、大学が母港機能を発揮する責務を担うことは改めていうまでもないが、さらに開かれた大学をして広く現職薬剤師の質的向上に果たすべき役割に寄せる国民の期待はすこぶる大きい。このような状況の進展に対応するため、夜間大学院の開設などを通して都市型大学としての機能を使命と達成していきたくと考えている。また、本学が開学以来90年の長きに亘り、この地で教育研究の実績を蓄積してきた歴史を踏まえて、地域住民に愛される新しい時代の大学の姿を基本に画いている。区民公開講座の開講や大学の公園化、学内施設の開放などを通して地域との連帯を一層強めていきたくと願っている。

◆本学の自己改革は、まだその緒についたばかりで本学の個性化についても明確な方向を見だしていない。女性に高等教育は必要なしとされた時代に将来の母性を仏教精神によって涵養するとした創立者の理念は現在でも有効と思うが、女性が社会で果たす役割は多様化しており、社会の要請にかなう女性の育成には何が肝心かを模索しているところである。若し本学を教養大学と位置づけるならば、研究の深化はもとより、学生の教育には一層力を注がなければならず、そのためには、教員の意識改革が何よりも急務であると自覚している。大学大衆化時代の教養とは何かを改めて問い直すことから始めたいと考える。

◆現在、***大学は2つのキャンパスに分かれているが、平成10年8月を目標にキャンパス総合を計画している。大学改革、施設の充実はそれに併せて実施する予定である。従って、この調査においては全般的に評価を低めに設定したが、2年後には格段に高まるものと考えている。

◆(1)日本の大学は、伝統的に学問分野を「実学」と「虚無」に分離し、もっぱら前者に力点を置いてきた。だが本来両者は、大学教育にお

いては不可分離である。所謂「虚学」とは「人間学」を指すが、人間の生き方を真剣に問い、又学ぶことなしに「実学」を修めることほど危険なものはない。国際政治の場で、日本の政策は「思想・哲学がかけた機械主義」と批判され、国内では宗教、哲学、倫理に弱い大学卒業生達が単純な処世術を頼りに社会生活を送り、妄想やまやかしの自己中心的宗教に惑わされて多くの反社会的行動に走った事例でも明白である。しかも、大学教育は依然として「実学」に重きが置かれ、日本社会の将来にとって極めて憂慮すべき問題である。これには国の教育政策と、社会一般の責任がある。この問題の原点は、明治以来の富国強兵、文明開化、立身出世の振興が、今日においても国民の間で根強いためである。その上、教員の多くが「実学」重視の教育を受け、自ら「哲学」を持たず、「実学」的価値を普遍的倫理観や世界観から批判的に評価する訓練を十分に受けていない。(2)本学は「キリスト教に基づく教育」を標榜し既に創立122周年を迎えてた。見学の当初から日本の教育の実利主義、功利主義的傾向を強く批判し、むしろ「もっとも意を精神的に教育に用い、青年の心術を涵養し体格を鍛錬し一方に於いては独立自営の良公民を造出し 一方に於いては学徳深すいの先覚者たる人物を養成せんとす是れ本校教育の大主眼たり」（タッカー総理）として来た。「独立自営」とは、世の趨勢にとらわれず自らの「哲学」「人間観」を持って社会に貢献できる自信と意志を持って行動する「自由人」を指している。これが本学が自ら「自由の学府」と呼ぶ理由である。本学には現在それぞれ特徴を持った5学部があるが、どの領域を学ぼうと学生たちがこの「独立自営」の精神を持って社会にでていくことを期待している。他方、「自由」を誤解して、恣意的、勝手気ままでよいとする学生のいることも否定できない。しかし、「自由」には外からの規制、権威や束縛から解放されるという意味もある。自由を求めながら自由になれない自己の発見、その自分との戦いの中で人は成長して行く。時には、自分の教師や先輩と対立することがあっても、あるいは社会的習慣や価値観と対立しても、真理の探究を目指す自由の創造の出発点である。そして、自由の中での真理の探究こそが学問の、そして新しい創造の出発点である。(3)今日、「個性化」と称して多くの大学がさまざまな趣向をこらしているが、技術的な先端的趣向だけでは時と共に色褪せてしまい、真の個性として定着するとは思われない。人目を引く「実学」部門に

片寄った「個性化」では、単に社会的養成とかニーズに応じただけであって、人間教育を根底に据えた高等教育を目指す大学の真の「個性化」とはならない。

◆大学が「自由な研究と学習の共同体」であり、大学を外に向かって開放することを創学の理念としていますこの理念を活かすことが個性を明確にすることと考えています。このため各学部・学科の専門性を重視しつつ、このあいだの壁を低くし、学部・学科を越えた研究を学習が可能になるよう、カリキュラムの構成、学習方法を工夫し、学生・教員の共同研究の推進を計りたいと思っています。また、キャンパスは若壮老、男女、社会経験のある人ない人、身体に障害のある人ない人、日本各地の人々と外国人などさまざまな人が出会うところであることを目指し、生涯教育のためにも門戸を開いていくことを志しています。特に18歳から4年間という、既成概念をこわしていきたいと考えています。

◆本学の建学の精神である“質実剛健・積極的進取”を更におし進めることが本学における個性化につながるものと考えています。

◆従来の偏差値偏重の大学から脱却し学生この潜在的独創性を目覚めさせる教育・研究を行う大学をする。具体的には体験型教科である実験、学習、演習等の比重を増し、研究を通してそのような教育ができるように総合実験研究センター（約3000、教授1、技術職員4）を設立した。

◆女子教育を十分に意識したカリキュラムの改革

◆本学における教育の基本的な考え方は ①個性を伸ばす教育 ②基礎教育の充実 ③知識そのものより方法論を重視 ④開かれた大学の4点で、この根底にあるのは、学生一人ひとりを個性的な人格をして育て上げねばならないという基本的な思想を存分に発揮できる人間をして社会に送り出すという使命である。「個性を伸ばす教育」とは、学生一人ひとりがその適性と志向を自ら発見し、これだけは人に負けないといったものを身につけて社会に出ていく機会を最大限に与えることである。このためには、学生の自由度を拡大するとともに、画一的な底辺押し上げを重視する教育に対して、個性の開花を重視する教育への比重を移すことが必要である。「基礎教育の充実」「知識そのものにより方法論を重視」とは、与えられた特定分野の特定知識を学ぶこともできることながら、何よりも広い世界のことを知り、その中で自己の進むべき道を探ろうとする広い視野と意欲であり、

困難な未知の問題に遭遇したとき、さまざまな工夫と努力をなし得るバックボーンとなる基礎的能力の涵養である。「開かれた大学」とは、単に社会に対して、地域に対して、開かれていることだけを指すのではなく、教育のあらゆる局面において“自文化中心主義”をやめるということであり、文化の違い、専門領域の違い、立場の違いを超えて、コミュニケーションを可能にし、相互理解と啓発を遂げる場が大学でなければならない。また、本学はマネジメントを教える大学として“個性と特色のある大学”に至る最短距離にあると自負しています。ただ単に知識の量を増やすのではなく、それを“実地に生かす”という教育システムを更に充実させていきたいと考えます。

◆(1)専門分野のある部分に関して、日本文化における伝統をカリキュラムに位置づけて継承することと、新たな動向を先取りすることを組織的に行うこと。(2)学部としての理念を明確とすること。(3)大学院・学部を含めて、より研究に比重をおいて発展させること。

◆文部省の廃止まで含む各種の規制の廃止のみが個性化への道である。最も重要なことは補助金を大学に与えるのではなく、学生個人に与え、学生が対価として、教育サービスを考えるマインドを持たせることである。

◆本学は***の設立による学校法人***の中核をなし（他に女子中学・高校併設）、仏教とくに禅の教えを建学の理念としている。その具現化のため、全学生に宗教学を学ばせ、また、新入生に対しては本山一泊参禅会に参加させるほどの仏教行事を通じて建学の理念の徹底を期し、それにふさわしい人格の養成に努めている。以上は設立以来一貫した方針であるが、さらに昨年度、仏教文化研究所を発足させ、学長が自ら所長となり建学の理念の基礎となる仏教教理の研究・教育日本文化に及ぼした仏教の影響の研究などをすすめ、以て大学の研究・教育推進の核となることを目指している。明年は研究所の建物を大学院研究棟と併せて建設する予定にしている。地域社会との連繋、諸学会の交流に関しては明年初めに大学会館の建設が完工するのを待って、さらに活発に実施する予定である。また、本学の立地は国際都市***にあり、その条件を活かした、国際性の充実を期して計画を練っている。（現在歯学部が韓国・中国の大学と学術交換を行っている。）

◆当学園は幼小中高大学と一貫カリキュラムを確立し、それぞれの場で、他の国公立の学校で行っていない教育を実践している。しかも生

徒、学生は途中から乗車を認める加入自由方法をとっている。これを更に大学院を頂点とし、社会人教育まで進め、オープンカレッジを目指している。インターネットによる横つながりを強めるとともに、インターネット時代にさらに必要になるこの教育を充実させていきたい。

◆本学は卒業した学生が現代社会の中にあつて、広い識見の上に立ち、かつそれぞれに自立した意見を持ちながら、他者とともにいきる姿勢を選びとることを期待している。1. 学生がそれぞれの関心を活かしながら広い識見を得ることができるようにするために、授業科目の大半を他学部開放している。2. 学生が自立した意見を持つための訓練として、対話、発表に重点を置く授業形態を志している。語学教育についてはインテンシブ・コースを設けているが、これも単に語学能力の向上のためにだけでなく、自分の意見の形成、発表に資することを目標としている。3. 学生が地球規模の視野に立って物事を判断できるように、全学共通科目の中にそれを目標とする科目を置いて来たが、目下それを一段と展開させ、「国際交流学部」の設置を申請中である。とくにアジアの国々、民衆との交流を重視したいと考えている。4. 以上のような関心を地域住民と共有することができるよう、来年度から大学の地域に向けての開放に一段と力を注ぎたいと準備中である。

◆本学は既にそれぞれの個性を持っている者が入学してくるので、画一的な教育は成果を上げることができない。したがって少人数教育の徹底が、本学の個性化である。次に、大学教育の大衆化という現実と直面したとき、広義のリテラシー教育の実践が必要である。具体的には Basic literacy に加えて Computer literacy を重視し、それらの上に Cultural literacy と Professional literacy を置き、単に知識を得るというだけではなく、その内容を実際に生かすことができるようにしたいと考える。そのような応用から創造性が生まれ、個性化が生まれると信じている。

◆***大学は平成6年4月の開学です（現在3年生まで入学）。デザインの専門大学としては業界でも唯一の教育形態をとっています。従来の一般教養教育科目（48単位）はすべて廃止、専門科目中心の4年生のカリキュラムを構成しています。専門家としての更に国際人としての教養を高めるようカリキュラムの内容を整理し、幅広い視野を持った人材育成につとめています。例えば、従来は建築は工学部、造園は農学部、文化財は文学部といった縦割りではなく、これ

らすべてを環境という視点でまとめ、専門基礎科目を広く学び更に専門家としての知識の集積を計れるように計画されています。講座制度も廃止、専任教師は1年生から4年生までの授業科目を担当するようになっていきます。現在大学院の計画を進めていますが、マスター・コースが開かれると6年生大学教育の全体像が確立され、新しい時代に応えられる人材育成の教育・研究の実態が完成します。デザインを人文科学、自然科学、社会科学の融合体として捕らえ（美術や工学の一部ではなし）、トータル・サイエンスとしての新しい考えかたで創設された大学です。すでに社会人、海外からの留学生も入学しており、新しい時代のキーワードとなるコミュニケーションも充実されてきています。

◆私のところは開学3年目の新設大学でありますので、改革という基準では計りようがありません。最初から既存の大学観の改変を考えた大学づくりをしています。現在、カリキュラム検討委員会、中・前期計画委員会が漸くでき（本学4月からスタッフ全員が揃った）完成年度後に備えております。

◆大学の個性化を目指す方策は、いろいろと考えられるが敢て、その中の一つだけを挙げるとすれば教育を重視する大学にすること、特に教師が魅力ある授業を用意してこれを分かりやすく学生に提供することだと思ふ。大衆化された今日の大学に集る学生に対して高度な研究成果を滔々と講じてみても退屈以外のなものでもない筈である。進学目的の曖昧な学生が次第に層を厚くしている現状の中で大学の持つ教育機能をどのような形で発揮するかそのやり方如何が個性化につながることになる。具体的には教師はたえず授業（講義）の向上改善を念頭において常に魅力あふれる授業を提供し、自ら教える喜びを持ち続けるとともに学生に対しては真に学ぶ個性化のための具体的改革の一つがこれで期待できるものと考えている。

◆周知の通り戦後の大学教育は「均質化」を促進する効果をもたらしたが、従来の欧米先進技術のキャッチアップ体制の行き詰まりから、創造性豊かな個性的人材の育成が求められ始めた。平成3年の大学設置基準の大綱化は、各大学への競争原理の導入であり University-Identity の確立を促すものに他ならない。従って大学の「個性化」とは、特に私立大学にあつては、自らの建学の綱領を堅持しながらその大学でなければなし得ない将来有為の人材を育成し得る教育・研究・サービスに関する各システムを構築し実践することである。そして、そのためには当該

大学が Customer である学生の多様化するニーズに十分に対応できる、例えば教育・研究支援改革を推進しなければならない。結局のところ、大学の個性化は、その大学が掲げた「志」の高さに帰着するものだと史料する。

◆先端科学技術の教育・研究を使命とする本学にとって、学生が本当に身についた能力を持ちうるように、できる限り少人数での徹底した教育・学習指導をなす体制づくりに努力しているが、教員の自覚、経費、研究に当てる時間等の制約で、難しい問題を含んでいる。しかし、どうしてもやらなければならない改革だと考えている。

◆18才人口の近くまでもが大学に進学する時代を迎えて、大学の研究・教育を一層多様化することが必要である。入学試験についても知識偏重に陥ることなく、幅広く多様な学生に入学の機会を与え、多様な特性を持つ学生を社会に送り出すようにしたい。高邁な学問理論の追求と併せて実学を重視することを軽んじてはならない。幅広い知識教養と実学を身につけ、やる気と行動力を持つ実務者の育成が地域社会より強く求められており、本学もその実現に努力中である。社会人を対象とした生涯学習センターには早くから取り組んでおり、来年度から社会人入学を募集する。社会人を中心とする大学院の設置も検討中である。

◆高齢化社会の到来に伴う疾病構造の変化、社会の歯科医療の多様なニーズに対応するために、21世紀の歯学教育は「予防から健康増進、治療、リハビリテーションを一貫した態勢で遂行する歯科医療体制」言い換えれば包括歯科医療を中心に行われるようになる。従って、講座のワケにとらわれることなく、学際的分野の教育・研究に重点をおく大学の機構の改革を進めていかなければならないと考えている。

◆本学の学長として、UI の重要性に鑑み、1993年より学長の諮問機関としてUI委員会を設置し、本学のUIに関して高校生はどう見ているか、また本学在校生はどう実感しているかについてアンケート調査を実施した結果 法学部、経営学部、歯学部を通して教育に関しては「実学を重んじ、各種の国家資格を取得できること」。また研究に関しては「国際交流を盛んにし世界的レベルの研究を行う」という回答が最も多かった。以上の2点は私が学長に就任以来力を注いでいる点であり、その線に沿って改革を推進したいと考えている。

◆1)カリキュラムの柔軟な多様化を通じて、学生に「考える喜び」を知ってもらう。2)学際的

な研究の充実、とくに地域は勿論、海外の諸機関とも密接な交流をはかる。いずれにしても、オーソドックスな方法で、着実に推進したいと思う。

◆本学は開学4年目を迎える新設の大学です。設置計画当時社会が求める大学像及び大学独自の教育理念の社会への具体化等について大きく変化している。その刻々の状況に対応していく中で従来の姿勢を保持することは不可能である。同時に研究、教育機関としての大学そのものの中身は保守性が強く存在する。しかし社会や時勢からは大幅な変革を求められている。このような中で個性化とは何か、またその個性化がどのような意義を持つのか大学人の間に十分に認識されていない。それらの諸点を基本的に大学各人が考えて行くことの中に方向づけが見い出されていくのではないかと思う。

◆本大学は新設の大学であり、設立旨意書に示しているように、従来の経営学が研究対象から外していた経営環境を経営学研究対象に含め経営学部・経営環境学科として認可を受けました。企業活動は公害をはじめとする自然環境の問題の他にも、国際環境・社会環境・地域環境の分野において様々な新しい経営問題が発生しているのが現状です。営利企業の労働人口は、次第に非営利組織体へとシフトし始めており、企業も利潤の追求だけではなく、利益の地域還元が求められています。本学は従来の経営学・商学・会計学の研究・教育に加え、諸環境について、コンピューターを使用して自ら問題を発見し、自ら考え、自ら解決する双方向性少人数教育を目的にした大学です。

◆本学は***県、***県出身学生が80パーセントを占めた就職も同様な数値の完全な地元密着型の大学である。地元産業界と産学交流を進め地元企業のニーズを敏感に繁栄した教育をおこなっていきたい。教職員を積極的にこうした交流に参加させ、教育研究学生サービスへ生かして行きたい。柔軟な対応ができる思考と行動がとれるよう意識改革を継続的に行うことが必要と考える。

◆地域の大学として、社会との連けいを強めていくこと。***という産業都市を背景にして、
①人材の育成 ②産業界とのより密接な連けい
③地域行政機関との連けい ④研究面での地域産業との連けい ⑤社会へのサービス

◆医科大学には、教育、研究、医療の3つの個性化が必要である。本学では、教育に置いては、21世紀を担う心豊かな医師の養成を目指す具体的な施策、特に全人医療に重点をおいた教育を

行っている。研究に置いては、大学にふさわしい高度な先端研究を中心とするが、特にモレキュラーサイエンス、加齢医学、産業保健科学、高度救命などの領域での個性的研究を目指している。医療に置いては、高度先進医療の中で、特に本学の研究領域を生かした特徴作り、保健・医療・福祉の連携を目指した特徴作り、全人医療、テレナディスン利用による地域保険医療を行っている。

◆歯学として建学の精神を堅持しつつ、学生及び社会の多様なニーズに対応できる多様化を推進する。

◆創設者の***先生がかつて温良貞淑が女性の美德といわれていた時代に、「温良貞淑が女子の唯一の美德とは思わぬ。自覚した女子は一個の人間であらねばならぬ」と主張し、「閏年先、二十年先にも役立つ人材」の育成を目指して、明治38年***県で最初の私立高等女子学校を創設した。当時の女学校といえば、家事・裁縫と言った科目が中心で、貞淑な良妻賢母教育が主流だったが、***が硬派英語を必須科目に加え、スポーツを奨励し、いち早く制服を洋服にするなど積極的に先進的な教育に取り組み、女性の自立を涵養した。***大学はこの建学の精神と教育理念を受け継ぎ、昭和50年に開学した。開学当初は国文学科と英文科の2学科だったが、昭和60年に図書館情報学科、平成3年にコミュニケーション学科を増設して教育の多様化をはかる一方、教育の質的向上に努め、平成元年に大学院コミュニケーション研究科修士課程を設置し、ここに名実ともに最高学府の陣容が整った。さらに新しい時代に生きる人材の育成を目指す現代社会学部を増設し、文学部の単科大学から総合大学への歩みを始めるとともに、教学体制も男女共学とし、学園と大学の新しい歴史の1頁が開かれたと考えている。又、今後ますます進展する国際化社会、生涯学習社会、情報化社会への対応を重点施策として推進している。21世紀に向かって時代と社会が大きく変わろうとしている今、性別、国籍、世代を越えて、「違いを共に生きる」人々の学びの場としての***大学は新しい一步を踏み出そうとしている。これからも学園の歴史と伝統を継承しつつ、時代と社会に対し、地域の期待にも応えた大学を目指すことが自ら個性化につながってくると思っている。

◆本学は福音主義キリスト教に基づく女子校等教育の建学の精神とする。現在、人文系、家庭系及び短大有し、近々社会系の学部を設営する予定である。既存の学部と予定されている新学

部、いづれにおいても女性の社会的地位の向上と女性の平和と公正を希求する社会的役割の強化のため教育に力点をおくことをもって本学の個性化をはかりたいと思う。それはいかえれば生命をはぐくみ生命を豊かに開花させる女性のすぐれた特性と役割を豊かに開花させる教育であり、その立場から生命にかかわる学部の設置をもって、一応の完成を目指したい。なお、全ての学部の教育に全人的なものでなければならず、単なる知識の付与でない、身体レベルのある主のトレーニングをも含む込むような教育体系を教えたい。

◆大学の個性化は、その大学において学生がどのような教育を受け、どのように育っていくかという点に求められよう。単に受験生呼び込みのためのきらきらした幟でないことは自明の理である。・本学は国公立大学と異なり私学である故、創立以来の建学理念「人間になろう」がある。其の理念を実際に教育面やキャンパスライフにも生かすべく、工夫と努力を重ねてきた。つまり、カリキュラムもその理念に沿って、改革のブルーラインができあがっている。現在は、専門科目と教養科目のすりあわせを行っている。

・学部間・学科間の壁を低くする努力をした。全学共通に履修する科目として総合講義「人間論」がある。続いて各学部の全学共通の履修科目が設定されている。各専攻に進んでからも、他学科の科目が履修できるように工夫した。学生が自らの関心や興味により、かなり自由に隣接専攻科や科目をも選択することができる。ただし、食品栄養学科、生活環境学科（建築・被服）などは理系であり、資格取得を目的とする場合、ある程度の制約を生ずるのはやむを得ない。・既に述べたように、どの学部も人間理解が基礎にある。しかし4年生のキャンパスライフを通じてその目標が達成され完成できるとは考えていない。しかし在学期間を通じて、その核と方向付けを持たせることは可能である。そして卒業後もその知的土台を基にして、自らの人生のシナリオが持てるように、そこに力点を置いている。それがスクールカラー、つまり大学の個性化というものであろう。これまでもそのスクールカラーについては、この地域ではある程度の評価を得てきている。

◆学生一人ひとりを大切にしたい徹底した教育中心主義。

◆教育・研究における言質上の「個性」を出すには、教授会の意志を統合しなければ、それは出てこないだろう。そのためには教員へのたえざる啓蒙が必要であり、努力と時間をかけね

ばならない。その過程を通してはじめて学生（卒業生）に「個性ある人物」が出てくるだろう。「学生の個性」、それが「本学の個性」である。

◆将来、技術者としての、単に学理に通じているのみでなく、未知の分野に積極的に挑戦し、進んで新しい道を開拓できる能力を備えた「実践的開発型技術者」の育成を本学は目指しております。そのため、実験、演習、実習及び学外実習等の体験的教育を重視し、それから学理へと進んでいく方針をとっております。これは本学における教育上の大きな特色であります。今後さらさらこの点の効率重点化を進め、本学の個性化として行くべきであると考えています。

◆1. 建学の精神をカリキュラムなど日常の教育にどのように組み込むか。（私共の大学は福音主義キリスト教学校ですので、共通基礎科目の中に「キリスト教」を必修としたり、チャペルの時間、春秋の宗教週間などで、建学の精神を問いかけている。ただ、教職員のうちキリスト教は1割程度にすぎないので、いわゆる「大学のゲゼルシャフト化」の苦悩がある。）

2. 国際交流を活発にする。（現在、アメリカ・中国の29大学と協定を結び、毎年外国語学部を中心に、長期40～50名、短期170～180名くらいの学生が海外に留学している。また、30数名の留学生別科をもち、内容のある「日本プログラム」を提供している。3. これからの時代に必要最低限の技能を身につけさせる。（例えば、パソコン、英会話など）4. 大学の立地する地域に開かれた大学づくり（パイプ・オルガン・コンサート、市民講座など）

◆・本学は美術、デザインといった「ものづくり」を指向する人々の養成機関である。従って学生の感性、及び創造性の広がり、伸長を重視する自由な空気こそ、最も大切なものとする。一方佛教精神、親鸞聖人の教えを理念とする大学故、それを柱とし、「ものづくり」を通して人間形成、人格向上につとめている。

◆1 基本姿勢：大学の個性化は、とりわけ私学の場合、その建学の理念と切り放して考えることはできない。建学の理念を不断に再確認・実践しつつ、きたるべき21世紀における社会のニーズに応えるにはどのような教育システムを確立してゆけばよいのかを真剣に検討し、そのための方策を大学内及び対外的に実現してゆくことによってはじめて真に個性ある大学となりうると考える。このように、建学の理念を実現すべく行われる不断の自己点検・評価と将来構想の実現こそが大学における個性化であると考

える。本学を含む***学園は、キリスト教精神を建学の理念とし、「人間の尊厳のために」というモットーを掲げている。そして本学では、この理念に基づき、①学究的探求の精神、②キリスト教精神に基づく価値志向、③普遍的価値を希求する涵養、④地域社会への奉仕、という四つの教育信条を達成することを目標としてきた。本学では、以上の目標を達成すべく、教育研究、学生の受入等に全ての場面で特色ある施策を行っているが（たとえば、教育面では従来より「語学の***」という評価を得ている等）、以下では組織面での個性化にしばって回答する。2 研究所等による本学の個性化：本学の設置する五学部一五学科及び研究科一〇専攻は、上記の信条を達成すべく構成されているが、とりわけ、他大学の組織との比較において特徴を有するのは、***宗教文化研究所、社会倫理研究所、外国人留学生別科、人類学研究所、およびアメリカ、ラテンアメリカ、オーストラリア、ヨーロッパの四つの研究センターを、学部・学科の組織外においている点であろう。これらは、組織上は既存の学部・学科組織から離れて（メンバーは、専任の教育職員の他学部・学科の教育職員の兼任によっている）、本学におけるキリスト教精神を具現化し、中部地区における国際的研究の中心たらしめるものであり、その活動に対しては、内外から高い評価を得ている。このような通常の学部・学科の外に研究所等を置くことによって、本学は大学の研究機関としての側面を強化し、研究活動の独自性をさらに純化させており、また既存の学部・学科組織を補充する機能も果たしている。3 将来構想における本学の個性化：本学では、21世紀に向けて、建学の理念と教育信条の更なる展開のため、現在、新学部の設置、既存学部の改組転換を内容とする将来構想の策定に取り組んでいる。とくに本学園は、先年***との法人合併を達成し、既存のキャンパスに加えて***市郊外に別にキャンパスを抱えることになったため、両キャンパスを通じて、本学の建学の理念を貫徹させつつ、いかにして両キャンパスにおける学部・学科をいかに差別化するか、また両キャンパスの教員・事務組織をどのようにして有機的に連動させ効果的に機能させるか等がポイントとなっている。4 大学内の組織改革における本学の個性化：本学では、大学をひとつの共同体と位置づけ、相互信頼と意志疎通による共同体の実現を目指してきた。このため、全構成員の主体的な参加と相互の意志疎通を大学運営においてはかかると、具体的には、学長

選考規程の改正、事務組織の改革、将来構想策定における説明会等を通じて、情報の開示と議論の場の提供及びその成果を実行する責任ある組織の確立に努めてきた。今後もこのような相互信頼の関係を保持しつつ、これをシステムとして支え、生かすことのできる体制を築き上げるよう努力する。また同時に、このような学内の相互信頼を基盤として、学長が自らイニシアチブをとるべき場合には、指導力を発揮して積極的に学内外に向けて

発言していくことが大学のアイデンティティを尊重する立場からはきわめて必要なことであると考え。本学では、各年度毎に学長の所信を表明し、これを全構成員に配付して、本学が進むべき道筋を明確に提示するよう努めている。このような学長による明確なビジョンの提示とこれに基づく真に自由な議論の場の保証が本学の組織の特徴である。

◆1. 大学院の拡充・充実を進め、併せて学術研究の一層の振興をはかる。2. 特に、文系・理系を含む他分野の協力を進め、漸次教育面でも総合大学の特徴を生かすようにする。

◆***大学の建学の目的と理念は、現日本の大学の中では、極めて個性的なものである。すなわち、我が国の道義や文化を研究し、教育を通じてこれを実践し、広く社会に及ぼして、道徳を確立し、文明を進展させることである。本学の創設の歴史は、***に由来して新道を基盤とする、極めて個性的な大学である。しかし、「新道」は、日本人と日本の自然風土との関わりによって構築された伝統的な文化や共同社会の核心をなしているものである。この「共生観」こそ、社会生活における真の協調や連帯の関係を構成する基盤となるものである。これは「社会福祉」の根本理念であり、世界人類が共通に願望する普遍的精神である。本学における個性化による改革とは、上記のような国際性をもつ。そして現代の世界人類が願うことの具現化は、「社会福祉計学部」の新設ということで果たされるであろうと考えている。

◆激しい社会の変化を背景に、大学教育が大衆化する状況の中で、大学の究極の使命は、根本機能としての教育・研究や生涯学習機能を高め、社会の発展、人類の幸福、福祉、平和に貢献することである。そのため、次の諸点について一層充実、強化することが、大学の個性化の根幹になると考えられる。1. 教育面：・教育課程の特色化 ・教授、指導法の工夫・改善 ・少人数授業の推進 ・教育指導体制の充実 2. 研究面：・学内における研究環境の一層の整備 ・

学外諸機関との連携 ・諸外国研究機関との連携、交流 ・地域社会への働きかけ 3. 生涯学習面：・公開講座等の充実

◆中規模大学として、少人数教育を基本として1回生から4回生までの全回生にゼミナールを設けている。また、英語教育、情報教育を重点施策として本学の特徴を出す努力を行っている。

◆1. 本学の建学理念は「自由・自治」であり、教育方針は「自主した市民の育成」である。これらについて持続的な自己点検・評価活動を行い、それを改善・充実のためのとりくみに活かすこと。2. 本学は人文・美術の2学部を有している。この両学部の特色を強めるとともに、両者の相互連携性を高めること。3. 本学の学生数は約3000名であり、教員・学生比率は概ね1：30である。この比率を維持しつつ、教職員と学生との「関係性の質」を豊かにすること。

◆(1)大学の個性化には(i)長期にわたって大学が確立して行くべき個性と(ii)ことに現代は国の内外の状況変化に対する研究教育的対応にみられる個性、とがあると思う。具体的にとくに留意すべきは(i)教員に優秀な人材を計画的に、先見的に獲得していくこと(ii)教育面では少なくとも4年単位ぐらいでカリキュラム改訂を実行すること。(2)地域の研究と全国的、国際的研究との結合：具体的には地域に根ざした研究課題をたて、その究明のために学内外を問わない学際的な研究チームの編成 (3)本学は、すでに1992年から女性歴史文化研究所を開設していて、その成果の刊行物はもとより研究会やエクステンション講座によって系統的に発表してきている。本学個性化の大切な一要因としていっそう活動を強化していきたい。

◆大学の発祥地にキャンパスがあり、この地域・環境(***・****)を基盤にして、情操を育成するとともに、教育水準の向上に努めて、世界に闊歩できる精神的基盤を作りたい。

◆特にありません。現在の私学としての個性化の継承の充実を考えている。

◆***大学設立の旨意書に書かれているように独自性を有し、自治自立し、自分の運命を自由な発想の基に開拓できる“良心を手腕に運用”し得る人物を輩出する目的をもって***大学は設立されている。決して数少ない英雄を生み出すのではなく、一国の良心たるべき教育有り、品行ある人物、地に生きる人物を世に送り出すべく、120年にわたり努力してきている。この精神こそが***大学の他大学には見られない個性である。

◆本学は専門的教育を施すという世俗的使命を

果たさなければならぬことは勿論であるが、それが、全仏教的精神によって修められ、かつ全仏教的精神によって陶地された社会に有為な人材を送り出す方途を確立することが、臨済禅を建学の心とする本学の個性化であると心得る。具体策としては社会福祉学部は、施設実習を重視することで定評があるが、一層の充実が計られているか「仏教福祉史」「仏教福祉論」を開講必修にしたい。元来、自己の尊厳の自覚を標榜する禅仏教からして、従来から人格教育を重視して来たが、新たに「女性学」を開講、日常的啓蒙活動の充実をさぐりたい。学生の課外活動の大学公認サークルは運動部のみであるが、文化的サークルの育成を計り、学習の意欲と無限の可能性を自ら引き出す自主的活動を育てたい。学長自ら担当する宗教特別講義（一回生必修）、実践禅学のカリキュラムがあり、秋の全学行事として、「摂心」（坐禅会）を催し、禅的人格の陶冶の提供しているが、選択と自由参加であり、全学生に及ばない。圧倒的多数の一般学生に本学の教育理念を日常的に感得させ、禅的陶冶を進んで求める拠点として、「教室」の建設にかかっている。

◆18才以上の年齢のもの全てを教育の対象とする（若い年齢層だけを学生とらえるのではなく、高齢者の社会人をも学生としてとらえるという意味）大学教育を考える。本学では通信教育課程を併設している。若年齢の学生は通学課程（通常の課程）、社会人には通信課程という位置づけをしてきたが、フレキシブルな捉え方すなわち通学・通信両課程混合型をとりたい。（同一の学生が両過程いずれも単位取得が可能となる形態）

◆本学は我が国唯一の4年制の***大学であり、その存在自体が非常に個性的である。よって、個性化よりも鍼灸学研究のメッカとして、学問研究をいかに進展させるかが、本学の果たす鍼灸会における役割であり、個性化でもあると考える。また 現在の鍼灸界は国際的な高まりを見せており、国際的な交流、特に研究交流が鍼灸学の発展に欠くことのできないものであると考えている。鍼灸学の研究の進展により、現代医学の様々な分野に鍼灸学研究成果が導入され、このことが東洋医学と西洋医学を互いに補完し、融合させる新しい医療として注目される時代がせまっていると感じている。

◆私なりに思う本学の個性化とは、学生を含む全ての構成員が大学の歴史的、社会的役割とその成果を社会的に目に見える形で共有することであると考える。私は日頃、英語のアカウ

ンタビリティとコンピテンスということを口にするが、学生と教職員一人ひとりがアカンタブルで夢のある達成感を高める存在であり、そのための目標や政策を個人や集団レベルで自ら求め、目標や事業を一つひとつ実現させる喜びを共有できつつあることに感謝している。本学のUIとは、このような新しい水準の知的なコミュニティを共有することであると考えている。私学の立場から申せば、日本の私立大が引き続いて21世紀の高等教育をリードし、日本と世界の要請に応える質の高い、多様な教育機会を作り出していくために、叡智と創意をいっそう発揮し、大学創造の活力を持続していくことが強く求められている。学生を含む全構成員が互いにイノベティブな緊張関係を通じて、日本の大学の危機を深く認識することが大学改革や大学創造の原動力となるものと自覚している。

◆大学は、今も昔も、あるいはこれからも教育・研究機関であることは誰も否定し得ないであろう。しかし、今日の高等教育機関は18才人口の50%を超える収容能力を持ちその数も急速に増加し、やがては廃校・合併・縮小など余儀なきものと予測される。大学が真に問われる時代であると受け止めている。これからの大学は、かつてのエリート養成機関としての位置づけではなく、如何に社会に貢献しうる人材を育成するのか、さらには大学自身が如何に社会に貢献し得るのかが問われているのである。本学は創建以来350年の伝統があり、単に社会の変化とそのニーズに応えるということだけではなく、これまで引き継いできた文化とその遺産を活用し、新たな展開を図るべきであると考えている。大学の個性化を視点として改革するとき、最も注意しなければならないのは、普遍的なもの、あるいは価値観を損なわないことである。いづれにしても改革は必要不可欠なものであり、21世紀を視野に入れた、グローバルな視点で取り組みたい。

◆1.都市型大学としての特性を生かす。つまり社会人教育を重視すると共に地域と結びついた大学とする。2.幅広い一般教養を学生に学ばせると共に経済、経営系の専門大学として専門教育を重視する。3.少人数教育の推進、ゼミを充実させ学生と教員との接触を密にする。

◆私共の大学は、創立以来40年近くなる工業系単科大学であり、特にエレクトロニクス系教育に重点を置いてきた点で、歴史的にも専門教育面での個性は確立している。既に3万名以上の卒業生が主として電気・電機・情報分野で活躍していることから明らかである。上述のよう

に、従来から先端技術面に特化した技術者養成で個性化を出しているものの、科学技術の進展はあまりにも急速であり、技術の風化に対応するには、むしろ幅広い能力を持つマルチエンジニア指向も重要である。今後は専門面の深化と共に、柔軟性を持つ技術者を供給できるよう組織改革を行いつつある。また、実験、実習、演習を特に重視し、即戦力となる技術者育成を目指してきたものの、今後は即戦力が即化石化につながるという矛盾があり、これら体験的教育も、基礎工学に力点を置く形に改善を進めている。創立以来、技術者養成を行う上で、ややもすれば欠落し勝ちな人間教育に特別な配慮を続けており、人文・社会系の専任教員の充実や高質性、文系図書館蔵書の完備などが大きな特徴となっている。因みに、20万冊を超える蔵書の45%が人文系図書である点にも努力の一端が表れている。文系教育面で、現在最も気になるのは、語学、特に英語教育である。技術のボーダーレス、グローバル化が進む今後、英語に強い技術者の育成も個性化の一つとしたい。近隣の外国語大学と提携し、協力を仰ぐ方策も考えている。

◆薬科大学という薬のスペシャリストを育成する専門教育機関にあって、いかに大学の個性、特色を出すべきか、教職員ともども模索している。

◆小中規模女子としての使命を更に追求しこれに即応した教育内容、教育方法を実施する。このため、教員と学生とのかかわり合いを更に深めるとともに、21世紀に活躍すべき女性についての在り方を各面から検討し、これに即応充実した教育内容を構築する。すべての教師がこの基本方針に基づいて自らの授業乃至研究活動を真剣に自己評価自己点検する。その際学生の声をも十分にくみとりつつ行なう必要がある。学生の4年間の生活が個々の学生にとってより有意義であるよう絶えず工夫するとともに、特に授業以外の学生の自主努力、相互研讃を促すよう配慮するとともに、キャンパス生活を活性化、快適化するよう環境や施設設備の充実に努める。地域社会との関連については、特に資料館の充実整備をはかる。

◆1. 国際化時代にふさわしい学部・学科を創設し、個性化をはかりたい。現在、国際経済学部の増設やアジア文化学科（現、東洋文化学科）への改組などを計画進行中。また他私学にはあまりみられないオーストラリア研究所を持っているので、これを活性化してユニークな国際化を進めたい。2. 新しく学舎を建築（第5号館）、

ここに総合情報教育センターを移して、現在ハード面では文系大学ではトップクラスの設備を配した。よって今後はこれを活性化し、高度情報化社会にふさわしい人材の育成をすると共に、中・高校の情報関係教員不足の現状を考慮して、これらの養成にも力を入れて個性化をさらに推進したい。

◆近年本学は「国際化」「情報化」「開かれた大学」を教学の三本柱として諸施策を行っていたが、国際化に関しては、理想にはほど遠いまでも概ね当面する目標を達成したと考えている。昨年からはアジア太平洋地域を重視して、しかも学生交流に重点をおいた Ap 構想を展開している。情報化に関しては、平成6年「総合情報学部」を創設したのに加えて現存の6学部においても情報処理教育を中心として所謂「インフォメーション リラクシー」に力点を置いた教育を展開している。学内 LAN はすでに完備しているが、将来の internet の活用を考えた場合、broad-band transmission の整備や ATM node の設置などインフラ整備に一層努力しなければならないと考えている。開かれた大学構想においては、すでに20年以上全国で160講座を毎年開講しているが、そのような入門的、教養的講座の開設のみならずこれからは、第2部に社会人をもっと大勢入学させ、H. 8. 7. 4～5月に各紙で報道されたような「長期在学コース」を全学部で開設して、それぞれのライフスタイルに合った生涯教育をさらに推進して個性化をはかりたいと考えている。その場合はどのようにテレコミュニケーション技術を取り込むかが課題となろう。

◆私立単科医科大学の学長という立場からお答えします。ご指摘の通り、現在、大学の個性化が問われ、多くの大学で改革が進行中であります。医学の世界も例外ではありません。Cure から Care へと言われているように、社会の医療の必要性も、確実に変化しつつあり、また多様化しつつあります。我々の大学は単科の私立医療大学でありますが、1992年4月から従来の教養1年9ヶ月、専門4年3ヶ月という縦割り教育から、6年一貫教育に改革中であります。この改革によって、医の倫理を中心とする人間教育を強化し、また臨床医学教育を一層充実することを期待しています。（しかしこのような改革によって一般教養教育が弱体）。知識伝授型教育と同時に自学自習型教育が行われるように、また医療情報教育の強化にも努めています。

◆***大学の「建学の精神」には、教育・研

究の基本的な考えとして「深く専門の学術とその応用を教授研究するとともに、徹底した教育と自己の錬磨を積み重ね、豊かな知性と道徳的教育を持つ人材を養成する。」ことが示されている。本学のユニバーシティ・アイデンティティはここに存在すると考えている。この理念を基に大学運営に当たっては、現在の社会的状況の変化やニーズに対応するため、その時々において柔軟性を持って当たり、グローバルな視野で地域社会において活動することができる人材の育成に向けて戦略的発想を持って進みたいと考える。最後に、現在の運営上の考えを以下に示す。①自己点検・評価を一層進め、全学生に対し教育・研究に対して再度、アンケート調査を実施し、結果を教育の場に反映させる。②全教員の教育・研究についての意識調査の実施と評価。③全学部学生に対して海外語学研修を実施し、国際的感覚を深めるように努力する。④通信衛星を活用した同一学園間または他大学との遠隔授業の実施。

◆都市部の女子大であること、大学の大衆化が進んでいること。このような条件の中で考えると、大学の国際化を一層推進することが肝要である。幸いに本学には二十数年の歴史を持つ国際理解研究所がある。これは従来社会に向けて活動してきたが、3年前大学の付置研になったのを契機に、大学のカリキュラムの中に、国際理解教育を拡充すべきであると考える。情報化はすべての大学の必須条件だが、これは国際理解教育と直結させて、本学の特色を出すべきだと考えている。本学のほとんどの学生が実用英語の習得を望んでいるので、少人数教育と情報機器を有効に使って、大学の個性化を進めるべきだと考えている。

◆***は「経済都市」とであると同時に、「国際都市」として発達しようとしております。本学はそのような***の地元大学であり、かつ「国際的な経済人の育成」を建学の理念としている大学であります。それ故に本学は、現在の流通学部、経済学部、経営情報学部の、いわゆる「経済系」ばかりの3学部で構成されております。そこで本学の個性化の確立にあたっては、このような3学部構成の大学であるという特色をバックに、あらゆる経済の問題を、グローバルに捕らえて教育・研究していく大学として位置づけたいと考えております。

◆国際化・情報化社会といわれる現在、学生が求められる基礎学力も多様化し、英語力や情報分析能力は必須となっている。このような能力の養成は今日の大学にとって大変重要であるが、

それらはすべての大学にとって普遍的なものであると考えている。大学の個性化とは、基本的に建学の精神の実現であると考えている。本学はキリスト教主義に基づく人格の陶冶と広く国際社会で活躍しうる「世界市民」の育成を建学の精神としている。具体的には、カリキュラムに加えて、国内外のボランティア活動やさまざまな国際交流のプログラムの実施に反映されている。今後、これらの活動やプログラムの一層の拡充が大切であると考えている。また、大学の個性化にとって、学部間の良い意味での競争が重要にあると考えている。

◆1. 学科内容に独自性（他に類例の少ない）のある課目を織り込む。2. 学識とともに個性の豊かな教授陣を組織して、能力を発揮させる。3. 学生に対する指導とかれらの要望を調和させることにつとめる。

◆現在、本学では次の世紀に日本はもとより世界の大学の中で、種々の分野でより高い位置を占めることができるための戦略・戦術を策定しようとしています。すでにこの動きは、この数年前からされており、その中間評価を行いました。その成果は「自己点検・自己評価＜中間報告＞」（1993）、「***大学白書 1994－現状・課題と今後の展望－」、「自己点検・評価報告－進捗状況」（1994年版、1995年版）「***大学研究業績報告書」（1994年版、1995年版）となっています。このような状況下において、大学の個性化を図る際の最も重要な論点として確認しつつあるのは、「建学の精神」の明確化と学生・教職員・同窓への浸透と考えております。とりわけ学生に対しては、その建学の精神を如何に日常のカリキュラムの中で実体化していくかということであろうと考えています。その上で、UIの確立・普及（学内から学外へ）の視点から、各種の広報活動が必要と考えております。より具体的には、例えば、教員枠の一部を、学部の同意を得ながら、建学の精神を具体化するのに必要な教育・研究テーマの担当者をお願いするなど、学長の一定リーダーシップに基づく教員人事を行ったり、建学の精神を普及するための一つの手段として、大学広報の統一化につとめるなど最大の努力を払っています。これらを実行するための組織の変更も可能な部分から行っています。従って、目標を高く掲げ、その立場から現状を評価するという観点から行った今回の回答はきわめて厳しく採点しており、各評価項目の実行度・達成度の相対評価とお考えいただければ幸いです。

◆創設者の教育理念として、「徳育、体育、知

育」の三位一体構想が約80年前にうたわれたが、今日21世紀を迎えるに当たり、再構築する必要があると思う。徳育はいわゆる全人教育であるが、今日の国際的人間育成の重要性にてらし、国際的視野を持ったスケールの大きい人物の育成に努力したい。従来はほとんど英語圏からの留学生を受け入れ、また交流を行ってきたが、今後は中国や東南アジアからの留学生との知的（文化）交流の場として、大学のキャンパスを提供したい。東南アジアからの留学生を、彼等の経済的・社会生活も含めて、日本の大学が教育・研究の場を十分に提供しているとは思えない現状にかんがみ、今後これらの具体的な諸問題に取り組みたい。少人数教育の徹底化を目指して、1ゼミ1教室の制度を10年前から実施している。臨時定員増のため現状は不十分なので、改善の努力をしたい。

◆大学と地域社会との双方向での学術情報拠点として機能すること。この雰囲気の中で教育が行われ、それを支える研究が活発に行われ、本学が存在することからこその評価を得よう努力する—余り具体的でないが—

◆本学は現状で既に十分個性化していると思うので、特別に改革の必要を感じていません。強いて挙げるなら、この個性化を広く社会に、特に学生を送りこんでくる高校界に周知させることが必要でしょうが、それは改革というよりも、現在の路線を着実に進めることにより自然に達成されて行くと考えています。なお、この調査全般について感ずることですが、「現在の大学はおかしい所が多い」「改革は必要」「改革推進は善」との単純な発想が前提になっているように見うけられる。独自の方針によって自信をもって運営している大学も少なくないと思われまます。しかし改革そのものが目的化することは甚だ危険です。目的は、「より良い大学にすること」であって、現状が良好な面は改革の必要性は乏しいわけだから、改革達成度は低くて差支えないのです。達成度が低いのは好都合の多かった面であるということをも十分御認識下さい。

◆本大学の創建の精神がキリスト教に基ずく“神を畏れ、人を恐れず人に仕えよ”ということにあるので、開学以来これを真直に進め教育してきた。知識もさることながら、特にこの精神を培った人間性を練ることを教育の主眼としてきた。今後の社会においては、この建学の精神による教育を益々強める必要を痛感している。

◆1.キリスト教主義教育を浸透させる。2.柔軟な思考、的確な判断力を身につけさせるリベラル・アーツ教育。3.国際的視野をもたせる。4.

外国語学力を高める。5.少人数教育の確保。

◆特に女子大学として存在する意義として、次のような点に配慮している。(1)社会における女性の地位を向上するために、広い視野と深い洞察を身につけるよとともに、専門的な識見を高めるように努めている。(2)自立的に行動する態度を養うとともに、リーダーシップを身につける機会を用意している。(3)謙虚にして愛情深く、信念を持って、目標に、向かって努力する態度を育てるように図っている。

◆大学院はもたない。徹底したリベラルアーツカレッジにしたいと思う。卒業生の50%は大学院に進学する優秀な学生を育てたい。例えばアメリカのミルズ・カレッジ・ウェレスリーのよう。

◆本学は短期大学部を含めて約3000名の学生数を有しているが、決して大きな規模のものではないだけに、地域に密着した活動の中で、小粒ながらキラリと光るものを示したい。そのためには、まず現在地における人たちに生涯学習が真に価値あるような資格を授与することができる制度を確立することが必要である。老人大学ではなく社会人を取り込むための夜間キャンパスが開放されなければならない。教職員もそのための努力と工夫をしてもらう。それは今までの片手間仕事ではなく、いわばコミュニティカレッジを開設する改革となる。また本学は国際化のため以前から欧米でなくオセアニア地域の諸大学と交流協定を結んでいるが、これを双方向的な学習ができるような本格的な制度にしたい。学位の交換制度も発展させたい。教職員をこの方向に向けて協力ができるよう計画を立てる発展的改革が実施されるべきであると思う。

◆医師養成機関としての単科大学における個性化論議はさほど問題とは思えない。しかし、研究機関、診療機関としての大学の個性化の重要性は論を俟たず、特定の専門領域において独自の分化度の高さを追求すべきものと考え。

◆研究の質のより一層の向上をはかり、研究を特色として社会から評価される大学を目指したい。

◆本学がめざす実践的な総合科学である医療福祉学は、複雑化された現代社会に生活する人々に奉仕する知と技術を提供するものでなければならない。したがって、既存の医療関係学、福祉関係学の分野にとどまらず、学問分野を横断的に往来する教育担当者が存在しなければならないと思う。固定的に専門性を墨守する知的に貧困な独善的な教育担当者ではなくさまざまな分野に好奇心を持ち、人に奉仕する新しい医療

福祉文化の創造を夢みる教育担当者の獲得に重点をおきたい。本学の個性化の出発点はここにあると考えている。

◆本学の建学の精神は大乗仏教に基づく宗教的情操教育である。20世紀は科学技術による物質文明が異常に発達した。日本社会は勿論のこと世界人類の繁栄は望めそうもなく、むしろこのままの形で文明が推移すると繁栄とは逆方向に向かうと推測される。そこで、建学の精神に立ちかえり、心の教育を徹底して行い人格形成をはかる。その上に専門教育を行うことである。

◆本学の特色を一言にして尽くせば、小規模・人文系女子大学ということになる。本学の個性化は、この基本的条件の上において図られることになる。1. 教育組織の多様化：講義時間の画一化を避け、科目の特色に応じて50分授業、90分授業等を設ける。クラス規模の画一化を避け20人以下の少人数クラス（特に語学）、100人以下の中規模クラス及び100人以上の大規模クラスを構成する。2. 学生の個性重視：アドバイザー制を設け、少人数による演習を多くして、学生と教員の人格的触れ合いを強化する。3. リテラシー教育の推進：少人数クラスによる短期集中型語学教育及び最新情報機器による、情報教育の徹底。4. 社会人の受け入れ： Semester制を確立、編入制度を拡げ科目履修あるいは編入による社会人の受け入れの門戸を拡大する。今後大学院を設け、男女共学化の方向も考慮されよう。

◆***学園は創立いらい92年の伝統をもち、「去華就実」（華を去り実に就く）の精神のもとに女子教育を行っているが、引き続き建学の精神を堅持してゆきたいと思う。

◆本学はミッションスクールとして建学の理念・精神は明確なので、これらを教育面、殊にカリキュラムの面で、改革し、学生達に建学の精神を浸透させるよう努めている。又、教職員にもこの点を十分浸透させ、個性化をはかりたい。女子大学として、女性の特色を生かし、社会に貢献する女性を育成する。これは共学の大学と異なる大切な個性と考えている。

◆平成6(1994)年新設、現代文化学部、コミュニケーション学科と英語と日本語との二つの専攻をもつ言語文化学科の二学科をおき、これからの国際化社会が要望するであろう日本語も外国語も自由に駆使でき、同時に情報化時代が必要とする技術を持った、「独立して、解析的に考える能力を養い、リスクを乗り越える勇氣をもち、創造的に行動できる」新しい型の人材の養成を目標に教育活動を続けております。

◆現在「Be student-oriented」学生のための大学」を標語に、改革改善に努めているが、具体的には、(1)学生の選択の自由を確保するための複数コースの設定 (2)少人数教育の徹底のための教養ゼミの拡大 等のカリキュラムの改革が課題になる。

◆基督教主義に基づく教育を進めることにより広い教養と高い人格の育成をはかる。このことが大学の個性化につながる。

◆従来の理工系単科大学のイメージを脱却して2学部以上の文系を含む大学に変身する。

◆今日の状況下において地方都市における小規模な大学の存立は、かなり困難な面がある。しかし情報化社会の加速度的な進行と同時に、大学における存続理念そのものの希薄化、拡散化もまたみられる。このような言わば時代の遠心力のはたらきに対してこれと対峙する強力な求心力の働きこそ肝要であろう。本学を求めて来る受験生の大半は高校教師の学生をしっかりと地道にきたえてくれる堅実な大学という理解と共感によって勧められたものが多い。この土台をさらにしっかりと固め、これを軸としつつ、また日本文学科、英米文学科、英米語学科という三科に加え、さらに一学科を設けることも当然考えるべき課題である。また、女子大学としての在り方は、さらに難しくはなるが、将来共学に踏み切る可能性も視野に入れつつ、現段階としては先にも述べた女子大学のメリット、独自の特色、学風を堅持しつつ進んでゆくことになろう。地理的条件はその規模に於いても制約となるが、逆にこれを梃子として小なりとも、いや、小なるが故に密度の濃い、また真の意味において時代を問い、時代に応える大学、文字通りミッションスクールとしての使命の充実を期したい。すでに20数年を超えて、下関、北九州、福岡、徳山など各地における公開セミナー、公開講座の活動は多くの成果を挙げて来たが、これもまた地域に生きる大学としての貴重な土台として将来ともに生きて来るであろう。

◆1. 学長、理事長を中心に全学が一枚板となって努力している。2. 良い意味にいかんにか学生に満足度を与えるかが、今後大学冬の時代を迎えるにあたって必要な課題。a. 徹底した少人数教育で教師と学生の人的触れ合い、きめ細かなマンツーマンの指導。b. 指導法を工夫し学生に興味ある理解しやすい講義を行う。(シラバス)
(自己点検評価)—中・四国では本学は他の大学に先駆けて実施 c. 教育環境の整備。広々とした緑の多いキャンパス。全館冷暖房完備。学生食堂の充実。図書館の充実。寮は全個室で各

室個人電話を付設。(安価な室料) d. 学生サークル活動の支援(文化祭。クラブ活動の盛況) e. 全学に漲っている家庭的な雰囲気。以上により学生の大学への満足度は信じ難い程大

3. 恒常的な教師人に対する研究・教育支援の待遇に加え、学長施策費(かなり高額)を設けて各教師の研究及び教育活動をさらに支援している。4. 米国***州立大学、英国***大学との姉妹提携。***州立大学とは単位互換制度により交換教授、交換留学制度を行っている。5. 地域との密接な協力関係。公開講座(音楽、書道、藍染め、一般教養、老人向け介護講座等) 県芸術祭での本学の活躍など地域の信頼は日々増大。以上、地域の信頼を得た小さいがキラリと光る大学として多数受験生の大幅な増加を得ている。

◆1. 創立以来の校訓「三実」(真実、忠実、実用)を具体化した教育・研究、とくに教育の充実である。(しかし、「具体化」の中身はさまざまでしかありえない) 2. 家族的、非官僚的な学園の雰囲気・学風をもつ地方私学の良さを回復すること。そのためには、水膨れになっている学生数を早く縮減することが肝要(現在の7割程度までに)

◆本学は4年制大学としては、平成8年4月に開学の新設大学であるが、その前身は明治19年創立のミッション系の「***学校」であり、***学園としては110年の歴史と伝統を持っている。したがって、「キリスト教精神に基づく人間教育」、「国際性豊かな教育」が、創立以来の建学の精神であり、本学で大学改革が問題になる場合にも、それはこの建学の精神と全く掛け離れたものではあり得ず、この建学の精神の延長上に、しかし時代の要請にこたえる形で、大学改革は考えられるべきであると考えている。また本学は創立以来一貫して「女子教育」を継続しているが、今日においても「女子大学」であることは、大学の「一つの個性」であるとして、「きめ細かな人間教育」という女子大学メリットを生かした教育を続けていきたいと思っている。

◆大学の学是は「自律処行」であり、この精神に沿って学生を教育している。経済学部と工学部の二学部から成り立ち地域の企業と深い関係を築きつつある。応用のきく基礎学力と社会に出て役立つ実学を教育する。世界に開かれた五つの扉として、国際交流、生涯学習、健康教育、情報処理、環境分析研究の強化を図るため、五つのセンターを設置し活用している。

◆平成6年に法経学部を法学部、経済学部

組転換したその際に可能な限り各学部の個性化を図るように工夫した。これでは、必ずしも十分ではないので、新学科構想にもとづいて各学部の個性化をはかるべきであると考えています。国際商学部は、この学部の特色を出しつつ新たな学科構想に取り組んでおります。この実現を通して国際商学部の個性化をはかろうと計画しております。

◆学題「自律処行」を具体化するためコア・カリキュラムを組んで、学部学科に関係なく総合的な判断力(分析総合、価値判断、発見解決、説明表現、創造開発の処能力)を育成し、同時に、歴史的変化への適用能力を養成する。ただし、この目的達成は現行システムでは不可能なので、現在、学部学科の全面的改組転換を準備中である。学生も教員もともに学者として位置付け、本来の学育(education)に徹したい。「教育」とか「授業」という封建的な用語は払拭したいものである。90分のlectureは生理的に非効率であり60分(月・水・金/火・木・土)半期4単位制を早く導入したい。

◆1. 学内各組織の横断的活動を教育・研究・臨床の各面で一層推進する。2. 特色をもつ卒業生を育成する。3. 地域社会と緊密に協力し合って、地域における学術研究・文化・生涯教育などに貢献する。4. いくつかの専門分野で世界をリードする研究者をもつ。

◆本学は産業医学の推進と優れた産業医の養成を特色としています。教育・研究の両面でこれらの特色をさらに強めていくため、従来に加えていっそうの改革が必要と考えます。

◆学校法人***は今年で創立80周年を迎え、今日では大学の他に高等学校、中学校、幼稚園、保育所の5つの学校(園)を擁する総合学園となっている。大学は「クリスチャンカラー」、「インターナショナルカラー」、「少人数教育」、「語学教育・情報教育」を教育の特色に掲げ、これらの特色をさらに充実させ、推進していくことで、教育における「個性化」を図っている。カリキュラムにおいては1992(平成4)年4月に開設した法学部国際関係法学科を除く、各学部・学科・専攻で「大綱化」に取り組み、本年国際関係法学科の完成年度を迎えたことにより、現在、全学的に第二段階の「大綱化」について検討中である。従って、2年後には本学独自のカリキュラムが完成し、各学部の「個性化」が更に充実されることを期待している。特に、本学の「建学の精神」については、米国南部バプテスト派の宣教師であった創立者の遺訓を実践するために、「チャペルアワー」

や「キリスト教学」の授業を通じ、聖書の真理に立ち、イエス・キリストの教えに従って、人格教育を重視、強調していくことが***の、***大学のアイデンティティの源である。従って「建学の精神」を基礎におきながら「自己点検・評価」活動を推進し、その点検・評価に基づいた、種々の問題点について改革・改善を図ることが重要であると考え。そこで、教職員に対する各種の研修制度を導入しながら「大綱化」をはじめ組織改革等を進めることについて検討中である。

◆本学は今後の社会における諸般の情勢等を勘案し、日本で初めて看護学科と福祉学科を統合した保健福祉学部を設置した。この学部の本義を充実させれば自ずから個性化されると考える。まずは、建学の精神を具体化する為の教育目標と本学に課せられている社会的使命を明確にし邁進すべき方向を示すことから着手する。

◆本学は、9学部9研究科が1つのキャンパスに位置しているので、各学部等との連繫が可能であり、総合大学としての持てる力を最大限に発揮し、教育、研究、医療において水準の高い大学を目指し、国際都市***に所在する大学として、アジアとの交流を視野に入れた国際化を進め、個性化を図っていききたい。以下に、いくつかの具体的な改革を列挙する。・総合大学としての特徴を活かし、学際的、独創的な研究への重点的予算配分を拡大するとともに、大学院における研究機能の充実を図り、研究水準の向上に努める。・***の風土に残る「おおらかさ」や「ゆとり」といった人間的側面を伸ばし、コミュニケーション能力はもちろん、国際人としてリーダーシップを発揮する際に書くことの出来ない価値感を身につけた人材の育成を図る。・上記の点を考える上で、***市の地理的条件を活かし、アジアに所在する大学や研究機関との共同研究を進めるなどアジア研究の拠点を目指すとともに、アジアの言語や文化に通じた人材の育成を図るために、学科の増設を検討する。

◆本学は「建学の綱領」に則り「学徒の品性を陶冶した真に国民としての教養を啓培する」人間教育を基本に時代が要求する「宇宙の真理を探求しこれを実生活に応用して社会に貢献する」に足る知識と技術を教授し、もって「人類至高の精神、自由平和信愛を基調とした世界に雄飛する人材を育成する」ことを教育の理念としている。21世紀を目前にして、本学が電子・情報学の単科大学として、継承発展してきた伝統を守り、新しい国際化・情報化社会へ対応す

るために、特に、コンピュータと語学力に優れた、教養豊かな情報技術者の育成に一層の努力を施すことを念願して大学学部の改組転換を実施中である。

◆大学の個性化は、その「建学の精神」と深く係わるものであり、また、それを無視しては大学の存在はあり得ない。特に私立大学においては、法人設立の基本である「寄附行為」の趣旨を踏まえた個性化以外に、存在理由はないと考えている。それ故、本学の場合は「キリスト教主義」と「女子教育」を基本原則として守ることを前提とした「個性化」であるべきであると考える。また創立以来、女子高等教育を百十七年の伝統としてきた歴史と、「***」の***という景勝の地に存続し続けた歴史性も無視できない。さらに、その歴史的経過の半ばはミッションスクールとして海外からの財政的支援によって、教育理念を優先する少数教育が可能な条件が与えられ、経営が維持されてきたが、現在ではその恵まれた教育的・経営的条件は失われている。これらの諸条件を踏まえた上でのみ、個性化の具体的実現が構想できる。これらの諸条件の基での個性化を、現在進行している諸大学の改革と比較すれば、その可能性は必ずしも楽観的な状況ではない。過去の栄光は現在の改革の足枷となる場合も少なくない。しかし伝統は過去の教育組織を墨守して形成されたのではなく、守るべきものを守りながらも改革に努めた努力の足跡として形成されたものに違いない。すなわち、緩慢ではあっても、本学の目指すべき教育の理念に根ざした、必然としての教育改革を実現していくべきであろう。それは多分、常に人間存在に深く関わる真実の探求によって、学ぶ者自らを人間的に成長せしめる方向であろう。大学大衆化の時代にあっても社会的風潮に流された改革ではなく、人文系の教養教育の伝統を再評価しつつ、宗教教育を前提とする人格の陶冶を基本として、全学的な教育体制をさらに有機的な組織とする努力によってのみ、個性的な本学の存在が鮮明になるものと考えている。

◆地域にとって存在感のある大学づくり ・産学の協力…地元の***造船所、***研究所との人的交流が可成り進んでいるので今後研究教育面での成果を期待する。・***県、***市などの行政課題に対して学問的立場からの支援を一層強める。・地域の生涯学習への支援を強化する。

◆伝統的に培われた女子教育を実践することが本学の個性化である。

◆教育研究活動のための魅力ある組織と制度の確立 小規模の私学においては少ない人数で1学科の守備範囲をカバーする必要性から複数人員による講座制をとらず、年齢に関係なく独立できるレベルの人材を集めて研究室単位（1研究室1研究員）の活動をさせる。これによって若齢教員の研究意欲と教育活動を助長する。これは資源と気力のある有能な個人が制度上の環境によって個性の発展と活動意欲が抑制されるのを避けるためであり、個人が責任ある節度をもって対処できるようにするためである。

◆***大学は、人文学、社会科学に基づいた比較文化を学習する大学で、次の特徴をもつ教育を実施する大学として1994年4月に設立されました。(1)国際的な教授陣による国際的教育 (2)アクティブラーニング（講義形式はとらない）による少人数教育 (3)授業のほぼ全部を英語で実施 (3)1・2年生時にはチームティーチング（教科及び英語教員） (5)日本語の再教育 従来の日本及び海外の大学で類似の大学はないと思っています。特異さを目指したのではなく、この教育が今後の高等教育のあり方の一つであると信じています。

◆①全国的に18歳人口の減少により、大学入学者の減少が予想される。これらの倍率なき入学者を受け入れて教育し、有能な人材として社会に送り出すためには、個々の学生に対して目の届く教育を行う必要がある、そのために、少人数教育制度を取り入れた基礎演習を必須科目として取り入れている。今後も個別指導に重点をおいた教育を行っていききたい。②本学の建学の精神は「実学の精神を尊重する」ことである。単なる机上の空論に終わることなく、大地に足をつけた学問を身につけさせ、実力のある人材を養成していききたい。現在、3・4年次の演習を必須として取り入れているが、さらに子弟が共に汗を流しながら、協力し、努力していく環境を早く作り上げていききたい。③地方の大学が魅力ある大学として存続発展するには、学生の就職率を高めることが必要であると考え。現在行っている就職講座や国家資格取得講座を充実させると同時に教員、学生、父母、後援会等にも周知させて、協力体制を作り上げたい。

◆***大学では入試に関して、いわゆるペーパーテストは行っていない。小論文、課題図書、面接を中心にして、入学者を決めている。

◆開学3年目の大学なので、今のところひたすら建学の理念を実現するために努力している。当大学における個性化は次の二つの視点から図られている。1.***県の地理的、歴史的特性

や我が国随一の移民県である社会的特色を活かして、環太平洋諸国、地域の文化を研究・教育すること。国際文化学科の学生は三年次に東南アジアまたは南米のいずれかの地域で現地実習（4学位）することになっている。2.21世紀の国際的舞台上で活躍できる人材の育成をねらって、大学のカリキュラム、教員、学生の構成を出来る限り国際的にしようと努めている。カリキュラムの上では世界共通語としての英語を16単位全学生に必修とし、環太平洋地域の言語（5）のうち1つを14単位以上修めさせ、国際理解を深めるための総合科目を数多く提供している。情報化社会に備えて、情報処理8単位を全学生に必修としている。教員は専任50人中7人が外国人であり、学生は1410人の収容定員中60人の外国人留学生の枠を設けてある。

国立大学・学部長

◆・教育や研究面での社会的ネットワークを広めること。各教師が自分自らの研究・教育のネットワークを作り出すこと。・自己固有の研究テーマと関わって、国際的な交流ネットワークを作り出すこと。・学部・大学院に入る際、一般選抜以外に特別選抜制を取り入れ、現在のエリート普通高校に優位な学校ヒエラルキー構造をなくしていくこと。・大学院への社会人入学を増強すること。

◆学部の教育目的が法的思考の鍛錬にある以上、個性化は問題とならない。研究面は、研究者の自由な研究を奨励していることから、自ずと個性は顕現してくるものであり、予めどうこう色付けできるものではない。

◆戦後の学制改革の結果、高等教育が一般化して大衆化が起こり、大学の平均化がもたらされた。その是正として大学の個性化が問われるようになった。理学部は自然科学の基礎についての教育研究を行う学部であるので、その教育内容は普遍的、一般的であるがゆえに、個性化することはややもすれば偏向、独善につながる恐れがある。一方、その教育方法においては、学生の持続的な興味、好奇心を維持するために、多様で個性的である必要がある。従来の講義方式の教育方法からの改革となろう。独創的な研究を推進するためには個性化が求められる。研究内容の個性化は個々の研究者に委ねられるべきものであるが、独創的な研究を積極的に推進するためには、学部長がリーダーシップを発揮

できるシステムが必要となろう。

◆<組織>大学院重点化に対応した学部・研究科の組織を完成する。学科・専攻の改組、在来の管理運営体制（組織）の、合理化と簡素化のための見直しが進行中である。<学部での教育>学部課程終了後における、大学院での研究教育の多様な進展の可能性を目指している。従って、学部では機械工学・精密工学・建築工学等の専門性を離れ、工学ならびに将来の専門分野を念頭に置いた、きわめて基礎的・共通的な教育を行う。<大学院での教育>学生の所属部門あるいは講座に係わる以外の分野についても、体系的教育を受けるような体制としている。

◆人はみな健康で文化的な生活を保障されるべきであり、農学はそれに関わる生物・環境資源を対象とした総合的応用化学である。したがって、農学は新たな発想をもとに、人類の持続的な生存と真に人間的な生活の質を維持、創造するための生物資源の生産・開発及び利用システムの構築を志向すべきときに至っている。それは有限な資源を将来の世代のために温存し、人類の生存のための生産と自然環境の再生・保全との調和をはかることを目的として教育研究体制を再構することを意味する。大学、特に大学院においては、このような理念を実現するための基礎的・先駆的な学術研究を担いうる研究者と、内外で活躍しうる高度の専門家の養成を目的としなければならない。上記の理念・目的を達成するため、フィールド研究を重視し、現有の付属施設を十分に活用した大学院を構築することが改革の方向となる。

◆本学はこれまで我が国における国立大学唯一の獣医学部として多くの人材を社会へ送り出してきた。本学は、学部創立以来、特に教官の研究活動を重視しており、優れた研究業績を持つ者を出身大学にとらわれずに採用（現在、教授17名中本学出身者は9人）するとともに、30年以上にわたって、毎年各教室毎の前年度の発表論文リストを学部欧文紀要に公表してきた。このような研究重視は学生教育にも反映されており、卒業生（大学院を含む）は大学や国公立の研究機関、民間企業研究所へ就職する者が圧倒的に多い。以上のように本学はその創立以来、我が国の獣医学研究の中心となるべく努力を続けており、その業績に対して国内のみならず国外からも高い評価を得ていると自負している。今後は、この伝統を更に発展させ、国際的にも通用する研究者を養成していくことが、本学の個性化ということになる。

◆当学部は応用科学分野に属していますので、

地域産業振興への貢献と将来の地球的規模で解決すべき問題に学部の理念を置き、それを実行するための組織を作ることが、当学部の個性化であると考えています。

◆1. 独創的で特徴のある研究を推進することで、個性化が明確になってくる。そのためには問題解決型組織の編成を行い、同時に大学院重点化を図る。2. 教育カリキュラムを画一的にするのではなく、柔軟なものにするために、必修教科を基盤とし、そこから発展可能な選択的教科を多くする。3. 入試制度を変更し、21世紀医療懇談会が指摘するように、医学部の入学資格を大学卒にすることが好ましいと考える。このような条件下で教育を行った上で、個性化を図らねばならないと考える。4. 大学の個性化とは何か？をもっと検討する必要があると思う。

◆本学部は、歯科医師・歯学研究者の養成という役割を担っており、①全人教育（倫理観、国際性、豊かな人間性）②日進月歩の科学技術（医療）に対応しうる知識と技術の教育③リサーチマインドの養成などを学部の教育目標として掲げている。強いて特色づけるとすれば①の全人教育の充実により21世紀に向けての医療の養成に力点を置くことになろう。教育の充実、環境整備のレベルアップが、学生の資質の向上に影響をもたらすことになろう。研究に関しては、大学院重点化が促進されている今日、各歯学部が重点的に一つの研究プロジェクトテーマを推進し、その研究分野の世界のリーダー的役割を果たすことによって、全世界から人材が集まり、大学の個性化をはかることが可能と思われる。

◆教員養成学部であるのであまり特異なこととはできないが、各講座のゼミで現代社会にアピールするテーマを取り扱い、その面での研究成果を公表していく。また、そのゼミ出身の学生にも、その分野・課題についての専門的能力をつける。（あのゼミ出身者であれ、この面に関しては相当実力が高いと評価されるような教育をする必要がある。）

◆本理学部は、科学技術立国を目指す我が国の時代的・社会的要請に応じて、理学部と工学部の接近・融合が益々顕著になりつつある現状と将来を踏まえ、廃止予定の教養部の一部教官を加えて抜本的な改組を行い、個性的な新学部を創設する予定である（平成9年度に向け概算要求中）。本学部の組織改革は、この改組により新しい次元を迎えることになる。新学部は理学部または工学部への既成概念に基づく教育研究の枠組みに拘泥せず、先端科学技術を生み出す

母体としての基礎科学とその進展に支えられて更に新しく展開する科学技術の両分野を等しく重視し、且つ、学際的に十分配慮した21世紀対応型の「理工学部」である。新「理工学部」は、理工融合とシステム思考が基礎科学の活性化とともに科学技術の革新に効果的に役立つ下記の分野を中心に、教育研究面で相互に有機的な連関を持つ5学科の設置を予定する。その学科の設定には、地方国立大学の役割の一つとして地域の要望にも配慮した。(1)「諸現象を数理的に解明し、その先端技術を育む」数理システム系分野。(2)「21世紀エレクトロニクス時代のために新物質を創造する」物質工学系分野。(3)「地球を理解し、地球と人類の共生を目指す」地球環境系分野。(4)「21世紀の知的活動を支えるコンピューターシステムの構築を担う」情報工学系分野。(5)「生活の中にも入り込む超知能ロボットの開発を図る」知能機械系分野。理数系基礎教育のために学部共通の「専門基礎科目」の設定や、学科間の垣根を低くして学生の多様なニーズに応えるために学科間の密接な関連を活かした多くの「専門広域科目」(学科間の相互乗り入れ授業)の設定などの教育面での工夫を行い、また、各学科のカリキュラムに理工系の学際的分野を積極的に取り込むなどに配慮して、広い視野に立ち、柔軟な適応力と想像力を備えた人材の育成を図る。

◆1. 入試の選抜方法をいかに変えるか。***県の高校全般の学力が、必ずしも高くはない。加えて当学部の大学入試の偏差値も必ずしも高くない。この結果、地元***県からの入学者が少なく、代わって県外、特に大都市からの入学者が多い。このため、当医学部に残る卒業生の少ないことは、当医学部の研究レベル低下と***県を中心とした***、***への医師の供給低下、慢性的医師不足を来している。2. 研究レベルをいかに向上させるか。当医学部は、卒業生が残らないことにより、各教室(医局)の大学院生も含めた入局者が少ない。入局者が例年少ないことは、各教室の研究、教育、そして臨床のスタッフが慢性的に少なく、このため研究、教育、診療に支障を生じている。3. 地元と大学医学部の連携をいかに進めるか。地元の国立大学医学部は、その地元に医師を供給するという使命がある。(前述のように、当医学部では人材不足により、十分な供給ができていない。)また、大学病院は中核基幹病院として、高度先進医療の担い手として、絶えず医療の高度の水準の維持をはからなければならない。この上記3点を盛り込んだ方向で、目下改革につ

いて模索している。

◆本学部は改革検討中で、現状は教員養成学部のみである。2年後の実現を目指して検討中の学部改組によって、次のような構想で画一的な教員養成学部の性格を脱し、個性化を図りたい。①地域の教員需要に見合った養成規模に縮小することにより、教員養成教育の充実と高度化 ②地域社会で必要性の強い芸術・スポーツ系を中心に課程改組を行い、生涯学習社会への移行に対応 ③現在一校の国際交流協定校を複数校に拡大し、また実質的な研究者・学生の相互交流により、国際交流・国際理解の推進 ④社会人入学制度・公開講座・共同研究による学部-地域交流拡大

◆本学部はおよそ20年前に、自然科学との関連の下に、人文科学及び社会科学を研究教育する、1学部1学科の総合的学部として創設された。そして学部創設の理念は「専門深化」と「総合化」の追求にあった。だが現実には、全学共通教育の担当学部でもあり、その改善に努力を注ぐ負担が大きかったこともあるが、「専門深化」はそれぞれの専門 講座のスタッフ数が限定されているため、かなり中途半端なものにならざるをえなかったし、また「総合化」に関しては、様々な努力がなされてきたものの、スタッフの個人的努力に負うところが多く、組織的な推進の面では必ずしも十分な成果をあげていない。今後の改革方向としては、何よりも専門教育を欠落させてきた自然科学分野を専門の学科として確立し、複数学科体制を構築すること、総合学部としての内実を整備・充実化し、特に多彩な専門共通科目の充実を図ることを目指したい。本学部の個性化は、まさにユニークな総合学部の特色をいかに打ち出すかにかかっており、そうした教育によって、幅広い知識を身につけた、柔軟に社会に対応できる個性的な人材を送り出す学部にあると考えている。

◆本学部は、著しく多様化してきた社会からの要請をふまえ、生命科学・環境科学・情報学を軸とした新しい農学教育体制を先の学科改組で編成し、新時代に向けて積極的に対応している。特に、***学校創立以来の歴史的所産を背景として、地域交流・国際交流を通して寒冷地における地の利を生かした教育研究をはじめ、全地球的な視野に立った教育研究など幅広い領域に亘る教育研究を展開している状況にある。このような教育研究成果の蓄積が、ひいては本学部の個性化につながるものと考えている。

◆①現在の研究、教育活動の単位は、既存学問

分野に沿った構成となっているが、今後は、研究、教育をめぐる基礎的、応用課題研究的な領域に沿った再構成が必要と考えている。②基礎的理解を現実的な課題、問題解決に応用していく手順などを経験的に学ばせるカリキュラム編成及び学習等の体制を構築していくことが必要。③研究、教育活動の成果の社会的活用及び研究、教育活動への成人層の参加機会の提供もまた重要な課題である。

◆第一には、大学の置かれている地域（東北地方）に関しての研究をより充実させていくことであろう。学部内に東北文化研究室という学際的共同組織があるが、これをより活性化させていくことが考えられる。もう一つには、***大学の掲げてきた「門戸開放主義」の理念に照らして、社会との接触を強めることである。具体的には、既に発足させている大学院の社会人リフレッシュコース（リカレント教育）と連携大学院方式とをより充実させ拡大していくことが考えられる。留学生を積極的に受け入れてきたことも、この理念に基づくもので、今後も留学生の多い大学という特徴は、引き継いでいきたい。

◆①基本専門科目と特定専門科目の制度 ②大学院コースと3年次進学 ③社会人再教育 ④外国人教育 ⑤独立専攻の設置 ⑥大学院重点化 以上を通じ、経済学・経営学・応用経済科学の高度研究教育の地域拠点化。

◆重点化が完了した大学に相応しい教育と研究を行うことと、社会の求めにも十分配慮した対応をすることが必要と考える。

◆農学は、「農」の世界や「農業」との対話の中で発展してきた「総合科学」です。加えて、近代的農業は、高度化した社会において環境、気象、生物生理、経営などの広範囲な知識を統合することにより、はじめて機能する「知識集約型」の産業になりつつある。また、農学系大学院終了後の大きな進路である食品や生産・生活関連物資の製造・開発分野においても、先端的科学知識と統合化能力の両者が要望されている。したがって、農学教育では、近年進展しているライフサイエンス・バイオテクノロジーのみならず、高度化している社会経済機構をも理解できる幅広い能力を開発することが要求されるようになってきた。また、「農」の本来の精神に立ち返り、環境や人間をも含む種々の生物に対する尊敬と深い理解といった「農学的思考」も欠かすことが出来ない。いま、農学教育に求められているのは、高度な専門知識と健全な「農学的思考」を核として、調和ある文化と

革新的技術を創造できる人材を育てることだと考えている。大学は卓越した科学拠点「Center of Excellence」として、将来に向けて知識を創造し、理論を体系化する役割を担っている。深い専門知識だけでなく幅広い教養が求められているのは農学に限らないが、「農」の歴史や「人間と共生生物が永久に共存できる地球環境と食糧を作り出す」という農学の使命を考えれば、農学を学ぶ学生・大学院生には、より強く「健全な総合化能力」を習得することが要求されることになるであろう。（農学教育の重点）

①学部教育－「農学的思考」を持つ Generalist の育成 ②大学院教育－ Specialized Generalist の育成 ③国際化社会に対応できる技術者・研究者の育成 ④世界に開く留学生教育 ⑤幅広い社会教育 1) 社会人リフレッシュ教育－人的交流を介した社会との交流－ 2) 市民教育 ⑥未来教育

◆大学院の重点化

◆研究第一主義に基づき下記事項を推進する。
・医薬創薬分野において世界をリードしうる研究・教育組織体制を整備・確立すること。
・医薬品の適性使用のための高度医療薬学者の養成を行うこと。

◆本学部は教員養成を主たる目的とした学部であった。教員需要の減少期を好機と捉え、教員養成の質を上げること、地域と時代の要請に応えるべく、多様な人材養成機能を持つことが、本学部の個性化の基本的方向であると捉えている。地域文化や産業、地域における高等教育の現状を捉え、最も求められている教育研究分野を見極め、地域における高等教育ネットワークの一員としてリーダーシップを発揮できる学部への転換を図ることこそが、世界中に本学部しかないという、まさに個性化の方向であると考えている。そのためには「教員養成を内包した高等教育機関」としての特徴を鮮明に打ち出す必要があると考えている。

◆資源学に関する教育と研究面での国際性と国際貢献。

◆昭和24年以来の発展経緯、現在の学部の組織、地域社会からの要請等を活かしながら、教員養成の質的充実を目指すことが、個性化の中核であると考えている。

◆本学部では、平成8年から、教養部の廃止に伴う全学改革の一環として、従来の3学科（文、法、経）を廃し、人間文化及び総合政策科学から成る2学科体制に改めた。改革の骨子は、両学科とも教育コース制の導入によって教育体系の個性化（社会の諸分野、諸階層で実践的、応

用的に活躍できる人材の養成)を図ると共に、それに対応した大学科目の大幅な改変を行ったものである。但し、私見では、今日の複雑な社会状況においては、教育体系の個性化のみが自己目的化されてはならず、同時に教育の総合化が不可欠と考える。この両者(個性化、総合化)を、うまく融合・編成できるかが今回の改革の鍵である。

◆教育機能と研究機能が連動することは、大学である以上やむを得ないが、学部教育と大学院教育については、明確な区分けが必要である。従って、教員組織は総体的ではなく、特色ある分野を充実させ、大学院教育はそれと連動した特徴のある教育とする。学部教育においては、基本的事項を教授できる体制を整え、特色ある教官集団であっても、基本的事項は教授できる教官を育成し、採用する必要があると考える。

◆個性化を評価し、これを尊重できる集団となるべき。画一的でない評価システムの導入がそのために必要となる。

◆1)保健診療医以外の、たとえば産業医、介護専門医などの医師の養成コースの設置。2)看護学科が併置されている利点を活用して、看護の視点を取り入れた医学教育。3)“人間学”を取り入れた医学教育たとえば、哲学、芸術、文学、歴史などのコースを専門コースとして残しておくような教育。以上のような点を促進して特色を出していきたい。

◆・教員養成学部は教員免許制度による共通の枠組みの中に置かれ、少子化とこれに伴う教員採用の減少という共通の試練にさらされており、個性化を追求しにくい立場にあると一面で言えるが、試練への対応の仕方、時代や社会の新たな養成をどれだけ敏感にキャッチし、これに応じていくかによって、他面では否応なしに多様化をせまられ、他学部以上に「個性化」を追求せざるをえなくなっている。・本学部は、このような状況の中で、過去20年間近くにわたって、何次にもわたり教育改革をつみ上げ、教員養成学部として独自のあり方を追求してきた。その課程で個別的に成果をあげるだけでなく、教授会における合意形成の経験を蓄積し、学部の長期的系統的発展の方向を「系教育」の充実・発展という形で示したと考える。・したがって、今後の改革はこれまでの経験と成果の蓄積に自信をもち、これを踏まえて、学部のあり方をさらに発展させ、「広い意味での教育者の養成」の多面的総合的に追求していくことになろう。外的事情に促迫された「余儀ない対応」

は極力避けたい。「広い意味での教育者養成」のためには、一方では既存の課程制の枠組みを思い切って組み替え、時代の養成に対応したものに弾力的に組み替えるとともに、それぞれの分野に対応できる教育上の専門的力量を学生に身につけさせるような教育・研究体制を組むべきであると考えている。時代や社会の要請への敏感な対応とあいまって、以上のような改革の中から自ずと本学部の個性が打ち出されてくるものと信じている。

◆従来の法学教育(法学部)と社会学系の教育(文学部社会学科)を総合した形での理念の具体化をどこで求めるかで、本学部の個性化が明確になると思われる。より具体的には、時代のニーズに応じた地域政策科学の樹立が目標となる。

◆大学の個性化については、研究面、教育面双方からの接近があり得ると考えている。研究面としてはユニバーシティとしての一定の専門の広がり前提としつつ、ある特定分野の研究者を意識的に集めて研究の相乗効果を高めるなど、多大学との差別化を図っていくことも、一つの方向と考えている。教育面としては、小人数での演習形式の授業を増やすなど、できるだけ学生の勉学意欲を引き出し、個々の個性を活かしていくようなものにしていくことも一つの方向と考えている。

◆今回の改革で教育上の特色として目指した事項は、・大学設置基準第28条、第30条、第31条の実施。・履修形態の弾力化による教育体制の充実。・社会人のリフレッシュ教育を推進し、再教育機会を提供。・多様な学習形態の整備、地域に根ざした大学への新たな展開。・地域の研究機関、行政機関等との連携を通じた研究教育体制の一層の推進。・国際交流の推進及び外国人留学生教育の質的充実である。この教育上の特色を生かしつつ、3学科が掲げる教育目標を達成することにあると考える。3学科の教育目標としては、人文学科：人間性の深い理解の上にたって主体的、創造的に行動できる人材の養成。社会学科：社会の諸分野で活躍し、複雑化する社会の諸課題の解明・解決に貢献できる人材の養成。コミュニケーション学科：国際化、情報化の進展に対応して創造的に行動できる人材の養成。があげられる。

◆当学部においては、伝統的な学科制(数学科、物理学科、化学科、生物学科、及び地球科学科)を放棄し、各分野が融合した斬新な学科制(数理科学科、自然機能科学科、地球生命環境科学科)を採用した。この新学科制は他学部の

理学科にはなく、当学部の特徴を示している。

- ◆・地域との連携・交流。・学生層の多様化。
- ・教育研究活動の多様化・高度化。

◆このアンケート自体に多くの問題がある。それは質問に答えるための基準があいまいであり、5段階レベルで一応答えたものの何も自信はない。私個人の主観であるとしか言えず、このようなアンケートを集計した結果はどのような意味を持つのか疑問である。また質問の意味を考えてみると、内容に不確定な概念が含まれているように思えてならない。例えば「Ⅲ 個性化のための組織改革」の個性化とは何なのか？ そんな意味において、この問いには直接答えることができない。出発点としては、全国的な輪切り現象をもたらしている「センター試験」から離れて、学部独自で入試を行うことがあげられよう。

◆本学群は「基礎学群」とも呼ばれ、人文、社会、自然科学の基礎的な学問分野を主たる守備範囲としている。ディシプリン型の教育研究が中心となるだけに、視野が狭くなりすぎるのではないよう注意している。4年間を通じての真の「教養人」の育成が大きな課題である。本学の場合、設置基準の大綱化に伴うカリキュラムの変更は平成4年度から実施しており、各教育組織での改革論議は平成3年度に行われた。現在は全学的なレベルで、大学改革委員会が設置され、大学院問題及び研究組織の改革が検討されている。こうした事情で、今回のアンケートに十分に答えることができないのは残念である。なお、貴センターの出版物（特にFD関係）から大変有益な情報を得ています。この機会にお礼申し上げます。

◆1)学群を、大学全体のなかの一大学として位置づけ、予算・人事にかかわる権限を持つことで、学群が中心となって行動しうるように検証（制度的）すること。2)本学はすでに開学時より、研究（学系）、教育（学群・学類）の分離をなし、大学院大学として集めるように組織してあった。しかし現実の運営は旧大学の講座的発想で行われてきたため、組織を有効に活用していない。改革は、組織いじりでなく、当初の理念をふまえ、学群が一個の大学としての個性をはかれるように分権化をすることが問われている。3)教員は教育組織を重層的・横断的に動くことで、教育の質を確保しつつ効率的な配置を行うこと。

◆貴学部における個性化とのことであるが、*
**大学では教官組織（全26学系）と学生が受ける教育組織（学群・学類）を区別しており、

小職が把握しているのは後者の第三学群（経営・工学群）なので、教育関係における学部（学群）の個性化についてのみ述べさせていただきます。

建学当初から国内外との自由な交流・連携と学際的教育を目指しており、とりわけ第三群では特に工学系教育は従来の教育体系、産業系列（機械、電気・電子、工業科学…など）を廃止し学際的な教育（基礎工学類、工学システム学類など）を実施してきた。又、工学系とはいえ、社会工学類は”都市計画”専攻に加えて“社会経済”と“経営工学”両専攻を併せもち、いわば理工学系と文系の両教育を行っている。一方、純粋な文科系であった“旧国際関係学類”は平成7年度に衣替えをした。工学系教官が教育に参加することになった。以上要約すれば第三学群における（大学教育の）個性化とは将来的には文科系と理工系との融合した教育を目指す学際教育と地域社会を含む国内及び国際的に開かれた教育を基本とすることにある。

◆学生と教官の個性化をすすめることが基本である。大学全体としては「学際化・国際化」を基本とした「開かれた大学」がモットーであるが、具体的には様々である。個人的には、学生も教官もまず「自分自身の生きがい」を追求することだと考える。そのためには「夢、ロマン」を与えることが重要である。そのためには「自由に体験し、自由に考える」ことが重要である。個々人の価値観を確立することが教育の本義と考えます。

◆社会的なニーズに応じて応募した学生に、21世紀が求めているどのような負荷価値を育成して世に送り出すかが中心的課題となっている。又、スポーツと勉学との深い接点を持つ大学故にそのメリットを生かした学際的教育と研究が今後の求められる方向と認識している。生涯にわたって人間の求める健康であり体力に満ち、生き生きとした社会生活を送ることの出来る資質と方法論を持った学生を育てていきたい。

◆教育学部を単に教員養成と位置づけるだけでなく、豊かな教養を身につけることを基盤におき、その上立って、優れた教員の養成のみならず、広く社会に貢献できる人材を養成する。

◆他大学では受けられない講義・実験・実習は何か、を模索し、カリキュラム編成に反映させたい。旧制大学のように「この教授の下で、このような研究をしたい」という学生を引き受けるためには、大学の情報を積極的に発信して行かなければと考える。但し、学生の出身が全国、海外に亘るので、従来の文書による伝達には限界があり、インターネットなどの媒体を利用し

た発信を行う必要を感じる。とは云え、高校の進路指導と大学教育とのギャップの大きさに絶望すら覚える。特に工学に対する認識が殆どない状態をどう解決するかが課題である。文学、理学、教育各学部では考えられないであろう。世の中の趨勢は、企業による社内教育がリストラの進展で限界に達し、高級技術者を求めるようになってきた。大学院教育の拡大（量的、質的）により、個性化を図る時代になったことを痛感している。

◆本学部は教員養成を主たる目的としており、卒業要件にも教員免許の取得を申請するに足る単位を習得することを義務づけております。したがって、学部の個性化をどのように考えていくかについては、組織の多様化という形での改革には難しいものがありますので特別科目の開設や学生に対するガイダンスの充実などにより、社会から期待されるような付加価値を如何に付けるかにかかっていると考えます。このような考えのもとに現在、実践的教職論、キャリア開発論などを開設し、さらに、情報処理入門に続いてステップアップパソコンという授業を設けるなどして、情報処理能力を付けることを進めています。改革といってもハード面というよりソフト面に力点をおくことを考えることに重点をおきたいと考えます。

◆学部名称の社会情報学の充実と発展を通じて個性化を図る。このため、平成10年度のカリキュラム見直しと、社会情報学に関する修士課程研究科の開設を推進する。後者については、実現するか否か、現状では確言できないが、少なくとも、その推進過程で学部のアイデンティティーにかかわる諸問題を解決していくことになると考えている。また、斯学の性格上、社会特に地域社会とのつながりを深めることが要求されるので、その点に関する改革もテーマではあるが、スタッフも限定されているため、まず前述の二つの問題に注力していく。

◆社会人教育の推進を柱としたい。現在、夜間主コースおよび大学院修士課程において社会人を受け入れているが、さらに今後社会人を主体とした博士過程の開設を目指したい。学部教育においては演習を2年次から開始し、1年次のプレミナールとの連携を保ち一貫した小人数教育を行っていききたい。また語学、教育、情報教育の充実のためにカリキュラム改革を検討中である。

◆教育・研究両面であるべき姿に近づくよう努めることが必要であり、「個性化」を考えるゆとりはない。強いて言えば、限られた研究分野

の中で、優れた成果をあげているものもあり、他大学とは異なった分野であれば、個性＝特徴となっていると考えられる。

◆何よりも研究がさかんでなければならない。教員の研究時間を増やすためには授業の持時間数を大幅に減らすことが必要である。現状では、学生の学習活動を要求する程度が微弱な授業形態、すなわち講義が多すぎるので、授業科目数が多くなっているのである。授業方法を改善し、学生が予習・復習せざるを得ないようにすれば、教師の授業はもっと少なくてすむ。（勉強で苦勞すべきは学生であり、教師ではない。）そのためには、いわゆるファカルティ・ディベロップメントを通じ、教育方法の改革をせねばならない。まずは、授業を見せあうという慣行を作りたい。

◆当学部は平成8年度に、修士課程（理学研究科）を、工学部、園芸学部とともに、自然科学研究科へ博士前期課程として移しかえた。このことにより今後、当学部学生の博士後期課程までの進学にはずみがつくものと思われる。当大学において基礎科学を担当する唯一の学部としての責任の重さを改めてかみしめ、自然科学研究科（専任教員を有する）の理学系との新しい連携・協力関係を編み出しつつ、各専門分野の深化・高度化をさらにすすめるとともに、自然科学研究科を媒体として学際性の面でも力を発揮していきたいと考える。

◆我が学部は園芸学部という名まえが示すように、農学系の中ではある意味で個性化されているという面を持っている。個性化しようという努力は必要であるが、本来はある時間を経たときに自然にあらわれていたという方が望ましい形であると思う。しゃにむに個性化ということを出し出すことは、ある種の芸術作品がその制作者本人を除いた多くの人々に不快感を与えていることと同じケースのように思うことがある。

◆本学部の伝統である優秀かつ人格的に尊敬される臨床医師の育成を一層推進すると共に、さらに十分な研究指向と国際性をも兼ね備えさせる卒前・卒後の教育体制とすることが重要であると考えている。また単に組織機構の改革前に現在の教員が自から意識改革を行うことが必要と考えている。研究面への指向を重要視した「大学院重点化」と卒後臨床教育面の充実を重視した「卒後臨床研修必修化」の動きを両極端と考え、本学としては両者のバランスをとる独自の改革を行う必要がある。その理由は医師・医学研究者として全体的なバランスがとれていることが重要であるからである。

◆・個性化は、結果として表象されるものであり意図して行うべきものではないと考えます。教育研究の充実のため、本学部が行ってきた改革により、表象されつつある個性（特徴）としては以下のものが挙げられます。1. 組織的特徴：学部においては、教官組織と学生組織を分離した。教官は大学科目を構成し、学生は5課程19専修に分かれている。結果として・学生のカリキュラム選択の自由度が増し、個々の学生が固有のカリキュラムを設定でき、狭い専門分野に閉じこめられることがなくなった。（学科のしほりからの開放と学生の個性化） ・実験・実習・卒論研究を通じて専門教育を深化させ、一般（教養）教育から専門教育への一貫性を高めた。大学院においては、大講座制の専攻（10専攻）で研究科を構成しているが、研究の有機的連携を図るための新組織を要求している。法的規制のため、抜本的改革が困難な状況にある。2. 研究上の特徴：生物生産・環境科学、生命科学の各分野において、世界的に優位な学問水準を維持し、10学部の中でも最も活性化した学部になっている。

◆研究成果の visibility さえ確保すれば、本学部の UI は十分に確保でき、そのことによって教育の質を保つことができる。

◆健康科学系の人材養成のための総合科学を目指す本学全体としての将来構想と関連づけて、歯学部の個性化のための将来構想の策定が必要である。本学全体としては、医学部、歯学部、医用器材研究所、難治疾患研究所の再編によって、医学・歯科医学・工学・理学の教育・研究態勢を総合して、大学の個性化を図っていく方向にある。これに関連して、歯学部の具体的改善としては、以下の事項が考えられる。1) 大学院重点化 下記の3つの学系から成る医歯学総合大学院を設置する。(1)基礎学科・医学部、歯学部、両研究所の基礎系講座により構成し、研究者の養成を目標とする。(2)臨床医学系、(3)臨床歯学系—それぞれ専門職業人としての医師、歯科医師を養成する。2) pararental staff の教育の高度化 歯学部付属の歯科従事者学校、歯科技工士学校を4年生の学科に昇格させ、教員、研究者を養成する。3) 大学院修士課程の設置 医学部、歯学部以外の学部（工、理、農、薬など）出身者の大学院基礎学科系博士課程への進学を拓く。4) 研究の活性化 競争原理が有効に働くような体制をつくるために、学部の内部および外部に業績評価機構を設置するとともに、教官の任期制を導入する。5) 教育の活性化 学生の自主的学習意欲を引き出すために、

小人数制の自主的学習を主としたカリキュラム改正を行うとともに、教官の教育業績の評価機構を設置する。6) 入学試験制度の改善 歯科医師になるための知的能力、適正、就中明確な目的意識を有する学生の入学を促進するために、4年生学部卒業者を積極的に採用する。7) 国際学術交流の促進 拠点大学方式による国際学術交流を推進し、アジア諸国の歯科医学・医療の研究者、指導者を養成し、アジアにおける歯科医学・医療の交流のセンターとなる。

◆工学部の学生が21世紀を通じて活躍できるように、学部教育として、どんな点を重視すべきか、が一つの考え方であると思う。私自身はメタ工学的発想を学生に与えるように努力してきた。すなわち、工学や技術の背景にある思想、哲学を納得し、その視点から現在・未来の工学を考える教育である。その意味で、実験・演習の重視をはじめ、反ブラックボックス闘争を教育の現場で実践してきた。私は「大学の個性化」というマクロ的なとらえ方ではなく、教育をどんな思想で実施するか、などより具体的な改革を目指すべきであると考えている。当大学は、農学部と工学部の2つの学部から構成されており、21世紀でのリーディング産業のバイオと情報とそれを支える物質科学などを環境を考慮して高度化していくべきと考える。

◆***大学音楽学部は実技系音楽高等教育機関としてはわが国唯一ですから、おのずからアイデンティティはあると申せましょう。それなりに意識して「個性」を発揮しようとしております。しかし、「改革々々」を叫ぶのは、あまり有効なポリシーックではないと思います。大学は「改革」のためにあるではありません。いまや、より落ち着いた環境で、「改革」ではなく、「企画推進」の機能を果しつつ、本来の研究・教育に邁進すべきものであると考えます。わが***大学音楽学部は、目下新奏楽堂建築中でその中身の充実をはかるために、「演奏芸術センター」を計画し、概算要求中ではありますが、これも、「改革」には違いないにせよそのような観点での計画ではなく、あくまでも新たな「発展」と位置づけております。「自己点検」という言葉はどうも後ろ向きな語感で、ミケランジェロとかパストゥールとかアインシュタインのような人が生涯一度でもそんなものをなしたとはとても思えません。自己点検などする暇があったら、すぐにでも新しい作品制作、演奏を始めたほうがいいというのが、わが音楽学部一般の考えです。新奏楽部竣工の際のこけら落としには、世界に打ち出すべき***大学

の「文化発信」をせねばなりません。目下それらを企画推進中であります。

◆学部教育、大学院教育、大学院研究指導、研究 上記のように並べると、右側ほど個性化、独創性が明瞭で重要になってくる。独自性、個性があって初めて国際性としての意義がでてくる。右側の個性が大学院教育、学部教育にフィードバックされるのが個性の一面ともなる。それとは別個に固有の理念に従った教育組織などの在り方を考えることも必要であろう。問題は、理念や教育レベルと入学してくる学生とのマッチングのとりかたにあり。どの大学も同世代の上位5%のレベルの学生を対象として個性化することはできない。大学、学部の役割分担などの問題が当然出てくることになる。すると、このアンケートのキーワード（それぞれのキーワード自身もいろいろな側面を持つ）全てをひとつの大学、ひとつの学部で目標とすることは意味をなさない。そのような意味を含めて個性化について考えるべきであろう。

◆・工学部（専門基礎教育）、工学系研究科（基礎専門教育）の基礎の連続性。・工学部、工学系研究科を5つの基盤分野（材料系、化工系、機械系、電気系建設系）の有機的結合で運営。・産学共同を軸に、創造性のある人材育成をはかっている。工学系研究科には社会人コースを設置している。・工学系研究科では、研究を中心とした教育体系を組んでいる。・学会活動、国際交流を奨励し、教官の活性化をはかっている。

◆我国で唯二つの国立女子大学のひとつとして社会の変化に合った女子教育を推進する。また我国の社会構成は女性研究者の育成にマイナスの面が多い。これらの状況が改善される迄本学部は女性研究者を主体とする大学院の基礎部門としての役割を果たす。社会人教育についても同様の目標をもって門戸開放を行う計画である。

◆本学部は社会科学系列の多様な学問分野から構成されているという点で、発足時より個性的であり続けていると自負している。現在の課題は、各学問分野を超えた相互共同態勢の確立である。具体的には大学院に新しい独立専攻としての「地球社会研究専攻」（概算要求中、1997年度創立の可能性大）を設置し、地球規模の諸問題を専門を超えて考察する研究・教育体制を確立しようとしている。既存大講座間の協同としては、文部省特定研究費を活用し、すでに4冊の報告書を出版している。今後この試みは多面的なテーマを設置して継続していく予定である。こうした学部の性格上、学部としての

「統一イメージ」は（ことばの予備ではなく）社会研究の「多様性」にあり、改革の方向はそれをさらに深化させていくことにある。

◆1. 既存の学問領域の壁を打破することが第一に重要である。2. 大学の格にとらわれない自由の発想が求められる。3. 多様な人材を獲得できるだけの予算的措置が必要。4. 事務職の抜本的充実が必要不可欠。5. 大学間交流の活発化。

◆過去の実績・伝統を踏えつつ、学部と大学院の教育課程を連係させ、学部教育の高度化を図りつつ、さらに研究志向的な環境を創出すること。

◆現在、大幅な学部改革を構想中である。

◆育成すべき人材像の独自性と明確化。

◆本学部は前身である***学校以来、実学尊重を理念の一つに掲げており、産業界との交流・連携に努めている。このため、共同研究推進センターを平成3年度に設立し、サテライト・ベンチャー、ビジネスラボラトリーを平成7年度に発足させている。今後はこれらの組織の一層の活用を図り、社会との交流を深めていく所存である。

◆・時代の動き、社会の変動を主体的にとられ、学部改革の課題とすること。現時点で具体的にいえることは、学校教育体系から生涯学習体系への、日本の教育体系の変動をとらえ、学部改革に取り入れること。・学部の実績と伝統を生かすこと。本学部では特に芸術教育に特色をもっているため、芸術教育を重視した学部改革を検討中である。

◆特にアジア地域との交流を深め、文献だけでなく、人的交流に基づいた国際的、学際的な文化の研究を推進したい。また伝統的な人文科学の成果を継承しつつ、社会科学や自然科学の分野とも積極的な交流を行い、現代社会の問題への対応を重視したい。

◆1. 東京大学法学部を中心とするわが国の大学法学部のヒエラルヒーに対抗するために、ひとつの突破口を国際化に見出ししています。1996年10月をもって、外国人教員6名を助教授として採用し、海外の10の学術交流校との連携を強化し、学生の相互派遣に努めています。2. また法学部のわが国における存在形態（法曹養成機関ではない!!）を考え、実質的には「社会科学教養学部」としての志向をより徹底するつもりです。3. 1994年度に設置された「法政コミュニケーション学科」を展開の橋頭堡にして社会統制技術としての法学、政治学の技術性を徹底的に追求する予定です。

◆・歴史を大事にすることが最初に大事なこと

である。歴史を作ってきた人を大事にする。・その歴史をつくるのは個人が基になるので、スケールの大きな人を多く教員に据えることが必要不可欠である。・科学は普遍性を持つ。その普遍性は個性によって表現される。・学問分野についても同様なことがいえる。柱になる学問分野を大事にする。同時に、内になく外にあり、外と内とが繋がって新しいことを創っていくように外をとりこんでいきたい。・日本海外にあり、その特色を生かして、かつ国際的拠点になる学問領域をつくりたいと考える。

◆多様化する社会ニーズへの対応と創造性教育高度化の進展。1) 入学者への対応として、専門高校卒業生の受け入れ。2) 学生の個性を重視した、創造性を育む教育の実施。3) 学際分野の教育研究の重視。

◆地理的に本学は山岳地帯（雪の問題）、中山間部（活性化への問題）、平野部（日本有数の穀倉地帯、稲の高品質化の問題）、砂丘地帯（連作障害の克服）にまたがる広範囲な「場」を対象としている。この多様な「場」に対応した「サイエンス」を研究、教育の場面でどのように展開していくかが課題と考えている。その観点からも付属施設（農場、演習林）の充実、利活用（学内、学外とも）の拡大を考えていきたい。職業高校卒業生の受け入れ（推薦入学など）、また、短大等からの3年次編入を積極的に取り入れて行きたい。

◆1. 腎研究施設の充実：本施設（3分野）は、国立大学では唯一の腎臓学基礎研究の施設であり、我国において、この領域のリーダーである。平成18年までの時限制であることから、それまでに大講座として発展させていきたい。2. 内科学講座の分野と充実：内科学は3講座（他に脳研究所に神経内科がある）からなるが、学問の発展に対応するため、また医学教育の基礎である内科学教育の一層の充実のために、6～8部門の専門内科を設置したい。（総合診療部も含める。）しかし、一方において、この学内内科を一つに総合して、有機的に活動できるシステムをつくりたい。（欧米ではこのシステムが一般的である。）

◆歯学部教育・研究・診療の役割分担をより明確にし、研究は基礎系講座を中心に臨床系講座を協力講座として推進する組織改革を行う。研究のテーマとしては新潟大学で特に研究業績が高く、研究者人口の多い硬組織疾患を中心に、特徴ある研究体制を整える。学部教育は卒業後教育制度との対応を十分に考慮した POS 型教育を基盤とする。基礎系教育にも臨床系教官によ

る教育を増やすとともに、研究指向的基礎教育システムを導入し、歯学研究者の早期教育を行う。将来は大学院大学化を目指す。特徴ある研究部門を先行させて独立専攻系の樹立をはかり、医学ならびに自然科学系学部とも連携した生命科学系大学院的な重点化を進める。

◆教員養成目的とする教育学部にあつては学部の個性化は極端に制限され、独自の個性化を発想しにくい環境にある。教員採用数が全国的に激減している今日にあつて教員養成のあり方から考えないと個性化を推進することは困難である。

◆一つは、環日本海交流が盛んな土地柄を考え、またこれまでそうした課題に対応しうる研究分野、例えば朝鮮語、朝鮮文学、中国語、中国文学、ロシア語、ロシア文学などを設置し、平成5年度の大学改革で新設した国際文化学科に、日中文化関係論、日ロ文化関係論といった分野を設置してきた経緯ふまえて、今後とも、そうした分野での人材養成の要請に答えていけるよう、更に充実した内容のものにしていくことがある。もう一つは、土地柄といった物理的な個別性とは別に、オウム事件などを契機に、人文科学の果たすべき役割が見直されつつある折柄、それを更に自覚的にとらえて、人文学部としての「らしさ」を積極的に打ち出していくことが必要だと思われる。ということは、必ずしも、人文学部が他の学部や学問分野との違いを強調し、孤高を保っていくということではなくて、むしろ、様々な分野の中で、欠かせない要素として、それが位置づけられていくような形が望ましい。例えば、学部内の相互交流を深めていく中で、人文独自の持つ機能が有効に発揮されていくことが理想である。

◆地方国立大学としては、地域社会のニーズを反映したものにする必要がある。教育面においては、これまでに昼夜開講制（学部・大学院）により社会人を積極的に受け入れてきた。また、研究面では***という地域性から環日本海をめぐる対岸諸国や日本側地域の経済、経営、法律、社会などの研究に特色を持たせることがある。

◆当然のことながら個性化が奇をてらうものであつてはならない。研究と教育に励み、変化を恐れない気概を有する教官が多数存在することこそ学部のあるべき姿と考える。

◆1. 地域産業の活性化に役立つ大学づくり：
(1) ***県は生活立県、技術立県、国際立県を三つの核としている。(2) 最近では産業の空洞化が目立つ現状にあり、「開かれて大学づく

り」が所望されている。(3)産業構造と技術水準の分析の中で、産学官連携による「環日本海経済研究所(仮称)」の設置が望まれている。(4)大学院教育と研究の活性化をはかるため大学院の重点化対策で「自然科学研究科」の設置が必要である。2.教育、研究の活性化:(1)高度な専門職の増加をはかるため、社会人・リフレッシュ教育の推進、(夜間を含めた)(2)技術開発を促進するための創造的人材の育成(ハイテク・クリエイティブセンターの設置に向けての実践教育)(3)入試の多様化による専門職、学際職、先端職を目指す技術開発者の育成。(4)大学院を中心にしたカリキュラム編成により、工学、理学、人文社会系などマネジメントも取り入れた理工学専門職の育成。3.学部組織の改革については、理論と実際との中間領域を融合させた改革により地域産業の創出をはかる。

◆本学は広く「医」の大学であり、それは医、看、薬及び研究所から成り立つ。医学は、中世における大学勃興の歴史をみるまでもなく、対象を外に置く一つの学問として始まったが、当時より近代に至るまで、西洋では哲学の上に成立したものである。わが国のすべての大学が明治の発祥以来、西洋の大学を雛型として作られたが、残念ながら「大学の理念」の希薄は進み、爆発的な学部の拡大に終始し、今や本来の大学としての本質を見失ってしまったと言える。時代の変化に対応するとは申せ、理論なき大学、理念なき学部の集合体がわが国の総合大学といっても過言ではないように思えてならない。わが***大学は、医学が科学的実学として、真に人を医する教育を果たすために、「人権」を基本とすべき医の哲学、医の倫理、医科学、薬科学を統合した教育研究機構を構築できる構造を持っていると私は考えるので、今後、この理念に基づいて、個性化に向けて、改革を行う心算である。

◆①教育方法の個性化:知的触発と人的感化と云う教育本来の機能を回復するための方法の実現。a)学生への正しい接応に立脚した教育方法の適用法として、まず義務教育課程で採用されている授業原理(各講時ごとの教案の作成、授業効果の評価法としての非定期テストの実施とその結果の公開評価、研究授業の開催)を導入。b)各講時ごとのシラバスの事前配布と学生による授業評価の実施。c)医療にかかわる職業人養成の目的を達成するため、チュートリアルシステムの導入によるプロ教育(当然少人数教育態勢)。②研究体制の個性化:a)大講座制の利点

を生かした研究組織のリストラ態勢。b)医学部、和漢薬研究所を包含した大学院生命・健康科学総合専攻の策定。

◆大学の組織改革は、その時代の社会的要請に応えるべくなされるものであり、新しい大学づくりのためには従来とは異なる人的構成による教育研究組織を考えるべきであるとの強い考え方があがるが、それぞれの大学・学部の既存の物質的組織と無関係になされるものではないと考える。本学部の特徴としては、他の大学と同質の教員養成をする学部であるとともに、特色ある障害児教育及び保健体育分野を持つものでもあった。平成8年度からの新しい学部組織の発足は、一方では時代の養成に応えるべく、義務教育全般を見渡せる、かつ、時代の養成に柔軟に対応できる、小学校・中学校教員養成課程などの区分を廃した学校教育教員養成課程への統合、さらには、従来の総合科学課程を教育学部での教育科学を核とし、人文社会系と自然科学系との総合的教育研究を目指す人間環境課程への改組、スポーツ科学課程の更なる充実を内容としたものである。従って、旧来の組織を活かした基本的知識技術を習得させつつ、現代の社会的要請に応えることを目指して、現代社会の中に存在する人間形成に関する具体的諸問題に対応できる教員養成、現代の科学技術への適切な対応と活用などを含めた総合的思考ができる人材養成を目指している。現代社会の変化と問題に対応しつつ、着実に質の高い人材養成をしていきたい。

◆組織いじりや名称変更は何の改革にもならない。研究・教育の人および物的資源を十分に保証し、教官に研究のための時間を確保することを通じ、十分な成果を上げることが個性化につながっていく。審議会(大学)の答申は、研究・教育の実態から遊離した議論にもとづいてるように思われる。

◆自然科学の中心を担う理学部としての個性化は、具体的にはどの応用分野にも進出可能な基本的な部分を受け持ち、教育研究する部署と理解している。例えば特定の専門分野の職業人教育や研究は受けていないことになる。しかしながら、実際の問題解決に役に立たない訳ではなく、問題が難しくなればなるほど、理学部卒者が働く場ができると言えるし、誰もが逃げ出したくなる問題こそ理学部出身者が解決に当たるといったイメージを理学部の教育研究に抱いている。又、別の言い方をすれば、これまで自然科学の研究が理論的研究と実験的研究の二面から促えられていたが、これからはこれらのみで

は対応不可能な状況が多く現れ、第三の研究手法というか研究手段、つまり計算機シミュレーションによる研究が重要視されるであろう。理学部の教育は、現在の数、物、化、生、地という多くの大学理学部でのジャンルがそれぞれ更に二分し、計算機に支援された研究分野が生まれるであろう。いや生まれなければ、新たな問題解決のための教育研究は不可能になるのではないだろうか。

◆本学の改革は、教養部の廃止に伴うものであり、教養部の教官を受け入れて、学部としてどのような個性化をはかるかに立眼が置かれた。工学部としては科学技術の先端化ばかりを目指すのではなく技術の人間・社会、自然との調和をはかることがこれからの工学教育に必要であるとの観点から新しく人間・機械工学科を新設し、この中に「技術・人間社会講座」を設け、文系の教官を配置した。今回の改革で教養部から17名（うち文系半数）を受け入れ、基礎科学の充実をはかる一方で上記の考え方を入れたカリキュラムをつくり新しい方向性を打ち出すようにしている。

◆大学の個性化は、1. 教育目標 2. 教育組織 3. 教育方法 4. 研究分野や研究レベル・研究組織 5. 他研究機関との関係（全国共同利用研究体制等） 6. 社会との関係（附属病院の診療も含めて）など、多方面において発現できるものと考えます。これが一学部において、学部の理念の下に統一されていることが望ましく、一大学内の全学部において一つの理念の下に統一されておれば最善というべきでしょう。しかし私の大学のように各学部がそれぞれ異なった歴史を背負っている場合大学全体が一つの理念の下に個性を発揮するのは困難であり、各学部が個性化を目指すざるを得ないと考えます。

◆大学・学部の個性化には2つの側面があるように思える。1つは、学校教育法第52条にある大学の目的にそって大学のあり方を具体化することである。この側面においては、大学、学部間の差異という意味での個性化は必ずしも結果しないであろう。もう1つは、大学、学部間の差異または特徴という点での個性化であろう。設問の主旨はおそらく、この側面にあるのではなかろうか。私見によれば、前者の側面をきちんと踏まえたうえで、後者の側面を発展させるのが大道のように思える。このような視座から、個性化についての構想の一端を述べさせてもらえば、以下のようなになる。大学・学部間の差異としての個性化は、地域社会の要請にどう応えていくのかという観点の延長線上にあると考

える。別言すれば、個性化の中味は、地域社会に開かれた大学・学部のあり方に対応する。このような認識のもとに、現在、諸種の面談、調査などを実施中であるが、残念ながら、未だ「個性的」な改革案の形にはいたっていないので、方法論の一部を述べて回答としたい。

◆1. 大学としての基本を擁しながらも、他の（特に近隣の）大学にない研究・教育分野、研究テーマ、方法等を持ち、成果を上げていること、また独特の研究の流れを持っていること、それにより社会的な存在を主張し得るような学部。2. 教育内容、方法、形態などに、新しさ、深さを持ち、教員と学生間に親密な関係があり、学生が基本を身につけつつも、独自の考えや学問を身につけ、個性的に動けるような学部、またそのような社会的評価を得ること。3. その学部における学問領域や教育内容の伝統を生かしながら、新しい時代に向け、それらを独自の仕方でも発展させる。4. 特に地方の大学にとっては、地域との関係、地域へのサービスについても独自性を持ち、地域社会からの理解と注目を受け得ること。5. その他、キャンパスの様相、環境などにも独自性を持ち、地域でも親しまれること。Ⅶと関係ありませんが、若干コメントを書かせていただきます。***大学は、きわめて異質な工一教育の2学部の体制を長く続けてきた大学で、独立した教養部もありません。現在、教学養成課程の縮少の機会に、今後のきびしい時代にも耐えるような、学部の改組・新分野の語学・教育の抜本的改革を含む改革を構想・検討中です。地方の小規模大学にとっては、きわめて困難な仕事ですが努力中です。この改革が達成されていない現在、改革の達成率は～0なのかも知れません。全国調査大へんでご苦労様ですが、この調査につきまして一言申しますと、目標や測る基準がはっきりしないと、評価は極めて困難です。一応記入しましたが、見方によってかなり変わると思います。又Ⅱはとくに意味がよく分かりませんでしたので、記入しませんでした。

◆Ⅰ～Ⅵまでのアンケート項目のたて方が、十分に理解できないまま、とりあえず空欄を埋めました。「個性化のため」という目的設定を肯定したうえでないと、十分な回答にはなり得ないはずですが、小生には、各項目が得心が行くわけではないのです。調査担当者の問題関心の自発性を疑っているわけではなく、小生の関心とまったくずれていることを付言しておく義務があると感じましたので。

◆1. 歴史的並びに当面する現実的課題への対応

としての地域社会との連携協力の推進及び地域社会への開放 2.カリキュラム面における独自性 3.海外大学との研究・教育交流の推進 4.生涯学習社会に対応する教員養成機関への転換。
◆・地元から、より多くの受験生があり、その入学比率を高めること。・地域と学部の交流を促進すること。・教官個々の研究内容・成果をもっと具体的に広報し、地元企業との連携を一層強化すること。・学部段階で社会人受け入れを早急に実現できるよう、具体策をつめること。・学部の性格上、実験・演習を重視すること。・教養科目の取得を、現在の主として1年次で行っているものを、4年間の中で取得できるよう変改すること。・語学、特に英語教育について実用的な観点から外国人教師による会話などを主体とする授業を学部として実施しているが、科学・技術英語の面でも具体策を立て、実施すること。・教官個々による研究から、共同研究が実施できるよう、予算請求時から意をそそぎたい。

◆1.***大学農学部は日本の中央に位置し、750mの海拔をもつ高冷地帯にある。この特異な自然環境を個性化と位置づけ、自然環境を豊かな教材とした教育と研究の展開を行いたい。2.***と***の間地帯にあり、豊かな自然に恵まれている反面、都市圏にも近い。このことをメリットとして、日本の農学研究の一大拠点として育てていきたい。3.森林、農作物、環境保護(動、植物を含める)に着想した研究テーマの醸成。

◆現在、繊維科学技術に関する教育研究を行っている大学は、全国で2ヶ所であり、本学がそのカリキュラムの殆どをもっている。わが国の繊維産業は従業員250万人の依然として大基幹産業であるにもかかわらず、全国9大学19学科にあって、繊維系工学科は現在、本学部繊維システム2学科一つになっている。そこで、本学では1991年大学院工学系研究科設置時に繊維系3大講座を博士後期課程に設置した。しかし、現状の設備、人材など全ての面において、欧米先進国の繊維科学技術系教育研究機関に比べ、著しく劣っており、海外からの留学生も多く受け入れているが、その教育研究に不十分である。繊維は現在、糸や織物という概念から光ファイバー、生体の神経、皮膚の超電動繊維など、最先端科学技術分野にその裾野を拡げている。これらに対応するために、バイオテクノロジー、新素材、メカトロニクス、成性工学、情報などの先端分野を拡充するために、改組を重ねてきた。繊維に関する実学教育、実習・実技など、

最先端繊維のための施設設備をさらに充実し、名実ともにアジアの繊維 COE としての役割を果たし、社会の要望に応えられるようにすることが本学部の個性化の実現と考えている。そのために先端繊維科学技術研究教育センター(全国共同利用)を実現することを目的にしている。

◆1.基礎医学と臨床医学の交流を盛んにする。2.優れた臨床医を養成して地域医療機関に供給し、地域医療機関と大学との技術、学术交流を盛んにする。3.全国有数の健康県に存在することから、高齢者の QOL 向上の研究と実践活動を地域社会と交流しつつ進める。4.生体肝臓移植とくに成人肝移植は全国で本学部のみであり、それを中心とする研究、医療をすすめる。

◆我々工学部の活動を次の3つの部分にわけ、それぞれ同等の重みで考えている。1)世界のトップを目指した研究 2)学生及び院生の教育・指導 3)地域との連携による大学の寄与 特に特化した研究成果を学生の指導と地域との連携にフィードバックすることにより、その個性化を考える。

◆1学部教育の充実と個性化を図るために ①カリキュラムの一貫性(生物資源生産学科、生物生産システム学科及び生物資源利用学科:4年間、獣医学科:6年間)を目指して改革に取り組んでいる。②地域社会との関係を深め、生涯教育への貢献をするため、社会人入学の門戸を広げるよう検討している。2大学院の充実と特徴ある研究を推進するために ①若手教官を中心にした新しい研究グループの形成を考えている。②地域の研究者の参加を求め、地域に密着した研究テーマの開発を進めている。

◆教育面においては、問題解決型、少人数教育(チュートリアル教育)を導入し、全人的教育を行う。研究面においては、従来型の講座を中心とした研究システムから、共通領域における共同研究が効率的に推進できるような流動的システムにする。

◆***大学情報学部は、情報科学科と情報社会学科の2学科からなり、われわれは前者を工学系、後者を文科系と位置づけている。つまり、理系・文系にまたがった複合的な学部であり、また理系・文系といった従来の枠組みにとらわれない人材をも養成していきたいと考える。学部の理念は、高度情報化社会のあるべき姿を、情報科学技術の側とそれを受け入れ活用する人間やその社会の側との両面から協力し総合的な考察をしていこうとするところにある。このために、従来の情報工学から、メディア、ヒューマン・インターフェイス、認知科学といった人

文系との境界領域を介し、人文・社会系においてもコミュニケーションと情報マネジメントを基軸とした「継ぎ目のない」情報学の教育研究を目指している。この組織および理念そのものが、きわめて個性的であるとわれわれは考えており、この理念実現のために二つの学科が協力し融合した教育研究を行うとともに、よい意味でのある種の緊張関係を保っていくことが肝要であると考えている。ともかく、本学部は本年4月に第1回生を迎えたばかりであり、上の理念に沿ってつくられたカリキュラムにたいして実際の教育内容を具現していくことが当面の課題である。

◆「大学設置基準」の改訂・大綱化を機に、全国的に大学再編と改革に拍車がかかった。高等教育の「個性化」、教育研究の「高度化」、組織運営の「活性化」をキーワードとして、各大学がその構想に英知を絞り、その実現を図っている。本学では、教養部の廃止・転換を軸とした学部組織の再編が大幅に行われ、教養教育と専門教育とを有機的に連携させた「4年一貫教育」を展開させている。本学部においても、全学再編の一貫として学部の役割の再検討を行い、新しい時代に即した教育課程の改善とよりレベルの高い研究を推進するために、特色ある充実した学部組織ならびに体系的なカリキュラムの編成を行った。これは本学部の現在の姿を真摯に分析して、学部のあるべき姿を策定したものである。

大学は社会の中での存在であり、他大学や他学部との関係、地域社会との関係さらに国際社会における関係の在り方を考慮しながら、自らのアイデンティティを図る必要がある。この観点から独自の路線を推進し、既存学問分野の充実発展を図ると同時に学際的な科学、総合科学の進展にも対応できる改革を行ったのである。特に、教育研究体制の基盤の整備を行うことにより、社会的要請の高い環境問題に対する積極的な対応が複合学科の協力のもとに可能となった。なお、再編されたカリキュラムの内容充実が今後の重要なポイントである。また、学部の再編を行うと同時によりレベルの高い研究を推進するために、大学院の整備拡充も行った。すなわち、人類が快適に生存し、且つ自然界と共生することを基本理念とし、自然と人間にやさしい科学技術の構築を目標とする区分制の大学院理工学研究科である。特に、博士後期課程は工学分野および理学分野の各分野を融合させることによって特色ある教育研究体制の整備を行い、個性化を打ち出したものである。

◆教育研究の理念が一つ上げられる。本学工学部では、その前身の時代から「自由啓発」の理念が息づいている。

◆現代社会における教育ないし人間発達に関する諸課題を科学的に究明し、それを解決するための方法を具体化していくところに学部の個性化を求めていく。

◆個別分野における当学部の研究・教育の成果の蓄積が「学風」という個性を生んでいるのであって、大学間で分野の重複を避けるというような形式上の個別化は真の個性化とはならず、賛同しかねる。

◆私たちの学部のように、既存の学問分野に設立の根拠を置かない学部にとって、学部の個性化とアイデンティティの確立は緊急の課題であるとともに、それなくしては学部の存立基盤が危うくなるものと考えています。本学部は、情報を基軸として、諸科学を統合し、既存の学問分野からでは到達し得ない新たなソフトサイエンスを構築することを創立の理念としています。この理念を教育・研究において具現化することが本学部の個性化とアイデンティティの確立に続がると考えそれに向けた試みを積極的に導入しようとしています。教育面では、情報リテラシー教育の充実とそれを組み合わせた諸科学の教育等一定の成果が見られますが、研究面では、教官の意識、施設の不備等から、いまだ十分な状況には至っておりません。本学部の完成年次（平成9年度）を過ぎるまでには、ひとつの具現化の方向を確定すべく、努力を重ねているところです。

◆博士課程後期をもつ、総合大学の法学部としてのアイデンティティが基本であると考えている。すなわち、研究者養成を基本としながら、大学院の多様化にこたえることである。加えて、地方主要都市の大学として地域に開かれた個性をみがくことも必要であろう。

◆大学院を部門化し、これまでの伝統的な学問分野（数学、物理、化学、生物など）にとどまらず、学際領域における研究・教育を重視する組織の再編成を行った。例えば、化学専攻を廃止し、物理の物性関係と合体して物質物理学を、素粒子物理学と宇宙物理学を合体して、素粒子宇宙物理学をそれぞれ新しい専攻とした。数学専攻を独立させ、文系工学系などの教官を加えて新しい研究科とした。これは数学の汎科学性に基づいている。

◆教育研究活動の実績をもとにした固有の分野を進めるための組織と体制を作ることだと思っています。

◆教育学部としての性格から個性化という課題は大変考えにくいことである。

◆全国的な個性化を考えると、academic school が professional school の類別が示されることがある。日本では、これは個性化でなく、レベル差になる必然性があるばかりでなく、とくに工学部では教育専門の大学は、考えられない。一方、本学部は中規模で歴史は比較的浅いが、個々の教官、グループの研究レベルは高いものが多いが、依然散在しているので、組織的集約を計って分野によっては COE を形成していきたい。国際化、情報化、地域との連携などのいずれの要請に応えるためにも、分野の個性と実績に応じてそれぞれが COE 又は COL を目指すことにより academic school と professional school の要素を組み合わせているつもりである。

◆本学部は、昭和62年に従前の農学部と水産学部が統合したものであるため、これらを生かした方向を特徴としたいと考えている。すなわち、研究・教育の対象は、山林、河川、平野、海岸、海底に生息する生物および生物生産物の生産、利用開発、保全で情報解析、地球環境を考慮して分野の異なる教官が共同で取り組む体制をとっている点が本学部の個性といえると思います。

◆教育面：体験学習を中心とする初期医学教育の実施。チュートリアル方式やクリニカルクラークシップ制を導入、地域や国際社会に役立つよりよい医師の育成。研究面：若手教官の育成のため新研究プロジェクトの導入、実施。地域性を生かした特色ある研究および組織の育成。講座の枠をとりはらい、基礎・臨床を総合した研究組織を形成し、COE をも担当できる研究者の育成。診療面：特定機能病院としてふさわしい病院作り、特に高度先進医療の提供や診療科の再編成。クリニカルクラークシップの導入に伴う臨床教授（仮称）の導入。附属病院と共通のカリキュラムをもつ研修病院群の構築。

（卒後臨床研修）

◆教員養成を主目的とする本学部では、教官の専門分野が多岐にわたっているが、これを本学部の長所として生かしていくこと（例えば、学際的共同研究の活発化や総合科目の開設など）。***を抱え、環境先進県といわれている***県に立地する大学として、地域の特色を生かした教育・研究を推進する。

◆ユニバーシティ・アイデンティティについては、UI 委員会（仮称）（教官、学生、職員からなる）で検討してもらう計画であるが、当面の具体的な改革としては、①セメスター制の導入、②4年一貫の情報教育の充実、③学科制の

枠をこえた横断的なコース制導入の検討（たとえば、本学の多士済々のスタッフの特徴をいかした環太平洋地域に特化した国際関係コースの設置）、④伝統的なカリキュラムや授業科目の見直し（例えば、学生の課題学習、研修の単位化 etc.）などが考えられる。

◆他大学には少ない特色ある講座を軸に、高度な教育研究を進める。初等・中等教育の研究はもとよりのこととして、生涯学習の観点からの社会教育・高等教育の研究と人材養成に力を注ぐ。生起する教育問題に対して、教育学、心理学、社会学などによる学際的・総合的研究を行う。教員に限らず広く社会で教育にかかわる専門家の継続教育を担当する。

◆本学部は長い歴史をもち、多方面の領域を網羅しているが、ことに広義の東洋学においては世界的にみても第一級の成果を挙げて来たと言える。近年はこれに加えて西洋学の分野でも国際的な場で活躍する学者が増えて来た。本学部の個性はこの両者を含む実証的な文献学によって支えられてきたが、今後もこのあり方を変える必要は認められない。もちろん、社会や学問の変化に伴って新しい分野も組み込まれているが、本学部においてはみだりに新奇さを求めることなく、従来の傾向を守っていきたいと考える。一見逆説的な言い方のようなものであるが、これによって本学部の個性はかえって強められるであろう。

◆現在は特に「個性化」することを考えていない。教育上の特徴をもって、本学部の個性ということができるかもしれない。すなわち、本学部では、1学年300人の学生を「学科」に所属させない（全額部1学科、理学科）。これは学生が自由に多様な講義・実験等を履修し、各自の希望を興味にそって、なるべく広い知識と考え方を身につけることを期待したものである。この方式は制度上は平成6年度から実施しているが、実際上同じ原則を昭和40年代から採用して、カリキュラムの編成に取り入れ、実行してきた。

◆国際的研究を第一に。臨床は独自の高度先進医療を。教育は十分な教育環境、教育内容を提供するが根本は自修自得。大学院重点により殆どの学部卒業生の大学院進学を推進。

国際的研究者の育成と先進医療の専門家の養成を行う。学内（医系研究所の21世紀へ向けての改組、生命科学研究新設への参加）学外の研究機関との協力をより緊密にし、学際的研究の発展に力を入れる。

◆***大学総合人間学部は教養部から改組さ

れてようやく4年を経過したところであり、現時点では当初の理念（既存の学問体系とらわれない総合的、領域横断な新しい人間の学の確立）の実現に努力することがすなわち学部のアイデンティティの確立につながると考えている。とくに教官が自分たちの研究を従来の学問的枠組からどのように個別化できるか、意識改革をも含めた実践的努力が必要である。ただし教育・研究には個性化だけでなく、地道で普遍的なベースがなければならない。改革の流れに押し流されて地に足のついた日常的営為を見失うことのないよう自省したい。

◆1. 当工芸学部は全国唯一の学部である。***学校以来の伝統を今一度見つめ直し、工芸の持つ「匠」のわざを工学の中に生かす工夫をしたい。東洋哲学的な自然への畏敬を21世紀の工学の基本理念としてとらえたい。自然と、自然の中に生きる人間との調和をはかる工学を究めることが、工芸学部における教育研究のあるべき姿と考える。具体的には、教養教育の重視である。教養教育科目を高年次にも配当するなどして、受講者側の感度を高め、教育効果を高める。学科間、学部間の壁をこえたカリキュラムを組んで視野の広い人材の育成をはかる。モノ作りを積極的にカリキュラムに組込むなどを考えている。2. 本学の今一つの特徴は工業短期大学部から引き継いだ社会人教育の充実である。夜間主コースのカリキュラム改革によって社会人がより一層学びやすい環境を整備するとともに、公開講座、リカレント教育プログラム等をより積極的に推進して、地域社会への貢献度を高める。

◆1. 医薬、発酵・醸造・食品など生物関連産業や繊維・高分子系化学産業など関西工業基盤を背景とした基礎学重視型の理工系教育の展開。2. 「***」という好的立地環境を活かした情操豊かな理工系教育の展開。3. 学生定員180名という少人数に立脚したキメ細かい4年一貫した実験重視型の理工系教育の展開。4. 応用生物学科の農系教育と、高分子学科の工系教育との融合による特色あるカリキュラムの開発と自然体験・実験観察重視型の実学教育の展開。5. 地域共同研究センター活用による市民公開講座や科学技術相談室の充実と、さらには小・中・高等学校へのサイエンスボランティア活動（出張講義・実験）の展開。6. 最先端繊維科学技術の国際協力の推進と国際的教育指導力の発揮。7. 国際的共同利用研究機関「先端繊維科学研究センター」の設置。

◆1. 大学院を重点化し、国際社会に活躍する独

創的研究者を養成する。2. 文学部内外の共同研究を組織化し、この中に、大学院学生を参加させ、研究指導を強化する。3. 大学院における社会人教育を強化し、あわせて学外との研究協力を推進する。4. 「懐徳堂」講座を核とする過去の活動の実績を基礎に、市民に開かれた文学部を目指す。

◆研究者の養成と社会人再教育のプログラムを統合し、両立させることによって、カレントな問題意識を持った研究者（専門的職業人も含め）を育てること。時の問題をも学問的枠組みの中で分析できる新しいタイプの理論家をトレーニングする。

◆本学理学部は、因習にとらわれない自由で生き生きとした雰囲気、独創性を重んじる研究第一主義の伝統をもっているが、それを教官人事や教育研究に生かしてさらに発展させていくことが一つである。大講座化や専攻間の壁を取り払った学際的研究の推進、人事交流などがそれにあたる。大学院専任講座を各専攻に設けたが、さらにそれらを統合した学際的研究センターを将来作りたいと考えている。もう一つの個性化としては理学の基本である数学、物理、化学、生物の他に高分子科学、宇宙地球科学などの専攻をもち、また核物理研究センター、極限科学研究センター、蛋白質研究所等々を協力講座として持ち、それらが互いに刺激しあって活性化を図ることを考えている。連携併任教官枠をもつこともユニークであり、これも伸ばして行きたい。

◆研究の高度化 学部は基礎分野、大学院は専門教育 就学年限の弾力化 自ら考え、行動する人材の養成

◆***大学基礎工学部は創設以来、科学と技術の融合による科学技術の根本的開発を目指し、基礎科学並びに応用技術の発展に対応できる総合的な能力・知識を備えた人材を育成することを基本理念としている。平成8年度より大学院重点化が進行中で、以下の基本方針により改革をおこなっている。○大学院における教育・研究：①基礎工学研究科を新しい学問体系に基づく4専攻（化学系、情報数理系、システム人間系、物理系）に再編成する。②学際化、流動化および大型化する研究開発に対応するため大講座制を採用する。③各専攻はそれぞれ、理学系分野と工学系分野を含む。④各専攻に大学院専任講座を設け、学際的研究の中核とする。⑤教育・研究の流動化・多様化を図るため、広く国立研究所のスタッフによる客員講座を設ける。⑥外国人研究者・留学生の受入れを積極的に進

める。将来的には1割程度の外国人教授の受入れを図りたい。⑦リフレッシュ教育、リカレント教育などにより、広く社会に門戸を開く。⑧社会への情報発信を責任ある体制で行うシステムを考え、共同研究員の受入れ体制を確立する。⑨自己評価、外部評価を定期的に行う。

◆創設後四半世紀を経たが、人間科学部という名称のゆえ、その間常に個性化を追求せざるを得なかった。近年、類似名称の学部が誕生しつつあるが、元祖人間科学部として、さらなる改革をはかろうとしている。その1つの方向性として社会問題との接点に位置する教育・研究分野を拡立しつつある。例えば、ターミナルケアの分野を担当する臨床老年行動学、さらには1996年度設置されたボランティア人間科学などがそれに相当する。このような分野に挑戦することにより、全体が活性化しひいては学部としての個性が生まれると考えている。

◆教官の研究水準の高さを維持することが最も重要であると考えている。このために、多様で柔軟性に富んだ教官構成員、研究分野の構成、カリキュラム編成、社会人・留学生を含めた学生構成員を確保し維持していくことが、学部の個性化につながるものと考えている。

◆大学における個性化とは、まず何よりも研究と教育における個性化だと認識する。研究における個性化とは、他大学の追従を許さない研究内容の独自性と研究水準の高さを維持することであると考える。教育における個性化を独自の教育システム、カリキュラムの開発を基礎にして、その上に構築されるべきものであると考える。大学の個性化は、姑息な手段で実現するものではなく、地道なようであるが、研究業績の積み重ねによって得られるものと思われる。

◆アジアをみすえたオープン・アカデミズムの模索。

◆教育面や運営面での個性化もあるでしょうが、まず研究面での個性化が先決と考えています。そのために、突出する個人の生まれる環境を作りたいと思っています。

◆基本的なことを大事にする理学部として生きることが、かえって、個性化につながるのではないかと考えます。

◆男女共学の大学が多い中で、女子大学として存続することは、個性化につながると考える。

◆本学部は、教員養成を主目的とする学部である。教員養成という普遍的な理念や教育課題に応えていくことは当然であるが、それに加えて、地域の特性を生かした教育研究を推進することによって、本学部の教育の特色づくりをしてい

きたいと考えている。1.***を中心とする山陰の地は、豊かな自然と伝統的な文化に恵まれており、農業・林業・漁業および自然に強く結びついた産業が広く営まれ、生産の基盤を支えている諸活動を子ども達が身近に経験できるよさがある。こういった地域のよさを積極的に活しながら、求められている学校教育のあり方を理論的・実践的に研究し、この観点から専門的能力を備えた人材を養成していきたい。このために、各専修に授業科目「地域教材開発論」を設け、教育・研究の蓄積を行っている。2.***県では、日本海対岸諸国との経済的文化的に交流する環日本海文化圏づくりを目指している。実際に、県内の小学生と韓国の小学生が交流したり、県内の民間交流団が、対岸諸国を訪れ、国際交流を行っている。このような時代情勢に鑑み、環日本海文化圏に関して研究を進め、深い理解と正確な知識に裏付けられた専門的能力を備えた人材育成していくことも、本学部の特色にしていきたいと考えている。3.本学部は、全国最小規模の教育学部であるが、(教員数)/(学生数)比では、全国最高位の教育環境を誇っているその裏にある弱点も考えられるが、その良さにある少人数教育を徹底的に活かしてすぐれた教員養成をしていくことも、一つの特色にしていきたい。

◆文部省の規制緩和と予算のつけ方についても大学につけるのではなく、大学の教官につけるようにし、その教官がいなくなった場合は、例えばCOE等は廃止すべきである。すなわち組織につけるのではなく、個人に予算をつけるようにすべきである。そうすればユニークな教官が生まれ、個性化された学部になっていくと思う。二点目は、学部長の権限あるいは支援体制をしっかりとし、教授会の権限を抑制した方がよいのではないか。

◆1.学部の研究・教育の内容や成果をできるだけ学外にアピールすること。特に研究面においては地元地域との連けいをもった課題を多く取上げる。2.国際的に積極的な働きかけができる体制を強化し、国際的シンポジウムやセミナーを開催するなど。また、国際学会などに積極的に参加し、その成果を報告する。3.特定分野の研究・教育を特に強化して、その分野におけるスペシャリストを研究者・卒業生ともに養成する。4.上記のことなど個性化を推進する場合、文部省がその個性化に対応した改革を大幅に認めなければ実現が困難である。また、研究・教育経費が乏しすぎる。特に国際的活動をするための旅費などの大幅な増額が必要である。

◆医学や医療に求められているニーズの多様化の中で医学部がどう対応し、その上でどう個性化を打出すのかが問われているのであろう。保健やメディカルを含めた医学の多様化、そして自分の大学の得意とするところをその中に含めることであろうと考える。

◆本学部は、教育学部であり、教員養成という目的を一部にかかえているため、他の学部のような個性化を自由に考えていくことは難しい。従って、新課程を含めて、地域社会との連携を深める形で、地域の教育にどのように貢献できるかといった点での個性化を模索することになるかと思われる。具体的改革については、考慮中であり、ここでは回答しがたい。

◆地方国立大学の人文系学部として、国際的、全国的情報発信は勿論のことではあるが、特に地域ニーズ（過疎、高齢化、地域開発等々）の要請に的確に対応できる学生・研究者の集団の存在でなければならない。次の時代を担う青年達の活性化と力を客観的につけて送り出すことであり、地域ニーズに対応できる研究者集団の存在にある。以上のような大学を構築していくためにこそ、学生・研究者・職員がそれぞれに責任に応じて、活力を出しきる、出しきれる大学にしていくことの中に、前述の地方大学（国立）の個性化が達し得るものとする。

◆学部レベルからの理学と工学の融合 わが国の大学が改革を迫られている理由の内、最も大きなものの1つは、伝統的学問分野の細分化をそのまま大学の組織へ持込んだ結果、学術研究・大学教育の両面において、学問対象に対する幅広い視野が欠落し、そのために、大学の教育・研究が現実と遊離してしまったことにあると思われる。このような観点から、当学部では理工系の教育・研究の新しい試みとして、学部・学科レベルでの理学と工学の融合をはかり、学際的分野や先端的分野への柔軟な対応のできる教育・研究組織を実現した。この理念を基に、今後は大学院組織の改革を行う。

◆生物資源科学部は昨年創設された新学部であり、学部創設の理念を実現することが、ユニバーシティ・アイデンティティの確立に通ずると考えている。当学部は農学部と理学部生物学科が一緒になって創立されたもので、「生物、生産、生命、生活など総じていえば“ライフ”を総合的に科学する学部」である。従来の農学部と異なり、基礎科学を担当する生物学科を配置し、学問的な階層性（基礎から応用、開発まで）を学科編成に反映させた。また、地域社会との連携を強めることが、地方国立大学のレゾ

ンデートルであると考え、公開講座、市民講座などに積極的に取り組んでいる。附属施設が臨海実験所、農場、演習林と3施設あるので、これを1つの施設に統合し、山から海の、1つの生態系ととらえた教育研究が実現できる構想を進めている。

◆本学部は、教育現場の諸問題に対応できる実践的指導力を備えた、創造性豊かな人材の養成を目的として、次の諸点を重視した「個性化」を考えている。①学校教育と学校外教育の両面からの教育者養成をめざしたカリキュラム構成

②実践的指導力の育成を主眼とした指導体制とカリキュラム 特に教育実習の4年間の ③幼児・児童・生徒の発達の連続性を踏まえた教師の力量形成と課程の総合・再編 ④生涯教育全体の中に位置づけた学部のあり方

◆1. 学生に目的意識をもたせるためのコース制（現在）の課程制への移行 2. 国際的な大学間学生の交流、単位互換制の拡大 3. 国際的学術雑誌の刊行（現在検討中） 4. リフレッシュ、リカレント教育の拡大と地域社会への貢献（生涯学習、社会人教育への対応）

◆教育においては、平成7年度からコース制を設け、例えば数学科に入学した学生が、生物学科のコースへ移ったり、再度本来のコースへ戻ったりできるようにしている。また、総合理学コースを設けて、理学の幅広い知識を身につけた学生の養成を旨としている。研究面でも学科を越えた研究グループの組織化による新しい領域と複数設定してゆきたいと考えている。組織化には、教授会に代議員制を導入するなど委員会組織を整理し効率化を旨したい。その際、チェック機能を働かせつつ学部長に大幅に権限を委任するべきであろう。

◆「環境」問題を教育研究理念の中心に置く学部として個性化したと考えている。

◆1. 地域医療と関連させた学部教育改革：例えば地域の病院や開業医へ学生を一定期間派遣して臨床実習を行う。2. 緊急医学実習の改革に学生を救急車に乗せて実習させる。3. 医療管理学、医倫理学の教育強化を行う。4. 講義時間を短くして実習を主体とする。講義の代わりにマスメディアを利用してコンピュータプログラムを構築する。

◆・歯学部出身者が単に臨床家のみを目指すのではなく、歯科医学、歯科医療を基盤として様々な職種（研究者、臨床家、教育者、行政官など）が選択肢とできる様に6年一貫教育の中で一般教育の必須科目は可及的少なくし将来自分の好む進路への地盤となる科目の選択制の採用。

・研究面・臨床面では現在の講座を系統的に統合し、大講座内で人、金、研究方向などを自由裁量で運用する方向？

◆薬学部は薬剤師養成というプロフェッショナルスクールの役割と創薬研究というアカデミックスクールの役割の両方を持っている。旧帝大系は後者の志向が強いが、本学のような新制地方大学系では前者の役割をかなり入れなければならない。しかし、教官個人としては研究者としての業績を挙げることの欲望が強いので、旧帝大系に負けないアカデミックスクールとしての役割を果たそうと努力している。したがってプロフェッショナルスクールとしての教育面では薬剤師養成としての基準があるので、あまり個性化することはできず、アカデミックスクールとしての教育・研究面での独自性を出すことになる。本学に於ては設立が新しいこともあって生物系薬学がかなり多いという特徴があり、分子生物学的研究が多く行われている。

◆当方は義務教育に関する教員の養成を主目的としている。したがって実践能力（単なる指導上のテクニックの意味ではない）のある教員養成をめざしているが、他大学の教育学部は劣ってもよいというものではない。又、部分的に優れているという個性化もめざしていない。優れた教員養成という意味では全国共通であるべきで個性をもたせることに意識を偏重させにくい。教員養成に関する教育・研究の面で全般的に優れているという方向を目指す。

◆(1)当学部は別地（***市内）に夜間主コースを抱えている。今後はこの立地条件を生かし社会人教育、生涯教育などを充実させることによって社会に開かれた個性的学部になり得ると思う。夜間大学院の設置はそのために有効な手段となる。しかしながら人的、物的資源の制約があるので、全学的な支援がなければこの方向で特色を出すことは困難である。(2)教官の負担が非常に重い（昼、夜の講義、委員会などの行政的仕事が多い）ので、教官の研究、教育の時間を十分確保するような各種の合理化を行う必要がある。それを行っただけで、教官の研究面での資質の向上を計り、国際水準を越える研究レベルを維持したい。地方大学だから、地域に根ざした又は地域に密着した研究教育にのみふけるのではなく、学問的に見てレベルの高い学部という点で個性を出したい。

◆理学部でおこなっている基礎科学研究は時代によって移ろうことのない諸科学の普遍的基盤となっている。この事実をふまえれば理学部の改革を行うにあたっての基本的な指針は、普遍

の基盤を尊重しながら、先端的部分の進展に見合った調和を基礎として遂行されるべきものであると考えられる。本学部では、これまでも絶えざる改革を重ねてきたが、なお多くの課題をかかえている。その背景にあるのは、急速な広がりや深まりをみせる基礎科学の発展であり、それに対応した学部・大学院教育実行上の問題、それに対応できる柔軟な研究組織形成上の問題である。また、国際化の面において、最近の東南アジア諸国では、これまでの生産性を重視した技術者の養成から、基礎科学の研究者の養成へと変化しつつあり、これへの対応も求められている。これらの諸点を考慮すれば、本学において基礎科学の研究教育を主として担当している理学研究科を中心として、可能な限り他部局等の関連分野の教官、研究者が参加して、急速に発展する基礎科学研究に対応できる研究組織であるとともに、基礎科学の発展を反映した学部・大学院博士課程教育を行う組織であるという二つの機能を果たし得る一つの部局をつくる必要があると考えられる。

◆1. 生物生産学部では、1979年に水畜産学部から生物生産学部に変更し、同時に1学科制、大講座別に移行し、教育・研究体制の改革を実施した。また、大綱化に伴い1994年度からはそれまでの3コース（水産、畜産、食品）から6コース（海洋生物生産学、生物圏機能学、畜産科学、食糧情報管理学、分子細胞機能学、食資源機能学）別に教育システムを改革し、学問の進歩と社会の要請に対応している。2. 生物生産学部では、学部の管理・運営にも、若手研究者が積極的に参加できるシステムづくりを目指している。すなわち、教授会の構成、各種委員会の構成に示されている。3. 生物生産学部は、21世紀における持続的な食糧生産の発展と環境保全という重要な課題に向けて教育・研究の充実を目指している。また、附属農場や附属練習船などの施設を活用したフィールド研究や公開講座など地域に開かれた学部づくりを目指している。

◆1. 我が医学部は、医学科、総合薬学科及び保健学科から構成されている医学部であり、また、同一キャンパス内に歯学部もある。したがって、統合の価値を目指して、教育、研究及び診療体制を改革したい。2. ***という地理的特性を生かして、核医学の面から、現在の教育、研究及び診療体制を改善し、また、国際化を積極的に進めて人類平和に貢献したい。

◆1. 他大学歯学部と異なるユニークな研究の推進 2. 教育方法においていわゆる***大方式

と評されるような教育システムの推進

◆1.学際研究を進め、新しい学問を創造すること。2.問題解決型学部として、既存の学問を有機的に統合すること。3.時代と社会に敏感な官性を養い、社会と共に歩める学部にする。

◆他学部にはない多様な研究者（教育スタッフ）集団を擁する本学部の特性を活かした方向を考えることになると思われる。この人的リソース並びに研究上、教育上蓄積して来たものを最大限にひき出す機構を整え、本学部固有な使命として課されてる教員の養成を、よりアカウンタビリティの高いものにしていく方向を考えることになる。

◆個性化は、人材養成の理念とそれに合致した学生選抜・カリキュラム設定が基本となるが、文部省や大学全体のしぼり（共通教育など）が大きく、またほとんど現有のスタッフ・施設での改革となるので、あまり大きな個性化は図れない。改革の波が常時押し寄せる中で、個性化の方向をきちっと決めて進まない、画一的に流されてしまう危険がある。学生のための改革なのか、予算のための改革なのか分からないような話も耳にする。学生の個性化なくして学部の個性化はない。

◆学部内措置として設置されている「東亜経済研究所」を学内共同利用施設「東アジア研究交流センター」（仮称）へ発展させ、東アジア地域を対象とする研究活動および東アジアで活動する人材の育成、さらに東アジアの各地域との学術・文化の交流の促進を通して、大学および学部の個性化とすることを構想している。

◆理学部においては、(1)学科を1学部1学科にし、学部においては一般的な理学部の学生に必要な教育を行う。(2)専門教育は主として、4年生及び大学院（修士）で行う。(3)上記の制度を実現するために、大学院（修士）の学生数を現在よりも多くする。

◆特色ある研究の推進とその成果の公表が最も大切であると考えます。そのためには、いたづらに組織をいじったり、委員会に若い人を刈りたてることなく少しでも実験に、あるいは論文作製に時間がさけるように配慮すべきです。学生が大衆化したことは事実ですが、その中には以前と変わらない逸材が含まれていることもまた事実ですので、そういう学生を発掘して研究の面白さを判らせる努力が何よりも次世代において***大学農学部の identity を確立するものになると思います。教官採用において、かなりきびしい基準でのぞんでいますので、内外の不評がたかいのですが、ここはじつとがまん

してしのぐことが、***大農学部の活性化の基礎になると信じます。

◆大学の活動の中心は教育にあります。学部教育と大学院教育を連携させた一貫教育をどのようにユニークなものとしていくかが最も大切なところだと思います。

◆①組織の面では、大学において特徴のあるユニークな研究分野を考慮して新学科や新専攻をつくるなどの改組を行う。②カリキュラムの面では、全学共通教育科目をクサビ型に配置したこと、全学共通教育科目に工学系教養科目として総合科目とか学部開設科目を開講している。③自己点検・評価を推進し、教育・研究活動の改善に努める。例えば、学生による授業評価を毎学期・毎年実施して、教育改善を積極的に推進する。

◆1.当医学部には、国立大学医学部の中で唯一の栄養学科を有し、管理栄養士、栄養学研究者（博士課程）を社会に送り出している。今後医学部との協力関係をいっそう密にして、研究・診療面でその特色を生かしたい。2.当***地区に医学部、歯学部、薬学部、医療短期大学部、酵素科学研究センターが集まっていて、一大メディカルセンターを形成しており、今後更に一層の有機的連携をはかり、国際レベルの研究・教育・診療の実現に努力する。3.本医学部は、伝統的に生化学・栄養学の研究に優れた業績を挙げてきており、大学院の重点化と共にさらに研究の発展をはかりたい。4.臨床医学では、各講座・診療科において、スポーツ医学・リンパ浮腫の治療、生体肝移植、体外授精などユニークな研究が進められ、全国から多くの患者を集めているが、一層の発展をはかりたい。5.神経の時代といわれる21世紀を前にして、生体情報医学の独立専攻系を設置して、大学院の重点化をはかる。

◆***大学歯学部におきましては、大学院の充実整備を計画しております。すなわち、咀嚼・口腔機能に関する研究を行う従来の歯学専攻に加えて、口腔に関連した癌、ウイルス感染症、自己免疫疾患に関する学際的研究を行う分子口腔医学専攻の設置を考えております。さらに、生体材料系科学の分野の研究を強化したいと考えております。これらにより、学部教育をさらに充実できるよう努力したいと考えております。◆平成4年度の医療法改正で薬剤師の医療従事者としての役割が明記され、さらに医薬分業の強力な推進、国家試験の出題形式の変更、終業年限の延長論も加わり、従来の化学物質としての薬に重点を置いた教育に加えて、薬剤師の職

能教育の見直しが必要になって来た。***大学薬学部には今春、独立専攻というスタイルの7講座からなる医療薬学専攻の大学院が他に先駆けて設置された。この医療薬学専攻が目指すところは医療品を医療の現場で使用するための知識と技術を習得した医療従事者を狙っての薬剤師教育である。***大学薬学部では創薬研究に指向していることは医薬資源教育研究センターが附置されていることから明かですが、創薬と医療薬学は車の両輪であり、医療薬学の充実が創薬の発展にもつながると考えている。このような背景のもとで、医療薬学分野の知識や情報を創薬に反映させ、また有機化学と生命科学に裏打ちされた薬の知識を医療現場に反映させ、薬のスペシャリストとして機能し得る人材の養成を目指している。また、この医療薬学専攻の大学院が現場との情報交換の窓口として、卒後教育や学術講演などの企画を通じて開かれた大学院を目指している。

◆教育学部は、教員養成という設置目的から、教育職員免許法の規制を受け、カリキュラム、講座編成まで、全国的に画一化されてきている。個性化、高度化が問われている現在、教育研究の組織としての講座編成は、それぞれの学部の歴史的経緯、教員養成観に基づいて、学部の目的、性格に即した教育研究が行われるように個性化が図られなければならないと考える。

◆地域化 国際化（発展途上国へ出かける）高度化

◆国立大学の教員養成系大学・学部は、他の文・理系などの大学・学部には比べ、制度上・管理上・予算上からも著しく「区別」され、課程・学科目制のへい害が現れている。それらのへい害を軽減することなしに、現状では、「学部の個性化」は図れない。

◆大学の個性化というのは、先ず各大学の歴史と伝統を踏まえながら、時代と社会に対してどのような役割を果たすべきかを常に思考し、そのための改革を実行することから生まれてくると思います。従来、ともすれば先輩校や規模のより大きい他大学を模倣することを改革の目標とすることが多かったと思われませんが、これでは大学の個性化は実現しません。***大学法文学部は、今回、他大学を参考としながらも、独自の改革を志し、思い切った改革を断行しました。教養部の廃止を機に、従来の法学科と経済学科を統合して総合政策学科に、文学部を従来より一層の多様性を持たせた人文学部に改組しました。グローバルな視点に立ちつつ、地域ニーズに応えられるような学部づくりを今後も

推進するつもりです。この結果としての学部の個性化が発揮できるのではないかと考えます。

◆1. 研究面：従来の専門分野（数学、物理、科学、生物、地学）は自然科学の基礎としての重要性は変わらないが、それぞれの分野において個々の細分化された専門家が等しく揃っている必要はなく、各分野で特徴的な部分が大きな比重を占め、それらがこの大学ないし学部の売り物としてゆくことが必要。特徴となる部分は、学際的なものであることがより望ましく、単独学部だけでなく関連する学部との共同研究体制が作ることが肝要となる。2. 教育面：今後の大学の大量化に対応するためには従来の補修教育を含め、専門の初学教育の比重を高める必要がある。3年目までは初学的教育に徹し、専門は4年目において少人数ないしマンツーマンによって重点的に行う。もう一方では修士課程の進学率を50～60%に高め、より高度の専門は修士課程で行うことが必要になる。

◆近代社会は、とりわけ19世紀以降の資本主義社会においては大量生産社会となり、ものを作ることにのみ重点がおかれ、理性の道具化が進んでいるのが現状であると思います。一方、近代人は、近代啓蒙の思想を生み出し、この大切さを主張し続けています。「私」は、複数の他人達と生活しながら個なのであって、他人とただ単に一緒に生活していることが社会ではないと思います。社会の中で生きてゆくためには、科学だけでなく、哲学や歴史学などを学ぶことが必要であると思います。このことから、愛媛大学工学部では、「学部では基礎、大学院では専門を」のスローガンのもとに6つの学科が一体となって新しい大学像を創り出そうとしています。教養部が廃止になったのであって、教養が廃止になったものではありません。新しい学生を迎えて、ユニヴァシティ・ルネサンスをこの土地で起こそうとしています。

◆地域社会の動向に合致した教育体制、とくに21C像をリードする体制を確立すること。国際的テーマに関連した研究レベルを高める。

◆地域のニーズに立脚した、教育・研究の充実。具体的には、「老年医学と介護医療の体制の強化 老化制御機構の研究 老化の生理、病理の研究」 公開講座などによる啓蒙活動の強化 救急医療と救急体制の確立

◆次の事柄の改革が本学部の個性化の発揮になると考えられます。1. 質の高い教員養成の実現 2. 豊かな人間性の涵養 3. 表現力の涵養 4. 教育実践力の養成 5. 生涯学習化、国際化、情報化など新しい教育課題に対応しうる総合的視

野と知識の涵養 6. いじめ、問題行動など児童・生徒の心身の成長・発達への正しい理解と指導能力の養成。7. 地域との連携の強化

◆多様な学生の受け入れ、生涯教育への対応、地域社会との連携を考える時、学部教育では授業科目を精選スリム化し、専門基礎学力の充実に重点をおき、激動する社会に柔軟に対応できる人材を育成する。これら専門基礎学力の上に、大学院では高度な専門能力を身に付けさせる。本学固有の問題かもしれないが、地域社会に根づいた理学部とするには、地域の文化・教養の中心としての役割のみならず、生産等の地域経済と連携できる研究領域の充実、体制の整備も必要となろう。具体的改革としては、以下のようものが考えられる。・4年間又は6年間一貫教育の実施 ・情報処理教育の充実 ・セメスターと集中授業方式の実施 ・入試の改善（一括又は大ぐくりの入試）と教育コース制の実施。 ・アドバイザー教官制度の導入 ・外国人教員の採用の制度化 ・教官定員の学部プール制の導入 ・導入教育の実施

◆国際化社会、高齢化社会、情報化社会を考えたときに、“環境－文化－社会－人間”とが一体化した中で、各自がクオリティー オブ ライフを求めて自己実現できるような教育環境作り、社会子ども環境作り、さらには国際人育成に役立つ教育システムや研究者養成が急務である。その為には、既成の教育システムではなく、教育、社会、福祉、健康、環境研究学とを統合した文理横断型の教育システムや研究システムが柔軟に展開できる研究院組織や教育組織が必要であると考え。こうした構想のもとに、現在、私の学部では、***大の工学部（建築科）、文学部（人間科学科）、健康科学センターとが一緒になって、「人間環境学研究科」という新しい研究科作りに努力している所である。

◆西日本における教育と研究の基幹（拠点）大学として、教育機能を充実させ、また COE 即ち世界的な学術研究の拠点を目指す、具体的には***大学全体の「一括重点化」研究と教育の機能を分離させた「研究院構想」の中で従来の理学研究科の改編をはかる。平成4年2月に「***大学における基礎科学系の大学院の基本構想」を発表、自然界の階層性に基づく再編案を提示した。・（新）理学研究科 ・生命科学研究科 ・総合数理学研究科（平成6年に「数理学研究科」として実施）その後地質学専攻と物理学専攻を改組拡充して「地球惑星科学専攻」を設けた。（平成6年）現在、物理学専攻と科学専攻の一部を改組拡充し、新しく

「凝縮系科学専攻」をつくり ・基礎粒子系科学専攻 ・分子科学専攻 ・凝縮系科学専攻 ・地球惑星科学専攻 ・生物科学専攻 の5専攻から成る（新）理学研究科構想の改革案を提示、文部省へも説明を行っている。

◆・基礎歯学と臨床歯学を担当する小講座で関連性の高い講座を統合し、大講座制にする。・大講座の中に比較的長期の社会のニーズに対応する時限的研究単位を設け、時代の先端をいく学問、研究分野を開拓する。・社会に開かれた大学院の在り方として、社会人特別選抜を採用し、昼夜開講制を実施する。・国際化の一貫として、JICA との連携によって開発途上国より若手指導者のための臨床歯学研究コースを開設している（9年間）。また、海外の国際交流協定校（学部）より若手研究者を招へいしている。

◆大学（あるいは学部）は下記の条件によって個性的であり、独自性を有していると考え。

1. 建学の精神、学部あるいは大学発展の歴史的経過 2. 立地条件など地域社会との連けい 3. 学部専門領域に対する社会的要求とその背景 4. 総合大学における学部存立の意義 当薬学部改革の具体的な問題は、学部における薬学教育の改革である。高齢化社会を迎え、高度医療が行われるようになって、薬剤師あるいは薬学に求められる社会的状況が大きく変化してきた。これまでの薬学教育が社会的要求に十分に込んでいるか問われていると認識している。このような認識はある程度は全国の薬科系大学に共通の問題であるが、その中から西日本に位置して早くから薬学の医療における重要性を提唱してきた当学部として、独自性を発揮したい。

◆①社会のニーズに対応できること ②学際化が進んでいること ③地域の学校との教育・研究の連携が進んでいること

◆奇をてらったような個性化はしない。学部レベルでいえば、例えば日経新聞が読めて、自分の考えをまとめられるレベルの学生を育てたいと考えている。

◆個性化については考えていますが、具体的にはまだ漠然としています。***にある本学部としての個性が一つ考えられます。他大学の同じ学部との違いを何にするかを考えています。現在、いわゆる大学改革のさなかであり、個性化までなかなか考えられないのです（本学の事情）。こと農学部については、個性化の前に、21世紀のビジョンを考える必要があります。

◆教員養成を目的とした教育学部として、地域教育、環境教育、臨床教育を含むカリキュラムの改善・充実化を図ってゆくこと。

◆高等商業以来の伝統である「実践的エコノミスト」の養成に向け、実社会に密接につながる教育を重視する。また、コース制を導入し、学生の選択肢を広げる等、自由化を行なう。

◆研究面では：・学部内で開発・研究主題について、学科間の壁を外したプロジェクト企画の推進を恒常的スキームに入れる。その予算措置は学部長特別枠内の費目を設ける。・卒業研究・大学院課程内研究の実学部門を地元の企業と連携。共同研究を教育レベルまで持ち込む。新しい研究活動の活性化のため。教育面では：・学期制の見直し。（2学期制→3学期制など）・毎週授業時間構成の見直し。（100分コマ授業を50分2コマに分ける。さらに同一科目を週2回～3回、集中的に講義する。等）・一クラス50名以下の講義体制の確立。・大学院修士課程の輪講方式の見直しなど。大学院教育の充実の為。

◆1)地域特異性として本学は原爆被爆、日本最古の医科大学、離島が多いなどがあげられます。今年度は原爆後障害医療研究施設の改組等を概算要求し、一方ではシーボルト生誕200年にちなんで関連欧州諸大学と国際シンポジウムを開催にして連携を深めるとともに医史学講座新設を目標にしています。離島医療として総合診療科の新設も計画しております。2)先端科学としては本学の今までの研究業績から研究方法の開発を目的とした独立専攻系の新設を目指して概算要求中です。

◆現在、薬学部は特殊な状況下にあると言える。即ち、医療の担い手としての臨床薬剤師教育に対する社会的要求に応えるため、6年制への移行が叫ばれているからである。しかし、日本の薬学教育は医薬品製造、及び化学工業などの企業の研究、開発部門への人材供給という大きな責務も担っている。よって、薬学部としては大学院を活用し、2コース制を導入し、上記の二つの社会的要求に応えるのが当面現実的な最善の方法であると考えます。中・長期的には医学部と共同で臨床薬剤師教育を主眼とする大学院を設置し、医学部附属病院の協力も得て、患者に直接接する薬剤師、即ち臨床薬剤師を養成し、社会の要求に応えるべきであると考えている。

◆本教養部は、文理融合に基づく新学部「環境学部」を目指して、平成9年度の概算要求をする予定であり、文部省からもその了解をえているところである。全国でも初の環境学部となり、文字どおり個性化の意義を有することになると思う。また、学部構想としても、地球環境問題を従来のように、理系的に捉えるのではなくて、

一種の文明病とみる視点から、文理という複眼的な思考をもち、あるいは培うような新しい観点から、教育・研究システムを設定している。その意味でも、実質的に大学の個性化、学部の個性化に連動する改革になっていると考えている。

◆①地方の中規模的国立大学文学部として、地域の学術的要請、人材要請に応える教育研究体制の確立。

◆1)学科間の相互の関連を強め、総合化を強化する。そのために5学科を6学科に再編成し、新設予定の第6学科については、学際的な分野に展開することを計画している。現時点では「環境理学科」を予定しており、従来の化学、生物科学、地球科学の分野から総合的に組織化し、物理、数学の授業科目を設ける。2)これに応じて、従来の学科も大幅に改革し、学生が相互に行き来しながら科目選択ができるように配慮している。全体として必修科目をへらし、選択科目を増加させた。また他学部の授業科目も選択しやすくなる。3)総合的な広い視野を持たせるために、1年生に対して、学問の現在を展望させるための科目を設けた。各学科の学問の内容、問題意識、最先端の業績を紹介しながら学問への熱意を喚起する。以上のようなことを現時点では考えています。

◆組織が個性的であるためには、発想と行動に十分なフリーダムの保証が要りますが、自覚していない国立大学にそれほどの自由さはなく、個性的であることは極めて難しいことです。これを承知の上でのご質問でしょうから、以下に「アイデンティティ探し」のような試みを少々記します。私共の学部では、学生会（スチューデント・アソシエーション）づくりを始めています。学生が意見をまとめる過程で、あるいは教官や学部・学科と折衝する過程で集団としての意志を持たねばならぬことに気付くでしょう。他方、教官や学部の側も、学生諸君との話合いの中で、学生を含めた組織全体としてのあるべき姿を探ることになります。これは「俺達は何者なのだろう」の自問自答演習になり得ると思います。個性のある組織への一歩と考え、物を言う学生を育てる試みを始めたところです。

◆学部が固有にもっている教育研究の目的を果たすことを核にししながら、教官個々のマンパワーを十分に発揮して、核となる部分の周辺分野に進出し、社会的ニーズに応える学部が変わっていくこと。

◆地方の国立大学としては、地域の抱える諸問題に教育研究を通じて的確に対応しなければなら

らないと考えております。すでに当学部は平成6年度に学部を改組して「地域システム学科」という新学科を設置しておりますが、その際の基本的なコンセプトは、「地域」を軸として、国際化・情報化・高齢化などの諸問題に取り組むということであり、とりわけ、21世紀の地域社会を担う人材の養成にポイントを置いております。なお、この改革によって、従来の経済・経営中心の学部構成を変更することにもなりましたが、これによって、社会科学系の学部として、新しい学部の個性を出すことにもなるのではないかと考えております。また、最近他の2学部（工学部・教育学部）の改組が問題となっておりますが、これらの改組をそれぞれの学部ごとのものとせず、これを機に大学全体の個性化を図ろうとしています。そこで「地域活性化」「生涯教育」「福祉」「環境」「国際化」「情報化」等の課題を全学的な課題として掲げ、それぞれの学部の個性に応じた取り組みをした上で、大学全体として統合することになります。そして当面は「福祉」に重点を置いた取り組みをしているところですが、この中で経済学部としては、「地域福祉」や「福祉政策」の側面からコミットし、大学全体としての取り組み体制の一翼を担うことにしております。そのような意味において、学部としての個性化と大学全体としての個性化を統合させ、それによる相乗的な効果を引き出して、一層個別学部としての特徴を出していくことができると考えており、現在それに向けて鋭意努力しているところです。

◆・福祉マインドを持った技術者教育 ・地域産業活性化に対する貢献 地域共同研究センターとの連携

◆大学の多様化、学生の多様化が進む中で地方国立大学の在り方について、真剣に考えるべき時が来ている。これまでの伝統的教育も当然継続されるべきであるが、新しく学問の総合化を重視し、学生の知的自立を目指す教育が必要と考える。学問の高い専門性を追求するのではなく、学問を問題解決の手段（武器）として使うことを体得させる教育課程が必要ではないか。自然科学を専攻し、次に社会科学を学ぶこのとき自然科学で得た知識をどのように活かすことができるか、ここに主眼を置いて教育がなされることにより、自ら進んで知識を習得しこれを用いて主体的問題解決の姿勢が育つのではないかと考える。このような教育を主とする学部あるいは課程の設置が望まれる。

◆我国のみならず、発展途上国をも視野にいれた農業生産、環境保全などの調和性を主体に個

性化を図りたい。その場合、学部学生は実務に明るい中堅技術者として社会で活躍できるような教育を心掛けている。

◆総合大学（8学部より構成）では教育学部の個性化を図るのは困難で現在委員会等で検討中です。

◆・特色ある教育カリキュラム：実験、実習、演習の重視 あの大学学部の卒業生は即実社会で役立つと言われるようにする。・地域社会への貢献：身近な社会から地域の特性を生かした研究を進め、あの地域のことであればこの大学に依頼したらよいと言われるようにする。

◆これからの高齢化・国際化・情報化・環境問題といった医療をとりまく状況の変化に対応すべく、教育面においては、「医療の倫理」「医療情報学」「国際医療学」等といった科目をカリキュラムに組み込み、積極的に医療人としての資質の向上をはかる。また、高齢化の急速な進展かつ離島へき地の多さといった本県の地域性から鑑みて、先端医療はもちろん老人医療において必要な「地域医療」の観点をとり入れたカリキュラムの編成が必要である。研究面においても、南九州に多発するATLの基礎的・臨床的研究の推進とそれに向けたシステムの構築を早急に進めていく必要がある。

◆1)大学入試等の多様化が推奨されているが、このような方向に日本全体がすすむことは大学がきわめて入学しやすいものとなることを意味する。このことは受験地獄を解消し高等学校以下の教育を本来あるべき姿にすると云う観点から望ましいものと考えられる。しかしながら入学を許可された学生に大学を卒業した価値を与え、もって国民の期待にこたえられる大学を出ただけの力をもった卒業生を送り出すためには大学の責任も大きく、たとえば「入りやすく出にくい」と云ったことが社会に受け入れられる様な環境づくりも必要である。2)学部長の補佐機構等については従来ともすればありがちな「名誉職」的な発想をやめ管理運営に適した人材が選ばれる様な制度とすれば、そう云った人は必要が生じた場合は適当な人々と相談をするだけの度量を有している例が多いので、必要とは思わない。

◆教育学部は教員養成という目的を持った学部であり、その個性化には、他学部よりも制約があると考えられる。ところで、教育組織は課程制であることから個性化の改革の方向としては、入学者選抜の方法や学生の教育、カリキュラム履修における選抜性の拡大が考えられる。教育組織の柔軟性と実践的な指導力を中心にしたカ

リキュラムの改革による個性化も重要である。

- ◆本学は***という地域にある唯一の国立総合大学である。***の持つ地理的・歴史的特性を生かした学部づくりが本学部の個性化につながる。すなわち、日本の***に位置し、アジアにひらかれ、アジアとの関連が深いということを生かした教育研究。本学部が***に創設され、本学の教育や研究面に米国の影響が多くみられるという特質を生かした教育研究。学部間の壁が低いという本学の特質を総合的・学際的な教育研究の推進等が本学部の個性を出すことにつながると思う。
- ◆国内の他の地域にはない自然環境を生かした特色ある教育・研究を推進する。具体的には、亜熱帯、海洋、サンゴ礁、黒潮、熱帯生物資源、国際貢献などのキーワードで表現できる分野である。
- ◆***県で唯一、工学に関する教育と研究を担う本学部は、我が国***の亜熱帯圏に属し、海洋性気候と島嶼性は独特の文化や豊かな動植物等を育てて来た。また、東南アジア及び環太平洋の交流拠点・我が国の南の窓口として、「熱帯科学を中心とする特色ある教育・研究を推進しております。
- ◆農学部が対象とする農学は地域特性と密接につながる必要がある。しかし一方で地域の枠を超えた普遍的なサイエンスも必要である。その両者のバランスをとりながら地域の中からいかに普遍的な課題を抽出し、それに向けた学際性のある教育・研究を強化することで、個性化が図られると考える。これを具体的な面で内外から評価される方向に改革すること。さらに大学という機関の性質上時勢に即応した対応が遅れ勝ちなので、この面での努力も重ね、改革を常時志向することが必要と考える。
- ◆1. 4年制医学部を検討中 即ち、一般大学4年卒業した学生を入学させる制度です。
- 2. ***大学の地理的条件、離島が多いことから離島医療の充実を図り、東南アジアの学生、研究者の教育、研究支援を柱とした大学を考えている。現在、ラオス公衆衛生プロジェクトを行っており2nd Stage で首都ヴィエンチャンに病院をつくり、医学教育、医療レベルの向上をはかりたいと JICA と計画中。
- ◆学部ではなく教養部ですので、お答えしにくい部分が多いです。***大学の教養部は各学部の改組がらみで廃止する方針です。いわゆる“分属方式”です。***の地域特性を生かしつつ、“教養教育”の個性化にも努めています。共通教育等の授業科目の中に“***大特色科

目”を設けています。たとえば「平和論」「***入門」「***の美術・工芸」「台風―自然と風土」「***のサンゴ礁」「移民論」等があります。

公立大学・学部長

- ◆公立のこじんまりとした複合医科大学ですから、小まわりが効いて、新しい企画の部門や、研究施設の新設の出来ることが個性化への道だと思えます。地方のニーズに応えながら、新しい医学、医療の方向に沿った布陣を整えて行くことです。そのためには研究、教育、管理運営のすべての面で意識改革を進めることが必要ですが、それがなかなか進まず、アンケートの結果は、お恥ずかしい現実をさらけ出してしまいました。
- ◆①1992年に開学したばかりであるが、学部の個性化を目指して組織（講義、研究室）とその内容を新時代にふさわしいものとなるように努力した。②現在、大学院が発足して、ようやく研究成果があがろうとしているので、個性的研究業績を積むことが大切と考えている。③教育による人材育成については、新時代にふさわしい、かつ、地域に貢献できる人物を、との目標で、入試→カリキュラム→卒業の一貫した過程の改革をめざしている。
- ◆現在、教育・研究体制を維持すること。個性化の名のもとに、没個性化が行われているように見える。
- ◆学問研究・教育における可能な限りの多様性と自由の確保。
- ◆大学内における各学部横並びが重要という考え方を打破する。
- ◆私たちの工学部は教員数200名（教授、助教授100、助手100）の7学科、5専攻ですが、学生数は学部305人（昼間245、夜間60）修士定員は変更中で、実入学数は150人位で全般的に規模が小さく、小人数制です。小人数制、昼夜開講制、都市性を UI としています。今後は***の管理する***大学、***高専、***工専、及び***の研究機関と連携を深め高等工業教育のリンクを造っていくこと、そのリンクの中で***大工業研究科を大学院大学として中核と位置づけることを UI 方針としています。
- ◆***市330万人口の都市唯一の医学部として、学部の個性化が位置づけられる。すなわち、

学問、研究は国際的に取らえつつ、地域医療に対し、大学機関としての役割を明確にする必要がある。そのためには、***市の医療ニーズ、***市文化と融合した医学の発展に貢献し、近代医学の発進の場としての identity を自覚した改革を進めて行くつもりである。

◆①少人数教育を更に推進したい。演習はもちろん講義科目においても、現在の学部定員200名を維持し10人程度のクラスで専門課程の授業を行い、学生が自ら考え、自ら課題を選ぶよう指導し、知性・理性をして教養の向上に努める。②一般教育科目と専門課程との間の有機的連携をスムーズにするためのカリキュラム編成を行う。③情報教育を一層、推進する。④開かれた大学を旨として、他大学との学位互換、社会人教育など、特に地域社会に寄与しうる人材の養成に努め、地元の官・民による特別講義を随時、開講する。⑤国際化のなかで特に環日本海域の学術交流を進め、その成果を学生への教育に生かす。

◆1) 個性的なカリキュラムの設定・教育メソッドの確立 2) 個性的な人事 3) 個性的な研究(創造的でレベルが高い) 4) 個性的な社会との連携 以上が学部長のリーダーシップによって形成され、実施されること 現在の教特法の抜本的改正 教育、研究、マネジメントの分離

◆薬学部は全国的にも現在変革の時期にある。すなわち「医療薬学」分野の教育・研究両面における充実である。本薬学部は、昨年度からカリキュラムを全面改訂するとともに本年度から上記分野の2講座、1研究室を増設してこの充実を図っており、全国的に注目されている。個性化とは本来行うべきこのような点で実現することが、その基本と考える。また、本学は公立(県立)大学であり、その特質を生かして地域社会への開放あるいは協力体制を確立することが、大学院を含めて必要と考えている。

◆1、公立大学として、地域社会人に対し、講義の開放・夜間の連続公開講座(大学らしい内容の公開講座)等を行う必要がある。(働く社会人のための講座等) 2、広く他大学との単位互換を行う。3、県下全体の地域社会がかかえる生活問題や環境問題に応える研究や交流が必要である。

◆大学の個性化を目指すことは、時代のニーズに合わせて、地方の公立大学としての特色を鮮明にすることとともに、国際性をもった普遍的内容の大学に改革することが不可欠と思われる。***県を中心とした**地方の芸術文化の発信基地、地場産業と密接に結びついた産業文化の

高揚、あるいは日本各地、さらに世界各国との芸術文化交流の中継地たらしめるにはどうしたらよいか。入学者選抜方法(入試)、専攻区分、学生定員、カリキュラム、施設、管理運営組織、教職員の配置等、改善すべき課題は山ほどあって結論はでていない。財政的裏付けが必要な部分もかなりあり、設置者の意向もあって、実現は簡単ではない。21世紀に向けての長期的展望というところであろう。

◆当大学・当学部の特性上個性化という点においては、それを目差しているので問題はない。むしろ、よりそれを多様化することと、社会の動向(ニーズ)にもっとも対応できることとの乗合いの方が重要だろうと考える。

◆本学薬学部は公立の他の2大学(***、***の薬学部と同様、入試で国立大学とは別のC日程を採用している。そのため、国立の大学薬学部とは異なる個性の多様な学生が入学している(これは、国立大学と同日の入試を実施していた56年以前の入学生と比較するとよく判る)。つまり、要領は必ずしも良くないが研究意欲に富んだ学生が入学して来るようになり、特に女子学生の気迫あふれる人材がふえた。現在医療薬学への風向きが一般的に強くなってきており、学生もそちらに関心が強まっているので、それを個性化の1つの指標にしたい。

◆***市は、世界文化自由都市プランのもと、わが国における文化首都の中核を目指しています。その芸術文化創造の拠点となる本学においては、***という伝統的な風土の上に、国際的視野に立ち21世紀の独自の芸大像をどう構想するか、大いに期待されることです。大学紛争直後、本学は逸速く教授会が改革案を提示し、学生と共に改革を実験試行してきました。この方針は変動を続ける現代芸術を見据え、将来も変わることなく絶えず批判精神を持ち改革、試行錯誤を続けることになると思います。ことに、各科各専攻が縦割の枠に閉じこもることなく、横に風穴をあけることにより研究教育の硬直化を解き、今日の芸術の多様性に対応することを考えてきました。その一つの試行が統一入試、総合基礎(共通)、各科各専攻別基礎専門と年次を経て展開されます。更に、全学の教員、学生の有志が集合離散する開放講座(テーマ研究)が開設され、研究教育の活性化を果たしてきました。1)教授陣の充実(大学間交流による交換教授制、任期制の導入) 2)入試改革(平均的基礎能力と特異な資質を有するものを共に評価する) 3)カリキュラムの見直し 4)大学院後期課程の充実(現在、博士課程の実現を鋭

意準備中) 5)芸術学科の設置 6)デザイン研究所の設立

◆近隣の大学で行われていないような教育・研究内容、方法、教育効果、ならびに研究方法、研究成果の公表方法などに工夫をこらしたものが個性化につながると考えています。例えば、豊富な経験にもとづく論理の展開、基礎に裏付けられた開発、研究成果の社会への還元方法(講習会、研修会等実務に結び付けて行う等)の多様化、などを挙げることができると思います。また、理論や実務の修得だけでなく、汗を流して積極的に目標に向かって進むことのできる学生の養成も急務であり(あたりまえのことですが現実には少なくなっている)、成績よりもこの点を重視する必要があると考えています。

◆1、社会的職能(プロフェッション)を尊重する専門家の養成。具体的には、ユーザー側に立つ専門技術者の養成。2、マンツーマンの教育 4年次はゼミ配属、一教員が1~2名の学生を担当する。(現在、専任教員35人、学生入学定員50人)

◆(1)旧制***大学建学の理念を継承し、***という都市に根ざした現代的な実学を創造すること。(2)受講者が主体的に参加する少人数教育を充実すること。(3)近くオープンする学術情報総合センターの機能を研究・教育に最大限に活かすこと。

◆科目の再編成により重点をおく研究の教育領域にメリハリをつける。実学性を高く評価することを再確認し、入学の多様化。学部運営や組織の柔軟化、学部間国際交流の展開。社会に開かれた学部成果の還元などを推進する。

◆理学部は基礎科学分野なので、各学科レベルでの個性化は、それぞれの研究内容において特徴を出したいと思います。研究の手法や対象・領域等で本学独自のものを開拓してゆきたいと考えています。教育面では、教育業績を教員の個人評価に入れる(現状は軽すぎると思う)と共に、学生側からの応答が出るような、双方向型を目指したいと考えています。(実現には、かなりの時間がかかるとは思いますが…) また附属植物園では、研究成果の公開等を中心に、地域への開放と交流を一層進めていく予定です。

◆***大学、大学院で学び、研究した人たちが、人間・社会・自然・芸術等にわたる教養を培い、専門分野の基礎力に厚みがあり、科学技術の創造力をもって、未知の時代を人々とともに切り開いて行けるようにする。大都市中枢地に立地する総合大学における特質を助長させる。

工学の基本としての10学科3~4広領域専攻で6年一貫の工学教育、10基本分野連関教育カリキュラム及びプログラムを創る。また、地域とネットワークをもった研究開発拠点を形成させ、世界に貢献するハイテク・ハイビジネスをめざす***市都市像の方向とともに歩めるようにする。

◆文学部という学部の使命の一つは、社会の風潮とやや距離をおいた立場からする視点や見解を社会に提供することにあると考えるので、特に意図的に「個性化」を追求する必要はないと考える。

◆①時代のニーズに対応できる教育研究 ②公立大学の利点を生かした教育研究 ③画一的なカリキュラムに対する特徴ある学科目の提供

◆本学総合科学部は、昭和53年4月、現在社会における新しい人類的課題に 대응するため、各領域の専門的知識を基盤としつつも、それだけでとどまらず、人文・社会・自然の諸科学全体にわたる総合的認識を具えた人材の育成を目的として設立されたユニークな学部である。しかし、現行の総合科学部は総合科学科の1学科制で文系から理系のあらゆる学問分野を包含しており、高度な専門教育と同時に総合性豊かな教育をおこなうことは、なかなか困難であった。大学設置基準の大綱化と博士後期課程の設置によって、これを可能とする条件が整ったので、学際的な専門教育を強化するため平成9年4月発足を目指して、人間科学科、総合言語文化学科、数理・情報科学科、物質科学科、自然環境科学科からなる5学科制への改組を文部省に申請している。これと同時に総合教育をさらに充実するため、総合研究序論(2年次前期、必修2単位)、総合研究(2年次後期、3年次前期、6単位選択)、総合研究ゼミナール(3年次後期、4単位選択)の学部共通科目を設ける。これらの総合教育は全教員が人文・社会・自然の枠をこえてプロジェクトチームを組み、総合的乃至は学際的な課題に取り組むものである。これらの改組改革によって、「専攻分野における高度な実力と同時に幅広い視野と総合的判断力を持ち、現在社会の諸問題に的確に対応できる人材」を養成することを目指している。研究面では総合科学部として特色ある学際的あるいは分野横断型新研究を積極的に推進するため、学部予算の一部を割いて総合科学部版科研費を設けることを検討中であり、平成9年度からの実施に向けて全教官の同意を得ている。

◆1、教育、研究の両面において、経済学、経営学および法学の三分野の相乗的な効果が充分

に得られるような改革 2、大学院、特に博士前期課程における専門的実務教育を重視した改革 3、大学院の昼夜開講制の実現

◆(1)***は産業構造上の特質として、中小企業、地場産業の役割が大きい。とりわけ先端的な技術開発能力をもつ、あるいはそれを志向する企業が少なくないので、研究上それらとの連携を深め、地域の活性化に十分役立つような大学を目指す。(2)***の歴史的、伝統的文化を深め、それに関する情報発信基地となるような大学を目指す。(3)東南アジア地域を中心とする工業、農業の発展に寄与し、それらを通じて21世紀の***の発展を推進しようような大学を目指す。

◆研究面：本学の立地する***県西部では、精鋭な企業を有し、電機、新材料、電子、情報、通信、医療、エネルギー、環境などの分野でベンチャービジネスを育む要素が備わっている。地域企業との共同開発研究を推進し、新規技術を大学から発信している。本学の近隣に大型技術施設***が建造中である。また次世代放射光***の建設も進められている。このような形で、光科学技術に依る基礎的・応用的研究を推進することにより、特徴を出すことができる。社会のニーズを適格にとらえたプロジェクト研究を推進する。教育面：工学基礎教育を徹底して行う。従来の学部全体が Engineering Science という位置づけで、部門に偏りのあった教育を改善し、学部では学科の枠を越えた基礎教育を行う（技術、化学、電気にとらわれない）。外国語（英語）教育について、仕様書、報告書、契約書など公文書を英語で作成でき、かつ、コミュニケーション・討論力をもった学生の育成にも力点をおきたい。

◆大学設立の理念としての「国際学」について構成員が十分、理解していないように思われる。学部の将来の発展のために、「国際学」とは何かについて検討、学習し、学部にふさわしいカリキュラム編成、教育方針の徹底、研究態勢を組むことを目指したい。従来的人文・社会系学部学科の単なる集合体の域を脱し、21世紀のグローバルな時代のニーズに応える学際的学問の府となることを目指したい。

◆1、研究活動の活性化 2、学部教育の更なる充実 3、研究及び教育の成果を社会の求めに応じて環元する 4、「開かれた大学」という開学の理念をいっそう強化し、実践する。

◆本学部は情報科学分野を対象とする全国でも数少ない学部であり、個性的であるといえる。また、理工系ではあるが文系的な発想を大切に

した新しい学術分野である。なお、初等、中等教育において「情報科」が新設される必要があり、そのあかつきには一つの重要な分野であることが国民一般にも認知されるであろう。それまではその方向に努力して行かなければならない。

◆学部の性格上、社会福祉サービスを必要とする住民、社会福祉に関心を寄せる住民をキャンパス内に積極的に受け入れて、当面する問題について話し合うこと。地域福祉の時代、とりわけ市町村が主体になる福祉の時代に社会福祉資源としての学部の充実につとめること。

◆1993年4月に学部の抜本的改革を実施した際、個性化もほぼ達成できたと考えている。当文学部は英文学科と国文学科からなる平均的文学部であったが、その両学科を廃止し、比較文化学科と人間関係学科を新設した。比較文化学科では全開講科目に国際的視点を導入し、教員には学際的視点を求め（専門領域外の講義をひとつ義務的に担当）、それを学科の個性として確立した。人間関係学科では心理学、社会・福祉、生涯教育の現代のニーズにあった分野を中心に構成したことで、個性を確立できたと自認している。

◆アジア諸国との関連を重視した、学科の増設・改編による存在感の充実、それに伴う適正な人員の配置・充実。外国人研究者の任用増による充実と国際化、それを含めた研究・教育における国際的交流による充実。国際化を強めるとともに、地域の要望に応えうる研究・教育体制の充実。など。

◆1、少人数教育 2、情報化、国際化の要請に対応する教育 3、選択のはばを広げる（必ずしも科目の不必要な増加を意味しない） ※何よりも、大学を文化の拠点、文化形成の場（フロンティア）とみて、明治になって輸入した、まねごとの域をでていない大学（制度）をじっくりと気長に育てていく心構えが必要。大学にもっと金をかけ、教員にもっと時間のゆとりを与えよ、と言いたい。個性化もそこから始まると思う。

◆1、公立大学であるため、市民に容認され得るような管理運営組織の編成を今後検討し、時代の変化に適応するものにする。2、一方、基礎的な学問領域を充実させることによって不変性と普遍性を持ったカリキュラムにする必要がある。3、教育面では人間性を重視して、教育を指向すべきである。4、地域の特性を生かした研究・教育体制を取る必要がある。

◆学生個々人の個性を如何に伸ばし、社会への

適応性を培うには如何にすればよいか、この両者の接点にこそ大学教育の原点はある。そのためには学生に哲学的思考の方法を身につけさせる必要がある。大学の研究が多様になればなる程、その根幹をなす理論、人間とは何かという原初的認識、これらが重要な基盤をなすと思われる、様々な情報に振り回されない確固とした人格の成立こそ大学の個性化の目指す方向だと思われる。個性化とは細分化ではなく、総合された人間学を意味し、それに基づく教授法を以て臨むことこそその教授の、そして学生の、ひいてはその大学のアイデンティティを獲得することにつながっていくものと思われる。

◆教員一人一人が独創的、個性的な研究を行い、その情報を外部に発信しつづけることが必要だと思います。

◆地域（東南アジアの中の***）の伝統や特殊性を芸術的教育・研究の上に生かし、世界的な視野に立って、21世紀にふさわしい芸術総合大学を目指したい。

◆本学部は音楽の分野であるので、教育においては高い音楽性、芸術性を追求していかなければならず、そのためには広く全国に、また世界に向けて教育者の人材を求めていかなければならないと思います。公立大とは申せ、外国籍の専任教師や、世界的なレベルの芸術家の招聘など、或は近親者の同一職場の問題など、固定観念にとらわれず、必要な人材は必要に応じて採用していくべきだと思っています。

私立大学・学部長

◆学生と向かい合いつつ、かつ研究においても向かい合う、あるいは研究を通じて学生に向かい合えることが実現するならば、本当の意味での大学の個性化が生まれると信じている。

◆たしかにリーガル・マインドを身につけた学生を育成し、企業において法的諸問題を的確に処理できる能力を身につけた企業法務者および、地方公共団体における自治体法務者たる人材を社会に送り出すことを実現すること。

◆本当に世の中のために役立つ大学になることだろうと考えます。教育面では偏差値50前後の学生達を受け入れ、立派な社会人として充実した人生を送るための素地をしっかりと身につけて送り出し、`あそこの大学にあずければ、出来のよくない子でも何とかしてくれる`という評価を受けるようになればと考えます。研

究面では地域の中小企業から頼りにされる大学になるべきだと考えます。さいわい、我が学部には産業経営研究所があり、ここを核として（行政相手ではなく）地場企業との共同プロジェクトを積み上げて実力をみがき、本当に役立つ実力を備えた経営学部になることを目指したいと思います。

◆①学部内に保有されている諸要素、諸単位のそれぞれの主体性、自立性を確保、強化すること。（人的、施設的、財政的な保証を与える）

②学部における諸活動の組織化、あるいは連繫化をはかり、学部全体として、多様な活動を展開する。③学部と他学部との共同的協力関係を密にし、各学部の分担・役割を明確にした共同的活動に取り組む。④学部における研究・教育活動の内容を大学の対内・外に知らせる情宣活動をおこなう。⑤学部教育を「学部」の単位に限定せずに新たな教育体系と結合することで、多様な展開を可能とする。＜大学院、資格課程、海外研修、留学を含む他大学との単位互換制度、サマーセミナーやセンターにおける課外指導などとの結合＞

◆大学の個性化は私立大学であれば特に『建学の精神』に基づく教育、研究成果を上げるべく、ユニバーシティ・アイデンティティを置くべきである。本学部はそのようなユニバーシティ・アイデンティティを最大の目標にし、全教員がこの目標に向かって改革の努力を惜しまないことを信じている。

◆当学部はカトリック系女子大学の、しかも本道の私大で唯一の文学部であることを確認し、歩を進めるうえでの基盤を建学の精神に求め、あわせて何事にもグローバルな視野で対応できる学生の育成をまず考えたい。したがって、＜英文学科＞＜国文学科＞の二学科を擁しているが、できるだけ両学科の垣を低くし、かつ交流を密にして行きたいと考えている。

◆私の大学あるいは学部の「個性化」を考える前提として、「大学大衆化」の影響を最も強く受けているのは、他ならぬ当の私共のような地域密着型の中小私大であるという認識があります。「大衆化」は特に学生の無目的・無関心・非創意的学力などの形で現れております。しかしながらこれらの学部学生の授業料がもっぱら私大経営を支えているのですから、学部授業のあり方が最大の課題かと考えます。ところで、一昔前のように、教員の研究成果をそのまま学部授業（大学院は別として）で取り扱うのは無理な時代です。学生にとって、優秀な研究実績を持つ教員の授業ほど不満を感じるケースが多

く、又、学生への接触のあり方も一方的になっているようです。優秀な研究者であるが故にプライドや資質がそうさせているのか、一種のジレンマがあります。新しい科目の配置や公開講座、新しい機構組織も結構だと思いますが、実際にそれらを行行使する現場がこれまでの感覚のままなら形骸そのものになります。私共の大学は最後発組みながら教育課程の検討（教養課程など）の途上にあります。先発大学のその後の状況が必ずしもよく聞こえてこない事実も少なくありません。このような点を踏まえるにつけ（文部省の戦略的視点を承知の上で）、あえて、個人的には、他大学との見た目の違いが「個性化」なのではなく、私共のような大学の場合は、学生一人一人の個性を自覚させ高めるような教育こそが「個性化」なのだと感じる次第です（本音としては）。それは学生との接触場面における教員のあり様というきわめて素朴な結論なのですが、高度な「個性化」論への期待に応えられない回答となったこと恐縮に感じております。

◆大学の理念・目的が明確かつ具体的に定められる必要がある。そしてそれを実現するために、1)教育研究上の組織、2)学生の受け入れ、3)教育課程、4)教員組織及び教育研究活動、5)校地・施設・設備、6)図書館、7)管理・運営、8)事務的組織、9)財政、等が充実している必要がある。その上で更に大学は、1)大学の質的水準の高度化、2)他大学・諸外国の大学との連携、3)地域社会への開放と交流、4)学際化、5)情報化を行うことが重要である。

◆薬学部は医療系大学であり、学生は薬剤師の免許を取得する目的で入学しています。従って個性化の根底に薬剤師国家試験出題基準をカバーするカリキュラムがあって、その上に積みあがるカリキュラムが個性化を具現するものと考えています。現状は極めて過密なカリキュラムであって、学部レベルでの個性化への道は閉ざされた状況にあります。そこで本学部では大学院修士課程で個性化を計るべく、医療薬学専攻を増設し、社会人にも昼夜開講などで門戸を解放し、研究と教育の多様化を促進することにより、たとえば従来の薬学教育に欠けていた社会科学的教育や研究をするような個性化を計らなければと、考えております。

◆1.教員の教育・研究に対する自律性。2.学部教学プログラムの常なる見直しと（自己点検、組織点検・評価）整備。3.学部独自の長期構想案とその手順における大学教育制度・方針の整合性への追求。4.情報公開の徹底。5.学生の自

主ゼミ、自主活動の場（教育環境）の整備など。地域大学合議に基づく単位互換性の強化。6.大学院教育プログラムにおける教科目、入試制度などにおける独自色の強化。

◆需要の減少に伴う学生の定員割れを出来るだけ少なくするための学生の資質の向上を目的とした教育。その教育をより効果的に行うための研究の推進。この2点をより可能にするための学内の各講座の連携化が個性化となる。

◆建学の精神に基づく改革。

◆1.地域社会に貢献できる人材の育成。2.地域社会に貢献できる教員の育成。3.地方行政庁への各種審議会・委員会等委員引受。4.生涯教育に対する講師派遣。

◆学問分野が細分化している反面、教員の数が限られている現状では、個性化は難しいが、地方大学という性格を生かし、地域の要望、学生の卒業後の進路等を常に視野に入れながら個性化をはかっている。社会学科の農山村実態調査、文学関係学科（日本文学科、英米文学科）の「文化部門」重視などはその1例であるが、今後とも個性的な研究、教育を模索することになろう。

◆本学部は理学系2学科と工学系2学科から構成されている。学部の特色のひとつに理学と工学の融合が挙げられているが、4学科相互の研究交流（学際化）を一層推進させ、それを教育の面にも反映させたい。

◆大学の個性化は、これからの多元的価値観の時代には、最も重要な課題である。そしてそのためには以下の三点が不可欠の要件になっていかなければならないであろう。①大学を20代のキャンパスにすることを廃止すること。老若男女が社会や人生や世界を語り合い交流し合っている世代間交流の場にしていけるべきである。大学がヤングだけのキャンパスというのは、とてもカビ臭いことだ。②4年制の全日制は今後とも維持するべきであるが、それだけを前提とする入試制度は再考を要する。通信教育制を導入し、スクーリングを活発化し、多くの社会人大学を全面開放していくこと。③以上にあげた①、②については単に知的好奇心を刺激し合う場だけではなく、人生や社会や職場、世界についての「問題解決能力」を高めていける場にしていかなければならない。そのためにカリキュラムの思い切った編成と、大学教師の適正の再検討を思い切って実行していくべきである。（専任教員は3割、あとは非常勤講師7割で充分である。）

◆①建学の精神に即して、日進月歩する「流

通」とその関連分野に焦点をおく。②開学以来の少人数教育の方針を堅持し、その実行をさらに推進する。③従来のいわゆる一般教育と専門教育の区分は既に廃止したが、高い教養をもち、専門的基礎を身につけた人材を社会に送り出すよう、自己点検・自己評価を続ける。すなわち、教養の一層の重視と、激動する社会の将来を見据えた専門基礎教育の不断の改善とを一体化すべきである。④地域社会との連関の強化（観察・実習の場として、また研究対象として）。さらに、開かれた大学としての役割の重視。⑤国際的視野の拡大と海外の大学・研究期間との交流の強化（特に「流通」の分野において）。

◆1. 個性を尊重した人間教育と各種ゼミを通じて少人数教育を実施する。2. 外国人留学生との交流を深め国際化への指向に努める。3. コンピュータサイエンスを基礎として新時代の幅広い情報化に対応する。

◆薬学部における教育・研究は従前に比較して非常に多岐に渡ってきたので、それらの多くを行うことは本学では出来ないと思っている。それ故、薬剤師教育に重点を置きたい。薬学研究者の養成という点はあまり力を入れないのが良いかと考えている。高い職業的能力を発揮することが可能な薬剤師を養成することで社会への貢献と大学の役割をはたしたい。そのために改革を進めている。一番大事な改革点は教員の意識改革である。

◆***大学は、プロテスタント・キリスト教を建学の精神にかかげている。人文学部はFaculty of Humanityとして欧米文化学科、児童学科とも、人間に関する研究と教育を基礎にしている。学部発足5年目であるが、少人数教育を励行し、基礎教育、専門教育の両面で教育効果を高めている。欧米文化学科は欧米文化研究、教育を通じて世界における日本人のあり方を体得した人間形成を目指しているが、アジアにおける日本の役割を考える時、欧米文化の研究と教育の両面にアジアの視点を考慮する必要がある。児童学科は開学当初から児童文化研究と児童教育研究を主にしてきたが、子どもについての幅広い学問と研究を一層進展させて、その専門的訓練と教育を受けた学生を育てたい。同時に児童教育、当面は幼児教育の研究、教育を充実させ、子どもに対する広く深い知見を身につけた保育者をはじめ、子どもに関する各種の分野で活動できる人物を育てたい。

◆1. 学生との対話を重視するインタラクティブな教育。2. 学生の潜在性を引き出す、個性を重視した愛情教育。3. 世界に開かれた国際交流の

さかんな学部。

◆受け入れる学生の質に対応して教育を進めること。その意味で「専門店化」していく必要があると思う。スペシャリスト or ジェネラリストの養成という点からは、スペシャライズドジェネラリストの養成を目的としたい。それゆえ、従来の教養教育を改編充実し、専門教育との「十文字」教育を追求していきたい。

◆日本の大学はその制度自体西欧の教育体系から学び取ったものであり、彼の地の大学の精神は、それにも拘らず学び残したものである。学び残したものは大学の存在理由であったところのキリスト教の精神である。本学部の個性とはこの精神を社会科学の学習を通して学生たちに理解せしめることである。完全に自然科学化された社会科学なるものはあり得ない。社会関係の数量化はある程度可能であり必要でもあるが、社会科学の精神なるものは常に存在しており、これを教師自ら理解し得ず従って学生にも理解させることが出来ないでいることが現在の日本の大学教育における最大の欠陥の一つである。われわれは無信仰で入ってきた新入生をキリスト教の信者に仕立てて卒業させ得るとは思っていない。キリスト教の理解が社会科学の理解に通じていることを理解させ得ることなら可能であり、その可能性について研究し、かつ実現していくことが本学部の個性化につながると思っている。

◆本学部は昨今の風潮にのり、あわてて改革をすすめているわけではありません。私見の評価は、建学以来の努力の積み重ねの成果と理解されたい。

◆大学の個性化とは 1. 建学の理想を教育の中にできるだけ採り入れること。2. 同時に、将来の社会が必要とする分野の教育に焦点を合わせた教育に重点をおくこと。3. 専門科目と平行して実用的な外国語教育を重視すること。4. コンピュータの利用を専門教育の中で生かすように努めること。5. 教員と学生の個人的接触の機会をできるだけ増やし、一人ひとりの学生を大切に育てる教育方針を貫くこと。只今、大学の個性化について頭に浮かぶことは大体以上のようなことです。

◆語学の運用能力向上を一つの目標にし、社会、教育に役立つ人材養成に重点をおいている。

◆当学部では大学の個性化について十分に認識が得られているとは思われません。今後に期待するのみです。大学の個性化に即したものは言えませんが以下のような改革は行いました。

一、大学改革の潮流に合わせカリキュラムの改

正。従来の教養40単位と専門86単位（計126）という卒業条件を第1系列（人文、社会、自然、語学）24単位、第2系列（総合科目と専門関連科目）24単位、および第3系列（専門科目）80単位の合計128単位に改正しました。これは教養と専門という2分化を廃止し、4年間にわたって教養を勉強し、視野の広い総合科目を経済学の隣接関連科目（会計、法学）に知識を広げ同時に経済学固有の授業を充実強化することを目的としたものです。一、セメスター制への移行を準備中。

◆目的学部（歯学部）としては、当然のことながら「社会から必要とされる歯科医師の育成」を主眼に改革を進めている。その第一歩は、入試の改革である。従来の学力だけでの選抜から、適正を見きわめる方策を確立せねばならないだろう。第二は、カリキュラムの改革である。このカリキュラム改革は、講座制の厚い壁のため難事ではあるが、学年進行に合わせて実施中である。すなわち、情報活用型歯科医療の実践能力をもった歯科医師の育成を目指し、卒業制（開業医）にも up to date の医療情報をインターネットを通じて提供すべく準備中である。

◆1. 学科の枠を越える人間学的視野。現在、教育（教育心理）、英米文学、フランス文学、日本文学、史学の五学科（六専攻）は、相互に教育内容について連携することがあまりなく、学際的研究を育ちにくくしている。研究化段階では1997年（平成9年）度からこの閉塞状況は制度上打破されることになっている。学部段階にもそれをひろげていきたい。2. キリスト教についての理解。大学の存立基盤であるキリスト教を、信仰とは別に、学問知識の対象の一つとして理解するよう方向づけたい。大学が社会の要請に基づいて自己変革をするといっても、大学の果たすべき役割を忘れるべきではない。社会の変化をあたふたと大学が追いかけるのは醜態であり、文学部の使命は、役に立つ英語、フランス語でも、実際的な教授法でもなく、人間と人間社会についての眼力を養うことにある。ただし今後大学卒業者に求められるのはその眼力に基づく行動力であろう。上記の二点はそのための方途とお考えいただきたい。以上。

◆学部スタッフの数は30名強と多くない。したがって、いわゆる組織改革以前に、日常的にきわめて密な相互のコミュニケーションが成立しているため、学部運営は硬直化することなく比較的スムーズにおこなわれている。ただし、教育内容および方法の改革期のため、いささか負担大である。

◆1. 研究の好きな人、現在研究活動のできる人が全教員であることが必要。2. 科研費を必ずとれる教員。3. 学会活動の活発な人。4. 大学院生を育てられる人。以上、最先端の研究にたずさわらなければいけない学科として少人数生を堅持している。

◆わが社会情報学部は、情報と情報社会の問題を従来のように生産者である企業の視点からではなく、生活者である個人の視点から取り扱うことで、この新しい学問領域を構築しようとしています。もともと学際的な学問で、各方面の研究者が協力して研究・教育に当たっている次第ですが、上記の生活者の視点を共有していることが特徴です。

◆1. 社会が求めていると思われる資格を持つ人材の養成のために、専門科目を強化している。2. 会社において要求される能力と人格を合わせ持った人材育成を目指し、実験・実習を充実させ、きめ細やかな指導を行っている。3. 社会が本大学に持つ、伝統的なイメージを壊さないよう創立者の教えを伝え、人格教育を行っている。

◆・個性化教育。・学際化。・国際交流。・海外の大学との人事交流。・情報教育。・社会サービス。・社会に対応したカリキュラムの改編。

◆1. ***大学国際学部は第一に教養学部として役割づけられておりますので、大学院（国内外）への進学を目指す。2. しかし現状において大半の学生については4年で卒業するので、語学力、論文解説・作成（外国語を含む）力を養う。これはどこの大学でもやっていることですが、その教材として比較文化、国際関係論、地域研究（アジア、アメリカ、日本（留学生のため））を選ぶ。

◆***大学は創立者***が***に設立した***を出発点としているので、とりわけ中国との関係を重視している。中国に限らず、アジア各国で活動しうる人物の育成を大半だと考えている。アジア各国から留学生も増大している。

◆ご質問のⅠ～Ⅲにつきましては、ご質問の文章での5段階評価は、どうにもやりにくいので、答えを留保させて下さい。各項目の現状に対する満足度の評価、改革するとすれば項目間の優先順位、などですとお答えしやすいのですが、何が個性化かは、なかなか難しい問題と思います。我々は、私立大学の小規模理系学部でありまして、理学部という古典的な名称のもと、現在まではかなり保守的な態度で臨んできました。卒業生の大半は社会に出るわけで、決してアカデミックな研究者養成を旗印にしているのでは

ありませんが、それでも、よき応用、よき技術のためには科学の基礎と科学する心を身につけることが大切であるという信念は崩れておりません。もっとも、信念と云いまして、教員の間にある程度のスペクトルがあることは事実です。しかし、このような信念やそのもとで作られるカリキュラムと、学生の期待、受容態度、さらには入学時の学力、などとの乖離、これらは以前から存在していたことではありますが、その乖離がここ数年急速に拡大しているように見受けられます。これにどう対処するかが、改革論議において一番大切なことではないかというのが私の考えです。（世上、焦眉の急とされるのは、若年人口減少時の生き残り対策ではありますが。）理工学の歴史とこれからの社会における役割を考えると、即効性、即戦力性のみに傾くのは危険です。しかし、学生がついてこなければ元も子もありません。答えは得ておりませんが、核心においては時流におもねず、現場構成においては自由におもねる、というようにバランスを求めるとの考え、と考えております。ご質問へのお答にはならなかったかもしれません。

◆学部の研究・教育目標などにおいては同一分野においてはほとんど同じで、個性を強く主張できることは少ない。一方、教育に大きな影響を及ぼすことが可能な研究は教員各々の努力と学部の支援によって“個性”をして学部の顔を形成せしめることが出来ると考えている。学部の個性化とは研究の活力維持の努力に他ならないと思っている。

◆学問領域としてのアイデンティティ：獣医畜産学分野はグローバルにみれば、生命、自然環境および食料資源に深く関わる分野である。幅広い領域としてのこの理念を大切にしたい。教育方法のアイデンティティ：技術教育・技能教育を重視する。すなわち、実験・実習を重視することにより、帰納的に原理や理論を理解させる。

◆理科系の学部しかない本学の特質を生かして、学部間の有機的結合を強化していきたいが、必ずしも成功していない。現在大学院機構を改革中なので、学部間の融合をはかりたい。人事の抜本的改革が必要であるが、日本独特の資質、個性があり、開かれた講座、外部よりの人材導入をある程度行った。しかし赴任後の人材を育成していくことは必ずしも、周囲の事情があり、スムーズにはいかない。教員審査、優れた人材には研究費を多く出すなど、更に国レベルでの援助体制の強化が必要である。

◆本学部は創立の理念において時代を先取りしていた面があり、そのためかえって今日改革の方向が十分に見いだせないといった特徴がある。大学には時代の流れに応じてどんどん変えていかなければならない部分と、絶対に変えてはならない部分とがあって、その両者の見極めが難しい。本学部は文学と芸術を主として理論の面から追求しようとするもので、これは実学がもてはやされる今日においては斜陽の学部であると言える。しかしここに本学部の identity がある以上、これを守ってゆくほかに道はなく、ただ経済的な充実を願うのは間違いであると考えている。

◆現実の経済的、社会的、政治的、国際的課題に柔軟に対応するプロジェクト方式のカリキュラム。ネットワーク、データベース、マルチメディアに即したコースウェアの開発とカリキュラムへの取入れ。研究室の充実による先端研究、大学院教育、学部教育リングージ。有期の教員を企業、研究所、官庁、国際機関、美術館、博物館等から採用することによる研究、教育の活性化。ヴァーチャル・ユニバーシティの展開による世界規模の、カリキュラム相互乗入れ。マルチリンガル教育と専門性とのリングージ。情報教育と専門性とのリングージ。

◆伝統のある私学のしかもわが国の代表的学部の一つとして、何より学生に高い知見、応用力、広範な関連領域への展開力を身につけてもらうため、core の確固としたカリキュラムを展開することが重要だと考えている。教員一人一人の能力と問題意識が学生とのより密なコミュニケーションにつながるような工夫を考えながら、匠ずして学部の独特な気風が作出されることを目標として活動している。当学部は伝統的にリベラルな学風を持っており、当面この伝統に対しては特段の改変は必要とは認めていない。教員の学部的個性が学部運営、カリキュラムによりよく反映されるように工夫をすることが、当面の課題だと考えている。

◆①全く未知の領域に新しい科学技術を創発させる。本大学理工学部の新しい動きを端的に表すキーワードは emerging（創発）である。この言葉は現在、急速に科学技術の重要な概念になりつつある。今ある理工学は果して創発的だと云えるかどうか。本大学理工学部が学科組織を変革したのは科学技術全体を創発的なシステムに率先して変えていこうという狙いを込めたものである。本大学理工学部の変革も決して完成型ではなく、むしろ未挑戦、未開拓の領域の方が広く、そこに全く新しい科学技術が発芽する

余地が残っている。そこに新しい科学技術を開花させるための創発的なシステムを樹立することが新しい道である。②科学技術とは常に未来を希求し、構想し、実現しようとするものです。本大学理工学部はさまざまな科学技術のブレイクスルーを起こして、そこから創発する21世紀の新しい世界を構想し実現しようとしています。③上記実現の第一歩として、平成8年4月より、システムデザイン工学科、物理情報工学科、情報工学科の4学科新設を含む、大幅な教育改革を断行しています。

◆私どもの私大医学部では、授業料の問題、大学経営の問題から、国立大医学部とはかなり異なる立場で教育、研究、そして診療面（大学病院）にも力を入れなければなりません。大学院生は授業料の問題もあり、よい優れた学生が進んで入ってくれないため、奨学金を多く出して少しでも充実をはかっていく予定ですが、国立大医学部のようにはいかず、私立としての大学院構想にとどまってしまう。現在のところ私立大医学部として基礎・臨床が一体となって、研究体制の確立、さらに教育体制も基礎・臨床が連携をとって行う体制としています。これが私ども私立大学として研究、教育体制であり、それに大学病院の診療レベルを向上させるように大学全体が力を入れて協力して行くようにつとめていきます。

◆学部の組織・機構改革における個性化をどう進めるかについては、今のところ記すことはできませんが、学部の個性化として、1996年度4月開設の新設3学科を加えた文学部が、今後も異文化との比較・相対化を通じて日本文化を世界へ創造的に発信することのできる組織体として、また各学科が有機的かつ緊密に連携する総合的な学部としての個性を生かせる改革をしていきたいと考えております。

◆現段階において、個性化はあまり達成されていないと考えられる。私立大学の中では経営上の理由から大学の設置基準によって、最低の教員数、助手、職員数、設備等が確保されていたとしてもよいが、大綱化により、これが逆に最低すら守られない状況になる恐れがある。この様な環境の中での個性化を進めるとすれば、18歳人口の減少の中で学生定員を確保する名目のもとに、社会人を大幅に受け入れるようなシステムを作ること。それには近隣地域社会のニーズを発掘、分析しそれに合う学科の新設または変更等をする必要がある。あるいは、大学が大学内から地域社会へ出てゆく（たとえば、公開講座、講習会等を地域社会の施設で行う。講

座の設置等）ことも考えられる。いづれにしても遅れながらも社会のニーズに合わせて変身を遂げることによって個性化が進んでいくものと考えている。

◆1. 社会がどのような卒業生を求めているかを認識した上で教育を行うことが重要と考える。2. このため、特に女子大においては、専門バカにおち入ることなく、広く教養にうらうちされた学生を送り出すことに主眼をおいている。

◆大学を取り巻く環境は、産業構造の変化、技術確信の進歩と併せて18歳人口の減少など、相当厳しい状況が予想され、従来の拡大発展型大学から、健全な発展をめざす安定志向型大学への政策の転換が必至であると認識しております。しかし、単に縮小化問題のみの観点から促えて論ずるのではなく、教育・研究環境の見直しを含めた、技術者育成政策の一貫として広く論ずることが、より魅力的な変貌に継るものであると思っています。将来を見据えた、独自の教育理念を目指して、カリキュラムの改編と、それに伴う諸施策の展開、実行に当たり、学生の存在を忘れずにより内容の充実を図るとともに、時代の要請として、学問の対象を、ますます境界領域分野へと向かわせる傾向にあって、フレキシビリティである、より広い専門分野に亘る教育・研究体制への変革が必要となってきます。1995年度に、二部（夜間部）に電気設備学科を開設し、学科間を越え、社会人教育、生涯学習を視野に新しい夜間教育の展開を開始しました。一方、世界的な国際・教育交流の高まりの中で、留学生の問題に対する取組方は、一層その重要性が増してきており、積極的な国際・教育交流への推進は重要な思索と考えています。大学の変革は、「革命」によって行われるのではなく、大学が常に社会から求められている「文明の継承」「知的生産」並びに「人間の陶冶」と言われる使命を理解すると共に、構成員は、その任う役割を認識して「行った進化の過程」においてなし遂げられると考えています。この変革は、けっして誰からも強制されるものではなく、構成員の自己改革によって達成すべきものであり、最も大切であると認識しております。

◆本学部は1991年に開設された新学部であり、既存の工学部に対して異なった特徴を持つことを主眼に計画された。すなわち、構成する3学科はいずれもインターディシプリナリーな性格を持ち、学科の壁をできるだけ低くして、卒業研究等も他学科で行うことが可能である。1年次の情報処理教育、2、3年次のシステム工学教育は十分なコンピュータリソース環境で演習

を行ない、3学科共通に実施されている。開設後4年を経過してから、数学関係科目の強化、専門科目の整理拡充など、より専門性を重視したカリキュラムの改革を行っている。今後も多様化する学生層に対して、できるだけやる気を起させ、専門性と社会性を与えるよう不断の改善が必要と考えている。

◆1)高品質の情報の創造(スポーツ・健康に関する) 2)トップアスリートの輩出 3)スポーツチームのチームマネジメントスタッフの輩出 4)スポーツ・健康に関する情報センターと人材バンク 5)常に緊張感のある教員組織の実現 6)教育技術の面の発展

◆1)質の高い教育内容について学生の要望にどの程度答えられているか? 2)カリキュラムの改革と単位の与え方について工夫していく必要あり:例えば①ボランティア活動に対して単位規定 ②現地実習なりワークショップについてカリキュラムの中に入れていくことが可能かどうか ③ボランティア団体と協定を結び外国での従事内容により科目名の指定した単位に認定する

◆本学は同じキャンパス内に医学部・歯学部・薬学部と一緒に存在する医系総合大学である独自の学風が打ち立てられている。これを基盤に今後も学部間及び講座間の壁を越えた教員の交流を一層高め教育・研究の両面で個性豊かな学部をつくることにある。

◆本学文学部は、学部創設(昭和40年)以来、日本及び外国の文化と社会について広く知識を身につけさせ、その上で広い視野に基づいて特定テーマについて集中的に勉強し卒業論文を書かせることに力を注いできました。その意図するところは、いかなる場においても、自らのまわりに問題を探し出し、それを解決すべく調査し対応する能力を養うことにありました。その点は現在でも何ら変わるところはありませんが、時代の変化に対応して、いかにその当初の目的を果たしていくかが、本学部の問題であり、常に学部の改変を検討し改善してきた理由であります。

◆本学部の個性化とは、伝統的に少数教育の堅持であり、ゼミナールの必修を通じて人間性豊かな人材育成にあります。さらに国際化・情報化の進展の中で「世界に通用する個性の育成」を教育目標とし、様々な工夫がなされています。たとえば、2年次から選択履修できる副専攻としての「国際社会コース」の設置及びパソコン実習室や情報処理センターとの連繋による情報教育の充実等をあげることができます。

◆国際化

◆①教授会の活性化 ②学科の壁をとりはらった教員・学生の交流 ③学部の目標・理念へ向けての教員の主体的参加 ④教員の研究の向上

◆本学は、文化系5学部(経済、法、経営、商、文)であるが、伝統的に学長および理事会の中央集権的体質が強く残っており、学部独自の改革ができない状況にある。特に現学長は、「多数学部が賛成しなければ…」が口癖であり、学部独自の改革を認めない。したがって本学部の個性化は学部自治の原則を確立することから始まると考えている。

◆・セメスター制の導入 ・他大学経済学部との単位互換制 ・独自の外国語授業——英語による講義の実施等 ・授業科目の全面的見直し ・チューター制の導入 ・FDの導入

◆(1)21世紀を展望した経営学教育を考え、絶え間なくカリキュラムの再編成をすすめる。(2)その方向は、大学と社会との連携にあり、実学として経営学教育を推進していくという方針が学部教員、学生に浸透していくように学部長として努力し続ける。(3)当大学は、57大学との交流世界的にすすめておい、少なくともアジア太平洋地域の大学との交流(学術、教育)を深めている。(4)社会人を対象とする大学院の開設を予定しており、(2)の見解を達成していきたい。

◆当大学は25年の歴史をもちますが、工学部は平成3年の開設で歴史も浅く研究科はまだ博士コースの申請中である。それで途中での改組、改革などの実施は殆ど進んでいないが、その個性化の論議は部科長の間で時々なされている。それを基に多少の意見を述べる。1)入学者に関しては、他大学と違って個性がありすぎ(ただし成績良好まじめな学生も多い)、優秀なスタッフが集まり、設備も整っていて、良い教育、研究がなされているので、もっと一般の学生を入学者の対象にしたいのが念願である。2)工学部ではあるが、教育内容、研究内容のまったく違う情報システム、生物工学の二学科のみで、学部内協同研究の奨励費用を付与しての改革を狙っているが、殆どその面の進歩はない。もっと学際面を考慮改革したい。猶学部内研究費の配布も審査制をひき、研究業績の向上を心がけているがこの制度は確実に定着した。3)学部長補佐をおき、有効な学部運営を心がけているが、僅か二学科の学部であるのに会議が非常に多く、多くの教官による改革の真剣な討議にいたらない。学部運営の合理化を真剣に考慮している。4)当大学は全体には国際化が進展していて、協

定大学も数多く、学生の交流も盛んであるが、工系では殆どこれが進んでいない。学生の単位互換も含め討議が必要で、また外国人教官の採用も改革の目玉である。また国内他大学との単位の互換は殆どなく、検討中である。

◆(1)「東西文化の融合」は本学全体の理念でもあるが、本学部の4学科(日本文学、中国文学、英米文学、教育学)の間の研究・教育において、相互協力・交流を具体的、計画的に展開し、「東西文化の融合」の視点からの成果をあげたい。具体的には・カリキュラムにおける学科間の相互乗り入れ等をいっそう強める。・人文研究所(学部附置)の強化。・教養教育の新しい理念の創造と充実 など。(2)従来から本学の特色の一つである書道教育の新たな位置づけと充実。たとえば「書道学科」の新設。

◆当外国語学部(中国語、英語、日本語の3学科より成る)の改革の目標は①教育・研究の高度化②情報化③国際化の3つに置いている。いずれも内容重視の種々の方策を含めて3つにしぼっているものであるが、この3つは相互に緊張関係にあるものとしてとらえている。つまり、どの1つに変動が起っても他に影響を及ぼすものとする。当学部を持続する大学院もまだ設置されていない(準備中)。そのせいもあり、また外国語学部という性格からか、プロフェッショナル型を目指すか、リベラル・アーツ型を目指すかも、いまだ十分に検討されていない。学生のニーズからは両者の調和を目指したものになるが、単に両立を意図することはアブハトラズの結果になる恐れがある。そこでリベラル・アーツ型を基本とし、国際化を積極的に行うことによって、当学部の個性化を顕著なものにしたいと願っている。従って短・中期的な見通しとして海外の協定校を増やし、派遣・受け入れの両面を整備して、学生および教師の交流を現在の十倍以上に増大させたいと考えている。しかしながら、短期的には収入に結びつかない国際化の必要性に私大経営陣の目を向けさせることは甚だ困難なのが実状である。

◆社会の農学部に対する期待は農業生産技術だけにとどまらず環境学や福祉論にまで及んできていることは明らかである。これらのニーズに答えるべく学部の改編・改革に着手すべき時期にきていることは申すまでもない。また応用科学を担当している教育期間である以上、研究者の養成だけに終始することなく、たとえ大学院卒であっても、社会において即戦力になる人材の養成にも答えるべく教育をすることが必要である。このためには学部・大学院の一体化した

六年間カリキュラムの検討もすべきであると考え。昨今の一連の改組・改革を見聞きするに大学・学部内における教員間でも十分なコンセンサスを得ているとは言い難く、さらに学生、受験生にも目的が理解をされていない閉鎖的な改革のように思える。資源・環境の二文字に取り替えられた学部・学科名のもとに理学部などの関連学部との差別化も曖昧となっているように思える農学の根本は食料生産学であり、その先導的研究を行うことが使命であると考え。特に環境問題を含めた食料生産の総合的(多面的)方法論の確立が急務となっている昨今ではフィールド・リサーチを中心とした研究・教育の方向性を明確にすべきである。

◆本学の設置目的は、学術研究の面では、境界領域の研究を開拓することであり、教育面では総合的な判断力を有する Generalist を育てることである。このように、本学の設置目的を十分に理解し、目的を達成する様努力することが、本学の個性化にもつながることと考えている。

◆他学部他学科の科目単位の卒業単位と12の認定単位を多くして、自然科学のセンスを持った多様性のある人材を育てたい。

◆海洋学部という名称の学部は日本では唯一のものであるという点ではかなりのところまでアイデンティティが確立した学部ではあるが、今後さらに教育内容や研究内容に独自の領域を拓いていくべきであると考えている。現在までに着手しているものとしては学部共通の学際カリキュラムの設定等があり、研究面でも海洋・地球・生命をキーワードにした研究プロジェクトのネットワークをつくりあげることによって、本学部にはかない、本学部ではできない内容のものにしようという構想で実行に着手している。図書館も別名マリブライブラリーと称して、全国のどこの大学の図書館にもない特色のある内容の書物が揃うような方向で、整備をすすめている。

◆医学部における個性化とは、①新しいカリキュラムを実施する。特に、臨床実習におけるクリニカル・クラークシップの導入をする。②新しい医師の育成、ジェネラル・ドクターを目指す。③医学生、研修医、臨床助手および教官のチーム医療を確立させ、教える、教わることを、それぞれがそれぞれのポジションで学ぶ。④学部教育と卒業後研修制度を連携させる。⑤教員の教育、研究、診療という3つの領域を各教員の中で独立させるのではなく、融合させ、教員自身に、臨床系は医師としての、基礎系は研究者としてのプロ意識を持たせる。以上のような方

策により、学内に居ても、また学外に出ても、医師として通用する人材を育成することであろうと考える。

◆年々加速するよう見受けられる学生の実務志向の強まりに合わせて、カリキュラムの改編や諸制度の整備が試みられてきている。しかし、これを普遍的な基礎学力の育成との平衡を、改めて考える時期が遠からずくるように思われる。

◆1. 人文学部内の構成組織の緊密化、特に実修、実習、実験の強化。2. 学部再編成の核として地域情報の尊重。3. 人文学部内に実学、実用的社会科学の導入。4. 二十一世紀の大学を考えて、情報ソフト化のための施設改善の努力に留意。…委員会強化。5. 日本文化学科と工芸文化学科に共通する改善として学部再編成への努力をすること。

◆大学の建学の精神を具現化するのが学部であると考え。したがってまず、建学の精神が個性化の視点から見て十分に現在でも機能し得るか否かの検討が必要である。そして建学の精神が個性化の基本であるとの確認の上で具体化の方策と行動に移る。(1) 社会からの養成と社会への問いかけ (2) 入試の問題 (3) 教育カリキュラム (4) 卒業後の進路指導 これらを通じて学生に建学の精神を徹底する。

◆1. 学問領域の高度化と拡大：本学部は昭和52年に新設されたが、その際の重要な理念は「理学と工学の融合」であり、「学際化」の推進にある。今後は、よりその高度化を目指すこととともに、更に人文・社会系との融合をも目指し学問領域の高度化と拡大を図ることが本学部の個性化と考える。2. 教育改革の推進：本学の教育理念は「実学の尊重」にあり、それは科学技術を映像を駆使して体感的に理解させるマルチメディア教育に受けつがれている。更には自由度の高いカリキュラムの導入、TAの積極的な導入などにより、より充実した分かりやすい教育を目指す。3. 開かれた大学作り：公開講座、産官学交流、施設の開放などにより社会および地域に開かれた大学を目指し、相互交流を行うことにより教育・研究の活性化を図る。

◆他に類を見ない学部であり、教員の構成も理工農薬と多彩で研究教育面とも十分学際的という個性を備えている。特に抜本的な改革を必要としていない。慢心せず努力を継続していくことは必要である。

◆①人事の流動化 ②特色あるカリキュラム ③医療薬学教育の充実 ④自己点検・評価の実施 ⑤学生による授業評価と学生自身の評価の実施 ⑥インターネットを通しての情報薬学教

育の実施 ⑦ハイテク・リサーチ・センター構想に基づく学際化の推進

◆・大学院と大学を直結させ、63342(修士)3(博士)制から633(学部)3(修士)3(博士)制にする。学部のみで卒業するものに対しては6334制。院の入試は廃止し、教員に拒否権を与える。・どのような学生を育てるか、各学科それぞれの価値感を尊重し学科間で競争させる。・履修自由化を促進し、学生の履修意欲を高め、同時に要求に応えられる科目を準備する。・各種専門資格は大学生ならとれるのが当然というように教育する。・外国人教員を多数採用する。・履修達成度の評価は厳しくすると同時に、個人指導の密度をこくする。・給料を職階性にし、年次性にはしない。・その他改善案を目下学長に答申中であるが、今公表する訳にはいかない。

◆建学の精神即ち自然・生命・人間の尊重の具体的な実現が本学の個性化であろうと思う。医学部・薬学部は専門から当然であるとして、理学部に於いては、アホウドリの保護研究・***の生体学的研究など数名の生物学者が文字通り建学の精神を実現している。しかし、他の多くの教員はそれぞれの専門分野(学会)に於ける研究に勤めているが、建学の精神にどれだけ自覚的であるか疑問であり、今後の課題である。前述アホウドリと東京湾の研究には学部として予算措置を行っている。当面の課題は教員人事(採用・昇進)の基準に建学の精神をとり入れることであると思っている。

◆学部の社会性を考慮し、特に地域社会との連携の上で個性化を打ち出す。

◆特色ある教育カリキュラムの構築

◆①***大学の前身の***は明治20年に「余資なく、優暇なき者」のために創設された。こうした創立者***の建学の精神を現代に生かすところに本学の個性(U・I)が見出されるべきであると考え。すなわち、さまざまな経済的・社会的資源に恵まれた特権層や将来を約束された一部エリートを養成するのではなく、実質的に社会の大部分を担っている中産的、平均的市民を輩出するための高等教育機能を担うところに本学の個性があると考え。具体的には、I部教育のみならず、社会人を主な対象としたII部の大学院・学部教育、それに通信教育や中央・地方での公開講座のような生涯教育を重視するところに本学の特色を見出すことが出来る。②「諸学の基礎は哲学にあり」とは本学の創立者***の言葉である。学問が専門化、個別化、細分化すればする程、それら

「諸学」を総合的に考え、また、それらの基底をなす根源的な思想（哲学）が求められるのは当然であろう。次年度から8学部を擁し、それぞれに専門的な研究教育を行おうとしている本学のもう1つの個性は、「諸学」と「哲学」との間にある分散と統一、多元と一元のダイナミズムをどうにかして担保しつつ、社会に貢献しようとするところに求められよう。

◆教員各自の研究・教育と学生各自の自立性を尊重することにより、自由闊達な学部の雰囲気醸成し、既存の学問体系にとらわれない弾力的かつ自由な発言が可能となるような組織風土を作りあげたい。このためには教員の研究領域の拡大、他学部領域や他機関との交流を深める体制を確立するとともに、教員の科目担当の大幅な自由化のために担当科目の資格審査を緩和したい。また学生に対しては、必修科目を大幅に減らし、科目履修の大幅自由化を推進したい。

◆文学部といっても国文学科と中国文学科の二学科のみであるところから、“学部の個性化”という課題の前に二学科のそれぞれの個性化をどう考えるか、が先行するのではないか、ひいてその結果が学部の全体像につながるだろう。平成八年度からの新カリキュラムにおいて国文学専攻と中国文学専攻のオーソドックスなコースと、両学科にまたがる比較文学・文化専攻を設置、その課程に韓国語、欧米語を視野に入れたコースは、本学部としては画期的な進出だと自負するところである。伝統的に国語科教員志望者が多く、その要望に応えるためには、大幅な科目変更は困難であり、中国文学科においても漢文教育（中学・高校）の実践面をないがしろにするわけにはいかないのである。その間にあって、比較文学・文化専攻の位置は両学科を軸に、更なる展開を期待し、国際的視野を養成すべく発足させたものである。

◆本大学は創立（明治10年）以来、文学部（国文と中国文学）だけの単科大学として（もちろん、正式の大学名は戦後ですが）百十有余年の歴史を経てきました。しかし昨今の激動する国際的環境の推移は、本大学にも新しい社会科学系の学部設立の必要性を痛感させ、1991年に国際政治経済学部という新学部が設立されました。そして設立の主目的はこのような激動する国際的環境の下で活躍できるような若い人材を教育、育成する点に定められ、その教育の一環として地域研究を重視し、英語教育にしても、これまでは見られなかった斬新な教育を行うように努めてきました。他方、専門教育分野についても、従来見られたような伝統的な学科制の垣根

にとらわれず、政、経、法、3科を融合する単一の学科、それに伴う専攻コース制を採択して学部アイデンティティをできるだけ発揮できるようなカリキュラムの改革に取り組み、平成9年度の4月から、このカリキュラムに従って、上記した新学部設立の主目的のより充実した達成に向けて、努力していく積りです。ただ、一段と厳しさを増している国際間の競争に打ち克つためには、新しい技術の開発はもちろん必要ですが、このことが反面、人間そのものについての軽視を招いていることも否定できません。この点は非常に重要なことであり、この点では、本大学は文学部、新学部ともども、人間そのものについての研究を従来以上に力を入れて行っていきたいと思っております。

◆現在少数になった文理学部の特徴を生かし、人文科学から自然科学までの広い視野にたつて教育・研究を進め、21世紀の社会的学問的要請に対応出来る人材の養成と研究発展を目指したい。

◆現在、国際関係学部のキャンパスに短期大学部が設置されている。改組転換を行って、短大を4年制にして学部の個性化をはかってゆきたい。短大の商経学科を国際経営学科又は国際経営情報学科にしたい。短大の文学部を言語文化学科又は言語情報学科にしたい。そうすると、現在ある国際関係学部の国際関係学科・国際文化学科にさらに2つの学科（国際経営学科・言語文化学科）が加わることになる。その場合、全学科とも①国際関係関連科目、②情報科目、③外国語科目を主要な3本柱として設置し、高度情報化、国際化時代における社会のニーズに応えたい。なお、学科・学部の性質上、学際的科目が多いので、ゼミナールや卒業論文執筆の際には焦点をしぼって、1つのテーマを奥深く研究するようにして、大学の個性化にそなえたいと思っている。

◆本学部はもともと既存のディシプリンから自由な学部を構想しているので、歴史の新しい学部ではあるが、創設時の精神をいかに保持するかということが基本的には大切であると考えている。現実的な障害は多く、たとえば、人事の国際化、社会化（アカデミー出身者以外の登用）ということでも研究・教育の高度化とは必ずしも符合しないことがある。講座制にない柔軟な学科制をめざしているが、教員自身の質的向上のための「教育」（教員相互の）という点では仲々うまく行かない面もある。相似た構想・名称をもつ多大学との連携を通じて、本学部の個性化をはかりたいと思っている。

◆学生に対して、経済・経営問題に対する高度な教育を実施すると同時に情報科学に関しても同様の教育体制を敷いている。

◆本学部は、1994年に創設され'96年4月1日で満2年間を経過した新しい学部であり、4年間は改変が制約されていることを予めお断りしておきたい。本学部はわが国で最初に外国語大学の中に設置された国際経営学部として、きわめてユニークな存在である。英語名も Global Business and Economics で、Globalization の時代の要請を受けて設立された学部である。本学部は、新設置基準に基づいて編成されており、その趣旨も、①地球環境との強制 Coexistence ②各国各企業個人間の協調 Cooperation ③各国国民・民族間の相互理解 Communication の3つのCを理念としている。この3Cが本学部の Faculty Identity であるといえる。そのために、語学教育を重視し経営学部でありながら外国語大学の特性を生かして、異文化間のコミュニケーション能力を養うことを狙っている。そのために、外国語学科を英米語だけに限定し外国人教師を多用して Communicative English の方法を採用して、1・2年生には必須科目として受講させる。経営学科目にも外国人教師を配して外国語による講義を開く機会を設けているのが特色である。

◆学生それぞれが自己の学習の到達度を自己評価するとともに、その成果を社会に公開し、学生自身が自己の能力を客観的に評価し、自分の進路を自ら決定できる人材に育てること。（一部の科では一年間の成果をすべて一同に展示して社会に公開する“レビュー”を定例行事として行っています）それぞれの教員の教育が一個人の学生に対して相互にどのように反映し、全体としてどのような成果をあげているかを教員が自己評価し、個の学生に対して自らの教育がいかにかにうけとめられているかを自己評価すること。（学生に対するアンケート調査の予定をしています）学生と教員との間において、自由でより良い関係を作り上げること。個人の責務にもとづく自由な学術環境を作り上げること。教育職と事務職がお互いの職能の関係の中で学生の教育内容、教育環境の構築のためにより良い協力関係を作り上げること。

◆本学部では基本的な理論を徹底的に教えること、1年生からゼミナール制を導入する形での小人数教育を行うことを教育方針にしています。今後ともこの方向を維持・強化することによって個性を主張していくことができるものと考えています。

◆***大学のモットーである「人間の尊厳のために」をさらに強調し、学部教育に活かしていくこと。

◆個性化は大変重要だと思います。現在、社会福祉学部と併存していますので、そこでの連携をすすめ、経済学・経営学の分野で、人間・環境・資源などに関して、あたらしい経済・経営の開発する観点で独自性を出す努力をしています。

◆情報社会科学部は昨年（1995年）4月に発足した。発足して14ヶ月が経過したばかりである。我々の学部は次の2つの理念で発足した。（1）情報社会を科学する学部（2）情報科学と社会科学とを融合する学部 この2つの理念の具体化に教員・職員・学生一丸となって取り組んでいる。きわめて明るい雰囲気なかで進められている。

◆国家試験合格指導で特長を示したい。

◆昼夜開講制を導入し、社会人の受入れを強化する。***大学は都市型の大学である。よって、都市中心部に学部のサテライトを設定し、遠隔講座を促進する。学部教育の多様性を図り、大学院教育との一貫性を確保する。大学院については、本大学は総合大学であるから、文系・理系学部の協力の下で連合（総合）大学院を設置する。その内容は、総合（学際）的であり、キーワードは、国際、生命、環境とする。

◆文系とか、理系という言葉で分類されてきたこれまでの学問分野のみを対象とするのではなく、社会科学、人文科学および自然科学を総合した学問分野を対象として、複雑に多用化して変化する社会状況に適切に対応できる総合力と創造力をもった人材を養成するのが、これからの大学の使命と考えている。したがって、人間社会をとりまく広範な課題を選んで文系とか理系の枠にとらわれることなく効果的に教育できるよう、学部は適宜改革できる体制にすることが、重要であると考えている。

◆本学部における将来計画については、「大学の個性化」を意識して、特に改革を目指したものではありません。本学部では、「農学」を学ぶことによって「自然・生物・生命・人間の生存」に深い洞察力をもち、創造性豊かで実践力のある人材を育成することを教育の理念としています。この理念を達成するために、農学部における教育は、理論に偏した講義を避け、実験による肉付けや実習による体得を重視し、また、卒業論文・演習・実験・実習を通じて学生と教員の触れ合いを大切にすることを教育の目標としています。将来計画では、この理念と教育目

標を変更すべきとは考えておらず、むしろ本学部の特徴（個性）として存続させていくつもりです。本学部の改革の目玉として学科名称の変更を考えていますが、その理由は日本経済の発展とともに、農学への要請範囲が拡大を遂げており、生物資源の幅広い活用、人間の豊かな生活環境、多様な食生活、異種生物との調和をはかる自然環境の育成なども農学が解決すべき分野となってきたことによるものです。本学部へは比較的全国から学生が集まっており、従って、地域に根ざした個性化はマイナスとなるでしょうし、学部単独での個性化の努力にはかなり無理があると思います。その意味で***大学が大学全体としてどういう個性化をはかるかが問題となりますが、今のところ全学で取り組む体制にはありません。

◆本学部の場合、社会の指導者の養成は目的にできない。中堅の社会人として誠実に社会に貢献しうる人材の養成を目的とすべきである。そのため、社会に出て役立つ実践的能力（いわゆる実学）を身につけて卒業させることが必要である。具体的には、全学生に共通の基礎能力として英会話能力とパソコンによる情報処理能力を身につかせた上で、それぞれの卒業後の進路にあわせて専門の法律科目を選択させる（履修モデルとゆるやかな選択履修制による誘導）。一言にして言えば、***前***大学学長のいう「二流のすすめ—運命を甘受し、与えられた場で全力を尽くす人物の養成—」。

◆総合大学の一部として多様な専攻語プログラムを持つ本学部は、他の外国語単科大学と異なる。言語、それに関連する地域の文化、歴史、政治、経済、社会を学習する多様なカリキュラムをもって真の国際科にそなえる人材を養成する。

◆本学法学部は、30年程度の歴史と30人前後の学部スタッフを有する、その意味では戦後高度成長期に設置された、ごくありふれた地方私立大学法学部のひとつとしての外観をもつにすぎない。しかし、幸いに***という場所は、スタッフ人材調達や研究の刺激という点で大きなメリットがある。本学部のばあい、わずか30人程度の教員でありながら、5人の教員が日本語以外を母国語とし（台湾2、ドイツ1、オーストリア1、アメリカ1）、かつ相当数の教員がかなり高い生産性を有している点で、国際化・高業績性という時代の要請に応えているとの認識をもっている。すでに、「An Introduction to the Faculty of Law（「教員プロフィール」と略称する）」という英・和文のパンフレットを1990

年以來隔年刊行し、国内外の各大学はもとより国内主要高校、主要企業および大学在学学生全員にまで配付して、教員データ（履歴・近時主要業績）を開示するという、自己評価・自己点検の要請にもごく早い段階から対応している。その意味で、既存の、いわゆる中位校法学部の「在り方」とはいささか異なる存在感を有しているのではないかと自負している。そのためもあって、長い伝統を有する大手私大や旧制以来の国立大学法学部に匹敵する国際化への実績をもつ。すなわち、アメリカ、ドイツ、オーストリア、フランス、中国、ロシア、オーストラリアなどの諸国の研究者・法実務家が滞在してセミナー、研究または共同研究を行っている。また、日本法研究のために、***大学（取引法）、***大学（企業法・他）、***大学（保険法）等ドイツの学生・司法習修生が研究のため長期滞滞在しており、現在も中国から大学院生（保険法）を迎えている。さらに、将来的に政府は関西にアジア法研究センターを開設する予定といわれるが、その中の主要領域である中国経済法研究は、本学部の中心的業績のひとつといえよう。中国法をもっぱら研究するスタッフは、教授2名、研究員1名にとどまるものの、（財）***研究所の後援による中国保険法研究会には本学教授をリーダーとする本学部関係者6名（教授3、研究員1、大学院生2〔うち1名は現・***大学院生〕）を投入して体系的研究を行い、これには他大学教授・大学院生、関西在住の国際取引法関係の弁護士他、東京から中国担当企業実務家、同シンクタンク研究者などの参加をみている。上述の内容はその一例にすぎず、日本法制史、ロシア政治など、全国規模で活躍するスタッフも少なくない。学部は若く爽やかな競争意識に溢れ、きわめて協力的に研究・教育活動が実践されているといえよう。しかしながら、もとより問題点も指摘される。すなわち、わずか30年の伝統をもつにすぎない、スタッフ全員が他大学出身（これは必ずしも悪いことではない。多くの有力国・私立大学にみられる自校主義はむしろ好ましくないと思われる。本学部・同大学院出身者で他の国・私立大学教員になっているものも少なくない）であるという結果、残念ながら伝統校、または出身校への移籍が相当数生じる。これは学部としての研究・教育の継続という観点からみれば必ずしも好ましくはないが、本学部はこれを敬えて恐れず、実績・将来性を第一義に採用を行うことを確認している。他大学から割愛要請がくるようなスタッフをつねに準備する学部

であることは、学部の研究・教育活力を維持するために不可欠のことであるからであり、それこそ「教員プロフィール」にみるように学部研究・教育の開示にもっとも先鋭な学部であるとの自負を貫く原則に他ならないからである。将来的には、この方向をさらに貫徹し、小粒でもさらに歯ごたえのある研究・教育集団たることを目指している。

◆理論・情報、歴史、政策、産業、国際経済の5グループの履修モデルを示し、専門家養成を志している点に個性化をみている。

◆大学の個性化そのものを直接ねらうのではなく、個性ある人材の育成や個性ある研究の促進、といった観点から取り組んでみたい。

◆***大学設立の旨意に示されている創立者の研究と教育に関する理念を現代の状況の中でいっそう明確にしていく方向をとる改革。それは一国の良心と言うべき人々を陶冶し、自治、自由に基いて人間がよりよく生きる力の基底となる研究と教育に結実するものでなければならない。

◆学部組織の改革、とりわけ社会的ニーズに応える方向での新学科や新コースの設置、改編が必要。また多様なバックグラウンドを持つ教員も、これからの個性化のためには、是非とも必要。

◆大学が社会的使命を果たすためには教育研究の質的な向上を一層推進することであり、特に個性化ということとりあげて考える必要はないと考えている。なお、教育研究は社会的ニーズと将来性を視野にいれて充実することは当然である。

◆社会福祉学を実践科学として明確に位置づけ、福祉現場との有機的なつながりを強化する。また障害をもつ学生への門戸を広げ、当事者の声を組織していけるような教育体制を創り出すことを目指したい。

◆学生の多様な学習要求に応ずる教育課程の編成と弾力的な運営

◆私学特有の建学の精神を生かした研究、教育の実践を行う。

◆○同種の学部にくらべた時の本学部の特色を明確にすること。同時に大学内での他学部との間でも、教育内容、教育システムにおいて、ことなつた特徴をもたせること。○例えば海外研修や英語によるゼミ、資料研究などを設置することで、他学部との差異化をおこないたい。○しかし、こうした差異化では、本質的な個性化になるとは言えない。むしろ研究面での特色をだし、それを教育に直結させることにより、学部の特徴をだすべきであると考えている。現状は、

まだそこまで至るには距離がある。○さらに多様な学生が入ってきていることから考え、多様な学生に見合った多様な教育システムを提供することが必要だと考える。

◆学部の教育カリキュラムの再整備と、学部アイデンティティの明確化。それと併行して、学部教育では十分にフォロー・アップできない教学分野（研究・教育領域）を拡充するため、学部組織とは相対的に自立性をもった「インスティテュート」組織を設置する。

◆全国の経営学部の中でどのような独自性を形成するか。1つは社会の成熟化、学問分野の広がり、学生の多様化に対応して、教育・研究の多様化を進めること。2つは、多様性の基礎として、学部教育においては共通の基礎的知識・能力、素養をしっかりと身につけさせること。3つは自主的、主体的な勉学の姿勢・能力を付けさせること。4つは産・官・学の交流を強め、教育・研究のいっそうの現代化を進めること。5つは国際化、情報化については基礎的能力として重視すること。以上の点を重視して、研究面では知識・情報の発信、教育面ではマレトレプレナーシップの形成を進めることを本学部の個性化と考えている。

◆教育：①多様な入試形態→多様な学生→個性豊かな学生 ②学部で基礎学力を養成し、半数を大学院に進学させるシステム。創造性豊かな学生を育てる。研究：①社会的ネットワークシステムを構築し、大学の研究の活性化と学問の地域社会への還元に勉めている。

◆***大学は寛永16（1639）年の創立以来、350余年の歴史を有する。文学部は、その中心学部であり、そのはじめは、***の学問研究の***の創設にさかのぼる。以来、幾度かの変遷を経て、大正11（1921）年、大学令による大学（文学部）として認可され、***大学と改称して今日に至っており、昭和36（1961）年以降、文学部だけの単科大学から現在の総合大学へと発展しているのである。***大学の学則には、「本学は教育基本法及び学校教育法に従い、***の精神に基づく教育を施し」と規定されている。***大学は***の精神をもって建学の精神とするものである。***の歩んだ学道は、伝統的な仏教の流れを踏まえ、その上に新しい時代の息吹を感じ取り、未来を見据えた時代の先駆者としての歩みでもあった。過去における文学部の歩みは、常に時代の進展を先取りし、新しい研究領域に積極的に取り組み発展してきたのであり、まさに***の学道の体現に他ならない。今日の文学部は、21世紀

の多様な社会的課題の中で、新しい未来を見据えての対応が迫られており、教育内容の変革が求められていると言っても過言ではない。この新たな時代に対応するにあたっての文学部の教学姿勢としては、長年にわたり形成されてきた伝統教学を基盤としつつ、その上に時代・社会に対応した教育体制の変革を行い、教学理念である「人間・科学・宗教」の充実がなされなければならないと考える。かかる点より文学部の特色を見るに、平成4（1992）年には学科改組を行っている。即ち、仏教学科の真宗学専攻と仏教学専攻とを真宗学科と仏教学科に、文学科の国文学専攻と英文学専攻とを日本語日本文学科と英語英米文学科に、それぞれ学科改組することにより、文学部全体を6学科5専攻編成とし、各学科や専攻の中にいくつかのコースを開設している。これは、時代の進展にともなう社会的要請と学問研究の高度化を、学部編成の中に積極的に取り入れたものであり、まさに未来を見据えての今日的な***精神の具現化、教学精神の充実に他ならない。例えば、真宗学科の「教理史原典コース」「教義学コース」「伝道・実践コース」、仏教学科の「教教学コース」「仏教文化学コース」「インド学コース」、日本語日本文学科の「古典文学コース」「近代文学コース」「情報出版学コース」「日本語学コース」、及び英語英米文学科の「英米文学コース」「英米文化コース」の如く、学科改組の趣旨を教育体系の中に具体化し、社会の多様化、情報化に対応した組織的系統的な教育体系の構築を試みたものであり、多様化した学生の学問的関心や進路志望に応じたカリキュラムの構築がなされているのである。以上は、平成4（1992）年度に行った文学部の学科改組の特色の一端であるが、更に1996年度実施に向け、学科改組の対象となれなかった哲学科・史学科を中心に、文学部全体にわたる学科横断的な、学部内の「自由選択コース」の設置を根幹とするカリキュラム作成を試みた。カリキュラム改革の要点は、次のとおりである。1) 伝統的な教学体系をベースにして、6学科5専攻それぞれの学問的固有性を尊重しつつ、その上に時代に対応したカリキュラムの改革を行った。2) 文学部の全学科の卒業要件単位数を、大学設置基準と同じ124単位にして、柔軟な単位修得の可能性をもったカリキュラムを作成した。3) 固有科目について、学科専攻間の壁を低くし、選択領域を拡大することで、多様な学生のニーズに対応し得るカリキュラムとした。4) 6学科5専攻という多様な教学内容を十分に活用して、学部内に

「自由選択コース」を設け、時代のニーズにあったカリキュラムを作成した。史学科を中心に、アジア全体にまたがる「文化財コース」を展開し、哲学科哲学専攻を中心に「比較思想・宗教コース」を設けた。哲学科教育学専攻を中心に「心とからだの研究コース」を設け、英語英米文学科を中心に「国際化社会に対応する「実用英語コース」を設けた。5) 情報化社会に対応して、人文科学に通じた情報教育科目を用意するとともに、学科専攻ごとの固有性の高い分野についても情報教育を導入した。以上、従来の文学部の教学体系の伝統を基盤としつつ、その上に大幅な改革を行い、今日的な社会の要請に応えたのが、このたびの文学部カリキュラムである。

◆一、大学に入る学生のニーズ（資格取得、及び受講希望科目の新設、設備の近代化（例えばインターネットの充実））に沿った授業内容の充実。二、学生が、将来の生きるべき自覚的目標をはっきり持てるような指導体制。三、現代の問題を明確に学生に呈示し、勉学の意欲を引き出す指導体制。四、二、三、の実現のために、ゼミでの個別的指導や学生に強制的に考えさせる指導体制の確立。五、二、三、の指導ができるように、教員の意識の改革。以上。

◆入学してくる学生のレベルから判断して、各学科それぞれに要求される分野を修得させることは難しい。そこで各学科ともそれぞれの内容をいくつかの系列に分類して、学生に主体的に学びたい系列を選べるようなカリキュラム編成をして、得意な分野をもつ学生をそだてることを考えざるを得ない。座学中心（理論中心）的なカリキュラムから実験・実習・演習などに重点を置いたカリキュラムとすることも必要である。

◆1. 電子工学と情報を中心とする関連研究および教育分野で、他大学と差別化する特色を実現する。2. 1項の線に沿う有為の人材を育成し卒業生の企業における評価を高める。3. 研究費の重点配分と研究費の外部よりの確保。4. 教育の評価システムの充実を図り、効果と効率の向上を目指す。

◆商都としての***をバックにした国際化が大学内部で充分認識されて、地域と結びついた独自性が発揮できるようになった時、本学部の個性化が明確になると思う。

◆***大法学部では、Ⅰ部（昼間）、Ⅱ部（夜間）併せて3,442名の学生に対し専任教員は33名しかいない。そのうえ、教員の半数が大学院博士課程前期および後期の教育に携わり、

また教員の三分の一が通信教育に当たっている。このため、教員の負担は重く、学部がユニークなプロジェクトを組むことが非常に困難である。さらに、私学の常として、理事会の力が強く、また学長も公選でないため、学部長の改革のリーダーシップにも限界がある。本学部は1925年に創設された***が母体であり、歴史が比較的古いことから、ベビーブームが去った今もかなりの受験志願がある。このため、教員の間にもう一つ危機感がない。しかし責任ある地位にある人びとは、今後のサバイバルのための学部の個性化のための改革の必要性を感じている。このため、本法学部では2年かけてカリキュラムの検討を行い、最近やっと成果を得た。

◆従来のわが国の科学技術および教育の一般的问题点として、独創性の欠如が挙げられている。本学部では、この点を重視して、その改善を模索し、教育面への還元を図っている。独創性を養う試みとして、心の動きが重要な要素と考え、心の動く教育を目標とする。現代人の多くに心の凍結が見られる。この心の凍結を溶き、心に自由度を与え、柔軟に心が動く人間を育てるのが、今後の科学技術教育の基本と考える。この具体的方法としては、教養を含めた学科間、大学院、学部間の壁を低くし、専門のみにこだわらず、広く異分野の学習も可能な教育および研究態勢を整備する。特に人間との調和に重点をおき、従来の理工系教育、研究の欠点を補う努力をほらい、新しい科学技術時代に対応できる思考基盤をもった人間の養成と、地球、人間社会との共存に寄与することを大目標において研究の改革を図る。

◆本学部は、6学科より構成される工学部と4つの専攻を有する大学院工業技術研究科で教育研究の活動を遂行している。そこで、すぐに21世紀となる現在において、さらに1991年の文部省大学設置審議会の答申である教養課程の改組、専門教育の高度化を考慮するとき、工学部、大学院が個性化を考慮するための改革を計画実施せねばならないと考えている。そこで、下記のような箇条書きとする。(1)工学部の教育方針は、人類の福祉、健康、幸福な生活のための種々な独創的な製品の製造等、システムの開発等を目標としたが、これからの将来の人類の動態を考慮すると、地球上の問題点である人口増加による資源エネルギー、環境の配分、これらの恵待権等を考慮した技術や大規模な地球規模の問題解決の概念等を産出できる工学者や工業技術者でなければならない。(2)そこで大学の4年間でより緻密な人間形成としての必要な基

本的なカリキュラムを必要とする。今迄のような工学や技術のみの講義や修得はすでに思想的な方向性にかけているので、人類の問題点をよく理解するための総合的な工学教育を必要とし、これを工学部の個性化としたい。(3)専門教育の基本は上述した(2)を土台とし、より高度な専門教育と研究は大学院で実施し、研究の目的を明確にした教育とせねばならないであろう。特に、いままでの工学教育は我が国のみの技術発展と経済発展に寄与したが、これからの工学教育は交流的な国際技術としての協力や指導を考慮したものである。この個性化を目標とすべきであろう。

◆1学年の学生数が多く、学生の教学管理上の学科に相当する何らかの区分は維持する必要があるが、カリキュラムは、学部開講科目の中から、学生が自由に選択し、学年進行に伴って自らの専攻を特定する方式を考えている。そのためには、カウンセリング機能を格段に増強する必要がある。

◆薬学部の個性化は難しいと思います。薬剤師国家試験に沿う教科目を開講しなければならないためです。

◆わが国際言語文化学部は、1982年に***大学に設置された比較的新しい、そして今なお清新の気に満ち満ちている学部であります。従って、私たちは、学部創設時に掲げたわが学部の教育理念が古びてしまい今日の時代潮流に合わなくなってしまうとは、毛頭考えておりません。それ故、学部の<個性>を鮮明に示すために、どのような改革を考えているのかと問われても返答に窮すると申し上げざるを得ません。私を初め、学部所属教員は、学部の個性を外部に明確に示すには、学部の教育理念を日常の教育を通じて実現することが大切だと考えております。そのような考えに基づき、わが学部では、教務委員会やその他各種委員会において恒常的に教育内容の充実を教育方法の改善を図るために、それぞれ現時点での教育成果について自己点検を行なうとともに改善の方策についても検討を重ねております。そうした検討結果の具体的な現われが、93年度に実施したカリキュラムの大巾な改正であります。このような検討作業は、93年度以降も継続して行なっており、97年度にはカリキュラムの再改正が行なわれる予定であります。繰り返しますと、私たちはこのような作業を恒常的に行ない、学部教育理念の実現に向けて努力することが学部の<個性>を明示することになるのだと信じております。以上

◆少人数教育を徹底的に追究する方向での改革

となるだろう。しかし、この方向での改革には相当のコストの増加が見込まれねばならないので、計画の策定に当たっての十分な合意の形成が前提となる。

◆本学部の特色は、理論と実際に基づく実践的な教育・研究活動を行っていることです。それは、教員組織においても実務経験者と研究者から構成されており、さらに、教員は自然科学と人文社会学系の両領域にわたっている。今後より一層の個性化のためには他大学、企業との交流を深め、また学内においても、他学部と共同で学際領域に関する教育・研究を推進することが必要と思われる。

◆アンケート全般を通じて、組織改革が前提となっているように見受けられるが、本学部では当面、組織の改革を考えているわけではないので、回答に際して当惑している。大学や学部によって目標とする所は異なるのは当然で、本学部では組織の改革よりも、当面は、入学してくる学生に合わせた、行き届いた教育を目標にするのが妥当ではないかと思っている。そのための改革として、一部の学科では、少人数教育、習熟度別クラス編成、重要科目の毎学期開講、専修科目制などを実施している。

◆薬学部の社会的使命が薬剤師の育成であることは疑問の余地がないが、この薬剤師という言葉の捉え方については全国的にも統一の見解がない現状である。つまり、薬剤師を医療現場の医療チームの一員として認識するか、あるいは創薬、保健行政を含めて薬剤師職能と理解するかが議論の分かれ目である。これは医学部や歯学部では到底考えられず、極めて奇異な状況である。従来は薬学部における教育は、薬学教育と総称される基礎専門科目の知識習得にのみ比重をかけた印象が深い。しかしながら、この偏重が薬剤師自身の社会的ステータスの低下を招いたことは否めない事実である。以上のような反省点に立ち、薬学部の本来の姿である薬剤師職能教育の充実と発展を目指したい。具体的には、臨床薬学教育の充実を計るとともに、モデル薬局の開設やシミュレーション実習などの導入を試みたい。そのためには、現在のカリキュラムの全面的改革と教員組織改組が不可欠と考える。四年制看護大学が年々増加する現状を見ると、臨床現場での薬剤師のステータスのさらなる低下が予想される。さらに、薬剤師国家試験受験資格が、四年制看護大学卒業者に付与されれば薬学部にとっては存亡の危機と言える。したがって、現在の四年制の枠内では学部内組織の革命的改組以外には学部が生き残る道

はないと杞憂する。

◆本学園は、「自他共に如来の一子なり、まさに相敬愛すべし」という大乘仏教の精神に則り設立されている。従って、<宗教を通しての人間形成>という学園教育の根底理念にもとづいた改革が望ましい。

◆戦後新設された芸術（音楽）学部という立場では、個性化は自明・当然のことであり、設立当初より教員の個性の尊重に基づき、女性教員の採用等も含め分科会の自立尊重がなされており、時代に先行してる感さえあります。

◆従来の経済学の枠組みに固執せず、社会や時代の変化及び学生のニーズにフレキシブルに対応できる学部づくりーカリキュラム・履修方法・運営組織などすべての面で——が学部の個性化をもたらすと考える。

◆①入口（入学試験）の個性化の追求 ・学部・学科への志向性が高く、系統的教育を受けようと望む学生をいかに選考するかの方法を模索している。（とくに試験の形式について） ②教育内容（とくにゼミナールの指導体制）の充実 ・専門ゼミナールの実施を将来は2・3年生にし、4年生は卒論指導にする。こうすることによって就職活動で忙殺される4年生前期の空白と3年生までの、学生の研究課題推進をはかる。③出口（就職について）の充実・就職と教学は直接の関係がないとはいえ、学問的充実をはかることは、結局社会人としての実力を備えることになるという観点から、ゼミナールの専門研究（とくに卒論）の深化をはかりたい。④上記3点はすべて、学部の特色（本学部では）である。社会学的方法論（ex. 社会調査実習（社会学部でこそできる教育））を身につけた学生の育成によって個性化をはかることを期待している。

◆学生や社会からの要請に応えるよう、学部の個性化をはかっていく必要があるが、それぞれの大学・学部には固有の建学の理念や歴史・スタッフが存在するから、それらを活かした個性化を進めなければならない。その際、大学・学部のあり方には本質的で変わるべきでないものと、変わるべきものがあるから、その点の慎重な見極めが必要であり、流行への安易な追従も頑迷固陋な保守主義も、いずれも両極端として排すべきだと考えている。

◆1. 夏休み、春休み期間を利用しての学生の企業実習などを通じ企業経営面の実感をつけることを部分的にも実現したい。2. 特に情報系列の学生はEND USER COMPUTINGとして身近な業務モデル作成など経験させたい。3. 教員の

授業経験交流を進め学生に理解しやすい、考えさせやすいようにしたい。4. 米国流の教員と学生の意見交換が活発にできるようにしたい。5. 東南アジア圏の日本語はできないが、極めて高い能力の学生を受け入れられるようにしたい。6. 教員の行政へのロードを減らし研究へより多くの時間がとれるようにしたい。7. 企業での第一線の技術・経験を学生に伝える特講を増やしたい。

◆個性化というとき、学部としての標準的な授業科目や設備が整備された上での個性化でなければならないことは言うまでもない。これらが達成されたかどうかは学外や世間の評価による。例えば Aの研究と云えばB大学C学部 B大学C学部と云えばAの研究 といわれるようになれば本物である。本学部は9学科13専修を擁している。つまり13の研究領域があるが各領域に以上のような世間の評価が得られることが改革の究極の目標である。

◆本学部は既設7学部とは別のキャンパスに、カリキュラム、人事等を一新して創設された、いわば実験的要素を多分に含む、きわめて個性の強い学部である。学部教育には米国式の大学教育の特徴がかなり取り入れられ、新しい国際化時代に必要とされる人材の育成に力を入れている。その意味で、学部の完成および大学院の新設等の課題を、現在の路線に沿って成功させることが個性化のための改革であると認識している。新学部の個性を、既設学部の伝統と栄光にどう統合化するかが上記の過程を終えた次の課題となろう。

◆1. キリスト教主義教育を創立の基本理念にもつ大学ですから、経済学部で経済学を教育する場面でもこの課題を強く意識しています。少し具体的に言えば、経済という人間活動、経済学という学問を単にそれだけで完結したものを見ずに、「人間の存在」「人間の生き方」と関連づけてその意味を問うところに、学部の姿勢の特徴があります。2. 1年生必修の基礎演習、3, 4年生必修の研究演習(と卒業論文)にますます力を入れ、学生の考え、調べ、発表する力を伸ばすことを重要視しています。合同ゼミ発表会を秋に開いています。3. 単位認定とは関係なく、30分間のチャペルの時間を毎日もっています。聖書を読み、教職員による講話があります。「人間を考える」「経済と人間—経済学を学ぶ心」という春秋の2つのシリーズのときは、非キリスト者の教員も講話者に加わって、多方面から話をしてもらいます。このチャペル講話の一部は、『***』(***他編、日本

経済評論社)として出版されました。4. 年1回『エコノフォーラム』誌を発行し(95年度創刊)、上記諸活動を記録して、活性化に役立っています。

◆***大学理学部では、教授・助教授で教授会を構成している。当理学部の特徴は講座制をとっていないことである。教授会のメンバーはステイタスに関係なく全員が独立の研究室をもち、自由な雰囲気なかで研究・教育に携わっている。従って、当理学部では、国立大学の理系学部で見られるような、上下関係が見られない。研究費は教授会メンバーに平等に配分されている。このような環境の中で、教員各自が精力的に研究・教育に取り組んでいる。これまで独創性のある研究成果を多数報告しており、外部からも高い評価を得ている。教育面では、私学の中にあつて、少人数教育に徹し、密度の高い教育を押し進めている。学部長としては、現在の制度を維持しながら、よりよい研究と教育ができるように、理学部を運営したいと願っている。

◆1. 食物栄養課程は厚生省指定の管理栄養士養成施設として教育効果をあげ、現在国家試験合格はトップクラス(90~100名合格者)にあるけれども、21世紀にむけて高齢化社会に対応するための専門学力と研究能力の養成強化が非常に重要である。2. 家政課程は改組により、生活造形分野が導入された。この分野の強化が今後の重要課題である。ここに個性化表現の成否がある。

◆すでに一定の改革を実行した。従来の3学科：社会学科、英文学科、国文学科のうち、英文学科、国文学科はそれぞれ、英語英米文学科、日本語日本文学科と改称し、必要に応じ、カリキュラムを改善した。以上3学科に加え、人間科学科を1996年度より新設した。新設学科は臨床心理学を中心に、カウンセラー養成の基礎教育を行う学科で全国的にもユニークな存在である。以上の改革に見られる基本姿勢は、旧態依然の教育・研究を改め、急激に変化する現代社会の学問的教育的ニーズに対応することを目指すものである。この改革視点は、私立大学の個性化において特に重視されなければならない。しかし同時に人文科学の教育・研究を主体的に担う文学部の従来のアカデミズムの維持・発展も必要である。要するに、伝統と革新のバランスを失わず、個性的な教育を実現することが肝要である。

◆わが学部は、平成6年度より、2学科制(法学部に、経営法学科を増設)を実施し、学部創

設以来の実学重視の教育方針を、さらに時代のニーズにあわせて改革してきた。すなわち、既存の法学科では国家試験や各種試験を目指す学生たちに六法中心の教育を行い、経営法学科では、国際性を持った社会人・ビジネスマンの養成に重点を置こうとするものである。また、全学的な一般教育課程の見直しによって、副専攻制が導入され、学生の勉学意欲に対応した、教養教育も充実しつつある。今後は、以上の改革を実のあるものにする努力を続けるとともに、国際化・情報化・生涯学習促進などの面での改革をすすめていかなければならない。具体的には、社会人や帰国生徒、留学生などの受け入れを、学部と大学院レベルですすめ、それに応じた教育・研究体制を整備していきたいと考えている。

◆○本大学の伝統である、少人数・徳育教育の重視 ○理論と実践の一体化による、先進的カリキュラムの編成

◆・大学院の充実。特に、地域社会のニーズに適合する様な、・学部・学科の再編成 学際的学問分野の充実など。

◆伝統や立地条件を十分に考慮した上で、社会と時代の要請にこたえることが長い目でみて個性化につながると考えている。そういう考え方で、国際化、情報化の新しい傾向に合った学科目をふやしながらも、これまでの経済学科の他にオーソドックスな経営学科を増設し、さらに両学科の相互乗り入れをやっている。

◆1. 既存の医学部、農学部、薬学部、家政学部とは異なるヒトの栄養学、健康科学を理念としている。2. 答のある栄養士の養成でなく、考え研究する栄養士の養成を目標としている。3. 学部として栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、臨床検査技師、食品衛生監視員、栄養管理者の6つの資格がすべて取得できるようにカリキュラムを組んでいる。学生には自由に、個性にあったものを選択させている。

◆本大学文学部は、英文学科と総合文化学科の2学科からなっている。英文学科では、英米文学を志望する学生が減って、実用英語を学びたいと考える学生が増えている。実用英語は専門学校や会話学校でやったらよいという意見もあるが、大学でも会話や翻訳についての訓練をすべきだと私は考える。英文学科の教員の中には、文学・語学研究に限定せず、イギリスやアメリカの文化や社会や歴史に対する関心を持った学生を受け入れられるようにしたいという希望がある。総合文化学科には社会学者やアメリカ史の専門家もいるので、英文学科内にアメリカ研究

やイギリス研究のような新しいコースを設けて、それに総合文化学科の教員が参加し、総合科目や合同ゼミの形で教育研究を行い、総合文化学科の学生もそこに参加できるようにすべきだと私は考えている。総合文化学科には、フランス文学やドイツ文学の専門家がいるが、ここでも文学研究を志望する学生は少ないので、独仏の文化や社会や歴史を研究テーマとするコースを作りたいと考えている。2学科に分かれているために、とかく両学科間の教員や学生の交流がうまく行かないのが問題で、将来は、文学部文化学科一つに統合することが望ましい。更に、最近では学生の関心がアジアに向けられているので、総合文化学科の中にある日本文化系と西洋文化系以外に東洋文化系を設置することによって、学生のニーズに応えたいと考える。既に1997年度から韓国語・中国語を第二外国語とすることが決定しているので、韓国と中国の文化や社会や歴史の研究を内容とする東洋文化系を設けることがどうしても必要になると考えている。◆学部の個性化は当然大学の個性化との関連で考えられなければならない。本学の場合、実学、流通現象の科学化が共通した目標であり、その点で個性化ははかられている。一方その理念を受けて、商学部においては、流通、経営、ファイナンス、サービス産業などの学科の特色を鮮明にし、個別化をはかっている。

◆高校までの教育課程を踏まえた上で、今日の高次教育はいかにあるべきか、という視点が必要であろう。旧来の大学のイメージと、現実に入学者の意識との間に、あまりにギャップがありすぎる。しかし、レベルの低下に伴い、教育水準を下げていくと、キリがないことにもなる。専門的教育は大学院で行なう、という方向が強まると、大学教育はますます形骸化しかねない。そういう中で必要なことは、学生個人個人の学習への動機づけであろう。それも就職などに有利といった功利的なものではなく、人間としての生き方をどうしていくのか、といった倫理的・思想的な動機づけを行なっていく必要があると思う。国際化・情報化は益々発展させねばならないが、そういう中でいかにして、豊かな人間性を涵養していくのか、という観点がつらぬかれていくべきだし、そういう全人教育が、専門教育の過程において理念として掲げられていくべきだと考える。

◆大学全体のスクール・カラーは明るくて自由であるという点にあるが、それを学部の教育目標の中でも生かしていきたいと考えている。特に私共の学部では、少人数教育を徹底し、きめ

細かな教育サービスの提供を心掛け、それとともに、経済学科では基礎理論の教育の充実、聴覚情報学科では実務教育の充実に意を注ぐことにしている。それは大学を大衆化したものとして受けとめ、専門教育の深化は大学院で行う方向への思考転換とも結びついている。すなわち、学部レベルでは、基礎知識と生活知識を出来るだけ幅広く教えることを目指すべきだと考えている。

◆現在の当学部は、各学科がそれぞれ個性的であるので、学部として、まとまった個性化を推進する方向は、目指していない。逆にいえば、上からしぼりつけて個性を削ぐ、ということは、無理と考えられる。もともと文学部というところは、各研究者の自由な発想と創造性を発揮するようになっている組織なので、上からのリーダーシップには反撥が極めて強い。なお、当学部は、アカデミックな人達が多いので、浮ついた「改革」には、乗ってこない。学部長としても、いろいろ提言しているが、仲々、皆動かないので困ることが多い。なお、御質問の趣旨と異なるが、御提示の御質問にある組織改革のためには、充たされるべき諸条件が本学には、未整備ともいえる。たとえば、弱小私大であるための、財源問題、学科等の増設などが解決しなければ、新規事業が言い出しにくい。学部長としてこういう点が一番つらいところである。

1996(平成8)年6月

調 査 票 A

大学用(学長・事務局)

大学の組織改革に関する

全 国 調 査



広島大学 大学教育研究センター

記入上のお願い

- * このアンケート用紙の回答は学長および関連する本部事務局の方におねがいします。記名回答になっておりますが、統計的に処理されますので忌憚なくお答えください。
- * 回答の様式が選択肢の場合は選択された番号を必ず□の中にご記入ください。なお、「その他」の選択肢を選ばれた場合は、その内容について()の中にご記入ください。
- * 回答が自由記述や上記以外の場合には各設問の形式に従ってお答えください。
- * 各設問には原則として平成8年4月1日現在の状況に基づいてお答えください。
- * 改革時期をおたずねしている設問ではコンピュータ処理の関係上、西暦年度でお答えください。なお、現在、検討中で年度が特定できない場合はおおよその年度をご記入ください。
- * 各設問で選択肢の「現在、検討中である」に該当する場合には、具体的に関係機関に諮っている段階を念頭においてください。
- * 名称についておたずねしている設問がありますが、未定の場合には仮称でご記入ください。
- * 設問の内容が貴大学に該当しないと判断される場合には回答欄を空白にしておいてください。
- * 調査回答用紙は7月20日までにご返送ください。

このアンケートは、文部省科学研究費一般研究A(代表者:有本 章)の交付を受けて行うものです。

F1 貴大学の名称についておたずねします。

	大 学
--	-----

I. 大学の管理運営組織の改革について

A. (国公立大学共通の設問)

1. 副学長制を導入されている場合は、その人数、職務内容および発足年度をおたずねします(予定されている場合もご記入ください)。

副学長の人数	職 務 内 容	発足(予定)年度
()	() () () () () () () ()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度

(職務内容については、具体的に箇条書きしてください)

2. 学長補佐体制を導入されている場合は、その名称、構成員および発足年度をおたずねします(予定されている場合もご記入ください)。

補佐体制の名称	構 成 員	発足(予定)年度
()	() () () () () () () ()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度

(構成員は、例えば「文科系から1人」というように、選出の原則についてご記入ください。以下のご質問においても、同様におねがいします)

3. 貴大学の全学レベルの意思決定において実質的に大きな影響力のある連絡協議会等がございましたら、その名称、構成員および発足年度をご回答ください(予定されている場合もご記入ください。なお、評議会、学部長会議、部局長連絡会議等は除いてください)。

組織の名称	構 成 員	発足(予定)年度
()	() () () () () () () ()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度

4. 大学改革推進のための特別な委員会が設置されている場合は、その名称、目的、発足年度をおたずねします（予定されている場合もご記入ください）。

委員会名	目的	発足(予定)年度
① ()	()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
② ()	()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
③ ()	()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
④ ()	()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度

(目的については、簡潔に箇条書きしてください。以下、同様をお願いします)

5. 貴大学の全学レベルにおいて大学の管理運営等について大学外部の意見を反映する何らかの常設的な委員会等が制度化されていたら、その名称、目的、発足年度をご回答ください（予定されている場合もご記入ください）。

委員会名	目的	発足(予定)年度
① ()	()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
② ()	()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
③ ()	()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
④ ()	()	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度

6. 貴大学の評議会の構成（メンバー）、規程、専決事項（議題）、審議のあり方について、最近、改革された点がございましたらご回答ください。

① 構 成 員 :

.....

② 規 程 :

.....

③ 専決事項 :

(議 題)

④ 審 議 :

.....

4. 貴大学の理事会の構成（メンバー）、規程、専決事項（議題）、審議のあり方について、学長ご自身改革した方が良いと思われることについて、箇条書きでご回答ください。

① 構 成 員 :

.....

② 規 程 :

.....

③ 専決事項 :

(議 題)

④ 審 議 :

.....

(国公立大学共通の設問)

II. 貴大学の全学レベルの組織改革について（全学をカバーしていない特定学部
のものは除いてください）。

1. 連合大学院や独立研究科等の、いわゆる新しい設置形態の大学院についてお
たずねします（個別学部のうえに設置された単独の研究科は除いてください）。

ア. 上記の設置形態による既存の大学院等があれば研究科名、課程名（修
士・博士課程）、設置年度をご記入ください。

研究科名	課程名	設置形態名	設置年度
①			19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
②			19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
③			19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度

イ. 現在、上記の形態による計画中の大学院について研究科名、課程名
（修士・博士課程）、設置予定年度をご記入ください。

研究科名	課程名	設置形態名	発足予定年度
①			19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
②			19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度

3. 以前に比較して教養教育のカリキュラムの構成が不明確になった。 ()
4. 学部によって教養教育への取り組みに差が生じてきた。 ()
5. 教養教育が受講生に十分に理解されていない。 ()
6. 教養教育、専門基礎教育のカリキュラム編成が一貫していない。 ()
7. その他 () ()

3. 貴大学と海外の特定大学との交流協定などがありますか。

1. すでに締結している。 2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、締結の予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

ア. 海外の大学とどのような交流をしておられますか。複数の大学と交流がある場合には、全体としてすべての交流内容の実績をつぎの中から選び、その番号にすべて○印をしてください(過去の実績も含めてください)。

1. 学生の単位互換をしている。
2. 学生の交換留学をしている。
3. 学生の訪問研修をしている。
4. 教員の交換留学をしている。
5. 共同研究プロジェクトを実施している。
6. 公開講演会・研究会・シンポジウムなど開催している。
7. 双方ないしはどちらか一方で受け入れのための教育あるいは研究組織を設置している。
8. その他 ()

イ. 複数の協定がある場合には、その数をお答えください。

4. 貴大学と国内の特定大学との全学レベルの単位互換制度がありますか。

1. ある。 2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

ア. 実際に単位互換した実績が今までにありますか。

1. ある。 2. ない。

8. 貴大学のキャンパスには、教育、研究、管理運営等のための全学的なコンピュータ情報ネットワークが設置されていますか。

1. すでに設置している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、設置の予定はない。

9. 貴大学では、全学レベルで生涯学習を推進するために、生涯学習センター等の組織が設置されていますか（特定学部を設置されていても全学をカバーしているセンターは含めてください）。

1. すでに設置している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、設置の予定はない。

10. 貴大学の中央附属図書館は地域社会の人たちが利用できるように開放されていますか。

1. すでに開放している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、開放の予定はない。

11. 貴大学では、大学自体に関して研究したり、大学教育改革を推進するために大学教育研究センター等の組織が設置されていますか。

1. 設置している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、設置の予定はない。

12. 貴大学では、新任教員向けのFD（ファカルティ・ディベロップメント）が制度化されていますか。

1. すでに実施している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、実施の予定はない。

Ⅲ. 貴大学を理解するうえで、参考になるつぎの資料についてお送りいただけますようお願い申し上げます。

1. 貴大学の全学レベルの意思決定過程を図解した資料
2. 貴大学の全学レベルの各種委員会名全体が理解できるリスト
3. 最近の貴大学の組織改革（廃止転換・再編成）を理解できる資料
4. その他、参考となる資料

アンケートのご回答についてご協力ありがとうございました。

F 2	<input type="checkbox"/>	F 3	<input type="checkbox"/>	F 4	<input type="checkbox"/>	F 5	<input type="checkbox"/>
F 6	<input type="checkbox"/>	F 7	<input type="checkbox"/>	F 8	<input type="checkbox"/>	F 9	<input type="checkbox"/>

(F 2 から F 9 までは記入しないでください)

1996(平成8)年6月

調査票 B

大学用(学長)

大学の組織改革に関する

全国調査

RIC

広島大学 大学教育研究センター

記入上のお願い

大学の組織改革に関する総合的自己評価

現在、わが国の大学は戦後最大の改革期を迎えているといわれています。学長および関連する事務局の方にご回答いただいたA調査の結果を踏まえたうえで、貴大学の組織改革の状況は、大学審議会の答申等の社会的要請に照らしてみて、どの程度達成されているでしょうか。つぎのスケールに基づいて各項目ごとに、学長ご自身の大体の印象で結構ですから、自己評価をしてみてください。なお、本アンケート結果は統計的に処理されますので貴大学名が公表されることは決してございません。回答は、各質問ごとに□の中に該当するスケール番号をご記入ください。上記以外の設問の場合には、各設問の形式に従ってお答えください。ご協力のほど、よろしくおねがい申し上げます。

*調査回答用紙は7月20日までにご返送ください。

このアンケートは、文部省科学研究費一般研究A(代表者:有本 章)の交付を受けて行うものです。

Ⅱ. 貴大学の組織改革推進に関する自己評価についておたずねします。下記の大学組織の多様性、柔軟性など4つの視点の改革推進について、貴大学の各レベルごとの改革はどの程度達成されていると、あなたご自身判断されますか。それぞれのマトリックスの中に該当するスケール番号をご記入ください。なお、判断がきわめて困難と思われるマトリックスについては空白にしておいてください（網かけを入れたマトリックスには記入しないでください）。

1	2	3	4	5
ほとんど達成していない。	4分の1くらい達成した。	半分くらい達成した。	4分の3くらい達成した。	ほとんど達成した。

	研究 レベル	教育 レベル	管理 運営 レベル	社会的 サービス レベル
1. 大学組織の 多様性 に関する改革の推進				
2. 大学組織の 柔軟性 に関する改革の推進				
3. 大学組織の 開放性 に関する改革の推進				
4. 大学組織の 効率性 に関する改革の推進				

Ⅲ. 貴大学全体の個性化のための組織改革がどの程度達成されていると、あなたご自身判断されますか。

1	2	3	4	5
ほとんど達成していない。	4分の1くらい達成した。	半分くらい達成した。	4分の3くらい達成した。	ほとんど達成した。

Ⅳ. 貴大学は、他大学との単位互換を行う場合、学生が貴大学で取得した単位（クレジット）の質について社会的信用性（クレジットアビリティ）をどの程度得ていると、あなたご自身判断されますか。

1	2	3	4	5
ほとんど得ていない。	あまり得ていない。	どちらともいえない。	おおむね得ている。	十分に得ている。

F 2	<input type="checkbox"/>	F 3	<input type="checkbox"/>	F 4	<input type="checkbox"/>	F 5	<input type="checkbox"/>
F 6	<input type="checkbox"/>	F 7	<input type="checkbox"/>	F 8	<input type="checkbox"/>	F 9	<input type="checkbox"/>

(F 2 から F 9 までは記入しないでください)

1996(平成8)年6月

調 査 票 A

学部用(学部長・事務局)

大学の組織改革に関する

全 国 調 査



広島大学 大学教育研究センター

記 入 上 の お 願 い

- * このアンケート用紙の回答は学部長および関連する本部事務局の方にお願ひします。記名回答になっておりますが、統計的に処理されますので忌憚なくお答へください。
- * 回答の様式が選択肢の場合は選択された番号を必ず□の中にご記入ください。なお、「その他」の選択肢を選ばれた場合は、その内容について()の中にご記入ください。
- * 回答が自由記述や上記以外の場合には各設問の形式に従ってお答へください。
- * 各設問には原則として平成8年4月1日現在の状況に基づいてお答へください。
- * 改革時期をおたずねしている設問ではコンピュータ処理の関係上、西暦年度でお答へください。なお、現在、検討中で年度が特定できない場合はおおよその年度をご記入ください。
- * 各設問で選択肢の「現在、検討中である」に該当する場合には、具体的に関係機関に諮っている段階を念頭においてください。
- * 名称についておたずねしている設問がありますが、未定の場合には仮称でご記入ください。
- * 設問の内容が貴大学に該当しないと判断される場合には回答欄を空白にしておいてください。
- * 調査回答用紙は7月20日までにご返送ください。

このアンケートは、文部省科学研究費一般研究A(代表者:有本 章)の交付を受けて行うものです。

F1 貴大学・学部の名称についておたずねします。

大学

学部

I. 学部と大学院の教育組織の改革について

1. 貴学部では、最近10年間に学部全体レベルの改組・再編を実施されましたか。

1. すでに実施している。 2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、実施の予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

ア. その際、貴学部の名称を変更されましたか(新設の場合は除いてください)。

1. 変更した。 2. 変更していない。

(上記の設問アで1. を選択された場合)

イ. その旧名称についてお答えください。 旧名称

2. 貴学部では、最近10年間に学科(課程)レベルの改組・再編を実施されましたか(設問1で、改組・再編したものも含めてください)。

1. すでに実施している。 2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、実施の予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

学科(課程)の具体的な名称は

学科(課程)

学科(課程)

学科(課程)

学科(課程)

学科(課程)

学科(課程)

2. 最近の大学改革に伴って、各大学の学部教授会において審議しなければならない事項も増大してきております。貴学部では教授会の効率化を図るための改革をされましたか。

1. すでに改革している。 2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、改革の予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

イ. 重要と思われる改革について3点に絞って箇条書きでご回答ください。

- ①.....
②.....
③.....

3. 最近の大学改革や大学院の設置などに伴って、各学部の各種委員会の数も増大してきていることと思いますが、貴学部ではこれらの各種委員会を効率的に運営するためにどのような工夫をしておられますか。特徴的だと思われる工夫を具体的に3点だけ箇条書きでご回答ください。

- ①.....
②.....
③.....

4. 大学教員人事の活性化の一環として、外国人教員、社会人及び女性の教員の採用などが大学審議会答申などにおいて奨励されておりますが、貴学部の人事決定手続きや人事規則においてはこれらを促進するための何らかの対応を実施されましたか。つぎの項目についてそれぞれご回答ください。

ア. 外国人教員について

1. すでに実施している。 2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、実施の予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

改革の内容は

.....
.....

イ. 社会人教員について

1. すでに実施している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、実施の予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

改革の内容は

.....
.....

ウ. 女性教員について

1. すでに実施している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、実施の予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

改革の内容は

.....
.....

エ. 母校出身者を採用する場合の基準について（いわゆるインブリーディングの回避について）

1. 一定の基準がある。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ基準はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

基準の内容は

.....
.....

オ. 大学審議会の答申で、任期制の導入について提言されておりますが、貴学部での実施状況はいかがですか。

1. すでに実施している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、実施の予定はない。

(上記の設問で1. を選択した場合には、職階、期間、発足年度についてご回答ください)

職 階	任期期間	発足年度
1. 教 授	約 <input type="text"/> 年	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
2. 助教授	約 <input type="text"/> 年	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
3. 講 師	約 <input type="text"/> 年	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
4. 助 手	約 <input type="text"/> 年	19 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度

(任期制を導入している職階の番号に○印をしてください)

5. 貴学部では**新任教員**向けのFD (ファカルティ・ディベロップメント) を制度化されていますか (全学レベルのものは除く)。

1. すでに実施している。 2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、実施の予定はない。

6. 貴学部の**教員の所属組織の構成単位**は、基本的には主としてつぎのどれに該当しますか。

1. 学科目制 2. 講座制 3. 大学科目制 4. 大(中)講座制
5. その他

ア. 上記に回答された構成単位はいつ改革されましたか 19 年度

イ. 改革以前の構成単位は上記の構成単位のどれに該当していましたか。

(上記の設問で6.の「特色ある専門教育科目」に○印をされた場合、その科目名、対象学年、学科・課程についてご記入ください)

科目名	学年	学科(課程)名
① () () ()	()	() 学科(課程)
② () () ()	()	() 学科(課程)
③ () () ()	()	() 学科(課程)
④ () () ()	()	() 学科(課程)
⑤ () () ()	()	() 学科(課程)

IV. 貴学部の入試制度と大学開放組織について

1. 貴学部における**個性的で多様な学生の入学のための改革**についておたずねします。つぎの各項目で該当するすべての番号に○印をしてください(一部の学科・課程・専攻で導入されている場合も含めてください)。

1. 一般推薦入学選抜制度の導入
2. 職業科出身学生のいわゆる**特別枠**による推薦入学選抜制度の導入
3. 社会人入試選抜制度の導入
4. 海外子女入試選抜制度の導入
5. 一芸一能入試選抜制度の導入
6. 学生収容定員制度に基づく**編入学用の定員枠**の導入
7. いわゆる「**飛び級**」(入学資格及び就業年限の弾力化)の導入(大学院を含む)

2. 貴学部における**大学開放**に関する改革についておたずねします。つぎの各項目で該当するすべての番号に○印をしてください。

1. 貴学部独自の**公開講座**の開催
2. **生涯学習のための学部独自のセンター類**の設置
3. 高度な専門教育に志向した**リカレント教育制度**の導入
4. **リフレッシュ教育制度**の導入

3. 貴学部では、**民間機関や他大学と共同研究するための学部レベルの附属組織(センター類)**が設置されていますか(全学レベルの組織は除いてください)。

1. すでに設置している。
2. 現在、検討中である。
3. 現在のところ、設置の予定はない。

(上記の設問で1. を選択された場合)

設置した年度は

19 年度

その名称は

V. 貴学部を理解するうえで、参考になるつぎの資料についてお送りいただけますようお願い申し上げます。

1. 貴学部内の各種委員会名全体が理解できるリスト
2. 最近の貴学部の組織改革（廃止転換・再編成）を理解できる資料
3. その他、参考となる資料

アンケートのご回答についてご協力ありがとうございました。

F 2

F 3

F 4

F 5

F 6

F 7

F 8

F 9

(F 2 から F 9 までは記入しないでください)

1996(平成8)年6月

調査票 B

学部用(学部長)

大学の組織改革に関する

全国調査



広島大学 大学教育研究センター

記入上のお願い

大学の組織改革に関する総合的自己評価

現在、わが国の大学は戦後最大の改革期を迎えているといわれています。学部長及び関連する事務局の方にご回答いただいたA調査の結果を踏まえたうえで、貴学部の組織改革の状況は、大学審議会の答申等の社会的要請に照らしてみても、どの程度達成されているでしょうか。 つぎのスケールに基づいて各項目ごとに学部長ご自身の大体の印象で結構ですから、自己評価をしてみてください。なお、本アンケート結果は統計的に処理されますので貴学部名が公表されることは決してございません。回答は、各質問ごとに□の中に該当するスケール番号をご記入ください。上記以外の設問の場合には、各設問の形式に従ってお答えください。ご協力のほど、よろしくおねがい申し上げます。

* 調査回答用紙は7月20日までにご返送ください。

このアンケートは、文部省科学研究費一般研究A(代表者:有本 章)の交付を受けて行うものです。

F 1 貴大学および貴学部の名称についておたずねします。

	大学		学部
--	----	--	----

I. 社会変動に対応するための貴学部の改革推進に関する自己評価についておたずねします。下記の**高度化、連携化、など6つの視点の改革推進**について、貴学部の各レベルごとの改革はどの程度達成されていると、あなたご自身判断されますか。それぞれのマトリックスの中に該当するスケール番号をご記入ください。なお、判断がきわめて困難と思われるマトリックスについては空白にしておいてください（網かけを入れたマトリックスには記入しないでください）。

1 2 3 4 5

ほとんど達成 4分の1くら 半分くらい 4分の3くら ほとんど
していない。 い達成した。 達成した。 い達成した。 達成した。

	研 究 レベル	教 育 レベル	管 理 運 営 レベル	社会的 サービ ス レベル
1. 学部（大学院も含む）の質的水準の 高度化 に関する改革の推進				
2. 他大学との交流による 連携化 に関する改革の推進				
3. 地域社会への開放と交流による 社会化 に関する改革の推進				
4. 学部（大学院も含む）の 国際化 に関する改革の推進（人事も含む）				
5. 知識や学問的变化に対応した 学際化 に関する改革の推進				
6. 情報化社会に対応した 情報化 に関する改革の推進				

II. 貴学部の組織改革推進に関する自己評価についておたずねします。下記の学部組織の多様性、柔軟性など4つの視点の改革推進について、貴学部の各レベルごとの改革はどの程度達成されていると、あなたご自身判断されますか。それぞれのマトリックスの中に該当するスケール番号をご記入ください。なお、判断がきわめて困難と思われるマトリックスについては空白にしておいてください（網かけを入れたマトリックスには記入しないでください）。

1	2	3	4	5
ほとんど達成していない。	4分の1くらい達成した。	半分くらい達成した。	4分の3くらい達成した。	ほとんど達成した。

	研 究 レベル	教 育 レベル	管 理 運 営 レベル	社会的 サービ ス レベル
1. 学部組織の多様性に関する改革の推進				
2. 学部組織の柔軟性に関する改革の推進				
3. 学部組織の開放性に関する改革の推進				
4. 学部組織の効率性に関する改革の推進				

Ⅲ. 貴学部全体の個性化のための組織改革がどの程度達成されていると、あなたご自身判断されますか。

1	2	3	4	5
ほとんど達成していない。	4分の1くらい達成した。	半分くらい達成した。	4分の3くらい達成した。	ほとんど達成した。

Ⅳ. 貴学部は、他大学との単位互換を行う場合、学生が貴学部で取得した単位（クレジット）の質について社会的信用性（クレジットアビリティ）をどの程度得ていると、あなたご自身判断されますか。

1	2	3	4	5
ほとんど得ていない。	あまり得ていない。	どちらともいえない。	おおむね得ている。	十分に得ている。

V. 貴学部は、学部全体の成果を通じて、社会、国民あるいは関係機関並びに関係者に対するアカウンタビリティ（説明義務）をどの程度果たしていると、あなたご自身判断されますか。

1 2 3 4 5

ほとんど果た あまり果た どちらとも おおむね果 十分に果た
していない。 していない。 いえない。 たしている。 している。

VI. 貴学部の学部レベルの特に「管理運営機構」における学部長のリーダーシップを一層発揮するために、21世紀における貴学部の管理運営機構については、どのような改革が必要でしょうか。つぎの中から学部長ご自身のお考えに最も近いものを選び、その番号を□の中にご記入ください。

1. 既存の管理運営機構の中で学部長の権限を強化する。
2. 副学部長や学部長の補佐を導入し、学部長の職務を助ける体制を敷く。
3. 学部長の権限を強化するための各種委員会を設ける。
4. 既存の管理運営機構をとくに変更する必要はない。
5. その他

F 2

F 3

F 4

F 5

F 6

F 7

F 8

F 9

(F 2 から F 9 まで は 記 入 し な い で く だ さ い)

執筆者紹介（執筆順、※は編者）

※有本 章	広島大学 大学教育研究センター長
荒井 克弘	大学入試センター 研究開発部 教授
羽田 貴史	広島大学 大学教育研究センター 助教授
山野井敦徳	広島大学 大学教育研究センター 教授
橋本 学	広島大学 大学教育研究センター 助手
村沢 昌崇	広島大学 大学教育研究センター 助手
佐藤 広志	大学入試センター 研究開発部 助手
服部 憲児	宮崎大学 教育学部 講師
天野 智水	広島大学大学院 社会科学研究科 博士課程
小川 佳万	広島大学 大学教育研究センター 助手
安原 義仁	広島大学 教育学部 助教授
金子 勉	大阪教育大学 教育学部 講師
成定 薫	広島大学 総合科学部 教授
大塚 豊	広島大学 大学教育研究センター 教授
栗本 一男	広島大学 大学教育研究センター 教授



ポスト大衆化段階の
大学組織変容過程に関する比較研究
(高等教育研究叢書46)

1997(平成9)年10月1日 発行

編者 広島大学大学教育研究センター
発行所 広島大学大学教育研究センター
〒739 東広島市鏡山1丁目2-2
電話(0824)24-6240
印刷所 (株)ニシキプリント
〒733 広島市西区商工センター7丁目5-33
電話(082)277-6954

ISBN 4-938664-46-1

REVIEWS IN HIGHER EDUCATION

No.46 (October 1997)

**Cross-National Study on Post-Massification
Academic Organizational Development**

**RESEARCH INSTITUTE FOR
HIGHER EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY**

ISBN4-938664-46-1